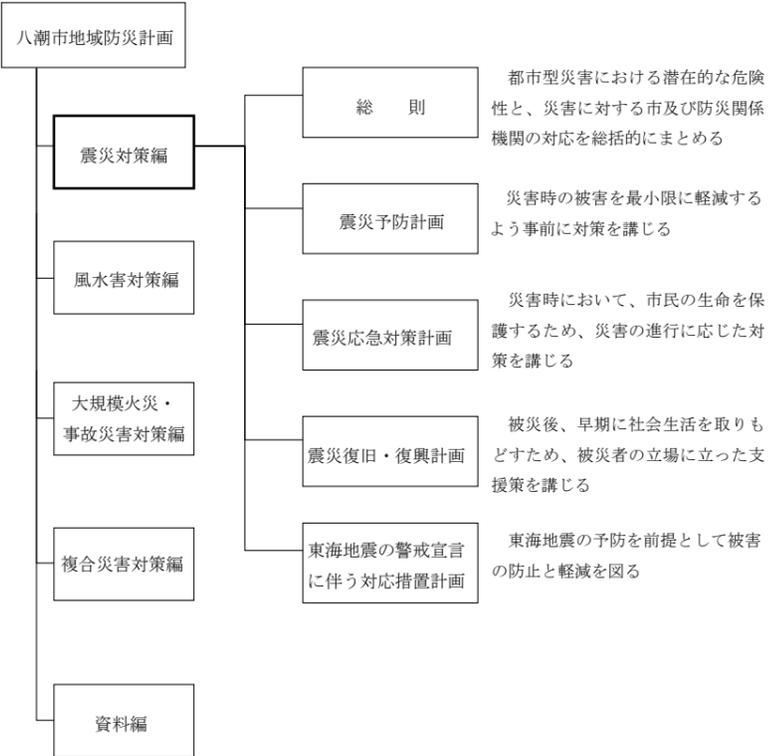
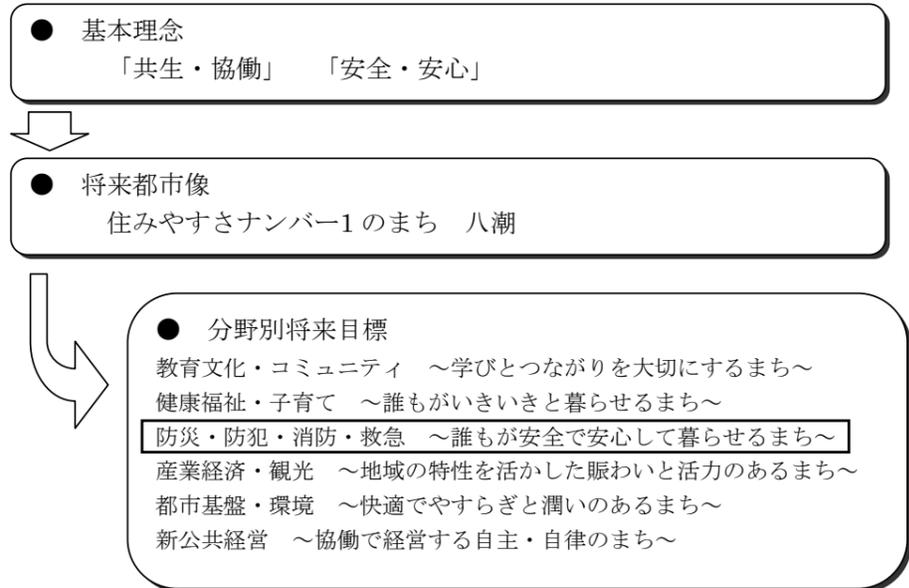
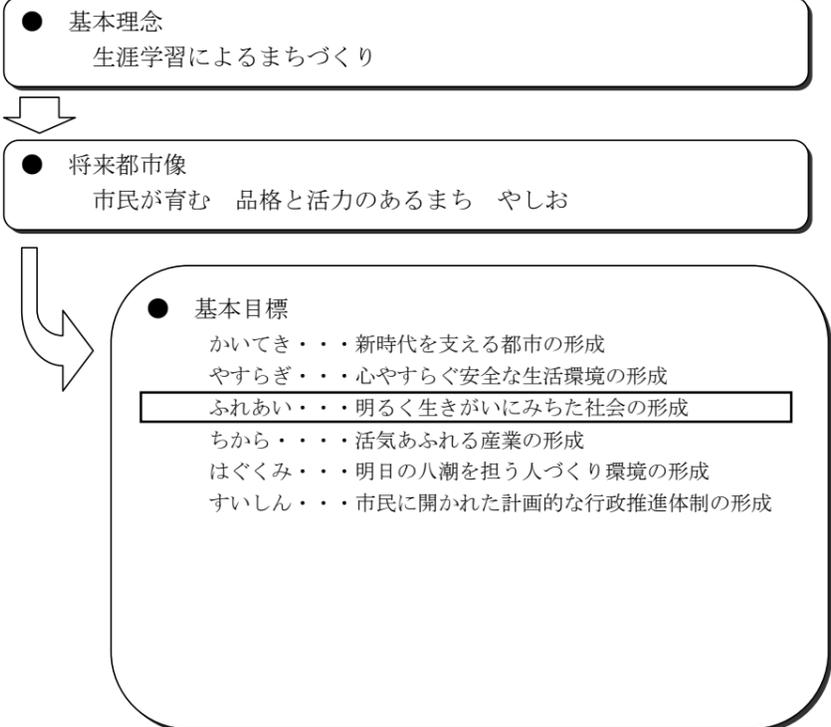
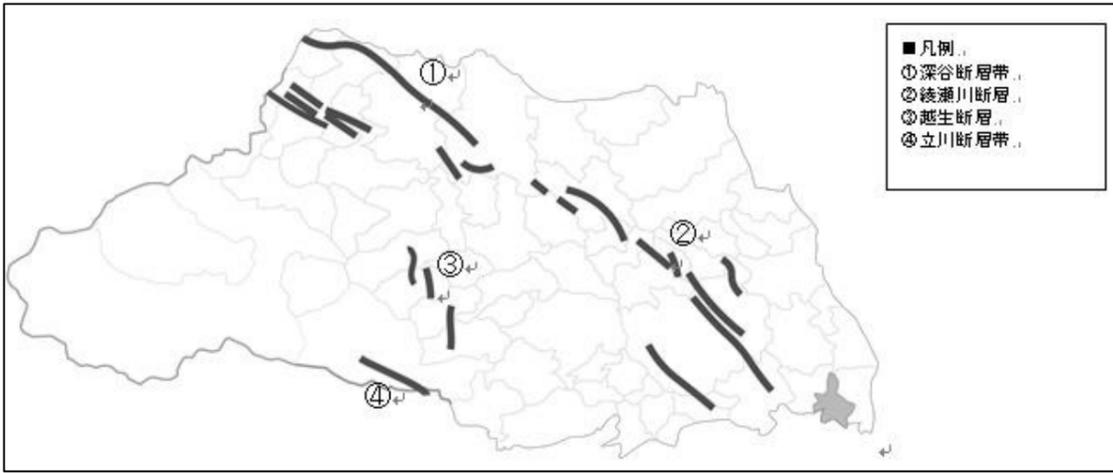
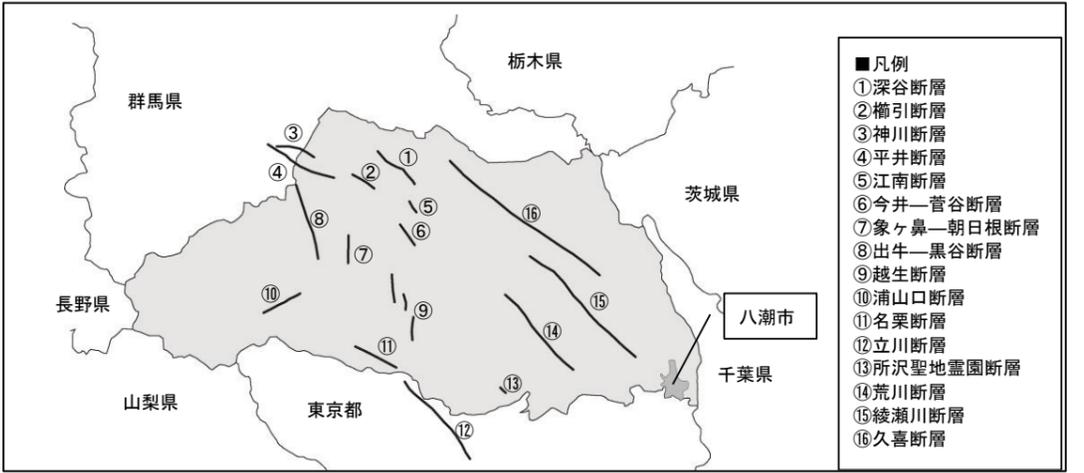


新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第1部 総則</b></p> <p><b>第1節 計画の目的</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第2 計画の構成と内容</b></p> <p><b>2.1 計画の構成</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1 震災対策編</b></p> <p><u>熊本地震、東日本大震災、阪神・淡路大震災等</u>をはじめとする一連の地震災害の教訓を踏まえ、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧・復興計画、<u>東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画及び複合災害対策計画</u>を定める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4 複合災害対策編</b></p> <p><u>熊本地震や東日本大震災における複数回発生する大地震や、地震後と風水害の複合的な災害の発生へ対応するための対策計画を定める。</u></p> <p><b>5 資料編</b></p> <p>「震災対策編」・「風水害対策編」・「大規模火災・事故災害対策編」・<u>「複合災害対策編」</u>に関する資料を「資料編」として編さんする。</p>	<p><b>第1部 総則</b></p> <p><b>第1節 計画の目的</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第2 計画の構成と内容</b></p> <p><b>2.1 計画の構成</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1 震災対策編</b></p> <p>東日本大震災<del>や</del>阪神・淡路大震災をはじめとする一連の地震災害の教訓を踏まえ、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧・復興計画<del>及び</del>東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画を定める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><del>4</del>資料編</p> <p>「震災対策編」・「風水害対策編」・「大規模火災・事故災害対策編」に関する資料を「資料編」として編さんする。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.1</p>

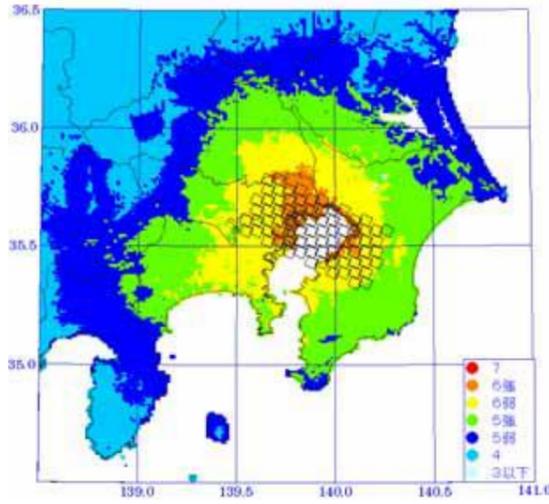
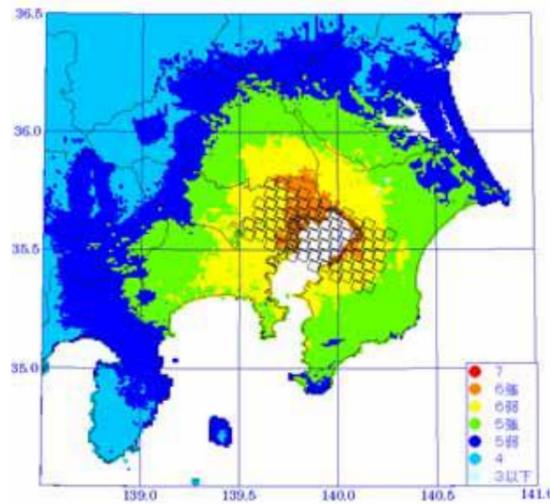
新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2.2 計画の内容</b>                      &lt;略&gt;</p> 	<p><b>2.2 計画の内容</b>                      &lt;略&gt;</p> 	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.2</p>
<p><b>第3 計画の策定・運用</b>  <b>3.1 計画の策定</b>                      &lt;略&gt;  <b>3.2 平時の運用</b>                      &lt;略&gt;</p> <p>2 震災応急対策計画及び震災復旧・復興計画の習熟及びマニュアル等の整備                      発災時、各班は被害を最小限にとどめるために防災活動を展開することになる。また、防災活動は、震災応急対策計画、震災復旧・復興計画に沿って行われることから、防災活動の成否は、各担当班・職員が担当する計画への習熟度によって左右されることになる。                      そのため、職員は、関係する計画箇所について、日頃から習熟しておくとともに、<u>計画に基づくマニュアルの作成及び点検、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証、点検や訓練から得られた事項や教訓等の反映を実施する。</u></p>	<p><b>第3 計画の策定・運用</b>  <b>3.1 計画の策定</b>                      &lt;略&gt;  <b>3.2 平時の運用</b>                      &lt;略&gt;</p> <p>2 震災応急対策計画及び震災復旧・復興計画の習熟及びマニュアル等の整備                      発災時、各班は被害を最小限にとどめるために防災活動を展開することになる。また、防災活動は、震災応急対策計画、震災復旧・復興計画に沿って行われることから、防災活動の成否は、各担当班・職員が担当する計画への習熟度によって左右されることになる。                      そのため、職員は、関係する計画箇所について、日頃から習熟しておくとともに、<del>発災時に円滑かつ計画的に業務を遂行するためのマニュアル等を必要に応じて整備する。</del></p>	<p>防災基本計画の反映</p>	<p>P.4</p>

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3 協定締結の推進</b></p> <p><u>災害時においては、食糧、生活必需品、応急対策資器材等の供給をはじめ、多くの分野で民間から物的又は人的な支援を得ることになるため、各班は、率先して事業者や事業者団体と災害時の応援協定を締結する。また、平常時から協定事業者等と連携体制を整備する。</u></p>		市の現況の反映	
<p><b>第4 計画の基本方針(防災ビジョン)</b></p> <p><b>4.1 八潮市総合計画</b></p> <p>市は、平成28年3月に平成37年度を目標年次とした、第5次八潮市総合計画基本構想を策定し、その目標達成に必要な基本施策を明らかにした「基本計画」を定め、市民と行政との協働によるまちづくりを推進している。</p> <p>第5次八潮市総合計画基本計画は、新たな時代を切り開くまちづくりの指針として、総合的かつ長期的な視点に立って策定されており、以下に示す基本理念、将来都市像等が設定されている。</p>	<p><b>第4 計画の基本方針(防災ビジョン)</b></p> <p><b>4.1 八潮市総合計画</b></p> <p>本市は、平成13年3月に平成27年度を目標年次とした、第4次八潮市総合計画基本構想を策定し、その目標達成に必要な基本施策を明らかにした「前期基本計画」を定め、市民と行政との協働によるまちづくりを推進している。</p> <p><del>平成17年には、つくばエクスプレスが開通し、このことを契機に八潮駅周辺及び関連する道路の整備が行われ、人口が増加している。また、地方分権の進展等、本市を取り巻く情勢が大きく変化している。このような状況に対応するため、将来都市像に関する基本構想の一部を見直し、平成21年度から平成27年度までを計画期間とする期基本計画を策定した。</del></p> <p>第4次八潮市総合計画後期基本計画は、新たな時代を切り開くまちづくりの指針として、総合的かつ長期的な視点に立って策定されており、以下に示す基本理念、将来都市像等が設定されている。</p>	5次八潮市総合計画の反映	P.5
 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本理念 「共生・協働」 「安全・安心」</li> <li>● 将来都市像 住みやすさナンバー1のまち 八潮</li> <li>● 分野別将来目標 教育文化・コミュニティ ～学びとつながりを大切にするまち～ 健康福祉・子育て ～誰もがいきいきと暮らせるまち～ <b>防災・防犯・消防・救急 ～誰もが安全で安心して暮らせるまち～</b> 産業経済・観光 ～地域の特性を活かした賑わいと活力のあるまち～ 都市基盤・環境 ～快適でやすらぎと潤いのあるまち～ 新公共経営 ～協働で経営する自主・自律のまち～</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本理念 生涯学習によるまちづくり</li> <li>● 将来都市像 市民が育む 品格と活力のあるまち やしお</li> <li>● 基本目標 かいてき・・・新時代を支える都市の形成 やすらぎ・・・心やすらぐ安全な生活環境の形成 <b>ふれあい・・・明るく生きがいにみちた社会の形成</b> ちから・・・活気あふれる産業の形成 はぐくみ・・・明日の八潮を担う人づくり環境の形成 すいしん・・・市民に開かれた計画的な行政推進体制の形成</li> </ul>	5次八潮市総合計画の反映	P.5

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>分野別将来目標</u>の「<u>防災・防犯・消防・救急</u>」の中では、“災害に強いまちづくり”を<u>目標に次</u>の施策を定めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>災害に強いまちづくり</b></p> </div> <p>(1) <b>地域防災計画の推進</b> 「八潮市地域防災計画」に基づき、平時から災害に対する備えの充実を図る。また、災害に強いまちづくりを推進するため、国、県、防災関係機関、自主防災組織、消防団、ボランティア等との連携を強化し、防災体制の充実に努める。</p> <p>(2) <b>地域防災力の強化</b> 防災訓練や防災に関する研修を通じて、市民の防災知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の育成及び活動支援を行い、地域防災力の強化に努める。また、災害発生時における正確な情報の把握と迅速な情報の提供を行うため、情報伝達手段を整備するとともに、自主防災組織等との情報連絡体制の構築に努める。</p> <p>(3) <b>避難行動要支援者対策の推進</b> 高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者名簿を作成するとともに、本人の同意を得て町会・自治会や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者へ情報を提供する。また、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援ができるよう、避難支援等関係者と連携し、支援体制の充実に努める。</p>	<p><u>基本目標</u>の「<u>やすらぎ</u>」の中では、“災害に強い<u>安全なまちづくり</u>”として<u>6項目</u>の施策を定めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>災害に強い安全なまちづくり</b></p> </div> <p>(1) <b>消防力の強化</b> 消防庁舎の移転新築、消防水利の整備、消防団の充実等、消防施設や消防体制を整備し、消防力の強化を図る。また、消防力の強化のため、消防の広域化について、関係機関と連携を図る。</p> <p>(2) <b>火災予防体制の充実</b> 高齢者や障がいのある方にも配慮し、市民の防火・防災意識の普及・啓発に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置を促進する。事業所等に対し、防火対象物の予防査察を実施し、安全性の確認や防火管理業務の指導体制の充実を図る。また、自衛消防力を向上させ、防火対策の強化を促進する。</p> <p>(3) <b>救急救助体制の充実</b> 救急救命士の養成、救急隊員に対する教育訓練の充実、高規格救急自動車をはじめとする高度救急用機材の整備等により、救急救助実施体制の強化を図る。 子どもから高齢者まで、すべての市民が適切に応急処置をとることができるよう、指導の充実を図る。</p> <p>(4) <b>防災まちづくりの推進</b> 建築物や水道、道路等の公共施設の耐震・不燃化を促進するとともに、看板等の落下防止やブロック塀等の倒壊防止の指導に努める。また、防災の機能を果たす公園、緑地等の活用を図るとともに、避難路、避難場所の確保や緊急輸送手段の確保に努める。</p> <p>(5) <b>地域防災体制の充実</b> 防災意識の高揚と防災に関する知識の普及に努めるとともに、災害に対する備えや災害時要援護者への支援体制を整備するなど、地域防災計画の推進を図る。 町会・自治会を単位とした自主防災組織の育成、消防団と連携を図り、防災訓練の実施等を通して、地域における防災力の強化を図るとともに、医療機関等との連携による災害医療体制の整備、民間企業等との災害時の応援協定の締結を推進する。 防災行政無線や防災気象情報システム等を活用し、情報提供及び連絡体制の充実を図る。また、食料品や医薬品等を計画的に備蓄する。</p> <p>(6) <b>危機管理体制の強化</b> 関係機関と連携を図り、SARSや高病原性鳥インフルエンザの感染拡大等のさまざまな緊急事態に即応できる体制を強化する。 また、武力攻撃事態等に備えるため、国民保護計画に基づく研修や訓練等を実施し、国民保護計画に対する市民への理解を深める。</p>	<p>5次八潮市総合計画の反映</p>	<p>P.6</p>
<p><b>4.2 計画の基本方針</b></p> <p><u>第5次八潮市総合計画</u>に示された将来都市像等を踏まえ、八潮市地域防災計画の基本方針を以下に設定する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>4.2 計画の基本方針</b></p> <p><u>第4次八潮市総合計画後期基本計画</u>に示された将来都市像等を踏まえ、八潮市地域防災計画の基本方針を以下に設定する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>5次八潮市総合計画の反映</p>	<p>P.7</p>
<p><b>第2節 防災面からみた八潮市の概況及び対象災害の想定</b></p> <p><b>第1 地形地質条件</b></p> <p>市は、埼玉県 of 東南部に位置し、北緯 35 度 49 分、東経 139 度 50 分、面積は <u>18.02</u> k m<sup>2</sup>の広さを有しており、都心からの距離は、約 15 kmである。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第2節 防災面からみた八潮市の概況及び対象災害の想定</b></p> <p><b>第1 地形地質条件</b></p> <p>市は、埼玉県 of 東南部に位置し、北緯 35 度 49 分、東経 139 度 50 分、面積は <del>18.02</del> k m<sup>2</sup>の広さを有しており、都心からの距離は、約 15 kmである。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.8</p>

新	旧	備考	頁 (現行)																																																																		
<p>□埼玉県の断層位置図</p> 	<p>□埼玉県の断層位置図</p> 	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.9</p>																																																																		
<p><b>第2 人口等の推移【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□八潮市人口推移 (各年1月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="133 955 1231 1344"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>総人口</th> <th>年少人口 (0~14)</th> <th>生産年齢人口 (15~64)</th> <th>老年人口 (65以上)</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>84,889</td> <td>11,761 (13.9%)</td> <td>55,293 (65.1%)</td> <td>17,835 (21.0%)</td> <td>36,387</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>85,556</td> <td>11,647 (13.6%)</td> <td>55,126 (64.4%)</td> <td>18,783 (22.0%)</td> <td>37,149</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>86,121</td> <td>11,510 (13.4%)</td> <td>55,192 (64.1%)</td> <td>19,419 (22.5%)</td> <td>38,022</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>87,082</td> <td>11,339 (13.0%)</td> <td>55,783 (64.1%)</td> <td>19,960 (22.9%)</td> <td>35,602</td> </tr> <tr> <td>埼玉県 平成29年</td> <td>7,343,733</td> <td>930,692 (12.7%)</td> <td>4,576,983 (62.3%)</td> <td>1,836,058 (25.0%)</td> <td>3,212,325</td> </tr> </tbody> </table>	年	総人口	年少人口 (0~14)	生産年齢人口 (15~64)	老年人口 (65以上)	世帯数	<略>						平成26年	84,889	11,761 (13.9%)	55,293 (65.1%)	17,835 (21.0%)	36,387	平成27年	85,556	11,647 (13.6%)	55,126 (64.4%)	18,783 (22.0%)	37,149	平成28年	86,121	11,510 (13.4%)	55,192 (64.1%)	19,419 (22.5%)	38,022	平成29年	87,082	11,339 (13.0%)	55,783 (64.1%)	19,960 (22.9%)	35,602	埼玉県 平成29年	7,343,733	930,692 (12.7%)	4,576,983 (62.3%)	1,836,058 (25.0%)	3,212,325	<p><b>第2 人口等の推移</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□八潮市人口推移 (各年1月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1291 955 2389 1333"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>総人口</th> <th>年少人口 (0~14)</th> <th>生産年齢人口 (15~64)</th> <th>老年人口 (65以上)</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>埼玉県 平成25年</td> <td>7,110,773</td> <td>1,005,662 (14.1%)</td> <td>5,012,138 (70.5%)</td> <td>1,092,973 (15.4%)</td> <td>2,766,071</td> </tr> </tbody> </table>	年	総人口	年少人口 (0~14)	生産年齢人口 (15~64)	老年人口 (65以上)	世帯数	<略>						(追加)						埼玉県 平成25年	7,110,773	1,005,662 (14.1%)	5,012,138 (70.5%)	1,092,973 (15.4%)	2,766,071	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.9</p>
年	総人口	年少人口 (0~14)	生産年齢人口 (15~64)	老年人口 (65以上)	世帯数																																																																
<略>																																																																					
平成26年	84,889	11,761 (13.9%)	55,293 (65.1%)	17,835 (21.0%)	36,387																																																																
平成27年	85,556	11,647 (13.6%)	55,126 (64.4%)	18,783 (22.0%)	37,149																																																																
平成28年	86,121	11,510 (13.4%)	55,192 (64.1%)	19,419 (22.5%)	38,022																																																																
平成29年	87,082	11,339 (13.0%)	55,783 (64.1%)	19,960 (22.9%)	35,602																																																																
埼玉県 平成29年	7,343,733	930,692 (12.7%)	4,576,983 (62.3%)	1,836,058 (25.0%)	3,212,325																																																																
年	総人口	年少人口 (0~14)	生産年齢人口 (15~64)	老年人口 (65以上)	世帯数																																																																
<略>																																																																					
(追加)																																																																					
埼玉県 平成25年	7,110,773	1,005,662 (14.1%)	5,012,138 (70.5%)	1,092,973 (15.4%)	2,766,071																																																																
<p><b>第3 地震災害の履歴</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□埼玉県の主な地震災害履歴</p> <table border="1" data-bbox="133 1564 1231 1890"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>震源地域</th> <th>M</th> <th>埼玉県を中心とした被害の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2014.9.16 (平成26)</td> <td>茨城県南部</td> <td>5.6</td> <td>埼玉県下の最大震度は、熊谷市、加須市、本庄市、深谷市、久喜市、美里町で震度5弱の揺れが発生した。 負傷者4人、屋根瓦の損壊175件。また、窓ガラスの破損や駅改札口の天井板の落下が発生した。</td> </tr> <tr> <td>2015.5.30 (平成27)</td> <td>小笠原諸島西方沖</td> <td>8.5</td> <td>埼玉県下の最大震度は、鴻巣市、春日部市、宮代町で震度5弱の揺れが発生した。 負傷者3人、ふじみ野市(約200軒)で停電。</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	震源地域	M	埼玉県を中心とした被害の概要	<略>				2014.9.16 (平成26)	茨城県南部	5.6	埼玉県下の最大震度は、熊谷市、加須市、本庄市、深谷市、久喜市、美里町で震度5弱の揺れが発生した。 負傷者4人、屋根瓦の損壊175件。また、窓ガラスの破損や駅改札口の天井板の落下が発生した。	2015.5.30 (平成27)	小笠原諸島西方沖	8.5	埼玉県下の最大震度は、鴻巣市、春日部市、宮代町で震度5弱の揺れが発生した。 負傷者3人、ふじみ野市(約200軒)で停電。	<p><b>第3 地震災害の履歴</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□埼玉県の主な地震災害履歴</p> <table border="1" data-bbox="1291 1564 2389 1669"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>震源地域</th> <th>M</th> <th>埼玉県を中心とした被害の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	震源地域	M	埼玉県を中心とした被害の概要	<略>				<p>記載情報の更新</p>	<p>P.10</p>																																										
発生年月日	震源地域	M	埼玉県を中心とした被害の概要																																																																		
<略>																																																																					
2014.9.16 (平成26)	茨城県南部	5.6	埼玉県下の最大震度は、熊谷市、加須市、本庄市、深谷市、久喜市、美里町で震度5弱の揺れが発生した。 負傷者4人、屋根瓦の損壊175件。また、窓ガラスの破損や駅改札口の天井板の落下が発生した。																																																																		
2015.5.30 (平成27)	小笠原諸島西方沖	8.5	埼玉県下の最大震度は、鴻巣市、春日部市、宮代町で震度5弱の揺れが発生した。 負傷者3人、ふじみ野市(約200軒)で停電。																																																																		
発生年月日	震源地域	M	埼玉県を中心とした被害の概要																																																																		
<略>																																																																					

新	旧	備考	頁（現行）																																
<p><b>第4 対象災害の想定</b></p> <p><b>4.1 概要</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>4.2 想定地震</b></p> <p>1 <u>中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ</u>による想定地震</p> <p><u>中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループは、長期的な防災・減災対策の対象として、マグニチュード7クラスの都区部直下の地震と、マグニチュード8クラスの大正関東地震クラスの地震を検討した。</u></p> <p><u>検討対象とされている地震は、次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>Mw・・・地震波の周期と振幅の情報を用いたマグニチュード</u></p> <table border="1" data-bbox="192 945 1202 1864"> <thead> <tr> <th>地震の規模</th> <th>想定場所</th> <th>地震のタイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18">M7クラスの地震</td> <td>都心南部直下</td> <td rowspan="12">フィリピン海プレート内の地震 (Mw7.3)</td> </tr> <tr><td>都心東部直下</td></tr> <tr><td>都心西部直下</td></tr> <tr><td>千葉市直下</td></tr> <tr><td>市原市直下</td></tr> <tr><td>立川市直下</td></tr> <tr><td>川崎市直下</td></tr> <tr><td>東京湾直下</td></tr> <tr><td>羽田空港直下</td></tr> <tr><td>成田空港直下</td></tr> <tr><td>さいたま市直下</td> <td rowspan="2">地殻内の浅い地震 (Mw6.8)</td> </tr> <tr><td>横浜市直下</td></tr> <tr><td>茨城県南部</td> <td rowspan="2">プレート境界の地震 (Mw7.3)</td> </tr> <tr><td>茨城・埼玉県境</td> <td>※1</td> </tr> <tr><td>東京湾北部</td> <td>想定なし</td> </tr> <tr><td>多摩</td> <td>想定なし</td> </tr> <tr><td>関東平野北西縁断層帯</td> <td>活断層 (Mw6.9)</td> </tr> <tr><td>立川断層帯</td> <td>活断層(Mw7.1)</td> </tr> <tr><td>三浦半島断層群主部</td> <td>活断層 (Mw7.0)</td> </tr> </tbody> </table>	地震の規模	想定場所	地震のタイプ	M7クラスの地震	都心南部直下	フィリピン海プレート内の地震 (Mw7.3)	都心東部直下	都心西部直下	千葉市直下	市原市直下	立川市直下	川崎市直下	東京湾直下	羽田空港直下	成田空港直下	さいたま市直下	地殻内の浅い地震 (Mw6.8)	横浜市直下	茨城県南部	プレート境界の地震 (Mw7.3)	茨城・埼玉県境	※1	東京湾北部	想定なし	多摩	想定なし	関東平野北西縁断層帯	活断層 (Mw6.9)	立川断層帯	活断層(Mw7.1)	三浦半島断層群主部	活断層 (Mw7.0)	<p><b>第4 対象災害の想定</b></p> <p><b>4.1 概要</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>4.2 想定地震</b></p> <p>1 <u>中央防災会議首都直下地震災害対策専門調査会</u>による想定地震</p> <p><u>中央防災会議首都直下地震災害対策専門調査会は、地震発生の蓋然性が高く、都心部又は都心部周辺で発生しうる18タイプの地震を設定し、被害想定を実施している。このうち「東京湾北部地震」は、ある程度の切迫性が高いと考えられる地震であること、都心部の揺れが強いこと、強い揺れの分布が広範囲に広がっていることから、首都直下地震対策を検討していく上での中心となる地震としている。</u></p> <p><u>また、18タイプの地震において、甚大あるいは大きな被害が想定される震度6弱以上の地震の発生が予測されている地域の「目安」が示されている。本市において、震度6弱以上が予測されている地震は、次のとおりである。</u></p>	<p>中央防災会議の 取組反映</p>	<p>P.11</p>
地震の規模	想定場所	地震のタイプ																																	
M7クラスの地震	都心南部直下	フィリピン海プレート内の地震 (Mw7.3)																																	
	都心東部直下																																		
	都心西部直下																																		
	千葉市直下																																		
	市原市直下																																		
	立川市直下																																		
	川崎市直下																																		
	東京湾直下																																		
	羽田空港直下																																		
	成田空港直下																																		
	さいたま市直下		地殻内の浅い地震 (Mw6.8)																																
	横浜市直下																																		
	茨城県南部	プレート境界の地震 (Mw7.3)																																	
	茨城・埼玉県境		※1																																
	東京湾北部	想定なし																																	
	多摩	想定なし																																	
	関東平野北西縁断層帯	活断層 (Mw6.9)																																	
	立川断層帯	活断層(Mw7.1)																																	
三浦半島断層群主部	活断層 (Mw7.0)																																		

新		旧	備考	頁(現行)
	伊勢原断層帯	活断層(Mw6.8)		
	神縄・国府津—松田断層帯	想定なし		
	西相模灘	地殻内の浅い地震(横ずれ断層型 Mw7.3)		
M8クラスの 海溝型地震	大正関東地震タイプの地震	相模トラフ沿いの海溝型地震 (Mw8.2※2)		
	元禄関東地震タイプの地震	相模トラフ沿いの海溝型地震 (Mw8.5※2)		
	延宝房総沖地震タイプの地震	日本海溝沿いの海溝型地震 (Mw8.5※2)		
	房総半島南東沖で想定されるタイプの地震	相模トラフ沿いの海溝型地震 (不明)		
最大クラスの 地震・津波	最大クラスの津波	相模トラフ沿いの海溝型地震 (Mw8.7※2)		
<p>※1: この表において「プレート境界の地震」は、北米プレートとフィリピン海プレートの境界の地震をいう</p> <p>※2: M8クラス及び最大クラスのモーメントマグニチュードは本検討会における津波断層モデルによるもの</p> <p>出典: 首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告) 中央防災会議</p>				
<p>□東京湾北部地震(M7.3)の震度分布図</p>  <p>(削除)</p> <p>&lt;略&gt;</p>		<p>□東京湾北部地震(M7.3)の震度分布図</p>  <p>□震度6弱以上が予測されている地震の一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京湾北部地震(M7.3)</li> <li>都心東部直下地震(M6.9)</li> <li>都心西部直下地震(M6.9)</li> <li>関東平野北西縁断層帯地震(M7.2)</li> <li>立川断層帯地震(M7.3)</li> <li>茨城県南部地震(M7.3)</li> <li>多摩地域地震(M7.3)</li> <li>さいたま市直下地震(M6.9)</li> <li>千葉直下地震(M6.9)</li> <li>羽田直下地震(M6.9)</li> </ul> <p>※首都直下地震対策専門調査会報告より</p> <p>中央防災会議の 取組反映</p> <p>P.12</p>		

新	旧	備考	頁（現行）										
<p><b>3 八潮市の想定地震</b></p> <p>本市においては、<u>中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ</u>及び埼玉県地震被害想定調査にある全ての想定地震に影響を受ける可能性があるが、最も大きな影響を受ける地震は、東京湾北部地震であり、八潮市における最大震度は6強である。</p> <p>このため、本計画における想定地震は、東京湾北部地震(マグニチュード7.3)とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3 八潮市の想定地震</b></p> <p>本市においては、<u>中央防災会議首都直下地震災害対策専門調査会</u>及び埼玉県地震被害想定調査にある全ての想定地震に影響を受ける可能性があるが、最も大きな影響を受ける地震は、東京湾北部地震であり、八潮市における最大震度は6強である。</p> <p>このため、本計画における想定地震は、東京湾北部地震(マグニチュード7.3)とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>中央防災会議の 取組反映</p>	<p>P.14</p>										
<p><b>第3節 防災関係機関の業務の大綱</b></p> <p>防災に関し、市、<u>消防</u>、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。</p> <p><b>第1 市</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1" data-bbox="172 898 1190 976"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市	事務又は業務の大綱	<略>		<p><b>第3節 防災関係機関の業務の大綱</b></p> <p>防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。</p> <p><b>第1 市</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1314 898 2332 1199"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防本部 消防団</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防施設及び消防本部体制の整備に関する事</li> <li>2. 火災発生時の消火活動に関する事</li> <li>3. 人命の救助及び応急救護・救急に関する事</li> <li>4. 傷病者の搬送に関する事</li> <li>5. 避難の勧告又は指示に関する事</li> <li>6. 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>7. 消防職員及び消防団員の出動に関する事</li> <li>8. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	市	事務又は業務の大綱	<略>		消防本部 消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防施設及び消防本部体制の整備に関する事</li> <li>2. 火災発生時の消火活動に関する事</li> <li>3. 人命の救助及び応急救護・救急に関する事</li> <li>4. 傷病者の搬送に関する事</li> <li>5. 避難の勧告又は指示に関する事</li> <li>6. 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>7. 消防職員及び消防団員の出動に関する事</li> <li>8. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事</li> </ol>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.17</p>
市	事務又は業務の大綱												
<略>													
市	事務又は業務の大綱												
<略>													
消防本部 消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防施設及び消防本部体制の整備に関する事</li> <li>2. 火災発生時の消火活動に関する事</li> <li>3. 人命の救助及び応急救護・救急に関する事</li> <li>4. 傷病者の搬送に関する事</li> <li>5. 避難の勧告又は指示に関する事</li> <li>6. 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>7. 消防職員及び消防団員の出動に関する事</li> <li>8. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事</li> </ol>												
<p><b>第2 消防</b></p> <p><u>市は、平成27年10月に草加市と草加八潮消防組合を設立した。また、草加八潮消防組合が平成28年4月1日に発足した草加八潮消防局において、消防事務の共同処理を開始している。</u></p> <table border="1" data-bbox="172 1556 1190 1864"> <thead> <tr> <th>消防機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草加八潮消防組合 八潮市消防団</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防施設及び車両の計画的更新・消防体制の整備に関する事</li> <li>2. 火災発生時の消火活動に関する事</li> <li>3. 人命の救助及び応急救護・救急活動に関する事</li> <li>4. 傷病者の搬送に関する事</li> <li>5. 避難の勧告、指示又は誘導に関する事</li> <li>6. 消防の応援・受援に関する事</li> <li>7. 消防知識の啓発・普及に関する事</li> <li>8. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事</li> <li>9. 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	消防機関	事務又は業務の大綱	草加八潮消防組合 八潮市消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防施設及び車両の計画的更新・消防体制の整備に関する事</li> <li>2. 火災発生時の消火活動に関する事</li> <li>3. 人命の救助及び応急救護・救急活動に関する事</li> <li>4. 傷病者の搬送に関する事</li> <li>5. 避難の勧告、指示又は誘導に関する事</li> <li>6. 消防の応援・受援に関する事</li> <li>7. 消防知識の啓発・普及に関する事</li> <li>8. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事</li> <li>9. 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事</li> </ol>		<p>消防広域化に伴う修正</p>							
消防機関	事務又は業務の大綱												
草加八潮消防組合 八潮市消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防施設及び車両の計画的更新・消防体制の整備に関する事</li> <li>2. 火災発生時の消火活動に関する事</li> <li>3. 人命の救助及び応急救護・救急活動に関する事</li> <li>4. 傷病者の搬送に関する事</li> <li>5. 避難の勧告、指示又は誘導に関する事</li> <li>6. 消防の応援・受援に関する事</li> <li>7. 消防知識の啓発・普及に関する事</li> <li>8. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事</li> <li>9. 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事</li> </ol>												

新	旧	備考	頁（現行）																				
<p><b>第3 県</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県の機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東部地域 振興センター (春日部支部)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災活動拠点の開設・運営</li> <li>2. 物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保</li> <li>3. 物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保</li> <li>4. 物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保</li> <li>5. 緊急通行車両の確認</li> <li>6. 広域支援拠点の開設・運用</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	県の機関	事務又は業務の大綱	<略>		東部地域 振興センター (春日部支部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災活動拠点の開設・運営</li> <li>2. 物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保</li> <li>3. 物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保</li> <li>4. 物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保</li> <li>5. 緊急通行車両の確認</li> <li>6. 広域支援拠点の開設・運用</li> </ol>	<略>		<p><b>第2 県</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県の機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東部地域 振興センター</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部との連絡調整(情報係の派遣等)に関する事</li> <li>2. 市の被害情報の収集に関する事</li> <li>3. 市の災害対策活動の支援に関する事</li> <li>4. 県越谷防災基地の開設・運営に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	県の機関	事務又は業務の大綱	<略>		東部地域 振興センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部との連絡調整(情報係の派遣等)に関する事</li> <li>2. 市の被害情報の収集に関する事</li> <li>3. 市の災害対策活動の支援に関する事</li> <li>4. 県越谷防災基地の開設・運営に関する事</li> </ol>	<略>		<p>県地域防災計画 の反映</p>	<p>P.17</p>				
県の機関	事務又は業務の大綱																						
<略>																							
東部地域 振興センター (春日部支部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災活動拠点の開設・運営</li> <li>2. 物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保</li> <li>3. 物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保</li> <li>4. 物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保</li> <li>5. 緊急通行車両の確認</li> <li>6. 広域支援拠点の開設・運用</li> </ol>																						
<略>																							
県の機関	事務又は業務の大綱																						
<略>																							
東部地域 振興センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部との連絡調整(情報係の派遣等)に関する事</li> <li>2. 市の被害情報の収集に関する事</li> <li>3. 市の災害対策活動の支援に関する事</li> <li>4. 県越谷防災基地の開設・運営に関する事</li> </ol>																						
<略>																							
<p><b>第4 指定地方行政機関</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定地方行政機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東財務局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害査定立会に関する事</li> <li>2. 金融機関等に対する金融上の措置に関する事</li> <li>3. 地方公共団体に対する融資に関する事</li> <li>4. 国有財産の管理処分に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>埼玉労働局(春日部労働基準監督署、草加公共職業安定所)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事</li> <li>2. 職業の安定に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台(熊谷地方気象台)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>2. 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事</li> <li>3. 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関する事</li> <li>4. 緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報に関する事</li> <li>5. 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事</li> <li>6. 災害発生時(発生が予想される時を含む)において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行う事</li> <li>7. 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>関東農政局(消費・安全部地域第一課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事</li> <li>2. 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関する事 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事 (9) 関係職員の派遣に関する事</li> <li>3. 復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	指定地方行政機関	事務又は業務の大綱	関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害査定立会に関する事</li> <li>2. 金融機関等に対する金融上の措置に関する事</li> <li>3. 地方公共団体に対する融資に関する事</li> <li>4. 国有財産の管理処分に関する事</li> </ol>	埼玉労働局(春日部労働基準監督署、草加公共職業安定所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事</li> <li>2. 職業の安定に関する事</li> </ol>	東京管区気象台(熊谷地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>2. 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事</li> <li>3. 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関する事</li> <li>4. 緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報に関する事</li> <li>5. 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事</li> <li>6. 災害発生時(発生が予想される時を含む)において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行う事</li> <li>7. 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事</li> </ol>	関東農政局(消費・安全部地域第一課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事</li> <li>2. 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関する事 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事 (9) 関係職員の派遣に関する事</li> <li>3. 復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に</li> </ol>	<p><b>第3 指定地方行政機関</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定地方行政機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>春日部労働基準監督署</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事</li> <li>2. 職業の安定に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>熊谷地方気象台</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、地動、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>2. 気象、地象(地震に当たっては、地震動に限る)、水象の予報及び警報に関する事</li> <li>3. 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関する事</li> <li>4. 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>関東農政局消費・安全部地域第一課</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀、乾パンを確保供給すること</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	指定地方行政機関	事務又は業務の大綱	(追加)		春日部労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事</li> <li>2. 職業の安定に関する事</li> </ol>	熊谷地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、地動、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>2. 気象、地象(地震に当たっては、地震動に限る)、水象の予報及び警報に関する事</li> <li>3. 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関する事</li> <li>4. 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関する事</li> </ol>	関東農政局消費・安全部地域第一課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀、乾パンを確保供給すること</li> </ol>	<p>県地域防災計画 の反映</p>	<p>P.19</p>
指定地方行政機関	事務又は業務の大綱																						
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害査定立会に関する事</li> <li>2. 金融機関等に対する金融上の措置に関する事</li> <li>3. 地方公共団体に対する融資に関する事</li> <li>4. 国有財産の管理処分に関する事</li> </ol>																						
埼玉労働局(春日部労働基準監督署、草加公共職業安定所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事</li> <li>2. 職業の安定に関する事</li> </ol>																						
東京管区気象台(熊谷地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>2. 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事</li> <li>3. 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関する事</li> <li>4. 緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報に関する事</li> <li>5. 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事</li> <li>6. 災害発生時(発生が予想される時を含む)において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行う事</li> <li>7. 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事</li> </ol>																						
関東農政局(消費・安全部地域第一課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事</li> <li>2. 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関する事 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事 (9) 関係職員の派遣に関する事</li> <li>3. 復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に</li> </ol>																						
指定地方行政機関	事務又は業務の大綱																						
(追加)																							
春日部労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事</li> <li>2. 職業の安定に関する事</li> </ol>																						
熊谷地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、地動、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>2. 気象、地象(地震に当たっては、地震動に限る)、水象の予報及び警報に関する事</li> <li>3. 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関する事</li> <li>4. 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関する事</li> </ol>																						
関東農政局消費・安全部地域第一課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀、乾パンを確保供給すること</li> </ol>																						

新		旧		備考	頁（現行）
	<p><u>関すること</u>  <u>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</u></p>				
関東運輸局 埼玉運輸支局	<p><u>1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること</u>  <u>2. 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること</u>  <u>3. 災害時における不通区間の回輸送の指導に関すること</u></p>	(追加)			
東京航空局 東京空港事務所	<p><u>1. 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること</u>  <u>2. 遭難航空機の捜索及び救助に関すること</u>  <u>3. 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</u></p>	(追加)			
関東総合通信局	<p><u>1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</u>  <u>2. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること</u>  <u>3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</u>  <u>4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</u></p>	(追加)			
関東地方整備局 (江戸川河川事務所)	<p><u>1. 災害予防</u>  <u>(1) 震災対策の推進</u>  <u>(2) 危機管理体制の整備</u>  <u>(3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進</u>  <u>(4) 防災教育等の実施</u>  <u>(5) 防災訓練</u>  <u>(6) 再発防止対策の実施</u>  <u>2. 災害応急対策</u>  <u>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保</u>  <u>(2) 活動体制の確保</u>  <u>(3) 災害発生直後の施設の緊急点検</u>  <u>(4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保</u>  <u>(5) 災害時における応急工事等の実施</u>  <u>(6) 災害発生時における交通等の確保</u>  <u>(7) 緊急輸送</u>  <u>(8) 二次災害の防止対策</u>  <u>(9) ライフライン施設の応急復旧</u>  <u>(10) 地方公共団体等への支援</u>  <u>(11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣</u>  <u>(12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣</u>  <u>(13) 被災者・被災事業者に対する措置</u>  <u>3. 災害復旧・復興</u>  <u>(1) 災害復旧の実施</u>  <u>(2) 都市の復興</u>  <u>(3) 被災事業者等への支援措置</u></p>	<p>関東地方整備局 江戸川河川事務所</p> <p><u>1. 災害予防</u>  <u>(1) 直轄管理区間における河川管理施設及び許可工作物の状況把握に関すること</u>  <u>(2) 直轄管理区間における災害危険区域の検討及び当該箇所の補強に関すること</u>  <u>(3) 災害に関する研究、観測等に関すること</u>  <u>(4) 防災に関する教育及び訓練に関すること</u>  <u>2. 災害応急対策</u>  <u>(1) 災害に関する予報及び警報の発表並びに伝達に関すること</u>  <u>(2) 災害に関する情報の収集及び広報に関すること</u>  <u>(3) 水防活動の指導に関すること</u>  <u>(4) 災害時の直轄管理区間における応急復旧工事に関すること</u>  <u>(5) 水門及び排水機場の管理に関すること</u>  <u>(6) 二次被害の防止に関すること</u>  <u>3. 災害復旧</u>  <u>(1) 直轄管理区間の災害復旧工事の施工に関すること</u></p>			

新	旧	備考	頁（現行）																																								
<p><b>6.1 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定公共機関</th> <th>業務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話(株)埼玉事業部 埼玉南支店 &lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>KDDI(株)</td> <td>1. 重要通信の確保に関する事 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク(株)</td> <td>1. 重要通信の確保に関する事 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>日本郵便(株) 草加郵便局 &lt;略&gt;</td> <td>1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会(NHK) &lt;略&gt;</td> <td>1. 防災知識の普及に関する事 2. 災害応急対策等の周知徹底に関する事 3. 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路(株)東京東局 東京電力パワーグリッド(株)川口支社 &lt;略&gt;</td> <td>1. 災害時における電力供給に関する事 2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>(株)イトーヨーカ堂</td> <td>1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>イオン(株)</td> <td>1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>ユニー(株)</td> <td>1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>(株)セブン・イレブン・ジャパン</td> <td>1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>(株)セブン&amp;アイ・ホールディングス</td> <td>1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table>	指定公共機関	業務又は業務の大綱	東日本電信電話(株)埼玉事業部 埼玉南支店 <略>	<略>	KDDI(株)	1. 重要通信の確保に関する事 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事	ソフトバンク(株)	1. 重要通信の確保に関する事 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事	日本郵便(株) 草加郵便局 <略>	1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事	日本放送協会(NHK) <略>	1. 防災知識の普及に関する事 2. 災害応急対策等の周知徹底に関する事 3. 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事	首都高速道路(株)東京東局 東京電力パワーグリッド(株)川口支社 <略>	1. 災害時における電力供給に関する事 2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事	(株)イトーヨーカ堂	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施	イオン(株)	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施	ユニー(株)	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施	(株)セブン・イレブン・ジャパン	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施	(株)ローソン	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施	(株)ファミリーマート	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施	(株)セブン&アイ・ホールディングス	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施	<p><b>5.1 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定公共機関</th> <th>業務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話(株)埼玉支店 &lt;略&gt; (追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>郵便事業(株)草加郵便局 &lt;略&gt; (追加)</td> <td>1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路(株)東京管理局 東京電力(株)川口支社 &lt;略&gt;</td> <td>1. 災害時における電力供給に関する事 2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定公共機関	業務又は業務の大綱	東日本電信電話(株)埼玉支店 <略> (追加)		(追加)		郵便事業(株)草加郵便局 <略> (追加)	1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事	首都高速道路(株)東京管理局 東京電力(株)川口支社 <略>	1. 災害時における電力供給に関する事 2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事	(追加)		<p>国の指定の反映 県地域防災計画の反映</p>	<p>P.20</p>
指定公共機関	業務又は業務の大綱																																										
東日本電信電話(株)埼玉事業部 埼玉南支店 <略>	<略>																																										
KDDI(株)	1. 重要通信の確保に関する事 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事																																										
ソフトバンク(株)	1. 重要通信の確保に関する事 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事																																										
日本郵便(株) 草加郵便局 <略>	1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事																																										
日本放送協会(NHK) <略>	1. 防災知識の普及に関する事 2. 災害応急対策等の周知徹底に関する事 3. 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事																																										
首都高速道路(株)東京東局 東京電力パワーグリッド(株)川口支社 <略>	1. 災害時における電力供給に関する事 2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事																																										
(株)イトーヨーカ堂	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施																																										
イオン(株)	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施																																										
ユニー(株)	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施																																										
(株)セブン・イレブン・ジャパン	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施																																										
(株)ローソン	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施																																										
(株)ファミリーマート	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施																																										
(株)セブン&アイ・ホールディングス	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施																																										
指定公共機関	業務又は業務の大綱																																										
東日本電信電話(株)埼玉支店 <略> (追加)																																											
(追加)																																											
郵便事業(株)草加郵便局 <略> (追加)	1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事																																										
首都高速道路(株)東京管理局 東京電力(株)川口支社 <略>	1. 災害時における電力供給に関する事 2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事																																										
(追加)																																											

新	旧	備考	頁（現行）																														
<p><b>6.2 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定地方公共機関</th> <th>業務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)埼玉県トラック協会 草加支部</td> <td>1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>葛西用水路土地改良区 八条用水路土地改良区</td> <td>1. 防災ため池等の設備の整備と管理に関する事 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事 3. たん水の防排除施設の整備と活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>(一社)埼玉県医師会、 (一社)埼玉県歯科医師会 (公社)埼玉県看護協会</td> <td>1. 医療及び助産活動の協力に関する事 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3. 災害時における医療救護活動の実施に関する事</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社)埼玉県バス協会</td> <td>災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>(一社)埼玉県LPガス協会南東支部</td> <td>1. LPガス供給施設の安全保安に関する事 2. LPガスの供給の確保に関する事 3. カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事 4. 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	指定地方公共機関	業務又は業務の大綱	<略>		(一社)埼玉県トラック協会 草加支部	1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事	葛西用水路土地改良区 八条用水路土地改良区	1. 防災ため池等の設備の整備と管理に関する事 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事 3. たん水の防排除施設の整備と活動に関する事	(一社)埼玉県医師会、 (一社)埼玉県歯科医師会 (公社)埼玉県看護協会	1. 医療及び助産活動の協力に関する事 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3. 災害時における医療救護活動の実施に関する事	<略>		(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事	(一社)埼玉県LPガス協会南東支部	1. LPガス供給施設の安全保安に関する事 2. LPガスの供給の確保に関する事 3. カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事 4. 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関する事	<p><b>5.2 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定地方公共機関</th> <th>業務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社団法人埼玉県トラック協会 草加支部</td> <td>1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(社)草加八潮医師会 八潮市歯科医師会 八潮市薬剤師会 (社)埼玉県接骨師会 草加八潮支部</td> <td>1. 医療及び助産活動の協力に関する事 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3. 災害時における医療救護活動の実施に関する事</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定地方公共機関	業務又は業務の大綱	<略>		社団法人埼玉県トラック協会 草加支部	1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事	(追加)		(社)草加八潮医師会 八潮市歯科医師会 八潮市薬剤師会 (社)埼玉県接骨師会 草加八潮支部	1. 医療及び助産活動の協力に関する事 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3. 災害時における医療救護活動の実施に関する事	<略>		(追加)		<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.21</p>
指定地方公共機関	業務又は業務の大綱																																
<略>																																	
(一社)埼玉県トラック協会 草加支部	1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事																																
葛西用水路土地改良区 八条用水路土地改良区	1. 防災ため池等の設備の整備と管理に関する事 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事 3. たん水の防排除施設の整備と活動に関する事																																
(一社)埼玉県医師会、 (一社)埼玉県歯科医師会 (公社)埼玉県看護協会	1. 医療及び助産活動の協力に関する事 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3. 災害時における医療救護活動の実施に関する事																																
<略>																																	
(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事																																
(一社)埼玉県LPガス協会南東支部	1. LPガス供給施設の安全保安に関する事 2. LPガスの供給の確保に関する事 3. カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事 4. 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関する事																																
指定地方公共機関	業務又は業務の大綱																																
<略>																																	
社団法人埼玉県トラック協会 草加支部	1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事																																
(追加)																																	
(社)草加八潮医師会 八潮市歯科医師会 八潮市薬剤師会 (社)埼玉県接骨師会 草加八潮支部	1. 医療及び助産活動の協力に関する事 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3. 災害時における医療救護活動の実施に関する事																																
<略>																																	
(追加)																																	
<p><b>第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その他の協力機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一社)草加八潮医師会 八潮市歯科医師会 (一社)八潮市薬剤師会 (社)埼玉県接骨師会 草加八潮支部</td> <td>1. 医療及び助産活動の協力に関する事 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3. 災害時における医療救護活動の実施に関する事</td> </tr> <tr> <td>草加八潮獣医師会</td> <td>1. 所有者不明の動物の一時保護に関する事 2. 負傷した動物に対する応急処置に関する事 3. 被災した動物に関する健康相談等に関する事 4. 被災した動物の情報提供に関する事 5. その他必要な救護活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活協同組合</td> <td>1. 応急生活物資の調達及び安定供給に関する事 2. 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設の経営者</td> <td>1. 避難施設の整備と避難等の訓練 2. 災害時における収容者の保護</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校法人</td> <td>1. 避難施設の整備と避難等の訓練 2. 被災時における教育対策 3. 被災施設の災害復旧</td> </tr> </tbody> </table>	その他の協力機関	事務又は業務の大綱	(一社)草加八潮医師会 八潮市歯科医師会 (一社)八潮市薬剤師会 (社)埼玉県接骨師会 草加八潮支部	1. 医療及び助産活動の協力に関する事 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3. 災害時における医療救護活動の実施に関する事	草加八潮獣医師会	1. 所有者不明の動物の一時保護に関する事 2. 負傷した動物に対する応急処置に関する事 3. 被災した動物に関する健康相談等に関する事 4. 被災した動物の情報提供に関する事 5. その他必要な救護活動に関する事	<略>		生活協同組合	1. 応急生活物資の調達及び安定供給に関する事 2. 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事	<略>		社会福祉施設の経営者	1. 避難施設の整備と避難等の訓練 2. 災害時における収容者の保護	<略>		学校法人	1. 避難施設の整備と避難等の訓練 2. 被災時における教育対策 3. 被災施設の災害復旧	<p><b>第6—公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その他の協力機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	その他の協力機関	事務又は業務の大綱	<略>		<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.21</p>								
その他の協力機関	事務又は業務の大綱																																
(一社)草加八潮医師会 八潮市歯科医師会 (一社)八潮市薬剤師会 (社)埼玉県接骨師会 草加八潮支部	1. 医療及び助産活動の協力に関する事 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3. 災害時における医療救護活動の実施に関する事																																
草加八潮獣医師会	1. 所有者不明の動物の一時保護に関する事 2. 負傷した動物に対する応急処置に関する事 3. 被災した動物に関する健康相談等に関する事 4. 被災した動物の情報提供に関する事 5. その他必要な救護活動に関する事																																
<略>																																	
生活協同組合	1. 応急生活物資の調達及び安定供給に関する事 2. 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事																																
<略>																																	
社会福祉施設の経営者	1. 避難施設の整備と避難等の訓練 2. 災害時における収容者の保護																																
<略>																																	
学校法人	1. 避難施設の整備と避難等の訓練 2. 被災時における教育対策 3. 被災施設の災害復旧																																
その他の協力機関	事務又は業務の大綱																																
<略>																																	

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第4節 市民、自主防災組織、事業所等の役割</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 市民の基本的役割</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 平時から実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>8 <u>指定</u>避難所、<u>指定緊急</u>避難場所、避難路等の確認</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>1.3 家族等との緊急連絡手段の確保</u></p> <p><u>1.4 家庭における防災の総点検の実施</u></p>	<p><b>第4節 市民、自主防災組織、事業所等の役割</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 市民の基本的役割</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 平時から実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>8 避難所、避難場所、避難路等の確認</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.22</p>
<p><b>1.2 災害発生時に実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>5 <u>指定</u>避難所でのゆずりあい</p> <p>6 県、市、防災関係機関が行う応急活動及び復旧・復興活動への参加と協力</p> <p>7 風評に惑わされない、風評を広めない</p> <p><u>8 自主防災活動への参加、協力</u></p> <p><b>第2 自主防災組織の基本的責務</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 平時から実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>9 地域住民のコミュニティの醸成</p> <p><u>10 地区防災計画の策定及び提案</u></p> <p><b>2.2 災害発生時に実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>6 <u>指定</u>避難所の開設への協力、運営活動の実施</p> <p>7 救援物資の受入及び配給の協力</p>	<p><b>1.2 災害発生時に実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>5 避難所でのゆずりあい</p> <p>6 県、市、防災関係機関が行う応急活動及び復旧・復興活動への参加と協力</p> <p>7 風評に惑わされない、風評を広めない</p> <p><b>第2 自主防災組織の基本的責務</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 平時から実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>9 地域住民のコミュニティの醸成</p> <p><b>2.2 災害発生時に実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>6 避難所の開設への協力、運営活動の実施</p> <p>7 救援物資の受入及び配給の協力</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.23</p>

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第2部 震災予防計画</b></p> <p><b>第1節 防災体制整備計画</b></p> <p><b>第1 職員動員体制の整備</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 職員の初動体制の整備【統括班】</b></p> <p>1 初動配備体制の整備 &lt;略&gt;</p>	<p><b>第2部 震災予防計画</b></p> <p><b>第1節 防災体制整備計画</b></p> <p><b>第1 職員動員体制の整備</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 職員の初動体制の整備</b></p> <p>1 初動配備体制の整備 &lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.26</p>
<p><b>2 職員の配備</b></p> <p>災害時には、交通網の途絶、通信の輻輳、職員自身の被災等、職員の参集に遅れが生じる場合も想定される。そのため、発災時において参集可能な者は、勤務時間内・外を問わず迅速に<u>あらかじめ検討した</u>所定の場所に参加する。 &lt;略&gt;</p>	<p><b>2 職員の配備</b></p> <p>災害時には、交通網の途絶、通信の輻輳、職員自身の被災等、職員の参集に遅れが生じる場合も想定される。そのため、発災時において参集可能な者は、勤務時間内・外を問わず迅速に所定の場所に参加する。 &lt;略&gt;</p>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.26</p>
<p><b>1.2 職員動員体制の整備【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 職員動員体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.26</p>
<p><b>3 職員参集調査の実施</b></p> <p><u>職員は、地震発生直後から庁舎に参加することになるが、職員本人やその家族の負傷や住居している家屋の被害状況等によっては参集できない場合も想定されることから、あらかじめ参集調査を毎年実施することで、災害発生後の経過時間単位の参集状況を把握する。</u></p>		<p>市の現況の反映</p>	
<p><b>1.3 業務継続計画の策定【統括班】</b></p> <p>市は、大規模な地震が発生した場合であっても、災害応急対策を迅速に実施するとともに、停止することにより市民生活に重大な影響を与える通常業務については、継続または早期に復旧しなければならない。そのため、<u>職員は</u>、非常時優先業務をあらかじめ選定し、業務の目標着手時間、必要な人員、物資、情報等を示した業務継続計画を<u>適宜見直し</u>、防災対策の促進に努める。</p>	<p><b>1.3 業務継続計画の策定【統括班】</b></p> <p>市は、大規模な地震が発生した場合であっても、災害応急対策を迅速に実施するとともに、停止することにより市民生活に重大な影響を与える通常業務については、継続または早期に復旧しなければならない。そのため、非常時優先業務をあらかじめ選定し、業務の目標着手時間、必要な人員、物資、情報等を示した業務継続計画を<b>策定し</b>、防災対策の促進に努める。</p> <p><u>□業務継続計画の策定に当たっての配慮事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>（1）業務に影響を与える被害を想定すること</del></li> <li><del>（2）災害発生後に活用できる資源が制限されることを認識し、非常時優先業務を選定すること</del></li> <li><del>（3）非常時優先業務を継続または早期に復旧するための対策が検討されていること</del></li> </ul>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.27</p>

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>1.4 防災に従事する職員等に対する教育【統括班】</b></p> <p>災害発生時に計画及び対策の実行主体となる市職員については、防災に関する様々な知識と適切な判断力が要求される。このため、防災担当課は、以下に示すような防災教育を、それぞれ関係する課に対して<u>行い、各課は、その他業務に必要と考える研修等に積極的に参加し、研究を行うよう努める。</u></p> <p><u>統括班</u>は、県及び関係機関と調整して、災害防止、被害の軽減及び災害復旧、その他災害に関する調査研究等に基づく講習会の開催及び災害関係法令等に対する研修会を実施する等、防災教育の向上に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.4 防災に従事する職員等に対する教育【統括班】</b></p> <p>災害発生時に計画及び対策の実行主体となる市職員については、防災に関する様々な知識と適切な判断力が要求される。このため、防災担当課は、以下に示すような防災教育を、それぞれ関係する課に対して<u>行ふ。</u></p> <p><u>市</u>は、県及び関係機関と調整して、災害防止、被害の軽減及び災害復旧、その他災害に関する調査研究等に基づく講習会の開催及び災害関係法令等に対する研修会を実施する等、防災教育の向上に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	市の現況の反映	P.28
<p><b>1.5 防災対応マニュアルの作成【各班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>⑤災害時における各職員の行動マニュアル</p> <p>⑥防災関係機関の連絡先リスト、施設・備蓄リスト</p> <p>⑦救急医療に関する基礎知識</p> <p>⑧その他応急業務を遂行するために必要なこと</p>	<p><b>1.5 防災対応マニュアルの作成</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>⑤防災関係機関の連絡先リスト、施設・備蓄リスト</p> <p>⑥救急医療に関する基礎知識</p> <p>⑦その他応急業務を遂行するために必要なこと</p>	市の現況の反映	P.28
<p><b>第2 防災拠点の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 防災拠点の区分【統括班、水防道路班】</b></p> <p>1 防災拠点の区分</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、市役所を防災中枢拠点と位置づけるとともに、市を3つのブロックに分け、各ブロックの<u>指定</u>避難所のうち1施設を応急・復旧対策の拠点となる地区防災拠点として位置づけ、それぞれブロックの<u>指定</u>避難所や<u>指定緊急</u>避難場所を統括する<u>とともに、広域避難場所の確保が困難であることから水防道路班とともに防災公園の整備に努める。</u></p> <p>□防災拠点の区分</p>	<p><b>第2 防災拠点の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 防災拠点の区分</b></p> <p>1 防災拠点の区分</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、市役所を防災中枢拠点と位置づけるとともに、市を3つのブロックに分け、各ブロックの避難所のうち1施設を応急・復旧対策の拠点となる地区防災拠点として位置づけ、それぞれブロックの避難所や避難場所を統括する。</p> <p>□防災拠点の区分</p>	市の現況の反映 記載情報の更新	P.29

震災対策編 震災予防計画

新				旧				備考	頁(現行)
区分	種類	内容	場所	区分	種類	内容	場所		
防災活動の中心となる拠点	防災中枢拠点	災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う	市庁舎、又は市民文化会館(八潮メセナ)、 <u>八潮消防署</u>	防災活動の中心となる拠点	防災中枢拠点	災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う	市庁舎、又は市民文化会館(八潮メセナ)、 <u>消防本部</u>	市の現況の反映	P.31
	<略>				<略>				
	消防活動拠点	消防に係る活動及び傷病者の救急救助活動を行う	<u>八潮消防署</u>		消防活動拠点	消防に係る活動及び傷病者の救急救助活動を行う	<u>消防本部</u>		
	警察活動拠点	被災者の救出救助活動及び避難誘導等災害時の社会的混乱を防止する	草加警察署		警察活動拠点	被災者の救出救助活動及び避難誘導等災害時の社会的混乱を防止する	草加警察署		
市民の安全に供する拠点	<u>指定緊急避難場所</u>	市民が一時的に避難し、情報を得る場所	公園、グラウンド等	市民の安全に供する拠点	<u>避難場所</u>	市民が一時的に避難し、情報を得る場所	公園、グラウンド等		
	<u>指定避難所</u>	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所	各小中学校、高等学校、公民館等		避難所	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所	各小中学校、高等学校、公民館等		
	<略>				<略>				
	医療拠点	傷病者に対する医療活動を行う	病院、診療所、 <u>救護所</u>		医療拠点	傷病者に対する医療活動を行う	病院、診療所		
<略>				<略>					
<p><b>2.2 防災拠点施設の整備【統括班、管財班、各班】</b></p> <p>1 災害対策本部室の整備</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(1) 災害対策本部設置場所</p> <p>本部の設置場所は、原則として市庁舎内第二応接室とする。</p> <p>ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、<u>八潮消防署(視聴覚会議室)</u>、市民文化会館(八潮メセナ)又は<u>やしお生涯学習館(多目的室)</u>に設置する。</p> <p><u>第1位 市庁舎内第二応接室</u></p> <p><u>第2位 八潮消防署(視聴覚会議室)</u></p> <p><u>第3位 市民文化会館(八潮メセナ)</u></p> <p><u>第4位 やしお生涯学習館(多目的室)</u></p> <p>(2) 通信設備の整備</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>⑦災害時用公衆電話(特設公衆電話)</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>				<p><b>2.2 防災拠点施設の整備【統括班、管財班、避難所班、援護班、施設管理者】</b></p> <p>1 災害対策本部室の整備</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(1) 災害対策本部設置場所</p> <p>本部の設置場所は、原則として市庁舎内第二応接室とする。</p> <p>ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、市民文化会館(八潮メセナ)又は<u>消防本部(視聴覚会議室)</u>に設置する。</p> <p>(2) 通信設備の整備</p> <p>&lt;略&gt;</p>					

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）				
<p>□本部必要備品</p> <table border="1" data-bbox="154 277 1178 527"> <tr> <td>                     防災行政無線                      災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス                      衛星電話・携帯電話                      庁内放送設備                      ビデオプロジェクター、<u>スクリーン</u>                      パソコン、<u>ICレコーダー</u>                      テレビ、ラジオ  <u>埼玉県災害オペレーション支援システム機器</u> </td> <td>                     災害処理表その他書類一式                      被害状況図版                      住宅地図その他地図類                      ホワイトボード                      紙・筆記用具等事務用品、<u>電卓</u> </td> </tr> </table>	防災行政無線 災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス 衛星電話・携帯電話 庁内放送設備 ビデオプロジェクター、 <u>スクリーン</u> パソコン、 <u>ICレコーダー</u> テレビ、ラジオ <u>埼玉県災害オペレーション支援システム機器</u>	災害処理表その他書類一式 被害状況図版 住宅地図その他地図類 ホワイトボード 紙・筆記用具等事務用品、 <u>電卓</u>	<p>□本部必要備品</p> <table border="1" data-bbox="1282 277 2306 527"> <tr> <td>                     防災行政無線                      災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス                      衛星電話・携帯電話                      庁内放送設備                      ビデオプロジェクター                      パソコン                      テレビ、ラジオ  <u>県防災情報システム機器</u> </td> <td>                     災害処理表その他書類一式                      被害状況図版                      住宅地図その他地図類                      ホワイトボード                      紙・筆記用具等事務用品                 </td> </tr> </table>	防災行政無線 災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス 衛星電話・携帯電話 庁内放送設備 ビデオプロジェクター パソコン テレビ、ラジオ <u>県防災情報システム機器</u>	災害処理表その他書類一式 被害状況図版 住宅地図その他地図類 ホワイトボード 紙・筆記用具等事務用品		
防災行政無線 災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス 衛星電話・携帯電話 庁内放送設備 ビデオプロジェクター、 <u>スクリーン</u> パソコン、 <u>ICレコーダー</u> テレビ、ラジオ <u>埼玉県災害オペレーション支援システム機器</u>	災害処理表その他書類一式 被害状況図版 住宅地図その他地図類 ホワイトボード 紙・筆記用具等事務用品、 <u>電卓</u>						
防災行政無線 災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス 衛星電話・携帯電話 庁内放送設備 ビデオプロジェクター パソコン テレビ、ラジオ <u>県防災情報システム機器</u>	災害処理表その他書類一式 被害状況図版 住宅地図その他地図類 ホワイトボード 紙・筆記用具等事務用品						
<p><u>2 市庁舎における整備</u></p> <p><u>(1) 行政データのバックアップ体制</u></p> <p><u>各班は、災害時の被災者支援及び優先通常業務の実施に必要な行政データ（戸籍、住民基本台帳等）のバックアップ体制を整備する。</u></p> <p><u>また、基礎地盤状況等の資料の被災を回避するため、複製を別途保存する。</u></p> <p><u>□重要な行政データの対象（一例）</u></p> <table border="1" data-bbox="178 867 1207 1199"> <tr> <td rowspan="2"> <u>地方公共団体のみが保有しており、喪失した場合に元に戻すことが不可能あるいは相当困難なデータ</u>   <u>災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類</u> </td> <td>                     ・税金や水道料金等の収納状況等に関する情報                      ・国民健康保険業務・介護保険業務に関する情報                      ・許認可の記録、経過等の情報                      ・重要な契約、支払い等の記録の情報                 </td> </tr> <tr> <td>                     ・住民記録                      ・外国人登録                      ・介護受給者情報                      ・障害者情報                      ・道路その他の復旧に重要なインフラの図面又はそのデータ                      ・情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書                 </td> </tr> </table>	<u>地方公共団体のみが保有しており、喪失した場合に元に戻すことが不可能あるいは相当困難なデータ</u>  <u>災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類</u>	・税金や水道料金等の収納状況等に関する情報 ・国民健康保険業務・介護保険業務に関する情報 ・許認可の記録、経過等の情報 ・重要な契約、支払い等の記録の情報	・住民記録 ・外国人登録 ・介護受給者情報 ・障害者情報 ・道路その他の復旧に重要なインフラの図面又はそのデータ ・情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書		<p>県地域防災計画の反映 防災基本計画の反映</p>		
<u>地方公共団体のみが保有しており、喪失した場合に元に戻すことが不可能あるいは相当困難なデータ</u>  <u>災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類</u>		・税金や水道料金等の収納状況等に関する情報 ・国民健康保険業務・介護保険業務に関する情報 ・許認可の記録、経過等の情報 ・重要な契約、支払い等の記録の情報					
	・住民記録 ・外国人登録 ・介護受給者情報 ・障害者情報 ・道路その他の復旧に重要なインフラの図面又はそのデータ ・情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書						
	<p><del>2—避難所等の整備</del></p> <p><del>市は、主に近隣住民が避難する避難所等をあらかじめ指定し、必要な設備等を整備しておく。</del></p> <p><del>(1) 避難所等の指定</del></p> <p><del>市は、現在市内の小中高等学校の17箇所及び公共施設の8箇所を避難所として、また、公園等の9箇所を避難場所として指定している。</del></p> <p><del>指定された避難所等全ての収容能力の合計は、収容人数8,689人、避難可能人数91,000人となっている。</del></p> <p><del>避難所等の設置場所の選定に関しては、災害時の安全性を十分考慮する。</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.14—避難所・避難場所一覧</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.15—避難所等位置図</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.17—広域避難場所・避難路の選定と確保</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.18—避難路と避難地の配置の考え方</del></p> <p><del>(2) 通信設備の整備</del></p> <p><del>避難所となる施設を所管する課は、避難所として指定された施設の電話回線を災害時優先</del></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.32</p>				

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
	<p>電話として整備する。また、避難所班の班長は、災害時において災害用公衆電話を臨時に設置するとともに、ファックス、データ通信設備についても整備できるよう、東日本電信電話(株)埼玉支店その他の通信事業者に協力依頼を行う。</p> <p>さらに、有線通信の使用が不可能になった場合に備えて、各避難所に無線通信設備を整備する。</p> <p style="text-align: right;">資料 1.25—災害時における情報等の後方に関する協定書(株式会社 JCN)</p> <p>—(3) 福祉避難所の指定</p> <p>援護班は、要配慮者のうち、健康状態等への特別の配慮若しくは介護を要する者のため、市内の高齢者・障がい者施設等を福祉避難所(二次避難所)に指定し、災害時に通常の避難所から移送できるよう、体制を構築する。</p> <p style="text-align: right;">資料 1.31—災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人名栗園) 資料 1.32—災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人福祉楽団)</p> <p>—(4) その他の設備の整備</p> <p>避難所となる施設を所管する課は、避難者が支障なく避難生活をおくれるよう、バリアフリーに配慮するとともに、厨房設備、冷暖房設備等についても整備する。</p> <p>また、被災者が災害情報を受け取れるよう、テレビ、携帯ラジオ等についても整備する。</p> <p>—(5) 災害時必需品の備蓄</p> <p>防災担当課は、避難生活に最低限必要な物資を避難所に備蓄する。</p> <p style="text-align: right;">資料 2.50—非常食備蓄一覧 資料 2.51—防災備蓄倉庫在庫一覧</p>		
<p><b>2.3 緊急輸送ネットワークの整備【統括班、水防・道路班、施設管理者】</b></p> <p>1 緊急輸送道路の指定</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>①指定避難所</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.3 緊急輸送ネットワークの整備【統括班、水防・道路班、施設管理者】</b></p> <p>1 緊急輸送道路の指定</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>⑤避難所</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.33
<p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p><u>水防・道路班は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、防災関係機関と連携して緊急輸送道路や周辺施設の整備を推進する。</u></p> <p><u>(1) 緊急輸送道路に指定された施設の管理者の取組</u></p> <p><u>①地域防災計画等の各々の計画で、県に指定された緊急輸送道路の補強や架け替えの検討を行い、計画に基づいて耐震性の向上を図る。</u></p> <p><u>(2) 市の取組</u></p> <p><u>①県に指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、道路閉塞のおそれのある建築物の</u></p>	<p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>緊急輸送道路(橋梁)に指定された施設の管理者は、地域防災計画等の各々の計画で、補強や架け替えの検討を行い、計画的に緊急輸送道路の不燃化、耐震化等を図り、災害に強い施設とする。</p> <p>また、水防・道路班は、指定ブロック塀の生垣化促進や自動販売機の固定の指導等を行い、地震による倒壊建築物やがれき等の障害物が緊急輸送道路を塞がないように努める。さらに、緊急輸送道路内の応急対策上、重要な箇所や大きな被害が発生する可能性のある箇所について、調査検討を</p>	県地域防災計画の反映	P.33

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>耐震化等を図る。</u></p> <p><u>②液状化が想定される地域内において、県に指定された緊急輸送道路上にある下水道のマンホールの液状化浮上防止対策を推進する。</u></p> <p><u>③県に指定された緊急輸送道路内の応急対策上、重要な箇所や大きな被害が発生する可能性のある箇所について、調査検討を行う。</u></p> <p><u>④市で指定した緊急輸送道路において、指定ブロック塀の生垣化促進や自動販売機の固定の指導等を行い、地震による倒壊建築物やがれき等の障害物が道路を塞がないように努める。</u></p> <p><u>⑤市で指定した緊急輸送道路において、緊急通行車両等の通行を確保するため、関係機関と協議の上、必要な対策を講じる。</u></p>	<p><del>行う。</del></p>		
<p><b>第3 応援協力体制の整備</b></p> <p><b>3.1 他市区町村との相互応援協力【統括班】</b></p> <p>1 他市区町村との相互応援協定の締結状況</p> <p>災害時における他市区町村との相互応援について、<u>市</u>は、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区、<u>埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町及び群馬県みどり市</u>と相互応援協定を締結している。統括班は、新たに近隣他市区町村及び遠隔地の市区町村との相互応援協定を締結し、災害時の応援体制がより確実なものになるよう努める。</p> <p style="text-align: right;">&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>資料 1.10 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定</u></p> <p>2 他市区町村との相互応援協力体制の確立</p> <p>統括班は、災害時の応援要請手続を円滑に行うため、平時から協定を締結した市区町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。</p>	<p><b>第3 応援協力体制の整備</b></p> <p><b>3.1 他市区町村との相互応援協力【統括班】</b></p> <p>1 他市区町村との相互応援協定の締結状況</p> <p>災害時における他市区町村との相互応援について、<u>本市</u>は、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区<u>及び</u>埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町と相互応援協定を締結している。統括班は、新たに近隣他市区町村及び遠隔地の市区町村との相互応援協定を締結し、災害時の応援体制がより確実なものになるよう努める。</p> <p style="text-align: right;">&lt;略&gt;</p> <p>2 他市区町村との相互応援協力体制の確立</p> <p>統括班は、災害時の応援要請手続<u>を</u>円滑に行うため、平時から協定を締結した市区町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。</p>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.35</p>

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁(現行)																																																																																				
<p><b>3.3 公共的団体等との協力【統括班】</b></p> <p>1 公共的団体の種別 日本赤十字奉仕団、<u>(一社)草加八潮</u>医師会、<u>八潮市</u>歯科医師会、<u>草加八潮獣医師会</u>、<u>(一社)八潮市薬剤師会</u>、<u>(社)埼玉県接骨師会草加八潮支部</u>、<u>市</u>社会福祉協議会、<u>さいかつ</u>農業協同組合、<u>八潮市</u>商工会、生活協同組合</p> <p>2 公共的団体等との協力体制の確立 &lt;略&gt; ①避難誘導及び<u>指定</u>避難所等での救援に協力すること &lt;略&gt;</p>	<p><b>3.3 公共的団体等との協力【統括班】</b></p> <p>1 公共的団体の種別 日本赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、生活協同組合</p> <p>2 公共的団体等との協力体制の確立 &lt;略&gt; ①避難誘導及び避難所等での救援に協力すること &lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.35																																																																																				
<p><b>3.4 受援計画の策定【統括班、草加八潮消防組合】</b></p> <p>統括班は、受援体制を整備するとともに、受援における具体的な運用方法・役割分担を明確にするため、受援計画を策定する。 また、草加八潮消防組合は、広域消防応援を受ける場合の受援体制について、他都市応援部隊との円滑な消防活動ができる体制を確保するため、受援計画を策定する。</p>		防災基本計画の反映																																																																																					
<p><b>3.5 事業者との協力【全班】</b></p> <p>1 事業者との応援協力協定の締結 平成 <u>30</u>年 <u>2</u>月 1日現在、市は、次の事業者と協定を締結している。 <input type="checkbox"/>事業者との協定締結状況</p> <table border="1" data-bbox="178 1155 1231 1837"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>協力内容</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草加郵便局</td> <td>・郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護策 ・施設及び用地の提供 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・<u>指定</u>避難所等への臨時郵便差出箱の設置</td> <td><u>1.11</u></td> </tr> <tr> <td><u>一般社団法人</u>埼玉県トラック協会草加支部</td> <td>・輸送業務</td> <td><u>1.12</u></td> </tr> <tr> <td>東武バスセントラル株式会社</td> <td>・避難者、帰宅困難者及び災害救助従事者の移送</td> <td><u>1.13</u></td> </tr> <tr> <td>さいかつ農業協同組合</td> <td>・車両等の使用、農作物及び生鮮食品並びにその他日常生活品等の供給</td> <td><u>1.14</u></td> </tr> <tr> <td><u>一般社団法人</u>草加八潮医師会</td> <td>・医療救護活動</td> <td><u>1.15</u></td> </tr> <tr> <td>八潮市歯科医師会</td> <td>・歯科医療救護活動</td> <td><u>1.16</u></td> </tr> <tr> <td>社団法人埼玉県接骨師会草加八潮支部</td> <td>・応急救護活動</td> <td><u>1.17</u></td> </tr> <tr> <td><u>一般社団法人</u>八潮市薬剤師会</td> <td>・医薬品等の供給、調剤、服薬指導等の医療救援活動</td> <td><u>1.18</u></td> </tr> <tr> <td>八潮薬業協同組合</td> <td>・医薬品の提供</td> <td><u>1.19</u></td> </tr> <tr> <td>草加八潮獣医師会</td> <td>・動物救護活動</td> <td><u>1.20</u></td> </tr> <tr> <td>八潮市指定管工事業協同組合</td> <td>・水道施設復旧資器材の緊急調達</td> <td><u>1.21</u></td> </tr> <tr> <td>埼玉県電気工事工業組合</td> <td>・電気設備等の復旧活動</td> <td><u>1.22</u></td> </tr> <tr> <td>八潮市造園協会</td> <td>・応急復旧工事の応援</td> <td><u>1.23</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	協力内容	資料編	草加郵便局	・郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護策 ・施設及び用地の提供 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・ <u>指定</u> 避難所等への臨時郵便差出箱の設置	<u>1.11</u>	<u>一般社団法人</u> 埼玉県トラック協会草加支部	・輸送業務	<u>1.12</u>	東武バスセントラル株式会社	・避難者、帰宅困難者及び災害救助従事者の移送	<u>1.13</u>	さいかつ農業協同組合	・車両等の使用、農作物及び生鮮食品並びにその他日常生活品等の供給	<u>1.14</u>	<u>一般社団法人</u> 草加八潮医師会	・医療救護活動	<u>1.15</u>	八潮市歯科医師会	・歯科医療救護活動	<u>1.16</u>	社団法人埼玉県接骨師会草加八潮支部	・応急救護活動	<u>1.17</u>	<u>一般社団法人</u> 八潮市薬剤師会	・医薬品等の供給、調剤、服薬指導等の医療救援活動	<u>1.18</u>	八潮薬業協同組合	・医薬品の提供	<u>1.19</u>	草加八潮獣医師会	・動物救護活動	<u>1.20</u>	八潮市指定管工事業協同組合	・水道施設復旧資器材の緊急調達	<u>1.21</u>	埼玉県電気工事工業組合	・電気設備等の復旧活動	<u>1.22</u>	八潮市造園協会	・応急復旧工事の応援	<u>1.23</u>	<p><b>3.4 事業者との協力【全班】</b></p> <p>1 事業者との応援協力協定の締結 平成 <u>25</u>年 <u>9</u>月 1日現在、市は、次の事業者と協定を締結している。 <input type="checkbox"/>事業者との協定締結状況</p> <table border="1" data-bbox="1350 1155 2374 1837"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>協力内容</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草加郵便局</td> <td>・郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護策 ・施設及び用地の提供 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・避難所等への臨時郵便差出箱の設置</td> <td><del>1.11</del></td> </tr> <tr> <td>埼玉県トラック協会草加支部</td> <td>輸送業務</td> <td><del>1.12</del></td> </tr> <tr> <td>東武バスセントラル株式会社</td> <td>避難者、帰宅困難者及び災害救助従事者の移送</td> <td><del>1.13</del></td> </tr> <tr> <td>さいかつ農業協同組合</td> <td>車両等の使用、農作物及び生鮮食品並びにその他日常生活品等の供給</td> <td><del>1.14</del></td> </tr> <tr> <td>社団法人草加八潮医師会</td> <td>医療救護活動</td> <td><del>1.15</del></td> </tr> <tr> <td>八潮市歯科医師会</td> <td>歯科医療救護活動</td> <td><del>1.16</del></td> </tr> <tr> <td>社団法人埼玉県接骨師会草加八潮支部</td> <td>応急救護活動</td> <td><del>1.17</del></td> </tr> <tr> <td>八潮市薬剤師会</td> <td>医薬品等の供給、調剤、服薬指導等の医療救援活動</td> <td><del>1.18</del></td> </tr> <tr> <td>八潮薬業協同組合</td> <td>医薬品の提供</td> <td><del>1.19</del></td> </tr> <tr> <td>草加八潮獣医師会</td> <td>動物救護活動</td> <td><del>1.20</del></td> </tr> <tr> <td>八潮市指定管工事業協同組合</td> <td>水道施設復旧資器材の緊急調達</td> <td><del>1.21</del></td> </tr> <tr> <td>埼玉県電気工事工業組合</td> <td>電気設備等の復旧活動</td> <td><del>1.22</del></td> </tr> <tr> <td>八潮市造園協会</td> <td>応急復旧工事の応援</td> <td><del>1.23</del></td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	協力内容	資料編	草加郵便局	・郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護策 ・施設及び用地の提供 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・避難所等への臨時郵便差出箱の設置	<del>1.11</del>	埼玉県トラック協会草加支部	輸送業務	<del>1.12</del>	東武バスセントラル株式会社	避難者、帰宅困難者及び災害救助従事者の移送	<del>1.13</del>	さいかつ農業協同組合	車両等の使用、農作物及び生鮮食品並びにその他日常生活品等の供給	<del>1.14</del>	社団法人草加八潮医師会	医療救護活動	<del>1.15</del>	八潮市歯科医師会	歯科医療救護活動	<del>1.16</del>	社団法人埼玉県接骨師会草加八潮支部	応急救護活動	<del>1.17</del>	八潮市薬剤師会	医薬品等の供給、調剤、服薬指導等の医療救援活動	<del>1.18</del>	八潮薬業協同組合	医薬品の提供	<del>1.19</del>	草加八潮獣医師会	動物救護活動	<del>1.20</del>	八潮市指定管工事業協同組合	水道施設復旧資器材の緊急調達	<del>1.21</del>	埼玉県電気工事工業組合	電気設備等の復旧活動	<del>1.22</del>	八潮市造園協会	応急復旧工事の応援	<del>1.23</del>	市の現況の反映	P.37
事業者名	協力内容	資料編																																																																																					
草加郵便局	・郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護策 ・施設及び用地の提供 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・ <u>指定</u> 避難所等への臨時郵便差出箱の設置	<u>1.11</u>																																																																																					
<u>一般社団法人</u> 埼玉県トラック協会草加支部	・輸送業務	<u>1.12</u>																																																																																					
東武バスセントラル株式会社	・避難者、帰宅困難者及び災害救助従事者の移送	<u>1.13</u>																																																																																					
さいかつ農業協同組合	・車両等の使用、農作物及び生鮮食品並びにその他日常生活品等の供給	<u>1.14</u>																																																																																					
<u>一般社団法人</u> 草加八潮医師会	・医療救護活動	<u>1.15</u>																																																																																					
八潮市歯科医師会	・歯科医療救護活動	<u>1.16</u>																																																																																					
社団法人埼玉県接骨師会草加八潮支部	・応急救護活動	<u>1.17</u>																																																																																					
<u>一般社団法人</u> 八潮市薬剤師会	・医薬品等の供給、調剤、服薬指導等の医療救援活動	<u>1.18</u>																																																																																					
八潮薬業協同組合	・医薬品の提供	<u>1.19</u>																																																																																					
草加八潮獣医師会	・動物救護活動	<u>1.20</u>																																																																																					
八潮市指定管工事業協同組合	・水道施設復旧資器材の緊急調達	<u>1.21</u>																																																																																					
埼玉県電気工事工業組合	・電気設備等の復旧活動	<u>1.22</u>																																																																																					
八潮市造園協会	・応急復旧工事の応援	<u>1.23</u>																																																																																					
事業者名	協力内容	資料編																																																																																					
草加郵便局	・郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護策 ・施設及び用地の提供 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・避難所等への臨時郵便差出箱の設置	<del>1.11</del>																																																																																					
埼玉県トラック協会草加支部	輸送業務	<del>1.12</del>																																																																																					
東武バスセントラル株式会社	避難者、帰宅困難者及び災害救助従事者の移送	<del>1.13</del>																																																																																					
さいかつ農業協同組合	車両等の使用、農作物及び生鮮食品並びにその他日常生活品等の供給	<del>1.14</del>																																																																																					
社団法人草加八潮医師会	医療救護活動	<del>1.15</del>																																																																																					
八潮市歯科医師会	歯科医療救護活動	<del>1.16</del>																																																																																					
社団法人埼玉県接骨師会草加八潮支部	応急救護活動	<del>1.17</del>																																																																																					
八潮市薬剤師会	医薬品等の供給、調剤、服薬指導等の医療救援活動	<del>1.18</del>																																																																																					
八潮薬業協同組合	医薬品の提供	<del>1.19</del>																																																																																					
草加八潮獣医師会	動物救護活動	<del>1.20</del>																																																																																					
八潮市指定管工事業協同組合	水道施設復旧資器材の緊急調達	<del>1.21</del>																																																																																					
埼玉県電気工事工業組合	電気設備等の復旧活動	<del>1.22</del>																																																																																					
八潮市造園協会	応急復旧工事の応援	<del>1.23</del>																																																																																					

震災対策編 震災予防計画

新			旧			備考	頁(現行)																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>協力内容</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部</td> <td>・民間賃貸住宅の提供</td> <td><a href="#">1.24</a></td> </tr> <tr> <td>三愛石油株式会社</td> <td>・石油類の供給、輸送</td> <td><a href="#">1.25</a></td> </tr> <tr> <td>株式会社 <a href="#">ジェイコム北関東</a></td> <td>・災害情報等のケーブルテレビで放送</td> <td><a href="#">1.26</a></td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店(イオン株式会社ジャスコ八潮南店)</td> <td>・食糧、生活必需物資の供給</td> <td><a href="#">1.27</a></td> </tr> <tr> <td>フジパン株式会社東京工場</td> <td>・食糧の供給</td> <td><a href="#">1.28</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">コカ・コーライーストジャパン(株) 草加/八潮セールスセンター(三国コカ・コーラボトリング株式会社)</a></td> <td>・救援物資の提供</td> <td><a href="#">1.29</a></td> </tr> <tr> <td>株式会社セレスポ</td> <td>・指定避難所等テントキャンプ資材、椅子、テーブル等の供給</td> <td><a href="#">1.30</a></td> </tr> <tr> <td>セツカートン株式会社</td> <td>・段ボール製簡易ベッドの供給</td> <td><a href="#">1.31</a></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 名栗園(八潮市高齢者福祉施設 やしお苑)</td> <td>・福祉避難所の開設及び運営</td> <td><a href="#">1.32</a></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 福祉楽団(特別養護老人ホーム 杜の家やしお)</td> <td>・福祉避難所の開設及び運営</td> <td><a href="#">1.33</a></td> </tr> <tr> <td>災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部</td> <td>・医薬品、衛生材料等の輸送</td> <td><a href="#">1.34</a></td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク</td> <td>・被災者の捜索・搬送 ・支援物資の搬送 ・避難所の運営 ・情報収集</td> <td><a href="#">1.35</a></td> </tr> <tr> <td>埼玉県下の市町村、<a href="#">消防の一部</a>事務組合および消防を含む一部事務組合</td> <td>・防災ヘリコプターの応援</td> <td><a href="#">1.36</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">八潮市防災連絡会</a></td> <td>・応急対策業務等の協力</td> <td><a href="#">1.37</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">株式会社伊藤園</a></td> <td>・飲料水の供給</td> <td><a href="#">1.38</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">埼玉司法書士会</a></td> <td>・被災者等相談における相談員の派遣</td> <td><a href="#">1.39</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">東日本電信電話株式会社</a></td> <td>・災害時用公衆電話の設置、利用、管理等</td> <td><a href="#">1.40</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">埼玉県行政書士会</a></td> <td>・被災者等相談における相談員の派遣</td> <td><a href="#">1.41</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">株式会社ジェネッツ</a></td> <td>・水道施設の復旧作業</td> <td><a href="#">1.47</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">富士機材株式会社第二支店</a></td> <td>・水道施設の資材提供</td> <td><a href="#">1.48</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">大一企業株式会社</a></td> <td>水道施設の資材提供</td> <td><a href="#">1.49</a></td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	協力内容	資料編	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部	・民間賃貸住宅の提供	<a href="#">1.24</a>	三愛石油株式会社	・石油類の供給、輸送	<a href="#">1.25</a>	株式会社 <a href="#">ジェイコム北関東</a>	・災害情報等のケーブルテレビで放送	<a href="#">1.26</a>	イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店(イオン株式会社ジャスコ八潮南店)	・食糧、生活必需物資の供給	<a href="#">1.27</a>	フジパン株式会社東京工場	・食糧の供給	<a href="#">1.28</a>	<a href="#">コカ・コーライーストジャパン(株) 草加/八潮セールスセンター(三国コカ・コーラボトリング株式会社)</a>	・救援物資の提供	<a href="#">1.29</a>	株式会社セレスポ	・指定避難所等テントキャンプ資材、椅子、テーブル等の供給	<a href="#">1.30</a>	セツカートン株式会社	・段ボール製簡易ベッドの供給	<a href="#">1.31</a>	社会福祉法人 名栗園(八潮市高齢者福祉施設 やしお苑)	・福祉避難所の開設及び運営	<a href="#">1.32</a>	社会福祉法人 福祉楽団(特別養護老人ホーム 杜の家やしお)	・福祉避難所の開設及び運営	<a href="#">1.33</a>	災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部	・医薬品、衛生材料等の輸送	<a href="#">1.34</a>	特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク	・被災者の捜索・搬送 ・支援物資の搬送 ・避難所の運営 ・情報収集	<a href="#">1.35</a>	埼玉県下の市町村、 <a href="#">消防の一部</a> 事務組合および消防を含む一部事務組合	・防災ヘリコプターの応援	<a href="#">1.36</a>	<a href="#">八潮市防災連絡会</a>	・応急対策業務等の協力	<a href="#">1.37</a>	<a href="#">株式会社伊藤園</a>	・飲料水の供給	<a href="#">1.38</a>	<a href="#">埼玉司法書士会</a>	・被災者等相談における相談員の派遣	<a href="#">1.39</a>	<a href="#">東日本電信電話株式会社</a>	・災害時用公衆電話の設置、利用、管理等	<a href="#">1.40</a>	<a href="#">埼玉県行政書士会</a>	・被災者等相談における相談員の派遣	<a href="#">1.41</a>	<a href="#">株式会社ジェネッツ</a>	・水道施設の復旧作業	<a href="#">1.47</a>	<a href="#">富士機材株式会社第二支店</a>	・水道施設の資材提供	<a href="#">1.48</a>	<a href="#">大一企業株式会社</a>	水道施設の資材提供	<a href="#">1.49</a>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>協力内容</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部</td> <td>民間賃貸住宅の提供</td> <td><del><a href="#">1.23</a></del></td> </tr> <tr> <td>三愛石油株式会社</td> <td>石油類の供給、輸送</td> <td><del><a href="#">1.24</a></del></td> </tr> <tr> <td>株式会社 <a href="#">J-CN関東</a></td> <td>災害情報等のケーブルテレビで放送</td> <td><del><a href="#">1.25</a></del></td> </tr> <tr> <td>イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店(イオン株式会社ジャスコ八潮南店)</td> <td>食糧、生活必需物資の供給</td> <td><del><a href="#">1.26</a></del></td> </tr> <tr> <td>フジパン株式会社東京工場</td> <td>食糧の供給</td> <td><del><a href="#">1.27</a></del></td> </tr> <tr> <td>三国コカ・コーラボトリング株式会社</td> <td>救援物資の提供</td> <td><del><a href="#">1.28</a></del></td> </tr> <tr> <td>株式会社セレスポ</td> <td>避難所等テントキャンプ資材、椅子、テーブル等の供給</td> <td><del><a href="#">1.29</a></del></td> </tr> <tr> <td>セツカートン株式会社</td> <td>段ボール製簡易ベッドの供給</td> <td><del><a href="#">1.30</a></del></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 名栗園(八潮市高齢者福祉施設 やしお苑)</td> <td>福祉避難所の開設及び運営</td> <td><del><a href="#">1.31</a></del></td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 福祉楽団(特別養護老人ホーム 杜の家やしお)</td> <td>福祉避難所の開設及び運営</td> <td><del><a href="#">1.32</a></del></td> </tr> <tr> <td>災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部</td> <td>医薬品、衛生材料等の輸送</td> <td><del><a href="#">1.33</a></del></td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク</td> <td>・被災者の捜索・搬送 ・支援物資の搬送 ・避難所の運営 ・情報収集</td> <td><del><a href="#">1.34</a></del></td> </tr> <tr> <td>埼玉県下の市町村、<a href="#">消防野市部</a>事務組合および消防を含む一部事務組合</td> <td>防災ヘリコプターの応援</td> <td><del><a href="#">1.35</a></del></td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	協力内容	資料編	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部	民間賃貸住宅の提供	<del><a href="#">1.23</a></del>	三愛石油株式会社	石油類の供給、輸送	<del><a href="#">1.24</a></del>	株式会社 <a href="#">J-CN関東</a>	災害情報等のケーブルテレビで放送	<del><a href="#">1.25</a></del>	イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店(イオン株式会社ジャスコ八潮南店)	食糧、生活必需物資の供給	<del><a href="#">1.26</a></del>	フジパン株式会社東京工場	食糧の供給	<del><a href="#">1.27</a></del>	三国コカ・コーラボトリング株式会社	救援物資の提供	<del><a href="#">1.28</a></del>	株式会社セレスポ	避難所等テントキャンプ資材、椅子、テーブル等の供給	<del><a href="#">1.29</a></del>	セツカートン株式会社	段ボール製簡易ベッドの供給	<del><a href="#">1.30</a></del>	社会福祉法人 名栗園(八潮市高齢者福祉施設 やしお苑)	福祉避難所の開設及び運営	<del><a href="#">1.31</a></del>	社会福祉法人 福祉楽団(特別養護老人ホーム 杜の家やしお)	福祉避難所の開設及び運営	<del><a href="#">1.32</a></del>	災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部	医薬品、衛生材料等の輸送	<del><a href="#">1.33</a></del>	特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク	・被災者の捜索・搬送 ・支援物資の搬送 ・避難所の運営 ・情報収集	<del><a href="#">1.34</a></del>	埼玉県下の市町村、 <a href="#">消防野市部</a> 事務組合および消防を含む一部事務組合	防災ヘリコプターの応援	<del><a href="#">1.35</a></del>		
事業者名	協力内容	資料編																																																																																																													
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部	・民間賃貸住宅の提供	<a href="#">1.24</a>																																																																																																													
三愛石油株式会社	・石油類の供給、輸送	<a href="#">1.25</a>																																																																																																													
株式会社 <a href="#">ジェイコム北関東</a>	・災害情報等のケーブルテレビで放送	<a href="#">1.26</a>																																																																																																													
イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店(イオン株式会社ジャスコ八潮南店)	・食糧、生活必需物資の供給	<a href="#">1.27</a>																																																																																																													
フジパン株式会社東京工場	・食糧の供給	<a href="#">1.28</a>																																																																																																													
<a href="#">コカ・コーライーストジャパン(株) 草加/八潮セールスセンター(三国コカ・コーラボトリング株式会社)</a>	・救援物資の提供	<a href="#">1.29</a>																																																																																																													
株式会社セレスポ	・指定避難所等テントキャンプ資材、椅子、テーブル等の供給	<a href="#">1.30</a>																																																																																																													
セツカートン株式会社	・段ボール製簡易ベッドの供給	<a href="#">1.31</a>																																																																																																													
社会福祉法人 名栗園(八潮市高齢者福祉施設 やしお苑)	・福祉避難所の開設及び運営	<a href="#">1.32</a>																																																																																																													
社会福祉法人 福祉楽団(特別養護老人ホーム 杜の家やしお)	・福祉避難所の開設及び運営	<a href="#">1.33</a>																																																																																																													
災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部	・医薬品、衛生材料等の輸送	<a href="#">1.34</a>																																																																																																													
特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク	・被災者の捜索・搬送 ・支援物資の搬送 ・避難所の運営 ・情報収集	<a href="#">1.35</a>																																																																																																													
埼玉県下の市町村、 <a href="#">消防の一部</a> 事務組合および消防を含む一部事務組合	・防災ヘリコプターの応援	<a href="#">1.36</a>																																																																																																													
<a href="#">八潮市防災連絡会</a>	・応急対策業務等の協力	<a href="#">1.37</a>																																																																																																													
<a href="#">株式会社伊藤園</a>	・飲料水の供給	<a href="#">1.38</a>																																																																																																													
<a href="#">埼玉司法書士会</a>	・被災者等相談における相談員の派遣	<a href="#">1.39</a>																																																																																																													
<a href="#">東日本電信電話株式会社</a>	・災害時用公衆電話の設置、利用、管理等	<a href="#">1.40</a>																																																																																																													
<a href="#">埼玉県行政書士会</a>	・被災者等相談における相談員の派遣	<a href="#">1.41</a>																																																																																																													
<a href="#">株式会社ジェネッツ</a>	・水道施設の復旧作業	<a href="#">1.47</a>																																																																																																													
<a href="#">富士機材株式会社第二支店</a>	・水道施設の資材提供	<a href="#">1.48</a>																																																																																																													
<a href="#">大一企業株式会社</a>	水道施設の資材提供	<a href="#">1.49</a>																																																																																																													
事業者名	協力内容	資料編																																																																																																													
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部	民間賃貸住宅の提供	<del><a href="#">1.23</a></del>																																																																																																													
三愛石油株式会社	石油類の供給、輸送	<del><a href="#">1.24</a></del>																																																																																																													
株式会社 <a href="#">J-CN関東</a>	災害情報等のケーブルテレビで放送	<del><a href="#">1.25</a></del>																																																																																																													
イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店(イオン株式会社ジャスコ八潮南店)	食糧、生活必需物資の供給	<del><a href="#">1.26</a></del>																																																																																																													
フジパン株式会社東京工場	食糧の供給	<del><a href="#">1.27</a></del>																																																																																																													
三国コカ・コーラボトリング株式会社	救援物資の提供	<del><a href="#">1.28</a></del>																																																																																																													
株式会社セレスポ	避難所等テントキャンプ資材、椅子、テーブル等の供給	<del><a href="#">1.29</a></del>																																																																																																													
セツカートン株式会社	段ボール製簡易ベッドの供給	<del><a href="#">1.30</a></del>																																																																																																													
社会福祉法人 名栗園(八潮市高齢者福祉施設 やしお苑)	福祉避難所の開設及び運営	<del><a href="#">1.31</a></del>																																																																																																													
社会福祉法人 福祉楽団(特別養護老人ホーム 杜の家やしお)	福祉避難所の開設及び運営	<del><a href="#">1.32</a></del>																																																																																																													
災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部	医薬品、衛生材料等の輸送	<del><a href="#">1.33</a></del>																																																																																																													
特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク	・被災者の捜索・搬送 ・支援物資の搬送 ・避難所の運営 ・情報収集	<del><a href="#">1.34</a></del>																																																																																																													
埼玉県下の市町村、 <a href="#">消防野市部</a> 事務組合および消防を含む一部事務組合	防災ヘリコプターの応援	<del><a href="#">1.35</a></del>																																																																																																													

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>4 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成</b></p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、危険物施設の管理者に対して防災組織の活動に関する必要な指導、助言を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特殊性があることから、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の団体で防災組織を設立し、市との相互協力を行う。</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、<u>事業所</u>に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関する指導、助言を与え、その育成強化に努める。</p>	<p><b>4 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成</b></p> <p><u>救助・消防班</u>は、危険物施設の管理者に対して<u>事故予防規程の制定</u>や防災組織の活動に関する必要な指導、助言を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特殊性があることから、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の団体で防災組織を設立し、市との相互協力を行う。</p> <p><u>救助・消防班</u>は、<u>事業者</u>に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関する指導、助言を与え、その育成強化に努める。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	P.38
<p><b>3.6 ボランティア等との協力【<u>援護班、市社会福祉協議会</u>】</b></p> <p><b>1 活動体制の整備</b></p> <p><u>市社会福祉協議会は、援護班及びNPO法人と連携してボランティアを円滑に受け入れるための体制を構築するとともに、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。</u></p> <p><u>また、市社会福祉協議会及び援護班は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力し、災害時における防災ボランティアとの連携方法を検討する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3.5 ボランティア等との協力【<u>援護班</u>】</b></p> <p><b>1 活動体制の整備</b></p> <p><u>市は、発災後直ちに八潮市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <p><u>災害ボランティアセンターは、八潮市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、ボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載内容の整理 県地域防災計画の反映 防災基本計画の反映</p>	P.38
<p><b>2 活動拠点の整備</b></p> <p>援護班は、発災後直ちにボランティアが活動を行えるようにするため、<u>ボランティアの自主性を尊重し、市社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図りながら</u>ボランティアの拠点となる施設の選定を行い、通信設備、生活必需物資等の確保に努める。</p>	<p><b>2 活動拠点の整備</b></p> <p>援護班は、発災後直ちにボランティアが活動を行えるようにするため、<u>あらかじめ</u>ボランティアの拠点となる施設の選定を行い、通信設備、生活必需物資等の確保に努める。</p>	<p>防災基本計画の反映</p>	P.39
<p><b>3.7 広域応援体制の整備【<u>統括班</u>】</b></p> <p><b>1 広域避難者の受入体制の整備</b></p> <p><u>統括班は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設を検討する。</u></p> <p><u>また、県と連携して、応急仮設住宅の用地調査や、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅の迅速な提供体制を検討・構築する。</u></p> <p><b>2 広域応援拠点の確保</b></p> <p><u>統括班は、県と連携して、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる広域支援拠点を確保するため、拠点候補地の事前選定に努める。</u></p> <p><u>なお、首都高速6号三郷線の八潮出入口又は八潮南出入口周辺において、事業予定地、グラウンド、駐車場等を所有する民間企業に対して、大規模災害時における用地の利用ができるようにあらかじめ協議する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第4 地震に関する調査・研究</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>4.1 基礎的調査研究【統括班】</b>            &lt;略&gt;</p> <p>2 地震ハザードマップの作成・周知            地震ハザードマップとは、地震が起こった場合にも迅速かつ的確に市民が避難できるよう、地震被害の危険性が大きい地域とその程度を明確にし、<b>指定緊急</b>避難場所を示したものである。            &lt;略&gt;</p>	<p><b>第4 地震に関する調査・研究</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>4.1 基礎的調査研究【統括班】</b>            &lt;略&gt;</p> <p>2 地震ハザードマップの作成・周知            地震ハザードマップとは、地震が起こった場合にも迅速かつ的確に市民が避難できるよう、地震被害の危険性が大きい地域とその程度を明確にし、避難場所を示したものである。            &lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.40
<p><b>4.2 震災対策に関する調査又は点検【統括班】</b>            各担当は、防災アセスメント、地震ハザードマップへの習熟に努め、災害時に市民の生命の安全、生活の安定を図るため、効果的な災害対策活動が行えるよう、平時より<b>地域の安全性調査又は点検</b>に努める。            &lt;略&gt;</p>	<p><b>4.2 震災対策に関する調査研究</b>            各担当は、防災アセスメント、地震ハザードマップへの習熟に努め、災害時に市民の生命の安全、生活の安定を図るため、効果的な災害対策活動が行えるよう、平時より<b>調査研究</b>に努める。            &lt;略&gt;</p>	県地域防災計画の反映	P.40
<p><b>第2節 災害情報体制の整備</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>第1 情報体制の整備</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 情報通信体制の整備【統括班、管財班】</b></p> <p>1 災害情報ネットワークの構築            統括班は、市災害対策本部、市域の防災拠点及び各防災関係機関が、災害情報を迅速に収集・伝達できるよう、<b>埼玉県災害オペレーション支援</b>システム等を活用した災害情報のネットワーク構築に努め、災害情報等の収集・伝達システムを現場に即して整備・明確化しておく。            災害情報ネットワークは、次頁に示す全体構成図のとおりである。</p>	<p><b>第2節 防災体制整備計画</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>第1 情報体制の整備</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 情報通信体制の整備【統括班、管財班】</b></p> <p>1 災害情報ネットワークの構築            統括班は、市災害対策本部、市域の防災拠点及び各防災関係機関が、災害情報を迅速に収集・伝達できるよう、<b>県防災情報</b>システム等を活用した災害情報のネットワーク構築に努め、災害情報等の収集・伝達システムを現場に即して整備・明確化しておく。            災害情報ネットワークは、次頁に示す全体構成図のとおりである。</p>	記載情報の更新	P.42

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁(現行)
<p>□災害情報連絡体制の全体構成</p> <p>埼玉県警察本部 ↔ 埼玉県災害対策本部 ↔ 熊谷地方気象台</p> <p>草加警察署 ↔ 埼玉県災害対策本部</p> <p>〈県関連機関〉 現地災害対策本部 (東部地域振興センター) 越谷県税事務所 草加保健所 越谷県土整備事務所</p> <p>陸上自衛隊 第32普通科連隊</p> <p>指定地方公共機関 ライフライン事業者</p> <p>八潮市災害対策本部 ↔ 草加八潮消防組合</p> <p>〈地区防災拠点〉 八條公民館 ゆまにて 文化スポーツセンター</p> <p>消防団</p> <p>報道機関 自主防災組織 避難所</p> <p>被災現場 (市民・事業所・ボランティア・現地調査員・施設管理者等)</p> <p>実線 — 正 点線 ..... 副</p>	<p>□災害情報連絡体制の全体構成</p> <p>埼玉県警察本部 ↔ 埼玉県災害対策本部 ↔ 熊谷地方気象台</p> <p>草加警察署 ↔ 埼玉県災害対策本部</p> <p>〈県関連機関〉 現地災害対策本部 (東部地域振興センター) 越谷県税事務所 草加保健所 越谷県土整備事務所</p> <p>陸上自衛隊 第32普通科連隊</p> <p>指定地方公共機関 ライフライン事業者</p> <p>八潮市災害対策本部 ↔ 消防本部</p> <p>〈地区防災拠点〉 八條公民館 ゆまにて 文化スポーツセンター</p> <p>消防団</p> <p>報道機関 自主防災組織 避難所</p> <p>被災現場 (市民・事業所・ボランティア・現地調査員・施設管理者等)</p> <p>実線 — 正 点線 ..... 副</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.43</p>

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2 情報通信施設の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(1) 災害時優先電話の調整</p> <p>加入電話回線について、東日本電信電話(株) <u>埼玉事業部</u>埼玉南支店に要請し、重要回線を災害時の優先電話として指定する。</p>	<p><b>2 情報通信施設の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(1) 災害時優先電話の調整</p> <p>加入電話回線について、東日本電信電話(株)埼玉支店に要請し、重要回線を災害時の優先電話として指定する。</p>	記載内容の更新	P.44
<p><b>1.2 情報収集伝達体制の整備【統括班、情報班、管財班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 情報収集体制の整備</p> <p>統括班は、<u>管財班と連携して</u>、当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、次のような情報収集体制を整備する。</p> <p>① <u>埼玉県災害オペレーション支援</u>システム</p> <p>② 自主防災組織等からの通報システム</p> <p>③ 既存の災害情報システム(市町村テレメータシステム等)とのオンラインリンク</p> <p>④ 市防災行政無線システム</p> <p>⑤ 携帯メールシステム及びデータ通信を使う <u>ソーシャル・ネットワーキング・サービス</u>等システム</p> <p>⑥ アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム</p> <p>⑦ かけつけ通報等</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 情報収集伝達体制の整備【統括班、情報班、管財班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 情報収集体制の整備</p> <p><del>市は、統括班、管財班を中心として</del>当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、次のような情報収集体制を整備する。</p> <p>① <u>県防災情報</u>システム</p> <p>② 自主防災組織 <u>及び自衛消防組織</u>等からの通報システム</p> <p>③ 既存の災害情報システム(市町村テレメータシステム等)とのオンラインリンク</p> <p>④ 市防災行政無線システム</p> <p>⑤ 携帯メールシステム及びデータ通信を使う <u>ソーシャルネットワーキングサービス</u>等システム</p> <p>⑥ アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム</p> <p>⑦ かけつけ通報等</p> <p>&lt;略&gt;</p>	市の現況の反映	P.45
<p><b>2 情報伝達体制の整備</b></p> <p>統括班は、防災関係機関等と連携し、<u>指定</u>避難所を始めとする防災拠点、出先機関、市民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。また、防災行政無線、アマチュア無線、タクシー無線、携帯メール、CATV システム、データ通信システム、道路情報表示板、報道機関、<u>市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス</u>等を有効に活用し、災害発生時に支障が生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。</p> <p style="text-align: right;">資料 2.22 埼玉県防災行政無線 <u>設置機関一覧表</u></p>	<p><b>2 情報伝達体制の整備</b></p> <p>統括班は、防災関係機関等と連携し、避難所を始めとする防災拠点、出先機関、市民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。また、防災行政無線、アマチュア無線、タクシー無線、携帯メール、CATV システム、データ通信システム、道路情報表示板、報道機関等を有効に活用し、災害発生時に支障が生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。</p> <p style="text-align: right;">資料 2.22 埼玉県防災行政無線 <u>局系統図</u></p>	県地域防災計画の反映	P.46
<p><b>3 情報処理分析体制の整備</b></p> <p>(1) 災害情報の種類</p> <p>情報班は、平時から災害時の情報の区分、処理・分析方法を明確にし、災害時に迅速な処理・分析が行えるよう努める。<u>なお、処理・分析を的確に実施する人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3 情報処理分析体制の整備</b></p> <p>(1) 災害情報の種類</p> <p>情報班は、平時から災害時の情報の区分、処理・分析方法を明確にし、災害時に迅速な処理・分析が行えるよう努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	県地域防災計画の反映	P.46

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>(2) 災害情報データベースの整備</p> <p>統括班は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースの整備について検討する。</p> <p>災害情報データベースシステムは、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、<b>指定</b>避難所等、防災施設等のデータを保有する。</p> <p>また、県や近隣市区町村と協力し、情報の共有化についても検討する。</p>	<p>(2) 災害情報データベースの整備</p> <p>統括班は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースの整備について検討する。</p> <p>災害情報データベースシステムは、<del>地理情報システム(GIS)として整備し</del>、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所等、防災施設等のデータを保有する。</p> <p>また、県や近隣市区町村と協力し、情報の共有化についても検討する。</p>	記載情報の更新	P.46
<p><b>第2 広報体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 広報体制の整備【統括班、広報班、施設管理者】</b></p> <p>1 広報手段の整備</p> <p>広報班は、災害時に市民に対して迅速かつ正確な情報が提供できるよう、広報車、ハンドマイク等の広報用資機材を整備する。併せて、インターネット、緊急速報メール、広報紙、<b>やしお840メール配信サービス</b>等、他の広報手段に関しても検討を行い、災害の状況に応じた広報が行える体制を整備する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第1 広報体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 広報体制の整備【統括班、広報班、施設管理者】</b></p> <p>1 広報手段の整備</p> <p>広報班は、災害時に市民に対して迅速かつ正確な情報が提供できるよう、広報車、ハンドマイク等の広報用資機材を整備する。併せて、インターネット、緊急速報メール、広報紙等、他の広報手段に関しても検討を行い、災害の状況に応じた広報が行える体制を整備する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	市の現況の反映	P.47
<p>3 <b>指定</b>避難所における広報体制の整備</p> <p><b>指定</b>避難所における広報手段としては、掲示板への掲示、広報紙、チラシ等の配布等が考えられる。</p> <p>広報班及び<b>指定</b>避難所の施設管理者は、<b>指定</b>避難所における広報が迅速かつ適切に行えるよう、平時から広報手段等について検討し、広報に必要な設備を整備する。併せて、検討に際しては要配慮者に配慮した広報手段も検討する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>3 避難所における広報体制の整備</p> <p>避難所における広報手段としては、掲示板への掲示、広報紙、チラシ等の配布等が考えられる。</p> <p>広報班及び避難所の施設管理者は、避難所における広報が迅速かつ適切に行えるよう、平時から広報手段等について検討し、広報に必要な設備を整備する。併せて、検討に際しては要配慮者に配慮した広報手段も検討する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.47
<p><b>第3節 防災都市づくり計画</b></p> <p><b>第1 地盤災害の予防</b></p> <p><b>1.1 地盤の液状化対策【水防・道路班、施設管理者】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 地盤の液状化危険予想区域の周知</p> <p>地盤の液状化被害を防止するため、地盤の調査を行い、地盤の液状化危険予想区域の指定に努め、<b>八潮市地震ハザードマップを活用して</b>周知を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第3節 防災都市づくり計画</b></p> <p><b>第1 地盤災害の予防</b></p> <p><b>1.1 地盤の液状化対策【水防・道路班、施設管理者】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 地盤の液状化危険予想区域の周知</p> <p>地盤の液状化被害を防止するため、地盤の調査を行い、地盤の液状化危険予想区域の指定に努め、周知を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	市の現況の反映	P.49

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>4 既存公共施設の耐震診断と耐震改修 ＜略＞</p>	<p>4 既存公共施設の耐震診断と補強 ＜略＞</p>	文言の修正	P.50
<p><b>1.2 地盤沈下対策【水防・道路班、衛生班】</b> ＜略＞</p> <p>2 地盤沈下に関する調査 水防・道路班は、県の地盤沈下に関する調査を基に、地盤沈下の激しい区域における建築物及び土木建造物の耐震性能の劣化状況を把握できるよう努める。</p>	<p><b>1.2 地盤沈下対策【水防・道路班、衛生班】</b> ＜略＞</p> <p>2 地盤沈下に関する調査 水防・道路班は、県の地盤沈下に関する調査を基に、地盤沈下の激しい区域の耐震性能の劣化状況を把握できるよう努める。</p>	文言の修正	P.50
<p><b>1.3 宅地造成地の安全対策【水防・道路班】</b> ＜略＞</p> <p><u>(3) 盛土地盤の安定措置</u> 盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。</p>	<p><b>1.3 宅地造成地の安全対策【水防・道路班】</b> ＜略＞</p>	県地域防災計画の反映	P.51
<p><b>第2 災害に強いまちづくり</b></p> <p>災害による市の被災を最小限にとどめるため、都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行う。<u>なお、当該項目の施策を都市計画マスタープラン、まちづくり計画、耐震改修促進計画等に位置づけることで、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。</u></p>	<p><b>第2 まちづくり計画</b></p> <p>災害による市の被災を最小限にとどめるため、都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行う。<del>そのためには、市民参加による取り組みが必要不可欠であり、現況調査や計画策定の早い段階から市民に参加を呼びかける。</del> <del>以下の計画において、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により、都市基盤の整備等に関して、災害の防止や被害の軽減及び円滑な応急活動の推進を図る観点から基本的な方針を定める。</del></p>	県地域防災計画の反映	P.52
<p><b>2.1 耐震化と安全対策の推進【水防・道路班】</b></p> <p><u>1 現況</u> 市では、建築物等の発災時における重要性かつ地震対策上の重要度を勘案し、平成28年10月に策定した「改定八潮市建築物等耐震改修促進計画」に基づき、公共建築物の耐震化を進めている。</p> <p><u>2 公共施設の耐震化</u> 水防・道路班は、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、計画的に耐震診断、耐震改修等を実施する。 また、防災関係機関は、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。</p>		県地域防災計画の反映	

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3 一般建築物の耐震化</b></p> <p><u>水防・道路班は、県と連携し、一般建築物の耐震化の支援等を所有者又は使用者に実施する。</u></p> <p><b>(1) 耐震化対策</b></p> <p><u>一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発するとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。</u></p> <p><b>①耐震化に特に配慮すべき施設</b></p> <p><u>劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について耐震性の確保に特に配慮する。</u></p> <p><b>②耐震化に関する相談窓口の設置</b></p> <p><u>建築物の耐震診断、改修等に関する相談窓口を設置する。</u></p> <p><b>③耐震性に関する知識の普及・啓発</b></p> <p><u>耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関する情報の提供、説明会の開催等を通じ、市民への知識の普及・啓発に努める。</u></p> <p><b>(2) 空き家等の実態把握</b></p> <p><u>水防・道路班は、空家等の立入調査を実施し、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある場合、八潮市特定空家等・特定居住物件等調査審議会に意見を聴き、当該空家等を特定空家等に認定するとともに、認定した特定空家等の所有者又は管理者等に対して必要な措置をとるよう助言又は指導する。</u></p> <p><b>(3) ブロック塀の倒壊防止対策</b></p> <p><u>それぞれが管理する道路沿道のブロック塀等の地震による倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。</u></p> <p><b>①市街地内のブロック塀の実態調査</b></p> <p><u>避難路、指定避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所を把握する。</u></p> <p><b>②ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発</b></p> <p><u>ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広く市民に対し啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識の普及を図る。</u></p> <p><b>③ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成</b></p> <p><u>ブロック塀を設置している者に対し、点検を行うよう指導するとともに、上記の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修や生け垣化等を奨励する。</u></p> <p><u>また、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>(4) 自動販売機の転倒防止対策</u></p> <p><u>それぞれが管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。</u></p> <p><u>(5) エレベーターにおける閉じ込め防止対策</u></p> <p><u>エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。</u></p>			
<p><b>2.2 不燃化等の促進【水防・道路班】</b></p> <p><b>1 防火・準防火地域の指定</b></p> <p><u>水防・道路班は、市街地における火災の危険を防除するため、地域の実情を踏まえながら都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を促進し、不燃性、難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化を図る。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>2.3 オープンスペース等の確保【水防・道路班】</b></p> <p><u>災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地にオープンスペース（防災空間）を確保する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
	<p><b><u>2.1 八潮市都市基盤施設の現況と課題</u></b></p> <p><u>市の都市基盤施設に対して、災害時の防災施設としての観点から評価し、安全かつ円滑な避難等、応急活動が行えるよう整備を促進する。なお、整備の促進について検討する際には、避難者、特に要配慮者の行動能力や市民の生活範囲等に考慮する。</u></p> <p><u>都市防災施設の評価基準を以下に示す。</u></p>	記載内容の整理	P.52
	<p><b><u>1 建築物の耐震・耐火化の課題</u></b></p> <p><u>都市の耐震・耐火化を促進するため、都市防災、土地の合理的利用に寄与する耐震・耐火の建築を普及するよう関係機関と協力するものとする。</u></p> <p><b><u>2 公共建築物の耐震・耐火化の現況と課題</u></b></p> <p><u>市では、建築物等の発災時における重要性かつ地震対策上の重要度を勘案し、平成21年7月に策定した「八潮市建築物等耐震改修促進計画」に基づき、公共建築物の耐震化を進めている。</u></p> <p><u>公共建築物については、その性質上避難所の役割もあることから、耐震、耐火建築物に改善するよう努めるものとする。特に、小中学校の建築物は、多数の児童・生徒を収容しており、また、その配置からみて市民と密接なつながりがあるため、促進を図るものとする。</u></p>	記載内容の整理	P.52

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁(現行)																																																												
	<p><del>3 公共土木施設(道路・橋梁)の現況と課題</del></p> <p>本市は、つくばエクスプレスの開通による人口増加に伴い、駅周辺や関連する道路、新中川橋の整備が進み、人や車の流れが大きく変わり、新たな交通体系が求められている。防災面では、既存の交通体系を活用して安全に市民が避難できる避難路の指定を目指すとともに、避難路の指定基準に満たない道路については、早期整備を推進する必要があるとともに、災害時には規制・誘導等の工夫が必要となる。</p> <p>資料 2.37 八潮市都市計画道路網(平成 21 年 4 月 1 日時点)</p>		P.52																																																												
<p><u>1 現況と課題</u></p> <p>市の平成 29 年 4 月 1 日現在における都市公園の整備状況は、公園数 76 箇所、総面積 19.2ha であり、市民 1 人当たりの公園面積は約 2 m<sup>2</sup>で、八潮市都市公園設置及び管理条例に規定された市街地の市民 1 人当たり公園面積 5.0 m<sup>2</sup>を大きく下回っている状況にある。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>4 公園、緑地・緑道等の現況と課題</del></p> <p>市の平成 25 年 4 月 1 日現在における都市公園の整備状況は、公園数 71 箇所、総面積 16.6ha であり、市民 1 人当たりの公園面積は約 2 m<sup>2</sup>で、八潮市都市公園設置及び管理条例に規定された市街地の市民 1 人当たり公園面積 5.0 m<sup>2</sup>を大きく下回っている状況にある。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.53																																																												
<p>一部の公園等を指定緊急避難場所として指定しているが、1ha 未満の指定緊急避難場所も多く、また、南後谷、木曽根、大曽根、浮塚といった地域においては、歩行により容易に到達できる距離(500m)以内に指定緊急避難場所がないため、今後指定緊急避難場所の整備を推進する必要がある。</p>	<p>一部の公園等を避難場所として指定しているが、1ha 未満の避難場所も多く、また、南後谷、木曽根、大曽根、浮塚といった地域においては、歩行により容易に到達できる距離(500m)以内に避難場所がないため、今後避難場所の整備を推進する必要がある。</p>	記載情報の更新	P.53																																																												
<p>□都市公園の整備状況(H29 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地区公園</th> <th>近隣公園</th> <th>街区公園</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備数</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>69</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>面積(ha)</td> <td>0</td> <td>11.23</td> <td>7.93</td> <td>19.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>□都市公園以外の広場、公園の整備状況(H29 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>児童遊園</th> <th>運動広場</th> <th>その他広場</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備数</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>面積(ha)</td> <td>1.11</td> <td>6.09</td> <td>0.66</td> <td>7.86</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 2.14 指定避難所・指定緊急避難場所一覧 資料 2.15 避難所等位置図</p>	区分	地区公園	近隣公園	街区公園	計	整備数	0	7	69	76	面積(ha)	0	11.23	7.93	19.16	区分	児童遊園	運動広場	その他広場	計	整備数	13	3	3	19	面積(ha)	1.11	6.09	0.66	7.86	<p>□都市公園の整備状況(H25 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地区公園</th> <th>近隣公園</th> <th>街区公園</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備数</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>65</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>面積(ha)</td> <td>0</td> <td>9.81</td> <td>6.81</td> <td>16.62</td> </tr> </tbody> </table> <p>□都市公園以外の広場、公園の整備状況(H25 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>児童遊園</th> <th>運動広場</th> <th>その他広場</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備数</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>面積(ha)</td> <td>1.41</td> <td>6.50</td> <td>0.66</td> <td>7.57</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 2.14 避難所・避難場所一覧 資料 2.15 避難所等位置図</p>	区分	地区公園	近隣公園	街区公園	計	整備数	0	6	65	71	面積(ha)	0	9.81	6.81	16.62	区分	児童遊園	運動広場	その他広場	計	整備数	15	3	3	21	面積(ha)	1.41	6.50	0.66	7.57	記載情報の更新	P.53
区分	地区公園	近隣公園	街区公園	計																																																											
整備数	0	7	69	76																																																											
面積(ha)	0	11.23	7.93	19.16																																																											
区分	児童遊園	運動広場	その他広場	計																																																											
整備数	13	3	3	19																																																											
面積(ha)	1.11	6.09	0.66	7.86																																																											
区分	地区公園	近隣公園	街区公園	計																																																											
整備数	0	6	65	71																																																											
面積(ha)	0	9.81	6.81	16.62																																																											
区分	児童遊園	運動広場	その他広場	計																																																											
整備数	15	3	3	21																																																											
面積(ha)	1.41	6.50	0.66	7.57																																																											
<p><u>2 公園の整備</u></p> <p>水防・道路班は、指定緊急避難場所となっている公園や、警察、消防、自衛隊等応援部隊による活動、物資の集積・中継を行う広域防災拠点となる可能性が考えられる都市公園について、耐震性貯水槽や夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備に努める。</p> <p><u>3 緑地・農地の保全</u></p> <p>水防・道路班は、緑地等における火災の延焼防止に大きな効果があることも踏まえ、八潮市</p>		県地域防災計画の反映																																																													

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>緑の基本計画に基づき、市民との協働による緑のまちづくりや緑地等の保全の推進を図る。</u></p> <p><b>4 広幅員道路の整備</b>  <u>水防・道路班は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路の整備に努める。</u></p>			
<p><b>2.4 土地情報の整備【統括班、管財班、水防・道路班】</b></p> <p><u>適正な土地利用を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の情報を整備する。</u></p> <p><b>1 現況</b></p> <p><u>(1) 公共土木施設の現況</u>  <u>市では、つくばエクスプレスの開通による人口増加に伴い、駅周辺や関連する道路、新中川橋の整備が進み、人や車の流れが大きく変わり、新たな交通体系が求められている。防災面では、既存の交通体系を活用して安全に市民が避難できる避難路の指定を目指す。避難路の指定基準に満たない道路については、早期整備を推進する必要があるとともに、災害時には規制・誘導等の工夫が必要となる。</u>  資料 2.37 八潮市都市計画道路網(平成 21 年 4 月 1 日時点)</p>		記載情報の更新	
<p><b>2 防災面に配慮した適正な土地利用の推進</b></p> <p><u>(1) 土地利用の規制・誘導</u>  <u>水防・道路班は、災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを推進するとともに、各種都市計画を活用して市街地の整備を推進する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>3 市街地の整備等</b></p> <p><u>(1) 土地区画整理事業</u>  <u>水防・道路班は、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設整備や宅地の利用増進を引き続き推進する。</u></p> <p><u>(2) 市街地再開発事業</u>  <u>水防・道路班は、既存不適格建築物について、道路や広場などの公共施設の整備と中高層耐火建築物の建設を一体的に行い、都市の防災性を向上するため、市街地再開発事業を促進する。</u></p> <p><u>(3) 都市防災総合推進事業</u>  <u>水防・道路班は、市街地の防災性の向上等を図るため、様々な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び住民の防災に対する意識向上を推進するため、都市防災総合推進事業の活用を検討する。</u></p> <p><u>(4) 地区計画等の活用</u></p>		県地域防災計画の反映	

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>水防・道路班は、地区計画等により、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを推進する。</u></p> <p><u>(5) 地籍調査の推進</u></p> <p><u>水防・道路班は、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。</u></p> <p><b>4 公共土木施設の耐震補強の推進</b></p> <p><u>水防・道路班は、公共土木施設の耐震補強工事を計画的に推進する。耐震補強工事に当たっては、緊急輸送道路等を優先的に実施する。</u></p>			
<p><b>5 橋梁、下水道等の老朽化対策の推進</b></p> <p><u>水防・道路班は、老朽化が進む橋梁についてコストの縮減、費用の平準化を図るため平成26年10月に八潮市橋梁長寿命化修繕計画を策定している。また、下水道等に関して、下水道ストックマネジメント計画の作成に努め、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保を図る。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>6 防災活動のための公共用地の有効活用</b></p> <p><u>統括班は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄、応急仮設住宅等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を検討する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
	<p><del>5 市街地の整備等の現況と課題</del></p> <p><del>(1) 土地区画整理事業</del></p> <p><del>家屋が密集した既成市街地等で、道路、公園等の公共施設を一括して整備改善するとともに、宅地の利用増進を図り、安全・安心に暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業の活用を検討する。</del></p> <p><del>(2) 地区計画の活用</del></p> <p><del>地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを誘導する。</del></p> <p><del>(3) 防火地域・準防火地域の指定</del></p> <p><del>市街地における火災の危険を防除するため、地域の実情を踏まえながら都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を促進し、不燃性、難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化を図る。</del></p>		P.53
	<p><del>6 ライフラインの耐震強化の現況と課題</del></p> <p><del>(1) 上水道</del></p> <p><del>本市の水源は、昭和37年に整備された8号水源をはじめ、使用年数が50年以上経過して</del></p>		P.54

新	旧	備考	頁(現行)																																			
	<p><del>おり、耐用年数や耐震対策上からも施設の更新が必要となっている。</del></p> <p><b>☐災害時に利用可能な水源の現況</b></p> <table border="1" data-bbox="1389 407 2332 638"> <tr><td rowspan="8">地下水源</td><td>1号水源</td><td>中央1-3-1</td></tr> <tr><td>2号水源</td><td>鶴ヶ首根407-2</td></tr> <tr><td>3号水源</td><td>八潮3-18-10</td></tr> <tr><td>4号水源</td><td>緑町1-17-17</td></tr> <tr><td>5号水源</td><td>八潮1-1-4</td></tr> <tr><td>6号水源</td><td>三丁目605-2</td></tr> <tr><td>7号水源</td><td>鶴ヶ首根1580-10</td></tr> <tr><td>8号水源</td><td>中央1-15-26</td></tr> </table> <p><del>(2) 下水道</del></p> <p>本市の公共下水道は、計画処理面積1,626ha(目標年度は平成36年度)のうち平成24年4月1日現在において663.2ha(40.8%)の整備が完了しているが、依然として下水道普及率は低い状況である。</p> <p>また、整備済の区域に関しても、老朽化した下水道施設の更新が課題となっている。</p> <p><b>7 落下物等対策の現況と課題</b></p> <p>都市の高層化、過密化の進展により、地震発生時には、次のような落下物等が予想される。</p> <p><b>☐予想される落下物等</b></p> <table border="1" data-bbox="1389 1100 2332 1381"> <thead> <tr> <th>ビル落下物</th> <th>道路上の障害物</th> <th>屋内落下物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 窓ガラス(の飛散)</td> <td>① 自動販売機</td> <td>① 照明器具</td> </tr> <tr> <td>② 外装材(外壁タイル、モルタル等)</td> <td>② 放置自転車</td> <td>② 家具の転倒</td> </tr> <tr> <td>③ ウインドターラー</td> <td>③ 突き出し商品</td> <td>③ 棚上の荷物</td> </tr> <tr> <td>④ 屋上広告物</td> <td>④ 電柱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 高架水槽</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>8 ブロック塀対策の現況と課題</b></p> <p>大規模な地震では、ブロック塀(レンガ塀、石塀を含む)の倒壊により多くの死傷者を出し、避難、消防、救援活動の障害にもなることから、その安全対策が求められている。</p>	地下水源	1号水源	中央1-3-1	2号水源	鶴ヶ首根407-2	3号水源	八潮3-18-10	4号水源	緑町1-17-17	5号水源	八潮1-1-4	6号水源	三丁目605-2	7号水源	鶴ヶ首根1580-10	8号水源	中央1-15-26	ビル落下物	道路上の障害物	屋内落下物	① 窓ガラス(の飛散)	① 自動販売機	① 照明器具	② 外装材(外壁タイル、モルタル等)	② 放置自転車	② 家具の転倒	③ ウインドターラー	③ 突き出し商品	③ 棚上の荷物	④ 屋上広告物	④ 電柱		⑤ 高架水槽				
地下水源	1号水源		中央1-3-1																																			
	2号水源		鶴ヶ首根407-2																																			
	3号水源		八潮3-18-10																																			
	4号水源		緑町1-17-17																																			
	5号水源		八潮1-1-4																																			
	6号水源		三丁目605-2																																			
	7号水源		鶴ヶ首根1580-10																																			
	8号水源	中央1-15-26																																				
ビル落下物	道路上の障害物	屋内落下物																																				
① 窓ガラス(の飛散)	① 自動販売機	① 照明器具																																				
② 外装材(外壁タイル、モルタル等)	② 放置自転車	② 家具の転倒																																				
③ ウインドターラー	③ 突き出し商品	③ 棚上の荷物																																				
④ 屋上広告物	④ 電柱																																					
⑤ 高架水槽																																						
<p><b>2.5 防災都市づくり【統括班、水防・道路班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.2 防災都市づくり基本方針と今後の事業計画の概要</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>文言の修正</p>	<p>P.55</p>																																			
<p><b>2 防災都市づくり計画の策定</b></p> <p>統括班及び水防・道路班は、防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、防災都市づくり計画策定指針及び関連資料に基づいて、地域防災計画と都市の将来像を示す都市計画マスタープランの間を双方向につなぐものとして位置づける防災都市づくり計画の策定に努める。</p>		<p>県地域防災計画の反映</p>																																				

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁(現行)
<p><u>なお、防災都市づくり計画の策定に当たっては、防災、土木、医療・福祉、教育等の分野を所管する部署及び関係機関との連携を十分に図る。</u></p>			
	<p><del>2 今後の事業計画の概要</del></p> <p><del>(1) 耐震、耐火建築物の建築促進</del></p> <p><del>一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、県の協力のもと、その助言、指導、支援を行う。</del></p> <p><del>①建築指導等</del></p> <p><del>建築物全般(建築設備含む)及び特定の工作物(一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設)の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行う。</del></p> <p><del>具体的内容としては、建築物等の構造耐力上、防火及び避難上の諸点についての安全確保を図る上で以下の規定がある。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・木造及び組積造等の一般構造規定</del></li> <li><del>・一定規模以上の木造及び組積造等建築物の禁止</del></li> <li><del>・一定規模以上の建築物について、構造計算を行いその安全性を確認する</del></li> <li><del>・一定規模以上の特定建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とする</del></li> <li><del>・防火区域、内装制限及び防火戸等の諸規定による制限</del></li> </ul>	記載内容の整理	P.55
	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>・一定規模以上の建築物の設計及び工事監督は建築士が行う</del></li> </ul> <p><del>建築基準法の防災関係の規定については、近年発生した地震及び火事事例に鑑み、一般構造及び防火避難規定等が強化されている。</del></p> <p><del>また、埼玉県建築基準法施行条例で建築物の構造等について、安全上及び防災上の制限を付加し、安全性についての実効を図っている。</del></p> <p><del>②高層建築物等の防災対策</del></p> <p><del>県と協力し、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」に基づき、次に掲げる建築物(高層建築物)の建築に当たって、震災における安全性を確保するための措置に関する計画の届け出に対し、防災上必要な指導又は助言を行う。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・高さが31mを超える建築物(規則で定めるものを除く)</del></li> <li><del>・建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第147条の2各号に掲げる建築物(前号に掲げるものを除く)</del></li> <li><del>・前2号に掲げるもののほか、震災時における安全性を確保するための措置をとることが必要である建築物として知事が指定するもの</del></li> </ul> <p><del>・避難階段及び非常用進入口等の諸規定</del></p> <p><del>③耐震化対策</del></p> <p><del>一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。</del></p>	記載内容の整理	P.55

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
	<p><del>ア</del>重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定  <del>避難又は復旧活動上必要な区域、火災による延焼が著しいと想定される木造住宅密集区域など、重点的に耐震診断を誘導すべき区域の設定を検討し、当該区域における下記(b)以降の耐震化対策を積極的に行っていくものとする。</del></p> <p><del>イ</del>耐震化に関する相談窓口の設置  <del>建築物の耐震診断、改修等に関する市民等の相談に応ずる窓口を設置する。</del></p> <p><del>ウ</del>耐震診断を行う技術者の養成  <del>耐震診断講習会の開催など、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成し、耐震化を促進する。</del></p> <p><del>エ</del>耐震性に関する知識の普及・啓発  <del>耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、市民への知識の普及・啓発に努める。</del></p> <p><del>オ</del>建築士団体等との協力  <del>建築士団体等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。</del></p> <p><del>カ</del>緊急輸送道路等における既存建築物の実態把握  <del>県及び関係団体と連携して、震災時において物資の輸送、避難等の安全性を確保する必要があると認める道路(緊急輸送道路等)に面する地域に存する既存建築物の耐震診断、耐震改修及び維持保全の実施状況の把握に努める。</del></p> <p><del>キ</del>緊急輸送道路等における既存建築物の耐震化の助言等  <del>震災時における緊急輸送道路等の安全性を確保するため、必要であると認めるときは、既存建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修又は維持保全について指導、助言又は勧告を行う。</del></p> <p><del>(2) 公共建築物の耐震、耐火対策</del>  <del>八潮市建築物等耐震改修促進計画に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された公共建築物について耐震診断を行い、計画的に耐震改修等を実施する。</del></p> <p><del>(3) 公共土木施設(道路・橋梁)の耐震性の強化</del>  <del>避難所等へ容易にアクセスできるよう、その周辺において道路・橋梁の公共土木施設の都市防災施設としての指定基準を満たす避難路の整備を進める。</del></p> <p><del>(4) 公園、緑地、緑道等の整備</del></p> <p><del>①避難場所の確保・安全化</del>  <del>広域避難場所としての公園整備推進を図るため、「八潮市緑の基本計画」(平成13年3月、八潮市策定)に計画されている防災運動公園を、中川沿いに整備し、広域避難場所とする。また、都市公園等の避難場所が、周辺の公共施設及び農地等の自然空間と併せて災害応急支援活動の場として一体的に利用できるよう、避難場所を所管する課と協力して対応する。</del></p> <p><del>加えて、近隣に避難場所がない地域においては、避難場所の整備を推進する。</del></p>		

新	旧	備考	頁（現行）						
	<p>②自然空間の計画的保全</p> <p>緊急時における既存の自然空間の活用及び平時における空間の確保のため、「八潮市景観まちづくり基本計画」に基づく、河川周辺の自然空間の計画的保全や広域災害に対応できる行政界を超えるオープンスペースの保全・整備を近隣市区町との連携のもとに進める。また、防災上の緩衝区域や一時的な避難空間となる屋敷林、農地等の計画的保全を図る。また、生産緑地に関しては非常食の生産拠点としての活用も考慮する。</p> <p>（5）市街地開発事業による整備</p> <p>現在、土地区画整理事業が進められているが、既存の市街地においては密集した既成市街地や建築物が老朽化した地域等が存在する。</p> <p>今後、こうした地域については、建替え時における耐震・不燃化や細街路の改善等を推進する必要がある。</p>								
	<p>（6）ライフライン対策</p> <p>①上水道対策</p> <p>地震による災害時には、中川左岸地区(大瀬古新田地区)、綾瀬川右岸地区(西袋地区)、八條北部地区(東京外かく環状道路以北部地区)において橋梁の破壊等により上水道が寸断されることが予想される。</p> <p>このような上水道の機能破壊に対して、飲料水をまかなうことのできる地下水源を保全するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽を適宜配置し、火災時には消火用として活用できるように努めるものとする。</p> <p>②下水道対策</p> <p>震災による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水を排除し、下水道機能の確保を図るため、計画的に新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施するとともに、施設の整備増強及び適正な維持管理を実施する。</p> <p>また、平常時から施設の老朽化、被害を受けやすい箇所を把握し、災害発生時には直ちに緊急調査が行えるよう、下水道台帳の整備等を行い、調査体制の整備に努める。</p> <p>（7）落下物対策</p> <p>県と協力し、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険を防止するため対策を講じる。</p> <p>対策の実施に当たっての実施主体とその役割は、次のとおりである。</p> <p>□落下物対策の実施主体と役割</p> <table border="1" data-bbox="1389 1661 2442 1881"> <thead> <tr> <th data-bbox="1389 1661 1635 1688">実施主体</th> <th data-bbox="1635 1661 2442 1688">落下危険物対策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1389 1688 1635 1829">消防本部 建築担当課</td> <td data-bbox="1635 1688 2442 1829">市民や建築物の管理者に対して、一般的な落下物対策を講じるとともに、地震発生時の的確な対応について各種広報媒体を通じて積極的にPRする。 特に、繁華街等の道路沿いにある3階以上の建築物に対して重点的に実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1829 1635 1881">施設管理者</td> <td data-bbox="1635 1829 2442 1881">多数の人が集まる公共施設について、強化ガラスへの改修、飛散防止フィルムの貼付、物品等の倒壊防止、蛍光管の散乱防止等の対策</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	落下危険物対策の内容	消防本部 建築担当課	市民や建築物の管理者に対して、一般的な落下物対策を講じるとともに、地震発生時の的確な対応について各種広報媒体を通じて積極的にPRする。 特に、繁華街等の道路沿いにある3階以上の建築物に対して重点的に実施する。	施設管理者	多数の人が集まる公共施設について、強化ガラスへの改修、飛散防止フィルムの貼付、物品等の倒壊防止、蛍光管の散乱防止等の対策	記載内容の整理	P.57
実施主体	落下危険物対策の内容								
消防本部 建築担当課	市民や建築物の管理者に対して、一般的な落下物対策を講じるとともに、地震発生時の的確な対応について各種広報媒体を通じて積極的にPRする。 特に、繁華街等の道路沿いにある3階以上の建築物に対して重点的に実施する。								
施設管理者	多数の人が集まる公共施設について、強化ガラスへの改修、飛散防止フィルムの貼付、物品等の倒壊防止、蛍光管の散乱防止等の対策								

震災対策編 震災予防計画

新	旧		備考	頁（現行）						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1389 226 1635 254"></td> <td data-bbox="1635 226 2442 254"><del>を実施する。</del></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 254 1635 281">教育委員会</td> <td data-bbox="1635 254 2442 281">市立小中学校の窓ガラスの強化ガラス化について、推進する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 281 1635 396">道路担当課</td> <td data-bbox="1635 281 2442 396">不法に設置された自動販売機、不法に路上を占有している放置自転車、陳列された商品(突き出し商品)について事前指導を行うとともに、道路パトロール車による巡回指導、警察の協力による合同指導を行う。</td> </tr> </table>		<del>を実施する。</del>	教育委員会	市立小中学校の窓ガラスの強化ガラス化について、推進する。	道路担当課	不法に設置された自動販売機、不法に路上を占有している放置自転車、陳列された商品(突き出し商品)について事前指導を行うとともに、道路パトロール車による巡回指導、警察の協力による合同指導を行う。	<p><del>（８）ブロック塀の倒壊防止対策</del></p> <p>地震によるブロック塀(れんが塀、石塀を含む。)の倒壊を防止するため以下の施策を推進する。</p> <p>①実態調査、改修指導</p> <p>ブロック塀等の実態調査を行い、危険度が高いと評価された塀等の所有者に対し、調査内容の通知と改善の依頼を行う。</p>		
	<del>を実施する。</del>									
教育委員会	市立小中学校の窓ガラスの強化ガラス化について、推進する。									
道路担当課	不法に設置された自動販売機、不法に路上を占有している放置自転車、陳列された商品(突き出し商品)について事前指導を行うとともに、道路パトロール車による巡回指導、警察の協力による合同指導を行う。									

新	旧	備考	頁(現行)																
	<p><u>□ブロック塀の実態調査方法</u></p> <p><u>1.調査主体・調査時期等</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1427 296 1596 436">調査主体</td> <td data-bbox="1596 296 2442 436">ブロック塀等の維持管理については、原則として所有者が行うこととされているが、現在では、築造後の安全管理についての所有者の認識が低く、ブロックの状態を把握するための自己チェックをすることは難しい状態にある。以上のような状況を考慮し、行政が主体となって調査を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 436 1596 489">調査方法</td> <td data-bbox="1596 436 2442 489">①行政の調査 ②業者委託 ③専門家に委託 ④地域の団体(町会、自治会、PTA等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 489 1596 604">調査時期</td> <td data-bbox="1596 489 2442 604">年度単位を標準として考える(委託業者の選定、住民への周知期間を含む)。ただし、防災週間等の時期や現地調査の実施時期等を考慮すると、年度をまたぐ調査となる場合があるので、調査時期については調査方法の種類に応じて検討する必要がある。</td> </tr> </table> <p><u>2.対象区域・調査対象とするブロック塀等の規模</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1427 625 1596 856">対象区域</td> <td data-bbox="1596 625 2442 856">費用及び時間効率の面から対象区域を指定する。 ①通学路(市町村で通学路と指定されているもの) ②避難所等の周辺(避難所等から250～500m以内にあり必要と認められるもの) ③避難路 ④緊急輸送道路(県及び関係機関と協力し行う) ※このほかにも予備調査を行い、危険度が高い場所を調査する方法がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 856 1596 993">調査対象とするブロック塀等の規模</td> <td data-bbox="1596 856 2442 993">種類については、ブロック塀だけでなく、ブロック塀に準ずる以下の構造物等を調査対象とする。 なお、必要に応じてこれ以外の構造のものも調査対象に加えてもよい。高さは概ね1m以上のものを対象とする。 ・レンガ塀、石塀、組立コンクリート塀、門柱</td> </tr> </table> <p>① 生け垣の推進 生け垣化推進の実施主体及び役割は、概ね以下のとおりとする。 <u>□生け垣化推進の実施主体と役割</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1427 1077 1596 1108">緑地担当課</td> <td data-bbox="1596 1077 2442 1108">生け垣化を積極的に推進する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1108 1596 1161">施設管理者</td> <td data-bbox="1596 1108 2442 1161">市の公共施設内にあるブロック塀、万年塀等の補強や改修等について、万全を期すとともに、生け垣化について検討していく。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1161 1596 1213">教育委員会</td> <td data-bbox="1596 1161 2442 1213">学校のブロック塀、万年塀等の補強や改修等について、生け垣化について検討する。</td> </tr> </table> <p>地域の緑化、景観への効果がある他、災害時の安全性を確保するという観点からも、できる限り生け垣化の推進を図る。特に、通学路沿い、避難所等周辺、避難路沿い、緊急輸送道路沿いについては積極的に推進する。</p> <p>② 広報 住民に対して、地震時におけるブロック塀からの危険回避(素早くブロック塀から離れる等)について、事前PRを強化する。</p> <p>-(9) 要配慮者対策 県と協力して、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入り口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用い、かつ外国語を併記した防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。 現在の整備状況としては、八潮駅周辺から順次整備を進めており、特に駅周辺に関してはユニバーサルデザインを施した整備を行っている。 また、県、その他公共機関と協力して避難行動要支援者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行う。特に集客施設の管理者に対して、避難行動要支援者に対する施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を行うよう促進していく。</p>	調査主体	ブロック塀等の維持管理については、原則として所有者が行うこととされているが、現在では、築造後の安全管理についての所有者の認識が低く、ブロックの状態を把握するための自己チェックをすることは難しい状態にある。以上のような状況を考慮し、行政が主体となって調査を行う。	調査方法	①行政の調査 ②業者委託 ③専門家に委託 ④地域の団体(町会、自治会、PTA等)	調査時期	年度単位を標準として考える(委託業者の選定、住民への周知期間を含む)。ただし、防災週間等の時期や現地調査の実施時期等を考慮すると、年度をまたぐ調査となる場合があるので、調査時期については調査方法の種類に応じて検討する必要がある。	対象区域	費用及び時間効率の面から対象区域を指定する。 ①通学路(市町村で通学路と指定されているもの) ②避難所等の周辺(避難所等から250～500m以内にあり必要と認められるもの) ③避難路 ④緊急輸送道路(県及び関係機関と協力し行う) ※このほかにも予備調査を行い、危険度が高い場所を調査する方法がある。	調査対象とするブロック塀等の規模	種類については、ブロック塀だけでなく、ブロック塀に準ずる以下の構造物等を調査対象とする。 なお、必要に応じてこれ以外の構造のものも調査対象に加えてもよい。高さは概ね1m以上のものを対象とする。 ・レンガ塀、石塀、組立コンクリート塀、門柱	緑地担当課	生け垣化を積極的に推進する。	施設管理者	市の公共施設内にあるブロック塀、万年塀等の補強や改修等について、万全を期すとともに、生け垣化について検討していく。	教育委員会	学校のブロック塀、万年塀等の補強や改修等について、生け垣化について検討する。		P.58
調査主体	ブロック塀等の維持管理については、原則として所有者が行うこととされているが、現在では、築造後の安全管理についての所有者の認識が低く、ブロックの状態を把握するための自己チェックをすることは難しい状態にある。以上のような状況を考慮し、行政が主体となって調査を行う。																		
調査方法	①行政の調査 ②業者委託 ③専門家に委託 ④地域の団体(町会、自治会、PTA等)																		
調査時期	年度単位を標準として考える(委託業者の選定、住民への周知期間を含む)。ただし、防災週間等の時期や現地調査の実施時期等を考慮すると、年度をまたぐ調査となる場合があるので、調査時期については調査方法の種類に応じて検討する必要がある。																		
対象区域	費用及び時間効率の面から対象区域を指定する。 ①通学路(市町村で通学路と指定されているもの) ②避難所等の周辺(避難所等から250～500m以内にあり必要と認められるもの) ③避難路 ④緊急輸送道路(県及び関係機関と協力し行う) ※このほかにも予備調査を行い、危険度が高い場所を調査する方法がある。																		
調査対象とするブロック塀等の規模	種類については、ブロック塀だけでなく、ブロック塀に準ずる以下の構造物等を調査対象とする。 なお、必要に応じてこれ以外の構造のものも調査対象に加えてもよい。高さは概ね1m以上のものを対象とする。 ・レンガ塀、石塀、組立コンクリート塀、門柱																		
緑地担当課	生け垣化を積極的に推進する。																		
施設管理者	市の公共施設内にあるブロック塀、万年塀等の補強や改修等について、万全を期すとともに、生け垣化について検討していく。																		
教育委員会	学校のブロック塀、万年塀等の補強や改修等について、生け垣化について検討する。																		

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁 (現行)																	
<p><b>第4節 ライフライン等の確保</b></p> <p><b>第1 ライフラインの確保</b></p> <p>市は、ライフライン関連施設の耐震化や、バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。</p>		<p>県地域防災計画の反映</p>																		
<p><b>1.1 上水道施設の震災予防対策【水道施設班】</b></p> <p><b>1 現況</b></p> <p>本市の水源のうち、使用年数が50年以上経過している施設もあるため耐用年数や耐震対策上からも施設の更新が必要となっている。</p> <p>□災害時に利用可能な水源の現況</p> <table border="1" data-bbox="219 747 1166 980"> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">地下水源</td> <td>1号水源</td> <td>中央 1-3-1</td> </tr> <tr> <td>2号水源</td> <td>鶴ヶ曾根 407-2</td> </tr> <tr> <td>3号水源</td> <td>八潮 3-18-10</td> </tr> <tr> <td>4号水源</td> <td>緑町 1-17-17</td> </tr> <tr> <td>5号水源</td> <td>八潮 1-1-4</td> </tr> <tr> <td>6号水源</td> <td>二丁目 505-2</td> </tr> <tr> <td>7号水源</td> <td>鶴ヶ曾根 1580-10</td> </tr> <tr> <td>8号水源</td> <td>中央 1-15-26</td> </tr> </table> <p><b>2 震災予防対策</b></p> <p>水道施設班は、浄配水場施設についても水道事業ビジョンに基づいて施設更新を行い、耐震化対策を推進する。</p>	地下水源	1号水源	中央 1-3-1	2号水源	鶴ヶ曾根 407-2	3号水源	八潮 3-18-10	4号水源	緑町 1-17-17	5号水源	八潮 1-1-4	6号水源	二丁目 505-2	7号水源	鶴ヶ曾根 1580-10	8号水源	中央 1-15-26	<p>(まちづくり計画から移設)</p>	<p>市の現況の反映</p>	
地下水源		1号水源	中央 1-3-1																	
		2号水源	鶴ヶ曾根 407-2																	
		3号水源	八潮 3-18-10																	
		4号水源	緑町 1-17-17																	
		5号水源	八潮 1-1-4																	
		6号水源	二丁目 505-2																	
		7号水源	鶴ヶ曾根 1580-10																	
	8号水源	中央 1-15-26																		
<p><b>1.2 廃棄物処理施設の震災予防対策【衛生班】</b></p> <p>衛生班は、廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p>		<p>県地域防災計画の反映</p>																		
<p><b>1.3 下水道施設の震災予防対策【水防・道路班】</b></p> <p><b>1 現況</b></p> <p>本市の公共下水道は、計画処理面積1,626ha(目標年度は平成36年度)のうち平成29年4月1日現在において782.2ha(43.4%)の整備が完了しているが、依然として下水道普及率は低い状況である。</p> <p>また、整備済の区域に関しても、老朽化した下水道施設の更新が課題となっている。</p> <p><b>2 公共下水の震災予防対策</b></p> <p>水防・道路班は、次の項目内容を実施することで公共下水道施設の震災予防対策に努める。</p> <p>(1) 汚水中継ポンプ場及び雨水ポンプ場に電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備えるものとする。</p>	<p>(まちづくり計画から移設)</p>	<p>市の現況の反映</p>																		

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>(2) 処理場、ポンプ場の建設に当たっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備えるものとする。</u></p> <p><u>(4) 管路計画に当たっては、ループ化や複数系統化などのバックアップ手段を考慮するものとする。</u></p> <p><u>(5) 下水道施設を防災施設として活用する場合を考慮し、マンホールトイレシステムの整備、消防用水として再生水利用について検討する。</u></p> <p><u>(6) 緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ県・市町村間の支援体制の組織等に関する基本ルールを定める。</u></p> <p><u>(7) 発災後における下水道施設の維持又は修繕のため、民間事業者等と協定を締結する。</u></p>			
<p><b>1.4 ライフライン施設の優先復旧順位【水防・道路班、ライフライン事業者】</b></p> <p><u>水防・道路班及びライフライン事業者は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>第5節 地震火災等の防止</b></p> <p><b>第1 地震火災等の防止</b></p> <p><b>1.1 出火の防止【草加八潮消防組合】</b></p> <p>1 一般火気器具からの出火防止</p> <p>地震時における出火要因として最も多いものが、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、地震時には火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難すること、平時より火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、<u>住宅用火災警報器</u>、<u>過熱防止機能のついたガス器具</u>、<u>耐震自動ガス遮断装置及び感震ブレーカー</u>の普及に努める。同様に、灯油ストーブ等の耐震自動消火装置が、タールの付着や異物の混入等の管理不良により作動しない場合があるため、管理の徹底を周知する。</p>	<p><b>第4節 地震火災等の防止</b></p> <p><b>第1 地震火災等の防止</b></p> <p><b>1.1 出火の防止【救助・消防班】</b></p> <p>1 一般火気器具からの出火防止</p> <p>地震時における出火要因として最も多いものが、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。</p> <p><u>救助・消防班</u>は、地震時には火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難すること、平時より火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、<u>過熱防止機能のついたガス器具</u>、<u>耐震自動ガス遮断装置</u>の普及に努める。同様に、灯油ストーブ等の耐震自動消火装置が、タールの付着や異物の混入等の管理不良により作動しない場合があるため、管理の徹底を周知する。</p>	消防広域化に伴う修正	P.61
	<p><del>2—石油等危険物施設の安全化</del></p> <p><del>救助・消防班は、危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図るとともに、貯蔵・取扱いの適正管理を指導する。</del></p>	記載内容の整理	P.61

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁(現行)
<p><b>2 化学薬品等の出火防止</b></p> <p>学校、病院、研究機関等で保有する化学薬品は、地震による落下、棚の転倒等により容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、化学薬品を取り扱う市内の学校、病院、研究機関等に対し、混合混触による出火の危険性がある化学薬品は分離して保管し、引火性の化学薬品は出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図るよう指導する。</p>	<p><del>3 化学薬品等の出火防止</del></p> <p>学校、病院、研究機関等で保有する化学薬品は、地震による落下、棚の転倒等により容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。</p> <p><del>救助・消防班</del>は、化学薬品を取り扱う市内の学校、病院、研究機関等に対し、混合混触による出火の危険性がある化学薬品は分離して保管し、引火性の化学薬品は出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図るよう指導する。</p>		P.61
	<p><del>4 電力・ガス施設の安全化</del></p> <p><del>救助・消防班は、電力・ガス等の指定事業所と連絡を密にし、施設の安全性を確保する。</del></p>	記載内容の整理	P.61
	<p><del>5 LPガス設備の安全化</del></p> <p><del>救助・消防班は、LPガスを取り扱う家庭及び事業所からの出火を防止するため、容器の転倒防止、ガスの漏洩防止等の安全化について指導促進を図る。</del></p>	記載内容の整理	P.61
	<p><del>6 査察時における出火危険性排除の徹底</del></p> <p><del>救助・消防班は、市内の防火対象物に対し、査察計画に基づく予防査察を実施し、地震時における出火危険の排除を図る。</del></p>	記載内容の整理	P.61
	<p><del>7 消防団員の市民指導能力向上のための教育指導</del></p> <p><del>救助・消防班は、消防団員に対し、火災予防に関する知識及び市民に対する指導能力向上を図るための指導を実施し、出火防止に対する地域住民の行動力の向上を図る。</del></p>	記載内容の整理	P.62
<p><b>1.2 初期消火体制の充実強化【統括班、草加八潮消防組合】</b></p> <p>地震時は、同時多発火災が予想されるが、消防力にも限界があることから、地域の自主防災体制を充実させる必要がある。そのため、統括班は、<u>草加八潮消防組合と連携し</u>、「市民の災害対応力の向上」(P.108)に基づき、地震時に地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等が効果的に機能するよう、防災組織等の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防団と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。</p> <p>また、統括班は、<u>草加八潮消防組合と共に</u>、地域住民が防災組織等と協力して活動できるよう、地域における総合防災体制の充実強化を図る。</p>	<p><b>1.2 初期消火体制の充実強化【救助・消防班、統括班】</b></p> <p>地震時は、同時多発火災が予想されるが、消防力にも限界があることから、地域の自主防災体制を充実させる必要がある。そのため、<del>救助・消防班</del>、統括班は、「市民の災害対応力の向上」(P.96)に基づき、地震時に地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等が効果的に機能するよう、防災組織等の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、<del>消防本部及び</del>消防団と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。</p> <p>また、<del>救助・消防班</del>、統括班は、地域住民が防災組織等と協力して活動できるよう、地域における総合防災体制の充実強化を図る。</p>	消防広域化に伴う修正	P.62
<p><b>1.3 施設の安全化【草加八潮消防組合】</b></p> <p><b>1 危険物取扱施設</b></p> <p><u>草加八潮消防組合は、危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図るとともに、貯蔵・取扱いの適正管理を指導する。</u></p>		県地域防災計画の反映	

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）																				
<p><b>1.4 地域消防力の充実【草加八潮消防組合】</b></p> <p>1 消防用設備等の適正化  <u>草加八潮消防組合</u>は、消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が震災時に<u>おいても</u>有効に機能するよう、維持管理の徹底を図る。</p> <p>2 家庭への消火器の普及  <u>草加八潮消防組合</u>は、市民への啓発活動を通じて、各家庭での消火器、三角バケツ、水袋等の備えを呼びかける。</p> <p>3 消防団活動強化のための訓練指導  <u>草加八潮消防組合</u>は、地域防災活動の中核である消防団員の行動力を高め、消防団員が、市民に対する初期消火、<u>応急救護等</u>に関する指導を行うため、その能力の向上<u>と</u>訓練指導を推進する。</p>	<p><b>1.3 地域消防力の充実【救助・消防班、統括班】</b></p> <p>1 消防用設備等の適正化  <u>救助・消防班</u>は、消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が震災時に有効に機能するよう、維持管理の徹底を図る。</p> <p>2 家庭への消火器の普及  <u>救助・消防班、統括班</u>は、市民への啓発活動を通じて、各家庭での消火器、三角バケツ、水袋等の備えを呼びかける。</p> <p>3 消防団活動強化のための訓練指導  <u>救助・消防班</u>は、地域防災活動の中核である消防団員の行動力を高める。<del>また</del>、消防団員が、市民に対する初期消火に関する指導を行うため、その能力の向上<u>を図るための</u>訓練指導を推進する。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.62</p>																				
<p><b>1.5 消防力の充実強化【草加八潮消防組合、統括班、水防・道路班、八潮市消防団】</b></p> <p>1 消防活動体制の整備強化  <u>草加八潮消防組合</u>は、<u>消防施設</u>、消防機動力、装備資機材、通信資機材及び次のような消防車両の充実等、地域特性に応じた消防力の整備・増強を図る。</p> <table border="0" data-bbox="237 1123 1246 1302"> <tr> <td>・消防庁舎（本署、分署等）</td> <td>・指揮車</td> <td>・はしご付消防ポンプ自動車</td> </tr> <tr> <td>・訓練施設</td> <td>・救助工作車</td> <td>・高規格救急自動車</td> </tr> <tr> <td>・資機材倉庫</td> <td>・消防ポンプ自動車</td> <td>・水槽付消防ポンプ自動車</td> </tr> <tr> <td>・通信指令機器</td> <td>・化学消防ポンプ自動車</td> <td>・高度救助資機材等</td> </tr> </table> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 情報通信体制の整備強化  <u>草加八潮消防組合</u>は、統括班と協力して震災に対する事前の各種データの分析、整備を行い、震災時における迅速かつ的確な災害情報の収集及び指揮命令の伝達機能を確保するため、<u>高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の維持管理に努め</u>、情報通信体制の整備強化を図る。</p> <p>また、現在のアナログ消防救急無線をデジタル方式に更新するとともに、高機能消防指令センターを設置し、消防救急デジタル無線の維持管理に努める。</p> <p>3 消防水利の充実強化  <u>草加八潮消防組合</u>は、<u>火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、指定避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備等を推進する。</u></p> <p>4 消防団体制の強化</p>	・消防庁舎（本署、分署等）	・指揮車	・はしご付消防ポンプ自動車	・訓練施設	・救助工作車	・高規格救急自動車	・資機材倉庫	・消防ポンプ自動車	・水槽付消防ポンプ自動車	・通信指令機器	・化学消防ポンプ自動車	・高度救助資機材等	<p><b>1.4 消防力の充実強化【救助・消防班、統括班、水防・道路班】</b></p> <p>1 消防活動体制の整備強化  <u>救助・消防班</u>は、消防機動力、装備資機材、通信資機材及び次のような消防車両の充実等、地域特性に応じた消防力の整備・増強を図る。</p> <table border="0" data-bbox="1454 1123 2166 1302"> <tr> <td>・指揮車</td> <td>・はしご付消防ポンプ自動車</td> </tr> <tr> <td>・救助工作車</td> <td>・高規格救急自動車</td> </tr> <tr> <td>・消防ポンプ自動車</td> <td>・水槽付消防ポンプ自動車</td> </tr> <tr> <td>・化学消防ポンプ自動車</td> <td></td> </tr> </table> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 情報通信体制の整備強化  <u>救助・消防班</u>は、統括班と協力して震災に対する事前の各種データの分析、整備を行い、震災時における迅速かつ的確な災害情報の収集及び指揮命令の伝達機能を確保するため、情報通信体制の整備強化を図る。</p> <p><del>また、現在のアナログ消防救急無線をデジタル方式に更新するとともに、高機能消防指令センターを設置し、消防救急デジタル無線の維持管理に努める。</del></p> <p>3 消防水利の充実強化  <u>救助・消防班</u>は、<u>震災時の同時多発火災に対処するため、火災の危険性が高い地域に対し、重点的に消防水利を整備していく。</u></p> <p style="text-align: right;">資料2.42—消防水利設置状況</p> <p>4 消防団体制の強化</p>	・指揮車	・はしご付消防ポンプ自動車	・救助工作車	・高規格救急自動車	・消防ポンプ自動車	・水槽付消防ポンプ自動車	・化学消防ポンプ自動車		<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.62</p> <p>P.63</p>
・消防庁舎（本署、分署等）	・指揮車	・はしご付消防ポンプ自動車																					
・訓練施設	・救助工作車	・高規格救急自動車																					
・資機材倉庫	・消防ポンプ自動車	・水槽付消防ポンプ自動車																					
・通信指令機器	・化学消防ポンプ自動車	・高度救助資機材等																					
・指揮車	・はしご付消防ポンプ自動車																						
・救助工作車	・高規格救急自動車																						
・消防ポンプ自動車	・水槽付消防ポンプ自動車																						
・化学消防ポンプ自動車																							

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>&lt;略&gt;</p> <p>そのため、<u>消防団施設</u>、消防団用可搬ポンプの整備及び活動資機材の充実を図り、震災時に対応できる消防団体制の確立に努める。</p> <p>① 震災時における消防団の消防活動を充実強化するため、分団詰所、消防ポンプ車、<u>積載車</u>、可搬ポンプ、消火<u>用資機材</u>、<u>情報通信資機材</u>、救出資機材等の整備・増強を図る。</p> <p><b>5 消防活動路等の確保</b></p> <p>震災時には、道路周辺の建築物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没等により、消防車両が通行不能となることが予想される。そのため、<u>草加八潮消防組合</u>、水防・道路班は、関係機関の協力のもと消防活動路を確保するための対策を推進する。</p> <p>①消防力の整備と併せ、道路啓開用特殊資機材の整備を行う。</p> <p>②消防活動に必要な幹線の道路の拡幅、U字溝等の暗渠化、架空線の地中化、道路隅切り等を検討し、消防活動路の確保に努める。</p>	<p>&lt;略&gt;</p> <p>そのため、消防団用可搬ポンプの整備及び活動資機材の充実を図り、震災時に対応できる消防団体制の確立に努める。</p> <p>① 震災時における消防団の消防活動を充実強化するため、分団詰所、消防ポンプ車、可搬ポンプ、消火<u>ホース</u>、<u>携帯無線機</u>、<u>受令機</u>、救出資機材等の整備・増強を図る。</p> <p><b>5 消防活動路等の確保</b></p> <p>震災時には、道路周辺の建築物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没等により、消防車両が通行不能となることが予想される。そのため、<u>救助・消防班</u>、水防・道路班は、関係機関の協力のもと消防活動路を確保するための対策を推進する。</p> <p>①消防力の整備と併せ、道路啓開用特殊資機材の整備を行う。</p> <p>②消防活動に必要な幹線の道路の拡幅、U字溝等の暗渠化、架空線の地中化、道路隅切り等を検討し、消防活動路の確保に努める。</p>	<p>伴う修正</p>	
<p><b>6 地域ぐるみの防災対策</b></p> <p>統括班は、<u>草加八潮消防組合とともに</u>、事業所の自衛消防組織と自主防災組織が相互に協力・連携し、両組織の装備等を有効に活用した総合的な火災の拡大防止を図るよう指導を行う。</p>	<p><b>6 地域ぐるみの防災対策</b></p> <p><u>救助・消防班及び</u>統括班は、事業所の自衛消防組織と自主防災組織が相互に協力・連携し、両組織の装備等を有効に活用した総合的な火災の拡大防止を図るよう指導を行う。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.64</p>
<p><b>第6節 避難予防対策</b></p> <p><b>第1 避難活動体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 避難計画の策定【統括班、避難所班、施設管理者】</b></p> <p><b>1 避難計画の策定</b></p> <p><u>統括班は、避難所班と連携し、避難計画の作成上の留意事項を参考に避難計画を作成する。なお、避難計画で定める主な内容は、次のとおり。</u></p> <p><u>①避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の判断基準及び伝達方法</u></p> <p><u>②指定避難所・指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</u></p> <p><u>③指定避難所・指定緊急避難場所への経路及び誘導方法</u></p> <p><u>④避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</u></p> <p><u>⑤指定避難所の管理・運営に関する事項</u></p>	<p><b>第5節 避難予防対策</b></p> <p><b>第1 避難活動体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 避難計画の策定【統括班、避難所班、施設管理者】</b></p> <p><u>1—避難人口の想定</u></p> <p><u>本計画における被害想定(P.16)では、4,545人の避難者を想定している</u></p> <p><u>2—避難所等の選定</u></p> <p><u>公共施設等を中心に、建築物の耐震・耐火性、面積等を考慮し、町会・自治会又は学校区を参考に選定する。</u></p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.66</p>
<p><b>1.2 指定避難所等の指定【統括班、物資調達班、避難所班、援護班、施設管理者】</b></p>	<p><u>3—避難所等の指定</u></p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>	<p>P.66</p>

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</b></p> <p><u>統括班は、避難所班と連携し、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則の基準に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を災害種別に応じて指定する。</u></p> <p><u>指定避難所等の指定を受けた公共施設の管理責任者は、施設の安全性を確保する。また、統括班は、被災者のプライバシーの保護や生活環境に配慮するために必要となる資機材や設備を整備するとともに、援護班と連携して要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備及び要配慮者が滞在するために必要な居室を確保する。</u></p> <p style="text-align: right;">資料 2.14 <u>指定避難所・指定緊急避難場所一覧</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>災害対策基本法施行令<del>、</del>災害対策基本法施行規則の基準に基づき、<u>あらかじめ避難所等</u>を指定する。</p> <p>避難所等の指定を受けた公共施設の管理責任者は、施設の安全性を確保する。また、被災者のプライバシーの保護や生活環境に配慮するために必要となる資機材や設備を整備する。</p> <p style="text-align: right;">資料 2.14 <u>避難所・避難場所一覧</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>		
<p><b>2 福祉避難所の指定</b></p> <p><u>援護班は、要配慮者のうち、健康状態等への特別の配慮若しくは介護を要する者のため、市内の高齢者・障がい者施設等を福祉避難所(二次避難所)に指定し、災害時に通常の指定避難所から移送できるよう、体制を構築する。</u></p> <p style="text-align: right;">資料 1.32 災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人名栗園) 資料 1.33 災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人福祉楽団)</p>	<p><del>4 福祉避難所</del></p> <p><del>要配慮者の避難生活の向上を図り、介護等の支援を受けやすくするために、一般の避難所とは区別した福祉避難所を指定する。</del></p> <p><del>5 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</del></p> <p><del>第9節「市民の災害対応力の向上」(P.96～)参照。</del></p> <p style="text-align: right;">資料 <del>1.31</del> 災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人名栗園) 資料 <del>1.32</del> 災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人福祉楽団)</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.66</p>

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）								
<p><b>3 広域避難場所の指定</b></p> <p><u>統括班は、地震に伴う市街地火災の可能性が高い地域の市民を一時的に避難させるため、広域避難場所を地域の実情に応じて指定基準を目安として指定する。</u></p> <p><u>市内には、現状、規模条件である 10ha 以上の公園がない。</u></p> <p><u>□広域避難場所の指定基準</u></p> <table border="1" data-bbox="270 453 1115 1356"> <tr> <td data-bbox="270 453 463 632">①規模条件</td> <td data-bbox="463 453 1115 632"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>面積 10ha 以上であること。</u></li> <li>・<u>避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 ㎡以上であること。</u></li> <li>・<u>要避難地区のすべての住民を収容できること。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 632 463 722">②構造条件</td> <td data-bbox="463 632 1115 722"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>木造建築物の割合は、総面積の 2 %未満であり、かつ散在していなければならない。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 722 463 947">③立地条件</td> <td data-bbox="463 722 1115 947"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>大規模な火災やがけ崩れや浸水などの危険のないところであること。</u></li> <li>・<u>純木造密集市街地から 270m以上、建ぺい率 5 %程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところとする。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 947 463 1356">④その他</td> <td data-bbox="463 947 1115 1356"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。</u></li> <li>・<u>避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。</u></li> <li>・<u>避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。</u></li> <li>・<u>避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。</u></li> </ul> </td> </tr> </table>	①規模条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>面積 10ha 以上であること。</u></li> <li>・<u>避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 ㎡以上であること。</u></li> <li>・<u>要避難地区のすべての住民を収容できること。</u></li> </ul>	②構造条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>木造建築物の割合は、総面積の 2 %未満であり、かつ散在していなければならない。</u></li> </ul>	③立地条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>大規模な火災やがけ崩れや浸水などの危険のないところであること。</u></li> <li>・<u>純木造密集市街地から 270m以上、建ぺい率 5 %程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところとする。</u></li> </ul>	④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。</u></li> <li>・<u>避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。</u></li> <li>・<u>避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。</u></li> <li>・<u>避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。</u></li> </ul>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
①規模条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>面積 10ha 以上であること。</u></li> <li>・<u>避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 ㎡以上であること。</u></li> <li>・<u>要避難地区のすべての住民を収容できること。</u></li> </ul>										
②構造条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>木造建築物の割合は、総面積の 2 %未満であり、かつ散在していなければならない。</u></li> </ul>										
③立地条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>大規模な火災やがけ崩れや浸水などの危険のないところであること。</u></li> <li>・<u>純木造密集市街地から 270m以上、建ぺい率 5 %程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところとする。</u></li> </ul>										
④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。</u></li> <li>・<u>避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。</u></li> <li>・<u>避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。</u></li> <li>・<u>避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。</u></li> </ul>										

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>4 防災公園の整備</b></p> <p>統括班は、水防・道路班と連携し、大地震や大雨等による自然災害の発生などを踏まえ、八潮高校西側周辺に平常時にはスポーツやレクリエーションなど多目的な利用ができ、災害発生時等には防災拠点となる公園の整備を進めるとともに、防災機能を有する公園等の整備を推進する。</p>		市の現況の反映	
<p><b>5 都市農地の活用</b></p> <p>統括班は、物資調達班と連携し、都市農地を避難場所等として活用できるよう農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>1.3 避難誘導體制の整備【統括班、避難所班、援護班、草加八潮消防組合】</b></p> <p>安全な避難活動を実施するため、<b>指定</b>避難所及び<b>指定緊急</b>避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び誘導體制の確立等、避難誘導體制の整備を図る。なお、避難行動要支援者の避難誘導には、特に留意する（「要配慮者安全確保計画」<a href="#">(P.117)</a>参照）。</p>	<p><b>1.2 避難誘導體制の整備【統括班、避難所班、援護班、救助・消防班】</b></p> <p>安全な避難活動を実施するため、避難所及び避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び誘導體制の確立等、避難誘導體制の整備を図る。なお、避難行動要支援者の避難誘導には、特に留意する（「要配慮者安全確保計画」<a href="#">(P.107)</a>参照）。</p>	消防広域化に伴う修正 記載情報の更新	P.66
<p><b>1 避難路の指定</b></p> <p>統括班は、次の基準を参考としながら担当と市街地状況に応じて、指定緊急避難場所及び広域避難場所までの避難路の指定を検討する。また、指定した避難路の周知徹底を図る。</p> <p><input type="checkbox"/> <b>避難路の指定基準</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1 避難路の指定</b></p> <p><del>統括班は、避難誘導を円滑に進めるため、災害時の危険地域、現況の都市基盤施設の整備状況、避難所及び避難場所の位置等を勘案するとともに、県の基準を参考としながら担当と避難路の指定について検討する。</del></p> <p><input type="checkbox"/> <del>参考：県の基準</del></p> <p>&lt;略&gt;</p>	県地域防災計画の反映	P.66
<p><b>2 指定避難所等標識の整備</b></p> <p>統括班は、<b>指定</b>避難所等を周知するとともに、安全に避難するために案内標識及び誘導標識を整備する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3 誘導體制の確立</b></p> <p>避難所班<b>及び</b>援護班<b>は、草加八潮消防組合</b>、消防団、警察<b>及び</b>自主防災組織と連携して、避難誘導體制及び相互の役割分担等を定めておく。</p> <p>なお、避難行動要支援者の避難誘導に関しては、「要配慮者安全確保計画」<a href="#">(P.117)</a>のとおりである。</p> <p><b>4 避難誘導方法への習熟</b></p> <p>避難所班<b>及び</b>援護班<b>は、草加八潮消防組合</b>、消防団、警察<b>及び</b>自主防災組織と連携を図り、</p>	<p><b>2 避難所等標識の整備</b></p> <p>統括班は、避難所等を周知するとともに、安全に避難するために案内標識及び誘導標識を整備する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3 誘導體制の確立</b></p> <p>避難所班<b>、</b>援護班<b>及び救助・消防班は</b>、消防団、警察<b>、</b>自主防災組織と連携して、避難誘導體制及び相互の役割分担等を定めておく。</p> <p>なお、避難行動要支援者の避難誘導に関しては、「要配慮者安全確保計画」<a href="#">(P.107)</a>のとおりである。</p> <p><b>4 避難誘導方法への習熟</b></p> <p>避難所班<b>、</b>援護班<b>及び救助・消防班は</b>、消防団、警察<b>、</b>自主防災組織と連携を図り、避難方法、</p>	消防広域化に伴う修正 記載情報の更新	P.67

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
避難方法、 <u>各指定避難所</u> 等の特性を理解し、災害発生時に混乱をきたさないよう、避難誘導方法への習熟に努める。また、避難訓練等を通じ、市民に対してもこれを周知徹底する。	<u>各避難所</u> 等の特性を理解し、災害発生時に混乱をきたさないよう、避難誘導方法への習熟に努める。また、避難訓練等を通じ、市民に対してもこれを周知徹底する。		
<p><b>5 指定避難所の整備</b></p> <p><u>統括班は、避難生活が良好に保たれるよう、指定した指定避難所において、換気、照明、避難者のプライバシーの確保が可能な間仕切り等を整備する。</u></p> <p><u>また、食料や仮設トイレ等の備蓄や通信設備・機器、テレビ、ラジオ等の必要な資機材、台帳等を整備する。</u></p> <p><u>さらに、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化を含む停電対策に努める。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>6 広域避難体制の整備</b></p> <p><u>統括班は、災害の規模によって広域避難が必要な場合を想定し、運送事業者等との協定の締結や発災時の具体的な避難方法等を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p>		防災基本計画の反映	
<p><b>1.4 避難所運営体制の整備【避難所班】</b></p> <p>1 避難所開設・運営体制の整備</p> <p>避難所班は、災害時における<u>指定</u>避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、市民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な避難所管理・運営マニュアルの作成に努める。<u>また、市民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。</u></p>	<p><b>1.3 避難所運営体制の整備【避難所班】</b></p> <p>1 避難所開設・運営体制の整備</p> <p>避難所班は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、市民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な避難所管理・運営マニュアルの作成に努める。</p> <p><u>日避難所管理・運営マニュアルの作成で配慮する事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設職員の応援体制</li> <li>・施設職員との役割分担</li> <li>・通信連絡手段</li> </ul>	防災基本計画の反映	P.67
<p><b>1.5 市民への周知【統括班】</b></p> <p>1 市民への周知事項</p> <p><u>統括班は、避難行動における留意事項を市民に周知する。</u></p> <p>①<u>命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来さない最小限度のものにすること。</u></p> <p>②<u>夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。</u></p> <p>③<u>特定の災害においては指定避難所等への避難が不相当である場合があること。</u></p>	<p><b>1.4 市民への周知【統括班】</b></p>	防災基本計画の反映	P.68
<p><b>2 指定避難所等・避難経路等の周知</b></p> <p>避難誘導を円滑に行うには、あらかじめ市民にどの避難路を通過してどの<u>指定</u>避難所等へ避難</p>	<p><b>1 避難所等・避難経路等の周知</b></p> <p>避難誘導を円滑に行うには、あらかじめ市民にどの避難路を通過してどの避難所等へ避難するか</p>	文言の修正	P.68

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>するかを周知する必要があるため、統括班は、以下の方法で市民に避難方法・<u>指定</u>避難所等について周知する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>を周知する必要があるため、統括班は、以下の方法で市民に避難方法・避難所等について周知する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>		
<p><b>1.6 防災上重要な施設の避難計画【学校教育班、学校長、施設管理者】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1 公立学校の避難計画</b></p> <p><u>学校は、長時間にわたって多数の児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。</u></p> <p>なお、<u>市</u>地域防災計画に基づき、消防署、警察署、<u>市</u>及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、<u>指定</u>避難所等については、保護者に連絡周知徹底を図る。<u>また</u>、学校教育班、学校長は、災害時に児童・生徒、教職員等の安全を確保するため、児童・生徒の保護者への<u>引</u>渡し等を定めた防災マニュアルを作成する。</p>	<p><b>1.5 防災上重要な施設の避難計画【統括班、援護班、医療事務班、学校教育班、救助・消防班、学校長、施設管理者】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1 学校</b></p> <p>なお、<u>市町村</u>地域防災計画に基づき、消防署、警察署、<u>市町村</u>及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡周知徹底を図る。学校教育班、学校長は、災害時に児童・生徒、教職員等の安全を確保するため、<u>避難</u>児童・生徒の保護者への<u>受</u>渡し等を定めた防災マニュアルを作成する。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.68</p>
<p><b>2 病院</b></p> <p><u>病院の施設管理者は、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等に留意する。</u></p> <p><b>3 高齢者、障がい者、児童施設等</b></p> <p><u>社会福祉施設の施設管理者は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等に留意する。</u></p> <p><b>4 不特定多数の者が利用する施設（金融機関、商業施設、事務所、ホテル、鉄道駅等）</b></p> <p><u>不特定多数の者が利用する施設の施設管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、指定避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等に留意する。</u></p> <p><b>5 工場、危険物保有施設</b></p> <p><u>工場、危険物保有施設の施設管理者は、従業員、住民の安全確保のための避難方法や市、警察署、消防署との連携等に留意する。</u></p>	<p><del>2 病院</del></p> <p><del>救助・消防班、医療事務班は、施設管理者と協力して患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合を想定し、避難所等及び応急仮設住宅の確保、移送の実施方法等に関して把握し、避難の万全を期する。</del></p> <p><del>3 高齢者、障がい者、児童施設等</del></p> <p><del>援護班は、それぞれの地域特性を考慮した上で、八潮市社会福祉協議会、施設管理者の協力のもと、避難経路、時期及び誘導並びに避難所及び応急仮設住宅の確保について把握し、避難の万全を期する。</del></p> <p><del>4 高層ビル、駅等の都市施設</del></p> <p>統括班は、施設管理者と協力して、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所等、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等に関して、周知徹底を図り、避難の万全を期する。</p> <p><del>5 工場、危険物保有施設</del></p> <p><del>救助・消防班は、危険物、その他火薬類、LPガス等の爆発引火するおそれのある物品を貯蔵する建築物、又は設置場所等の実態把握、並びに法令規制違反事項の是正に努める。また、危険物取扱者等に対する法令講習の実施及び消防訓練の指導等、防災教育の徹底を図り、避難の万全を期する。</del></p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.68</p>

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
	<p><b><u>1.6 他自治体からの避難者の受け入れ【統括班、避難所班】</u></b></p> <p><del>市は、県に他自治体から避難者の受け入れについて要請があり、県が避難してきた者を収容し保護するため、本市にある県有施設を避難所として選定した場合は、県と協議のうえ、避難者を受け入れるものとする。</del></p>	記載内容の整理	P.69
<p><b>第2 救出活動体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 救出活動体制の整備【統括班、医療事務班、草加八潮消防組合】</b></p> <p>1 救出隊の編成</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、救出隊の組織を円滑に行うため、平時から非番召集者を含む救出隊の編成方法等について検討しておく。</p> <p>また、広域にわたる大災害を想定し、より一層の救出に関する知識及び技術の向上に努める。</p> <p>2 救出用資機材の整備</p> <p><u>統括班</u>は、災害時に多数発生することが予想される救出事象に対して、迅速かつ的確に対処するため、救出用資機材を市内の各地域に分散して保有・整備に努める。統括班では、地域別に資機材の保有状況を整理し、それぞれ整備を推進するとともに、適宜メンテナンスを行う。</p> <p><u>また、草加八潮消防組合は、災害時に多数発生することが予想される救出事象に対応できるよう救出用資機材の保有・整備に努める。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>資料 2.39 トリアージタグの形状</u></p> <p>3 関係機関との連携</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、警察、救出用の建設資機材を有する建設業者、医療行為を行う医療機関さらには、消防団、自主防災組織と連携し、一貫性のある救出体制を整備する。</p> <p>4 緊急医療情報体制の整備</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、医療事務班と協力し、医療機関との間に相互情報通信体制を確立し、医療情報に関する有機的な連絡協力体制の整備を図る。</p> <p>5 自主防災組織の育成</p> <p>発災時における救出活動については、<u>草加八潮消防組合</u>及び消防団の人員のみでは活動範囲が限定されるおそれがあることから、地域住民による応急救出が必要となる。そのため、<u>統括班</u>は、<u>草加八潮消防組合と連携し、自主防災組織が応急救出活動を行うことが出来るよう支援</u>を図る。</p>	<p><b>第2 救出活動体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 救出活動体制の整備【救助・消防班、統括班、医療事務班】</b></p> <p>1 救出隊の編成</p> <p><del>救助・消防班</del>は、救出隊の組織を円滑に行うため、平時から非番召集者を含む救出隊の編成方法等について検討しておく。</p> <p>また、広域にわたる大災害を想定し、<del>消防職員は</del>より一層の救出に関する知識及び技術の向上に努める。</p> <p>2 救出用資機材の整備</p> <p><del>市</del>は、災害時に多数発生することが予想される救出事象に対して、迅速かつ的確に対処するため、救出用資機材を市内の各地域に分散して保有・整備に努める。統括班では、地域別に資機材の保有状況を整理し、それぞれ整備を推進するとともに、適宜メンテナンスを行う。</p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.45 機械器具保有状況</del></p> <p>3 関係機関との連携</p> <p><del>救助・消防班</del>は、警察、救出用の建設資機材を有する建設業者、医療行為を行う医療機関さらには、消防団、自主防災組織と連携し、一貫性のある救出体制を整備する。</p> <p>4 緊急医療情報体制の整備</p> <p><del>救助・消防班</del>は、<del>救出された重傷者等を迅速に医療機関に搬送するため、平時から重症度判定(トリアージ)に基づく多数傷病者搬送計画を検討しておくとともに、</del>医療事務班と協力し、医療機関との間に相互情報通信体制を確立し、医療情報に関する有機的な連絡協力体制の整備を図る。</p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.46 トリアージタグの形状</del></p> <p>5 自主防災組織の育成</p> <p>発災時における救出活動については、<del>消防職員</del>及び消防団員の人員のみでは活動範囲が限定されるおそれがあることから、地域住民による応急救出が必要となる。そのため、<del>救助・消防班</del>は、<del>災害時に備え自主防災組織に対して救出に関する知識・技術の育成指導</del>を図る。</p>	消防広域化に伴う修正	P.70

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁(現行)						
<p>6 市民指導の徹底</p> <p><u>統括班は、草加八潮消防組合と連携し、</u>市民における自主的な応急救護能力を向上させるため、応急救護に関する知識・技術の普及活動の推進に努める。</p>	<p>6 市民指導の徹底</p> <p><del>救助・消防班は、</del>市民における自主的な応急救護能力を向上させるため、応急救護に関する知識・技術の普及活動の推進に努める。</p>								
<p><b>3.2 帰宅困難者への対策【統括班、市民相談班、学校教育班、避難所班、施設管理者】</b></p> <p>1 <b>帰宅困難者対策の普及啓発</b></p> <p><u>(1) 一斉帰宅の抑制</u></p> <p><u>総括班は、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。</u></p>	<p><b>3.2 帰宅困難者への対策【統括班、広報班、学校教育班】</b></p> <p>1 <b>市民が市外で帰宅困難に陥った場合への予防対策</b></p> <p><del>(1) 市民への啓発</del></p> <p><del>統括班は、あらかじめ市民に対し「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。</del></p> <p>① <del>徒歩帰宅に必要な装備(帰宅グッズ)の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認</del></p> <p>② <del>災害時の行動は、状況を確認して無理のない計画を立案・実施すること</del></p> <p><del>(2) 安否等の確認方法</del></p> <p><del>統括班は、広報班と協力して、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についてのPR活動を行う。</del></p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.71</p>						
<p><b>3 保育所、幼稚園、学校等の対応</b></p> <p><u>保育担当課及び学校教育班、避難所班は、</u>保護者が帰宅困難となり、児童・生徒等の引取りが困難な場合を想定し、飲料水・食糧等を備蓄するとともに、<u>学校等と保護者との</u>連絡方法等を確認しておく。</p>	<p><del>(4) 学校等の対応</del></p> <p>学校教育班は、保護者が帰宅困難となり、児童・生徒等の引取りが困難な場合を想定し、飲料水・食糧等を備蓄するとともに、連絡方法等を確認しておく。</p>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.72</p>						
<p><b>4 一時滞在施設の確保</b></p> <p><u>市民相談班又は首都圏新都市鉄道株は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための一時滞在施設を確保する。</u></p> <p><u>一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保し、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。</u></p> <p><u>市民相談班は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。</u></p> <p>□一時滞在施設</p> <table border="1" data-bbox="225 1724 1193 1812"> <thead> <tr> <th>候補地</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民文化会館駅前分館(八潮メセナ・アネックス)</td> <td>大瀬一丁目1番地1</td> <td>048-997-3777</td> </tr> </tbody> </table>	候補地	所在地	連絡先	市民文化会館駅前分館(八潮メセナ・アネックス)	大瀬一丁目1番地1	048-997-3777		<p>県地域防災計画の反映</p>	
候補地	所在地	連絡先							
市民文化会館駅前分館(八潮メセナ・アネックス)	大瀬一丁目1番地1	048-997-3777							

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）																																				
<p><b>5 徒歩帰宅の心得7カ条</b></p> <p><u>統括班は</u>、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>（5）徒歩帰宅の心得7カ条</del></p> <p><del>統括班は、広報班と協力して、一斉帰宅による大きな混乱及び二次災害を防止するため、大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、</del>日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.72</p>																																				
<p><b>8 訓練の実施</b></p> <p><u>統括班は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や主要駅等における誘導等の混乱防止対策訓練の実施に努め、道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。</u></p>	<p><del>（8）帰宅困難者支援のための九都県市の広域的な取組</del></p> <p><del>統括班は、広報班と協力して、九都県市地震防災・危機管理対策部会が実施している次の普及啓発活動について、そのPR活動を行う。</del></p> <p>①災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの啓発用リーフレットの作成、配付          ②帰宅支援ホームページの運用          ③帰宅支援ステーションの活用啓発          ④鉄道事業者と連携し通勤通学者向けに帰宅困難者の心得等のポスター掲示</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>																																					
<p><b>第4節 物資及び資機材等の備蓄</b></p> <p><b>第1 応急給水体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 基本方針</b></p> <p>1 応急給水の対象者</p> <p>上水道施設が被害を受け、給水が停止した<u>場合</u>、断水世帯及び緊急を要する医療機関を<u>応急給水の対象</u>とする。</p>	<p><b>第4節 物資及び資機材等の備蓄</b></p> <p><b>第1 応急給水体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 基本方針</b></p> <p>1 応急給水の対象者</p> <p><del>応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって</del>上水道施設が被害を受け、<del>上水道の</del>給水が停止した<u>避難所</u>、断水世帯及び緊急を要する<u>病院等</u>の医療機関とする。</p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.75</p>																																				
<p><b>2 1日当たりの目標水量</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1" data-bbox="172 1402 1175 1633"> <thead> <tr> <th>災害発生からの期間</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生から 3日</td> <td>3リットル/人・日</td> <td>生命維持に最小限必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から 7日</td> <td>20リットル/人・日</td> <td>炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から 14日</td> <td>100リットル/人・日</td> <td>通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から 21日</td> <td>250リットル/人・日</td> <td>ほぼ通常の生活に必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から 28日</td> <td>約 <u>325</u>リットル/人・日</td> <td>被災前水量</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>給水班</u>は、全人口に対して3日分の水量を確保することを目標として、給水計画を策定する（飲料水のみとした場合）。</p>	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	災害発生から 3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量	災害発生から 7日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量	災害発生から 14日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	災害発生から 21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	災害発生から 28日	約 <u>325</u> リットル/人・日	被災前水量	<p><b>2 1日当たりの目標水量</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1317 1402 2320 1633"> <thead> <tr> <th>災害発生からの期間</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生から 3日</td> <td>3リットル/人・日</td> <td>生命維持に最小限必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から <del>7</del>日</td> <td>20リットル/人・日</td> <td>炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から 14日</td> <td>100リットル/人・日</td> <td>通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から 21日</td> <td>250リットル/人・日</td> <td>ほぼ通常の生活に必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から 28日</td> <td>約 <del>370</del>リットル/人・日</td> <td>被災前給水量</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※埼玉県地域防災計画(H23)より</u></p> <p><u>市</u>は、全人口に対して3日分の水量を確保することを目標として、給水計画を策定する（飲料水のみとした場合）。</p>	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	災害発生から 3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量	災害発生から <del>7</del> 日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量	災害発生から 14日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	災害発生から 21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	災害発生から 28日	約 <del>370</del> リットル/人・日	被災前給水量	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.75</p>
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠																																					
災害発生から 3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量																																					
災害発生から 7日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量																																					
災害発生から 14日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量																																					
災害発生から 21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量																																					
災害発生から 28日	約 <u>325</u> リットル/人・日	被災前水量																																					
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠																																					
災害発生から 3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量																																					
災害発生から <del>7</del> 日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量																																					
災害発生から 14日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量																																					
災害発生から 21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量																																					
災害発生から 28日	約 <del>370</del> リットル/人・日	被災前給水量																																					

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁(現行)																															
<p><b>1.2 応急給水計画【給水班、水道施設班】</b></p> <p>1 飲料水の確保 給水班、水道施設班は、上記目標水量と想定避難者数に基づき、必要飲料水量を算定する。 <u>飲料水の確保については、浄配水場内の配水池とする。</u> <u>常時、確保可能な飲料水量は以下のとおりである。</u></p> <p>□市内貯水施設の現況</p> <table border="1"> <tr> <td>中央浄水場</td> <td>中央 1-3-1</td> <td>10,592 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	中央浄水場	中央 1-3-1	10,592 m <sup>3</sup>	<略>			<p><b>1.2 応急給水計画【給水班、水道施設班】</b></p> <p>1 飲料水の確保 給水班、水道施設班は、上記目標水量と想定避難者数に基づき、必要飲料水量を算定する。 <u>また、それを確保するため、配水池等の整備を推進する。</u></p> <p>□市内貯水施設の現況</p> <table border="1"> <tr> <td>中央浄水場</td> <td>中央 1-3-1</td> <td>9,000 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	中央浄水場	中央 1-3-1	9,000 m <sup>3</sup>	<略>			市の現況の反映	P.75																			
中央浄水場	中央 1-3-1	10,592 m <sup>3</sup>																																
<略>																																		
中央浄水場	中央 1-3-1	9,000 m <sup>3</sup>																																
<略>																																		
<p><b>5 耐震性貯水槽等の整備</b></p> <p><u>市は、近くに浄水場や給水所等がない地域において、耐震性貯水槽等を整備する。</u></p>		県地域防災計画の反映																																
<p><b>6 検水体制の整備</b></p> <p><u>給水班は、応急給水時の飲料水の飲用の適否を調べるため、水質検査(残留塩素)が行える検水体制を整備しておく。</u></p>		県地域防災計画の反映																																
<p><b>8 相互応援体制の確立</b></p> <p>日本水道協会との「災害時相互応援要綱」に基づき、災害時には応急給水及び応急復旧に関する応援を要請する。 &lt;略&gt;</p>	<p><del>6</del> <b>相互応援体制の確立</b></p> <p>日本水道協会 <del>埼玉県支部における</del>「災害時相互応援要綱」に基づき、災害時には応急給水及び応急復旧に関する応援を要請する。 &lt;略&gt;</p>	文言の修正	P.76																															
<p><b>3 目標数量</b></p> <p>県では、想定避難者数の3日分に相当する量を、県、市、市民で備蓄することを目標としている。<u>物資調達班</u>は、震災による想定避難者数4,545人に対して<u>1.5日分</u>を当面の目標とし、備蓄を進める。</p> <p>□県の備蓄計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給対象者</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>市民</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民</td> <td>1.5日分</td> <td>1.5日分</td> <td>3日分</td> </tr> <tr> <td>災害救助従事者</td> <td>—</td> <td>3日分</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者</td> <td>1日分</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	供給対象者	県	市町村	市民	避難住民	1.5日分	1.5日分	3日分	災害救助従事者	—	3日分	—	帰宅困難者	1日分			<p><b>3 目標数量</b></p> <p>県では、想定避難者数の3日分に相当する量を、県、市、市民で備蓄することを目標としている。<del>市</del>は、震災による想定避難者数4,545人に対して<del>1日分</del>を当面の目標とし、備蓄を進める。</p> <p>□県の備蓄計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給対象者</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>市民</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民</td> <td>1日分</td> <td>1日分</td> <td>1日分</td> <td>3日分</td> </tr> <tr> <td>災害救助従事者</td> <td>1.5日分</td> <td>1.5日分</td> <td>—</td> <td>3日分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p>	供給対象者	県	市町村	市民	合計	避難住民	1日分	1日分	1日分	3日分	災害救助従事者	1.5日分	1.5日分	—	3日分	県地域防災計画の反映	P.77
供給対象者	県	市町村	市民																															
避難住民	1.5日分	1.5日分	3日分																															
災害救助従事者	—	3日分	—																															
帰宅困難者	1日分																																	
供給対象者	県	市町村	市民	合計																														
避難住民	1日分	1日分	1日分	3日分																														
災害救助従事者	1.5日分	1.5日分	—	3日分																														

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2.2 食糧の備蓄並びに調達計画【統括班、物資調達班】</b></p> <p>1 備蓄計画の策定 統括班及び物資調達班は、<u>食料の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画を策定する。</u></p> <p style="text-align: right;">資料 2.43 非常食備蓄一覧</p>	<p><b>2.2 食糧の備蓄並びに調達計画【統括班、物資調達班】</b></p> <p>1 備蓄計画 統括班及び物資調達班は、<del>食糧を備蓄し、備蓄目標数の達成を図る。</del></p> <p style="text-align: right;">資料 2.50 非常食備蓄一覧</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.78</p>
<p>2 調達計画の策定</p> <p><u>統括班及び物資調達班は、食糧の調達に関して必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外についても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項について調達計画を策定する。</u></p> <p>また、備蓄するには不適當なもの(主に保存できないもの)については、今後市内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他スーパー等の販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、あらかじめ業者と物資調達に関する契約及び協定を締結する等物資の確保<u>やその担当窓口の把握</u>に努める。</p> <p>計画策定に当たっては、食物アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食糧の調達に配慮する。</p> <p style="text-align: right;">資料 1.14 緊急時における物資等の協力に関する協定書(さいかつ農業協同組合) 資料 1.27 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店) 資料 1.28 緊急時における食糧品の供給に関する協定書(フジパン株式会社東京工場) 資料 1.29 緊急時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社)</p>	<p>2 調達計画</p> <p>物資調達班は、食糧の調達に関して必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外についても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項について調達計画を策定する。</p> <p>また、備蓄するには不適當なもの(主に保存できないもの)については、今後市内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他スーパー等の販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、あらかじめ業者と物資調達に関する契約及び協定を締結する等物資の確保に努める。</p> <p>計画策定に当たっては、食物アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食糧の調達に配慮する。</p> <p style="text-align: right;">資料 1.13 緊急時における物資等の協力に関する協定書(さいかつ農業協同組合) 資料 1.26 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店) 資料 1.27 緊急時における食糧品の供給に関する協定書(フジパン株式会社東京工場) 資料 1.28 緊急時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社)</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.78</p>
<p>3 備蓄品の管理</p> <p>統括班及び物資調達班は、<u>備蓄計画に基づき</u>備蓄品の点検を定期的実施し、また計画的な入れ替えを行い、品質管理に努める。</p>	<p>3 備蓄品の管理</p> <p>統括班及び物資調達班は、備蓄品の点検を定期的実施し、また計画的な入れ替えを行い、品質管理に努める。</p>	<p>文言の修正</p>	<p>P.78</p>
<p>4 家庭備蓄</p> <p>統括班は、広報紙、ホームページ等を通じて、平時から市民に対して、1人当たり<u>最低</u>3日分<u>推奨1週間分</u>の食糧を居宅で備蓄することを周知していく。</p>	<p>4 家庭備蓄</p> <p>統括班は、広報紙、ホームページ等を通じて、平時から市民に対して、1人当たり3日分<u>以上</u>の食糧を居宅で備蓄することを周知していく。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.78</p>
<p>「物資の管理・輸送体制の整備」に移動</p>	<p><b>2.3 食糧の輸送計画【物資調達班】</b></p> <p><del>1 輸送体制の整備</del></p> <p><del>物資調達班は、食糧の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、備蓄及び調達する食糧の輸送に関して、業者と協定を締結する。</del></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.78</p>

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁(現行)																																																				
	<p><del>2 食糧集積地の指定</del></p> <p><del>物資調達班は、食糧の集積地について、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物)を食糧集積地として選定し、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。</del></p> <table border="1" data-bbox="1329 407 2338 520"> <thead> <tr> <th>食糧集積地</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大原中学校 体育館</td> <td>八潮 5-9-1</td> <td>048-996-1378</td> </tr> <tr> <td>文化スポーツセンター ビロテイ</td> <td>八潮 3-31</td> <td>048-996-5126</td> </tr> </tbody> </table>	食糧集積地	所在地	連絡先	大原中学校 体育館	八潮 5-9-1	048-996-1378	文化スポーツセンター ビロテイ	八潮 3-31	048-996-5126																																													
食糧集積地	所在地	連絡先																																																					
大原中学校 体育館	八潮 5-9-1	048-996-1378																																																					
文化スポーツセンター ビロテイ	八潮 3-31	048-996-5126																																																					
<p><b>第3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 基本方針</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 目標数量</p> <p>県では、想定避難者数の3日分に相当する量を、県、市、市民で備蓄することを目標としている。市は、震災による想定避難者数4,545人に対して <u>1.5日分</u>を当面の目標とし、備蓄を進める。</p> <p><b>4 支出できる費用</b></p> <p><u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(内閣府告示第二百二十八号)に基づき1世帯あたり次の金額内とする。</u></p> <p><u>□住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯</u></p> <table border="1" data-bbox="181 1129 1205 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="2">季別</th> <th colspan="5">上限金額</th> <th rowspan="2">※加算額</th> </tr> <tr> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季(4月から9月)</td> <td>¥18,400</td> <td>¥23,700</td> <td>¥34,900</td> <td>¥41,800</td> <td>¥52,900</td> <td>¥7,800</td> </tr> <tr> <td>冬季(10月から3月)</td> <td>¥30,400</td> <td>¥39,500</td> <td>¥54,900</td> <td>¥64,200</td> <td>¥80,800</td> <td>¥11,100</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>□住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</u></p> <table border="1" data-bbox="181 1507 1205 1747"> <thead> <tr> <th rowspan="2">季別</th> <th colspan="5">上限金額</th> <th rowspan="2">※加算額</th> </tr> <tr> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季(4月から9月)</td> <td>¥6,000</td> <td>¥8,100</td> <td>¥12,100</td> <td>¥14,700</td> <td>¥18,600</td> <td>¥2,600</td> </tr> <tr> <td>冬季(10月から3月)</td> <td>¥9,800</td> <td>¥12,700</td> <td>¥18,000</td> <td>¥21,400</td> <td>¥27,000</td> <td>¥3,500</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※世帯人数が6人以上で1人増えるごとに加算する額</u></p>	季別	上限金額					※加算額	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	夏季(4月から9月)	¥18,400	¥23,700	¥34,900	¥41,800	¥52,900	¥7,800	冬季(10月から3月)	¥30,400	¥39,500	¥54,900	¥64,200	¥80,800	¥11,100	季別	上限金額					※加算額	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	夏季(4月から9月)	¥6,000	¥8,100	¥12,100	¥14,700	¥18,600	¥2,600	冬季(10月から3月)	¥9,800	¥12,700	¥18,000	¥21,400	¥27,000	¥3,500	<p><b>第3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 基本方針</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 目標数量</p> <p>県では、想定避難者数の3日分に相当する量を、県、市、市民で備蓄することを目標としている。市は、震災による想定避難者数4,545人に対して <u>1日分</u>を当面の目標とし、備蓄を進める。</p>	<p>県地域防災計画の反映 災害救助法の改正に伴う修正</p>	<p>P.79</p>
季別		上限金額						※加算額																																															
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯																																																		
夏季(4月から9月)	¥18,400	¥23,700	¥34,900	¥41,800	¥52,900	¥7,800																																																	
冬季(10月から3月)	¥30,400	¥39,500	¥54,900	¥64,200	¥80,800	¥11,100																																																	
季別	上限金額					※加算額																																																	
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯																																																		
夏季(4月から9月)	¥6,000	¥8,100	¥12,100	¥14,700	¥18,600	¥2,600																																																	
冬季(10月から3月)	¥9,800	¥12,700	¥18,000	¥21,400	¥27,000	¥3,500																																																	

# 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3.2 生活必需品の備蓄並びに調達計画【統括班、物資調達班】</b></p> <p>1 備蓄計画の策定</p> <p>統括班は、<u>生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画を策定し、基本的に緊急度又は重要度の高いもの、並びに即時調達が困難なものについて備蓄を行う。</u></p> <p><u>なお、備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上備蓄する。</u></p> <p style="text-align: right;">資料 2.44 防災備蓄倉庫在庫一覧</p>	<p><b>3.2 生活必需品の備蓄並びに調達計画【統括班、物資調達班】</b></p> <p>1 備蓄計画</p> <p>統括班は、基本的に緊急度又は重要度の高いもの、並びに即時調達が困難なものについて備蓄を行う。</p> <p style="text-align: right;">資料 2.51 防災備蓄倉庫在庫一覧</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.80</p>
<p>2 調達計画の策定</p> <p><u>統括班及び物資調達班は、備蓄で不足すると想定される生活必需品について調達で補うものとし、災害の程度に応じた調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等について生活必需品の調達計画を策定しておく。</u></p> <p>調達品に関しては、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、あらかじめ業者と物資調達に関する契約又は協定を締結する等、物資確保<u>やその担当窓口の把握</u>に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">資料 1.27 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書（イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店） 資料 1.30 震災時における緊急設備支援に関する協定書（株式会社セレスポ） 資料 1.31 災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定書（セツカートン株式会社）</p>	<p>2 調達計画</p> <p>物資調達班は、備蓄で不足すると想定される生活必需品について調達で補うものとし、災害の程度に応じた調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等について生活必需品の調達計画を策定しておく。</p> <p>調達品に関しては、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、あらかじめ業者と物資調達に関する契約又は協定を締結する等、物資確保に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">資料 1.26 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書（イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店） 資料 1.29 震災時における緊急設備支援に関する協定書（株式会社セレスポ） 資料 1.30 災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定書（セツカートン株式会社）</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.80</p>
<p><b>第4 物資の管理・輸送体制の整備</b></p> <p><b>4.1 物資の受入・管理計画【統括班、物資調達班】</b></p> <p><u>統括班及び物資調達班は、効率的にニーズの把握や物資の輸送を実施するため、調達した物資や義援物資の受け入れ、管理、分配等に関するマニュアルを策定する。</u></p> <p><b>4.2 物資の輸送計画【統括班、物資調達班】</b></p> <p>1 輸送体制の整備</p> <p><u>物資調達班は、輸送業者と十分に協議し、連携体制の構築に努める。</u></p> <p>2 物資集積拠点の指定</p> <p><u>統括班及び物資調達班は、物資の集積地について、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物）を物資集積拠点として複数選定し、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。</u></p> <p><input type="checkbox"/>物資集積拠点 &lt;略&gt;</p>	<p><del>3.3 生活必需品の輸送計画【物資調達班】</del></p> <p><del>1 輸送体制の整備生活必需品集積地</del></p> <p><del>物資調達班は、生活必需品の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、備蓄及び調達する生活必需品の輸送に関して、業者と協定を締結する。</del></p> <p><del>2 生活必需品集積地の指定</del></p> <p><del>物資調達班は、生活必需品の集積地について、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物）を生活必需品集積地として選定し、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。</del></p> <p><input type="checkbox"/>生活必需品集積地 &lt;略&gt;</p>	<p>記載内容の整理</p>	

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁 (現行)
<p><b>第5 防災用資機材の備蓄体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>5.1 基本方針【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 品目</p> <p>以下の資機材を備蓄する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ろ水器、<u>仮設トイレ</u>、<u>救助用資機材</u>(バール、ジャッキ、のこぎり等)</li> <li>○移送用具(担架、ストレッチャー等)、<u>発電機</u>、<u>投光機</u>、<u>炊飯器</u></li> <li>○道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材</li> <li><u>○テント・ブルーシート、避難所用資機材(看板、表示板、レイアウト図)</u></li> <li><u>○携帯電話用充電器等</u></li> </ul> <p>3 備蓄場所</p> <p>防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は即確保できるよう分散配置に努める。このため<u>統括班</u>は、既存の備蓄場所に加えて自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備していく。</p>	<p><b>第4 防災用資機材の備蓄体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4.1 基本方針</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 品目</p> <p>以下の資機材を備蓄する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ろ水器</li> <li>○<u>仮設トイレ</u></li> <li>○<u>救助用資機材</u>(バール、ジャッキ、のこぎり等)</li> <li>○移送用具(担架、ストレッチャー等)</li> <li>○道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材</li> <li>○<u>発電機</u></li> <li>○<u>投光機</u></li> <li>○<u>炊飯器</u></li> <li>○<u>テント等</u></li> </ul> <p>3 備蓄場所</p> <p>防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は即確保できるよう分散配置に努める。このため<u>防災担当課</u>は、既存の備蓄場所に加えて自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備していく。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.81</p>
<p><b>5.2 防災用資機材の備蓄計画【統括班】</b></p> <p>1 防災用資機材の備蓄計画の策定</p> <p>統括班は、<u>各指定避難所</u>及び<u>指定緊急</u>避難場所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災用資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法、その他必要事項等について備蓄計画を策定するとともに、防災用資機材の更新、メンテナンスを行う。</p> <p style="text-align: right;">資料 2-44 防災備蓄倉庫在庫一覧</p> <p><b>2 防災用資機材の調達計画策定及び体制整備</b></p> <p><u>統括班は、災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定するとともに、防災用資機材の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。</u></p> <p><u>また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。</u></p>	<p><b>4.2 防災用資機材の備蓄計画【統括班】</b></p> <p>1 防災用資機材の備蓄計画の策定</p> <p>統括班は、<u>各避難所</u>及び避難場所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災用資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法、その他必要事項等について備蓄計画を策定するとともに、防災用資機材の更新、メンテナンスを行う。</p> <p style="text-align: right;">資料 2-54 防災備蓄倉庫在庫一覧</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.81</p>
<p><b>第6 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第5 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>文言の修正</p>	<p>P.82</p>

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>6.2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制【医療事務班】</b></p> <p>1 備蓄計画 医療事務班は、被害想定(P.16)に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品、<u>保健衛生用器材</u>を備蓄するとともに、災害時の医薬品備蓄施設における医薬品等の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。なお、備蓄品の内容については、医師会との調整を図り整備する。</p> <p>□医薬品等備蓄場所 &lt;略&gt;</p> <p>2 調達体制 医療事務班は、備蓄で不足又は備蓄以外で必要と想定される医療救護資機材、医薬品に対しては調達で補うものとして、災害の程度に応じた調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等について調達体制を整備しておく。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>5-2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画【医療事務班】</b></p> <p>1 備蓄計画 医療事務班は、被害想定(P.16)に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄計画を策定するとともに、災害時の医薬品備蓄施設における医薬品等の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。なお、備蓄品の内容については、医師会との調整を図り整備する。</p> <p>□医薬品等備蓄場所 &lt;略&gt;</p> <p>2 調達計画 医療事務班は、備蓄で不足又は備蓄以外で必要と想定される医療救護資機材、医薬品に対しては調達で補うものとして、災害の程度に応じた調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等について調達計画を策定しておく。</p> <p><del>調達品に関しては、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、厚生労働省、近隣都県及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。</del> <del>(ランニング備蓄(流通備蓄)：先に仕入れた物がある程度保存し、消費期限内に消費する。消費の直前(又は消費した直後)に次の物を仕入れる、という保存方法。)</del></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.82</p>
<p><b>第5節 医療体制等の確立</b></p> <p><b>第1 医療支援(助産)体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第5節 医療体制等の確立</b></p> <p><b>第1 医療支援(助産)体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>文言の修正</p>	<p>P.85</p>
<p><b>1.2 初期医療体制の整備【医療事務班】</b></p> <p><b>1 初期医療体制の整備</b> <u>医療事務班は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他医療機関等及び自主防災組織と協議し、初期医療体制に係る計画を策定する。なお、当該計画で定める内容は次のとおり。</u></p> <p>① <u>救護所の設置</u> ② <u>救護班の編成</u> ③ <u>救護班の出勤</u></p> <p>④ <u>自主防災組織等による自主救護体制の整備</u> ⑤ <u>備蓄医薬品の種類及び数量の確保</u></p>	<p><b>1.2 初期医療体制の整備【医療事務班】</b></p> <p><del>1 救護チームの編成 災害時において医療事務班は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他医療機関と協議し、救護チームを編成する。 また、自主防災組織は、地域において軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う。</del></p> <p><del>2 救護所の整備 医療救護活動は、医療機関が残存している場合には医療機関において診療することを原則とするが、傷病者が多数の場合、若しくは医療機関が被災して機能していない場合、医療事務班は、避難所や交通に便利な場所等に救護所を設けて応急救護を実施する。 また、救護所の候補地には無線系通信機器等の必要資機材の備蓄を図る。</del></p>	<p>県地域防災計画の反映 記載内容の整理</p>	<p>P.85</p>

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）																																																																																																																											
<p><b>2 救急医療機関の災害時の対応力の強化</b></p> <p><u>医療事務班は、災害時において救護班の応急処理に引き続く初期治療を実施するため、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。</u></p>	<p>医療救護活動は、医療機関が残存している場合には医療機関において診療することを原則とするが、傷病者が多数の場合、若しくは医療機関が被災して機能していない場合、医療事務班は、</p> <p>3 救急医療機関の指定</p> <p>医療事務班は、災害時の救急医療機関を、医師会及び日本赤十字社と協議し、指定する。なお、市関係の県指定救急告示医療機関は、次表のとおりである。</p> <p>□救急告示医療機関(埼玉県指定)</p> <table border="1" data-bbox="1329 499 2377 682"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>病床総数</th> <th>救急病床数</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療法人社団 州山会広瀬病院</td> <td>八 条 2840-1</td> <td>048-095-6371</td> <td>60</td> <td>12(6)</td> <td>内・胃・外・整・小外・泌・肛・循</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 協友会八潮中央総合病院</td> <td>緑 町 1-41-3</td> <td>048-096-1131</td> <td>302</td> <td>10(2)</td> <td>内・呼・循・小・外・整・脳・産婦・消・眼・耳・皮・泌・リハ・麻・呼外・心外・放・形</td> </tr> </tbody> </table> <p>※救急病床数の()内の数字は、救急専門の病床を表す</p>	施設名	所在地	電話番号	病床総数	救急病床数	診療科目	医療法人社団 州山会広瀬病院	八 条 2840-1	048-095-6371	60	12(6)	内・胃・外・整・小外・泌・肛・循	医療法人社団 協友会八潮中央総合病院	緑 町 1-41-3	048-096-1131	302	10(2)	内・呼・循・小・外・整・脳・産婦・消・眼・耳・皮・泌・リハ・麻・呼外・心外・放・形																																																																																																											
施設名	所在地	電話番号	病床総数	救急病床数	診療科目																																																																																																																									
医療法人社団 州山会広瀬病院	八 条 2840-1	048-095-6371	60	12(6)	内・胃・外・整・小外・泌・肛・循																																																																																																																									
医療法人社団 協友会八潮中央総合病院	緑 町 1-41-3	048-096-1131	302	10(2)	内・呼・循・小・外・整・脳・産婦・消・眼・耳・皮・泌・リハ・麻・呼外・心外・放・形																																																																																																																									
	<p><b>1.3 後方医療体制の整備【医療事務班】</b></p> <p>1 後方医療支援体制の確立</p> <p>医療事務班は、救護所や救急医療機関では対応できない重症患者や高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する後方医療機関の支援体制について県と協議の上確立を図る。</p> <p>なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、県立病院、(独)国立病院機構、公立病院等の地域の中心的な病院とする。</p> <p>□災害拠点病院・救命救急センター(埼玉県)</p> <table border="1" data-bbox="1329 997 2436 1879"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害拠点区分</th> <th rowspan="2">第二次救急医療圏名</th> <th rowspan="2">救命救急</th> <th rowspan="2">医療機関名</th> <th rowspan="2">病床数</th> <th rowspan="2">所在地(電話番号)</th> <th colspan="3">ヘリポート</th> </tr> <tr> <th>位置</th> <th>区分</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害医療センター</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>川口市立医療センター</td> <td>537</td> <td>川口市西新井宿 180 (048-287-2525)</td> <td>内</td> <td>臨時</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">地域災害医療センター</td> <td>東部南</td> <td>○</td> <td>独協医科大学越谷病院</td> <td>723</td> <td>越谷市南越谷 2-1-50 (048-965-1111)</td> <td>外</td> <td>臨時</td> <td>3.0km</td> </tr> <tr> <td>川口</td> <td></td> <td>埼玉県済生会 川口総合病院</td> <td>400</td> <td>川口市西川口 5-11-5 (048-253-1551)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">さいたま市</td> <td></td> <td>自治医科大学附属 さいたま医療センター</td> <td>408</td> <td>さいたま市天沼町 1-847 (048-647-2111)</td> <td>外</td> <td>臨時</td> <td>0.1km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>さいたま市立病院</td> <td>567</td> <td>さいたま市緑区三幸 2460 (048-873-4111)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>さいたま赤十字病院</td> <td>643</td> <td>さいたま市上落合 8-3-33 (048-852-1111)</td> <td>外</td> <td>臨時</td> <td>4.0km</td> </tr> <tr> <td>中央</td> <td></td> <td>北里研究所メディカルセンター病院</td> <td>440</td> <td>北本市荒井 6-100 (048-593-1212)</td> <td>内</td> <td>臨時</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>川越</td> <td>◎</td> <td>埼玉医科大学 総合医療センター</td> <td>913</td> <td>川越市鴨田 1981 (049-228-3411)</td> <td>外</td> <td>臨時</td> <td>4.5km</td> </tr> <tr> <td>坂戸・飯能</td> <td>○</td> <td>埼玉医科大学国際医療センター</td> <td>600</td> <td>日高市山根 1307-1 (042-984-4111)</td> <td>内</td> <td>臨時</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熊谷・深谷</td> <td>○</td> <td>深谷赤十字病院</td> <td>414</td> <td>深谷市上柴町西 5-8-1 (048-571-1511)</td> <td>外</td> <td>臨時</td> <td>2.5km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社会医療法人社幸会 行田総合病院</td> <td>504</td> <td>行田市持田 376 (048-552-1111)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東部北</td> <td></td> <td>埼玉県厚生農業協同組合連合会久喜総合病院</td> <td>300</td> <td>久喜市上早見 418-1 (0480-26-0033)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>埼玉県済生会栗橋病院</td> <td>329</td> <td>久喜市小右衛門 714-6 (0480-52-3611)</td> <td>外</td> <td>臨時</td> <td>3.5km</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>防衛医科大学校病院</td> <td>800</td> <td>所沢市並木 3-2 (04-2995-1511)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注「救命救急」欄の◎は高度救命救急センターを指す</p>	災害拠点区分	第二次救急医療圏名	救命救急	医療機関名	病床数	所在地(電話番号)	ヘリポート			位置	区分	距離	基幹災害医療センター	—	○	川口市立医療センター	537	川口市西新井宿 180 (048-287-2525)	内	臨時	—	地域災害医療センター	東部南	○	独協医科大学越谷病院	723	越谷市南越谷 2-1-50 (048-965-1111)	外	臨時	3.0km	川口		埼玉県済生会 川口総合病院	400	川口市西川口 5-11-5 (048-253-1551)				さいたま市		自治医科大学附属 さいたま医療センター	408	さいたま市天沼町 1-847 (048-647-2111)	外	臨時	0.1km		さいたま市立病院	567	さいたま市緑区三幸 2460 (048-873-4111)				○	さいたま赤十字病院	643	さいたま市上落合 8-3-33 (048-852-1111)	外	臨時	4.0km	中央		北里研究所メディカルセンター病院	440	北本市荒井 6-100 (048-593-1212)	内	臨時	—	川越	◎	埼玉医科大学 総合医療センター	913	川越市鴨田 1981 (049-228-3411)	外	臨時	4.5km	坂戸・飯能	○	埼玉医科大学国際医療センター	600	日高市山根 1307-1 (042-984-4111)	内	臨時	—	熊谷・深谷	○	深谷赤十字病院	414	深谷市上柴町西 5-8-1 (048-571-1511)	外	臨時	2.5km		社会医療法人社幸会 行田総合病院	504	行田市持田 376 (048-552-1111)				東部北		埼玉県厚生農業協同組合連合会久喜総合病院	300	久喜市上早見 418-1 (0480-26-0033)					埼玉県済生会栗橋病院	329	久喜市小右衛門 714-6 (0480-52-3611)	外	臨時	3.5km	—		○	防衛医科大学校病院	800	所沢市並木 3-2 (04-2995-1511)				<p>記載内容の整理</p>	<p>P.86</p>
災害拠点区分	第二次救急医療圏名							救命救急	医療機関名	病床数	所在地(電話番号)	ヘリポート																																																																																																																		
		位置	区分	距離																																																																																																																										
基幹災害医療センター	—	○	川口市立医療センター	537	川口市西新井宿 180 (048-287-2525)	内	臨時	—																																																																																																																						
地域災害医療センター	東部南	○	独協医科大学越谷病院	723	越谷市南越谷 2-1-50 (048-965-1111)	外	臨時	3.0km																																																																																																																						
	川口		埼玉県済生会 川口総合病院	400	川口市西川口 5-11-5 (048-253-1551)																																																																																																																									
	さいたま市		自治医科大学附属 さいたま医療センター	408	さいたま市天沼町 1-847 (048-647-2111)	外	臨時	0.1km																																																																																																																						
			さいたま市立病院	567	さいたま市緑区三幸 2460 (048-873-4111)																																																																																																																									
		○	さいたま赤十字病院	643	さいたま市上落合 8-3-33 (048-852-1111)	外	臨時	4.0km																																																																																																																						
	中央		北里研究所メディカルセンター病院	440	北本市荒井 6-100 (048-593-1212)	内	臨時	—																																																																																																																						
	川越	◎	埼玉医科大学 総合医療センター	913	川越市鴨田 1981 (049-228-3411)	外	臨時	4.5km																																																																																																																						
	坂戸・飯能	○	埼玉医科大学国際医療センター	600	日高市山根 1307-1 (042-984-4111)	内	臨時	—																																																																																																																						
	熊谷・深谷	○	深谷赤十字病院	414	深谷市上柴町西 5-8-1 (048-571-1511)	外	臨時	2.5km																																																																																																																						
			社会医療法人社幸会 行田総合病院	504	行田市持田 376 (048-552-1111)																																																																																																																									
東部北		埼玉県厚生農業協同組合連合会久喜総合病院	300	久喜市上早見 418-1 (0480-26-0033)																																																																																																																										
		埼玉県済生会栗橋病院	329	久喜市小右衛門 714-6 (0480-52-3611)	外	臨時	3.5km																																																																																																																							
—		○	防衛医科大学校病院	800	所沢市並木 3-2 (04-2995-1511)																																																																																																																									

新	旧	備考	頁（現行）																																																																																					
	<p>——「位置」は、ヘリポートが医療機関の内か外かを示す                  ——「距離」は、医療機関とヘリポートとの距離を示す</p> <p>□第1種感染症指定医療機関設置状況</p> <table border="1" data-bbox="1329 327 2335 443"> <thead> <tr> <th>二次保健医療圏</th> <th>医療機関名</th> <th>病床数</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>坂戸・飯能</td> <td>埼玉医科大学病院</td> <td>2</td> <td>入間郡毛呂山町毛呂本郷38</td> <td>049-276-1111</td> </tr> </tbody> </table> <p>□第2種感染症指定医療機関設置状況</p> <table border="1" data-bbox="1329 531 2335 1234"> <thead> <tr> <th>二次保健医療圏</th> <th>医療機関名</th> <th>感染症指定病床数</th> <th>結核病床</th> <th>一般病床又は精神病床</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東部北</td> <td>埼玉県済生会栗橋病院</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>久喜市小右衛門714-6</td> <td>0480-52-3611</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構東埼玉病院</td> <td></td> <td>100</td> <td></td> <td>蓮田市黒浜4147</td> <td>048-768-1161</td> </tr> <tr> <td>川口</td> <td>埼玉県済生会川口総合病院</td> <td></td> <td>20</td> <td></td> <td>川口市西川口5-11-5</td> <td>048-253-1551</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熊谷・深谷</td> <td>深谷赤十字病院</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>深谷市上柴町西5-8-1</td> <td>048-571-1511</td> </tr> <tr> <td>循環器呼吸器病センター</td> <td></td> <td>51</td> <td></td> <td>埼玉県熊谷市板井1696</td> <td>048-536-0900</td> </tr> <tr> <td>児玉</td> <td>(医)本庄総合病院</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>本庄市北堀1780</td> <td>0495-22-6111</td> </tr> <tr> <td>比企</td> <td>東松山市立市民病院</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>東松山市松山2302</td> <td>0493-24-6111</td> </tr> <tr> <td>坂戸・飯能</td> <td>埼玉医科大学病院</td> <td>4</td> <td></td> <td>6</td> <td>入間郡毛呂山町毛呂本郷38</td> <td>049-276-1111</td> </tr> <tr> <td>中央</td> <td>埼玉県立精神医療センター</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>北足立郡伊奈町小室818-2</td> <td>048-723-1111</td> </tr> <tr> <td>さいたま市</td> <td>さいたま市立病院</td> <td>10</td> <td>20</td> <td></td> <td>さいたま市緑区三室2460</td> <td>048-873-4111</td> </tr> </tbody> </table>	二次保健医療圏	医療機関名	病床数	所在地	連絡先	坂戸・飯能	埼玉医科大学病院	2	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1111	二次保健医療圏	医療機関名	感染症指定病床数	結核病床	一般病床又は精神病床	所在地	連絡先	東部北	埼玉県済生会栗橋病院	4			久喜市小右衛門714-6	0480-52-3611	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院		100		蓮田市黒浜4147	048-768-1161	川口	埼玉県済生会川口総合病院		20		川口市西川口5-11-5	048-253-1551	熊谷・深谷	深谷赤十字病院	6			深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511	循環器呼吸器病センター		51		埼玉県熊谷市板井1696	048-536-0900	児玉	(医)本庄総合病院	2			本庄市北堀1780	0495-22-6111	比企	東松山市立市民病院	4			東松山市松山2302	0493-24-6111	坂戸・飯能	埼玉医科大学病院	4		6	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1111	中央	埼玉県立精神医療センター			4	北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-1111	さいたま市	さいたま市立病院	10	20		さいたま市緑区三室2460	048-873-4111	記載内容の整理	P.86
二次保健医療圏	医療機関名	病床数	所在地	連絡先																																																																																				
坂戸・飯能	埼玉医科大学病院	2	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1111																																																																																				
二次保健医療圏	医療機関名	感染症指定病床数	結核病床	一般病床又は精神病床	所在地	連絡先																																																																																		
東部北	埼玉県済生会栗橋病院	4			久喜市小右衛門714-6	0480-52-3611																																																																																		
	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院		100		蓮田市黒浜4147	048-768-1161																																																																																		
川口	埼玉県済生会川口総合病院		20		川口市西川口5-11-5	048-253-1551																																																																																		
熊谷・深谷	深谷赤十字病院	6			深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511																																																																																		
	循環器呼吸器病センター		51		埼玉県熊谷市板井1696	048-536-0900																																																																																		
児玉	(医)本庄総合病院	2			本庄市北堀1780	0495-22-6111																																																																																		
比企	東松山市立市民病院	4			東松山市松山2302	0493-24-6111																																																																																		
坂戸・飯能	埼玉医科大学病院	4		6	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1111																																																																																		
中央	埼玉県立精神医療センター			4	北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-1111																																																																																		
さいたま市	さいたま市立病院	10	20		さいたま市緑区三室2460	048-873-4111																																																																																		
<p><b>1.3 搬送体制の整備【医療事務班、草加八潮消防組合】</b></p> <p><b>1 情報連絡体制</b>                  医療事務班は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、埼玉県広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用訓練等を通じて、医療機関との情報連絡体制を確立する。</p> <p><b>2 搬送順位</b>                  草加八潮消防組合は、あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。</p> <p><b>3 搬送経路</b>                  草加八潮消防組合は、震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。</p>	<p><b>1.4 搬送体制の整備【救助・消防班、医療事務班】</b></p>	県地域防災計画の反映	P.87																																																																																					

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁(現行)												
<p><b>4 搬送体制の整備</b></p> <p>市内の救護所等から後方医療機関に搬送し、治療及び入院等が行われるよう、救急車、防災ヘリコプター等による重症患者の搬送手段を検討する。</p> <p>資料 1.36 埼玉県防災ヘリコプター応援協定</p>	<p><del>4 搬送体制の整備</del></p> <p>市内の救護所等から負傷者を後方医療機関に搬送し、治療及び入院等を行うため災害拠点病院等と連携し、救急車、防災ヘリコプター等の搬送手段を検討する。</p> <p>資料 1.35 埼玉県防災ヘリコプター応援協定</p>														
	<p><del>1.5 関係機関との協力体制の整備【医療事務班】</del></p> <p><del>1 情報連絡体制</del></p> <p><del>医療事務班は、負傷者を後方医療機関へ搬送するために必要な情報を把握するため、災害時医療情報体制を県と協議し、確認する。</del></p>	記載内容の整理	P.87												
<p><b>1.4 臨時の医療施設の開設【医療事務班、草加八潮消防組合】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>1.6 臨時の医療施設の開設【医療事務班、救助・消防班】</del></p> <p>&lt;略&gt;</p>	消防広域化に伴う修正	P.87												
<p><b>第2 遺体の埋・火葬体制の整備</b></p> <p><b>2.1 遺体の収容処理体制の整備【医療事務班、統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>検視・検案に際しては警察、医師会、<u>歯科医師会</u>、保健所等の関係機関の協力を得て行うため、平時より災害時の活動に関しての協議・検討を行う。</p> <p>□遺体収容所候補地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>候補地</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴ヶ曾根体育館(エイトアリーナ)</td> <td>鶴ヶ曾根 1535-1</td> <td>048-999-7011</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	候補地	所在地	連絡先	鶴ヶ曾根体育館(エイトアリーナ)	鶴ヶ曾根 1535-1	048-999-7011	<p><b>第2 遺体の埋・火葬体制の整備</b></p> <p><b>2.1 遺体の収容処理体制の整備【医療事務班、統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>検視・検案に際しては警察、医師会、保健所等の関係機関の協力を得て行うため、平時より災害時の活動に関しての協議・検討を行う。</p> <p>□遺体収容所候補地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>候補地</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴ヶ曾根体育館(エイトアリーナ)</td> <td>鶴ヶ曾根 1535-1</td> <td>048-999-7011</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	候補地	所在地	連絡先	鶴ヶ曾根体育館(エイトアリーナ)	鶴ヶ曾根 1535-1	048-999-7011	市の現況の反映	P.88
候補地	所在地	連絡先													
鶴ヶ曾根体育館(エイトアリーナ)	鶴ヶ曾根 1535-1	048-999-7011													
候補地	所在地	連絡先													
鶴ヶ曾根体育館(エイトアリーナ)	鶴ヶ曾根 1535-1	048-999-7011													
<p><b>第3 防疫・環境衛生体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 防疫体制の整備【衛生班】</b></p> <p>1 防疫体制の整備</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 防疫用薬剤及び資機材の整備</p> <p>衛生班は、災害時の防疫活動に必要で、かつ災害時に緊急の調達困難と予想されるものについては、平時から確保(備蓄)に努める。また、平時より<u>八潮市薬剤師会及び八潮薬業協同組合</u>に協力を要請し、災害時に不足する場合には、円滑に確保できる体制を確立する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第3 防疫・環境衛生体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 防疫体制の整備【衛生班】</b></p> <p>1 防疫体制の整備</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 防疫用薬剤及び資機材の整備</p> <p>衛生班は、災害時の防疫活動に必要で、かつ災害時に緊急の調達困難と予想されるものについては、平時から確保(備蓄)に努める。また、平時より八潮薬業協同組合に協力を要請し、災害時に不足する場合には、円滑に確保できる体制を確立する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	文言の修正	P.89												

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3.2 廃棄物処理体制の整備【統括班、衛生班】</b></p> <p><b>1 災害廃棄物処理計画の策定</b></p> <p>衛生班は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等について具体的にとりまとめ、災害廃棄物処理計画を策定する。</p>	<p><b>3.2 廃棄物処理体制の整備【統括班、衛生班】</b></p>	<p>防災基本計画の反映</p>	<p>P.89</p>
<p><b>2 し尿処理体制の整備</b></p> <p>衛生班は、次によりし尿処理体制を整備する。</p> <p>（1）仮設トイレ等の整備</p> <p>統括班は、災害時に指定避難所、住宅地内において下水道設備の使用ができない地域に配備できるよう仮設トイレ等を確保する。必要量は、各指定避難所の想定避難所収容者数及び想定避難者数から換算する。</p> <p>また、衛生班は、想定必要量以上の需要が発生した場合のために、仮設トイレ等の借り上げについて関係業者と協定を締結する。</p> <p>（2）処理体制の確立</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1 し尿処理体制の整備</b></p> <p>衛生班は、次によりし尿処理体制を整備する。</p> <p>（1）仮設トイレ等の整備</p> <p>統括班は、災害時に避難所、住宅地内において下水道設備の使用ができない地域に配備できるよう仮設トイレ等を確保する。必要量は、各避難所の想定避難所収容者数及び想定避難者数から換算する。</p> <p>また、衛生班は、想定必要量以上の需要が発生した場合のために、仮設トイレ等の借り上げについて関係業者と協定を締結する。</p> <p>（2）処理体制の確立</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.89</p>
<p><b>第6節 その他市民の生活安定に係る体制整備</b></p> <p><b>第1 住宅確保体制の整備</b></p> <p><b>1.1 被災住宅の応急措置体制の整備【水防道路班】</b></p>	<p><b>第6節 その他市民の生活安定に係る体制整備</b></p> <p><b>第1 住宅確保体制の整備</b></p> <p><b>1.1 被災住宅の応急措置体制の整備【水防道路班】</b></p>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.93</p>
<p><b>1 被災住宅の応急措置体制の整備</b></p> <p>水防・道路班は、建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、各判定の趣旨を市民へ周知する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1 被災住宅の応急措置体制の整備</b></p> <p>水防・道路班は、建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、倒壊のおそれのある建築物等による二次災害の事故防止のため、住民への広報活動等を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.93</p>

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3 応急復旧資機材の確保及び調達体制の確立</b></p> <p>水防・道路班は、災害時に迅速な応急復旧活動が行えるよう、平時より応急復旧資機材の確保に努めるとともに、不足する場合に備え市内建設業者と資機材の調達に関して協力が得られるよう、体制整備に努める。</p>	<p><b>3 応急復旧資機材の確保及び調達体制の確立</b></p> <p>水防・道路班は、災害時に迅速な応急復旧活動が行えるよう、平時より応急復旧資機材の確保に努めるとともに、不足する場合に備え市内建設業者と資機材の調達に関して協力が得られるよう、体制整備に努める。</p>	市の現況の反映	P.93
<p><b>4 関係機関との協力体制の確立</b></p> <p>水防・道路班は、八潮市造園協会及び八潮市防災連絡会との協定に基づき、協力して応急復旧が行えるよう、協議・検討する。</p> <p>資料 1.23 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会) 資料 1.37 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)</p>	<p><b>4 関係機関との協力体制の確立</b></p> <p>水防・道路班は、八潮市造園協会との協定に基づき、協力して応急復旧が行えるよう、協議・検討する。</p> <p>資料 1.22 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p>	市の現況の反映	P.93
<p><b>1.2 応急仮設住宅建設体制の整備【水防・道路班】</b></p> <p><b>1 用地の確保</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>水防・道路班は、災害時の応急仮設住宅の用地確保が迅速に行えるよう、県の協力の下あらかじめ市内の適当な県有地、市有地、若しくは建設可能な民有地から仮設住宅建設予定地を選定する。民有地については、所有者との間に協定を結ぶ等の方策を講じる。</p> <p><u>なお、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について、年1回、県に対して報告する。</u></p> <p>資料 2.72 応急仮設住宅建設予定地一覧</p>	<p><b>1.2 応急仮設住宅建設体制の整備【水防・道路班】</b></p> <p><b>1 用地の確保</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>水防・道路班は、災害時の応急仮設住宅の用地確保が迅速に行えるよう、県の協力の下あらかじめ市内の適当な県有地、市有地、若しくは建設可能な民有地から仮設住宅建設予定地を選定する。民有地については、所有者との間に協定を結ぶ等の方策を講じる。</p>	県地域防災計画の反映	P.93

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>(3) 選定基準</p> <p>予定地は、<u>災害に対する安全性に配慮の上</u>、次の基準に従い選定する。</p> <p>① <u>飲料水が得やすい場所</u></p> <p>② 保健衛生上適当な場所</p> <p>③ <u>交通の便を考慮した場所</u></p> <p>④ 住居地域と隔離していない場所</p> <p>⑤ <u>工事車両のアクセスしやすい場所</u></p> <p>⑥ <u>既存生活利便施設が近い場所</u></p> <p>⑦ <u>造成工事の必要性が低い場所</u></p>	<p>(3) 選定基準</p> <p>予定地は、次の基準に従い選定する。</p> <p>① <del>ガス、水道、電気等供給施設の敷設可能な場所</del></p> <p>② <del>交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所</del></p> <p>③ 保健衛生上適当な場所</p> <p>④ 住居地域と隔離していない場所</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.94</p>
<p>3 関係機関との協力体制の確立</p> <p>水防・道路班は、市内建設業者等と協定を結び、災害時の円滑な協力体制の確立に努める。</p> <p>資料 1.22 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p> <p><u>資料 1.37 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)</u></p>	<p>3 関係機関との協力体制の確立</p> <p>水防・道路班は、市内建設業者等と協定を結び、災害時の円滑な協力体制の確立に努める。</p> <p>資料 1.22 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.94</p>
<p><b>1.3 地震保険の活用【水防・道路班】</b></p> <p><u>地震保険は地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。</u></p> <p><u>地震における火災等については火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、水防・道路班は、その制度の普及促進に努める。</u></p>	<p>(復旧、復興計画から移動)</p>	<p>記載内容の整理</p>	
<p><b>第2 学校の災害対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.2 学校長の行う災害対策【学校長】</b></p> <p>1 応急教育に関する計画の策定</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第2 学校の災害対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.2 学校長の行う災害対策【<del>学校教育班</del>、学校長】</b></p> <p>1 応急教育に関する計画の策定</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>文言の修正</p>	<p>P.95</p>
<p><b>第3 動物愛護</b></p> <p><u>保護された動物の飼い主の特定や指定避難所において他の被災者とトラブルを回避するため、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映 防災基本計画の反映</p>	

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3.1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発【衛生班】</b></p> <p><b>1 所有者明示に関する普及啓発</b>  <u>衛生班は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることにについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨する。</u></p> <p><b>2 災害に備えたしつけに関する普及啓発</b>  <u>衛生班は、動物の飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を実施する。</u></p> <p><b>3 連携体制の確立</b>  <u>衛生班は、草加八潮獣医師会との協定に基づき、災害時における動物救護活動を連携して行えるよう、協議・検討する。</u>  資料 1.19 災害時における動物救護活動に関する協定書（草加八潮獣医師会）</p>			
<p><b>第4 リ災証明書の発行体制の整備</b></p> <p><b>4.1 被害認定調査の実施体制の整備【情報班】</b>  <u>情報班は、災害時にリ災証明書を遅滞なく交付するため、住家の被害認定調査の調査担当を定める。</u>  <u>また、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受入体制を構築する。</u></p> <p><b>4.2 リ災証明書発行の実施体制の整備【情報班】</b>  <u>情報班は、災害時にリ災証明書を遅滞なく交付するため、リ災証明書の交付担当を定める。</u>  <u>また、リ災証明書の発行業務に対する応援の受入体制を構築する。</u></p> <p><b>4.3 リ災証明書の発行に係るシステム導入検討【統括班】</b>  <u>統括班は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u></p>		<p>防災基本計画の反映  災害対策基本法の改正に伴う修正</p>	
<p><b>4.4 被災者台帳の作成検討【統括班】</b>  <u>統括班は、円滑かつ効率的な被災者支援の実施のため、被災者台帳を作成し、台帳上で被災者に対する支援状況を一元管理するなどの活用について検討する。</u></p>		<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>	

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第5 安否情報の提供体制【統括班】</b></p> <p><u>統括班は、災害対策基本法第 86 条の 15 において、市民や企業等から避難者の安否情報の照会を受けた場合、安否情報を提供できるようになったことを受け、その体制を整備する。</u></p> <p><u>また、円滑に照会・回答方法に関する手続等を検討する。</u></p>		<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>	
<p><b>第7節 市民の災害対応力の向上</b></p> <p><b>第1 防災意識の高揚</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 防災教育計画【統括班、援護班、物資調達班、学校教育班、草加八潮消防組合、市社会福祉協議会】</b></p> <p>1 学校における防災教育</p> <p>学校教育班及び統括班は、学校において、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて防災教育を実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、「防災上重要な施設の避難計画」(P.79)に基づき、児童・生徒の発達に応じた指導をする。</p>	<p><b>第7節 市民の災害対応力の向上</b></p> <p><b>第1 防災意識の高揚</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 防災教育計画【統括班、援護班、物資調達班、学校教育班、救助・消防班、八潮市社会福祉協議会】</b></p> <p>1 学校における防災教育</p> <p>学校教育班、救助・消防班は学校において、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて防災教育を実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、「防災上重要な施設の避難計画」(P.68)に基づき、児童・生徒の発達に応じた指導をする。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.97</p>
<p>(1) 学校行事としての防災教育</p> <p>(2) 教科等による防災教育</p> <p>(3) 教職員に対する防災研修</p>	<p>(1) 学校行事としての防災教育</p> <p><del>防災意識の全体的な高揚を図るため、災害を想定した避難訓練等を実施する。また、防災関係機関、防災施設並びに防災関係の催し等の見学を行う。</del></p> <p>(2) 教科等による防災教育</p> <p><del>学校の副読本等を通じ地震や火災、台風等の災害の被害について学習する。また、現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。</del></p> <p>(3) 教職員に対する防災研修</p> <p><del>災害発生時の教職員のとるべき行動とその意識として、児童・生徒に対する指導、負傷者の応急手当、火災発生時の初期消火、被災した児童・生徒の心のケア、その他特に留意する事項について研修を行う。また、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。</del></p>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.97</p>

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2 社会教育における防災教育</b></p> <p>統括班は、<u>草加八潮消防組合</u>、関係機関、団体等と連携し、若しくは市単独で、職場、一般社会人を対象とし、随時適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により防災知識の向上を図る。</p> <p>(1) 講座 災害に対する基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得、<u>男女共同参画の視点からの防災対策</u>についてのカリキュラムを編成した講座を開講する(出前講座等)。</p> <p>(2) 実習 &lt;略&gt;</p>	<p><b>2 社会教育における防災教育</b></p> <p>統括班、<del>救助・消防班</del>は、関係機関、団体等と連携し、若しくは市単独で、職場、一般社会人を対象とし、随時適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により防災知識の向上を図る。</p> <p>(1) 講座 災害に対する基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についてのカリキュラムを編成した講座を開講する(出前講座等)。</p> <p>(2) 実習 &lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正 記載内容の更新</p>	P.97
<p><u>(6) 緊急地震速報の普及・啓発</u></p> <p><u>統括班は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知する。</u></p> <p><u>また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>3 事業所等の防災教育</b></p> <p>事業所の防災担当者は、企業の社会的な役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。そのため、統括班、<u>草加八潮消防組合</u>は、事業所における防災教育の充実に向けて積極的な指導を行う。</p> <p><b>4 防災上重要な施設における防災教育</b></p> <p>統括班、援護班、物資調達班は、<u>草加八潮消防組合と連携し</u>、「防災上重要な施設の避難計画」<u>(P.79)</u>に基づき以下の施設における防災教育に関しての支援、協力を行う。</p> <p>(1) 病院及び社会福祉施設における防災教育 病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性がある。援護班、<u>草加八潮消防組合</u>、市社会福祉協議会は、施設管理者と協力して、平時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。 また、夜間、休日の発災に備え、近隣市民との共同訓練等により、平時から連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、災害時の行動を十分に周知するとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。</p>	<p><b>3 事業所等の防災教育</b></p> <p>事業所の防災担当者は、企業の社会的な役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。そのため、統括班、<del>物資調達班、救助・消防班</del>は、事業所における防災教育の充実に向けて積極的な指導を行う。</p> <p><b>4 防災上重要な施設における防災教育</b></p> <p>統括班、援護班、物資調達班、<del>救助・消防班</del>は、「防災上重要な施設の避難計画」<u>(P.68)</u>に基づき以下の施設における防災教育に関しての支援、協力を行う。</p> <p>(1) 病院及び社会福祉施設における防災教育 病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性がある。援護班、<del>救助・消防班、八潮</del>市社会福祉協議会は、施設管理者と協力して、平時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。 また、夜間、休日の発災に備え、近隣市民との共同訓練等により、平時から連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、災害時の行動を十分に周知するとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	P.98

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>(2) その他不特定多数が集まる施設</p> <p>統括班、物資調達班、<u>草加八潮消防組合</u>は、大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者と協力して、災害時に避難誘導、情報伝達並びに各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に行えるよう、防災教育及び訓練の実施に努める。</p> <p>5 自主防災組織リーダーに対する防災教育、研修</p> <p>統括班は、<u>草加八潮消防組合と連携し</u>、自主防災組織に関するマニュアルを作成・配布し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、防災関係機関の協力のもとに自主防災組織リーダー養成講座、講習会及び施設見学等を実施することにより、防災に対する様々な知識の普及に努める。</p>	<p>(2) その他不特定多数が集まる施設</p> <p>統括班、物資調達班、<u>救助・消防班</u>は、大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者と協力して、災害時に避難誘導、情報伝達並びに各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に行えるよう、防災教育及び訓練の実施に努める。</p> <p>5 自主防災組織リーダーに対する防災教育、研修</p> <p>統括班、<u>救助・消防班</u>は、自主防災組織に関するマニュアルを作成・配布し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、防災関係機関の協力のもとに自主防災組織リーダー養成講座、講習会及び施設見学等を実施することにより、防災に対する様々な知識の普及に努める。</p>		
<p><b>1.2 防災知識普及計画【統括班、広報班】</b></p> <p>災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項について、<u>統括班</u>は県と協力して市民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災意識の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するための計画とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 防災知識普及計画【統括班、広報班】</b></p> <p>災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項について、<u>市</u>は県と協力して市民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、防災意識の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するための計画とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	対応組織の明確化	P.98
<p><b>1.3 災害に関する各種資料の収集・提供【統括班、避難所班】</b></p> <p><u>統括班は、市内における過去の災害教訓や災害文化を後世に伝えていくため、災害調査の分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>1.4 防災訓練計画【各班、防災関係機関等】</b></p> <p>1 総合防災訓練</p> <p><u>各班</u>は、毎年、防災関係機関及び市民の協力を得て、実動訓練又は図上訓練等それに準じた総合防災訓練を実施する。場所は、市内の適切な場所で行うものとする。</p>	<p><del>1.3</del> <b>防災訓練計画【全課、防災関係機関等】</b></p> <p>1 総合防災訓練</p> <p><u>市</u>は、毎年、防災関係機関及び市民の協力を得て、実動訓練又は図上訓練等それに準じた総合防災訓練を実施する。場所は、市内の適切な場所で行うものとする。</p>	対応組織の明確化	P.99
<p>2 市及び防災関係機関が実施する訓練</p> <p>統括班は、<u>草加八潮消防組合とともに</u>、以下の訓練に関して、訓練の準備、関係機関との連絡調整等を行う。</p> <p>(1) 応急対策計画確認訓練</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 消防訓練</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、市民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い訓練を実施する。実施方法は、<u>草加八潮消防組合及び消防団員、その他の</u>関係機関の協力を得て実施する。</p>	<p>2 市及び防災関係機関が実施する訓練</p> <p>統括班、<u>救助・消防班</u>は、以下の訓練に関して、訓練の準備、関係機関との連絡調整等を行う。</p> <p>(1) 応急対策計画確認訓練</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 消防訓練</p> <p><u>消防機関</u>は、市民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い訓練を実施する。実施方法は、<u>消防職員、消防団員を中心として、必要に応じて</u>関係機関の協力を得て実施する。</p>	消防広域化に伴う修正	P.99

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>(3) 避難・救助訓練 災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て実施する。</p> <p>(4) 職員参集訓練 市は、非常配備体制を確保し、各防災関係機関、市民等との連携を図るため、職員の参集訓練(非常<u>招集</u>訓練、指令伝達訓練、本部運営訓練)を<u>毎年</u>実施する。 &lt;略&gt;</p> <p>(5) 災害通信連絡訓練 &lt;略&gt;</p>	<p>(3) 避難・救助訓練 災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、<u>市が中心となり</u>警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て実施する。</p> <p>(4) 職員参集訓練 市は、非常配備体制を確保し、各防災関係機関、市民等との連携を図るため、職員の参集訓練(非常<u>召集</u>訓練、指令伝達訓練、本部運営訓練)を実施する。 &lt;略&gt;</p> <p>(5) 災害通信連絡訓練 &lt;略&gt;</p>	市の現況の反映	P.100
<p><b>4 事業所、自主防災組織及び市民の訓練</b> 災害時に自らの生命及び身体の安全を確保するためには、日頃から市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要である。事業所、自主防災組織及び市民は、平時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。また、統括班は、<u>草加八潮消防組合と連携し、</u>市民等の行う訓練に支援・協力する。</p> <p>(1) 事業所の訓練 病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき通報及び避難訓練を実施する。  また、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。</p> <p>(2) 自主防災組織等の訓練 各自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防機関の指導のもと、地域の事業所とも協力して組織的な訓練を実施する。 訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。<u>また、災害図上訓練や避難所開設・運営訓練を取り入れる。</u> なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた<u>草加八潮消防組合</u>、統括班、防災関係機関は、関連する諸機関と連携し、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。</p>	<p><b>4 事業所、自主防災組織及び市民の訓練</b> 災害時に自らの生命及び身体の安全を確保するためには、日頃から市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要である。事業所、自主防災組織及び市民は、平時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。また、<u>救助・消防班</u>、統括班は、市民等の行う訓練に支援・協力する。</p> <p>(1) 事業所の訓練 <u>救助・消防班は、</u>病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者<u>に対して、</u>その定める消防計画に基づき通報及び避難訓練を実施する<u>よう働きかける。</u> また、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する<u>よう働きかける。</u></p> <p>(2) 自主防災組織等の訓練 各自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防機関の指導のもと、地域の事業所とも協力して組織的な訓練を実施する。 訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。 なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた<u>救助・消防班</u>、統括班、防災関係機関は、関連する諸機関と連携し、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。</p>	県地域防災計画の反映 市の現況の反映	P.100
<p>(3) 市民の訓練 市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、統括班、消防署及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。また、市民は防災意識の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。</p>	<p>(3) 市民の訓練 市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、<u>救助・消防班</u>、統括班、消防署及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。また、市民は防災意識の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。</p>	消防広域化に伴う修正	P.101

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>(4) <u>要配慮者</u>の訓練</p> <p>市民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し、援護班は、<u>市</u>社会福祉協議会と協力して資料や情報の提供等、必要な支援を行う。</p> <p>また、社会福祉施設職員は、<u>草加八潮消防組合に協力を求め</u>、各種状況を想定した避難誘導、情報伝達訓練を行い、災害時の行動に習熟するよう定期的に訓練に参加する。</p>	<p>(4) <u>避難行動要支援者</u>の訓練</p> <p>市民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し、援護班、<del>救助・消防班</del>は<u>八潮市</u>社会福祉協議会と協力して資料や情報の提供等、必要な支援を行う。</p> <p>また、社会福祉施設職員は、各種状況を想定した避難誘導、情報伝達訓練を行い、災害時の行動に習熟するよう定期的に訓練に参加する。</p>		
<p><b>第2 自主防災組織の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 自主防災組織の活動【危機管理防災課、自主防災組織】</b></p> <p>1 自主防災組織の活動内容</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(1) 平時の活動</p> <p>①要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</p> <p>②日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)</p> <p><u>③情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第2 自主防災組織の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 自主防災組織の活動</b></p> <p>1 自主防災組織の活動内容</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(1) 平時の活動</p> <p>①要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</p> <p>②日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)</p> <p><u>③災害時に備えた自活、応急活動の準備</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	市の現況の反映 対応組織の明確化	P.103
<p>(2) 発災時の活動</p> <p>①初期消火の実施</p> <p>②情報の収集・伝達の実施</p> <p>③被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施</p> <p>④集団避難の実施(特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。)</p> <p>⑤<u>指定</u>避難所の運営活動の実施 (例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)</p>	<p>(2) 発災時の活動</p> <p>①初期消火の実施</p> <p>②情報の収集・伝達の実施</p> <p>③被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施</p> <p>④集団避難の実施(特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。)</p> <p>⑤避難所の運営活動の実施 (例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)</p>	記載情報の更新	P.103
<p><b>2.2 地域の自主防災組織の育成【統括班】</b></p> <p>1 組織の現況</p> <p><u>平成 29 年 7 月現在</u>、市内町会・自治会のうち、<u>100%</u>にあたる <u>44 団体</u>の自主防災組織が設</p>	<p><b>2.2 地域の自主防災組織の育成【統括班】</b></p> <p>1 組織の現況</p> <p><u>平成 25 年 4 月現在</u>、市内町会・自治会のうち、<u>98%</u>にあたる <u>43 団体</u>の自主防災組織が設立さ</p>	県地域防災計画の反映 市の現況の	P.103

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>立されている。</p> <p><b>2 組織化の推進</b> 統括班は、<u>町会・自治会に属していない中規模以上のマンションを把握し、管理組合等に対して町会・自治会の参加又は自主防災組織の設立について、積極的に働きかける。</u></p> <p><b>3 活動の充実・強化</b> 統括班は、以下の方策に基づき自主防災組織の指導・育成を図る<u>とともに、1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 活動のための環境整備 自主防災活動に必要な防災倉庫及び防災用資機材の整備を推進するため、必要な助成を行う。 また、<u>八潮市</u>自主防災組織連絡協議会<u>は</u>、自主防災組織による地域防災活動を推進する。</p>	<p>れている。</p> <p><b>2 組織化の推進</b> 統括班は、<u>自主防災組織が結成されていない地域の組織の設立について、積極的に働きかける。</u></p> <p><b>3 活動の充実・強化</b> 統括班は、以下の方策に基づき自主防災組織の指導・育成を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 活動のための環境整備 自主防災活動に必要な防災倉庫及び防災用資機材の整備を推進するため、必要な助成を行う。 また、自主防災組織連絡協議会、自主防災組織による地域防災活動を推進する。</p>	<p>反映</p>	
<p><b>2.3 事業所等の自主防災体制の強化【統括班】</b> 市は、災害時における事業所の果たす役割(従業員及び事務所・事業所の来所者並びに施設・設備の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう指導するとともに、各事業所に対して以下に示す防災活動を推進するよう努める。</p> <p><b>1 一般事業所</b> 統括班は、事業所における自主的な防災組織の整備の促進を目的として、「企業防災マニュアル」を作成し、配布する等、防災意識の啓発活動や組織整備に関する支援・指導及び助成等を行う。 また、災害後迅速に通常営業活動を再開できるよう、平時より情報のバックアップ化等の準備を行う。</p>	<p><b>2.3 事業所等の自主防災体制の強化【救助・消防班、統括班、草加保健所】</b> 市は、災害時における事業所の果たす役割(従業員及び事務所・事業所の来所者並びに施設・設備の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう指導するとともに、各事業所に対して以下に示す防災活動を推進するよう努める。</p> <p><b>1 一般事業所</b> <del>救助・消防班</del>統括班は、事業所における自主的な防災組織の整備の促進を目的として、「企業防災マニュアル」を作成し、配布する等、防災意識の啓発活動や組織整備に関する支援・指導及び助成等を行う。 また、災害後迅速に通常営業活動を再開できるよう、平時より情報のバックアップ化等の準備を行う。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.104</p>
<p>(応急対策計画に移動)</p>	<p><del>2 危険物施設</del> <del>救助・消防班は、震災時に事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。</del></p> <p><del>-(1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置</del> <del>危険物が流出又は爆発するおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。</del></p> <p><del>-(2) 危険物施設の応急点検</del> <del>危険物施設の現状把握と災害発生時の危険性を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。</del></p> <p><del>-(3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置</del> <del>危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な処置を行</del></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.105</p>

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
	<p><del>う。</del></p> <p><del>（４）災害発生時の応急活動</del>  <del>危険物施設に損傷等が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物流出の防止措置を行う。</del></p> <p><del>（５）防災関係機関への通報</del>  <del>危険物施設に損傷等を発見した場合には、速やかに消防、警察等関係機関に通報し状況を報告する。</del></p> <p><del>（６）従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置</del>  <del>危険物施設に損傷等が生じた事業所は、消防、警察等関係機関と連絡を密にするとともに、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。</del></p> <p><del>３ 毒物劇物等の施設</del>  <del>救助・消防班、草加保健所は、毒物劇物取扱施設に係る災害発生時の応急対策について、特に保健衛生上の危害を最小限に防止するため、以下の応急措置を講ずるよう指導する。</del></p> <p><del>①保健所、警察、消防等関係機関への届出</del>  <del>②毒物劇物の流出等の防止措置及び中和等の除害措置</del>  <del>③災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置</del>  <del>④毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置</del>  <del>緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立</del>  <del>⑤緊急連絡等情報網の確立により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制の確立</del></p> <p><del>４ 公共的な施設</del>  <del>救助・消防班は、学校、病院及び市民会館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、避難計画の策定等に関する適切な指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。</del></p> <p><del>５ 集客施設</del>  <del>救助・消防班は、大規模店舗等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、適切な指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。</del></p> <p><del>６ 高層建築物</del>  <del>救助・消防班は、高層建築物(消防法第８条の２ 高さ31mを超える建物)の管理者に対し、防災組織の活動について適切な指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。</del></p>		
<p><b>第３ 要配慮者安全確保計画</b>          &lt;略&gt;  <b>3.1 基本方針【<u>援護班、統括班</u>】</b></p>	<p><b>第３ 要配慮者安全確保計画</b>          &lt;略&gt;  <b>3.1 基本方針【<u>援護班、統括班</u>】</b></p> <p><del>１ 対象となる要援護者の範囲</del></p> <p><del>（１）高齢者</del>  <del>①健康に不安を抱える65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯</del>  <del>②要介護認定3以上を受けている者で災害発生時に同居家族から支援を得られない者(在宅者のみ)</del></p> <p><del>（２）障がい者</del>  <del>次の①～③に該当する者のうち、自分一人で避難することが困難な者</del></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.107</p>

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
	<p>①身体障害者手帳を有する者のうち、障がいの等級が1～2級の認定を受けている者</p> <p>②知的障がいや精神障がいのある者</p> <p>③難病患者等</p> <p>—(3) 状況によって支援が必要な者</p> <p>④上記の対象となる災害時要援護者の他、自分一人で避難することが困難な妊産婦や乳幼児、環境に不慣れな外国人その他の者</p>		
<p><b>1 地域との協力体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2 関係機関・団体との協力体制の整備</b></p> <p>援護班は、統括班と協力して、地域の支援者となる町会・自治会、自主防災組織、並びに福祉関係者として<b>市</b>社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等との協力体制に関する協議を定期的に開催する。</p> <p><b>3 避難支援計画の策定</b></p> <p>援護班は、統括班や地域の支援者となる町会・自治会等との協力のもとに、八潮市災害時要援護者避難支援計画を<b>策定し</b>、避難行動要支援者個々の避難支援計画を定めた個別計画を策定し、避難行動要支援者の状況に応じ、支援に関する内容の修正や更新を定期的実施していくものとする。</p>	<p><del>2</del> 地域との協力体制の整備</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><del>3</del> 関係機関・団体との協力体制の整備</p> <p>援護班は、統括班と協力して、地域の支援者となる町会・自治会、自主防災組織、並びに福祉関係者として<b>八潮市</b>社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、<del>ケアマネージャー</del>等との協力体制に関する協議を定期的に開催する。</p> <p><del>4</del> 避難支援計画の策定</p> <p>援護班は、統括班や地域の支援者となる町会・自治会等との協力のもとに、八潮市災害時要援護者避難支援計画<b>全体計画に基づき</b>、避難行動要支援者個々の避難支援計画を定めた個別計画を策定し、避難行動要支援者の状況に応じ、支援に関する内容の修正や更新を定期的実施していくものとする。</p>	市の現況の反映	P.107
<p><b>3.2 社会福祉施設等入所者の対策【援護班、統括班、施設管理者】</b></p> <p><b>1 防災計画の策定</b></p> <p>施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や非常時の連絡先及び指揮命令系統等を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への徹底周知を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3.2 社会福祉施設等入所者の対策【援護班、統括班、施設管理者】</b></p> <p><b>1 防災計画の策定</b></p> <p>施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や非常時の連絡先及び指揮命令系統等を定めたマニュアルを策定し、職員及び<b>要援護者</b>の入所者への徹底周知を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載内容の整理	P.108
<p><b>3 避難支援体制の整備</b></p> <p>施設管理者は、援護班と協力し、災害時における避難誘導のための非常口等避難路を確保するとともに、入所者を所定の<b>指定</b>避難所等へ誘導及び移送するための体制を整備する。</p> <p>特に、避難行動要支援者の範囲に含まれる入所者の誘導及び移送については留意する。</p>	<p><b>3 避難支援体制の整備</b></p> <p>施設管理者は、援護班と協力し、災害時における避難誘導のための非常口等避難路を確保するとともに、入所者を所定の避難所等へ誘導及び移送するための体制を整備する。</p> <p>特に、避難行動要支援者の範囲に含まれる入所者の誘導及び移送については留意する。</p>	記載情報の更新	P.108
<p><b>4 施設間の相互支援システムの確立</b></p> <p><b>施設管理者</b>は、県と協力して、市及び県の施設を地区防災拠点で区分した3ブロックに分け、災害時に施設の建築物が使用できない場合に、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。具体的には、入所者をブロック内の他の施設に一時的に避難させる、職員が応援する等である。施設管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。</p>	<p><b>4 施設間の相互支援システムの確立</b></p> <p><b>援護班</b>は、県と協力して、市及び県の施設を地区防災拠点で区分した3ブロックに分け、災害時に施設の建築物が使用できない場合に、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。具体的には、入所者をブロック内の他の施設に一時的に避難させる、職員が応援する等である。施設管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。</p>	対応組織の明確化	P.108

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
	<p><del>5 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備</del>  <del>社会福祉施設の施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要援護者を受け入れるための体制を整備する。</del></p>	記載内容の整理	P.108
<p>5 食糧、防災資機材等の備蓄            社会福祉施設の施設管理者は、以下に示す物資等を備蓄する。            &lt;略&gt;</p>	<p>6 食糧、防災資機材等の備蓄            社会福祉施設の施設管理者は、以下に示す物資等を備蓄し、<del>援護班はこれを指導</del>する。            &lt;略&gt;</p>	記載内容の整理	P.109
<p>6 防災教育及び訓練の実施            &lt;略&gt;  <u>福祉避難所として指定を受けている施設では、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施する。</u>            &lt;略&gt;</p>	<p>7 防災教育及び訓練の実施            &lt;略&gt;</p>	県地域防災計画の反映	P.109
<p><u>8 施設の耐震対策</u>            社会福祉施設等の施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。</p>		県地域防災計画の反映	
<p><u>9 情報伝達体制の整備</u>            援護班は、社会福祉施設等を支援するために、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。</p>		県地域防災計画の反映	
<p><u>10 社会福祉施設との連携</u>            援護班は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図る。            災害時には、被災者に対する介護相談など、社会福祉施設の有する機能の活用を検討する。</p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>3.3 避難行動要支援者の対策【援護班、統括班】</b></p> <p>1 対象者の範囲  <u>要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲は次のとおり。</u>            &lt;略&gt;</p> <p>(3) 状況によって支援が必要な者            ① 上記の<u>対象者</u>の他、<u>指定</u>避難所で生活することが困難な妊産婦や乳幼児、外国人その他の者</p>	<p><b>3.3 <u>在宅の避難行動要支援者の対策【援護班、統括班】</u></b></p> <p>1 対象者の範囲            &lt;略&gt;</p> <p>(3) 状況によって支援が必要な者            ① 上記の<u>対象となる災害時要援護者</u>の他、避難所で生活することが困難な妊産婦や乳幼児、外国人その他の者</p>	記載情報の更新	P.109

震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2 要配慮者の情報収集</b></p> <p>援護班は、八潮市避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を収集する。</p> <p>また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、八潮市避難行動要支援者名簿の作成のために必要がある場合は、県等に対して情報提供を要請する。</p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.110</p>
<p><b>3 避難行動要支援者の把握</b></p> <p>援護班は、避難行動要支援者の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握するとともに、異動等により記載事項に変更があった場合は、定期的に修正を行う。</p> <p>名簿、避難行動要支援者マップ等については、個人情報であるため、その管理に当たっては十分配慮する。</p> <p>《名簿への記載事項》</p> <p>①氏名</p> <p>②住所(避難行動要支援者の生活の本拠であり、住民基本台帳記載の住所とは限らない)</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>2</del> <b>在宅の避難行動要支援者の把握</b></p> <p>援護班は、在宅の避難行動要支援者の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」「<del>避難支援プラン(個別計画)</del>」等を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握するとともに、<del>移動</del>等により記載事項に変更があった場合は、定期的に修正を行う。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿の作成は、<del>市が把握する情報を集約し作成するが、市で把握していない情報の取得が必要な場合は知事その他のものに対して、情報提供を求める。</del></p> <p>名簿、避難行動要支援者マップ、<del>避難支援プラン(個別計画)</del>については、個人情報であるため、その管理に当たっては十分配慮する。</p> <p>《名簿への記載事項》</p> <p>①氏名</p> <p>②住所(要援護者の生活の本拠であり、住民基本台帳記載の住所とは限らない)</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.110</p>
<p><b>4 避難支援等関係者の安全確保の措置</b></p> <p>援護班は、避難支援等関係者が、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。</p> <p>また、避難行動要支援者を全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることも含め、制度の理解を目的とした周知に努める。</p>	<p><b>4 避難支援等関係者の安全確保の措置</b></p> <p>援護班は、避難支援等関係者が、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する<del>ため</del>、避難行動要支援者を全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることも含め、制度の理解を目的とした周知に努める。</p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.110</p>
<p><b>5 避難支援体制の整備</b></p> <p>(1) 避難支援方法の習熟</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>発災時における避難支援を円滑かつ迅速に実施するため、草加警察署、町会・自治会、自主防災組織、<u>市</u>社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、あらかじめ名簿等を提供する。</p> <p>提供するに当たっては、法令等に定めのある場合や名簿に記載された本人の同意がある場合とする。また、提供を受けたものは、個人情報の管理に十分配慮する。</p>	<p><del>3</del> <b>避難支援体制の整備</b></p> <p>(1) 避難支援方法の習熟</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>発災時における避難支援を円滑かつ迅速に実施するため、草加警察署、町会・自治会、自主防災組織、<u>八潮市</u>社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、<del>ケアマネージャー</del>等に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、あらかじめ名簿等を提供する。</p> <p>提供するに当たっては、法令等に定めのある場合や名簿に記載された本人の同意がある場合とする。また、提供を受けたものは、個人情報の管理に十分配慮する。</p>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.110</p>

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>7 防災基盤の整備</b></p> <p>統括班は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。</p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>8 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備</b></p> <p>援護班は、要配慮者等に対して指定避難所での良好な生活環境が提供できるよう、指定避難所の運営計画を策定する。具体的には、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効率的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファックスの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者に配慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等である。</p> <p><u>福祉避難所については、通常の指定避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。</u></p>	<p><del>5</del>要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備</p> <p>援護班は、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。具体的には、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効率的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファックスの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者に配慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等である。</p> <p><del>また、災害時に介護等を必要とする被災者が速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図る。</del></p>	県地域防災計画の反映	P.110
<p><b>11 地域との連携</b></p> <p>(1) 役割分担の明確化</p> <p>援護班は、<u>救護班と連携して</u>福祉避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、<u>市、福祉避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等</u>の役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。</p> <p>(2) 地域住民等の情報活用</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>8</del> 地域との連携</p> <p>(1) 役割分担の明確化</p> <p>援護班は、<del>市内の各ブロックにおいて、避難所や</del>福祉避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、<del>その</del>役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。</p> <p>(2) 地域住民等の情報活用</p> <p>&lt;略&gt;</p>	市の現況の反映	P.111
<p><b>13 避難支援等関係者の安全確保</b></p> <p>援護班は、避難支援者が地域の実情や災害の状況に応じて避難支援等を行えるよう、<u>避難支援等関係者</u>の安全確保に十分配慮する。</p>	<p><del>10</del>支援者の安全確保</p> <p>援護班は、避難支援者が地域の実情や災害の状況に応じて避難支援等を行えるよう、<u>避難支援者</u>の安全確保に十分配慮する。</p>	県地域防災計画の反映	P.112
<p><b>3.4 外国人の対策【援護班、統括班】</b></p> <p>1 外国人の所在の把握</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3.4 外国人の対策【援護班、統括班】</b></p> <p>1 外国人の所在の把握</p> <p>&lt;略&gt;</p>	文言の修正	P.112
<p><b>3 防災基盤の整備</b></p> <p>統括班は、指定避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。</p> <p>また、案内板のデザインの統一化について検討を進める。</p>		県地域防災計画の反映	

## 震災対策編 震災予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第4 自主防犯組織の育成及び強化</b></p> <p><u>統括班は、自主防犯組織の育成・強化を図り、各地域における防犯活動を促進するとともに、警察や関係機関との連携を強化して犯罪の抑止に努める。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>第5 地区防災計画の策定</b></p> <p><u>市は、市民、自主防災組織、事業所等による地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。</u></p>		<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>	
<p><b>5.1 市民等による地区防災計画の策定【市民、自主防災組織、事業所等】</b></p> <p><u>市民、自主防災組織、事業所等は、協働して地区防災計画を策定し、地区における防災力の向上に努める。なお、地区防災計画の内容については、想定される災害について検討した上で、地区の特性に応じた項目を盛り込むものとする。</u></p>		<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>	
<p><b>5.2 地区防災計画の提案手続【統括班】</b></p> <p><u>統括班は、市民、自主防災組織、事業所等から提案された地区防災計画を受け付け、市民、自主防災組織、事業所等による取組を市民等に周知する。</u></p> <p><u>また、市防災会議が必要と認めた場合、市地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p>		<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>	

新	旧	備考	頁（現行）																																
<p><b>第3部 震災応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 活動体制</b></p> <p><b>第1 活動体制</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 市の活動体制及び動員計画【<b>全班</b>】</b></p> <p>1 活動体制</p> <p><b>各班</b>は、災害が発生したときは、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市区町村、県及び指定地方行政機関並びに地域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策を実施<b>しなければならない</b>。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(1) 体制及び配備基準</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 待機班</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第3部 震災応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 活動体制</b></p> <p><b>第1 活動体制</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 市の活動体制及び動員計画【<b>全課</b>】</b></p> <p>1 活動体制</p> <p><b>市</b>は、災害が発生したときは、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市区町村、県及び指定地方行政機関並びに地域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策<b>の実施に努める</b>。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(1) 体制及び配備基準</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 待機班</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.114</p>																																
<p>2 活動体制別の動員計画</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□配備基準及び参集者</p> <table border="1" data-bbox="290 1270 1202 1837"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>参集基準</th> <th>参集者</th> <th>参集者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td>【次の班のうち指定された職員】 ①統括班 ②本部補佐班 ③情報班 ④管財班 ⑤広報班 ⑥市民相談班 ⑦避難所班 ⑧学校教育班 ⑨援護班 ⑩水防・道路班</td> <td>全職員の約1/ 3</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td>【次の班の全職員】 ①情報班 【次の班のうち指定された職員】 ①統括班 ②本部補佐班 ③管財班 ④広報班 ⑤市民相談班 ⑥衛生班 ⑦物資調達班 ⑧避難所班 ⑨学校教育班 ⑩援護班 ⑪医療事務班 ⑫水防・道路班 ⑬給水班 ⑭水道施設班</td> <td>全職員の約2/ 3</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	参集基準	参集者	参集者数	<略>		【次の班のうち指定された職員】 ①統括班 ②本部補佐班 ③情報班 ④管財班 ⑤広報班 ⑥市民相談班 ⑦避難所班 ⑧学校教育班 ⑨援護班 ⑩水防・道路班	全職員の約1/ 3	<略>		【次の班の全職員】 ①情報班 【次の班のうち指定された職員】 ①統括班 ②本部補佐班 ③管財班 ④広報班 ⑤市民相談班 ⑥衛生班 ⑦物資調達班 ⑧避難所班 ⑨学校教育班 ⑩援護班 ⑪医療事務班 ⑫水防・道路班 ⑬給水班 ⑭水道施設班	全職員の約2/ 3	<略>				<p>2 活動体制別の動員計画</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□配備基準及び参集者</p> <table border="1" data-bbox="1439 1270 2350 1837"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>参集基準</th> <th>参集者</th> <th>参集者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td>【次の班のうち指定された職員】 ①統括班 ②本部補佐班 ③情報班 ④管財班 ⑤広報班 ⑥市民相談班 ⑦避難所班 ⑧学校教育班 ⑨援護班 ⑩水防・道路班 ⑪<b>救助・消防班</b></td> <td>全職員の約1/ 3</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td>【次の班の全職員】 ①情報班 【次の班のうち指定された職員】 ①統括班 ②本部補佐班 ③管財班 ④広報班 ⑤市民相談班 ⑥衛生班 ⑦物資調達班 ⑧避難所班 ⑨学校教育班 ⑩援護班 ⑪医療事務班 ⑫水防・道路班 ⑬給水班 ⑭水道施設班 ⑮<b>救助・消防班</b></td> <td>全職員の約2/ 3</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	参集基準	参集者	参集者数	<略>		【次の班のうち指定された職員】 ①統括班 ②本部補佐班 ③情報班 ④管財班 ⑤広報班 ⑥市民相談班 ⑦避難所班 ⑧学校教育班 ⑨援護班 ⑩水防・道路班 ⑪ <b>救助・消防班</b>	全職員の約1/ 3	<略>		【次の班の全職員】 ①情報班 【次の班のうち指定された職員】 ①統括班 ②本部補佐班 ③管財班 ④広報班 ⑤市民相談班 ⑥衛生班 ⑦物資調達班 ⑧避難所班 ⑨学校教育班 ⑩援護班 ⑪医療事務班 ⑫水防・道路班 ⑬給水班 ⑭水道施設班 ⑮ <b>救助・消防班</b>	全職員の約2/ 3	<略>				<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.114</p>
体制区分	参集基準	参集者	参集者数																																
<略>		【次の班のうち指定された職員】 ①統括班 ②本部補佐班 ③情報班 ④管財班 ⑤広報班 ⑥市民相談班 ⑦避難所班 ⑧学校教育班 ⑨援護班 ⑩水防・道路班	全職員の約1/ 3																																
<略>		【次の班の全職員】 ①情報班 【次の班のうち指定された職員】 ①統括班 ②本部補佐班 ③管財班 ④広報班 ⑤市民相談班 ⑥衛生班 ⑦物資調達班 ⑧避難所班 ⑨学校教育班 ⑩援護班 ⑪医療事務班 ⑫水防・道路班 ⑬給水班 ⑭水道施設班	全職員の約2/ 3																																
<略>																																			
体制区分	参集基準	参集者	参集者数																																
<略>		【次の班のうち指定された職員】 ①統括班 ②本部補佐班 ③情報班 ④管財班 ⑤広報班 ⑥市民相談班 ⑦避難所班 ⑧学校教育班 ⑨援護班 ⑩水防・道路班 ⑪ <b>救助・消防班</b>	全職員の約1/ 3																																
<略>		【次の班の全職員】 ①情報班 【次の班のうち指定された職員】 ①統括班 ②本部補佐班 ③管財班 ④広報班 ⑤市民相談班 ⑥衛生班 ⑦物資調達班 ⑧避難所班 ⑨学校教育班 ⑩援護班 ⑪医療事務班 ⑫水防・道路班 ⑬給水班 ⑭水道施設班 ⑮ <b>救助・消防班</b>	全職員の約2/ 3																																
<略>																																			

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)																
<p><b>第2 災害対策本部の設置・運営</b>                      &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 災害対策本部の設置【統括班、管財班、本部補佐班】</b></p> <p>1 災害対策本部組織                      &lt;略&gt;  <input type="checkbox"/>災害対策本部組織</p> <table border="1" data-bbox="201 541 1199 667"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>部長級職員、<u>当該市の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>災害対策本部長は市長とし、不在の場合は次の順序で代理する。                      &lt;略&gt;                      第3順位 <u>生活</u>安全部長</p>	職名	構成員	本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	部長級職員、 <u>当該市の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員</u>	<p><b>第2 災害対策本部の設置・運営</b>                      &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 災害対策本部の設置【統括班、管財班、本部補佐班】</b></p> <p>1 災害対策本部組織                      &lt;略&gt;  <input type="checkbox"/>災害対策本部組織</p> <table border="1" data-bbox="1347 541 2344 667"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>部長級職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害対策本部長は市長とし、不在の場合は次の順序で代理する。                      &lt;略&gt;                      第3順位 <u>くらし</u>安全部長</p>	職名	構成員	本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	部長級職員	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.117</p>
職名	構成員																		
本部長	市長																		
副本部長	副市長、教育長																		
本部員	部長級職員、 <u>当該市の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員</u>																		
職名	構成員																		
本部長	市長																		
副本部長	副市長、教育長																		
本部員	部長級職員																		
<p>4 災害対策本部設置及び閉鎖等の通知                      災害対策本部を設置又は閉鎖した場合、<u>生活</u>安全部長は、直ちに次に挙げる機関、組織のうち必要と認めるところに対して通知する。</p> <p><input type="checkbox"/>本部設置及び閉鎖の通知先</p> <table border="1" data-bbox="201 1119 1175 1297"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市各部課、各機関</li> <li>○<u>草加八潮消防組合</u></li> <li>○埼玉県知事(危機管理防災部消防防災課・東部地域振興センター)</li> <li>&lt;略&gt;</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市各部課、各機関</li> <li>○<u>草加八潮消防組合</u></li> <li>○埼玉県知事(危機管理防災部消防防災課・東部地域振興センター)</li> <li>&lt;略&gt;</li> </ul>	<p>4 災害対策本部設置及び閉鎖等の通知                      災害対策本部を設置又は閉鎖した場合、<u>くらし</u>安全部長は、直ちに次に挙げる機関、組織のうち必要と認めるところに対して通知する。</p> <p><input type="checkbox"/>本部設置及び閉鎖の通知先</p> <table border="1" data-bbox="1347 1119 2320 1255"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市各部課、各機関</li> <li>○埼玉県知事(危機管理防災部消防防災課・東部地域振興センター)</li> <li>&lt;略&gt;</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市各部課、各機関</li> <li>○埼玉県知事(危機管理防災部消防防災課・東部地域振興センター)</li> <li>&lt;略&gt;</li> </ul>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.117</p>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市各部課、各機関</li> <li>○<u>草加八潮消防組合</u></li> <li>○埼玉県知事(危機管理防災部消防防災課・東部地域振興センター)</li> <li>&lt;略&gt;</li> </ul>																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市各部課、各機関</li> <li>○埼玉県知事(危機管理防災部消防防災課・東部地域振興センター)</li> <li>&lt;略&gt;</li> </ul>																			
<p>5 災害対策本部の設置場所                      災害対策本部は、原則として市庁舎内第二応接室とする。ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、<u>八潮消防署(視聴覚会議室)</u>、市民文化会館(八潮メセナ)<u>(集会室)又はやしお生涯学習館(多目的室)</u>に設置する。</p> <p><u>第1位 市庁舎内第二応接室</u>  <u>第2位 八潮消防署(視聴覚会議室)</u>  <u>第3位 市民文化会館(八潮メセナ)(集会室)</u>  <u>第4位 やしお生涯学習館(多目的室)</u></p>	<p>5 災害対策本部の設置場所                      災害対策本部は、原則として市庁舎内第二応接室とする。ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、市民文化会館(八潮メセナ集会室)<u>または消防本部(視聴覚会議室)</u>に設置する。</p>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.118</p>																

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)																								
<p>6 本部必要備品の準備、設置</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>本部必要備品</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>統括班</th> <th>管財班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関一覧表</td> <td>ビデオプロジェクター、パソコン、<u>スクリーン</u></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td><u>埼玉県災害オペレーション支援</u>システム機器</td> <td>ホワイトボード、庁内放送設備、<u>ICレコーダ</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>紙、筆記用具等事務用品、<u>電卓</u></td> </tr> </tbody> </table>	統括班	管財班	<略>	<略>	防災関係機関一覧表	ビデオプロジェクター、パソコン、 <u>スクリーン</u>	<略>	<略>	<u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システム機器	ホワイトボード、庁内放送設備、 <u>ICレコーダ</u>		紙、筆記用具等事務用品、 <u>電卓</u>	<p>6 本部必要備品の準備、設置</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>本部必要備品</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>統括班</th> <th>管財班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関一覧表</td> <td>ビデオプロジェクター、パソコン</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td><u>県防災情報</u>システム機器</td> <td>ホワイトボード、庁内放送設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>紙、筆記用具等事務用品</td> </tr> </tbody> </table>	統括班	管財班	<略>	<略>	防災関係機関一覧表	ビデオプロジェクター、パソコン	<略>	<略>	<u>県防災情報</u> システム機器	ホワイトボード、庁内放送設備		紙、筆記用具等事務用品	記載情報の更新	P.118
統括班	管財班																										
<略>	<略>																										
防災関係機関一覧表	ビデオプロジェクター、パソコン、 <u>スクリーン</u>																										
<略>	<略>																										
<u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システム機器	ホワイトボード、庁内放送設備、 <u>ICレコーダ</u>																										
	紙、筆記用具等事務用品、 <u>電卓</u>																										
統括班	管財班																										
<略>	<略>																										
防災関係機関一覧表	ビデオプロジェクター、パソコン																										
<略>	<略>																										
<u>県防災情報</u> システム機器	ホワイトボード、庁内放送設備																										
	紙、筆記用具等事務用品																										
<p><b>2.2 災害対策本部の運営【全班】</b></p> <p>1 災害対策本部の職務</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 災害対策本部の運営</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>○本部員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部員は、部長級職員<u>及び当該市の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員</u>が務めるものとする。</li> </ul> <p>&lt;略&gt;</p> <p>○班長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>班長は、各部の<u>副部長</u>級職員が務めるものとする。ただし、各部の<u>副部長</u>職員が不在の場合は、各部の主管課の課長が務める。</li> </ul> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.2 災害対策本部の運営【全班】</b></p> <p>1 災害対策本部の職務</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 災害対策本部の運営</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>○本部員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部員は、部長級職員が務めるものとする。</li> </ul> <p>&lt;略&gt;</p> <p>○班長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>班長は、各部の<u>次長</u>級職員が務めるものとする。ただし、各部の<u>次長</u>級職員が不在の場合は、各部の主管課の課長が務める。</li> </ul> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.118																								
<p><b>第2節 広域応援要請計画</b></p> <p><b>第1 他市区町村等への要請</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 相互応援協定の締結状況</b></p> <p>災害時における他市区町村との相互応援については、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区、埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である、草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町<u>及び群馬県みどり市</u>と相互応援協定を締結している。</p> <p style="text-align: right;">&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>資料 1.10 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定</u></p>	<p><b>第2節 広域応援要請計画</b></p> <p><b>第1 他市区町村等への要請</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 相互応援協定の締結状況</b></p> <p>災害時における他市区町村との相互応援については、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区<u>及び</u>埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である、草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町と相互応援協定を締結している。</p> <p style="text-align: right;">&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	記載情報の更新	P.124																								
<p><b>1.2 要請手続【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定防災関係各課</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	協定防災関係各課	電話	F A X	<略>	<略>	<略>	<p><b>1.2 要請手続【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定防災関係各課</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	協定防災関係各課	電話	F A X	<略>	<略>	<略>	記載情報の更新	P.124												
協定防災関係各課	電話	F A X																									
<略>	<略>	<略>																									
協定防災関係各課	電話	F A X																									
<略>	<略>	<略>																									

震災対策編 震災応急対策計画

新				旧				備考	頁(現行)																								
草加市 市長室 危機管理課	048-922-0614	048-922-6591		草加市 市長室 危機管理担当	048-922-0614	048-922-6591																											
越谷市 市民協働部 危機管理課	048-963-9285	048-965-7809		越谷市 協働安全部 危機管理課	048-963-9285	048-965-7809																											
三郷市 環境安全部 危機管理防災課	048-952-1294	048-952-6780		三郷市 企画総務部 安全推進課	048-952-1294	048-952-6780																											
吉川市 市民生活部 危機管理課	048-982-9471	048-981-5392		吉川市 市民生活部 市民安全課	048-982-9471	048-981-5392																											
松伏町 総務課	048-991-1895	048-991-7681		松伏町 総務課	048-991-1895	048-991-7681																											
群馬県みどり市 危機管理課	0277-76-0960	0277-76-2452		(追加)																													
<b>第2 埼玉県への応援要請</b> <略> <b>2.1 県への応援要請及び応援幹旋の要請手続【統括班】</b> <略> また、自衛隊への派遣要請については、事態が急迫し、通信の途絶により知事に要請ができない場合は、直接陸上自衛隊第32普通科連隊又は最寄部隊に通報し、事後速やかに所定の手続を行う。  <input type="checkbox"/> 要請時に明らかにする事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>要請の内容</th> <th>事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請を求める場合</td> <td>1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項</td> <td>災害対策基本法第57条</td> </tr> <tr> <td>消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合</td> <td>1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員</td> <td>消防組織法第44条</td> </tr> </tbody> </table>				要請の内容	事項	備考	<略>			日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第57条	消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合	1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条	<b>第2 埼玉県への応援要請</b> <略> <b>2.1 県への応援要請及び応援幹旋の要請手続【統括班】</b> <略> また、自衛隊への派遣要請については、事態が急迫し、通信の途絶により知事に要請ができない場合は、直接陸上自衛隊第32普通科連隊又は最寄部隊に通報し、事後速やかに所定の手続を行う。  <input type="checkbox"/> 要請時に明らかにする事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>要請の内容</th> <th>事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の幹旋を求める場合</td> <td>1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項</td> <td>災害対策基本法第57条</td> </tr> <tr> <td>消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合</td> <td>1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 派遣を必要とする期間(予定) 3 応援要請を行う消防隊の種別と人員 4 市への進入経路及び集結場所(待機場所) 5 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み</td> <td>消防組織法第44条</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p>				要請の内容	事項	備考	<略>			日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の幹旋を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第57条	消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合	1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 派遣を必要とする期間(予定) 3 応援要請を行う消防隊の種別と人員 4 市への進入経路及び集結場所(待機場所) 5 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み	消防組織法第44条	県地域防災計画の反映	P.125
要請の内容	事項	備考																															
<略>																																	
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第57条																															
消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合	1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条																															
要請の内容	事項	備考																															
<略>																																	
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の幹旋を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第57条																															
消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合	1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 派遣を必要とする期間(予定) 3 応援要請を行う消防隊の種別と人員 4 市への進入経路及び集結場所(待機場所) 5 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み	消防組織法第44条																															
<b>第3 緊急消防援助隊への災害派遣要請</b> <略> <b>3.1 要請方法【統括班】</b> <略> <input type="checkbox"/> 要請連絡先 <table border="1"> <tr> <td>埼玉県危機管理防災部消防防災課</td> <td>048-830-8151</td> </tr> <tr> <td>総務省消防庁</td> <td>03-5253-7527(夜間) 03-5253-7777</td> </tr> </table>				埼玉県危機管理防災部消防防災課	048-830-8151	総務省消防庁	03-5253-7527(夜間) 03-5253-7777	<b>第3 緊急消防援助隊への災害派遣要請</b> <略> <b>3.1 要請方法【統括班】</b> <略> <input type="checkbox"/> 要請連絡先 <table border="1"> <tr> <td>埼玉県危機管理防災部消防防災課</td> <td>048-830-8151</td> </tr> </table>				埼玉県危機管理防災部消防防災課	048-830-8151	記載情報の更新	P.126																		
埼玉県危機管理防災部消防防災課	048-830-8151																																
総務省消防庁	03-5253-7527(夜間) 03-5253-7777																																
埼玉県危機管理防災部消防防災課	048-830-8151																																

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）																
<p><b>第4 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4.1 要請方法【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、<u>その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。なお、防衛大臣又はその指定する者に通知した場合は、速やかにその旨を知事に通知する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□要請連絡先</p> <table border="1" data-bbox="201 722 1199 865"> <thead> <tr> <th>連絡先機関</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県危機管理防災部危機管理課（勤務時間内）</td> <td>048-830-8131</td> </tr> <tr> <td>埼玉県危機管理防災部 当直</td> <td>048-830-8111</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第32普通科連隊(緊急時)</td> <td>048-663-4241</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先機関	電話	埼玉県危機管理防災部危機管理課（勤務時間内）	048-830-8131	埼玉県危機管理防災部 当直	048-830-8111	陸上自衛隊第32普通科連隊(緊急時)	048-663-4241	<p><b>第4 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4.1 要請方法【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、<u>直接最寄りの部隊に通報するとともに、事後速やかに所定の手続きをとる。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□要請連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1347 722 2344 840"> <tbody> <tr> <td colspan="2">(追加)</td> </tr> <tr> <td>埼玉県危機管理防災部危機管理課</td> <td>048-830-8121</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(追加)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第32普通科連隊(緊急時)</td> <td>048-663-4241</td> </tr> </tbody> </table>	(追加)		埼玉県危機管理防災部危機管理課	048-830-8121	(追加)		陸上自衛隊第32普通科連隊(緊急時)	048-663-4241	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.127</p>
連絡先機関	電話																		
埼玉県危機管理防災部危機管理課（勤務時間内）	048-830-8131																		
埼玉県危機管理防災部 当直	048-830-8111																		
陸上自衛隊第32普通科連隊(緊急時)	048-663-4241																		
(追加)																			
埼玉県危機管理防災部危機管理課	048-830-8121																		
(追加)																			
陸上自衛隊第32普通科連隊(緊急時)	048-663-4241																		
<p><b>4.2 災害派遣要請の範囲</b></p> <p><b>1 自衛隊派遣の3要件</b></p> <p>自衛隊への災害派遣要請は、人命の救助を優先して行うもので、<u>緊急性の原則、公共性の原則及び非代替性の原則を勘案して実施する。</u></p> <p><u>(1) 緊急性の原則</u> 差し迫った必要性があること。</p> <p><u>(2) 公共性の原則</u> 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。</p>	<p><b>4.2 災害派遣要請の範囲</b></p> <p>自衛隊への災害派遣要請は、人命の救助を優先して行うもので、<u>その範囲は、生命及び財産の保護のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。</u></p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.127</p>																

震災対策編 震災応急対策計画

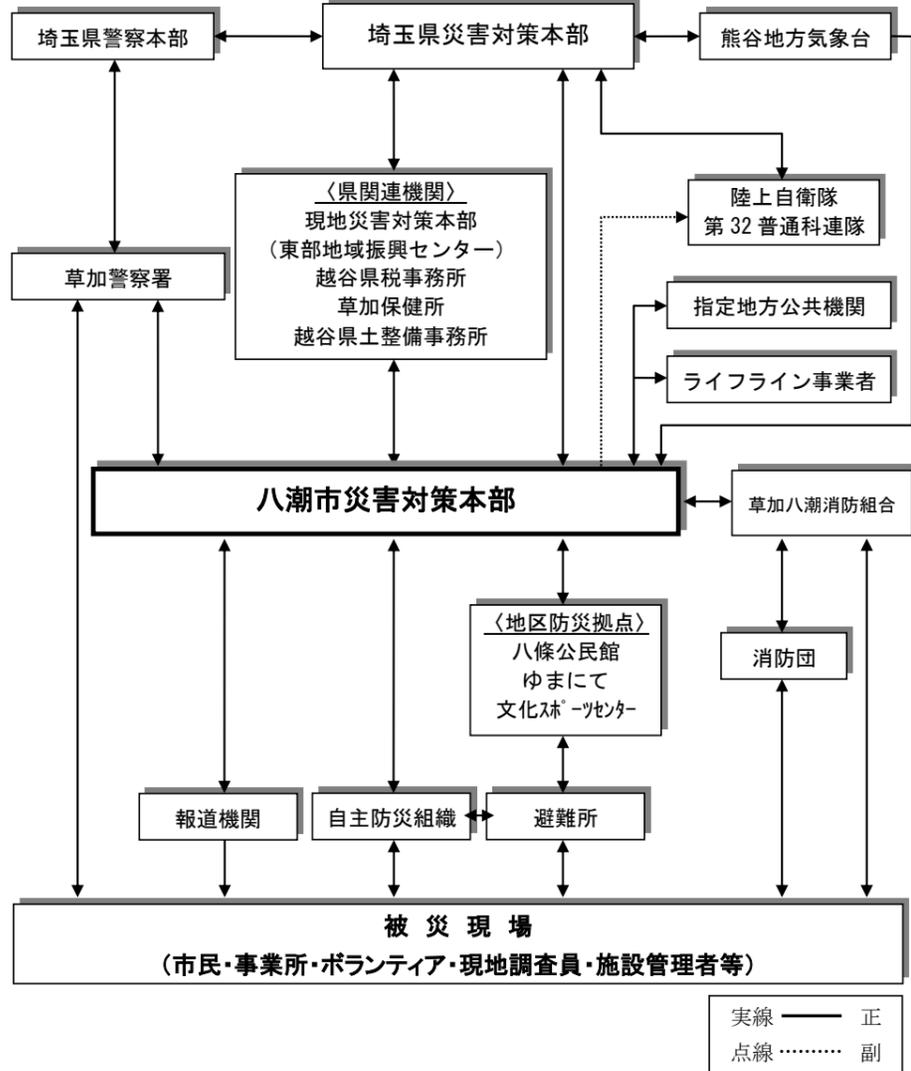
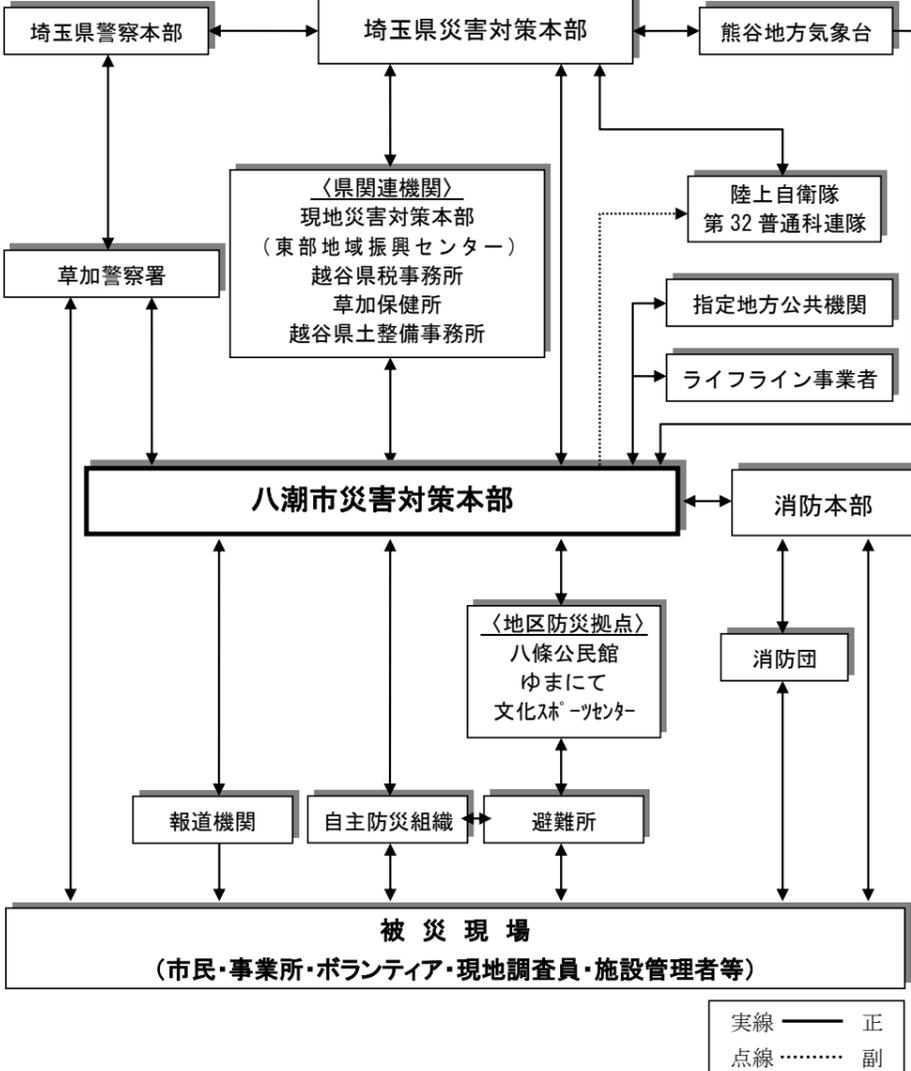
新	旧	備考	頁(現行)
<p><u>(3) 非代替性の原則</u>  <u>自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。</u></p> <p><u>2 自衛隊派遣の3要件</u>  <u>自衛隊派遣の要請の範囲は、概ね次のとおりとする。</u></p> <p>①被害状況の把握  <u>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。</u></p> <p>②避難の援助  <u>避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</u></p> <p>③避難者等の捜索救助  <u>行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。</u></p> <p>④水防活動  <u>堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</u></p> <p>⑤消防活動  <u>火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。</u></p> <p>⑥道路又は水路の啓開  <u>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。</u></p> <p><u>⑦応急医療、救護及び防疫</u>  <u>被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。</u></p> <p><u>⑧人員及び物資の緊急輸送</u>  <u>救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</u></p> <p><u>⑨炊飯及び給水</u>  <u>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</u></p> <p><u>⑩物資の無償貸付又は譲与</u></p>	<p>①被害状況の把握  <del>車両、艦船、航空機等状況に適した手段による偵察</del></p> <p>②避難の援助  <del>避難者の誘導・輸送等</del></p> <p>③避難者の捜索、救助  <del>死者・行方不明者・負傷者等の捜索救助(ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施)</del></p> <p>④水防活動  <del>堤防護岸等の決壊に対する土のうづくり、積込及び運搬</del></p> <p>⑤消防活動  <del>利用可能な消防車・消防資機材による消防機関等への協力</del></p> <p>⑥道路又は水路等交通上の障害物の除去  <del>施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路・鉄道線路上の転覆車両、崩土等の排除、除雪等(ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合)</del></p> <p>⑦診察、防疫、病虫害防除等の支援  <del>大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等(薬剤等は県又は市において準備)</del></p> <p>⑧通信支援  <del>自衛隊の通信連絡に支障を与えない限度における通信網の整備</del></p> <p>⑨人員及び物資の緊急輸送  <del>緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る)</del></p> <p>⑩炊事及び給水の支援  <del>緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合救援</del></p> <p>⑪物資の無償貸付又は譲与</p>		

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。</u></p> <p>⑪危険物の保安及び除去 <u>能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</u></p> <p>⑫その他 <u>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</u></p>	<p><del>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による</del></p> <p><del>⑫交通規制の支援 自衛隊車両の交通が混雑する地点における自衛隊車両を対象とする</del></p> <p><del>⑬危険物の保安及び除去 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安処置及び除去</del></p> <p><del>⑭予防派遣 災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合</del></p> <p><del>⑮その他 知事が必要と認め、自衛隊の能力で対応可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する</del></p>		
<p><b>第5 応援部隊の受入れ</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>5.1 国、県、相互応援協定市区町村等の職員受入れ体制【統括班】</b></p> <p>1 国・県の役割区分</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 受入れ体制</p> <p>統括班は、以下の項目に対し、国、県、相互応援協定市区町村等の職員の受け入れに際して、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。</p> <p><u>また、あらかじめ受入窓口を設置することで、国、県、相互応援協定市区町村等の職員を円滑に受け入れる。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第5 応援部隊の受入れ</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>5.1 国、県、相互応援協定市区町村等の職員受入れ体制【統括班】</b></p> <p>1 国・県の役割区分</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 受入れ体制</p> <p>統括班は、以下の項目に対し、国、県、相互応援協定市区町村等の職員の受け入れに際して、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.129</p>
<p><b>5.2 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制【統括班】</b></p> <p>1 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 他の災害救助復旧機関との重複の排除</p> <p><u>統括班</u>は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と重複することがないように最も効率的に作業を分担するように配慮する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>5.2 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制【統括班】</b></p> <p>1 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 他の災害救助復旧機関との重複の排除</p> <p><u>市長</u>は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と重複することがないように最も効率的に作業を分担するように配慮する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.130</p>

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第6 広域応援の実施</b></p> <p><u>市内で被害が発生していない場合又は被害が軽微な場合、県と連携して被災地を支援する。</u></p> <p><b>6.1 後方応援本部の活動支援【統括班】</b></p> <p><u>統括班は、県が被災地を支援するために設置した県後方応援本部の応援活動に協力する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>6.2 広域避難の支援【避難所班、統括班、衛生班】</b></p> <p><b>1 避難所開設の公示及び避難者の収容</b></p> <p><u>統括班及び避難所班は、県から指示を受けた場合、県外から広域避難者を受け入れるため、指定避難所を開設し、開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示する。</u></p> <p><u>また、広域避難者を指定避難所に誘導して保護する。</u></p> <p><b>2 自主避難者への支援</b></p> <p><u>統括班は、市内に住居を確保した自主避難者に対しても支援に努める。</u></p> <p><b>3 がれき処理支援</b></p> <p><u>衛生班は、被災都県で発生したがれきの処理を支援する。</u></p> <p><b>4 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援</b></p> <p><u>衛生班は、被災都県で発生するし尿及びごみの処理を支援する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>6.3 広域復旧復興支援の実施【統括班】</b></p> <p><u>統括班は、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>6.4 遺体の火葬支援【市民相談班】</b></p> <p><u>市民相談班は、対応余力がある場合、県による埋・火葬の調整及び斡旋によって、他都県の火葬支援を実施する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>6.5 仮設工場・作業場の斡旋【物資調達班】</b></p> <p><u>物資調達班は、事業の継続を希望する他都県の被災者に対して市内の空き工場・作業場の情報を提供・斡旋に努める。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	

新	旧	備考	頁(現行)
<p><b>第3節 災害情報通信計画</b></p> <p><b>第1 災害情報収集連絡体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 総括的連絡網及び通信手段【統括班、広報班】</b></p> <p>1 総括的連絡網</p> <p>&lt;略&gt;</p>  <p>実線 — 正 点線 ..... 副</p>	<p><b>第3節 災害情報通信計画</b></p> <p><b>第1 災害情報収集連絡体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 総括的連絡網及び通信手段</b></p> <p>1 総括的連絡網</p> <p>&lt;略&gt;</p>  <p>実線 — 正 点線 ..... 副</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.133</p>

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁 (現行)
<p>2 通信手段の確保</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 本部における電話対応</p> <p>災害対策本部においては、防災関係機関からの問合せや人命に係る通報等、様々な種類の情報が錯綜することから、統括班は、本部に対する電話を受理し、対応する班へ振り分ける(緊急を要しない問合せに対する対応は、「緊急を要しない情報等への対応」<a href="#">(P.150)</a>を参照)。</p> <p>(3) <a href="#">指定</a>避難所等との通信手段</p> <p>災害対策本部と<a href="#">指定</a>避難所等との連絡は電話や移動系防災行政無線等を使用する。また、回線が輻輳し、あるいは途絶した場合、情報班は、各部の協力を得て、移動系防災行政無線を携帯した職員を<a href="#">指定</a>避難所等に派遣する。</p> <p>(4) 県等との通信手段</p> <p>災害対策本部と県との通信手段は、<a href="#">埼玉県災害オペレーション支援</a>システム、電話及び県防災行政無線を使用して連絡する。</p> <p>(5) 防災関係機関との通信手段</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">資料 2.22 埼玉県防災行政無線<a href="#">設置機関一覧表</a></p> <p>(6) 市民・事業所等への広報</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>2 通信手段の確保</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 本部における電話対応</p> <p>災害対策本部においては、防災関係機関からの問合せや人命に係る通報等、様々な種類の情報が錯綜することから、統括班は、本部に対する電話を受理し、対応する班へ振り分ける(緊急を要しない問合せに対する対応は、「緊急を要しない情報等への対応」<a href="#">(P.136)</a>を参照)。</p> <p>(3) 避難所等との通信手段</p> <p>災害対策本部と避難所等との連絡は電話や移動系防災行政無線等を使用する。また、回線が輻輳し、あるいは途絶した場合、情報班は、各部の協力を得て、移動系防災行政無線を携帯した職員を避難所等に派遣する。</p> <p>(4) 県等との通信手段</p> <p>災害対策本部と県との通信手段は、<a href="#">防災情報</a>システム、電話及び県防災行政無線を使用して連絡する。</p> <p>(5) 防災関係機関との通信手段</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">資料 2.22 埼玉県防災行政無線<a href="#">局系統図</a></p> <p>(6) 市民・事業所等への広報</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.134</p>
<p>(7) <a href="#">非常電報等</a>の利用</p> <p>通信途絶時の対処として、防災関係機関は、災害対策基本法第 57 条、電気通信事業法第 8 条並びに電気通信事業法施行規則第 55 条、56 条の規定に基づき、東日本電信電話(株)<a href="#">埼玉事業部</a>埼玉南支店その他の通信事業者の協力のもと、非常(緊急)電報を活用する。</p>	<p>(7) <a href="#">非常通話及び緊急通話等</a>の利用</p> <p>通信途絶時の対処として、防災関係機関は、災害対策基本法第 57 条、電気通信事業法第 8 条並びに電気通信事業法施行規則第 55 条、56 条の規定に基づき、東日本電信電話(株)埼玉支店その他の通信事業者の協力のもと、非常(緊急)<a href="#">通話、及び非常(緊急)</a>電報を活用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><a href="#">非常通話及び緊急通話等</a></p> <p>○非常通話及び非常電報  <del>非常通話及び非常電報は、災害予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とするものであり、消防機関又は災害救助機関相互が実施する。</del></p> <p>○緊急通話及び緊急電報  <del>緊急通話及び緊急電報は、火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故等の緊急事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する内容とするものであり、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係のある機関が相互に実施する。</del></p> </div>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.134</p>

震災対策編 震災応急対策計画

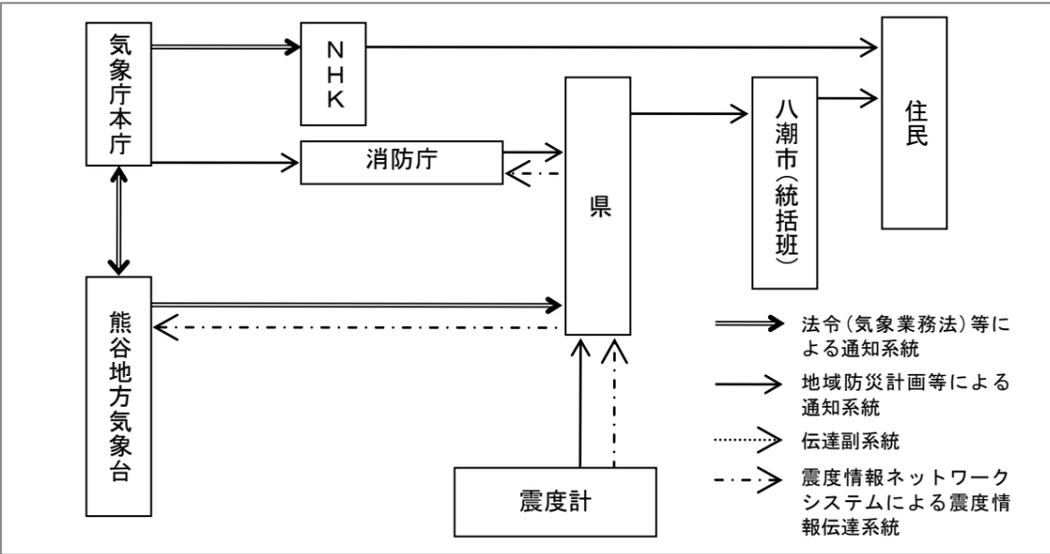
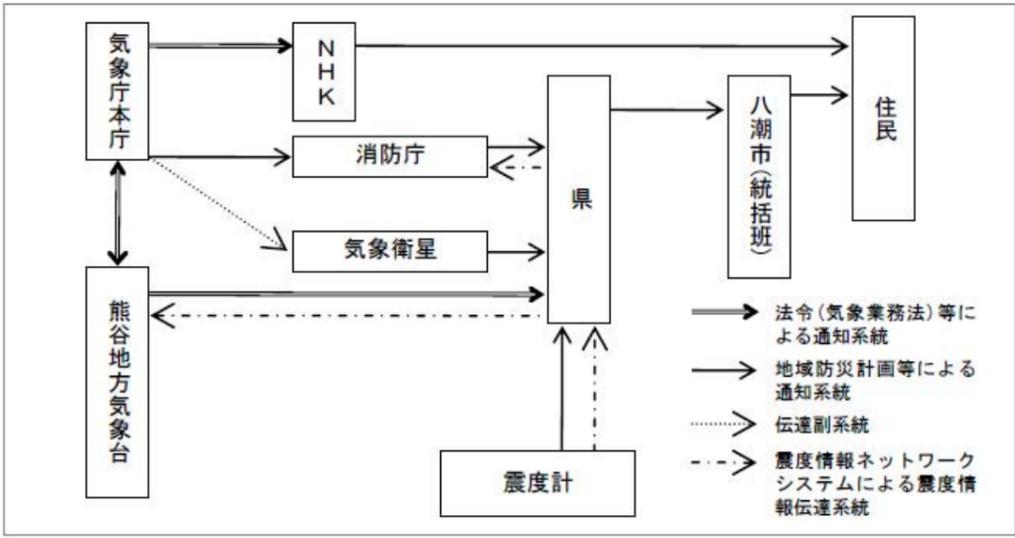
新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>(8) 災害情報通信のための通信施設の優先使用</u></p> <p><u>統括班は、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、災害対策基本法第 57 条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する。</u></p> <p><u>① 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合</u>  <u>災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。</u>  <u>災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>② 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項</u>  <u>緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定める。</u>  <u>災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><u>(9) 非常通信の利用</u></p> <p><u>統括班は、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができない又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて非常通信を活用する。</u></p> <p><u>□非常通信の運用方法</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>○非常通信文の内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・人命の救助に関すること</u></li> <li><u>・天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること</u></li> <li><u>・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること</u></li> <li><u>・電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること</u></li> <li><u>・非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること</u></li> <li><u>・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること</u></li> <li><u>・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること</u></li> <li><u>・遭難者救援に関すること</u></li> <li><u>・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること</u></li> <li><u>・鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること</u></li> <li><u>・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること</u></li> <li><u>・災害救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること</u></li> <li><u>・人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース</u></li> </ul> <p><u>○非常無線通信文の要領</u></p> </div>		<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.135</p>

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)																														
<p>・電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。            ・かたかな又は通常の文書体で記入する。            ・簡単に要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。            ・宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。            ・発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。            ・余白に「非常」と記入する。</p> <p>○非常通信の依頼先            ・最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。</p> <p>○非常通信の取扱料            ・原則として無料</p> <p>○非常通信に関する照会先            関東総合通信局無線通信部陸上第二課            電話 03-6238-1771 (直通)            FAX 03-6238-1769</p>																																	
<p><b>1.2 情報収集体制【統括班、情報班、広報班、避難所班、水防・道路班、援護班】</b></p> <p>1 情報収集体制            &lt;略&gt;            ④統括班、広報班は、避難勧告等必要な情報を、それぞれ防災行政無線、広報車等の手段によって市民に広報する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1" data-bbox="201 1192 1199 1373"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>情報の内容</th> <th>収集時期</th> <th>収集源</th> <th>主な担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②市民の動向</td> <td>・発災段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、<b>指定</b>避難所等)</td> <td>避難所収容の後</td> <td>・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防機関、警察 ・自主防災組織</td> <td>避難所班</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	主な担当班	<略>					②市民の動向	・発災段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、 <b>指定</b> 避難所等)	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防機関、警察 ・自主防災組織	避難所班	<p><b>1.2 情報収集体制【統括班、情報班、広報班、避難所班、水防・道路班、援護班】</b></p> <p>1 情報収集体制            &lt;略&gt;            ④統括班、広報班は、避難勧告→<b>指示</b>等必要な情報を、それぞれ防災行政無線、広報車等の手段によって市民に広報する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1347 1192 2344 1373"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>情報の内容</th> <th>収集時期</th> <th>収集源</th> <th>主な担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②市民の動向</td> <td>・発災段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等)</td> <td>避難所収容の後</td> <td>・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防機関、警察 ・自主防災組織</td> <td>避難所班</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p> <p>&lt;略&gt;</p>	情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	主な担当班	<略>					②市民の動向	・発災段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等)	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防機関、警察 ・自主防災組織	避難所班	記載情報の更新	P.135
情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	主な担当班																													
<略>																																	
②市民の動向	・発災段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、 <b>指定</b> 避難所等)	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防機関、警察 ・自主防災組織	避難所班																													
情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	主な担当班																													
<略>																																	
②市民の動向	・発災段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等)	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防機関、警察 ・自主防災組織	避難所班																													
<p><b>1.3 被害調査の報告【統括班、情報班】</b></p> <p>(1) 報告の要領            &lt;略&gt;            統括班は、速やかに<b>埼玉県災害オペレーション支援</b>システム(使用できない場合はファックス等)で県に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 被害速報</p>	<p><b>1.3 被害調査の報告【統括班、情報班】</b></p> <p>(1) 報告の要領            &lt;略&gt;            統括班は、速やかに<b>防災情報</b>システム(使用できない場合はファックス等)で県に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 被害速報</p>	記載情報の更新	P.136																														

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）																																																																																						
<p>&lt;略&gt; □被害速報の種類</p> <table border="1" data-bbox="222 317 1202 485"> <tr> <td>発生速報</td> <td>被害の発生直後に<u>埼玉県災害オペレーション支援</u>システムで報告する。<u>埼玉県災害オペレーション支援</u>システムが使用不能な場合はファックス等で報告する。</td> </tr> <tr> <td>経過速報</td> <td>被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について、特に指示する場合の他、2時間ごとに<u>埼玉県災害オペレーション支援</u>システムで報告する。<u>埼玉県災害オペレーション支援</u>システムが使用不能な場合は、ファックス等で報告する。</td> </tr> </table>	発生速報	被害の発生直後に <u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システムで報告する。 <u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システムが使用不能な場合はファックス等で報告する。	経過速報	被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について、特に指示する場合の他、2時間ごとに <u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システムで報告する。 <u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システムが使用不能な場合は、ファックス等で報告する。	<p>&lt;略&gt; □被害速報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1368 317 2347 485"> <tr> <td>発生速報</td> <td>被害の発生直後に<u>県防災情報</u>システムで報告する。<u>県防災情報</u>システムが使用不能な場合はファックス等で報告する。</td> </tr> <tr> <td>経過速報</td> <td>被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について、特に指示する場合の他、2時間ごとに<u>県防災情報</u>システムで報告する。<u>県防災情報</u>システムが使用不能な場合は、ファックス等で報告する。</td> </tr> </table>	発生速報	被害の発生直後に <u>県防災情報</u> システムで報告する。 <u>県防災情報</u> システムが使用不能な場合はファックス等で報告する。	経過速報	被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について、特に指示する場合の他、2時間ごとに <u>県防災情報</u> システムで報告する。 <u>県防災情報</u> システムが使用不能な場合は、ファックス等で報告する。																																																																																
発生速報	被害の発生直後に <u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システムで報告する。 <u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システムが使用不能な場合はファックス等で報告する。																																																																																								
経過速報	被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について、特に指示する場合の他、2時間ごとに <u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システムで報告する。 <u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システムが使用不能な場合は、ファックス等で報告する。																																																																																								
発生速報	被害の発生直後に <u>県防災情報</u> システムで報告する。 <u>県防災情報</u> システムが使用不能な場合はファックス等で報告する。																																																																																								
経過速報	被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について、特に指示する場合の他、2時間ごとに <u>県防災情報</u> システムで報告する。 <u>県防災情報</u> システムが使用不能な場合は、ファックス等で報告する。																																																																																								
<p><b>2 報告先</b> (1) 被害速報及び確定報告の報告先</p> <table border="1" data-bbox="160 617 1222 993"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告先</th> <th>手段</th> <th colspan="2">番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">勤務時間内</td> <td rowspan="4">県消防防災課</td> <td>一般加入電話</td> <td>電話</td> <td>048-830-8151(直通)</td> </tr> <tr> <td><u>地上系防災行政無線(防災専用)</u></td> <td>電話</td> <td><u>6-8181</u></td> </tr> <tr> <td><u>地上系防災行政無線(庁内電話)</u></td> <td>電話</td> <td><u>57-6-8181</u></td> </tr> <tr> <td><u>衛星系防災行政無線</u></td> <td>電話</td> <td><u>58-200-6-8181</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">勤務時間外</td> <td rowspan="4">危機管理防災センターシステム管理室</td> <td>一般加入電話</td> <td>電話</td> <td>048-830-8111(直通)</td> </tr> <tr> <td><u>地上系防災行政無線(防災専用)</u></td> <td>電話</td> <td><u>6-8111</u></td> </tr> <tr> <td><u>地上系防災行政無線(庁内電話)</u></td> <td>電話</td> <td><u>57-6-8111</u></td> </tr> <tr> <td><u>衛星系防災行政無線</u></td> <td>電話</td> <td><u>58-200-6-8111</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 消防庁への報告先</p> <table border="1" data-bbox="222 1073 1202 1314"> <thead> <tr> <th>報告先</th> <th>平日(9:30~18:30) ※応急対策室</th> <th>左記以外 ※宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td><u>TN-90-49013</u></td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td><u>TN-90-49033</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話</td> <td><u>TN-048-500-90-49013</u></td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td><u>TN-048-500-90-49033</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線発信特番(市庁舎は58、消防本部は88)を示す。</p>	報告先		手段	番号		勤務時間内	県消防防災課	一般加入電話	電話	048-830-8151(直通)	<u>地上系防災行政無線(防災専用)</u>	電話	<u>6-8181</u>	<u>地上系防災行政無線(庁内電話)</u>	電話	<u>57-6-8181</u>	<u>衛星系防災行政無線</u>	電話	<u>58-200-6-8181</u>	勤務時間外	危機管理防災センターシステム管理室	一般加入電話	電話	048-830-8111(直通)	<u>地上系防災行政無線(防災専用)</u>	電話	<u>6-8111</u>	<u>地上系防災行政無線(庁内電話)</u>	電話	<u>57-6-8111</u>	<u>衛星系防災行政無線</u>	電話	<u>58-200-6-8111</u>	報告先	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	<略>			消防防災無線	電話	<u>TN-90-49013</u>	FAX	<u>TN-90-49033</u>	地域衛星通信ネットワーク	電話	<u>TN-048-500-90-49013</u>	FAX	<u>TN-048-500-90-49033</u>	<p><b>2 報告先</b> (1) 被害速報及び確定報告の報告先</p> <table border="1" data-bbox="1305 617 2368 774"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告先</th> <th>手段</th> <th colspan="2">番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">勤務時間内</td> <td rowspan="2">県消防防災課</td> <td>一般加入電話</td> <td>電話</td> <td>048-830-8151(直通)</td> </tr> <tr> <td><u>防災行政無線</u></td> <td>電話</td> <td><u>6-8181</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤務時間外</td> <td rowspan="2">危機管理防災センターシステム管理室</td> <td>一般加入電話</td> <td>電話</td> <td>048-830-8111(直通)</td> </tr> <tr> <td><u>防災行政無線</u></td> <td>電話</td> <td><u>6-8111</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 消防庁への報告先</p> <table border="1" data-bbox="1368 1073 2347 1314"> <thead> <tr> <th>報告先</th> <th>平日(9:30~18:30) ※応急対策室</th> <th>左記以外 ※宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td><u>7527</u></td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td><u>7537</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話</td> <td><u>TN-048-500-7527</u></td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td><u>TN-048-500-7537</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線発信特番(市庁舎は58、消防本部は88)を示す。</p>	報告先		手段	番号		勤務時間内	県消防防災課	一般加入電話	電話	048-830-8151(直通)	<u>防災行政無線</u>	電話	<u>6-8181</u>	勤務時間外	危機管理防災センターシステム管理室	一般加入電話	電話	048-830-8111(直通)	<u>防災行政無線</u>	電話	<u>6-8111</u>	報告先	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	<略>			消防防災無線	電話	<u>7527</u>	FAX	<u>7537</u>	地域衛星通信ネットワーク	電話	<u>TN-048-500-7527</u>	FAX	<u>TN-048-500-7537</u>	<p>県地域防災計画の反映 記載情報の更新</p>	<p>P.136</p>
報告先		手段	番号																																																																																						
勤務時間内	県消防防災課	一般加入電話	電話	048-830-8151(直通)																																																																																					
		<u>地上系防災行政無線(防災専用)</u>	電話	<u>6-8181</u>																																																																																					
		<u>地上系防災行政無線(庁内電話)</u>	電話	<u>57-6-8181</u>																																																																																					
		<u>衛星系防災行政無線</u>	電話	<u>58-200-6-8181</u>																																																																																					
勤務時間外	危機管理防災センターシステム管理室	一般加入電話	電話	048-830-8111(直通)																																																																																					
		<u>地上系防災行政無線(防災専用)</u>	電話	<u>6-8111</u>																																																																																					
		<u>地上系防災行政無線(庁内電話)</u>	電話	<u>57-6-8111</u>																																																																																					
		<u>衛星系防災行政無線</u>	電話	<u>58-200-6-8111</u>																																																																																					
報告先	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室																																																																																							
<略>																																																																																									
消防防災無線	電話	<u>TN-90-49013</u>																																																																																							
	FAX	<u>TN-90-49033</u>																																																																																							
地域衛星通信ネットワーク	電話	<u>TN-048-500-90-49013</u>																																																																																							
	FAX	<u>TN-048-500-90-49033</u>																																																																																							
報告先		手段	番号																																																																																						
勤務時間内	県消防防災課	一般加入電話	電話	048-830-8151(直通)																																																																																					
		<u>防災行政無線</u>	電話	<u>6-8181</u>																																																																																					
勤務時間外	危機管理防災センターシステム管理室	一般加入電話	電話	048-830-8111(直通)																																																																																					
		<u>防災行政無線</u>	電話	<u>6-8111</u>																																																																																					
報告先	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室																																																																																							
<略>																																																																																									
消防防災無線	電話	<u>7527</u>																																																																																							
	FAX	<u>7537</u>																																																																																							
地域衛星通信ネットワーク	電話	<u>TN-048-500-7527</u>																																																																																							
	FAX	<u>TN-048-500-7537</u>																																																																																							
<p><b>3 報告の留意事項</b> (1) 報告の留意事項 &lt;略&gt; □報告の留意事項</p> <table border="1" data-bbox="222 1551 1202 1780"> <tr> <td>&lt;略&gt; ○被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査の他、住民基本台帳等と照合して正確を期する ○外国人の被害情報について、<u>埼玉県災害オペレーション支援</u>システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する</td> </tr> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	<略> ○被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査の他、住民基本台帳等と照合して正確を期する ○外国人の被害情報について、 <u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する	<p><b>3 報告の留意事項</b> (1) 報告の留意事項 &lt;略&gt; □報告の留意事項</p> <table border="1" data-bbox="1368 1551 2347 1780"> <tr> <td>&lt;略&gt; ○被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査の他、住民基本台帳等と照合して正確を期する ○外国人の被害情報について、<u>県防災情報</u>システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する</td> </tr> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	<略> ○被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査の他、住民基本台帳等と照合して正確を期する ○外国人の被害情報について、 <u>県防災情報</u> システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.138</p>																																																																																				
<略> ○被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査の他、住民基本台帳等と照合して正確を期する ○外国人の被害情報について、 <u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する																																																																																									
<略> ○被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査の他、住民基本台帳等と照合して正確を期する ○外国人の被害情報について、 <u>県防災情報</u> システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する																																																																																									

新	旧	備考	頁(現行)								
<p><b>1.4 情報総括責任者の選任【情報班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□情報総括責任者</p> <table border="1" data-bbox="201 405 1199 495"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報告責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括責任者</td> <td>正：情報・<b>管財班</b> 本部員 副：情報班 班長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報告責任者	総括責任者	正：情報・ <b>管財班</b> 本部員 副：情報班 班長	<p><b>1.4 情報総括責任者の選任</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□情報総括責任者</p> <table border="1" data-bbox="1344 405 2341 495"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報告責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括責任者</td> <td>正：情報・<b>管財部</b> 本部員 副：情報班 班長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報告責任者	総括責任者	正：情報・ <b>管財部</b> 本部員 副：情報班 班長	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.138</p>
区分	報告責任者										
総括責任者	正：情報・ <b>管財班</b> 本部員 副：情報班 班長										
区分	報告責任者										
総括責任者	正：情報・ <b>管財部</b> 本部員 副：情報班 班長										
<p><b>第2 地震情報の受領・伝達</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 地震情報の受領・伝達【統括班、広報班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□地震情報の収集伝達系統図</p> 	<p><b>第2 地震情報の受領・伝達</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 地震情報の受領・伝達【統括班、広報班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□地震情報の収集伝達系統図</p> 	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.139</p>								

新	旧	備考	頁(現行)																								
<p><b>第4節 市民への広報・広聴</b></p> <p><b>第1 広報活動</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 広報を行う情報の区分【統括班、広報班、<u>草加八潮消防組合</u>、防災関係機関】</b></p> <p>1 実施機関と広報内容</p> <p>広報を実施する機関<u>毎</u>に広報内容が異ならないよう、統括班及び広報班は、県、<u>草加八潮消防組合</u>、報道機関等と連絡・協調を図る。なお、広報を実施する機関及び広報内容を以下に示す。</p> <p>□広報の実施機関と内容</p> <table border="1" data-bbox="172 766 1199 1438"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>広報・報道内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">【統括班】 【広報班】</td> <td>人命の安全に係る広報 ・火災状況(発生箇所、延焼状況等) ・避難情報等(避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>・<u>避難</u>勧告・<u>避難</u>指示(緊急)、避難時の心得、<u>指定</u>避難所等の位置、経路等) ・医療救護所開設状況 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>安心に係る広報 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>個人安否情報(東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話会社等(NTTドコモ、ソフトバンク、au、Facebook)の災害用伝言板) ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項</td> </tr> <tr> <td>生活に係る広報 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>その他の広報 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>【<u>草加八潮消防組合</u>】</td> <td>・避難情報(避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>・<u>避難</u>勧告・<u>避難</u>指示(緊急)、<u>指定</u>避難所等の位置、経路等) ・その他消防活動に必要な事項</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	広報・報道内容	【統括班】 【広報班】	人命の安全に係る広報 ・火災状況(発生箇所、延焼状況等) ・避難情報等(避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u> ・ <u>避難</u> 勧告・ <u>避難</u> 指示(緊急)、避難時の心得、 <u>指定</u> 避難所等の位置、経路等) ・医療救護所開設状況 <略>	安心に係る広報 <略>	個人安否情報(東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話会社等(NTTドコモ、ソフトバンク、au、Facebook)の災害用伝言板) ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項	生活に係る広報 <略>	その他の広報 <略>	【 <u>草加八潮消防組合</u> 】	・避難情報(避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u> ・ <u>避難</u> 勧告・ <u>避難</u> 指示(緊急)、 <u>指定</u> 避難所等の位置、経路等) ・その他消防活動に必要な事項	<略>		<p><b>第4節 市民への広報・広聴</b></p> <p><b>第1 広報活動</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 広報を行う情報の区分【統括班、広報班、<u>救助・消防班</u>、防災関係機関】</b></p> <p>1 実施機関と広報内容</p> <p>広報を実施する機関<u>ごと</u>に広報内容が異ならないよう、統括班及び広報班は、県、<u>消防本部</u>、報道機関等と連絡・協調を図る。なお、広報を実施する機関及び広報内容を以下に示す。</p> <p>□広報の実施機関と内容</p> <table border="1" data-bbox="1317 766 2344 1438"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>広報・報道内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">【統括班】 【広報班】</td> <td>人命の安全に係る広報 ・火災状況(発生箇所、延焼状況等) ・避難情報等(避難準備<u>情報</u>・勧告・指示、避難時の心得、避難所等の位置、経路等) ・医療救護所開設状況 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>安心に係る広報 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>個人安否情報(東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話会社等(NTTドコモ、ソフトバンク、au、<u>WILLCOM</u>、Facebook)の災害用伝言板) ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項</td> </tr> <tr> <td>生活に係る広報 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>その他の広報 &lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>【<u>救助・消防班</u>】</td> <td>・避難情報(避難準備<u>情報</u>・勧告・指示、<u>避難</u>所等の位置、経路等) ・その他消防活動に必要な事項</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	広報・報道内容	【統括班】 【広報班】	人命の安全に係る広報 ・火災状況(発生箇所、延焼状況等) ・避難情報等(避難準備 <u>情報</u> ・勧告・指示、避難時の心得、避難所等の位置、経路等) ・医療救護所開設状況 <略>	安心に係る広報 <略>	個人安否情報(東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話会社等(NTTドコモ、ソフトバンク、au、 <u>WILLCOM</u> 、Facebook)の災害用伝言板) ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項	生活に係る広報 <略>	その他の広報 <略>	【 <u>救助・消防班</u> 】	・避難情報(避難準備 <u>情報</u> ・勧告・指示、 <u>避難</u> 所等の位置、経路等) ・その他消防活動に必要な事項	<略>		<p>消防広域化に伴う修正 記載情報の更新</p>	<p>P.142</p>
機関名	広報・報道内容																										
【統括班】 【広報班】	人命の安全に係る広報 ・火災状況(発生箇所、延焼状況等) ・避難情報等(避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u> ・ <u>避難</u> 勧告・ <u>避難</u> 指示(緊急)、避難時の心得、 <u>指定</u> 避難所等の位置、経路等) ・医療救護所開設状況 <略>																										
	安心に係る広報 <略>																										
	個人安否情報(東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話会社等(NTTドコモ、ソフトバンク、au、Facebook)の災害用伝言板) ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項																										
	生活に係る広報 <略>																										
	その他の広報 <略>																										
【 <u>草加八潮消防組合</u> 】	・避難情報(避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u> ・ <u>避難</u> 勧告・ <u>避難</u> 指示(緊急)、 <u>指定</u> 避難所等の位置、経路等) ・その他消防活動に必要な事項																										
<略>																											
機関名	広報・報道内容																										
【統括班】 【広報班】	人命の安全に係る広報 ・火災状況(発生箇所、延焼状況等) ・避難情報等(避難準備 <u>情報</u> ・勧告・指示、避難時の心得、避難所等の位置、経路等) ・医療救護所開設状況 <略>																										
	安心に係る広報 <略>																										
	個人安否情報(東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話会社等(NTTドコモ、ソフトバンク、au、 <u>WILLCOM</u> 、Facebook)の災害用伝言板) ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項																										
	生活に係る広報 <略>																										
	その他の広報 <略>																										
【 <u>救助・消防班</u> 】	・避難情報(避難準備 <u>情報</u> ・勧告・指示、 <u>避難</u> 所等の位置、経路等) ・その他消防活動に必要な事項																										
<略>																											
<p><b>1.2 広報活動の実施【統括班、広報班、<u>援護班</u>、<u>物資調達班</u>、<u>草加八潮消防組合</u>】</b></p> <p>1 広報の実施</p> <p>統括班<u>及び</u>広報班は、<u>草加八潮消防組合と連携し</u>、住民に対して固定系防災行政無線や広報車等により広報を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 広報活動の実施【統括班、広報班、<u>救助・消防班</u>、<u>援護班</u>】</b></p> <p>1 広報の実施</p> <p>統括班<u>、</u>広報班<u>及び</u><u>救助・消防班</u>は、住民に対して固定系防災行政無線や広報車等により広報を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.143</p>																								

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)
<p>2 広報の伝達系統</p> <p>統括班及び広報班は、<u>草加八潮消防組合と連携し</u>、以下の伝達系統で広報を行う。</p> <p>□広報の伝達系統</p>	<p>2 広報の伝達系統</p> <p>統括班、<del>広報班</del>及び<del>救助・消防班</del>は、以下の伝達系統で広報を行う。</p> <p>□広報の伝達系統</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.143</p>
<p>4 帰宅困難者に対する広報</p> <p>発災時刻によっては、都内に通勤・通学等している市民が取り残される。また、八潮市内には、市外からの通勤・通学者等が取り残されることが予想される。そのため、広報班は、災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話4社(NTT ドコモ、ソフトバンク、au)やFacebook、Web171の災害用伝言板等を利用した安否確認の促進について、県及び鉄道事業者等と協力して広報を行うとともに、テレビ、ラジオ局等の報道機関に対して放送を要請し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等の広報を行う。</p> <p>また、県では埼玉県危機管理・災害情報ブログによる情報提供を行なっていることから、市民へその旨の周知を行う。</p>	<p>4 帰宅困難者に対する広報</p> <p>発災時刻によっては、都内に通勤・通学等している市民が取り残される。また、八潮市内には、市外からの通勤・通学者等が取り残されることが予想される。そのため、広報班は、災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話4社(NTT ドコモ、ソフトバンク、au、<del>WILLCOM</del>)やFacebook、Web171の災害用伝言板等を利用した安否確認の促進について、県及び鉄道事業者等と協力して広報を行うとともに、テレビ、ラジオ局等の報道機関に対して放送を要請し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等の広報を行う。</p> <p>また、県では埼玉県危機管理・災害情報ブログによる情報提供を行なっていることから、市民へその旨の周知を行う。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.144</p>

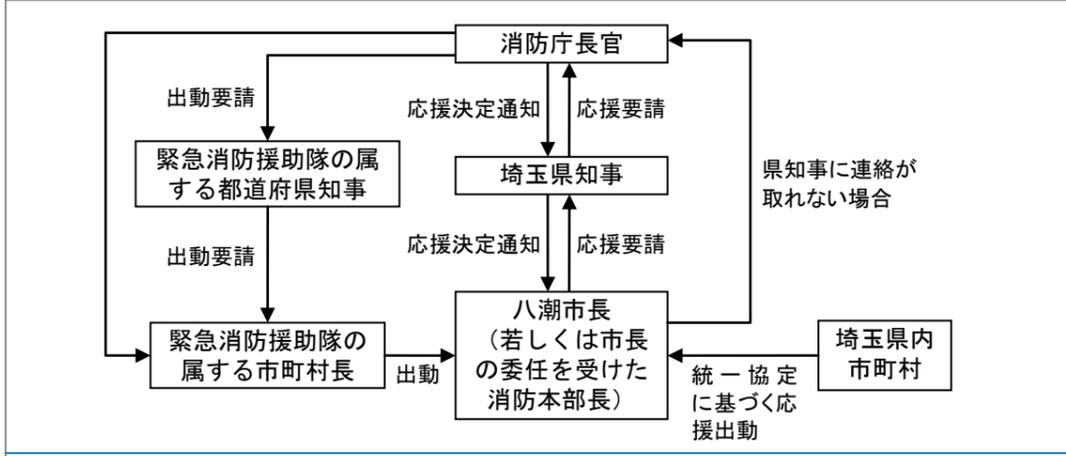
震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>5 報道機関の活用</p> <p><u>広報班は、必要に応じて株式会社ジェイコム北関東等の地域の報道機関を活用する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>5 報道機関の活用</p> <p><del>原則として報道機関への放送の要請は、広報班が県を經由して行う(知事への要請依頼)。ただし、県との通信途絶等特別の事情がある場合は、直接報道機関に対し要請する。なお、避難勧告・指示に関しては、「避難の勧告・指示」(P.166)の定めるところにより、報道機関への広報要請を行う。</del></p> <p><del>なお、広報内容の伝達については、広報班が行う。</del></p> <p>資料2-63 放送事業者への情報提供・連絡先 資料 第6号様式 市町村放送応援依頼用紙</p> <p>&lt;略&gt;</p>	市の現況の反映	P.144
<p><b>2.1 災害相談窓口の設置【市民相談班、避難所班】</b></p> <p>1 災害相談窓口の設置</p> <p>大規模な災害が発生したとき、又は市長の指示があったときは、市民相談班は、市庁舎や<u>指定</u>避難所など、災害の規模に応じた災害相談窓口を開設する。</p> <p>また、<u>指定</u>避難所が多数の場合は、避難所班と協力し、自動車等による巡回相談の形式をとる。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.1 災害相談窓口の設置【市民相談班、避難所班】</b></p> <p>1 災害相談窓口の設置</p> <p>大規模な災害が発生したとき、又は<b>本部長</b>の指示があったときは、市民相談班は、市庁舎や避難所など、災害の規模に応じた災害相談窓口を開設する。</p> <p>また、避難所が多数の場合は、避難所班と協力し、自動車等による巡回相談の形式をとる。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.145
<p>2 災害相談窓口の業務</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>(4) 各種手続の総合窓口</u></p> <p><u>市民相談班は、見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する書類配布・受付等の手続及び相談を一元的に処理するため、関係課等と連携する。</u></p>	<p>2 災害相談窓口の業務</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(復旧、復興計画から移動)</p>	記載内容の整理	P.145
<p>3 県・関係機関・専門家等との協力体制の確立</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、弁護士、専門的な知識・資格を有した者、各ライフライン関係者等と連携し、相談窓口を開設できるような体制をとる。</p> <p>資料1.39 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書(埼玉司法書士会) 資料1.41 災害時における被災者支援に関する協定書(埼玉県行政書士会)</p>	<p>3 県・関係機関・専門家等との協力体制の確立</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、弁護士、専門的な知識・資格を有した者、各ライフライン関係者等と連携し、相談窓口を開設できるような体制をとる。</p>	記載情報の更新	P.145
<p><b>2.2 被災者に対する広聴の実施【市民相談班、避難所班】</b></p> <p><u>1 被災者に対する個別聴取又はアンケート調査の実施</u></p> <p><u>市民相談班は、市内の被害状況に応じて、個別聴取又はアンケート調査を実施するために要員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等を定期的に収集する。</u> また、個別聴取に際して、指定避難所の収容者に関しては、避難所班と協力して、全般の応急対策の効果を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図る。</p> <p><u>必要に応じて県へ広聴活動の協力を要請する。</u></p>	<p><b>2.2 被災者に対する広聴の実施【市民相談班、避難所班】</b></p> <p><del>1 被災者に対する広聴の実施</del></p> <p><del>被災状況により必要であると認められる場合、市民相談班は、個別聴取を行う。また、避難所の収容者に関しては、避難所班と協力して、全般の応急対策の効果を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。さらに、必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。</del></p>	県地域防災計画の反映	P.146

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第5節 消防活動</b></p> <p><b>第1 消防活動</b></p> <p>地震によって火災が発生した場合、消防力の全機能を発揮して、その被害を最小限にとどめ、もって市民の生命、身体及び財産を保護する。</p> <p><u>なお、消防活動は、草加八潮消防組合の各種計画により実施するものとする。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 震災時の活動方針の確認【草加八潮消防組合】</b></p> <p>1 活動方針の確認</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>そのような状況において、<u>草加八潮消防組合</u>は、以下のような活動方針を確認し、消防活動を行うものとする。</p> <p>(1) 火災現場活動の原則</p> <p>火災現場において、<u>草加八潮消防組合</u>は、消防団と連携を図り、以下の原則に基づき消防活動を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 同時多発火災への対応</p> <p>火災が多発した場合、<u>草加八潮消防組合</u>は消防団と連携を図り、以下の原則に基づき消防活動を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>④ 市街地火災消防活動優先の原則</p> <p>大規模な工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第5節 消防活動</b></p> <p><b>第1 消防活動</b></p> <p>地震によって火災が発生した場合、消防力の全機能を発揮して、その被害を最小限にとどめ、もって市民の生命、身体及び財産を保護する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 震災時の活動方針の確認【水防・道路班、救助・消防班】</b></p> <p>1 活動方針の確認</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>そのような状況において、<u>救助・消防班</u>は、以下のような活動方針を確認し、消防活動を行うものとする。</p> <p>(1) 火災現場活動の原則</p> <p>火災現場において、<u>救助・消防班</u>は、消防団と連携を図り、以下の原則に基づき消防活動を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 同時多発火災への対応</p> <p>火災が多発した場合、<u>救助・消防班</u>は消防団と連携を図り、以下の原則に基づき消防活動を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>④ 市街地火災消防活動優先の原則</p> <p>大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.148</p>
<p><b>1.2 草加八潮消防組合による消防活動【総括班、草加八潮消防組合】</b></p> <p>1 情報収集及び伝達</p> <p>(1) 被災情報の把握</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、迅速な消防・救急救助活動を実施するため、あらゆる手段を活用し、被害状況の早期かつ的確な把握に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 情報の伝達</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、災害の状況を、<u>総括班</u>を通じて<u>市長</u>に報告し、応援要請等に対して適切に判断できるよう対処する。</p>	<p><b>1.2 消防本部による消防活動【救助・消防班、情報班】</b></p> <p>1 情報収集及び伝達</p> <p>(1) 被災情報の把握</p> <p><u>救助・消防班</u>は、迅速な消防・救急救助活動を実施するため、あらゆる手段を活用し、被害状況の早期かつ的確な把握に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 情報の伝達</p> <p><u>救助・消防班</u>は、災害の状況を、<u>情報班</u>を通じて<u>本部長</u>に報告し、応援要請等に対して適切に判断できるよう対処する。</p>	<p>消防広域化に伴う修正 文言の修正</p>	<p>P.149</p>

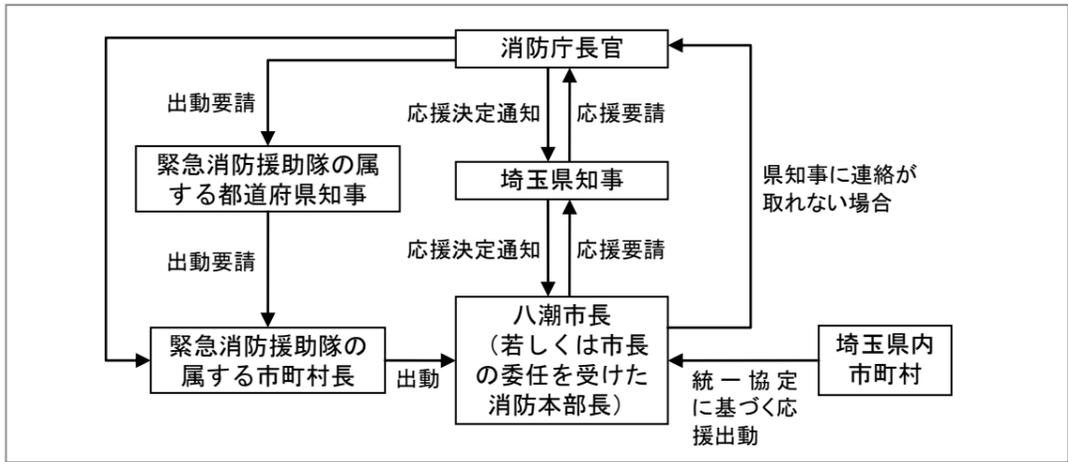
震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>2 初期活動 大規模地震発生時、<u>草加八潮消防組合</u>は、平常業務を全て停止し、次の体制により総力を挙げて消防活動に当たるものとする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 消火活動 <u>草加八潮消防組合</u>は、「震災時の活動方針の確認」(P. 162)に記載した消防活動の原則に基づき、消火活動を行う。</p> <p>4 地域住民との協力 <u>草加八潮消防組合</u>は、自主防災組織及び地域住民の協力を得て初期消火を実施する。</p>	<p>2 初期活動 大規模地震発生時、<u>救助・消防班</u>は、平常業務を全て停止し、次の体制により総力を挙げて消防活動に当たるものとする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 消火活動 <u>救助・消防班</u>は、「震災時の活動方針の確認」(P. 148)に記載した消防活動の原則に基づき、消火活動を行う。</p> <p>4 地域住民との協力 <u>救助・消防班</u>は、自主防災組織及び地域住民の協力を得て初期消火を実施する。</p>		
<p>(応援要請に移動)</p>	<p><del>5—応援要請</del> <del>救助・消防班は、市の消防力では十分な消防活動が困難である場合、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、県内各市町村の消防機関に応援を要請する。</del> <del>また、被害が甚大かつ広域な場合は、埼玉県知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。応援要請手順は以下のとおりである。</del></p> <p>☐緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ</p>  <pre> graph TD     A[消防庁長官] -- 応援要請 --&gt; B[埼玉県知事]     B -- 応援決定通知 --&gt; A     B -- 応援要請 --&gt; C[八潮市長 (若しくは市長の委任を受けた消防本部長)]     C -- 応援決定通知 --&gt; B     C -- 応援要請 --&gt; D[埼玉県内市町村]     D -- 統一協定に基づく応援出動 --&gt; C     E[緊急消防援助隊の属する都道府県知事] -- 出動要請 --&gt; A     A -- 出動要請 --&gt; E     F[緊急消防援助隊の属する市町村長] -- 出動要請 --&gt; A     A -- 出動要請 --&gt; F     G[県知事に連絡が取れない場合] --&gt; C     </pre>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.150</p>

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>1.3 消防団による消防活動【消防団】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 消防団の役割</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 消火活動</p> <p>消防団は、地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは草加八潮消防組合と協力して行う。</p> <p>また、倒壊家屋、留守宅における通電時の出火等の警戒活動を行う。</p> <p>(3) 救急救助</p> <p>消防団は、草加八潮消防組合による活動を補佐し、「救急救助活動」(P.199)に基づいて要救助者の救出救助と負傷者に対するの応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>避難の指示・勧告がなされた場合、消防団は広報班と協力してこれを住民に伝達する。</p> <p>また、「避難誘導」(P.187)に基づき、避難所班、草加八潮消防組合及び自主防災組織と協力して住民を安全に避難させる。</p> <p>(5) 情報の収集</p> <p>消防団は、情報班による情報収集活動を補佐し、「情報収集体制」(P.149)に基づき、早期の災害情報の収集を行う。</p> <p>(6) 応援部隊の受入れ準備</p> <p>消防団は、統括班と協力して、「応援部隊の受入れ」(P.141)に基づき、応援部隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を行う。</p>	<p><b>1.3 消防団による消防活動【消防団、統括班、救助・消防班、広報班、避難所班、情報班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 消防団の役割</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 消火活動</p> <p>消防団は、地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは救助・消防班と協力して行う。</p> <p>また、倒壊家屋、留守宅における通電時の出火等の警戒活動を行う。</p> <p>(3) 救急救助</p> <p>消防団は、救助・消防班による活動を補佐し、「救急救助活動」(P.184)に基づいて要救助者の救出救助と負傷者に対するの応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>避難の指示・勧告がなされた場合、消防団は広報班と協力してこれを住民に伝達する。</p> <p>また、「避難誘導」(P.170)に基づき、避難所班、救助・消防班及び自主防災組織と協力して住民を安全に避難させる。</p> <p>(5) 情報の収集</p> <p>消防団は、情報班による情報収集活動を補佐し、「情報収集体制」(P.135)に基づき、早期の災害情報の収集を行う。</p> <p>(6) 応援部隊の受入れ準備</p> <p>消防団は、統括班と協力して、「応援部隊の受入れ」(P.129)に基づき、応援部隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を行う。</p>	<p>消防広域化に伴う修正 文言の修正</p>	<p>P.150</p>
<p><b>1.4 応援要請【統括班、草加八潮消防組合】</b></p> <p>1 応援要請の実施</p> <p>市長は、市の消防力では十分な消防活動が困難である場合、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、県内他市町村の消防機関に応援を要請する。</p> <p>また、被害が甚大かつ広域な場合は、埼玉県知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。応援要請手順は以下のとおりである。</p>	<p>(応援要請から移動)</p>	<p>記載内容の整理</p>	

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ</u></p>  <pre> graph TD     FireChief[消防庁長官]     PrefecturalGov[埼玉県知事]     Mayor[八潮市長 (若しくは市長の委任を受けた消防本部長)]     FireChief -- 応援要請 --&gt; PrefecturalGov     PrefecturalGov -- 応援決定通知 --&gt; FireChief     PrefecturalGov -- 応援要請 --&gt; Mayor     Mayor -- 応援決定通知 --&gt; PrefecturalGov     Mayor -- 出動要請 --&gt; FireChief     FireChief -- 出動要請 --&gt; PrefecturalGov     FireChief -- 出動要請 --&gt; FireChiefSub[緊急消防援助隊の属する都道府県知事]     FireChiefSub -- 出動要請 --&gt; FireChief     FireChiefSub -- 出動要請 --&gt; Mayor     Mayor -- 出動 --&gt; FireChief     Mayor -- 出動 --&gt; FireChiefSub     Mayor -- 統一協定に基づく応援出動 --&gt; FireChief     Mayor -- 統一協定に基づく応援出動 --&gt; FireChiefSub     Mayor --- City[埼玉県内市町村]     City -- 統一協定に基づく応援出動 --&gt; Mayor     PrefecturalGov --- Note[県知事に連絡が取れない場合]     Note --&gt; Mayor     </pre>			
<p><u>要請時の伝達事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況</li> <li>・応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）</li> <li>・応援要請を行う消防隊の種別と人員</li> <li>・市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）</li> <li>・応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み</li> </ul> <p><b>2 応援隊の受入れ準備</b></p> <p><u>草加八潮消防組合は、市長等による応援要請後、応援部隊の受入体制を整備する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>第6節 二次災害防止活動</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 建物倒壊等による二次災害の防止</b></p> <p><b>1.1 建物倒壊等による二次災害の防止【管財班、水防・道路班、広報班、草加八潮消防組合、施設管理者】</b></p> <p>1 住民への周知</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第6節 二次災害防止活動</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 建物倒壊等による二次災害の防止</b></p> <p><b>1.1 建物倒壊等による二次災害の防止【水防・道路班、広報班、施設管理者】</b></p> <p>1 住民への周知</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.153</p>
<p>2 応急危険度判定の実施</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する際は、防災上の基幹施設である公共施設、特に<u>指定</u>避難所、医療機関、社会福祉施設を優先して実施する。</p>	<p>2 応急危険度判定の実施</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する際は、防災上の基幹施設である公共施設、特に避難所、医療機関、社会福祉施設を優先して実施する。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.153</p>

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>5 被災度区分判定調査の実施</u>  <u>水防・道路班は、応急危険度判定後、公共建築物における耐震性能の劣化度を調査・判定のため、被災度区分判定調査を実施する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><u>6 応急措置の実施</u>  <u>管財班は、被災度区分判定調査結果に基づき、施設に対して適切な応急措置を実施する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><u>7 その他の公共施設等の応急対策</u>          &lt;略&gt;          (1) 不特定多数の人が利用する公共施設          ① 施設利用者等を、あらかじめ定められた<u>指定</u>避難所等に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。          &lt;略&gt;</p>	<p><del>5</del>—公共施設等の応急対策          &lt;略&gt;          (1) 不特定多数の人が利用する公共施設          ① 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所等に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。          &lt;略&gt;</p>	<p>文言の修正          記載情報の更新</p>	<p>P.153</p>
<p><u>(4) 危険物施設</u>  <u>震災時に事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は、当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるものとする。</u>  <u>また、応急措置を講ずる際は、草加八潮消防組合と十分な協議を行うものとする。</u>          ① <u>危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置</u>  <u>危険物が流出又は爆発するおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。</u>          ② <u>危険物施設の応急点検</u>  <u>危険物施設の現状把握と災害発生時の危険性を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。</u>          ③ <u>危険物施設からの出火及び流出の防止措置</u>  <u>危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な処置を行う。</u>          ④ <u>災害発生時の応急活動</u>  <u>危険物施設に損傷等が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物流出の防止措置を行う。</u>          ⑤ <u>防災関係機関への通報</u>  <u>危険物施設に損傷等が発見した場合には、速やかに消防、警察等関係機関に通報し状況を報告する。</u>          ⑥ <u>従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置</u>  <u>危険物施設に損傷等が生じた事業所は、消防、警察等関係機関と連絡を密にするとともに、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。</u>  <u>(5) 毒物劇物等の施設</u></p>	<p>(予防計画から移動)</p>	<p>記載内容の整理          消防広域化に伴う修正</p>	

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）															
<p>各施設は、毒物劇物取扱施設に係る災害発生時の応急対策について、特に保健衛生上の危害を最小限に防止するため、以下の応急措置を講ずるものとする。</p> <p>また、応急措置を講ずる際は、草加八潮消防組合及び草加保健所と十分な協議を行うものとする。</p> <p>① 保健所、警察、消防等関係機関への届出</p> <p>② 毒物劇物の流出等の防止措置及び中和等の除害措置</p> <p>③ 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置</p> <p>④ 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立</p> <p>⑤ 緊急連絡等情報網の確立により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制の確立</p>																		
<p><b>第2 水防活動</b></p> <p><b>2.1 水防体制の確立【水防・道路班】</b></p> <p>水防・道路班は、水防法に基づき、区域内において浸水被害等のおそれがある場合、水防に関する活動体制を編成する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第2 水防活動</b></p> <p><b>2.1 水防体制の確立【水防・道路班、救助・消防班】</b></p> <p>水防・道路班は、水防法に基づき、区域内において浸水被害等のおそれがある場合、水防に関する活動体制を編成する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.155</p>															
<p><b>2.2 水防活動の内容【水防・道路班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.2 水防活動の内容【水防・道路班、救助・消防班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.155</p>															
<p><b>1 監視、警戒活動</b></p> <p>水防・道路班は、震災による河川施設の損壊等により災害が発生するおそれのある場合は、監視、警戒活動を行う。</p>	<p><b>1 監視、警戒活動</b></p> <p>水防・道路班、救助・消防班は、震災による河川施設の損壊等により災害が発生するおそれのある場合は、監視、警戒活動を行う。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.155</p>															
<p><b>2 関係機関への通知</b></p> <p>水防・道路班は、監視、警戒活動により、災害発生のおそれがあると認められる箇所があるときは、その管理者に通報し、必要な措置を求める。</p> <p>□通報連絡先</p> <table border="1" data-bbox="172 1560 1107 1650"> <tr> <td>江戸川河川事務所</td> <td>中川下流出張所(中川)</td> <td>03-3694-2757</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中川出張所(綾瀬川)</td> <td>048-962-2634</td> </tr> <tr> <td>越谷県土整備事務所</td> <td></td> <td>048-964-5221</td> </tr> </table>	江戸川河川事務所	中川下流出張所(中川)	03-3694-2757		中川出張所(綾瀬川)	048-962-2634	越谷県土整備事務所		048-964-5221	<p><b>2 関係機関への通知</b></p> <p>水防・道路班、救助・消防班は、監視、警戒活動により、災害発生のおそれがあると認められる箇所があるときは、その管理者に通報し、必要な措置を求める。</p> <p>□通報連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1317 1560 2220 1619"> <tr> <td>江戸川河川事務所</td> <td>中川下流出張所(中川)</td> <td>03-3694-2757</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中川出張所(綾瀬川)</td> <td>048-962-2634</td> </tr> </table>	江戸川河川事務所	中川下流出張所(中川)	03-3694-2757		中川出張所(綾瀬川)	048-962-2634	<p>消防広域化に伴う修正 文言の修正</p>	<p>P.155</p>
江戸川河川事務所	中川下流出張所(中川)	03-3694-2757																
	中川出張所(綾瀬川)	048-962-2634																
越谷県土整備事務所		048-964-5221																
江戸川河川事務所	中川下流出張所(中川)	03-3694-2757																
	中川出張所(綾瀬川)	048-962-2634																
<p><b>3 避難の指示・誘導</b></p> <p>監視・警戒活動により、災害発生のおそれがあると認めるときは、「<a href="#">避難勧告等</a>」(P.183)の定めるところにより、市民に避難の指示をする。</p>	<p><b>3 避難の指示・誘導</b></p> <p>監視・警戒活動により、災害発生のおそれがあると認めるときは、「<a href="#">避難の勧告・指示</a>」(P.166)の定めるところにより、市民に避難の指示をする。</p>	<p>文言の修正</p>	<p>P.155</p>															

## 震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>4 水防作業の実施</b></p> <p>(1) 排水施設による水防作業 水防・道路班は、震災による破堤等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し又は発生するおそれのある場合は、被害の拡大を防止するため、排水施設による排水作業を行う。なお、災害の規模に応じて関係業者に協力を要請し、人員、資機材の確保に努める。</p> <p style="text-align: right;">資料 <a href="#">2.51</a> 市内排水機場・排水施設一覧 資料 <a href="#">2.54</a> 重要水防箇所</p> <p>(2) 積み土のう等による水防作業 水防・道路班は、震災による破堤等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、施設の管理者と協力して、有効な工法による水防作業を実施する(積み土のう、シート張り、マンホール噴出防止、ビル浸水防止等)。</p> <p style="text-align: right;">資料 <a href="#">2.52</a> 埼玉県越谷県土整備事務所応急資材及び運搬具 資料 <a href="#">2.53</a> 八潮市水防倉庫備蓄器具資材一覧</p>	<p><b>4 水防作業の実施</b></p> <p>(1) 排水施設による水防作業 水防・道路班、<del>救助・消防班</del>は、震災による破堤等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し又は発生するおそれのある場合は、被害の拡大を防止するため、排水施設による排水作業を行う。なお、災害の規模に応じて関係業者に協力を要請し、人員、資機材の確保に努める。</p> <p style="text-align: right;">資料 <del>2.59</del> 市内排水機場・排水施設一覧 資料 <del>2.62</del> 重要水防箇所</p> <p>(2) 積み土のう等による水防作業 水防・道路班、<del>救助・消防班</del>は、震災による破堤等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、施設の管理者と協力して、有効な工法による水防作業を実施する(積み土のう、シート張り、マンホール噴出防止、ビル浸水防止等)。</p> <p style="text-align: right;">資料 <del>2.60</del> 埼玉県越谷県土整備事務所応急資材及び運搬具 資料 <del>2.61</del> 八潮市水防倉庫備蓄器具資材一覧</p>	消防広域化に伴う修正	P.155
<p>(3) 水門及び排水機の応急復旧 水防・道路班は、水門及び排水機の破損、故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるため、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。</p>	<p>(3) 水門及び排水機の応急復旧 水防・道路班、<del>救助・消防班</del>は、水門及び排水機の破損、故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるため、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。</p>	消防広域化に伴う修正	P.156
<p><b>5 水防用資機材の調達</b> 水防・道路班は、保持する資機材が不足した場合、又は特殊な資機材を要する場合、関係業者に要請し、確保調達に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>7 通報</b> 水防管理者又は消防機関の長は、堤防の決壊など異常を発見した場合は、直ちにその旨を越谷県土整備事務所長、江戸川河川事務所長及びはん濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報する。</p> <p>また、通報の連絡は、「総括的連絡網及び通信手段」(<a href="#">P.146</a>)によることを基本とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>5 水防用資機材の調達</b> 水防・道路班、<del>救助・消防班</del>は、保持する資機材が不足した場合、又は特殊な資機材を要する場合、関係業者に要請し、確保調達に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>7 通報</b> 水防管理者又は消防機関の長は、堤防の決壊など異常を発見した場合は、直ちにその旨を越谷県土整備事務所長、江戸川河川事務所長及びはん濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報する。</p> <p>また、通報の連絡は、「総括的連絡網及び通信手段」(<del>P.133</del>)によることを基本とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	消防広域化に伴う修正	P.156

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第7節 警備・交通・輸送計画</b></p> <p><b>第1 災害警備計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 警備体制の確立【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2 災害警備の実施</b></p> <p>災害警備実施は、国、県、<u>統括班</u>、警察、<u>草加八潮消防組合</u>、その他の関係機関が緊密に連携して、次の各号に掲げる活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 情報の収集、<u>伝達及び広報</u></li> <li>② <u>警告及び避難誘導</u></li> <li>③ <u>人命の救助及び負傷者の救護</u></li> <li>④ <u>交通秩序の維持</u></li> <li>⑤ <u>犯罪の予防検挙</u></li> <li>⑥ <u>行方不明者の捜索、検視</u></li> <li>⑦ <u>漂流物等の処理</u></li> <li>⑧ <u>その他治安維持に必要な措置</u></li> </ol>	<p><b>第7節 警備・交通・輸送計画</b></p> <p><b>第1 災害警備計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 警備体制の確立【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2 災害警備の実施</b></p> <p>災害警備実施は、国、県、警察、<u>消防機関</u>、その他の関係機関が緊密に連携して、次の各号に掲げる活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 情報の収集</li> <li>② <u>被害の実態の把握</u></li> <li>③ <u>被災地域居住者等の避難所等への避難誘導</u></li> <li>④ <u>危険にさらされている者及び負傷者の救出、救助</u></li> <li>⑤ <u>交通の混乱防止のための交通規制措置並びに避難誘導路、緊急交通路の確保</u></li> <li>⑥ <u>行方不明者の捜索及び遺体の検視（見分）</u></li> <li>⑦ <u>被災地及び避難所の警戒</u></li> <li>⑧ <u>各種犯罪の予防・検挙</u></li> <li>⑨ <u>食糧倉庫、救助物資集積所等の警戒</u></li> <li>⑩ <u>防災関係機関との連絡協調</u></li> <li>⑪ <u>その他必要な警察活動</u></li> </ol>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.158</p>
<p><b>第2 交通規制計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 交通規制計画【統括班、水防・道路班、<u>広報班、道路管理者</u>】</b></p>	<p><b>第2 交通規制計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 交通規制計画【統括班、水防・道路班】</b></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.159</p>

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）																			
<p><u>1 交通規制の役割</u>  <u>災害により被害を受けた状況から安全な交通確保や渋滞緩和を目的とした交通規制の実施に係るそれぞれの役割は次のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="163 409 1196 1633"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>対象法令</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県公安委員会</td> <td>道路交通法第4条</td> <td>県内の道路について、災害により道路の決壊等危険な状態が発生し又はその他の状況により必要であると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。</td> </tr> <tr> <td>災害対策基本法第76条</td> <td>区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。</td> </tr> <tr> <td>警察署長</td> <td>道路交通法第5条</td> <td>管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。  <u>ただし警察署長が行うこれらの措置は、通行の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が1ヶ月を超えない場合に限り行う。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官</td> <td>道路交通法第6条第2項同条第3項</td> <td>車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限する。  <u>警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転者に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずる。警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をする。</u></td> </tr> <tr> <td>道路交通法第6条第4項</td> <td>災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。  <u>警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努める。</u></td> </tr> <tr> <td>道路管理者</td> <td>道路法第46条第1項</td> <td>道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	対象法令	実施内容	県公安委員会	道路交通法第4条	県内の道路について、災害により道路の決壊等危険な状態が発生し又はその他の状況により必要であると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。	災害対策基本法第76条	区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。	警察署長	道路交通法第5条	管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。 <u>ただし警察署長が行うこれらの措置は、通行の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が1ヶ月を超えない場合に限り行う。</u>	警察官	道路交通法第6条第2項同条第3項	車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限する。 <u>警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転者に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずる。警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をする。</u>	道路交通法第6条第4項	災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。 <u>警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努める。</u>	道路管理者	道路法第46条第1項	道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。	<p><del>1 危険な状態にある道路の通行禁止及び制限</del>  <del>水防・道路班は、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、若しくは道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する(道路法第46条)。</del>  <del>また、通行を制限した場合は、草加警察署及び県警察本部に連絡を行う。通行制限対象が県道の場合は、併せて越谷県土整備事務所へ連絡する。</del></p> <p><del>3 緊急輸送のための通行禁止及び制限</del>  <del>被災者の搬送、被災地への救急物資の緊急輸送路を確保するため、必要であると認めるとき、水防・道路班は、通行禁止及び制限の措置を講じる。</del></p> <p><del>4 県公安委員会及び警察に対する交通規制要請</del>  <del>統括班は、前各項の交通規制を行う際、必要に応じ、県を通じて県公安委員会及び県警察本部への交通規制の実施を要請する。</del></p> <p><del>（1）県公安委員会が行う交通規制</del>  <del>県公安委員会は、道路交通法第4条又は災害対策基本法第76条の規定に基づき、一時的に車両の通行を禁止し、又は制限することとなっている。</del></p> <p><del>（2）警察官等が行う交通規制</del>  <del>警察官等は、災害発生時において緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することとなっている。</del></p>		
実施機関	対象法令	実施内容																				
県公安委員会	道路交通法第4条	県内の道路について、災害により道路の決壊等危険な状態が発生し又はその他の状況により必要であると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。																				
	災害対策基本法第76条	区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。																				
警察署長	道路交通法第5条	管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。 <u>ただし警察署長が行うこれらの措置は、通行の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が1ヶ月を超えない場合に限り行う。</u>																				
警察官	道路交通法第6条第2項同条第3項	車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限する。 <u>警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転者に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずる。警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をする。</u>																				
	道路交通法第6条第4項	災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。 <u>警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努める。</u>																				
道路管理者	道路法第46条第1項	道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。																				
<p>2 警戒区域内の道路における <u>交通規制</u>          &lt;略&gt;</p>	<p>2 警戒区域内の道路における <u>通行禁止及び制限</u>          &lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.159</p>																			

## 震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3 交通規制の実施</b></p> <p><u>水防・道路班は、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行禁止又は制限を実施する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>資料 2.42 車両通行止め標示</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>4 広域交通規制に関する連絡</b></p> <p><u>水防・道路班は、交通規制を実施する場合、草加警察署等に規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を相互に連絡を取り合い確認する。また、連絡するいとまがなかった場合は、速やかに草加警察署等に通知する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>5 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策</b></p> <p><u>水防・道路班は、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づき、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に車両の移動等を命令する。また、運転者不在等の場合、車両の移動させることができる。</u></p> <p><u>また、やむを得ない必要がある時、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>6 交通規制の報告</b></p> <p><u>統括班は、交通規制の実施状況を収集し、県に報告する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>7 交通規制の広報</b></p> <p><u>広報班は、交通規制を実施した場合、交通規制の実施内容を、関係道路の主要交差点へ標示し、関係機関へ連絡する。</u></p> <p><u>また、速やかに市民に広報を実施するとともに、緊急車両等の通行や交通緩和に協力を要請する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>8 大地震や直下型地震発生時の交通規制</b></p> <p><u>第 1 次交通規制・第 2 次交通規制として、警察署長及び高速隊長があらかじめ指定している道路（緊急交通路）を確保し、交通規制の上、料金所等に交通検問所を設置し、緊急通行車両等の確認並びに確認証明書及び確認標章の交付を実施することとなっている。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>9 交通規制の解除</b></p> <p><u>水防・道路班は、交通規制を解除する場合、草加警察署等に規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を相互に連絡を取り合い確認する。また、連絡するいとまがなかった場合は、速やかに草加警察署等に通知する。</u></p>		県地域防災計画の反映	

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）																																									
	<p><b><u>1.1 被災地内における一般交通の確保【水防・道路班】</u></b></p> <p>水防・道路班及び県公安委員会は、被災地における通行制限及び緊急通行車両以外の通行制限を行ったときは、次の要領により広報に努め、円滑な一般交通の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <del>関係道路の主要交差点への表示</del></li> <li>② <del>関係機関への連絡</del></li> <li>③ <del>一般市民に対する広報</del></li> </ul>	記載内容の整理	P.144																																									
<p><b>第3 交通応急対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b><u>3.1 応急対策【水防・道路班、広報班】</u></b></p> <p>1 作業実施者</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>資料 <u>1.23</u> 災害時における応急対策業務に関する協定書（八潮市造園協会）</p>	<p><b>第3 交通応急対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b><u>3.1 応急対策【水防・道路班】</u></b></p> <p>1 作業実施者</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>資料 <u>1.22</u> 災害時における応急対策業務に関する協定書（八潮市造園協会）</p>	文言の修正	P.160																																									
<p>2 道路被害情報の把握</p> <p>水防・道路班は、県及び関係機関と協力して道路の被害状況を把握する。特に災害発生直後においては、緊急輸送道路、<u>緊急交通路及び避難路に指定している道路</u>の被害状況から優先して確認する。<u>調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県に報告する。</u></p> <p>□道路被害状況の把握方法等</p> <table border="1" data-bbox="184 1150 1199 1430"> <thead> <tr> <th>道路被害状況の把握方法等</th> <th>実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管する緊急輸送道路の被害状況、道路の障害物の状況を速やかに調査する</td> <td>県（<u>応急復旧部、農林対策部</u>）</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路<u>指定予定路線等</u>の被害状況を迅速に把握し、県に報告する</td> <td>県（警察本部）</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	道路被害状況の把握方法等	実施機関	所管する緊急輸送道路の被害状況、道路の障害物の状況を速やかに調査する	県（ <u>応急復旧部、農林対策部</u> ）	<略>		現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路 <u>指定予定路線等</u> の被害状況を迅速に把握し、県に報告する	県（警察本部）	<略>		<p>2 道路被害情報の把握</p> <p>水防・道路班は、県及び関係機関と協力して道路の被害状況を把握する。特に災害発生直後においては、<u>重要とされる防災拠点間を結ぶ</u>緊急輸送道路の被害状況を優先して確認する。<u>その際、代替経路がないときは、速やかに障害物除去に取り掛かる。</u></p> <p>□道路被害状況の把握方法等</p> <table border="1" data-bbox="1329 1150 2344 1430"> <thead> <tr> <th>道路被害状況の把握方法等</th> <th>実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管する緊急輸送道路の被害状況、道路の障害物の状況を速やかに調査する</td> <td>県（<u>県土整備部</u>）</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路（<u>緊急輸送路</u>）の被害状況を迅速に把握し、県（<u>県土整備部</u>）に報告す</td> <td>県（警察本部）</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、災害時に優先される防災拠点は、次のとおりとする。</p> <p>□防災拠点の区分</p> <table border="1" data-bbox="1329 1562 2344 1898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">防災活動の中心となる拠点</td> <td>防災中枢拠点</td> <td>災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う</td> <td>市庁舎又は市民文化会館（八潮メッセ）、消防本部</td> </tr> <tr> <td>地区防災拠点</td> <td>災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所であるとともに、各地区の応急・復旧活動の拠点となり、防災中枢拠点をバックアップする</td> <td>八條公民館、ゆまにて、文化スポーツセンター</td> </tr> <tr> <td>消防活動拠点</td> <td>消防に係る活動、及び傷病者の救急救助活動を行う</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>警察活動拠点</td> <td>被災者の救出救助活動、及び避難誘導等災害時の社会的混乱を防止する</td> <td>草加警察署</td> </tr> <tr> <td>市民の</td> <td>避難場所</td> <td>市民が一時的に避難し、情報を得る場所</td> <td>公園、グラウンド等</td> </tr> </tbody> </table>	道路被害状況の把握方法等	実施機関	所管する緊急輸送道路の被害状況、道路の障害物の状況を速やかに調査する	県（ <u>県土整備部</u> ）	<略>		現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路（ <u>緊急輸送路</u> ）の被害状況を迅速に把握し、県（ <u>県土整備部</u> ）に報告す	県（警察本部）	<略>		区分	種類	内容	場所	防災活動の中心となる拠点	防災中枢拠点	災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う	市庁舎又は市民文化会館（八潮メッセ）、消防本部	地区防災拠点	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所であるとともに、各地区の応急・復旧活動の拠点となり、防災中枢拠点をバックアップする	八條公民館、ゆまにて、文化スポーツセンター	消防活動拠点	消防に係る活動、及び傷病者の救急救助活動を行う	消防本部	警察活動拠点	被災者の救出救助活動、及び避難誘導等災害時の社会的混乱を防止する	草加警察署	市民の	避難場所	市民が一時的に避難し、情報を得る場所	公園、グラウンド等	県地域防災計画の反映	P.160
道路被害状況の把握方法等	実施機関																																											
所管する緊急輸送道路の被害状況、道路の障害物の状況を速やかに調査する	県（ <u>応急復旧部、農林対策部</u> ）																																											
<略>																																												
現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路 <u>指定予定路線等</u> の被害状況を迅速に把握し、県に報告する	県（警察本部）																																											
<略>																																												
道路被害状況の把握方法等	実施機関																																											
所管する緊急輸送道路の被害状況、道路の障害物の状況を速やかに調査する	県（ <u>県土整備部</u> ）																																											
<略>																																												
現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路（ <u>緊急輸送路</u> ）の被害状況を迅速に把握し、県（ <u>県土整備部</u> ）に報告す	県（警察本部）																																											
<略>																																												
区分	種類	内容	場所																																									
防災活動の中心となる拠点	防災中枢拠点	災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う	市庁舎又は市民文化会館（八潮メッセ）、消防本部																																									
	地区防災拠点	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所であるとともに、各地区の応急・復旧活動の拠点となり、防災中枢拠点をバックアップする	八條公民館、ゆまにて、文化スポーツセンター																																									
	消防活動拠点	消防に係る活動、及び傷病者の救急救助活動を行う	消防本部																																									
	警察活動拠点	被災者の救出救助活動、及び避難誘導等災害時の社会的混乱を防止する	草加警察署																																									
市民の	避難場所	市民が一時的に避難し、情報を得る場所	公園、グラウンド等																																									

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧				備考	頁（現行）
	安全に供する拠点	避難所	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所	各小中学校、高等学校、公民館等		
		防災備蓄倉庫	非常用物資の備蓄、供給を行う	各小中学校、伊勢野防災倉庫、排水機場等		
		医療拠点	傷病者に対する医療活動を行う	病院、診療所		
	県関係防災拠点	食糧保管場所	食糧の備蓄・供給を行う	越谷防災基地		
		医療品等備蓄場所	医療品の備蓄・供給を行う	越谷防災基地		
<p>4 道路施設の応急対策方法</p> <p><u>(1) 応急対策の実施</u></p> <p>水防・道路班は、道路の損壊、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に通行が確保できる場合は、道路の補強、盛土、橋梁の応急補強、<u>障害物</u>の除去等、必要な措置を講じ<u>交通</u>を確保する。</p> <p><u>危険な路線、区間については、警察署長に通報の上、交通規制の措置を実施する。</u></p> <p><u>(2) 応急対策の比較的長期化</u></p> <p>水防・道路班は、応急対策が比較的長期の時間を要する場合、被害箇所の上記応急対策を行うとともに、付近に適当な場所を選定し、一時的に代替道路を開設し、道路交通の確保を図る。</p> <p><u>(3) 交通途絶状態の地域に対する措置</u></p> <p><u>道路施設の被害が広範囲で代替道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合、該当地域の道路交通の最も効果的で、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、集中的応急対策を実施する。</u></p>	<p>4 道路施設の応急対策方法</p> <p>水防・道路班は、道路の損壊、流失、埋没並びに橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に通行が確保できる場合は、道路の補強、盛土、橋梁の応急補強、<u>埋土</u>の除去等、必要な措置を講じ<u>通行</u>を確保する。</p> <p><u>なお、応急対策は、緊急輸送道路を優先して行う。</u></p> <p><u>5—応急対策の比較的長期化</u></p> <p>水防・道路班は、応急対策が比較的長期の時間を要する場合、被害箇所の上記応急対策を行うとともに、付近に適当な場所を選定し、一時的に代替道路を開設し、道路交通の確保を図る。</p> <p><u>6—一路線の道路の短期復旧が難しい場合</u></p> <p>水防・道路班による一路線の道路の短期復旧が難しい場合、道路管理者は、付近の道路の状況により適当な代替道路を選定し、交通表示その他交通機関に対する必要な指示を行うことで円滑な交通を確保する。</p> <p><u>7—災害時の積雪</u></p> <p>水防・道路班は、災害時において積雪がある主要道路を早急に除雪し、通行の確保を図る。</p> <p><u>8—放置車両対策</u></p> <p><u>市が管理する道路上において、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、または、埼玉県その他の関係機関から指示があった場合、区間を指定して以下を実施する。</u></p> <p>①緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。</p> <p>②運転者の不在時等は、やむを得ない限度での破損を容認し、道路管理者自ら車両を移動する。</p> <p>③①②の目的を達するため、やむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。</p> <p><u>—道路区間の指定をしようとするときは、あらかじめ、埼玉県公安委員会に指定しようとする道路の区間およびその理由を書面又は口頭により、通知する。緊急を要する場合で事前に通知するいとまがないときは、事後において、速やかに書面で通知する。</u></p>	<p>記載内容の整理 県地域防災計画の反映</p>	<p>P.161</p>			

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)																		
<p><u>(4) 橋梁の復旧</u> 被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。</p>		県地域防災計画の反映																			
<p><u>5 応急復旧の広報</u> 広報班は、応急復旧等に関する情報伝達窓口を設置し、問合せ等に対する的確な情報伝達を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて広報する。</p>		県地域防災計画の反映																			
<p><b>第4 緊急輸送計画</b> &lt;略&gt; <b>4.2 被災者及び物資の輸送方法【物資調達班、水防・道路班】</b> &lt;略&gt;</p> <p>□災害の状況と輸送対象の区分</p> <table border="1" data-bbox="172 825 1196 1010"> <thead> <tr> <th>第1段階 (被災直後)</th> <th>第2段階 (概ね被災から1週間後まで)</th> <th>第3段階 (概ね被災から1週間後以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>①食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ②<b>傷病者</b>及び被災者の被災地外への輸搬送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 通行禁止及び制限 「<u>交通規制計画</u>」(P.174)を参照。</p> <p>3 緊急輸送車両標章及び証明書の交付 <u>物資調達班</u>その他緊急輸送車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を求めるとともに、標章及び証明書の交付を受け、標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。</p> <p style="text-align: right;">資料 <u>2-48</u> 緊急通行車両標章 資料 第8号様式 緊急通行車両</p>	第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)	<略>	①食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ② <b>傷病者</b> 及び被災者の被災地外への輸搬送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資		<略>			<p><b>第4 緊急輸送計画</b> &lt;略&gt; <b>4.2 被災者及び物資の輸送方法【水防・道路班】</b> &lt;略&gt;</p> <p>□災害の状況と輸送対象の区分</p> <table border="1" data-bbox="1314 825 2338 1010"> <thead> <tr> <th>第1段階 (被災直後)</th> <th>第2段階 (概ね被災から1週間後まで)</th> <th>第3段階 (概ね被災から1週間後以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>①食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ②<b>疾病者</b>及び被災者の被災地外への輸搬送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p> <p>2 通行禁止及び制限 「<u>緊急輸送のための通行禁止及び制限</u>」(P.159)を参照。</p> <p>3 緊急輸送車両標章及び証明書の交付 <u>水防・道路班</u>その他緊急輸送車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を求めるとともに、標章及び証明書の交付を受け、標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。</p> <p style="text-align: right;">資料 <u>2-56</u> 緊急通行車両標章 資料 第8号様式 緊急通行車両</p>	第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)	<略>	①食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ② <b>疾病者</b> 及び被災者の被災地外への輸搬送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資		<略>			県地域防災計画の反映 消防広域化に伴う修正	P.163
第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)																			
<略>	①食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ② <b>傷病者</b> 及び被災者の被災地外への輸搬送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資																				
<略>																					
第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)																			
<略>	①食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ② <b>疾病者</b> 及び被災者の被災地外への輸搬送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資																				
<略>																					

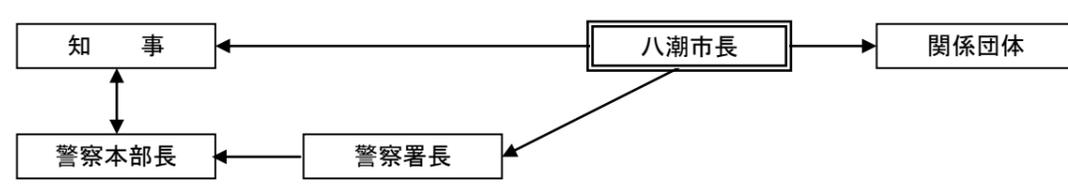
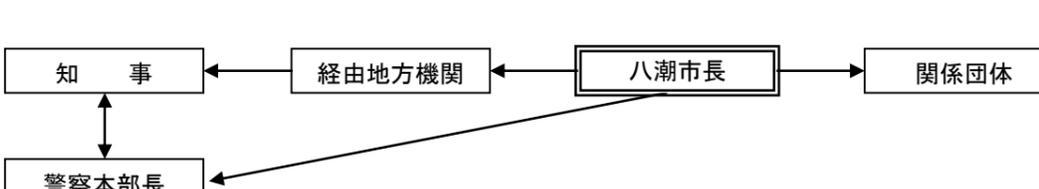
震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）																																	
<p>4 車両以外の輸送手段                      &lt;略&gt;                      なお、各機関への要請については、「広域応援要請計画」(P. 135)に定めるとおりとする。</p> <p>5 物資の<b>集積拠点</b>                      食糧及び生活必需品の<b>集積拠点</b>は、次表のとおりである。</p> <p><input type="checkbox"/>物資<b>集積拠点</b>                      &lt;略&gt;</p>	<p>4 車両以外の輸送手段                      &lt;略&gt;                      なお、各機関への要請については、「広域応援要請計画」(P. 124)に定めるとおりとする。</p> <p>5 物資の<b>集積場</b>                      食糧及び生活必需品の<b>集積地</b>は、次表のとおりである。</p> <p><input type="checkbox"/>物資<b>集積地</b>                      &lt;略&gt;</p>																																			
<p><b>第8節 避難計画</b></p> <p><b>第1 避難勧告等</b>                      地震発生時に、火災、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、それらの発生前に市民等に対し、人命又は身体の保護のため、迅速かつ効果的に<b>避難勧告等</b>を行う。</p>	<p><b>第8節 避難計画</b></p> <p><b>第1 避難の勧告・指示</b>                      地震発生時に、火災、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、それらの発生前に市民等に対し、人命又は身体の保護のため、迅速かつ効果的に<b>避難の勧告・指示</b>を行う。</p>	記載情報の更新	P.166																																	
<p><b>1.1 避難勧告等【統括班、広報班、草加八潮消防組合】</b></p> <p>1 避難勧告等の発令者                      市長は、危険が切迫した場合に、<b>避難勧告等を発令</b>し、直ちに県知事に報告する。</p> <p><input type="checkbox"/>市長が行う<b>避難勧告等</b>の要件</p> <table border="1" data-bbox="166 1350 1178 1428"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th><b>避難勧告等</b>を行う要件</th> <th>根拠法規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>市長以外の者が行う避難勧告等の実施責任者とその要件</p> <table border="1" data-bbox="166 1560 1178 1898"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th><b>避難勧告等</b>を行う要件</th> <th>根拠法規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県知事</td> <td>災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、避難のための立ち退きの<b>避難勧告等</b>又は屋内での退避等の安全確保措置に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する</td> <td>災害対策基本法第60条第6項</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>①市長から要請があったとき、避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示する ②市長が避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安</td> <td>①②災害対策基本法第61条第1項</td> </tr> </tbody> </table>	発令者	<b>避難勧告等</b> を行う要件	根拠法規	<略>			発令者	<b>避難勧告等</b> を行う要件	根拠法規	埼玉県知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、避難のための立ち退きの <b>避難勧告等</b> 又は屋内での退避等の安全確保措置に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する	災害対策基本法第60条第6項	警察官	①市長から要請があったとき、避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示する ②市長が避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安	①②災害対策基本法第61条第1項	<p><b>1.1 避難の勧告・指示【統括班、広報班、救助・消防班】</b></p> <p>1 避難の勧告・指示の発令者                      市長は、危険が切迫した場合に、<b>避難を勧告・指示</b>し、直ちに県知事に報告する。<del>また、必要に応じて避難準備情報を発令する。</del></p> <p><input type="checkbox"/>市長が行う<b>避難の勧告・指示等</b>の要件</p> <table border="1" data-bbox="1308 1350 2320 1428"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th><b>勧告・指示</b>を行う要件</th> <th>根拠法規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>市長以外の者が行う<b>避難の勧告・指示等</b>の実施責任者とその要件</p> <table border="1" data-bbox="1308 1560 2320 1898"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th><b>勧告・指示</b>を行う要件</th> <th>根拠法規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県知事</td> <td>災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、避難のための立ち退きの<b>勧告・指示</b>又は屋内での退避等の安全確保措置に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td>埼玉県知事、その命を受けた職員</td> <td>都道府県知事又はその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる</td> <td>地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>①市長から要請があったとき、避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示する</td> <td>①②災害対策基本法第61条</td> </tr> </tbody> </table>	発令者	<b>勧告・指示</b> を行う要件	根拠法規	<略>			発令者	<b>勧告・指示</b> を行う要件	根拠法規	埼玉県知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、避難のための立ち退きの <b>勧告・指示</b> 又は屋内での退避等の安全確保措置に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する	災害対策基本法第60条	埼玉県知事、その命を受けた職員	都道府県知事又はその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる	地すべり等防止法第25条	警察官	①市長から要請があったとき、避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示する	①②災害対策基本法第61条	記載情報の更新	P.166
発令者	<b>避難勧告等</b> を行う要件	根拠法規																																		
<略>																																				
発令者	<b>避難勧告等</b> を行う要件	根拠法規																																		
埼玉県知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、避難のための立ち退きの <b>避難勧告等</b> 又は屋内での退避等の安全確保措置に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する	災害対策基本法第60条第6項																																		
警察官	①市長から要請があったとき、避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示する ②市長が避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安	①②災害対策基本法第61条第1項																																		
発令者	<b>勧告・指示</b> を行う要件	根拠法規																																		
<略>																																				
発令者	<b>勧告・指示</b> を行う要件	根拠法規																																		
埼玉県知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、避難のための立ち退きの <b>勧告・指示</b> 又は屋内での退避等の安全確保措置に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する	災害対策基本法第60条																																		
埼玉県知事、その命を受けた職員	都道府県知事又はその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる	地すべり等防止法第25条																																		
警察官	①市長から要請があったとき、避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示する	①②災害対策基本法第61条																																		

震災対策編 震災応急対策計画

新			旧			備考	頁（現行）																								
	全確保措置の指示をできないと認めるとき、指示を行う ③人の生命若しくは身体に危険をおよぼし、又は財産に重大な損害をおよぼすおそれがあり指示が急を要するとき指示を行う	③警察官職務執行法第4条		②市長が避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置の指示をできないと認めるとき、指示を行う ③人の生命若しくは身体に危険をおよぼし、又は財産に重大な損害をおよぼすおそれがあり指示が急を要するとき指示を行う	③警察官職務執行法第4条																										
消防吏員	消防長、 <u>八潮</u> 消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員は、ガス、火薬等の事故が発生した場合において、人命又は財産に著しい被害を与えると認める場合、その区域内における火気の使用禁止し、又は退去、立入の禁止又は制限をすることができる	消防法第23条の2	消防吏員	消防長、消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員は、ガス、火薬等の事故が発生した場合において、人命又は財産に著しい被害を与えると認める場合、その区域内における火気の使用禁止し、又は退去、立入の禁止又は制限をすることができる	消防法第23条の2																										
<略>			<略>																												
			※埼玉県地域防災計画(H23)より																												
<p><b>2 避難勧告等の内容</b></p> <p><u>避難勧告等</u>は、次の内容を明示して行う。</p> <p>□<u>避難勧告等</u>の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○危険の度合い</li> <li>○避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>、避難勧告、避難指示（<u>緊急</u>）の別</li> <li>○避難先及び避難経路</li> </ul> <p>&lt;略&gt;</p> </div> <p style="text-align: right;">&lt;略&gt;</p>			<p><b>2 避難の勧告・指示の内容</b></p> <p><u>避難の勧告・指示</u>は、次の内容を明示して行う。</p> <p>□<u>避難の勧告・指示</u>の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○危険の度合い</li> <li>○避難準備（<u>要援護者避難</u>）<u>情報</u>、避難勧告、避難指示の別</li> <li>○避難先及び避難経路</li> </ul> <p>&lt;略&gt;</p> </div> <p style="text-align: right;">&lt;略&gt;</p>			記載情報の更新	P.166																								
<p><b>3 <u>避難勧告等</u>の発令基準と伝達の方法</b></p> <p>(1) <u>避難勧告等</u>の考え方</p> <p><u>避難勧告等</u>は、概ね次表の考え方<u>を参考に</u>発令し、伝達する。また、避難の必要がなくなった場合は、速やかに同様の方法で伝達する。</p> <p>これにより、統括班、広報班、<u>草加八潮消防組合</u>は、市長が<u>避難勧告等</u>を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、「広報活動」(P. 156)に基づき、迅速に市民に周知する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□発令基準の考え方及び伝達の方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">発令基準の考え方</th> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 20%;">市民に求める行動</th> <th style="width: 30%;">伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○気象台から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○県本部長から避難についての<u>避難勧告等</u>の要請があったとき ○延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき &lt;略&gt;</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">避難勧告</td> <td>○計画された<u>指定</u>避難所等への避難行動を開始</td> <td>・防災行政無線 ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">避難指示 <small>（緊急）</small></td> <td>○避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るととも</td> <td>・防災行政無線 ・サイレン ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス</td> </tr> </tbody> </table>			発令基準の考え方	種別	市民に求める行動	伝達方法	○気象台から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○県本部長から避難についての <u>避難勧告等</u> の要請があったとき ○延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき <略>	避難勧告	○計画された <u>指定</u> 避難所等への避難行動を開始	・防災行政無線 ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス		避難指示 <small>（緊急）</small>	○避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るととも	・防災行政無線 ・サイレン ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス	<p><b>3 <u>避難の勧告・指示等</u>の発令基準と伝達の方法</b></p> <p>(1) <u>避難の勧告・指示等</u>の考え方</p> <p><u>避難勧告及び指示等</u>は、概ね次表の考え方<u>により</u>発令し、伝達する。また、避難の必要がなくなった場合は、速やかに同様の方法で伝達する。</p> <p>これにより、統括班、広報班、<u>救助・消防班</u>は、市長が<u>避難準備情報・勧告・指示</u>を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、「広報活動」(P. 142)に基づき、迅速に市民に周知する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□発令基準の考え方及び伝達の方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">発令基準の考え方</th> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 20%;">市民に求める行動</th> <th style="width: 30%;">伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○気象台から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○県本部長から避難についての<u>勧告・指示</u>の要請があったとき ○延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき &lt;略&gt;</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">避難勧告</td> <td>○計画された避難所等への避難行動を開始</td> <td>・防災行政無線 ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">避難指示</td> <td>○避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るととも</td> <td>・防災行政無線 ・サイレン ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス</td> </tr> </tbody> </table>			発令基準の考え方	種別	市民に求める行動	伝達方法	○気象台から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○県本部長から避難についての <u>勧告・指示</u> の要請があったとき ○延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき <略>	避難勧告	○計画された避難所等への避難行動を開始	・防災行政無線 ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス		避難指示	○避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るととも	・防災行政無線 ・サイレン ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス	記載情報の更新	P.167
発令基準の考え方	種別	市民に求める行動	伝達方法																												
○気象台から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○県本部長から避難についての <u>避難勧告等</u> の要請があったとき ○延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき <略>	避難勧告	○計画された <u>指定</u> 避難所等への避難行動を開始	・防災行政無線 ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス																												
	避難指示 <small>（緊急）</small>	○避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るととも	・防災行政無線 ・サイレン ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス																												
発令基準の考え方	種別	市民に求める行動	伝達方法																												
○気象台から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○県本部長から避難についての <u>勧告・指示</u> の要請があったとき ○延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき <略>	避難勧告	○計画された避難所等への避難行動を開始	・防災行政無線 ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス																												
	避難指示	○避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るととも	・防災行政無線 ・サイレン ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス																												

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)										
<p>に、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動を取る</p> <p>(2) 報道機関への避難勧告等の連絡 市長が避難勧告又は避難指示(緊急)を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、市民への迅速な伝達を図るため、広報班は、テレビ、ラジオ等の報道機関に情報を提供する。 &lt;略&gt;</p> <p>資料 2.55 放送事業者への情報提供・連絡先</p>	<p>に、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動を取る</p> <p style="text-align: right;">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p> <p>(2) 報道機関への避難勧告等の連絡 市長が避難勧告又は避難指示を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、市民への迅速な伝達を図るため、広報班は、テレビ、ラジオ等の報道機関に情報を提供する。 &lt;略&gt;</p> <p>資料 2.63 放送事業者への情報提供・連絡先</p>												
<p>5 関係機関相互の通知・連絡 &lt;略&gt;</p>  <p>□連絡先</p> <table border="1" data-bbox="178 1029 1187 1102"> <tr> <td>埼玉県危機管理防災部 消防防災課</td> <td>048-830-8151</td> </tr> <tr> <td>埼玉県警察本部</td> <td>048-832-0110(代表)</td> </tr> </table>	埼玉県危機管理防災部 消防防災課	048-830-8151	埼玉県警察本部	048-832-0110(代表)	<p>5 関係機関相互の通知・連絡 &lt;略&gt;</p>  <p>□連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1335 1029 2344 1123"> <tr> <td>埼玉県危機管理防災部 消防防災課</td> <td>048-830-8151</td> </tr> <tr> <td>頭部地域振興センター</td> <td>048-737-1110</td> </tr> <tr> <td>埼玉県警察本部</td> <td>048-832-0110(代表)</td> </tr> </table>	埼玉県危機管理防災部 消防防災課	048-830-8151	頭部地域振興センター	048-737-1110	埼玉県警察本部	048-832-0110(代表)	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.169</p>
埼玉県危機管理防災部 消防防災課	048-830-8151												
埼玉県警察本部	048-832-0110(代表)												
埼玉県危機管理防災部 消防防災課	048-830-8151												
頭部地域振興センター	048-737-1110												
埼玉県警察本部	048-832-0110(代表)												
<p>6 避難勧告等、屋内への退避等の安全確保措置又は警戒区域設定の助言 市長は、避難勧告等又は避難のための立ち退きを発令し、あるいは、警戒区域を設定しようとする場合、必要があると認める場合は、知事又は指定行政機関に対し、助言を求めることができる。</p>	<p>6 避難勧告・指示、屋内への退避等の安全確保措置又は警戒区域設定の助言 市長は、避難のための立ち退きを勧告・指示し、あるいは、警戒区域を設定しようとする場合、必要があると認める場合は、知事又は指定行政機関に対し、助言を求めることができる。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.169</p>										
<p>7 避難勧告等の解除 市長は、当該市民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められるとき、十分に安全性の確認に努めた上で避難勧告等を解除する。市民及び関係機関への伝達・報告は、発令時と同様に行う。</p>	<p>7 避難勧告・指示等の解除 市長は、当該市民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められるとき、避難勧告・指示等を解除する。市民及び関係機関への伝達・報告は、発令時と同様に行う。</p>	<p>防災基本計画の反映</p>	<p>P.169</p>										
<p>第2 避難誘導 &lt;略&gt; <b>2.1 避難誘導の方法【避難所班、学校教育班、援護班、施設管理者】</b>  1 避難誘導の方法 避難所班は、被災者を指定避難所等へ誘導し、学校教育班は、学校へ避難した被災者への誘</p>	<p>第2 避難誘導 &lt;略&gt; <b>2.1 避難誘導の方法【避難所班、学校教育班、援護班、施設管理者】</b>  1 避難誘導の方法 避難所班は、被災者を避難所へ誘導し、学校教育班は、その補助を行う。また、援護班は、</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.170</p>										

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>導の補助を行う。また、援護班は、身体障がい者、高齢者等の行動弱者、外国人等、避難行動要支援者を優先して誘導する（避難行動要支援者の避難誘導に関しては、「要配慮者の安全確保」(P. 203)を参照）。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">資料 2.14 <a href="#">指定避難所・指定緊急避難場所一覧</a></p>	<p>身体障がい者、高齢者等の行動弱者、<del>市来訪者</del>、外国人等、避難行動要支援者を優先して誘導する（避難行動要支援者の避難誘導に関しては、「要配慮者の安全確保」(P. 185)を参照）。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">資料 2.14 <a href="#">避難所・避難場所一覧</a></p>		
<p>2 避難順位</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>① <a href="#">避難行動要支援者</a></p> <p>② <a href="#">一般市民</a></p>	<p>2 避難順位</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>① <del>病弱者、障がい者</del></p> <p>② <del>高齢者、妊産婦、乳幼児、児童</del></p> <p>③ <del>一般市民</del></p>	記載情報の更新	P.170
<p><b>第3 指定避難所の開設・運営</b></p> <p>災害の被害を受けて避難しなければならない者の保護を図るため、速やかに<a href="#">指定</a>避難所を開設し、避難者を収容する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 指定避難所の開設【避難所班、援護班、施設管理者】</b></p> <p>1 避難所開設の基準</p> <p><a href="#">市長</a>は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、<a href="#">指定</a>避難所の全部又は一部の開設を決定する。</p> <p>また、避難所班及び<a href="#">指定</a>避難所となる施設管理者は、災害発生への不安により、当該地域の市民からの要請があった場合は、<a href="#">市長</a>からの指示がなくとも<a href="#">指定</a>避難所を開設し、その旨を統括班に報告する。</p> <p><a href="#">市長</a>は、大規模災害時に他都道府県から多数の避難者を受け入れる場合、<a href="#">指定</a>避難所の全部又は一部を開設する。</p>	<p><b>第3 避難所の開設・運営</b></p> <p>災害の被害を受けて避難しなければならない者の保護を図るため、速やかに避難所を開設し、避難者を収容する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 避難所の開設【避難所班、<del>統括班</del>、援護班、施設管理者】</b></p> <p>1 避難所開設の基準</p> <p><a href="#">本部長</a>は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所の全部又は一部の開設を決定する。</p> <p>また、避難所班及び避難所となる施設管理者は、災害発生への不安により、当該地域の市民からの要請があった場合は、<a href="#">本部長</a>からの指示がなくとも避難所を開設し、その旨を統括班に報告する。</p> <p><a href="#">本部長</a>は、大規模災害時に他都道府県から多数の避難者を受け入れる場合、避難所の全部又は一部を開設する。</p>	記載情報の更新	P.171
<p>2 避難施設</p> <p><a href="#">指定</a>避難所として使用する場所については、あらかじめ指定している施設を使用することを原則とする。</p>	<p>2 避難施設</p> <p>避難所として使用する場所については、あらかじめ指定している施設を使用することを原則とする。</p>	記載情報の更新	P.171
<p>3 <a href="#">指定</a>避難所の開設実施者</p> <p>避難所班は、避難所の開設に当たって、小中学校及び高等学校と協力して行う。また、次の<a href="#">指定</a>避難所については、施設管理者が<a href="#">指定</a>避難所を開設し、避難所班と協力して運営を行う。</p> <p>避難所班や施設管理者がすぐに<a href="#">指定</a>避難所に到着できない場合を想定し、あらかじめ地域の代表者等と施設の解錠について検討する。</p> <p style="text-align: right;">資料 2.14 <a href="#">指定避難所・指定緊急避難場所一覧</a> 資料 2.15 <a href="#">避難所等位置図</a></p>	<p>3 避難所の開設実施者</p> <p>避難所班は、避難所の開設に当たって、小中学校及び高等学校と協力して行う。また、次の避難所については、施設管理者が避難所を開設し、避難所班と協力して運営を行う。</p> <p>避難所班や施設管理者がすぐに避難所に到着できない場合を想定し、あらかじめ地域の代表者等と施設の解錠について検討する。</p> <p style="text-align: right;">資料 2.14 <a href="#">避難所・避難場所一覧</a> 資料 2.15 <a href="#">避難所等位置図</a></p>	記載情報の更新	P.171

## 震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>4 開設手順</p> <p><b>指定</b>避難所の開設手順を以下に示す。</p> <p>□避難所開設手順</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①<b>指定</b>避難所の被災状況を応急危険度判定士が確認し、<b>指定</b>避難所の外観、内部について、安全が確認できた後、開設準備に移る（ただし、応急危険度判定士による確認ができない場合は、施設管理者の判断で施設の安全性の可否を決定する）</p> <p>②施設の門を開け、避難者を受け入れる</p> <p>③電話、無線等により<b>指定</b>避難所の開設を本部に報告する （開設の日時、場所、施設名、収容人員等）</p> <p>④<b>指定</b>避難所内に<b>指定</b>避難所の管理・運営事務を行うための事務所を設置する （事務所には避難者からよく判るように「運営事務所」の表示を行い、事務所には職員を常時配備しておく）</p> </div>	<p>4 開設手順</p> <p>避難所の開設手順を以下に示す。</p> <p>□避難所開設手順</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①避難所の被災状況を応急危険度判定士が確認し、避難所の外観、内部について、安全が確認できた後、開設準備に移る（ただし、応急危険度判定士による確認ができない場合は、施設管理者の判断で施設の安全性の可否を決定する）</p> <p>②施設の門を開け、避難者を受け入れる</p> <p>③電話、無線等により避難所の開設を本部に報告する （開設の日時、場所、施設名、収容人員等）</p> <p>④避難所内に避難所の管理・運営事務を行うための事務所を設置する （事務所には避難者からよく判るように「運営事務所」の表示を行い、事務所には職員を常時配備しておく）</p> </div>	記載情報の更新	P.172
<p>5 福祉避難所開設の基準</p> <p><b>市長</b>は、要配慮者のうち、健康状態等へ特別の配慮を要する者、介護を要する者等を収容するため、福祉避難所の開設を決定する。</p> <p>開設の時期については、要配慮者及び<b>指定</b>避難所の状況を勘案し、必要に応じて開設する。</p>	<p>5 福祉避難所開設の基準</p> <p><b>本部長</b>は、要配慮者のうち、健康状態等へ特別の配慮を要する者、介護を要する者等を収容するため、福祉避難所の開設を決定する。</p> <p>開設の時期については、要配慮者及び避難所の状況を勘案し、必要に応じて開設する。</p>	記載情報の更新	P.172
<p>8 避難所開設の報告</p> <p><b>指定避難所又は福祉</b>避難所を開設した場合には、市長は、次に示す事項を知事に報告するとともに、その旨を公示する。</p>	<p>8 避難所開設の報告</p> <p>避難所を開設した場合には、市長は、次に示す事項を知事に報告する。</p>	記載情報の更新	P.172
<p><b>3.2 指定避難所の運営【避難所班、援護班、物資調達班、医療事務班、衛生班、統括班、施設管理者】</b></p> <p>避難所班は、避難所管理・運営マニュアルに基づき、<b>指定</b>避難所の開設及び初期段階の運営を行うものとするが、避難所運営の長期化が見込まれる場合、徐々に自主防災組織等住民自治組織による運営に移行できるよう、組織体制の確立に努める。</p> <p>1 居住チームの編成</p> <p>避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、<b>指定</b>避難所内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うために居住チームの編成に努める。編成する際は、以下の点に留意する。</p> <p>また、居住チームごとに代表者を選任し、以後の情報連絡等の窓口となるようにする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3.2 避難所の運営【避難所班、援護班、<del>情報班</del>、物資調達班、医療事務班、統括班、施設管理者】</b></p> <p>避難所班は、避難所管理・運営マニュアルに基づき、避難所の開設及び初期段階の運営を行うものとするが、避難所運営の長期化が見込まれる場合、徐々に自主防災組織等住民自治組織による運営に移行できるよう、組織体制の確立に努める。</p> <p>1 居住チームの編成</p> <p>避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難所内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うために居住チームの編成に努める。編成する際は、以下の点に留意する。</p> <p>また、居住チームごとに代表者を選任し、以後の情報連絡等の窓口となるようにする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.173

## 震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2 部屋割り</b></p> <p>避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、各居住チームが施設内のどの部分を<b>指定</b>避難所として利用するかを決定する。なお、避難所班は、援護班と連携し、福祉<b>避難所</b>と入居状況について調整を図りながら、支援が必要な要配慮者を優先して、部屋割りを行う。</p> <p><b>3 避難者名簿の作成</b></p> <p>名簿の作成は、<b>指定</b>避難所の開設者が、避難者に氏名・人数等の聞き取り調査を行い記入する。名簿は、居住チーム別に整理する。各地区防災拠点の<b>指定</b>避難所の担当者は、地区内の名簿を収集し、情報班へ報告する。</p> <p style="text-align: right;">資料 第10号様式 避難者名簿用紙</p>	<p><b>2 部屋割り</b></p> <p>避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、各居住チームが施設内のどの部分を避難所として利用するかを決定する。なお、避難所班は、援護班と連携し、福祉<b>避難施設</b>と入居状況について調整を図りながら、支援が必要な要配慮者を優先して、部屋割りを行う。</p> <p><b>3 避難者名簿の作成</b></p> <p>名簿の作成は、避難所の開設者が、避難者に氏名・人数等の聞き取り調査を行い記入する。名簿は、居住チーム別に整理する。各地区防災拠点の避難所の担当者は、地区内の名簿を収集し、情報班へ報告する。</p> <p style="text-align: right;">資料 第10号様式 避難者名簿用紙</p>	<p>記載情報の更新 文言の修正</p>	P.173
<p><b>4 通信手段の確保</b></p> <p>避難所班は、<b>指定</b>避難所の開設や運営状況などを本部に報告するための通信連絡手段の確保に努める。</p>	<p><b>4 通信手段の確保</b></p> <p>避難所班は、避難所の開設や運営状況などを本部に報告するための通信連絡手段の確保に努める。</p>	<p>記載情報の更新</p>	P.173
<p><b>5 運営組織の設置</b></p> <p><b>指定</b>避難所の運営は、避難者自身による住民自治組織を中心として行うため、居住チームの代表者を中心とした運営組織を設置する。また、<b>指定</b>避難所の運営は、女性への配慮が必要なため、運営組織に、複数の女性を参加させるように努める。</p> <p><u>なお、自主的な避難所運営が円滑に行われるよう、避難者自身が周知・啓発や働きかけを行う。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>5 運営組織の設置</b></p> <p>避難所の運営は、避難者自身による住民自治組織を中心として行うため、居住チームの代表者を中心とした運営組織を設置する。また、避難所の運営は、女性への配慮が必要なため、運営組織に、複数の女性を参加させるように努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画 の反映 記載情報の更新</p>	P.173
<p><b>6 食糧、生活必需品等の請求、受け取り、配給</b></p> <p>食糧、生活必需品等の請求、配給等は、運営組織が中心となり行う。また、食糧や生活必需品等の受入れに当たっては、運営組織を経由し、各居住チームへ配布する。</p> <p><b>各指定避難所</b>において必要とされる食糧、生活必需品等のうち調達不可能なものは、地区防災拠点の<b>指定</b>避難所において、必要な食糧、生活必需品等の情報を収集し、地区防災拠点の避難所担当職員が、物資調達班に要請する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>6 食糧、生活必需品等の請求、受け取り、配給</b></p> <p>食糧、生活必需品等の請求、配給等は、運営組織が中心となり行う。また、食糧や生活必需品等の受入れに当たっては、運営組織を経由し、各居住チームへ配布する。</p> <p><b>各避難所</b>において必要とされる食糧、生活必需品等のうち調達不可能なものは、地区防災拠点の避難所において、必要な食糧、生活必需品等の情報を収集し、地区防災拠点の避難所担当職員が、物資調達班に要請する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>文言の修正 記載情報の更新</p>	P.174
<p><b>7 要配慮者、女性、子ども等への配慮</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧の支給に当たっては、食物アレルギーを持つ者に配慮する。</li> <li>・高齢者や障がい者が安全に生活できるよう<b>指定</b>避難所のバリアフリー化に努める。</li> <li>・女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室及び授乳室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起<b>及び巡回警備</b>に努める。</li> </ul> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>7 要配慮者、女性、子ども等への配慮</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧の支給に当たっては、食物アレルギーを持つ者に配慮する。</li> <li>・高齢者や障がい者が安全に生活できるよう避難所のバリアフリー化に努める。</li> <li>・女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室及び授乳室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。</li> </ul> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画 の反映</p>	P.174

## 震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>8 要配慮者等に必要な物資等の整備</b></p> <p>物資調達班は、要配慮者等のために必要と思われる物資等が速やかに調達できる体制を整備するよう努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>8 要配慮者等に必要な物資等の整備</b></p> <p>物資調達班、<del>援護班、統括班、医療事務班</del>は、要配慮者等のために必要と思われる物資等が速やかに調達できる体制を整備するよう努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.175</p>
<p><b>9 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）</b></p> <p><b>指定</b>避難所における良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの保護にも配慮する。</p>	<p><b>9 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）</b></p> <p>避難所における良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの保護にも配慮する。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.175</p>
<p><b>1 1 避難者とともに避難した動物の取扱い</b></p> <p><b>指定</b>避難所におけるペットの飼育に関しては、ペット飼育者名簿を作成し、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、飼い主又は動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。</p> <p>また、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外にペットハウス(テント等)を設け飼育するが、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。なお、居室以外の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を<b>原状</b>復旧させる全責任を負うものとする。</p>	<p><b>1 1 避難者とともに避難した動物の取扱い</b></p> <p>避難所におけるペットの飼育に関しては、ペット飼育者名簿を作成し、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、飼い主又は動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。</p> <p>また、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外にペットハウス(テント等)を設け飼育するが、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。なお、居室以外の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を<b>現状</b>復旧させる全責任を負うものとする。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.175</p>
<p><b>1 2 避難所運営の留意点</b></p> <p><b>指定</b>避難所における情報の伝達、食糧等の配布、清掃等について、必要があれば県に応援要請を行う。</p>	<p><b>1 2 避難所運営の留意点</b></p> <p>避難所における情報の伝達、食糧等の配布、清掃等について、必要があれば県に応援要請を行う。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.176</p>
<p><b>1 3 避難所状況報告と運営記録</b></p> <p>施設管理者、避難所班、運営組織は、<b>指定</b>避難所の運営に際し、傷病人の発生等の事態が発生した場合、必要に応じて<b>指定</b>避難所の状況を医療事務班に報告する。また、<b>指定</b>避難所内での運営状況について避難所日誌に記録し、地区防災拠点の避難所担当職員を通じて情報班に報告する。</p>	<p><b>1 3 避難所状況報告と運営記録</b></p> <p>施設管理者、避難所班、運営組織は、避難所の運営に際し、傷病人の発生等の事態が発生した場合、必要に応じて避難所の状況を医療事務班に報告する。また、避難所内での運営状況について避難所日誌に記録し、地区防災拠点の避難所担当職員を通じて情報班に報告する。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.176</p>
	<p><del><b>1 4 避難所管理・運営マニュアルの作成</b></del></p> <p><del>避難所班は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な避難所管理・運営マニュアルの作成に努める。</del></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.176</p>
<p><b>1 4 指定</b>避難所の閉鎖時期</p> <p><b>指定</b>避難所は、災害がおさまリ、避難の必要性がなくなり、被災者のための応急仮設住宅の建設等、生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。<b>指定</b>避難所を閉鎖した場合、統括班は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del><b>1 5 避難所の閉鎖時期</b></del></p> <p>避難所は、災害がおさまリ、避難の必要性がなくなり、被災者のための応急仮設住宅の建設等、生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。避難所を閉鎖した場合、統括班は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。</p> <p>略&gt;</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.176</p>



震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>5 一時滞在施設の運営</b></p> <p>市民相談班は、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。</p> <p>また、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設の帰宅困難者に提供する。</p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>6 一時滞在施設の閉鎖</b></p> <p>市民相談班は、統括班と調整し、一時滞在施設の閉鎖時期を検討する。</p> <p>なお、閉鎖については、災害発生後概ね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること等が、一つの判断材料となる。</p> <p>安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供して帰宅を促し、施設内から収容した帰宅困難者がいなくなったら閉鎖する。</p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>7 施設閉鎖の報告</b></p> <p>市民相談班は、一時滞在施設を閉鎖した場合、速やかに統括班に報告する。</p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>8 災害救助法が適用された場合の費用等</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>3</del> 災害救助法が適用された場合の費用等</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><del>4</del> 企業等における帰宅困難者対策</p> <p>企業等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や3日分の飲料水、食糧等の備蓄、災害時のマニュアル作成等の体制整備に努める。</p> <p>また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員と同様な対応が取れるよう対策を検討する。</p> <p>さらに、とどまった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動に参加するよう努める。</p> <p><del>5</del> 学校等における帰宅困難者対策</p> <p>学校等は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、児童・生徒等の保護者が帰宅困難者となり、児童・生徒等の引き取りが困難な場合や児童・生徒自身の帰宅が困難な場合に備え、一定期間校舎内にとどめる対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食糧等の備蓄や災害時のマニュアル作成等の体制整備に努める。</p> <p>また、災害時における学校と保護者の連絡方法についてあらかじめ定めておく。</p>	記載内容の整理	P.178
<p><b>10 帰宅途上における一時滞在施設の確保</b></p> <p>多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。指定避難所の混乱を避けるため、指定避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。</p>	<p><del>7</del> 帰宅途上における一時滞在施設の確保</p> <p>多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。避難所の混乱を避けるため、避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。</p>	記載情報の更新	P.179

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第5 広域一時滞在</b></p> <p><b>5.1 広域一時滞在のための避難支援【総括班】</b>  <u>総括班は、災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災住民を避難させる。県外への避難が必要な場合は、県と協議する。</u></p> <p><b>5.2 広域一時滞在のための指定避難所の提供【総括班】</b>  <u>総括班は、他市町村から協力を求められた場合、県の支援を受け、広域一時滞在のための指定避難所を提供する。</u>  <u>また、開設した指定避難所の周辺地域における自主防災組織に連絡し、地域での受け入れや情報提供等の支援を要請する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>第9節 救助・医療救護計</b></p> <p><b>第1 救急救助・医療救護活動</b>          &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 救急救助活動【医療事務班、草加八潮消防組合】</b>          &lt;略&gt;</p> <p>1 救急救助体制の確立          災害のため救出を要する場合、<u>草加八潮消防組合</u>は、消防署に救助隊を<b>増員</b>し、これをもって救急救助活動を行う。          &lt;略&gt;</p>	<p><b>第9節 救助・医療救護計画</b></p> <p><b>第1 救急救助・医療救護活動</b>          &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 救急救助活動【<del>救助・消防班</del>、医療事務班】</b>          &lt;略&gt;</p> <p>1 救急救助体制の確立          災害のため救出を要する場合、<del>本部長の指示により、救助・消防班</del>は、消防<b>本部</b>・署に救助隊を<b>設置</b>し、これをもって救急救助活動を行う。          &lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.181</p>
<p><b>3 関係機関との連携</b></p> <p>(1) 警察との連携  <u>草加八潮消防組合</u>は、草加警察署と十分な連絡を取り、円滑な被災者救出活動の実施体制を確立する。          &lt;略&gt;</p> <p>(3) 重機保有業者との連携          救出現場において建設重機等が必要になった場合は、必要に応じて八潮市造園協会<b>及び</b><u>八潮市防災連絡会</u>や建設業者に協力を要請する。          資料 <u>1.23</u> 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)          資料 <u>1.37</u> 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)</p>	<p><b>3 関係機関との連携</b></p> <p>(1) 警察との連携  <u>救助・消防班</u>は、草加警察署と十分な連絡を取り、円滑な被災者救出活動の実施体制を確立する。          &lt;略&gt;</p> <p>(3) 重機保有業者との連携          救出現場において建設重機等が必要になった場合は、必要に応じて八潮市造園協会や建設業者に協力を要請する。          資料 <u>1.22</u> 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p>	<p>消防広域化に伴う修正          記載情報の更新</p>	<p>P.181</p>

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)
<p>(4) 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART) <u>及び緊急消防援助隊</u>との連携            災害規模が大きく、緊急に救出を要する市民が多数発生し、救助隊のみでの救助が困難であると認められる場合は、県知事に対して埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART) <u>または、緊急消防援助隊</u>の派遣を要請する。</p> <p>(5) 自衛隊との連携            災害規模が大きく、緊急に救出を要する市民が多数発生し、救助隊のみでの救助が困難であると認められる場合は、自衛隊の派遣を要請する(「自衛隊への災害派遣要請」(P.139)参照)。</p>	<p>(4) 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)との連携            災害規模が大きく、緊急に救出を要する市民が多数発生し、救助隊のみでの救助が困難であると認められる場合は、県知事に対して埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の派遣を要請する。</p> <p>(5) 自衛隊との連携            災害規模が大きく、緊急に救出を要する市民が多数発生し、救助隊のみでの救助が困難であると認められる場合は、自衛隊の派遣を要請する(「自衛隊への災害派遣要請」(P.127)参照)。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.182</p>
<p><b>1.2 医療救護【医療事務班、<u>統括班</u>、草加保健所】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 医療救護【医療事務班、<u>情報班</u>、草加保健所】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.182</p>
<p><b>3 救護所の設置</b>            医療救護活動は、医療機関が残存している場合には医療機関において実施することを原則とする。ただし、傷病者が多数の場合、若しくは医療機関が被災して機能していない場合、応急処置の実施のため、医療事務班は、草加保健所と協力して <u>指定</u>避難所や交通に便利な場所等に救護所を設ける。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3 救護所の設置</b>            医療救護活動は、医療機関が残存している場合には医療機関において実施することを原則とする。ただし、傷病者が多数の場合、若しくは医療機関が被災して機能していない場合、応急処置の実施のため、医療事務班は、草加保健所と協力して避難所や交通に便利な場所等に救護所を設ける。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.182</p>
<p><b>6 医薬品等の確保</b>            &lt;略&gt;            それでもなお不足する場合には、医療事務班は、県災害対策本部に日本赤十字社、医師会、薬剤師会、歯科医師会等からの調達を <u>要請</u>する。  <u>また、血液不足のおそれがある場合は、県に調達を要請する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>6 血液、<del>医薬品</del>の確保</b>            &lt;略&gt;            それでもなお不足する場合には、医療事務班は、県災害対策本部に日本赤十字社、医師会、薬剤師会、歯科医師会等からの調達を <u>依頼</u>する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.183</p>

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)
<p><b>1.3 傷病者の搬送【医療事務班、水防道路班、草加八潮消防組合】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.3 傷病者の搬送【医療事務班、水防・道路班、救助・消防班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	消防広域化に伴う修正	P.183
<p><b>2 傷病者の搬送</b></p>	<p><del>(2) 搬送順位</del> 原則として「救急救助活動」(P.181)に基づいて搬送順位を決定するが、後方医療機関の規模、所在地、診療科目や被災状況、搬送経路の状況等の被災時の状況に応じて柔軟に対応する。</p> <p><del>(3) 搬送経路</del> 救助・消防班は、「緊急輸送計画」(P.162)に基づいて、後方医療機関への搬送を行う。</p> <p><del>(4) ヘリコプター搬送</del> 医療事務班、救助・消防班は、陸上輸送が困難な場合、県にヘリコプター搬送の要請を行う。</p> <p style="text-align: right;">資料 1.35 埼玉県防災ヘリコプター応援協定</p>	記載内容の整理	P.184
<p>(1) 傷病者搬送の判定 &lt;略&gt;</p> <p>(2) 傷病者搬送の要請 救護チームは「緊急輸送計画」(P.179)に基づいて、関係機関に搬送用車両及び必要に応じてヘリコプター等の運搬手段の手配を要請する。 <a href="#">資料 1.36 埼玉県防災ヘリコプター応援協定</a></p> <p>(3) 傷病者の後方医療機関への搬送 <a href="#">草加八潮消防組合</a>及び傷病者搬送の実施者は、前項で定めた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制、<a href="#">搬送経路</a>を十分確認のうえ搬送する。 &lt;略&gt;</p>	<p><del>2 傷病者搬送の手順</del></p> <p>(1) 傷病者搬送の判定 &lt;略&gt;</p> <p>(2) 傷病者搬送の要請 救護チームは「緊急輸送計画」(P.162)に基づいて、関係機関に搬送用車両及び必要に応じてヘリコプター等の運搬手段の手配を要請する。</p> <p>(3) 傷病者の後方医療機関への搬送 <a href="#">救助・消防班</a>及び傷病者搬送の実施者は、前項で定めた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認のうえ搬送する。 &lt;略&gt;</p>	消防広域化に伴う修正	P.184
<p><b>第2 要配慮者の安全確保</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 社会福祉施設入所者の安全確保【統括班、援護班、施設管理者】</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>2 施設の安全確認</b> 施設管理者は、施設利用者又は入所者の状態及び施設内とその周辺の被害状況を確認し、<a href="#">援護班に報告する。</a></p>	<p><b>第2 要配慮者の安全確保</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 社会福祉施設入所者の安全確保【統括班、援護班、施設管理者】</b> &lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.185

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3 情報の収集・伝達</b></p> <p>援護班は、市内の社会福祉施設より施設及び施設利用者又は入所者の被害情報を収集する。</p>	<p><del>2</del> 情報の収集・伝達</p> <p>援護班は、市内の社会福祉施設より施設及び入所者の被害情報を収集する。</p>	記載情報の更新	P.185
<p><b>4 避難誘導の実施</b></p> <p>施設管理者は、社会福祉施設の継続利用が危険な場合、社会福祉施設利用者又は入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。その際、施設管理者は、他の社会福祉施設、市社会福祉協議会、ボランティア団体等に協力を要請する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>3</del> 避難誘導の実施</p> <p>援護班は、社会福祉施設入所者等の救助及び避難誘導を施設管理者と協力して迅速に実施する。その際、他の社会福祉施設、八潮市社会福祉協議会、ボランティア団体等と協力して実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	県地域防災計画の反映	P.185
<p><b>5 受入れ先の確保及び移送</b></p> <p>統括班及び援護班は、県災害対策本部に対し、県下の社会福祉施設の受入れ調整を要請するとともに、社会福祉施設、市社会福祉協議会等の関係機関と協力し、移送を行う。</p>	<p><del>4</del> 受入れ先の確保及び移送</p> <p>施設管理者、援護班は、県災害対策本部に対し、県下の社会福祉施設の受入れ調整を要請するとともに、社会福祉施設、八潮市社会福祉協議会等の関係機関と協力し、移送を行う。</p>	記載内容の整理	P.185
<p><b>6 生活救援物資の供給</b></p> <p>施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者等に配布する。物資に不足が生じる場合は、援護班と協力して物資調達班に協力を要請する。</p>	<p><del>5</del> 生活救援物資の供給</p> <p>施設管理者は、援護班と協力して食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者等に配布する。</p>	県地域防災計画の反映	P.185
<p><b>2.2 要配慮者の安全確保【避難所班、援護班、水防・道路班、市民相談班】</b></p> <p><b>1 安否確認の実施</b></p> <p>援護班は、被災地の各居室に取り残された避難行動要支援者の安否確認を行う。その際、あらかじめ用意した要配慮者の情報(名簿あるいは「要援護者マップ」等)を活用し、市社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員等の協力を得ながら実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.2 在宅要配慮者の安全確保【避難所班、援護班、水防・道路班、市民相談班】</b></p> <p><b>1 安否確認の実施</b></p> <p>援護班は、被災地の各居室に取り残された避難行動要支援者の安否確認を行う。その際、あらかじめ用意した要配慮者の情報(名簿あるいは「要援護者マップ」等)を活用し、八潮市社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員等の協力を得ながら実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載内容の整理	P.186
<p><b>3 指定避難所における要配慮者への配慮</b></p> <p>避難所班は、要配慮者を収容する指定避難所を設ける際には、プライバシーの確保等、指定避難所における生活環境への配慮から要配慮者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。</p>	<p><b>3 避難所における要配慮者への配慮</b></p> <p>避難所班は、要配慮者を収容する避難所を設ける際には、プライバシーの確保等、避難所における生活環境への配慮から要配慮者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。</p>	文言の修正	P.186
<p><b>4 受入れ先の確保及び移送</b></p> <p>在宅、指定避難所、仮設住宅で生活する要配慮者のうち、介護を必要とする者を発見した場合、援護班は、市社会福祉協議会等関係機関と協力し、在宅、指定避難所、仮設住宅から福祉避難所等への移送を行う。その際、社会福祉施設の定員に関しては弾力的に取り扱う。</p>	<p><b>4 受入れ先の確保及び移送</b></p> <p>在宅、避難所、仮設住宅で生活する要配慮者のうち、介護を必要とする者を発見した場合、援護班は、八潮市社会福祉協議会等関係機関と協力し、在宅、避難所、仮設住宅から福祉避難所等への移送を行う。その際、社会福祉施設の定員に関しては弾力的に取り扱う。</p>	文言の修正	P.186

## 震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>6 生活救援物資の供給</b></p> <p>援護班は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者の状況に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の提供を行う。</p> <p>なお、配布を行う際には一般被災者と配布時間・場所を別に設ける等、確実に救援物資の供給が行われるよう配慮する。</p> <p><u>また、確実に供給できるよう配布手段を検討し、在宅の要配慮者に救援物資を配布する。</u></p>	<p><b>6 生活救援物資の供給</b></p> <p>援護班は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者の状況に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の提供を行う。</p> <p>なお、配布を行う際には一般被災者と配布時間・場所を別に設ける等、確実に救援物資の供給が行われるよう配慮する。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	P.186
<p><b>7 情報提供</b></p> <p>援護班は、在宅又は<u>指定</u>避難所にいる要配慮者に対し、手話通訳者を派遣する。<u>避難所班は</u>、文字放送テレビ、ファックスの設置等、情報の提供を適宜行う。</p>	<p><b>7 情報提供</b></p> <p>援護班は、在宅又は避難所にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣や文字放送テレビ、ファックスの設置等、情報の提供を適宜行う。</p>	<p>対応組織の明確化</p>	P.186
<p><b>8 相談窓口の開設</b></p> <p>市民相談班は、市庁舎、<u>指定</u>避難所、保健センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、援護班の他、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じられる体制を整備する。</p>	<p><b>8 相談窓口の開設</b></p> <p>市民相談班は、市庁舎、避難所、保健センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、援護班の他、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じられる体制を整備する。</p>	<p>記載情報の更新</p>	P.187
<p><b>9 巡回サービスの実施</b></p> <p>援護班の巡回チームは、在宅、<u>指定</u>避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者の要望把握、相談対応、介助・介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>9 巡回サービスの実施</b></p> <p>援護班は、<u>民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ボランティア等によりチームを編成し</u>、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者の要望把握、相談対応、介助・介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載内容の整理</p>	P.187
<p><b><u>2.3 外国人の安全確保【統括班、市民相談班、広報班、援護班】</u></b></p> <p><b>1 安否確認の実施</b></p> <p>援護班は、職員や語学ボランティア等により調査チームを編成し、八潮市災害時要援護者避難支援個別計画等の災害時要援護者リスト及び市民相談班からの情報に基づき、外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。</p>	<p><b><u>2.3 外国人の安全確保【統括班、市民相談班、広報班、援護班】</u></b></p> <p><b>1 安否確認の実施</b></p> <p>援護班は、職員や語学ボランティア等の協力を得て、八潮市災害時要援護者避難支援個別計画等の災害時要援護者リスト及び市民相談班からの情報に基づき、外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	P.187
<p><b>2 避難誘導広報の実施</b></p> <p>統括班及び広報班は、<u>市ホームページ、やしお840メール配信サービス</u>を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導広報を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2 避難誘導広報の実施</b></p> <p>統括班、広報班は、<u>それぞれ防災行政無線や広報車等</u>を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導広報を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載情報の更新</p>	P.187

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)
<p><b>2.4 要配慮者に対する医療活動【医療事務班、援護班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>医療事務班は、援護班、草加保健所、草加八潮医師会、八潮市歯科医師会、八潮市薬剤師会、<b>市</b>社会福祉協議会等と協力して、<b>指定</b>避難所や仮設住宅等を巡回し、要配慮者の健康把握に努め、必要に応じて治療若しくは病院への移送を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.4 要配慮者に対する医療活動【医療事務班、援護班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>医療事務班は、援護班、草加保健所、草加八潮医師会、八潮市歯科医師会、八潮市薬剤師会、<b>八潮市</b>社会福祉協議会等と協力して、避難所や仮設住宅等を巡回し、要配慮者の健康把握に努め、必要に応じて治療若しくは病院への移送を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	文言の修正	P.188
<p><b>第3 行方不明者・遺体の捜索、処理等</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 行方不明者・遺体の捜索【市民相談班、草加八潮消防組合】</b></p> <p>遺体の捜索は、<b>草加八潮消防組合</b>が県警察本部、自衛隊、日本赤十字奉仕団、消防団、ボランティア、その他関係機関等の協力を得て実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第3 行方不明者・遺体の捜索、処理等</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 行方不明者・遺体の捜索【救助・消防班、市民相談班】</b></p> <p>遺体の捜索は、<b>救助・消防班</b>が県警察本部、自衛隊、日本赤十字奉仕団、消防団、ボランティア、その他関係機関等の協力を得て実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	消防広域化に伴う修正	P.189
<p><b>2 行方不明者の把握</b></p> <p><u>市民相談班は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力を得て、正確な情報の収集に努める。</u></p> <p><u>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録がされていることが判明した場合、当該登録地の市町村に連絡する。</u></p>		防災基本計画の反映	
<p><b>3 捜索活動</b></p> <p>遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により死亡していると推定される者の捜索は、<b>草加八潮消防組合</b>が県警察本部、自衛隊、日本赤十字奉仕団、消防団、ボランティア等の協力のもとに実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>2</del> 捜索活動</p> <p>遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により死亡していると推定される者の捜索は、<b>救助・消防班</b>が県警察本部、自衛隊、日本赤十字奉仕団、消防団、ボランティア等の協力のもとに実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	消防広域化に伴う修正	P.189
	<p><b>3.2 遺体の収容処理【医療事務班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><del>1</del> <b>方法</b></p> <p><del>(1) 検視(見分)</del></p> <p><del>医療事務班は、警察官に対して検視(見分)を要請する。</del></p> <p><del>(2) 検案</del></p> <p><del>救護チーム(医師)は、検案を行う。また、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。</del></p> <p><del>(3) 輸送</del></p> <p><del>検視(見分)、検案を終えた遺体は、医療事務班が県に報告の上、県警察本部、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。</del></p>	記載内容の整理	P.189

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>1 遺体収容所（安置所）の開設</b></p> <p><u>医療事務班は、二次災害のおそれのない適当な建物を選定し、遺体収容所として指定する。</u></p> <p><u>また、必要器具（納棺用具等）の調達、検視所の併設等の対応準備をして、遺体収容所を開設する。なお、適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設置する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>（4）遺体収容所（安置所）の開設</del></p> <p><del>医療事務班は、次の場所に遺体の収容所を開設し、医師による死亡が確認された遺体を収容する。なお、収容所（安置所）には必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。</del></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.190</p>
<p><b>2 遺体収容所（安置所）の周知</b></p> <p><u>医療事務班は、遺体収容所の開設場所を関係機関及び市民に周知するとともに、草加警察署に遺体収容所における検視活動の実施を要請する。</u></p>	<p><del>（5）遺体の収容</del></p> <p><del>医療事務班は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。</del></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.190</p>
<p><b>3 遺体の輸送</b></p> <p><u>医療事務班は、被災現場から発見された遺体や救護所又は医療機関で死亡が確認された遺体について、県に報告する。また、遺体収容所に連絡の上、遺体収容所に輸送する。</u></p>	<p><del>（6）一時保管</del></p> <p><del>医療事務班は、検視（見分）、検案前の遺体及び火葬前の遺体の一時保管場所を確保し、管理する。</del></p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.190</p>
<p>（復旧・復興計画に移動）</p>	<p><b>3.3 遺体の埋・火葬【医療事務班、援護班】</b></p> <p><del>身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により医療事務班が援護班と協力して実施する。</del></p> <p><b>1 埋・火葬の実施</b></p> <p><del>（1）埋・火葬の実施</del></p> <p><del>身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合は、医療事務班が県災害対策本部と調整を行い、葬祭業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。</del></p> <p><del>また、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がない場合は、医療事務班が援護班と協力して、応急的に埋・火葬を実施する。</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.48 火葬場の応援要領</del></p> <p><del>（2）他の市区町村に漂着した遺体</del></p> <p><del>遺体が他の市区町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、遺体の身元が判明しているときは、原則としてその遺族・親戚縁者又は法適用地の市区町村に連絡して引き取らせる。ただし、法適用地が混乱期のため引き取ることが不可能なときは、漂着先市区町村が県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。</del></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.190</p>

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)
	<p><del>-(3) 被災地から漂流してきたと推定できる遺体</del>  <del>遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて埋・火葬を実施する。</del></p>		
<p><b>4 遺体の受け入れ</b>  <u>医療事務班は、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等を確認し、輸送された遺体を受け入れ、遺留品等を整理する。</u></p>	<p><del>-(4) 葬祭関係資材の支給</del>  <del>次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①棺(付属品を含む)</li> <li>②埋葬又は火葬</li> <li>③骨壺又は骨箱</li> </ul> <p><del>-(5) 埋・火葬に伴う留意点</del>  <del>焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。</del></p>	記載情報の更新	P.191
<p><b>5 一時保管</b>  <u>医療事務班は、検視及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>6 検視の実施</b>  <u>警察官は、遺体収容所(安置所)で遺体の検視を実施する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>7 検案の実施</b>  <u>救護班(医師)は、検案を実施する。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>8 遺体の身元確認</b>  <u>警察官は、検視・検案を終えた遺体のうち、身元が不明な遺体について、身元確認作業を実施する。</u></p>		記載情報の更新	
<p><b>9 遺体の引渡し</b>  <u>医療事務班は、検視・検案を終えた遺体のうち、身元が判明している遺体について、家族等に連絡し、警察署と連携して引き渡す。</u></p>		記載情報の更新	
	<p><b>3.4 災害救助法が適用された場合の費用等</b>  <del>遺体の埋・火葬に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において、市が県に請求できる。</del>  <del>また、期間は災害発生の日から10日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。</del></p>	記載内容の整理	P.191

新	旧	備考	頁（現行）																																																								
<p><b>第10節 生活支援計画</b></p> <p><b>第1 給水体制の確立</b>                      &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 給水体制の確立【給水班】</b></p> <p>1 給水体制                      &lt;略&gt;</p> <p>□応急給水資機材保有状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格・容量</th> <th>保有数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧式給水車</td> <td>3 m<sup>3</sup></td> <td>1 台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物自動車</td> <td>3 t</td> <td>1 台</td> <td>移動式クレーン（2.9 t 吊）架装</td> </tr> <tr> <td>車載給水タンク</td> <td>1 m<sup>3</sup></td> <td>11 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車載給水タンク</td> <td>2 m<sup>3</sup></td> <td>2 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタンド型給水栓</td> <td></td> <td>3 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用飲料水袋</td> <td>6 リットル</td> <td>14,056 袋</td> <td>中央 4,446、南部 4,710、八條 4,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水資機材に不足が生じた場合、<u>統括班を通じて</u>以下の機関に要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県災害対策本部、隣接市…給水タンク、ポリ袋等</li> <li>② 自衛隊…浄水セット等</li> <li>③ 民間企業…ペットボトルによる水の配付</li> </ol>	名称	規格・容量	保有数量	備考	加圧式給水車	3 m <sup>3</sup>	1 台		貨物自動車	3 t	1 台	移動式クレーン（2.9 t 吊）架装	車載給水タンク	1 m <sup>3</sup>	11 基		車載給水タンク	2 m <sup>3</sup>	2 基		スタンド型給水栓		3 基		非常用飲料水袋	6 リットル	14,056 袋	中央 4,446、南部 4,710、八條 4,900	<p><b>第10節 生活支援計画</b></p> <p><b>第1 給水体制の確立</b>                      &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 給水体制の確立【給水班】</b></p> <p>1 給水体制                      &lt;略&gt;</p> <p>□応急給水資機材保有状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格・容量</th> <th>保有数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧式給水車</td> <td>3 m<sup>3</sup></td> <td>1 台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車載給水タンク</td> <td>1 m<sup>3</sup></td> <td>11 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車載給水タンク</td> <td>2 m<sup>3</sup></td> <td>2 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタンド型給水栓</td> <td></td> <td>3 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用飲料水袋</td> <td>6 リットル</td> <td>3,504 袋</td> <td>中央 1,220、南部 1,284、八條 1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水資機材に不足が生じた場合、以下の機関に要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県災害対策本部、隣接市…給水タンク、<del>ドラム缶</del>ポリ袋等</li> <li>② 自衛隊…浄水セット、<del>ヘリコプター</del>出動要請等</li> <li>③ 民間企業…ペットボトルによる水の配付</li> </ol>	名称	規格・容量	保有数量	備考	加圧式給水車	3 m <sup>3</sup>	1 台		(追加)				車載給水タンク	1 m <sup>3</sup>	11 基		車載給水タンク	2 m <sup>3</sup>	2 基		スタンド型給水栓		3 基		非常用飲料水袋	6 リットル	3,504 袋	中央 1,220、南部 1,284、八條 1,000	市の現況の反映	P.192
名称	規格・容量	保有数量	備考																																																								
加圧式給水車	3 m <sup>3</sup>	1 台																																																									
貨物自動車	3 t	1 台	移動式クレーン（2.9 t 吊）架装																																																								
車載給水タンク	1 m <sup>3</sup>	11 基																																																									
車載給水タンク	2 m <sup>3</sup>	2 基																																																									
スタンド型給水栓		3 基																																																									
非常用飲料水袋	6 リットル	14,056 袋	中央 4,446、南部 4,710、八條 4,900																																																								
名称	規格・容量	保有数量	備考																																																								
加圧式給水車	3 m <sup>3</sup>	1 台																																																									
(追加)																																																											
車載給水タンク	1 m <sup>3</sup>	11 基																																																									
車載給水タンク	2 m <sup>3</sup>	2 基																																																									
スタンド型給水栓		3 基																																																									
非常用飲料水袋	6 リットル	3,504 袋	中央 1,220、南部 1,284、八條 1,000																																																								
<p><b>1.2 給水方針【給水班、広報班】</b></p> <p>1 供給基準                      &lt;略&gt;</p> <p>(2) 供給量                      &lt;略&gt;</p> <p>□目標水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害発生からの期間</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害発生から 21 日</td> <td>250 リットル/人・日</td> <td>ほぼ通常の生活に必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から 28 日</td> <td>約 325 リットル/人・日</td> <td>被災前水量</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 給水方法                      給水班は、以下の<u>指定</u>避難所等を第一次給水拠点として拠点給水を行い、その他の<u>指定</u>避難</p>	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	<略>			<略>			<略>			災害発生から 21 日	250 リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	災害発生から 28 日	約 325 リットル/人・日	被災前水量	<p><b>1.2 給水方針【給水班、広報班】</b></p> <p>1 供給基準                      &lt;略&gt;</p> <p>(2) 供給量                      &lt;略&gt;</p> <p>□目標水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害発生からの期間</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害発生から 21 日</td> <td>250 リットル/人・日</td> <td>ほぼ通常の生活に必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から 28 日</td> <td>約 370 リットル/人・日</td> <td>被災前給水量</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 給水方法                      給水班は、以下の避難所等を第一次給水拠点として拠点給水を行い、その他の避難所につい</p>	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	<略>			<略>			<略>			災害発生から 21 日	250 リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	災害発生から 28 日	約 370 リットル/人・日	被災前給水量	記載情報の更新 市の現況の反映	P.194																				
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠																																																									
<略>																																																											
<略>																																																											
<略>																																																											
災害発生から 21 日	250 リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量																																																									
災害発生から 28 日	約 325 リットル/人・日	被災前水量																																																									
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠																																																									
<略>																																																											
<略>																																																											
<略>																																																											
災害発生から 21 日	250 リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量																																																									
災害発生から 28 日	約 370 リットル/人・日	被災前給水量																																																									

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>所については、順次給水設備を整える。また、状況に応じて中央浄水場、南部配水場に設置している災害時応急給水栓による給水活動を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>ては、順次給水設備を整える。また、状況に応じて中央浄水場、南部配水場に設置している災害時応急給水栓による給水活動を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>		
<p><b>1.3 給水の実施【給水班】</b></p> <p>給水班は、前述の給水方針に基づき給水を行う。この場合、必要に応じて関係機関の協力を求める。</p> <p><u>なお、最低必要水量（1人あたり約3リットル/日）の水を確保できない場合、近隣市町村又は県に応援を要請する。</u></p>	<p><b>1.3 給水の実施【給水班】</b></p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.194</p>
<p><b>第2 食糧供給体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 食糧の確保【物資調達班、統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 米穀の調達</p> <p>①物資調達班は、災害の状況により防災備蓄倉庫に備蓄している食糧を利用する。</p> <p>②備蓄している食糧のみで不足する場合は、米穀販売業者の手持ち精米を利用する。</p> <p>③なお、不足が生じる場合は、知事に米穀の調達を要請する。</p> <p>④市長は、交通、通信の途絶等によって被災地が孤立する等、災害救助法が発動され応急食糧が必要とされる場合は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、<u>農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）</u>に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給する。</p>	<p><b>第2 食糧供給体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 食糧の確保【物資調達班、<del>水防・道路班</del>】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 米穀の調達</p> <p>①物資調達班は、災害の状況により防災備蓄倉庫に備蓄している食糧を利用する。</p> <p>②備蓄している食糧のみで不足する場合は、米穀販売業者の手持ち精米を利用する。</p> <p>③なお、不足が生じる場合は、知事に米穀の調達を要請する。</p> <p>④市長は、交通、通信の途絶等によって被災地が孤立する等、災害救助法が発動され応急食糧が必要とされる場合は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、<u>関東農政局地域課長又は政府食糧を保管する倉庫の責任者に対し、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領（平成18年6月15日付け総合食料局長通知）」</u>に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給する。</p> <p>。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.195</p>

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)																
<p>3 その他の食品の調達                      &lt;略&gt;  <a href="#">資料 1.38 災害時における救援物資の供給に関する協定書(株式会社伊藤園)</a></p>	<p>3 その他の食品の調達                      &lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.195																
<p>4 <b>物資集積拠点</b>の選定  <a href="#">物資調達班及び統括班</a>は、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物等)の中から集積地を定め、その所在地、経路について県に報告する。                      また、<a href="#">集積拠点</a>ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、管理の万全に努める。   <input type="checkbox"/> <a href="#">物資集積拠点候補地</a>                      &lt;略&gt;</p>	<p>4 <b>食品集積地</b>の選定  <a href="#">食品集積地の計画</a>において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物等)の中から集積地を定め、その所在地、経路について<a href="#">あらかじめ</a>県に報告する。                      また、<a href="#">食品の集積を行う場合は、集積地</a>ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、<a href="#">食品</a>管理の万全に努める。  <input type="checkbox"/> <a href="#">食品集積地候補地</a>                      &lt;略&gt;</p>	記載内容の整理	P.195																
<p>5 食品の輸送                      県が調達した食品を市の集積地まで輸送することは原則として県が行うが、輸送区間、輸送距離等の事情から、知事が必要と認めた場合は、県の集積地から市の集積地までの輸送を行う。                       また、市が調達した食品を市の<a href="#">物資集積拠点</a>まで輸送するとともに、市内における食品の輸送を行う。市での輸送が不可能な場合は、配送業者に委託することも検討する。                      輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送とし、荷姿は次のとおりとして積載量を計算する。                      &lt;略&gt;</p>	<p>5 食品の輸送                      県が調達した食品を市の集積地まで輸送することは原則として県が行うが、輸送区間、輸送距離等の事情から、知事が必要と認めた場合は、<a href="#">水防・道路班</a>が県の集積地から市の集積地までの輸送を行う。                      また、<a href="#">水防・道路班</a>は、市が調達した食品を市の<a href="#">集積地</a>まで輸送するとともに、市内における食品の輸送を行う。市での輸送が不可能な場合は、配送業者に委託することも検討する。                      輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送とし、荷姿は次のとおりとして積載量を計算する。                      &lt;略&gt;</p>	記載内容の整理	P.196																
<p><b>2.2 食糧の供給【避難所班】</b>                      1 供給対象者                      &lt;略&gt;</p>	<p><b>2.2 食糧の供給</b>                      1 供給対象者                      &lt;略&gt;                      2 <del>供給品目</del>  <del>配給品目は、米穀を原則とするが、被災直後や消費の実情により乾パン及び麦製品も用いる。</del>  <del>また、要配慮者に関しては、それぞれの状態に応じた食糧を供給する(やわらかい食事、栄養への配慮等)。</del>                      3 <del>供給数量</del>  <del>供給数量は、次の1人当たりの供給数量に必要と認められる受配者の数及び期間の日数を乗じて得た数量とする。1人当たりの供給数量は、次のとおりである。</del>   <input type="checkbox"/> <del>供給品目及び基準</del></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">米飯</td> <td>被災者</td> <td>1食当たり精米200g以内</td> </tr> <tr> <td>応急供給受配者</td> <td>1日当たり精米400g以内</td> </tr> <tr> <td>災害救助従事者</td> <td>1食当たり精米300g以内</td> </tr> <tr> <td><del>乾パン</del></td> <td>1食当たり</td> <td>1包(115g)以内</td> </tr> <tr> <td><del>食パン</del></td> <td>1食当たり</td> <td>185g以内</td> </tr> </tbody> </table>	品目	基準		米飯	被災者	1食当たり精米200g以内	応急供給受配者	1日当たり精米400g以内	災害救助従事者	1食当たり精米300g以内	<del>乾パン</del>	1食当たり	1包(115g)以内	<del>食パン</del>	1食当たり	185g以内	記載内容の整理	P.196
品目	基準																		
米飯	被災者	1食当たり精米200g以内																	
	応急供給受配者	1日当たり精米400g以内																	
	災害救助従事者	1食当たり精米300g以内																	
<del>乾パン</del>	1食当たり	1包(115g)以内																	
<del>食パン</del>	1食当たり	185g以内																	

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）									
	<table border="1" data-bbox="1317 226 2344 315"> <tr> <td>調製粉乳</td> <td>乳児1日当たり</td> <td>200g以内</td> </tr> <tr> <td>アルフマ米</td> <td>1食当たり</td> <td>100g以内</td> </tr> <tr> <td>乾燥がゆ</td> <td>1食当たり</td> <td>20g以内</td> </tr> </table> <p data-bbox="2059 315 2398 342">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p>	調製粉乳	乳児1日当たり	200g以内	アルフマ米	1食当たり	100g以内	乾燥がゆ	1食当たり	20g以内		
調製粉乳	乳児1日当たり	200g以内										
アルフマ米	1食当たり	100g以内										
乾燥がゆ	1食当たり	20g以内										
<p><b>2 在宅避難者への配慮</b></p> <p>事態がある程度、落ち着いた段階では、住家に被害が少なかった市民は、住家等での生活を再開することが考えられるが、食糧や飲料水等の調達等に問題が生じることが想定される。そのため、在宅避難者に対しても、<b>指定</b>避難所で食糧や飲料水等を供給できる体制を整える。</p>	<p><b>4 在宅避難者への配慮</b></p> <p>事態がある程度、落ち着いた段階では、住家に被害が少なかった市民は、住家等での生活を再開することが考えられるが、食糧や飲料水等の調達等に問題が生じることが想定される。そのため、在宅避難者に対しても、避難所で食糧や飲料水等を供給できる体制を整える。</p>	記載情報の更新	P.197									
<p><b><u>2.3 食品の配給及び炊き出しの実施【避難所班】</u></b></p> <p><b>1 炊き出し等の場所</b></p> <p>避難所班は、食品の配分及び炊き出しに関する計画において、炊き出しの場所を事前に検討し、定める。実施の場所は、<b>指定</b>避難所の他適当な場所を定める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3 炊き出しの実施</b></p> <p>避難所班は、<b>指定</b>避難所の弁当や配給食だけでは不足しがちな栄養を補うため、また、精神的な充足という観点からも、計画的に炊き出しを実施する。</p> <p>実施に当たり、作業の担い手として、自主防災組織、ボランティア及び避難者を組織して行う。</p> <p>また、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等の実施が困難なとき<b>や炊き出しが不足するときは、県</b>に協力を要請する。</p>	<p><b><u>2.3 食品の配給及び炊き出しの実施【避難所班】</u></b></p> <p><b>1 炊き出し等の場所</b></p> <p>避難所班は、食品の配分及び炊き出しに関する計画において、炊き出しの場所を事前に検討し、定める。実施の場所は、避難所の他適当な場所を定める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3 炊き出しの実施</b></p> <p>避難所班は、避難所の弁当や配給食だけでは不足しがちな栄養を補うため、また、精神的な充足という観点からも、計画的に炊き出しを実施する。</p> <p>実施に当たり、作業の担い手として、自主防災組織、ボランティア及び避難者を組織して行う。</p> <p>また、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等の実施が困難なときは、<b>知事</b>に協力を要請する。</p>	県地域防災計画の反映	P.197									
<p><b>第3 生活必需品供給体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b><u>3.1 生活必需品の確保【物資調達班、統括班】</u></b></p> <p>1 給与又は貸与品目</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 <b>物資集積拠点</b>の選定</p> <p><u>「第2 食糧供給体制の確立」の内容を準用する。</u></p>	<p><b>第3 生活必需品供給体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b><u>3.1 生活必需品の確保【物資調達班、統括班、<del>水防・道路班</del>】</u></b></p> <p>1 給与又は貸与品目</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 <b>生活必需品集積地</b>の選定</p> <p><del>生活必需品集積地の計画において、輸送及び管理が容易な施設(建築物等)の中から集積地を定め、その所在地、経路についてあらかじめ県に報告する。</del></p> <p><del>また、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、生活必需品管理の万全に努める。</del></p> <p><b>□生活必需品集積地候補地</b></p>	文言の修正 記載内容の整理	P.199  P.199									

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧			備考	頁（現行）									
	<table border="1" data-bbox="1344 226 2344 317"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 226 1777 258">候補地</th> <th data-bbox="1777 226 2041 258">所在地</th> <th data-bbox="2041 226 2344 258">連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 258 1777 289">大原中学校 体育館</td> <td data-bbox="1777 258 2041 289">八潮 5-9-1</td> <td data-bbox="2041 258 2344 289">048-996-1378</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 289 1777 317">文化スポーツセンター ビロティ</td> <td data-bbox="1777 289 2041 317">八潮 3-31</td> <td data-bbox="2041 289 2344 317">048-996-5126</td> </tr> </tbody> </table>			候補地	所在地	連絡先	大原中学校 体育館	八潮 5-9-1	048-996-1378	文化スポーツセンター ビロティ	八潮 3-31	048-996-5126		
候補地	所在地	連絡先												
大原中学校 体育館	八潮 5-9-1	048-996-1378												
文化スポーツセンター ビロティ	八潮 3-31	048-996-5126												
<p><b>4 生活必需品の輸送</b></p> <p>県が調達した生活必需品は、原則として県が市の<b>物資集積拠点</b>まで輸送するが、輸送区間、輸送距離等の事情から、知事が必要と認めた場合は、県の集積地から市の<b>物資集積拠点</b>までの輸送を行う。</p> <p>また、市が調達した生活必需品を市の<b>物資集積拠点</b>まで輸送するとともに、市内における生活必需品の輸送を行う。市での搬送が不可能な場合は、配送業者に委託することも検討する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>4 生活必需品の輸送</b></p> <p>県が調達した生活必需品は、原則として県が市の<b>集積地</b>まで輸送するが、輸送区間、輸送距離等の事情から、知事が必要と認めた場合は、<del>水防・道路班が、</del>県の集積地から市の<b>集積地</b>までの輸送を行う。</p> <p>また、<del>水防・道路班は、</del>市が調達した生活必需品を市の<b>集積地</b>まで輸送するとともに、市内における生活必需品の輸送を行う。市での搬送が不可能な場合は、配送業者に委託することも検討する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>			記載内容の整理	P.200									
<p><b>3.2 生活必需品の供給【避難所班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3.2 生活必需品の供給</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>			対応組織の明確化	P.200									
<p><b>第4 応急住宅対策</b></p> <p>災害のため住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者について、応急仮設住宅を設置し、又は公的住宅等の空室を応急住宅として供与し、被害家屋の応急修理を実施して、その援護の万全を期する。</p>	<p><b>第4 応急住宅対策</b></p> <p>災害のため住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者<b>又は応急修理をすることができない者</b>について、応急仮設住宅を設置し、又は公的住宅等の空室を応急住宅として供与<b>して収容を行い、あるいは</b>被害家屋の応急修理を実施して、その援護の万全を期する。</p>			文言の修正	P.201									
<p><b>4.1 応急仮設住宅の設営【水防・道路班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1 設営主体</b></p> <p>応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、<b>水防・道路班</b>は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。</p> <p>ただし、災害救助法が適用されない場合やそれ以外でも、<b>市長</b>が特に必要と認めた場合においては、水防・道路班が設置を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>4.1 応急仮設住宅の設営【水防・道路班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1 設営主体</b></p> <p>応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、<b>市</b>は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。</p> <p>ただし、災害救助法が適用されない場合やそれ以外でも、<b>本部長</b>が特に必要と認めた場合においては、水防・道路班が設置を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>			対応組織の明確化	P.201									
<p><b>4 修理住宅の選定</b></p> <p>水防・道路班は、<u>被害認定調査の結果に基づいて修理住宅を選定する。</u></p>	<p><b>4 修理住宅の選定</b></p> <p>水防・道路班は、<del>応急危険度判定士等の協力を得ながら被害程度を調査し、修理住宅の選定を行う。</del></p>			記載情報の更新	P.202									

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)												
<p>5 関係機関との協力</p> <p>住宅の応急修理は、<a href="#">八潮市防災連絡会</a>及び八潮市造園協会の協力を得て行う。</p> <p>資料 <a href="#">1.23</a> 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p> <p><a href="#">資料 1.37 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)</a></p>	<p>5 関係機関との協力</p> <p>住宅の応急修理は、<a href="#">建設業者</a>及び八潮市造園協会の協力を得て行う。</p> <p>資料 <a href="#">1.22</a> 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p>	記載情報の更新	P.202												
<p><b>4.5 住宅関係障害物の除去【水防・道路班、統括班】</b></p> <p>1 住宅関係障害物の除去</p> <p>水防・道路班は、県、<a href="#">八潮市防災連絡会</a>及び八潮市造園協会等と協力して以下の方針に基づき住宅関係障害物の除去を行う。</p> <p>□除去作業の方針と内容</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>対象者の選定基準</td> <td>障害物除去対象者の選定は、水防・道路班が行う また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する(選定基準は応急住宅対策の入居者の選定の例示(P.217)を準用する)</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日からできる限り早期に完了するものとし、市長はその結果を県に報告する</td> </tr> </table> <p>資料 <a href="#">1.23</a> 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p> <p><a href="#">資料 1.37 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)</a></p>	<略>		対象者の選定基準	障害物除去対象者の選定は、水防・道路班が行う また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する(選定基準は応急住宅対策の入居者の選定の例示(P.217)を準用する)	期間	災害発生の日からできる限り早期に完了するものとし、市長はその結果を県に報告する	<p><b>4.5 住宅関係障害物の除去【水防・道路班、統括班】</b></p> <p>1 住宅関係障害物の除去</p> <p>水防・道路班は、県、<a href="#">建設業者</a>及び八潮市造園協会等と協力して以下の方針に基づき住宅関係障害物の除去を行う。</p> <p>□除去作業の方針と内容</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>対象者の選定基準</td> <td>障害物除去対象者の選定は、水防・道路班が行う また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する(選定基準は応急住宅対策の入居者の選定の例示(P.204)を準用する)</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日からできる限り早期に完了するものとし、市長はその結果を県に報告する</td> </tr> </table> <p>資料 <a href="#">1.22</a> 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p>	<略>		対象者の選定基準	障害物除去対象者の選定は、水防・道路班が行う また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する(選定基準は応急住宅対策の入居者の選定の例示(P.204)を準用する)	期間	災害発生の日からできる限り早期に完了するものとし、市長はその結果を県に報告する	記載情報の更新	P.203
<略>															
対象者の選定基準	障害物除去対象者の選定は、水防・道路班が行う また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する(選定基準は応急住宅対策の入居者の選定の例示(P.217)を準用する)														
期間	災害発生の日からできる限り早期に完了するものとし、市長はその結果を県に報告する														
<略>															
対象者の選定基準	障害物除去対象者の選定は、水防・道路班が行う また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する(選定基準は応急住宅対策の入居者の選定の例示(P.204)を準用する)														
期間	災害発生の日からできる限り早期に完了するものとし、市長はその結果を県に報告する														
<p><b>第5 教育対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>5.1 応急教育【学校教育班、水防・道路班、学校長】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第5 文教対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>5.1 応急教育【学校教育班、<del>避難所班、物資調達班、水防・道路班、施設管理者、</del>学校長】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新 対応組織の明確化	P.204												
<p>1 <b>発災後</b>の対応</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><a href="#">(小中学校長の対応)</a></p> <p>①状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。</p> <p>②災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備等の被害状況を速やかに把握し、学校教育班に報告する。</p> <p>③状況に応じ、学校教育班と連絡を取り合い、臨時休校の措置を含め、地域住民と協力して児童・生徒の登下校の安全確保に努める。</p> <p>④避難所班及び学校教育班と協力して、<a href="#">指定</a>避難所の開設等災害対策を行い、学校管理に必要な教職員を確保し万全の体制を確立する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>1 <b>発災時</b>の対応</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>①状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。</p> <p>②災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備等の被害状況を速やかに把握し、学校教育班に報告する。</p> <p>③状況に応じ、学校教育班と連絡を取り合い、臨時休校の措置を含め、地域住民と協力して児童・生徒の登下校の安全確保に努める。</p> <p>④避難所班及び学校教育班と協力して、避難所の開設等災害対策を行い、学校管理に必要な教職員を確保し万全の体制を確立する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載内容の整理	P.204												

## 震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>2 <b>教育</b>施設の応急復旧 ＜略＞</p>	<p>2 <b>文教</b>施設の応急復旧 ＜略＞</p>	記載情報の更新	P.204
<p>3 応急教育施設の確保 ＜略＞ また、各小中学校長は、<b>指定</b>避難所として学校を提供したため、長期間学校が使用できない場合、学校教育班に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業を再開する。</p>	<p>3 応急教育施設の確保 ＜略＞ また、各小中学校長は、避難所として学校を提供したため、長期間学校が使用できない場合、学校教育班に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業を再開する。</p>	記載情報の更新	P.204
<p><b>5.2 被災児童・生徒への支援【学校教育班、避難所班】</b> ＜略＞ 1 学用品の調達及び給与 （1）給与の対象 災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又は破損し、就学上支障がある児童・生徒に対し、学校教育班<b>及び避難所班</b>は、被害の状況に応じ教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。学用品の調達、配分等は市が行う。ただし、市において調達が困難と認められるときは県が調達し、市に供給する。 ＜略＞</p>	<p><b>5.2 被災児童・生徒への支援【学校教育班、避難所班】</b> ＜略＞ 1 学用品の調達及び給与 （1）給与の対象 災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又は破損し、就学上支障がある児童・生徒に対し、学校教育班は、被害の状況に応じ教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。学用品の調達、配分等は市が行う。ただし、市において調達が困難と認められるときは県が調達し、市に供給する。 ＜略＞</p>	対応組織の明確化	P.206
<p><b>5.3 応急保育【援護班、物資調達班、保育所長】</b> ＜略＞ 4 孤児の保護体制 援護班は、避難所班と連絡を取り、孤児の実情を把握する。また、孤児を<b>指定</b>避難所及び保育所で保護するとともに県に報告し、児童相談所への移送等を行う。</p>	<p><b>5.3 応急保育【援護班、物資調達班、保育所長、<del>避難所班</del>】</b> ＜略＞ 4 孤児の保護体制 援護班は、避難所班と連絡を取り、孤児の実情を把握する。また、孤児を避難所及び保育所で保護するとともに県に報告し、児童相談所への移送等を行う。</p>	記載情報の更新	P.206
<p><b>5.4 文化財の保護【避難所班】</b> 文化財が被災し、又はそのおそれがある場合、所有者、避難所班は、直ちに教育委員会に通報するとともに、被災の防止又は被害の軽減に努めなければならない。 関係機関は、文化財の被害の拡大を防ぐため、協力して保存措置を講ずる。 文化財に被害が発生した場合、所有者、市教育委員会及び県教育委員会へ届け出る。</p>	<p><b>5.4 文化財の保護【避難所班】</b> 文化財が被災し、又はそのおそれがある場合、所有者、避難所班は、直ちに<b>消防署及び</b>教育委員会に通報するとともに、被災の防止又は被害の軽減に努めなければならない。 <b>消防署及び</b>関係機関は、文化財の被害の拡大を防ぐため、協力して保存措置を講ずる。 文化財に被害が発生した場合、所有者、市教育委員会及び県教育委員会へ届け出る。</p>	消防広域化に伴う修正	P.207
<p><b>第11節 環境衛生計画</b> 第1 廃棄物処理計画 ＜略＞ <b>1.2 し尿処理【衛生班】</b> ＜略＞</p>	<p><b>第11節 環境衛生計画</b> 第1 廃棄物処理計画 ＜略＞ <b>1.2 し尿処理【衛生班、<del>統括班</del>】</b> ＜略＞</p>	対応組織の明確化	P.210

## 震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2 し尿処理体制の確保</b></p> <p>衛生班は、被災地の公衆衛生・環境保全のため、緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する。このため、被害を受けたし尿処理施設の早期復旧を図るとともに、県災害対策本部又は被害の軽微な近隣市区町村に人員及び仮設トイレ等の応援を要請する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2 し尿処理体制の確保</b></p> <p>衛生班は、被災地の公衆衛生・環境保全のため、緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する。このため、被害を受けたし尿処理施設の早期復旧を図るとともに、県災害対策本部又は被害の軽微な近隣市区町村に人員及び仮設トイレ等の応援を要請する。</p> <p><del>さらに、環境衛生上の見地から必要と判断した場合、統括班を窓口として、県に自衛隊の災害廃棄物処理活動を依頼する。</del></p> <p>&lt;略&gt;</p>	文言の修正	P.210
<p><b>3 し尿処理対策</b></p> <p>(1) 仮設トイレの設置</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>なお、設置場所は、<b>指定</b>避難所となる場所とし、設置に当たっては要配慮者に十分配慮して設置する。</p> <p>(2) 仮設トイレ等の撤去</p> <p>衛生班は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所を十分に確保できた場合は、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、<b>指定</b>避難所の衛生向上を図る。</p>	<p><b>3 し尿処理対策</b></p> <p>(1) 仮設トイレの設置</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>なお、設置場所は、避難所となる場所とし、設置に当たっては要配慮者に十分配慮して設置する。</p> <p>(2) 仮設トイレ等の撤去</p> <p>衛生班は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所を十分に確保できた場合は、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。</p>	記載情報の更新	P.210
<p><b><u>1.3 がれき処理【衛生班】</u></b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 処理場の選定基準</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) <b><u>がれきの収集・運搬</u></b></p> <p>衛生班は、がれきを処分する際は、危険なもの又は道路通行上の支障があるもの等を優先して<b><u>収集し、仮置場に運搬</u></b>する。</p> <p><b><u>(4) 適正処理・リサイクル体制の確立</u></b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(5) 広域処分対策</p> <p>大量のがれきを処分するためには、県外の最終処分場に依存せざるを得ないことを想定し、衛生班は、<b><u>県が設置する協議会</u></b>と連携するとともに、近隣都県と広域処分対策を検討する。</p>	<p><b><u>1.3 がれき処理【衛生班】</u></b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 処理場の選定基準</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) <b><u>適正処理・リサイクル体制の確立</u></b></p> <p>衛生班は、がれきを処分する際は、危険なもの又は道路通行上の支障があるもの等を優先する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(4) 広域処分対策</p> <p>大量のがれきを処分するためには、県外の最終処分場に依存せざるを得ないことを想定し、衛生班は、<b><u>災害廃棄物処理推進協議会</u></b>と連携するとともに、近隣都県と広域処分対策を検討する。</p>	記載情報の更新	P.211

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）														
<p><b>第2 防疫・保健・食品衛生活動</b>                      &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 防疫・保健衛生活動【衛生班、医療事務班、統括班、草加保健所】</b></p> <p>1 防疫チームの編成</p> <p>衛生班は、防疫・保健衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、草加保健所、草加八潮医師会、ボランティア等の協力を得て、防疫チームを編成する。</p>	<p><b>第2 防疫・保健・食品衛生活動</b>                      &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 防疫・保健衛生活動【衛生班、医療事務班、統括班、草加保健所】</b></p> <p>1 防疫チームの編成</p> <p>衛生班は、防疫・保健衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、草加保健所、草加八潮医師会、ボランティア等の協力を得て、防疫チームを編成する。<del>なお、チームの構成は県の防疫班の構成に準ずる。</del></p> <p><del>人員に不足が生じる場合は、県災害対策本部及び自衛隊に応援要請を行う。</del></p> <p>埼玉県防疫班に準ずる本市防疫チームの構成</p> <table border="1" data-bbox="1344 720 2341 921"> <thead> <tr> <th>班の種別</th> <th>構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務係</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>情報収集係</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>検病調査係</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>消毒指導係</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>検査係</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>患者収容指導係</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p>	班の種別	構成	総務係	2人	情報収集係	3人	検病調査係	3人	消毒指導係	2人	検査係	3人	患者収容指導係	2人	県地域防災計画の反映	P.213
班の種別	構成																
総務係	2人																
情報収集係	3人																
検病調査係	3人																
消毒指導係	2人																
検査係	3人																
患者収容指導係	2人																
<p>2 防疫活動内容</p> <p>防疫チームは、県の指示を受け、次の要領により消毒活動を実施する。</p> <p>①浸水家屋、下水、排水溝、その他不潔場所の消毒を原則として実施する。</p> <p>②指定避難所の便所、その他不潔場所の消毒を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 防疫業務の実施方法</p> <table border="1" data-bbox="201 1236 1199 1325"> <thead> <tr> <th colspan="2">&lt;略&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねずみ族・昆虫の駆除</td> <td>汚染地域の蚊、蠅の発生場所に対する薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じ、ねずみを駆除する</td> </tr> </tbody> </table>	<略>		ねずみ族・昆虫の駆除	汚染地域の蚊、蠅の発生場所に対する薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じ、ねずみを駆除する	<p>2 防疫活動内容</p> <p>防疫チームは、県の指示を受け、次の要領により消毒活動を実施する。</p> <p>①浸水家屋、下水、排水溝、その他不潔場所の消毒を原則として実施する。</p> <p>②避難所の便所、その他不潔場所の消毒を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 防疫業務の実施方法</p> <table border="1" data-bbox="1344 1236 2341 1352"> <thead> <tr> <th colspan="2">&lt;略&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねずみ族・昆虫の駆除</td> <td>汚染地域の蚊、蠅の発生場所に対する薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じ、ねずみを駆除する</td> </tr> <tr> <td>予防接種</td> <td>定期、臨時接種とも市長が実施するが、緊急の場合、県と連携して実施する</td> </tr> </tbody> </table>	<略>		ねずみ族・昆虫の駆除	汚染地域の蚊、蠅の発生場所に対する薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じ、ねずみを駆除する	予防接種	定期、臨時接種とも市長が実施するが、緊急の場合、県と連携して実施する	県地域防災計画の反映	P.213				
<略>																	
ねずみ族・昆虫の駆除	汚染地域の蚊、蠅の発生場所に対する薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じ、ねずみを駆除する																
<略>																	
ねずみ族・昆虫の駆除	汚染地域の蚊、蠅の発生場所に対する薬品の散布及び発生原因の除去、必要に応じ、ねずみを駆除する																
予防接種	定期、臨時接種とも市長が実施するが、緊急の場合、県と連携して実施する																
<p>5 薬剤及び資器材の備蓄、調達</p> <p>①防疫・保健衛生活動に必要な薬剤及び資器材は、草加保健所の現有する資材薬品等を優先的に使用する。</p> <p>②衛生班は、市の保有する資材薬品等が不足したときは、草加保健所の協力のもと調達し、又は収容して補給する。</p> <p>③衛生班は、統括班を窓口として県災害対策本部に依頼し、被災地域外市区町村、他都県、自衛隊等からの資材薬品等の調達及び搬送を要請する。</p>	<p>5 薬剤及び資器材の備蓄、調達</p> <p>①防疫・保健衛生活動に必要な薬剤及び資器材は、草加保健所の現有する資材薬品等を優先的に使用する。</p> <p>②市の保有する資材薬品等が不足したときは、草加保健所の協力のもと衛生班において調達し、又は収容して補給する。</p> <p>③さらに衛生班は、統括班を窓口として県災害対策本部に依頼し、被災地域外市区町村、他都県、自衛隊等からの資材薬品等の調達及び搬送を要請する。</p>	対応組織の明確化	P.214														

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2.2 食品衛生活動【衛生班、草加保健所】</b></p> <p>市長は、被災地域における食中毒を防止するため必要があると認めるときは、食品の衛生監視を草加保健所に依頼する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.2 食品衛生活動【衛生班、草加保健所】</b></p> <p>本部長は、被災地域における食中毒を防止するため必要があると認めるときは、食品の衛生監視を草加保健所に依頼する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>文言の修正</p>	<p>P.214</p>
<p><b>第3 動物愛護</b></p> <p>災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 活動内容【衛生班、草加保健所】</b></p> <p>1 被災地域における動物の保護</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>資料 1.20 災害時における動物救護活動に関する協定書(草加八潮獣医師会)</p>	<p><b>第3 動物愛護</b></p> <p>災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 活動内容【衛生班、草加保健所】</b></p> <p>1 埼玉県動物救援本部</p> <p>県は、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置する。また、実施業務は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①動物保護施設の設置</li> <li>②所有者不明の動物の保護収容及び飼育管理</li> <li>③負傷動物の保護収容、治療及び飼育管理</li> <li>④飼育困難動物の一時保管</li> <li>⑤動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供</li> <li>⑥動物に関する相談の実施等</li> </ul> <p>2 被災地域における動物の保護</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>資料 1-19 災害時における動物救護活動に関する協定書(草加八潮獣医師会)</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.215</p>

## 震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2 指定</b>避難所における動物の適正な飼育</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、避難者とともに避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱いについて、<b>指定</b>避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し飼育させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3 情報の交換</b></p> <p><b>衛生班</b>は、県及び動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①各地域の被害及び<b>指定</b>避難所での動物飼育状況</li> <li>②必要資機材、獣医師の派遣要請</li> <li>③<b>指定</b>避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望</li> <li>④他都県市への連絡調整及び応援要請</li> </ul>	<p><del>3</del>避難所における動物の適正な飼育</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、避難者とともに避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し飼育させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4 情報の交換</b></p> <p><b>班</b>は、県及び動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①各地域の被害及び避難所での動物飼育状況</li> <li>②必要資機材、獣医師の派遣要請</li> <li>③避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望</li> <li>④他都県市への連絡調整及び応援要請</li> </ul>		

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第12節 要員確保計画</b></p> <p><b>第2 自主防災組織との協力</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 自主防災組織との協力【統括班】</b></p> <p>1 自主防災組織の協力業務</p> <p>統括班は、自主防災組織に対し、次の業務について協力を要請する。</p> <p>①異常現象・災害危険箇所等を発見した場合、市及び防災関係機関に通報すること</p> <p>②災害に関する情報を区域内の市民に伝達すること</p> <p>③高齢者、子ども、障がい者等の安全確保に協力すること</p> <p>④避難誘導、避難所内被災者に対する救援活動に協力すること</p> <p>⑤指定避難所における炊き出し、救助物資の配分に協力すること</p> <p>⑥指定避難所の運営・管理に協力すること</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第12節 要員確保計画</b></p> <p><b>第2 自主防災組織との協力</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 自主防災組織との協力【統括班】</b></p> <p>1 自主防災組織の協力業務</p> <p>統括班は、自主防災組織に対し、次の業務について協力を要請する。</p> <p>①異常現象・災害危険箇所等を発見した場合、市及び防災関係機関に通報すること</p> <p>②災害に関する情報を区域内の市民に伝達すること</p> <p>③高齢者、子ども、障がい者等の安全確保に協力すること</p> <p>④避難誘導、避難所内被災者に対する救援活動に協力すること</p> <p>⑤避難所における炊き出し、救助物資の配分に協力すること</p> <p>⑥避難所の運営・管理に協力すること</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.219
<p><b>第3 ボランティア受入れ体制の確保</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第3 ボランティア受入れ体制の確保</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 ボランティア活動の支援【援護班、八潮市社会福祉協議会】</b></p> <p>1 ボランティア活動の支援</p> <p>援護班は、八潮市社会福祉協議会と連携してボランティア支援体制を確立し、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行なっている者の生活環境に配慮する。</p> <p>2 情報提供</p> <p>援護班は、八潮市社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動が円滑に行われるよう、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報提供を行う。その際、県、近隣の市区町村、報道機関に協力を要請する。</p>	記載内容の整理	P.220
<p><b>3.1 ボランティアの受入れ【援護班、市社会福祉協議会】</b></p> <p>1 市災害ボランティアセンターの設置</p> <p>市社会福祉協議会は、災害発生後直ちに援護班と連携し、市災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>また、ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティア支援センターを通じて報道機関に協力を要請し、必要なボランティアを募集する。</p>	<p><b>3.2 ボランティアの受入れ【援護班、八潮市社会福祉協議会】</b></p> <p>1 受入れ窓口の設置</p> <p>八潮市社会福祉協議会は、援護班と連携して発災後直ちにボランティアの受入れ窓口を設置する。</p> <p>また、県災害ボランティアセンターを通じて報道機関に協力を要請し、必要なボランティアを募集する。</p> <p>なお、災害ボランティアの活動は、概ね以下のとおりである。</p> <p>①一般作業(炊き出し、清掃、救助物資の仕分け等)</p> <p>②特殊作業(アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、</p>	県地域防災計画の反映 記載内容の整理	P.220

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
	<p>介護、外国語通訳、手話等)</p> <p>③ボランティアコーディネート業務</p> <p>④災害救援専門ボランティア業務</p> <p>⑤応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p> <p><b>2—ボランティア活動拠点の提供</b></p> <p>援護班は、八潮市社会福祉協議会の協力を得て、ボランティアの活動拠点として災害ボランティアセンターを設立する。</p> <p>①設置場所原則庁舎外の施設</p> <p>②運営主体八潮市社会福祉協議会</p>		
<p><b>3 ボランティアの受入窓口の設置</b></p> <p>市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターにおいて、ボランティアの受け入れを行うとともに、派遣ボランティア等の種別、人数等を把握する。</p> <p>なお、市社会福祉協議会は、ボランティア等の受付を行う場合に「受入日」、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「活動予定期間」を記した「災害ボランティア受入名簿」を作成するとともに、災害ボランティアに対して「災害ボランティア災害保険の概要」を配布するなどして、ボランティア災害保険について周知を図る。</p>		記載情報の更新	
<p><b>4 ボランティアニーズの把握</b></p> <p>市社会福祉協議会は、被災者から聞き取りや調査から、被災者のニーズや支援の必要性を確認する。</p> <p>また、各課は、ボランティアの協力が必要な作業が発生した場合、内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、援護班に要請する。</p>		記載情報の更新	
<p><b>5 ボランティア活動内容の広報</b></p> <p>広報班は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報を広報する。その際、県、近隣の市区町村、報道機関に協力を要請する。</p>		記載情報の更新	
<p><b>6 その他</b></p> <p>市災害ボランティアセンターは、次の事項に留意してボランティアを支援する。</p> <p>①多数のボランティアを受け入れるために、民間のボランティアと連携を図りながら進</p>	<p><b>4 その他</b></p> <p>①多数のボランティアを受け入れるために、民間のボランティアと連携を図りながら進</p>	記載情報の更新	P.221

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)
<p>めていく。</p> <p>②可能な範囲で宿泊場所の斡旋を行う。</p> <p>③行政情報の提供(避難所情報、物資情報、交通情報)。</p> <p>④特殊技能を有する<u>専門</u>ボランティアについては、<u>各課</u>での受入れ体制の整備を依頼する。</p>	<p>めていく</p> <p>②可能な範囲で宿泊場所の斡旋を行う</p> <p>③行政情報の提供(避難所情報、物資情報、交通情報)</p> <p>④特殊技能を有するボランティアについては、<u>それぞれの担当機関・団体</u>で受入れ体制の整備を依頼する</p>		
<p><b>3.2 ボランティア活動期間</b></p> <p>ボランティアを受け入れ、活動を要請する期間は、災害応急対策時、復旧時の被災状況の推移と被災者の状況等を<u>市長</u>が判断し、決定する。</p>	<p><b>3.3 ボランティア活動期間</b></p> <p>ボランティアを受け入れ、活動を要請する期間は、災害応急対策時、復旧時の被災状況の推移と被災者の状況等を<u>災害対策本部長</u>が判断し、決定する。</p>	文言の修正	P.221
<p><b>3.3 ボランティア活動の支援【援護班、市社会福祉協議会】</b></p> <p><b>1 ボランティア活動の支援</b></p> <p><u>市災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境に配慮する。</u></p>	(3.1 ボランティア活動の支援から移動)	記載内容の整理	
<p><b>第13節 ライフライン施設の応急対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 災害時の活動体制【給水班、水道施設班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 応援要請</p> <p>復旧の資機材及び人員の不足が発生した場合、水道施設班は、八潮市指定管工事業協同組合、<u>県災害対策本部、日本水道協会等</u>に応援を要請する。</p> <p>資料 1.21 災害時等における水道の応急活動に関する協定書(八潮市指定管工事業協同組合) 資料 1.47 災害時等における水道の応急対策活動に関する協定書(株式会社ジェネッツ)</p>	<p><b>第13節 ライフライン施設の応急対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 災害時の活動体制【給水班、水道施設班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 応援要請</p> <p>復旧の資機材及び人員の不足が発生した場合、水道施設班は、八潮市指定管工事業協同組合、<u>県災害対策本部及び日本水道協会</u>に応援を要請する。</p> <p>資料 1.20 災害時等における水道の応急活動に関する協定書(八潮市指定管工事業協同組合)</p>	市の現況の反映	P.223
<p><b>1.2 応急復旧対策【水道施設班、給水班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 被害箇所の調査</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 応急復旧対策【水道施設班、給水班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 被害箇所の調査</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.223
<p>2 復旧順位</p> <p>復旧に当たっては、原則として水道施設及び防災拠点となっている施設(病院、社会福祉施設、<u>指定</u>避難所、災害対策本部等)を優先する。配水管の復旧作業は、幹線、支管の順に行う。</p>	<p>2 復旧順位</p> <p>復旧に当たっては、原則として水道施設及び防災拠点となっている施設(病院、社会福祉施設、避難所、災害対策本部等)を優先する。配水管の復旧作業は、幹線、支管の順に行う。</p>	記載情報の更新	P.223

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)																														
<p><b>3 配水調整</b></p> <p>災害時における配水調整は、被害を受けていない配水管を最大限に利用し、断水区域をできるだけ縮小することを基本とする。水道施設班は応急復旧の進行に従って適切な配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。特に病院、社会福祉施設、<u>指定</u>避難所、災害対策本部等、防災拠点に給水することを最優先とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3 配水調整</b></p> <p>災害時における配水調整は、被害を受けていない配水管を最大限に利用し、断水区域をできるだけ縮小することを基本とする。水道施設班は応急復旧の進行に従って適切な配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。特に病院、社会福祉施設、避難所、災害対策本部、<u>消防本部</u>等、防災拠点に給水することを最優先とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.223																														
<p><b>6 資機材等</b></p> <p>給水班及び水道施設班は、応急復旧に必要な資機材等を備蓄する。また、応急復旧に必要な資機材等については、自己保有のものでは不足することも考えられるため、日本水道協会との<u>「災害時相互応援要綱」に基づき</u>、必要に応じて応援を求める。</p>	<p><b>6 資機材等</b></p> <p>給水班及び水道施設班は、応急復旧に必要な資機材等を備蓄する。また、応急復旧に必要な資機材等については、自己保有のものでは不足することも考えられるため、日本水道協会との<u>応援体制を緊密に整え、必要に応じて他事業体の応援を求める。</u></p>	市の現況の反映	P.224																														
<p><b><u>1.3 災害時の広報【広報班、給水班、水道施設班】</u></b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第2 下水道応急対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b><u>2.2 応急復旧対策【水防・道路班】</u></b></p> <p><u>水防・道路班は、速やかに下水道等の巡視を実施し、損傷や異状を把握する。</u></p> <p><u>また、</u>下水管渠の被害に対して、汚水、雨水の疎通に支障のないよう、迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針をたてる。幹線の被害は、箇所ごとの被害程度に応じて応急復旧又は本復旧を行い、幹線の復旧が終わり次第順次支線の復旧に着手する。</p> <p><u>なお、被災状況に応じて「災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」に基づき支援要請を行う。</u></p>	<p><b><u>1.3 災害時の広報【広報班、給水班、水道施設班】</u></b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第2 下水道応急対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b><u>2.2 応急復旧対策【水防・道路班】</u></b></p> <p><u>水防・道路班は、</u>下水管渠の被害に対して、汚水、雨水の疎通に支障のないよう、迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針をたてる。幹線の被害は、箇所ごとの被害程度に応じて応急復旧又は本復旧を行い、幹線の復旧が終わり次第順次支線の復旧に着手する。</p>	市の現況の反映	P.225																														
<p><b>第3 ライフライン事業者との協力体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b><u>3.1 市の役割【情報班、統括班、広報班】</u></b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力<u>パワーグリッド</u>(株)川口支社</td> <td>川口市中青木 5-3-10</td> <td>048-638-5016</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)<u>埼玉事業部</u>埼玉<u>南</u>支店</td> <td>さいたま市浦和区常盤 5-8-17</td> <td>048-626-6623</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業者	住所	連絡先	東京電力 <u>パワーグリッド</u> (株)川口支社	川口市中青木 5-3-10	048-638-5016	<略>			東日本電信電話(株) <u>埼玉事業部</u> 埼玉 <u>南</u> 支店	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623	<略>			<p><b>第3 ライフライン事業者との協力体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b><u>3.1 市の役割【情報班、統括班、広報班】</u></b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力(株)川口支社</td> <td>川口市中青木 5-3-10</td> <td>048-638-5016</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)埼玉支店</td> <td>さいたま市浦和区常盤 5-8-17</td> <td>048-626-6623</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業者	住所	連絡先	東京電力(株)川口支社	川口市中青木 5-3-10	048-638-5016	<略>			東日本電信電話(株)埼玉支店	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623	<略>			記載情報の更新	P.225
事業者	住所	連絡先																															
東京電力 <u>パワーグリッド</u> (株)川口支社	川口市中青木 5-3-10	048-638-5016																															
<略>																																	
東日本電信電話(株) <u>埼玉事業部</u> 埼玉 <u>南</u> 支店	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623																															
<略>																																	
事業者	住所	連絡先																															
東京電力(株)川口支社	川口市中青木 5-3-10	048-638-5016																															
<略>																																	
東日本電信電話(株)埼玉支店	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623																															
<略>																																	
<p><b>2 ライフラインの復旧要請</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>①病院</p>	<p><b>2 ライフラインの復旧要請</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>①病院</p>	消防広域化に伴う修正	P.225																														

震災対策編 震災応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>②社会福祉施設 ③指定避難所(小中学校等) ④災害対策本部 ⑤草加八潮消防組合 ⑥その他防災上重要と思われる施設 ＜略＞</p>	<p>②社会福祉施設 ③避難所(小中学校等) ④災害対策本部 ⑤消防本部 ⑥その他防災上重要と思われる施設 ＜略＞</p>		
<p><b>3.2 東京電力パワーグリッド(株)埼玉支店川口支社の防災計画</b></p>	<p><b>3.2 東京電力(株)埼玉支店川口支社の防災計画</b></p>	記載情報の更新	P.227
<p><b>3.3 東京ガス(株)東部支店の防災計画</b> ＜略＞ 1 災害応急対策に関する事項 ＜略＞ ② 重要施設の優先復旧計画 病院、ゴミ焼却場、指定避難所等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備の利用も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。 ＜略＞</p>	<p><b>3.3 東京ガス(株)の防災計画</b> ＜略＞ 1 災害応急対策に関する事項 ＜略＞ ② 重要施設の優先復旧計画 病院、ゴミ焼却場、避難所等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備の利用も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。 ＜略＞</p>	記載情報の更新	P.228
<p><b>3.4 東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉南支店の防災計画</b> 災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部埼玉南支店が実施する応急対策は次のとおりである。 1 応急対策 ＜略＞ ② 特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には、指定避難所等により災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 ＜略＞ (4) 災害時の広報 ＜略＞ ③災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、指定避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する ＜略＞</p>	<p><b>3.4 東日本電信電話(株)埼玉支店の防災計画</b> 災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉支店が実施する応急対策は次のとおりである。 1 応急対策 ＜略＞ ② 特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には、避難所等により災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 ＜略＞ (4) 災害時の広報 ＜略＞ ③災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。 ＜略＞</p>	記載情報の更新	P.232

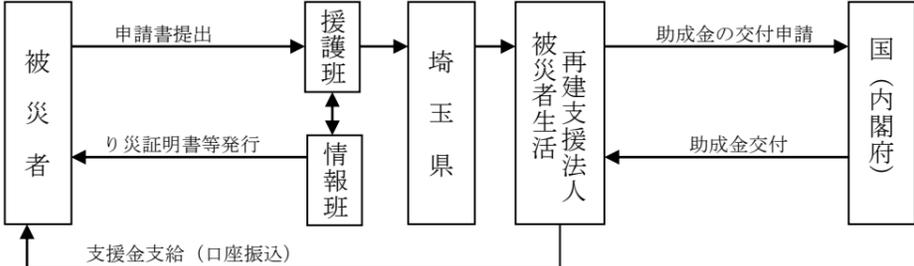
震災対策編 震災復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第4部 震災復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1節 震災復旧・復興対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第2 計画的な災害復興</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 復興プラン等の策定【統括班】</b></p> <p><u>統括班は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。</u></p>	<p><b>第4部 震災復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1節 震災復旧・復興対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第2 計画的な災害復興</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.242</p>
<p><b>2.2 震災復興対策本部の設置【統括班、水防・道路班】</b></p> <p><u>統括班及び水防・道路班は、被災市街地の状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。</u></p>	<p><b>2.1 震災復興対策本部の設置【統括班、水防・道路班】</b></p> <p><u>市は、被災市街地の状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、震災後における防災まちづくりの基本計画となる震災復興計画を策定するため、統括班、水防・道路班を中心とし、市長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。</u></p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.242</p>
<p><b>2.3 震災復興計画の策定【水防・道路班】</b></p> <p>1 震災復興方針の策定</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 震災復興計画の策定</p> <p><u>水防・道路班は、震災復興方針に基づき、水防・道路班を中心として、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。</u></p>	<p><b>2.2 震災復興計画の策定【水防・道路班】</b></p> <p>1 震災復興方針の策定</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 震災復興計画の策定</p> <p><u>市は、震災復興方針に基づき、水防・道路班を中心として、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。</u></p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.242</p>
<p><b>2.4 震災復興事業の実施【水防・道路班】</b></p> <p>1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施</p> <p>(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定</p> <p><u>水防・道路班は、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合、県に建築制限区域の指定を要請する。</u></p> <p>(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続</p> <p><u>水防・道路班は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.3 震災復興事業の実施【水防・道路班】</b></p> <p>1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施</p> <p>(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定</p> <p><u>建築主事を置く市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。</u></p> <p>(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続</p> <p><u>市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.242</p>

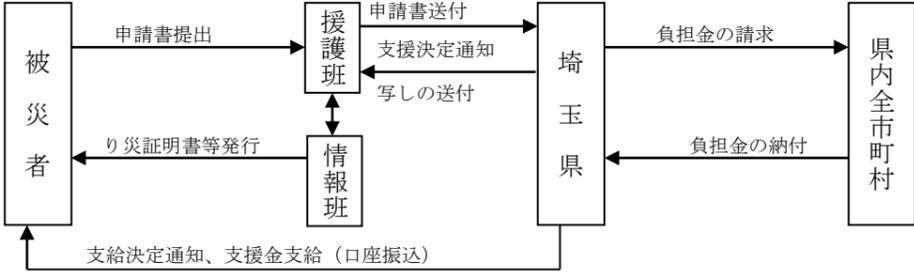
## 震災対策編 震災復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>2 震災復興事業の実施</p> <p><u>水防・道路班</u>は、震災復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に、震災復興計画に基づき震災復興事業を推進する。</p> <p>また、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ県と復興手続について検討を行う。</p>	<p>2 震災復興事業の実施</p> <p><u>市</u>は、震災復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に、震災復興計画に基づき震災復興事業を推進する。</p> <p>また、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ県と復興手続<u>き</u>について検討を行う。</p>	<p>対応組織の明確化</p>	
<p><b>第2節 市民生活安定のための措置</b></p> <p>(風水害応急対策計画に統合)</p>	<p><b>第2節 市民生活安定のための措</b></p> <p><b>第1—災害市民相談</b></p> <p><del>被災者からよせられる多様な生活上の不安に対応できるよう、総合相談窓口を早期に開設し、被災以前の状態への早期回復を図る。</del></p> <p><b>1.1—災害相談窓口の設置【市民相談班】</b></p> <p><b>1—災害相談窓口の設置</b></p> <p><del>大規模な災害が発生したとき、又は本部長の指示があったとき、市民相談班は、市庁舎や各避難所など、災害の規模に応じた災害相談窓口を設置する。</del></p> <p><b>2—災害相談窓口の業務</b></p> <p><del>災害相談窓口では、おおむね次のような業務を行う。</del></p> <p><del>(1) 行方不明者等に関する相談</del></p> <p><del>市民相談班は、警察、消防、医療関係機関等と連携して、被災者の安否に関する情報を収集し、行方不明者等の相談に対応する。</del></p> <p><del>(2) 医療、保健、福祉、住宅、法律等、専門分野での相談</del></p> <p><del>市民相談班は、仮設住宅を巡回し、被災者の孤独感を解消するとともに、悩み事を積極的に聞くように努める。また、長期化する避難生活への不安を解消するため、医療、保健(精神保健含む)、福祉、住宅、法律等に関する相談を関係課等と協力して対応する。</del></p> <p><del>(3) 交通、ライフライン情報に関する相談</del></p> <p><del>市民相談班は、鉄道、バス等の公共交通機関や電気、水道、ガス等のライフライン事業者と連携して対応する。</del></p> <p><del>(4) 各種手続きの総合窓口</del></p> <p><del>市民相談班は、見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する書類配布・受付等の手続き及び相談を一元的に処理するため、関係課等と連携する。</del></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.245</p>

震災対策編 震災復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第1 被災者へのメンタルケア</b>                      &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 メンタルケア対策【医療事務班】</b></p> <p>1 PTSD (PostTraumaticStressDisorder) 症状の理解                      &lt;略&gt;</p> <p>(2) 行政の対応</p> <p>① &lt;略&gt;</p> <p>② &lt;略&gt;</p> <p>③専門家による指定避難所、家庭訪問による巡回相談を実施する</p> <p>④専門家による相談電話(フリーダイヤル)を設置する</p>	<p><b>第2 被災者へのメンタルケア</b>                      &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 メンタルケア対策【医療事務班】</b></p> <p>1 PTSD (PostTraumaticStressDisorder) 症状の理解                      &lt;略&gt;</p> <p>(2) 行政の対応</p> <p>① &lt;略&gt;</p> <p>② &lt;略&gt;</p> <p>③専門家による避難所、家庭訪問による巡回相談を実施する</p> <p>④専門家による相談電話(フリーダイヤル)を設置する</p>	記載情報の更新	P.246
<p><b>1.2 職員のメンタルケア【医療事務班、統括班】</b></p> <p>1 職員のストレス要因</p> <p>職員は、災害時において、当然のことながら自らも被災者の一人であるが、被災者である市民の対応など、慣れない応急対策業務及び復旧・復興対策業務に従事することとなり、自分自身の健康の問題を自覚しにくく、また自覚したとしても使命感のために休息、治療が後手にまわりやすい。統括班は、<u>医療事務班とともに</u>産業医などの協力を得ながら衛生管理に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.2 職員のメンタルケア【統括班】</b></p> <p>1 職員のストレス要因</p> <p>職員は、災害時において、当然のことながら自らも被災者の一人であるが、被災者である市民の対応など、慣れない応急対策業務及び復旧・復興対策業務に従事することとなり、自分自身の健康の問題を自覚しにくく、また自覚したとしても使命感のために休息、治療が後手にまわりやすい。統括班は、産業医などの協力を得ながら衛生管理に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	市の現況の反映	P.247
<p><b>第2 被災者の生活確保</b>                      &lt;略&gt;</p> <p><b>2.4 被災者生活再建支援制度【援護班】</b>                      &lt;略&gt;</p> <p><b>2 支援金の支給</b></p> <p><u>援護班は、被害世帯の支給申請の受付を行い、り災台帳、り災証明書等をもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付する。</u></p> <p><u>支援金の支給手続</u></p> 	<p><b>第3 被災者の生活確保</b>                      &lt;略&gt;</p> <p><b>3.4 被災者生活再建支援制度【援護班】</b>                      &lt;略&gt;</p>	県地域防災計画の反映	P.249

震災対策編 震災復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2.4.1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【援護班】</b></p> <p>1. 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要                      &lt;略&gt;</p> <p>(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金  <u>被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。</u></p> <p>(2) 埼玉県・市町村家賃給付金  <u>自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。</u></p> <p>(3) 埼玉県・市町村人的相互応援  <u>災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。</u></p> <p><b>2 支援金の支給</b>  <u>援護班は、被害世帯の支給申請の受付を行い、り災台帳、り災証明書等をもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付する。</u></p> <p><b>□支援金の支給手続</b></p> 	<p><b>3.4.1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【援護班】</b></p> <p>1. 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要                      &lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.249</p>
<p><b>2.5 税等の徴収猶予及び減免【情報班、医療事務班、援護班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>① 固定資産税                      災害又は天候の不順により、著しく価額を減じた固定資産(土地、家屋、償却資産)  <u>について、被災の程度に応じ、市長が必要と認めるものについては減免を行う。</u>手続については、情報班が行う。</p> <p>② 国民健康保険税                      被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の状況の程度に応じて減免を行う。                      手続については、医療事務班が行う。</p>	<p><b>3.5 税等の徴収猶予及び減免【情報班、医療事務班、援護班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>① 固定資産税                      災害又は天候の不順により、著しく価額を減じた固定資産(土地、家屋、償却資産)  <del>の被災の程度に応じ、納期がきていないものについては、市長の判断で減免を行う。</del>手続については、情報班が行う。</p> <p>② 国民健康保険税                      被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の状況の程度に応じて減免を行う。                      手続については、医療事務班が行う。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.249</p>

## 震災対策編 震災復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2 国民年金保険料の免除</b> 被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情があるときは、申請に基づき、医療事務班が内容を審査の上、<a href="#">日本年金機構理事長</a>に免除申請者を通達する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4 介護保険法による措置</b> 要介護認定更新の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請にかかわる要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたとき、当該被保険者は、その理由の止んだ日から1か月以内に限り、要介護更新認定の申請をすることができる。手続については、援護班が行う。</p>	<p><b>2 国民年金保険料の免除</b> 被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情があるときは、申請に基づき、医療事務班が内容を審査の上、<a href="#">社会保険事務所長</a>に免除申請者を通達する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4 介護保険法による措置</b> 要介護認定更新の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請にかかわる要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたとき、当該被保険者は、その理由の止んだ日から1か月以内に限り、要介護更新認定の申請をすることができる。手続については、援護班が行う。</p>	記載情報の更新	P.250
<p><b><u>2.6 生活保護【援護班】</u></b> &lt;略&gt;</p> <p><b><u>2.7 郵便事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策【日本郵便(株)草加支店】</u></b> &lt;略&gt;</p> <p><b>1 郵便はがき等の無償交付</b> 災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は、<a href="#">日本郵便株式会社</a>が指定した支店及び郵便局とする。</p> <p><b>2 被災者が差し出す郵便物の料金免除</b> 被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。なお、取扱場所は、<a href="#">日本郵便株式会社</a>が指定した郵便局とする。</p> <p><b>3 被災地あて救助用郵便の料金免除</b> <a href="#">日本郵便株式会社</a>が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b><u>3.6 生活保護【援護班】</u></b> &lt;略&gt;</p> <p><b><u>3.7 郵便事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策【郵便事業(株)草加支店】</u></b> &lt;略&gt;</p> <p><b>1 郵便はがき等の無償交付</b> 災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は、<a href="#">郵便事業株式会社</a>が指定した支店及び郵便局とする。</p> <p><b>2 被災者が差し出す郵便物の料金免除</b> 被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。なお、取扱場所は、<a href="#">郵便事業株式会社</a>が指定した郵便局とする。</p> <p><b>3 被災地あて救助用郵便の料金免除</b> <a href="#">郵便事業株式会社</a>が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.250
<p><b><u>1.2 義援金、義援物資の受入・配分【物資調達班、広報班、統括班、会計管理者】</u></b></p> <p>一般から拠出された<a href="#">義援金、義援物資</a>で、市に寄託されたもの及び県知事又は日本赤十字社支部から送付された災害対策本部名義の義援金品を、确实・迅速に被災者に配分する。</p>	<p><b><u>1.2 義援(見舞)金品の受入・配分【物資調達班、広報班、統括班】</u></b></p> <p>一般から拠出された<a href="#">義援金品</a>で、市に寄託されたもの及び県知事又は日本赤十字社支部から送付された災害対策本部名義の義援金品を、确实・迅速に被災者に配分する。</p>	県地域防災計画の反映 記載情報の更新	P.251

震災対策編 震災復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）						
<p>1 <b>義援金</b>の受付</p> <p>(1) 受付窓口の開設 物資調達班は、<b>義援金</b>の受付窓口を開設し、<b>会計管理者</b>は銀行等に災害対策本部名義の<b>義援金の受付</b>口座を開設し、窓口及び振込による義援金を受け付ける。</p> <p>2 受付・募集</p> <p>(1) <b>義援金</b>の受付</p> <p>① 受付 <b>義援金</b>の受付は、原則として市が開設した窓口及び銀行口座振込とする。</p> <p>② 受領書の発行 物資調達班は、受領した<b>義援金</b>についての受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 資料 第11号様式 義援金品</p> <p>③ 災害対策本部への報告 物資調達班の班長は、<b>義援金</b>の受付状況について、本部員を通じて災害対策本部に報告する。</p> <p>(2) <b>義援物資</b>の受付</p> <p>① 受付 <b>義援物資</b>は、<u>開設した物資集積拠点で受け付ける。</u></p> <p>② 物資の管理 <u>物資集積拠点内にある調達した物資とともに総合的に管理する。</u></p> <p>(3) <b>義援金、義援物資</b>の募集 被災者に対する<b>義援金、義援物資</b>の募集を必要とする場合、広報班は、物資調達班からの情報を基に、被災者が必要とする物資について広く広報し、募集する。</p>	<p>1 <b>義援金品</b>の受付</p> <p>(1) 受付窓口の開設 物資調達班は、<b>義援金品</b>の受付窓口を開設し、<del>直接義援金品を受付する他、</del>銀行等に災害対策本部名義の<b>普通預金</b>口座を開設し、窓口及び振込による義援金を受け付ける。</p> <p>2 受付・募集</p> <p>(1) <b>義援金品</b>の受付</p> <p>① 受付 <b>義援金品</b>の<b>受け付け</b>は、原則として市が開設した窓口及び銀行口座振込とする。</p> <p>② 受領書の発行 物資調達班は、受領した<b>義援金品</b>についての受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 資料 第11号様式 義援金品</p> <p>③ 災害対策本部への報告 物資調達班の班長は、<b>義援金品</b>の受付状況について、本部員を通じて災害対策本部に報告する。</p> <p>(2) <b>義援金品</b>の募集 被災者に対する<b>義援金品</b>の募集を必要とする場合、広報班は、物資調達班からの情報を基に、被災者が必要とする物資について広く広報し、募集する。</p>								
<p>3 <b>義援金</b>の保管及び配分</p> <p>(1) <b>義援金</b>の保管</p> <p>① 物資調達班は、市に直接寄託された義援金及び県又は日本赤十字社支部から送付された義援金を被災者に配分するまでの間、<b>義援金</b>の受付口座に預金保管する。</p> <p>(2) <b>義援金</b>の配分</p>	<p>3 <b>義援金品</b>の保管及び配分</p> <p>(1) <b>義援金品</b>の保管</p> <p>① 物資調達班は、市に直接寄託された義援金及び県又は日本赤十字社支部から送付された義援金を被災者に配分するまでの間、<b>義援金</b>受付口座に預金保管する。</p> <p>② <del>物資調達班は、市に直接寄託された義援品及び県又は日本赤十字社支部から送付された義援品を、</del>救援物資保管場所に保管する。</p> <p>□救援物資保管場所</p> <table border="1" data-bbox="1427 1776 2288 1835"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大原中学校—体育館</td> <td>八潮5-9-1</td> <td>048-936-1378</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <b>義援金品</b>の配分</p>	保管場所	所在地	連絡先	大原中学校—体育館	八潮5-9-1	048-936-1378	記載内容の整理 記載情報の更新	P.252
保管場所	所在地	連絡先							
大原中学校—体育館	八潮5-9-1	048-936-1378							

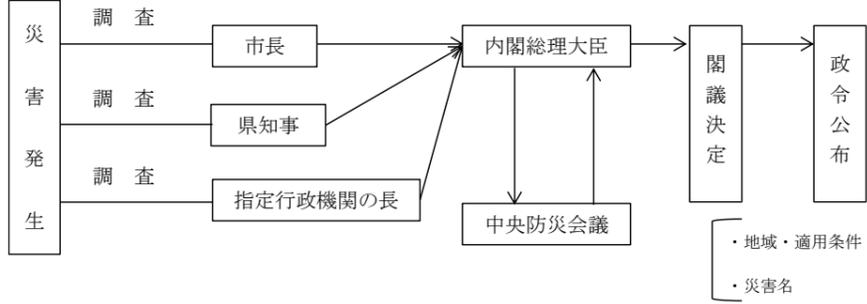
震災対策編 震災復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>①統括班は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。物資調達班は、配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。</p> <p>②広報班は、被災者に対し、市の広報紙及びホームページ並びに自主防災組織等の協力により、<u>義援金</u>の配分について広報する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>①統括班は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。物資調達班は、配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。</p> <p><del>②市に直接寄託された義援品や、県又は日本赤十字社支部より送付された義援品は、一般救援物資と同等に配分する。</del></p> <p><del>③寄託者が配分先や用途を指定した義援金品を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。</del></p> <p>④広報班は、被災者に対し、市の広報紙及びホームページ並びに自主防災組織等の協力により、<u>義援金品</u>の配分について広報する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>		
<p><b>2.10 遺体の埋・火葬【医療事務班】</b></p> <p><u>身元が判明しない遺体又は引取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により医療事務班が援護班と協力して実施する。</u></p> <p><b>1 埋・火葬の実施</b></p> <p><u>(1) 埋・火葬の実施</u></p> <p><u>身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合は、医療事務班が県災害対策本部と調整を行い、葬祭業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。</u></p> <p><u>また、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がない場合は、医療事務班が援護班と協力して、応急的に埋・火葬を実施する。</u></p> <p style="text-align: right;"><b>資料 2.41 火葬場の応援要領</b></p> <p><u>(2) 他の市区町村に漂着した遺体</u></p> <p><u>遺体が他の市区町村(災害救助法適用地域外)に漂着した場合、遺体の身元が判明しているときは、原則としてその遺族・親戚縁者又は法適用地の市区町村に連絡して引き取らせる。ただし、法適用地が混乱期のため引き取ることが不可能なときは、漂着先市区町村が県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施(費用は県負担)する。</u></p> <p><u>(3) 被災地から漂流してきたと推定できる遺体</u></p> <p><u>遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて埋・火葬を実施する。</u></p> <p><u>(4) 葬祭関係資材の支給</u></p> <p><u>次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。</u></p>	<p>&lt;震災応急対策計画から移動&gt;</p>	<p>記載内容の整理</p>	

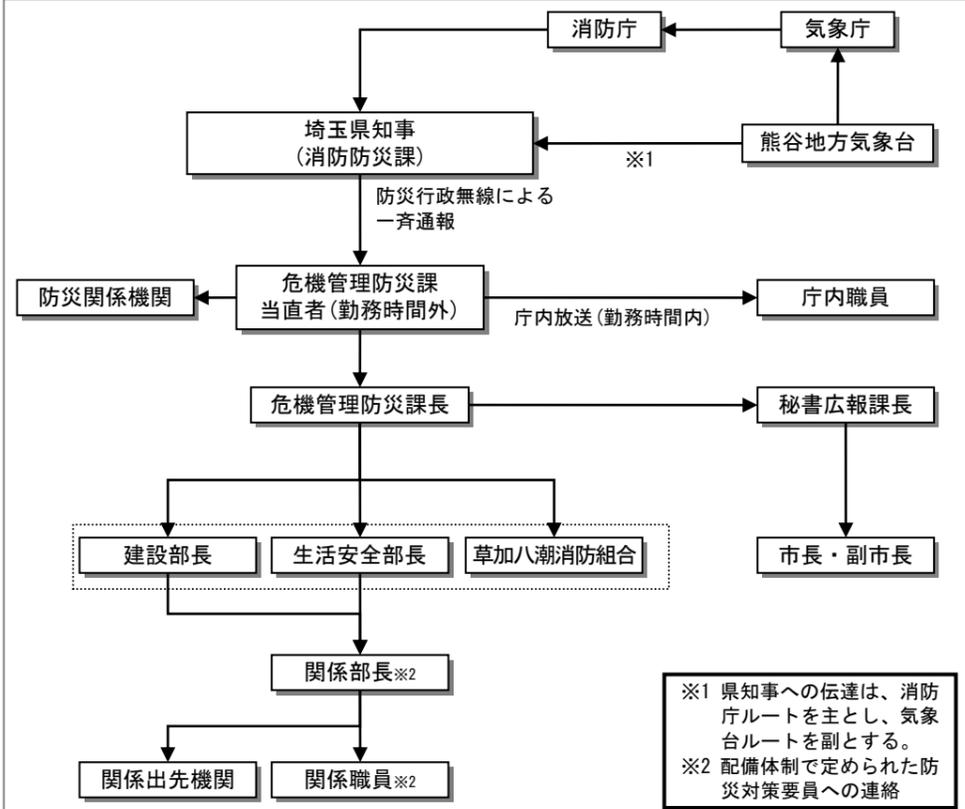
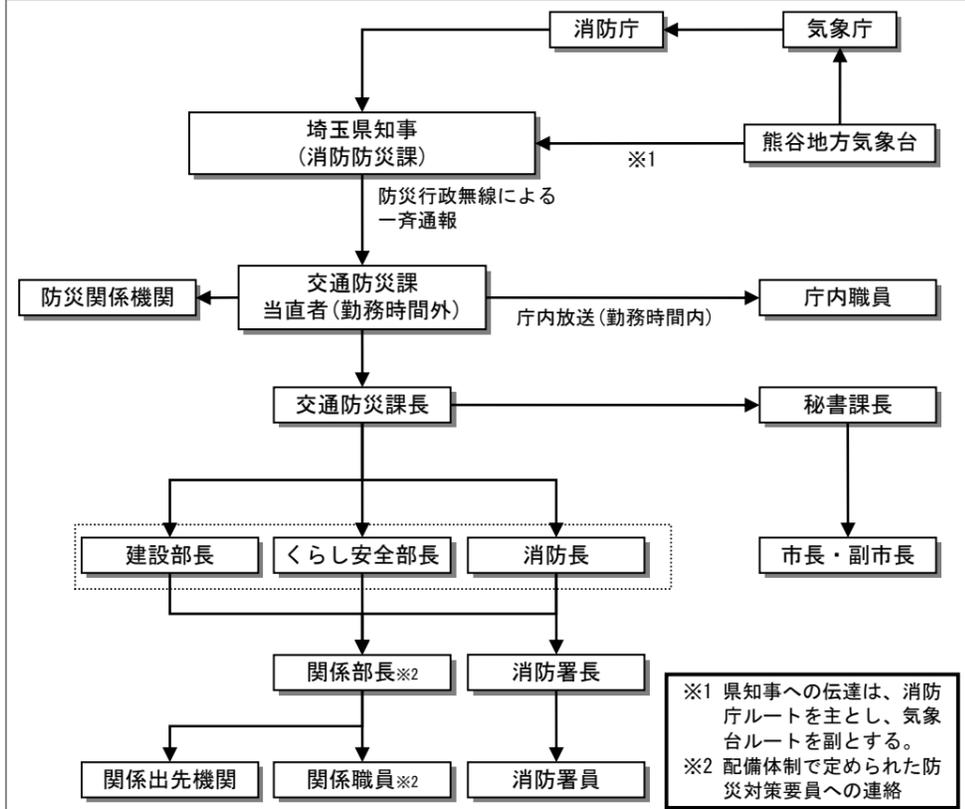
震災対策編 震災復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>①棺(付属品を含む) ②埋葬又は火葬 ③骨壺又は骨箱</p> <p>(5)埋・火葬に伴う留意点 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。</p>			
<p><b>2.11 災害救助法が適用された場合の費用等</b> 遺体の埋・火葬に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において、市が県に請求できる。 また、期間は災害発生の日から10日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。</p>	<p>&lt;震災応急対策計画から移動&gt;</p>	<p>記載内容の整理</p>	
<p><b>第3 農業、中小企業関係者等への支援</b> 災害により被害を受けた<b>農業者</b>又は団体、中小企業等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進、経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。</p>	<p><b>第4 農林漁業、中小企業関係者等への支援</b> 災害により被害を受けた<b>農林漁業者</b>又は団体、中小企業等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進、経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。</p>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.255</p>
<p><b>3.1 被災農業関係者への融資等【物資調達班】</b> 県は、災害により被害を受けた<b>農業者</b>又は団体に対して復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法等に基づき融資する。 また、農業災害補償法に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は仮払いによって早期に共済金の支払いができるよう措置する。 物資調達班は、これを被災<b>農業</b>関係者へ周知する。 なお、被災<b>農業</b>関係者への融資等の詳細については、資料編参照のこと。 <a href="#">資料 2.64 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資</a> <a href="#">資料 2.65 日本政策金融公庫の貸付条件</a> &lt;略&gt;</p>	<p><b>4.1 被災農林漁業関係者への融資等【物資調達班】</b> 県は、災害により被害を受けた<b>農林業者</b>又は団体に対して復旧を促進し、<b>農林業</b>の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法、<del>株式会社日本政策金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例</del>に基づき融資する。 また、農業災害補償法に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は仮払いによって早期に共済金の支払いができるよう措置する。 物資調達班は、これを被災<b>農林漁業</b>関係者へ周知する。 なお、被災<b>農林漁業</b>関係者への融資等の詳細については、資料編参照のこと。 <a href="#">資料 2.72 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資</a> <a href="#">資料 2.73 農林漁業金融公庫災害復旧施設資金</a> &lt;略&gt;</p>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.255</p>
<p>&lt;震災予防計画に移動&gt;</p>	<p><b>4.3 地震保険の活用【水防・道路班】</b> <del>地震保険は地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。</del> <del>地震における火災等については火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとり有効な手段の一つであり、水防・道路班は、その制度の普及促進に努める。</del></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.255</p>
<p><b>第3節 激甚災害の指定</b> &lt;略&gt; <b>1.1 激甚災害指定の流れ【統括班】</b> <b>統括班</b>は、災害が発生した場合は速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の</p>	<p><b>第3節 激甚災害の指定</b> &lt;略&gt; <b>1.1 激甚災害指定の流れ【統括班】</b> <b>市</b>は、災害が発生した場合は速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.257</p>

震災対策編 震災復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>概要を、県を通じて内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第 53 条）</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>を、県を通じて内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第 53 条）</p> <p>&lt;略&gt;</p>		
<p><b>1.2 激甚災害に関する調査【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第2 激甚災害に係る財政援助措置</b></p> <p>市は、激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。</p>  <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 激甚災害に関する調査【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第2 特別財政援助額の交付手続き等</b></p> <p>市長は、激甚対策の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、<del>県</del>の関係部局に提出する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.259</p>
<p><b>2.2 特別財政援助額の交付手続等【統括班】</b></p> <p>激甚災害の指定を受けたとき、統括班は、特別財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、<del>国</del>に提出する。</p>	<p><b>2.2 特別財政援助額の交付手続き等【統括班】</b></p> <p>激甚災害の指定を受けたとき、統括班は、特別財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、<del>国</del>の関係部局に提出する。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.260</p>

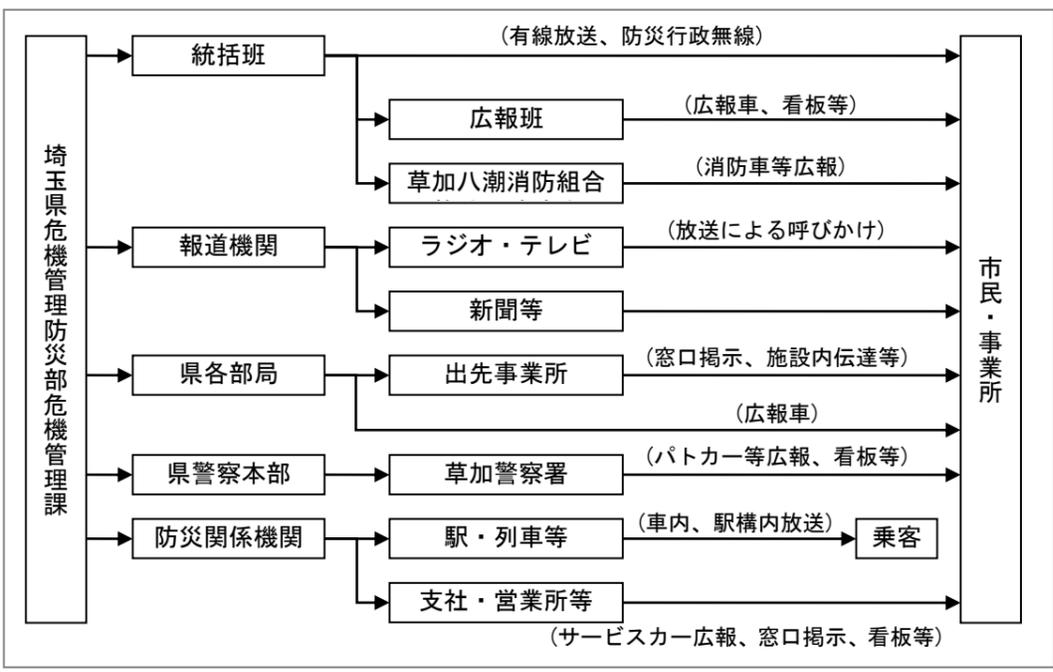
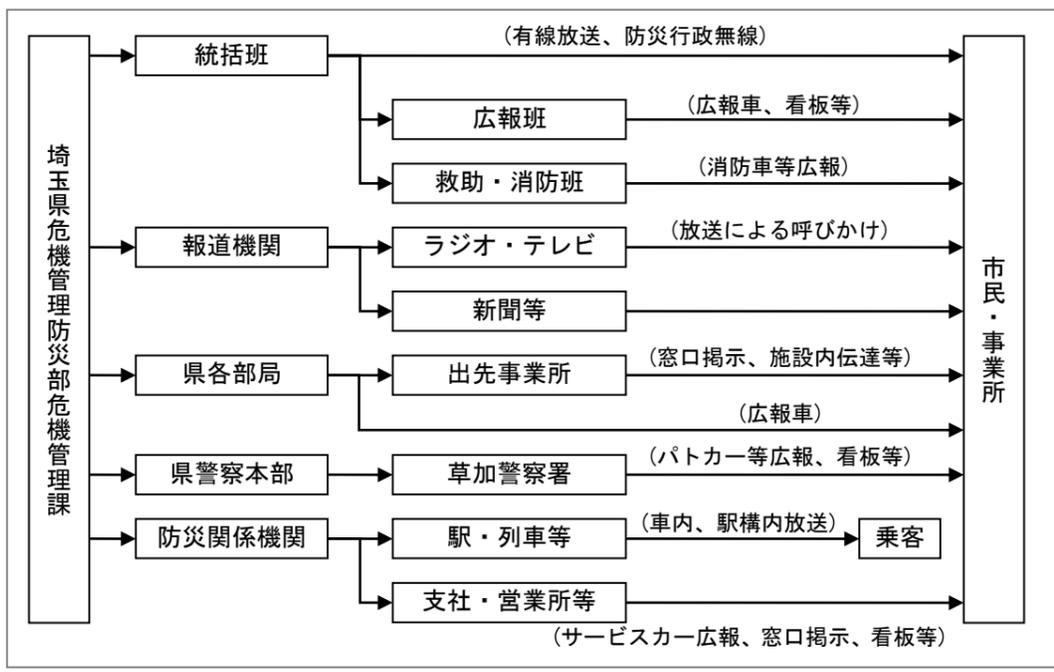
震災対策編 東海地震の警戒に伴う対応措置計画

新	旧	備考	頁 (現行)																		
<p><b>第5部 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画</b></p> <p>第2節 埼玉県及び防災関係機関の対応措置 &lt;略&gt;</p> <p>□防災関係機関の対応措置</p> <table border="1" data-bbox="133 451 1231 640"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>東海地震注意情報の発表</th> <th>警戒宣言の発令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草加八潮消防組合</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)川口支社</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	東海地震注意情報の発表	警戒宣言の発令	草加八潮消防組合	<略>		東京電力パワーグリッド(株)川口支社	<略>		<p><b>第5部 東海地震に伴う対応措置計画</b></p> <p>第2節 埼玉県及び防災関係機関の対応措置 &lt;略&gt;</p> <p>□防災関係機関の対応措置</p> <table border="1" data-bbox="1276 451 2374 640"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>東海地震注意情報の発表</th> <th>警戒宣言の発令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京電力(株)川口支社</td> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	東海地震注意情報の発表	警戒宣言の発令	消防本部	<略>		東京電力(株)川口支社	<略>		<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.263</p>
機関名	東海地震注意情報の発表	警戒宣言の発令																			
草加八潮消防組合	<略>																				
東京電力パワーグリッド(株)川口支社	<略>																				
機関名	東海地震注意情報の発表	警戒宣言の発令																			
消防本部	<略>																				
東京電力(株)川口支社	<略>																				
<p><b>第3節 東海地震注意情報及び警戒宣言発令時における体制整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□東海地震注意情報伝達系統図(八潮市関連)</p>  <p>※1 県知事への伝達は、消防庁ルートを主とし、気象台ルートを副とする。 ※2 配備体制で定められた防災対策要員への連絡</p>	<p><b>第3節 東海地震注意情報及び警戒宣言発令時における体制整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□東海地震注意情報伝達系統図(八潮市関連)</p>  <p>※1 県知事への伝達は、消防庁ルートを主とし、気象台ルートを副とする。 ※2 配備体制で定められた防災対策要員への連絡</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.264</p>																		

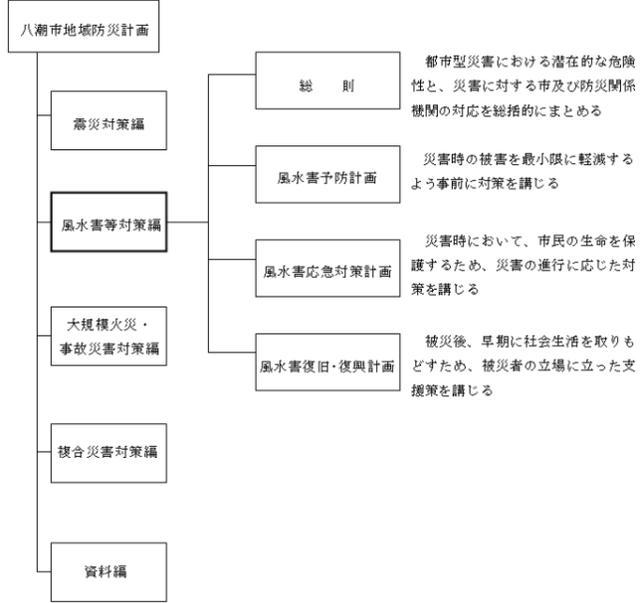
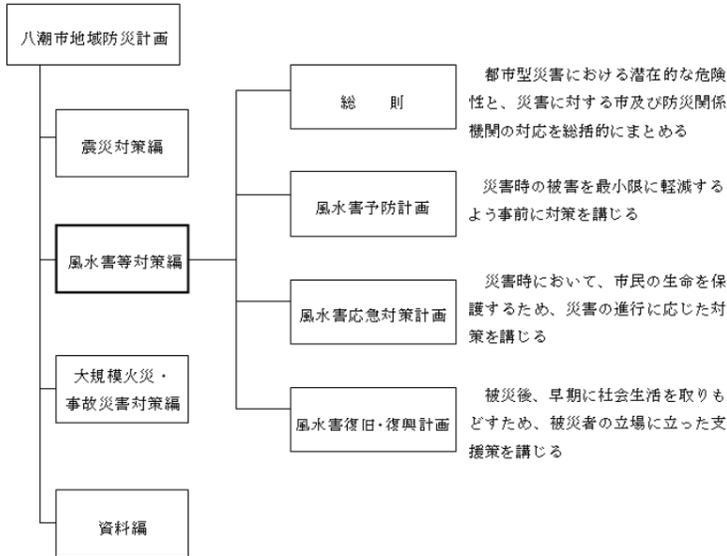
震災対策編 東海地震の警戒に伴う対応措置計画

新	旧	備考	頁 (現行)
<p><b>1.2 警戒宣言に伴う措置</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図(八潮市関連)</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 警戒宣言に伴う措置</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図(八潮市関連)</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.266</p>
<p><b>1.3 市民への周知【統括班、広報班、草加八潮消防組合】</b></p> <p>1 警戒宣言、東海地震予知情報等の周知</p> <p>統括班及び広報班は、<u>草加八潮消防組合及び</u>防災関係機関と連携し、防災行政無線、広報車、サイレン、消防車等あらゆる手段を講じて市民に周知する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 伝達内容</p> <p>統括班及び広報班は、<u>草加八潮消防組合と連携し</u>、警戒宣言、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害を最小限に抑えることを目的とし、関係機関と協力して伝達活動を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.3 市民への周知【統括班、広報班、<del>救助-消防班</del>】</b></p> <p>1 警戒宣言、東海地震予知情報等の周知</p> <p>統括班、<del>広報班及び救助-消防班</del>は、防災関係機関と連携し、防災行政無線、広報車、サイレン、消防車等あらゆる手段を講じて市民に周知する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 伝達内容</p> <p>統括班、<del>広報班及び救助-消防班</del>は、警戒宣言、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害を最小限に抑えることを目的とし、関係機関と協力して伝達活動を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.267</p>

震災対策編 東海地震の警戒に伴う対応措置計画

新	旧	備考	頁(現行)
<p>3 伝達手段</p> <p>伝達は、防災行政無線、サイレン(統括班)、広報車(広報班)、消防車(草加八潮消防組合)等八潮市の保有するあらゆる手段を用いて実施するほか、自主防災組織や自衛消防組織に対して協力を要請する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> 	<p>3 伝達手段</p> <p>伝達は、防災行政無線、サイレン(統括班)、広報車(広報班)、消防車(救助・消防班)等八潮市の保有するあらゆる手段を用いて実施するほか、自主防災組織や自衛消防組織に対して協力を要請する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> 	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.268</p>
<p>第4節 警戒宣言発令後の八潮市の対応措置</p> <p>1.1 広報活動【統括班、広報班、草加八潮消防組合】</p> <p>1 住民及び事業所のとるべき防災措置に関する広報</p> <p>統括班及び広報班は、草加八潮消防組合と連携し、住民及び事業所に対して、「市民等のとるべき措置基準」(P.290)に関する広報を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>第4節 警戒宣言発令後の八潮市の対応措置</p> <p>1.1 広報活動【統括班、広報班、救助・消防班】</p> <p>1 住民及び事業所のとるべき防災措置に関する広報</p> <p>統括班、広報班及び救助・消防班は、住民及び事業所に対して、「市民等のとるべき措置基準」(P.276)に関する広報を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.269</p>
<p>1.4 防災関係機関、防災上重要な施設との協力【統括班、広報班、草加八潮消防組合】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>4 防災上重要な施設との協力</p> <p>統括班は、草加八潮消防組合と連携し、市内の防災上重要な施設の管理者に対し、以下の措置を実施するよう指導する。</p>	<p>1.4 防災関係機関、防災上重要な施設との協力【統括班、広報班、救助・消防班】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>4 防災上重要な施設との協力</p> <p>統括班及び救助・消防班は、市内の防災上重要な施設の管理者に対し、以下の措置を実施するよう指導する。</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.273</p>

# 風水害対策編 総則

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第1部 総則</b></p> <p><b>第1節 計画の目的</b></p> <p><b>第1 計画の目的</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>第2 計画の構成と内容</b></p> <p><b>2.1 計画の構成</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>1 震災対策編</b>  <u>熊本地震、東日本大震災、阪神・淡路大震災等</u>をはじめとする一連の地震災害の教訓を踏まえ、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧・復興計画、<u>東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画及び複合災害対策計画</u>を定める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4 複合災害対策編</b>  <u>熊本地震や東日本大震災における複数回発生する大地震や、地震後と風水害の複合的な災害の発生へ対応するための対策計画</u>を定める。</p> <p><b>5 資料編</b>            「震災対策編」・「風水害対策編」・「大規模火災・事故災害対策編」・「<u>複合</u>災害対策編」に関する資料を「資料編」として編さんする。</p>	<p><b>第1部 総則</b></p> <p><b>第1節 計画の目的</b></p> <p><b>第1 計画の目的</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>第2 計画の構成と内容</b></p> <p><b>2.1 計画の構成</b>            &lt;略&gt;</p> <p>1 震災対策編            東日本大震災<del>や</del>阪神・淡路大震災をはじめとする一連の地震災害の教訓を踏まえ、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧・復興計画<del>及び</del>東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画を定める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>4 資料編            「震災対策編」・「風水害対策編」・「大規模火災・事故災害対策編」に関する資料を「資料編」として編さんする。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.1</p>
<p><b>2.2 計画の内容</b>            &lt;略&gt;</p> 	<p><b>2.2 計画の内容</b>            &lt;略&gt;</p> 	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.2</p>

## 風水害対策編 総則

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第3 計画の策定・運用</b>  <b>3.2 平時の運用</b>            &lt;略&gt;</p> <p><u>2 風水害応急対策計画及び風水害復旧・復興計画の習熟及びマニュアル等の整備</u></p> <p>発災時、各班は被害を最小限にとどめるために防災活動を展開することになる。また、防災活動は、風水害応急対策計画、風水害復旧・復興計画に沿って行われることから、防災活動の成否は、各職員が担当する計画への習熟度によって左右されることになる。</p> <p>そのため、職員は、関係する計画箇所について、日頃から習熟しておくとともに、<u>計画に基づくマニュアルの作成及び点検、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証、点検や訓練から得られた事項や教訓等の反映を実施する。</u></p>	<p><b>第3 計画の策定・運用</b>  <b>3.2 平時の運用</b>            &lt;略&gt;</p> <p>2 風水害応急対策計画及び風水害復旧・復興計画の習熟及びマニュアル等の整備</p> <p>発災時、各班は被害を最小限にとどめるために防災活動を展開することになる。また、防災活動は、風水害応急対策計画、風水害復旧・復興計画に沿って行われることから、防災活動の成否は、各職員が担当する計画への習熟度によって左右されることになる。</p> <p>そのため、職員は、関係する計画箇所について、日頃から習熟しておくとともに、<del>発災時に円滑かつ計画的に業務を遂行するためのマニュアル等を必要に応じて整備する。</del></p>	<p>防災基本計画の反映</p>	<p>P.4</p>
<p><u>3 協定締結の推進</u></p> <p><u>災害時には、食糧、生活必需品、応急対策資器材等の供給をはじめ、多くの分野で民間から物的又は人的な支援を得ることになるため、各班は、率先して事業者や事業者団体と災害時の応援協定を締結する。また、平常時から協定事業者等と連携体制を整備する。</u></p>		<p>市の現況の反映</p>	
<p><b>第4 計画の基本方針(防災ビジョン)</b>  <b>4.1 八潮市総合計画</b></p> <p><u>市</u>は、平成 28 年 3 月に平成 37 年度を目標年次とした、第 5 次八潮市総合計画基本構想を策定し、その目標達成に必要な基本施策を明らかにした「基本計画」を定め、市民と行政との協働によるまちづくりを推進している。</p> <p><u>第 5 次</u>八潮市総合計画基本計画は、新たな時代を切り開くまちづくりの指針として、総合的かつ長期的な視点に立って策定されており、以下に示す基本理念、将来都市像等が設定されている。</p>	<p><b>第4 計画の基本方針(防災ビジョン)</b>  <b>4.1 八潮市総合計画</b></p> <p><del>本市</del>は、平成 13 年 3 月に平成 27 年度を目標年次とした、第 4 次八潮市総合計画基本構想を策定し、その目標達成に必要な基本施策を明らかにした「<del>前期</del>基本計画」を定め、市民と行政との協働によるまちづくりを推進している。</p> <p><del>平成 17 年には、つくばエクスプレスが開通し、このことを契機に八潮駅周辺及び関連する道路の整備が行われ人口が増加している。また、地方分権の進展等、本市を取り巻く情勢が大きく変化している。このような状況に対応するため、将来都市像に関する基本構想の一部を見直し、平成 21 年度から平成 27 年度までを計画期間とする後期基本計画を策定した。</del></p> <p><u>第 4 次</u>八潮市総合計画後期基本計画は、新たな時代を切り開くまちづくりの指針として、総合的かつ長期的な視点に立って策定されており、以下に示す基本理念、将来都市像等が設定されている。</p>	<p>5 次八潮市総合計画の反映</p>	<p>P.5</p>

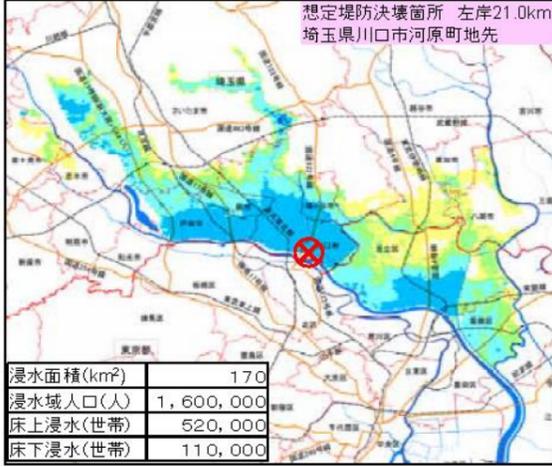
風水害対策編 総則

新	旧	備考	頁（現行）
<div data-bbox="210 296 1062 390"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本理念 「共生・協働」 「安全・安心」</li> </ul> </div> <div data-bbox="210 443 1062 537"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来都市像 住みやすさナンバー1のまち 八潮</li> </ul> </div> <div data-bbox="320 579 1086 884"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 分野別将来目標 教育文化・コミュニティ ～学びとつながりを大切にするまち～ 健康福祉・子育て ～誰もがいきいきと暮らせるまち～ 防災・防犯・消防・救急 ～誰もが安全で安心して暮らせるまち～ 産業経済・観光 ～地域の特性を活かした賑わいと活力のあるまち～ <b>都市基盤・環境</b> ～快適でやすらぎと潤いのあるまち～ 新公共経営 ～協働で経営する自主・自律のまち～</li> </ul> </div>	<div data-bbox="1329 296 2131 390"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本理念 生涯学習によるまちづくり</li> </ul> </div> <div data-bbox="1329 432 2131 527"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来都市像 市民が育む 品格と活力のあるまち やしお</li> </ul> </div> <div data-bbox="1436 558 2154 1020"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本目標 かいてき・・・新時代を支える都市の形成 やすらぎ・・・心やすらぐ安全な生活環境の形成 ふれあい・・・明るく生きがいにみちた社会の形成 ちから・・・活気あふれる産業の形成 <b>はぐくみ・・・明日の八潮を担う人づくり環境の形成</b> すいしん・・・市民に開かれた計画的な行政推進体制の形成</li> </ul> </div>	5次八潮市総合計画の反映	P.5
<p data-bbox="157 1087 1252 1167">分野別将来目標の「<b>都市基盤・環境</b>」の中では、「<b>治水と水循環によるまちづくり</b>」として<b>次</b>の施策を定めている。</p> <div data-bbox="240 1192 1092 1671"> <p><b>治水と水循環によるまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 治水対策の推進 雨水幹線※等の整備を推進するとともに、内水排除の機能向上に努めます。また、雨水貯留施設等の整備を促進し、流出抑制に努めます。さらに、治水対策に関する啓発活動を積極的に展開します。</li> <li>(2) 維持管理の充実 公共下水道については、維持管理体制を充実し、計画的に点検・改修を行うとともに、耐震化を推進します。また、排水施設については、更新・改修や排水路のしゅんせつ※等、適正な維持管理を行います。</li> <li>(3) 水質汚濁の防止 中川、綾瀬川、堀川、大場川等の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を積極的に行います。また、水洗化促進のための取組を行い、水洗化率の向上を図るとともに、安定した下水道経営を推進します。</li> <li>(4) 河川改修事業の促進 中川、綾瀬川、堀川、大場川等について、国や県による改修事業を促進します。</li> </ul> </div>	<p data-bbox="1299 1087 2398 1167">基本目標の「<b>かいてき</b>」の中では、「<b>都市を支え都市と共生する水・河川環境づくり</b>」として<b>4項目</b>の施策を定めている。</p> <div data-bbox="1359 1192 2226 1598"> <p><b>都市を支え都市と共生する水・河川環境づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 治水対策の推進 雨水幹線等の整備を推進するとともに、内水排除の機能の向上を目指す。また、雨水貯留施設等の整備を促進し、流出抑制対策に努める。さらに、治水対策に関する啓発活動を積極的に展開する。</li> <li>(2) 河川改修事業の促進 中川、綾瀬川、堀川、大場川、伝右川の一級河川について、国や県等の関係機関による改修事業を促進する。特に県の大場川河川改修事業については、河川環境事業の導入による良好な水環境の整備を積極的に働きかける。</li> <li>(3) 水質汚濁の防止 中川流域の諸河川の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を積極的に推進する。また、下水道に対する市民の理解と関心を深め、助成制度の活用や普及・啓発活動の展開により、下水道の普及を促進する。</li> <li>(4) 下水道・排水路の維持管理の充実 老朽化した下水道施設の更新や排水路のしゅんせつ等、適正な維持管理に努めるとともに、下水道台帳の整備等、維持管理体制を充実する。</li> </ul> <p data-bbox="1299 1671 2398 1751">また、基本目標の「<b>やすらぎ</b>」の中では、「<b>災害に強い安全なまちづくり</b>」として<b>6項目</b>の施策を定めている。</p> </div>	5次八潮市総合計画の反映	P6

新	旧	備考	頁（現行）																																										
	<p><b>災害に強い安全なまちづくり</b></p> <p>(1) 消防力の強化 消防庁舎の移築・新築、消防水利の整備、消防団の充実等、消防施設や消防体制を整備し、消防力の強化を図る。また、消防力の強化のため、消防の広域化について、関係機関と連携を図る。</p> <p>(2) 火災予防体制の充実 高齢者や障がいのある方にも配慮し、市民の防火・防災意識の普及・啓発に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置を促進する。事業所等に対し、防火対象物の予防査察を実施し、安全性の確認や防火管理業務の指導体制の充実を図る。また、自衛消防力を向上させ、防火対策の強化を促進する。</p> <p>(3) 救急救助体制の充実 救急救命士の養成、救急隊員に対する教育訓練の充実、高規格救急自動車をはじめとする高度救急用機材の整備等により、救急救助実施体制の強化を図る。 子どもから高齢者まで、全ての市民が適切に応急処置をとることができるよう、指導の充実を図る。</p> <p>(4) 防災まちづくりの推進 建築物や水道、道路等の公共施設の耐震・不燃化を促進するとともに、看板等の落下防止やブロック塀等の倒壊防止の指導に努める。また、防災の機能を果たす公園、緑地等の活用を図るとともに、避難路、避難場所の確保や緊急輸送手段の確保に努める。</p> <p>(5) 地域防災体制の充実 防災意識の高揚と防災に関する知識の普及に努めるとともに、災害に対する備えや要配慮者への支援体制を整備するなど、地域防災計画の推進を図る。 町会・自治会を単位とした自主防災組織の育成、消防団と連携を図り、防災訓練の実施等を通して、地域における防災力の強化を図るとともに、医療機関等との連携による災害医療体制の整備、民間企業等との災害時の応援協定の締結を推進する。 防災行政無線や防災気象情報システム等を活用し、情報提供及び連絡体制の充実を図る。また、食料品や医薬品等を計画的に備蓄する。</p> <p>(6) 危機管理体制の強化 関係機関と連携を図り、SARSや高病原性鳥インフルエンザの感染拡大等のさまざまな緊急事態に即応できる体制を強化する。 また、武力攻撃事態等に備えるため、国民保護計画に基づく研修や訓練等を実施し、国民保護計画に対する市民への理解を深める。</p>																																												
<p><b>4.2 計画の基本方針</b></p> <p><a href="#">第5次八潮市総合計画</a>に示された将来都市像等を踏まえ、八潮市地域防災計画の基本方針を以下に設定する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>4.2 計画の基本方針</b></p> <p><a href="#">第4次八潮市総合計画後期基本計画</a>に示された将来都市像等を踏まえ、八潮市地域防災計画の基本方針を以下に設定する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>5次八潮市総合計画の反映</p>	<p>P.7</p>																																										
<p><b>第2節 防災面からみた八潮市の概況及び対象災害の想定</b></p> <p><b>第1 地形地質条件</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第2 人口等の推移</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□八潮市人口推移(各年1月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="145 1642 1187 1908"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>総人口</th> <th>年少人口 (0~14)</th> <th>生産年齢人口 (15~64)</th> <th>老年人口 (65以上)</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>84,889</td> <td>11,761 (13.9%)</td> <td>55,293 (65.1%)</td> <td>17,835 (21.0%)</td> <td>36,387</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>85,556</td> <td>11,647 (13.6%)</td> <td>55,126 (64.4%)</td> <td>18,783 (22.0%)</td> <td>37,149</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>86,121</td> <td>11,510 (13.4%)</td> <td>55,192 (64.1%)</td> <td>19,419 (22.5%)</td> <td>38,022</td> </tr> </tbody> </table>	年	総人口	年少人口 (0~14)	生産年齢人口 (15~64)	老年人口 (65以上)	世帯数	<略>						平成26年	84,889	11,761 (13.9%)	55,293 (65.1%)	17,835 (21.0%)	36,387	平成27年	85,556	11,647 (13.6%)	55,126 (64.4%)	18,783 (22.0%)	37,149	平成28年	86,121	11,510 (13.4%)	55,192 (64.1%)	19,419 (22.5%)	38,022	<p><b>第2節 防災面からみた八潮市の概況及び対象災害の想定</b></p> <p><b>第1 地形地質条件</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第2 人口等の推移</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□八潮市人口推移(各年1月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1291 1642 2332 1879"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>総人口</th> <th>年少人口 (0~14)</th> <th>生産年齢人口 (15~64)</th> <th>老年人口 (65以上)</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	年	総人口	年少人口 (0~14)	生産年齢人口 (15~64)	老年人口 (65以上)	世帯数	<略>						<p>記載情報の更新</p>	<p>P9</p>
年	総人口	年少人口 (0~14)	生産年齢人口 (15~64)	老年人口 (65以上)	世帯数																																								
<略>																																													
平成26年	84,889	11,761 (13.9%)	55,293 (65.1%)	17,835 (21.0%)	36,387																																								
平成27年	85,556	11,647 (13.6%)	55,126 (64.4%)	18,783 (22.0%)	37,149																																								
平成28年	86,121	11,510 (13.4%)	55,192 (64.1%)	19,419 (22.5%)	38,022																																								
年	総人口	年少人口 (0~14)	生産年齢人口 (15~64)	老年人口 (65以上)	世帯数																																								
<略>																																													

風水害対策編 総則

新						旧						備考	頁(現行)	
平成29年	87,082	11,339 (13.0%)	55,783 (64.1%)	19,960 (22.9%)	35,602									
埼玉県 平成29年	7,343,733	930,692 (12.7%)	4,576,983 (62.3%)	1,836,058 (25.0%)	3,212,325	埼玉県 平成25年	7,110,773	1,005,662 (14.1%)	5,012,138 (70.5%)	1,092,973 (15.4%)	2,766,071			
<b>第3 風水害の履歴【水防・道路班】</b> <略> <b>第4 対象災害の想定</b> <略> <b>第5 被害想定</b> <b>5.1 本市の被害想定</b> <略>						<b>第3 風水害の履歴</b> <略> <b>第4 対象災害の想定</b> <略> <b>第5 被害想定</b> <b>5.1 本市の被害想定</b> <略>						対応組織の明確化	P.10	
<b>5.2 大規模水害の被害想定</b> 中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会(平22年4月)は、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。 次のシミュレーションされた氾濫状況では、市内のほとんどが浸水することが判明している。  <b>1 利根川首都圏広域氾濫</b> 昭和22年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約530km <sup>2</sup> 、浸水区域内人口が約230万人と想定される。						中央防災会議の取組反映								
 <p>利根川首都圏広域氾濫の被害想定</p> <p>①浸水範囲(最大浸水深図) ②浸水面積 約530km<sup>2</sup></p> <p>③浸水区域内人口 約230万人</p> <p>④死者数 約2,600人</p> <p>⑤孤立者数 最大約110万人(決壊2日後)</p> <p>【算出条件】 排水施設が稼働せず、避難率が0%である最悪のケース                      【降雨条件】 流域平均雨量 約320mm/3日(流域面積 約5,100km<sup>2</sup>)</p>						<b>2 荒川左岸低地氾濫</b> 荒川の浸水想定の中では浸水区域内人口が最大である約160万人と想定される。								

新	旧	備考	頁（現行）										
 <p>想定堤防決壊箇所 左岸21.0km 埼玉県川口市河原町地先</p> <table border="1" data-bbox="421 604 688 709"> <tr> <td>浸水面積(km<sup>2</sup>)</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>浸水域人口(人)</td> <td>1,600,000</td> </tr> <tr> <td>床上浸水(世帯)</td> <td>520,000</td> </tr> <tr> <td>床下浸水(世帯)</td> <td>110,000</td> </tr> </table> <p>※越水はん濫を含む</p>	浸水面積(km <sup>2</sup> )	170	浸水域人口(人)	1,600,000	床上浸水(世帯)	520,000	床下浸水(世帯)	110,000					
浸水面積(km <sup>2</sup> )	170												
浸水域人口(人)	1,600,000												
床上浸水(世帯)	520,000												
床下浸水(世帯)	110,000												
<p><b>第3節 防災関係機関の業務の大綱</b></p> <p>防災に関し、市、<u>消防</u>、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。</p> <p><b>第1 市</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1" data-bbox="142 1081 1187 1155"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市	事務又は業務の大綱	<略>		<p><b>第3節 防災関係機関の業務の大綱</b></p> <p>防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。</p> <p><b>第1 市</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1291 1081 2329 1407"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防本部 消防団</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防施設、消防本部体制の整備に関する事</li> <li>2. 水防活動の協力、援助に関する事</li> <li>3. 人命の救助及び応急救護・救急に関する事</li> <li>4. 水防・救助用資機材の管理・調達に関する事</li> <li>5. 傷病者の搬送に関する事</li> <li>6. 避難の勧告又は指示に関する事</li> <li>7. 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>8. 消防職員及び消防団員の出動に関する事</li> <li>9. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	市	事務又は業務の大綱	<略>		消防本部 消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防施設、消防本部体制の整備に関する事</li> <li>2. 水防活動の協力、援助に関する事</li> <li>3. 人命の救助及び応急救護・救急に関する事</li> <li>4. 水防・救助用資機材の管理・調達に関する事</li> <li>5. 傷病者の搬送に関する事</li> <li>6. 避難の勧告又は指示に関する事</li> <li>7. 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>8. 消防職員及び消防団員の出動に関する事</li> <li>9. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事</li> </ol>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.16</p>
市	事務又は業務の大綱												
<略>													
市	事務又は業務の大綱												
<略>													
消防本部 消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防施設、消防本部体制の整備に関する事</li> <li>2. 水防活動の協力、援助に関する事</li> <li>3. 人命の救助及び応急救護・救急に関する事</li> <li>4. 水防・救助用資機材の管理・調達に関する事</li> <li>5. 傷病者の搬送に関する事</li> <li>6. 避難の勧告又は指示に関する事</li> <li>7. 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>8. 消防職員及び消防団員の出動に関する事</li> <li>9. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事</li> </ol>												
<p><b>第2 消防</b></p> <p>市は、平成27年10月に草加市と草加八潮消防組合を設立した。また、草加八潮消防組合が平成28年4月1日に発足した草加八潮消防局において、消防事務の共同処理を開始している。</p> <table border="1" data-bbox="163 1585 1187 1869"> <thead> <tr> <th>消防機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草加八潮消防組合 八潮市消防団</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防施設及び車両の計画的更新・消防体制の整備に関する事</li> <li>2. 火災発生時の消火活動に関する事</li> <li>3. 人命の救助及び応急救護・救急活動に関する事</li> <li>4. 傷病者の搬送に関する事</li> <li>5. 避難の勧告、指示又は誘導に関する事</li> <li>6. 消防の応援・受援に関する事</li> <li>7. 消防知識の啓発・普及に関する事</li> <li>8. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事</li> <li>9. 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	消防機関	事務又は業務の大綱	草加八潮消防組合 八潮市消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防施設及び車両の計画的更新・消防体制の整備に関する事</li> <li>2. 火災発生時の消火活動に関する事</li> <li>3. 人命の救助及び応急救護・救急活動に関する事</li> <li>4. 傷病者の搬送に関する事</li> <li>5. 避難の勧告、指示又は誘導に関する事</li> <li>6. 消防の応援・受援に関する事</li> <li>7. 消防知識の啓発・普及に関する事</li> <li>8. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事</li> <li>9. 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事</li> </ol>		<p>消防広域化に伴う修正</p>							
消防機関	事務又は業務の大綱												
草加八潮消防組合 八潮市消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防施設及び車両の計画的更新・消防体制の整備に関する事</li> <li>2. 火災発生時の消火活動に関する事</li> <li>3. 人命の救助及び応急救護・救急活動に関する事</li> <li>4. 傷病者の搬送に関する事</li> <li>5. 避難の勧告、指示又は誘導に関する事</li> <li>6. 消防の応援・受援に関する事</li> <li>7. 消防知識の啓発・普及に関する事</li> <li>8. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事</li> <li>9. 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事</li> </ol>												

風水害対策編 総則

新	旧	備考	頁（現行）																				
<p><b>第3 県</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="142 359 373 394">県の機関</th> <th data-bbox="373 359 1190 394">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="142 394 373 436">&lt;略&gt;</td> <td data-bbox="373 394 1190 436"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 436 373 604">東部地域 振興センター (春日部支部)</td> <td data-bbox="373 436 1190 604"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災活動拠点の開設・運営</li> <li>2. 物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保</li> <li>3. 物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保</li> <li>4. 物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保</li> <li>5. 緊急通行車両の確認</li> <li>6. 広域支援拠点の開設・運用</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 604 373 646">&lt;略&gt;</td> <td data-bbox="373 604 1190 646"></td> </tr> </tbody> </table>	県の機関	事務又は業務の大綱	<略>		東部地域 振興センター (春日部支部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災活動拠点の開設・運営</li> <li>2. 物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保</li> <li>3. 物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保</li> <li>4. 物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保</li> <li>5. 緊急通行車両の確認</li> <li>6. 広域支援拠点の開設・運用</li> </ol>	<略>		<p><b>第2 県</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1299 359 1531 394">県の機関</th> <th data-bbox="1531 359 2332 394">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1299 394 1531 436">&lt;略&gt;</td> <td data-bbox="1531 394 2332 436"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 436 1531 573">東部地域 振興センター</td> <td data-bbox="1531 436 2332 573"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部との連絡調整(情報係の派遣等)に関する事</li> <li>2. 市の被害情報の収集に関する事</li> <li>3. 市の災害対策活動の支援に関する事</li> <li>4. 県越谷防災基地の開設・運営に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 573 1531 625">&lt;略&gt;</td> <td data-bbox="1531 573 2332 625"></td> </tr> </tbody> </table>	県の機関	事務又は業務の大綱	<略>		東部地域 振興センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部との連絡調整(情報係の派遣等)に関する事</li> <li>2. 市の被害情報の収集に関する事</li> <li>3. 市の災害対策活動の支援に関する事</li> <li>4. 県越谷防災基地の開設・運営に関する事</li> </ol>	<略>		県地域防災計画の反映	P.16				
県の機関	事務又は業務の大綱																						
<略>																							
東部地域 振興センター (春日部支部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災活動拠点の開設・運営</li> <li>2. 物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保</li> <li>3. 物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保</li> <li>4. 物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保</li> <li>5. 緊急通行車両の確認</li> <li>6. 広域支援拠点の開設・運用</li> </ol>																						
<略>																							
県の機関	事務又は業務の大綱																						
<略>																							
東部地域 振興センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部との連絡調整(情報係の派遣等)に関する事</li> <li>2. 市の被害情報の収集に関する事</li> <li>3. 市の災害対策活動の支援に関する事</li> <li>4. 県越谷防災基地の開設・運営に関する事</li> </ol>																						
<略>																							
<p><b>第4 指定地方行政機関</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="157 806 373 842">指定地方行政機関</th> <th data-bbox="373 806 1213 842">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="157 842 373 995">関東財務局</td> <td data-bbox="373 842 1213 995"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害査定立会に関する事</li> <li>2. 金融機関等に対する金融上の措置に関する事</li> <li>3. 地方公共団体に対する融資に関する事</li> <li>4. 国有財産の管理処分に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="157 995 373 1136">埼玉労働局（春日部労働基準監督署、草加公共職業安定所）</td> <td data-bbox="373 995 1213 1136"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事</li> <li>2. 職業の安定に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="157 1136 373 1520">東京管区気象台（熊谷地方気象台）</td> <td data-bbox="373 1136 1213 1520"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>2. 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事</li> <li>3. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関する事</li> <li>4. 緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関する事</li> <li>5. 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事</li> <li>6. 災害発生時（発生が予想される時を含む）において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと</li> <li>7. 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="157 1520 373 1892">関東農政局（消費・安全部地域第一課）</td> <td data-bbox="373 1520 1213 1892"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事</li> <li>2. 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2) 飲食物品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関する事 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事 (9) 関係職員の派遣に関する事</li> <li>3. 復旧対策</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	指定地方行政機関	事務又は業務の大綱	関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害査定立会に関する事</li> <li>2. 金融機関等に対する金融上の措置に関する事</li> <li>3. 地方公共団体に対する融資に関する事</li> <li>4. 国有財産の管理処分に関する事</li> </ol>	埼玉労働局（春日部労働基準監督署、草加公共職業安定所）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事</li> <li>2. 職業の安定に関する事</li> </ol>	東京管区気象台（熊谷地方気象台）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>2. 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事</li> <li>3. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関する事</li> <li>4. 緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関する事</li> <li>5. 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事</li> <li>6. 災害発生時（発生が予想される時を含む）において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと</li> <li>7. 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事</li> </ol>	関東農政局（消費・安全部地域第一課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事</li> <li>2. 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2) 飲食物品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関する事 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事 (9) 関係職員の派遣に関する事</li> <li>3. 復旧対策</li> </ol>	<p><b>第3 指定地方行政機関</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1299 806 1531 842">指定地方行政機関</th> <th data-bbox="1531 806 2332 842">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1299 842 1531 1016">(追加)</td> <td data-bbox="1531 842 2332 1016"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 1016 1531 1152">春日部労働基準監督署</td> <td data-bbox="1531 1016 2332 1152"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事</li> <li>2. 職業の安定に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 1152 1531 1520">熊谷地方気象台</td> <td data-bbox="1531 1152 2332 1520"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、地動、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>2. 気象・地象(地震に当たっては、地震動に限る)、水象の予報及び警報に関する事</li> <li>3. 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関する事</li> <li>4. 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関する事</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 1520 1531 1892">関東農政局消費・安全部地域第一課</td> <td data-bbox="1531 1520 2332 1892"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀、乾パンを確保供給すること</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	指定地方行政機関	事務又は業務の大綱	(追加)		春日部労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事</li> <li>2. 職業の安定に関する事</li> </ol>	熊谷地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、地動、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>2. 気象・地象(地震に当たっては、地震動に限る)、水象の予報及び警報に関する事</li> <li>3. 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関する事</li> <li>4. 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関する事</li> </ol>	関東農政局消費・安全部地域第一課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀、乾パンを確保供給すること</li> </ol>	県地域防災計画の反映	P.18
指定地方行政機関	事務又は業務の大綱																						
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害査定立会に関する事</li> <li>2. 金融機関等に対する金融上の措置に関する事</li> <li>3. 地方公共団体に対する融資に関する事</li> <li>4. 国有財産の管理処分に関する事</li> </ol>																						
埼玉労働局（春日部労働基準監督署、草加公共職業安定所）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事</li> <li>2. 職業の安定に関する事</li> </ol>																						
東京管区気象台（熊谷地方気象台）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>2. 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事</li> <li>3. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関する事</li> <li>4. 緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関する事</li> <li>5. 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事</li> <li>6. 災害発生時（発生が予想される時を含む）において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと</li> <li>7. 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事</li> </ol>																						
関東農政局（消費・安全部地域第一課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事</li> <li>2. 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2) 飲食物品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関する事 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事 (9) 関係職員の派遣に関する事</li> <li>3. 復旧対策</li> </ol>																						
指定地方行政機関	事務又は業務の大綱																						
(追加)																							
春日部労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事</li> <li>2. 職業の安定に関する事</li> </ol>																						
熊谷地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、地動、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>2. 気象・地象(地震に当たっては、地震動に限る)、水象の予報及び警報に関する事</li> <li>3. 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関する事</li> <li>4. 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関する事</li> </ol>																						
関東農政局消費・安全部地域第一課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀、乾パンを確保供給すること</li> </ol>																						

風水害対策編 総則

新		旧		備考	頁(現行)
	<p><u>(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事</u></p> <p><u>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事</u></p>				
関東運輸局 埼玉運輸支局	<p>1. <u>災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事</u></p> <p>2. <u>災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事</u></p> <p>3. <u>災害時における不通区間への回輸送の指導に関する事</u></p>	(追加)			
東京航空局 東京空港事務所	<p>1. <u>災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関する事</u></p> <p>2. <u>遭難航空機の捜索及び救助に関する事</u></p> <p>3. <u>災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関する事</u></p>	(追加)			
関東総合通信局	<p>1. <u>非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事</u></p> <p>2. <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関する事</u></p> <p>3. <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関する事</u></p> <p>4. <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事</u></p>	(追加)			
関東地方整備局 (江戸川河川事務所)	<p>1. <u>災害予防</u></p> <p>(1) <u>震災対策の推進</u></p> <p>(2) <u>危機管理体制の整備</u></p> <p>(3) <u>災害・防災に関する研究、観測等の推進</u></p> <p>(4) <u>防災教育等の実施</u></p> <p>(5) <u>防災訓練</u></p> <p>(6) <u>再発防止対策の実施</u></p> <p>2. <u>災害応急対策</u></p> <p>(1) <u>災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保</u></p> <p>(2) <u>活動体制の確保</u></p> <p>(3) <u>災害発生直後の施設の緊急点検</u></p> <p>(4) <u>災害対策用資機材、復旧資機材等の確保</u></p> <p>(5) <u>災害時における応急工事等の実施</u></p> <p>(6) <u>災害発生時における交通等の確保</u></p> <p>(7) <u>緊急輸送</u></p> <p>(8) <u>二次災害の防止対策</u></p> <p>(9) <u>ライフライン施設の応急復旧</u></p> <p>(10) <u>地方公共団体等への支援</u></p> <p>(11) <u>「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員(リエゾン)」の派遣</u></p> <p>(12) <u>支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」の派遣</u></p> <p>(13) <u>被災者・被災事業者に対する措置</u></p> <p>3. <u>災害復旧・復興</u></p> <p>(1) <u>災害復旧の実施</u></p> <p>(2) <u>都市の復興</u></p> <p>(3) <u>被災事業者等への支援措置</u></p>	<p>関東地方整備局 江戸川河川事務所</p> <p>1—災害予防</p> <p>(1) <u>直轄管理区間における河川管理施設及び許可工作物の状況把握に関する事</u></p> <p>(2) <u>直轄管理区間における災害危険区域の検討及び当該箇所の補強に関する事</u></p> <p>(3) <u>災害に関する研究、観測等に関する事</u></p> <p>(4) <u>防災に関する教育及び訓練に関する事</u></p> <p>2—災害応急対策</p> <p>(1) <u>災害に関する予報及び警報の発表並びに伝達に関する事</u></p> <p>(2) <u>災害に関する情報の収集及び広報に関する事</u></p> <p>(3) <u>水防活動の指導に関する事</u></p> <p>(4) <u>災害時の直轄管理区間における応急復旧工事に関する事</u></p> <p>(5) <u>水門及び排水機場の管理に関する事</u></p> <p>(6) <u>二次被害の防止に関する事</u></p> <p>3—災害復旧</p> <p>(1) <u>直轄管理区間の災害復旧工事の施工に関する事</u></p>			
<略>		<略>			

風水害対策編 総則

新	旧	備考	頁 (現行)																																																														
<p><b>6.1 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定公共機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話(株)埼玉事業部 埼玉南支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>KDDI(株)</td> <td>1. 重要通信の確保に関する事 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク(株)</td> <td>1. 重要通信の確保に関する事 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>日本郵便(株)草加郵便局</td> <td>1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会(NHK)</td> <td>1. 防災知識の普及に関する事 2. 災害応急対策等の周知徹底に関する事 3. 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路(株)東京東局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)川口支社</td> <td>1. 災害時における電力供給に関する事 2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>(株)イトーヨーカ堂</td> <td>1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>イオン(株)</td> <td>1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>ユニー(株)</td> <td>1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>(株)セブン・イレブン・ジャパン</td> <td>1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>(株)セブン&amp;アイ・ホールディングス</td> <td>1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table>	指定公共機関	事務又は業務の大綱	東日本電信電話(株)埼玉事業部 埼玉南支店		<略>		KDDI(株)	1. 重要通信の確保に関する事 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事	ソフトバンク(株)	1. 重要通信の確保に関する事 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事	日本郵便(株)草加郵便局	1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事	<略>		日本放送協会(NHK)	1. 防災知識の普及に関する事 2. 災害応急対策等の周知徹底に関する事 3. 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事	<略>		首都高速道路(株)東京東局		東京電力パワーグリッド(株)川口支社	1. 災害時における電力供給に関する事 2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事	<略>		(株)イトーヨーカ堂	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施	イオン(株)	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施	ユニー(株)	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施	(株)セブン・イレブン・ジャパン	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施	(株)ローソン	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施	(株)ファミリーマート	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施	(株)セブン&アイ・ホールディングス	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施	<p><b>5.1 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定公共機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話(株)埼玉支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(追加)</td> </tr> <tr> <td>郵便事業(株)草加郵便局</td> <td>1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(追加)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>首都高速道路(株)東東京管理局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京電力(株)川口支社</td> <td>1. 災害時における電力供給に関する事 2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	指定公共機関	事務又は業務の大綱	東日本電信電話(株)埼玉支店		<略>		(追加)		郵便事業(株)草加郵便局	1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事	<略>		(追加)		<略>		首都高速道路(株)東東京管理局		東京電力(株)川口支社	1. 災害時における電力供給に関する事 2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事	<略>		(追加)		<p>県地域防災計画の反映 国の指定の反映</p>	<p>P.19</p>
指定公共機関	事務又は業務の大綱																																																																
東日本電信電話(株)埼玉事業部 埼玉南支店																																																																	
<略>																																																																	
KDDI(株)	1. 重要通信の確保に関する事 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事																																																																
ソフトバンク(株)	1. 重要通信の確保に関する事 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事																																																																
日本郵便(株)草加郵便局	1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事																																																																
<略>																																																																	
日本放送協会(NHK)	1. 防災知識の普及に関する事 2. 災害応急対策等の周知徹底に関する事 3. 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事																																																																
<略>																																																																	
首都高速道路(株)東京東局																																																																	
東京電力パワーグリッド(株)川口支社	1. 災害時における電力供給に関する事 2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事																																																																
<略>																																																																	
(株)イトーヨーカ堂	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施																																																																
イオン(株)	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施																																																																
ユニー(株)	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施																																																																
(株)セブン・イレブン・ジャパン	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施																																																																
(株)ローソン	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施																																																																
(株)ファミリーマート	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施																																																																
(株)セブン&アイ・ホールディングス	1. 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長からの指示等を踏まえた、災害計画に基づく災害応急対策の実施																																																																
指定公共機関	事務又は業務の大綱																																																																
東日本電信電話(株)埼玉支店																																																																	
<略>																																																																	
(追加)																																																																	
郵便事業(株)草加郵便局	1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2. 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事																																																																
<略>																																																																	
(追加)																																																																	
<略>																																																																	
首都高速道路(株)東東京管理局																																																																	
東京電力(株)川口支社	1. 災害時における電力供給に関する事 2. 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事																																																																
<略>																																																																	
(追加)																																																																	
<p><b>6.2 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定地方公共機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>(一社)埼玉県トラック協会草加支部</td> <td>1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱	<略>		(一社)埼玉県トラック協会草加支部	1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事	<p><b>5.2 指定地方公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定地方公共機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>(社)埼玉県トラック協会草加支部</td> <td>1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱	<略>		(社)埼玉県トラック協会草加支部	1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.20</p>																																																		
指定地方公共機関	事務又は業務の大綱																																																																
<略>																																																																	
(一社)埼玉県トラック協会草加支部	1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事																																																																
指定地方公共機関	事務又は業務の大綱																																																																
<略>																																																																	
(社)埼玉県トラック協会草加支部	1. 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事																																																																

風水害対策編 総則

新		旧		備考	頁（現行）																																				
<p><u>葛西用水路土地改良区</u> <u>八条用水路土地改良区</u></p> <p>1. <u>防災ため池等の設備の整備と管理に関する事</u> 2. <u>農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事</u> 3. <u>たん水の防排除施設の整備と活動に関する事</u></p> <p>(一社) 埼玉県医師会 (一社) 埼玉県歯科医師会 (公社) 埼玉県看護協会</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(一社) 埼玉県バス協会</p> <p>(一社) 埼玉県LPガス協会南東支部</p> <p>1. <u>LPガス供給施設の安全保安に関する事</u> 2. <u>LPガスの供給の確保に関する事</u> 3. <u>カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事</u> 4. <u>自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関する事</u></p>		<p>(追加)</p> <p>(社)草加八潮医師会 八潮市歯科医師会 八潮市薬剤師会 (社)埼玉県接骨師会 草加八潮支部</p> <p>1. <u>医療及び助産活動の協力に関する事</u> 2. <u>防疫その他保健衛生活動の協力に関する事</u> 3. <u>災害時における医療救護活動の実施に関する事</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(追加)</p>																																							
<p><b>第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その他の協力機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一社)草加八潮医師会 八潮市歯科医師会 (一社)八潮市薬剤師会 (社)埼玉県接骨師会 草加八潮支部</td> <td>1. <u>医療及び助産活動の協力に関する事</u> 2. <u>防疫その他保健衛生活動の協力に関する事</u> 3. <u>災害時における医療救護活動の実施に関する事</u></td> </tr> <tr> <td>草加八潮獣医師会</td> <td>1. <u>所有者不明の動物の一時保護に関する事</u> 2. <u>負傷した動物に対する応急処置に関する事</u> 3. <u>被災した動物に関する健康相談に関する事</u> 4. <u>被災した動物の情報提供に関する事</u> 5. <u>その他必要な救護活動に関する事</u></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活協同組合</td> <td>1. <u>応急生活物資の調達及び安定供給に関する事</u> 2. <u>災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事</u></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設の経営者</td> <td>1. <u>避難施設の整備と避難等の訓練</u> 2. <u>災害時における収容者の保護</u></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校法人</td> <td>1. <u>避難施設の整備と避難等の訓練</u> 2. <u>被災時における教育対策</u> 3. <u>被災施設の災害復旧</u></td> </tr> </tbody> </table>		その他の協力機関	事務又は業務の大綱	(一社)草加八潮医師会 八潮市歯科医師会 (一社)八潮市薬剤師会 (社)埼玉県接骨師会 草加八潮支部	1. <u>医療及び助産活動の協力に関する事</u> 2. <u>防疫その他保健衛生活動の協力に関する事</u> 3. <u>災害時における医療救護活動の実施に関する事</u>	草加八潮獣医師会	1. <u>所有者不明の動物の一時保護に関する事</u> 2. <u>負傷した動物に対する応急処置に関する事</u> 3. <u>被災した動物に関する健康相談に関する事</u> 4. <u>被災した動物の情報提供に関する事</u> 5. <u>その他必要な救護活動に関する事</u>	<略>		生活協同組合	1. <u>応急生活物資の調達及び安定供給に関する事</u> 2. <u>災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事</u>	<略>		社会福祉施設の経営者	1. <u>避難施設の整備と避難等の訓練</u> 2. <u>災害時における収容者の保護</u>	<略>		学校法人	1. <u>避難施設の整備と避難等の訓練</u> 2. <u>被災時における教育対策</u> 3. <u>被災施設の災害復旧</u>	<p><b>第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その他の協力機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		その他の協力機関	事務又は業務の大綱	(追加)		(追加)		<略>		(追加)		<略>		(追加)		<略>		(追加)		<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.20</p>
その他の協力機関	事務又は業務の大綱																																								
(一社)草加八潮医師会 八潮市歯科医師会 (一社)八潮市薬剤師会 (社)埼玉県接骨師会 草加八潮支部	1. <u>医療及び助産活動の協力に関する事</u> 2. <u>防疫その他保健衛生活動の協力に関する事</u> 3. <u>災害時における医療救護活動の実施に関する事</u>																																								
草加八潮獣医師会	1. <u>所有者不明の動物の一時保護に関する事</u> 2. <u>負傷した動物に対する応急処置に関する事</u> 3. <u>被災した動物に関する健康相談に関する事</u> 4. <u>被災した動物の情報提供に関する事</u> 5. <u>その他必要な救護活動に関する事</u>																																								
<略>																																									
生活協同組合	1. <u>応急生活物資の調達及び安定供給に関する事</u> 2. <u>災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事</u>																																								
<略>																																									
社会福祉施設の経営者	1. <u>避難施設の整備と避難等の訓練</u> 2. <u>災害時における収容者の保護</u>																																								
<略>																																									
学校法人	1. <u>避難施設の整備と避難等の訓練</u> 2. <u>被災時における教育対策</u> 3. <u>被災施設の災害復旧</u>																																								
その他の協力機関	事務又は業務の大綱																																								
(追加)																																									
(追加)																																									
<略>																																									
(追加)																																									
<略>																																									
(追加)																																									
<略>																																									
(追加)																																									

風水害対策編 総則

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第4節 市民、自主防災組織、事業所等の役割</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 市民の基本的役割</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 平時から実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>7 指定避難所、避難路等の確認</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>1.1 ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止（竜巻・突風等対策）</u></p> <p><u>1.2 屋内における退避場所の確保（竜巻・突風等対策）</u></p> <p><u>1.3 竜巻や突風等の情報取得や身を守る方法の習得（竜巻・突風等対策）</u></p>	<p><b>第4節 市民、自主防災組織、事業所等の役割</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 市民の基本的役割</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 平時から実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>7 避難所、避難路等の確認</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.21</p>
<p><b>1.2 災害発生時に実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>5 指定避難所でのゆずりあい</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>8 自主防災活動への参加、協力</u></p>	<p><b>1.2 災害発生時に実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>5 避難所でのゆずりあい</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.22</p>
<p><b>第2 自主防災組織の基本的責務</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 平時から実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>10 地区防災計画の策定及び提案</u></p> <p><b>2.2 災害発生時に実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>6 指定避難所の開設への協力、運営活動の実施</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第2 自主防災組織の基本的責務</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 平時から実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.2 災害発生時に実施する事項</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>6 避難所の開設への協力、運営活動の実施</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.22</p>

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第2部 風水害予防計画</b></p> <p><b>第1節 防災体制整備計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 職員動員体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 職員の初動体制の整備【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 職員の配備</p> <p>災害時には、交通網の途絶、通信の輻輳、職員自身の被災等、職員の参集に遅れが生じる場合も想定される。そのため、発災時において参集可能な者は、勤務時間内・外を問わず迅速に <u>あらかじめ検討した</u> 所定の場所に参加する。</p>	<p><b>第2部 風水害予防計画</b></p> <p><b>第1節 防災体制整備計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 職員動員体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 職員の初動体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 職員の配備</p> <p>災害時には、交通網の途絶、通信の輻輳、職員自身の被災等、職員の参集に遅れが生じる場合も想定される。そのため、発災時において参集可能な者は、勤務時間内・外を問わず迅速に所定の場所に参加する。</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.25</p>
<p><b>1.3 業務継続計画の策定【統括班】</b></p> <p>市は、大規模な災害が発生した場合であっても、災害応急対策を迅速に実施するとともに、停止することにより市民生活に重大な影響を与える通常業務については、継続又は早期に復旧しなければならない。そのため、<u>職員は、</u>非常時優先業務をあらかじめ選定し、業務の目標着手時間、必要な人員、物資、情報等を示した業務継続計画を <u>適宜見直し</u>、防災対策の促進に努める。</p>	<p><b>1.3 業務継続計画の策定【統括班】</b></p> <p>市は、大規模な災害が発生した場合であっても、災害応急対策を迅速に実施するとともに、停止することにより市民生活に重大な影響を与える通常業務については、継続又は早期に復旧しなければならない。そのため、非常時優先業務をあらかじめ選定し、業務の目標着手時間、必要な人員、物資、情報等を示した業務継続計画を <u>策定し</u>、防災対策の促進に努める。</p> <p><u>□業務継続計画の策定に当たっての配慮事項</u></p> <p><del>（1）業務に影響を与える被害を想定すること</del></p> <p><del>（2）災害発生後に活用できる資源が制限されることを認識し、非常時優先業務を選定すること</del></p> <p><del>（3）非常時優先業務を継続又は早期に復旧するための対策が検討されていること</del></p>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.27</p>
<p><b>1.4 防災に従事する職員等に対する教育【統括班】</b></p> <p>災害発生時に計画及び対策の実行主体となる市職員については、防災に関する様々な知識と適切な判断力が要求される。このため、防災担当課は、以下に示すような防災教育を、それぞれ関係する課に対して <u>行い、各課は、その他業務に必要と考える研修等に積極的に参加し、研究を行うよう努める。</u></p> <p><u>統括班</u>は、県及び関係機関と調整して、災害防止、被害の軽減及び災害復旧、その他災害に関する調査研究等に基づく講習会の開催及び災害関係法令等に対する研修会を実施する等、防災教育の向上に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.4 防災に従事する職員等に対する教育【統括班】</b></p> <p>災害発生時に計画及び対策の実行主体となる市職員については、防災に関する様々な知識と適切な判断力が要求される。このため、防災担当課は、以下に示すような防災教育を、それぞれ関係する課に対して <u>行う。</u></p> <p><u>市</u>は、県及び関係機関と調整して、災害防止、被害の軽減及び災害復旧、その他災害に関する調査研究等に基づく講習会の開催及び災害関係法令等に対する研修会を実施する等、防災教育の向上に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.27</p>

# 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）																																																						
<p><b>1.5 防災対応マニュアルの作成【各班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ <u>災害時における各職員の行動マニュアル</u></li> <li>⑥ 防災関係機関の連絡先リスト、施設・備蓄リスト</li> <li>⑦ 救急医療に関する基礎知識</li> <li>⑧ その他応急業務を遂行するために必要なこと</li> </ul>	<p><b>1.5 防災対応マニュアルの作成</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 防災関係機関の連絡先リスト、施設・備蓄リスト</li> <li>⑥ 救急医療に関する基礎知識</li> <li>⑦ その他応急業務を遂行するために必要なこと</li> </ul>	市の現況の反映	P.28																																																						
<p><b>第2 防災拠点の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 防災拠点の区分【統括班、水防道路班】</b></p> <p>1 防災拠点の区分</p> <p>防災拠点を「防災活動の中心となる拠点」、「市民の安全に供する拠点」、「県関係防災拠点」に区分し、防災拠点の連携を図る。各防災拠点の役割を以下に示す。</p> <p>また、市役所を防災中枢拠点と位置づけるとともに、市を3つのブロックに分け、各ブロックの<u>指定避難所</u>のうち1施設を応急・復旧対策の拠点となる地区防災拠点として位置づけ、それぞれのブロックの<u>指定避難所</u>や<u>指定緊急避難場所</u>を統括するとともに、<u>広域避難場所の確保が困難であることから水防道路班とともに防災公園の整備に努める。</u></p> <p>□防災拠点の区分</p> <table border="1" data-bbox="172 1123 1190 1669"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">防災活動の中心となる拠点</td> <td>防災中枢拠点</td> <td>災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う</td> <td>市庁舎、又は市民文化会館（八潮メセナ）、<u>八潮消防署</u></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防活動拠点</td> <td>消防に係る活動及び傷病者の救急・救助活動を行う</td> <td><u>八潮消防署</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市民の安全に供する拠点</td> <td><u>指定緊急避難場所</u></td> <td>市民が一時的に避難し、情報を得る場所</td> <td>公園、学校グラウンド等</td> </tr> <tr> <td><u>指定避難所</u></td> <td>災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所</td> <td>各小中学校、高等学校、公民館等</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療拠点</td> <td>傷病者に対する医療活動を行う</td> <td>病院、診療所、<u>救護所</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	区分	種類	内容	場所	防災活動の中心となる拠点	防災中枢拠点	災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う	市庁舎、又は市民文化会館（八潮メセナ）、 <u>八潮消防署</u>	<略>			消防活動拠点	消防に係る活動及び傷病者の救急・救助活動を行う	<u>八潮消防署</u>	市民の安全に供する拠点	<u>指定緊急避難場所</u>	市民が一時的に避難し、情報を得る場所	公園、学校グラウンド等	<u>指定避難所</u>	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所	各小中学校、高等学校、公民館等	<略>			医療拠点	傷病者に対する医療活動を行う	病院、診療所、 <u>救護所</u>	<p><b>第2 防災拠点の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 防災拠点の区分</b></p> <p>1 防災拠点の区分</p> <p>防災拠点を「防災活動の中心となる拠点」、「市民の安全に供する拠点」、「県関係防災拠点」に区分し、防災拠点の連携を図る。各防災拠点の役割を以下に示す。</p> <p>また、市役所を防災中枢拠点と位置づけるとともに、市を3つのブロックに分け、各ブロックの<u>避難所</u>のうち1施設を応急・復旧対策の拠点となる地区防災拠点として位置づけ、それぞれのブロックの<u>避難所</u>や<u>避難場所</u>を統括する。</p> <p>□防災拠点の区分</p> <table border="1" data-bbox="1314 1123 2332 1669"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">防災活動の中心となる拠点</td> <td>防災中枢拠点</td> <td>災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う</td> <td>市庁舎、又は市民文化会館（八潮メセナ）、<u>消防本部</u></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防活動拠点</td> <td>消防に係る活動及び傷病者の救急・救助活動を行う</td> <td><u>消防本部</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市民の安全に供する拠点</td> <td><u>避難場所</u></td> <td>市民が一時的に避難し、情報を得る場所</td> <td>公園、学校グラウンド等</td> </tr> <tr> <td><u>避難所</u></td> <td>災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所</td> <td>各小中学校、高等学校、公民館等</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療拠点</td> <td>傷病者に対する医療活動を行う</td> <td>病院、診療所</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	区分	種類	内容	場所	防災活動の中心となる拠点	防災中枢拠点	災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う	市庁舎、又は市民文化会館（八潮メセナ）、 <u>消防本部</u>	<略>			消防活動拠点	消防に係る活動及び傷病者の救急・救助活動を行う	<u>消防本部</u>	市民の安全に供する拠点	<u>避難場所</u>	市民が一時的に避難し、情報を得る場所	公園、学校グラウンド等	<u>避難所</u>	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所	各小中学校、高等学校、公民館等	<略>			医療拠点	傷病者に対する医療活動を行う	病院、診療所	市の現況の反映 記載情報の更新	P.29
区分	種類	内容	場所																																																						
防災活動の中心となる拠点	防災中枢拠点	災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う	市庁舎、又は市民文化会館（八潮メセナ）、 <u>八潮消防署</u>																																																						
	<略>																																																								
	消防活動拠点	消防に係る活動及び傷病者の救急・救助活動を行う	<u>八潮消防署</u>																																																						
市民の安全に供する拠点	<u>指定緊急避難場所</u>	市民が一時的に避難し、情報を得る場所	公園、学校グラウンド等																																																						
	<u>指定避難所</u>	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所	各小中学校、高等学校、公民館等																																																						
	<略>																																																								
	医療拠点	傷病者に対する医療活動を行う	病院、診療所、 <u>救護所</u>																																																						
区分	種類	内容	場所																																																						
防災活動の中心となる拠点	防災中枢拠点	災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う	市庁舎、又は市民文化会館（八潮メセナ）、 <u>消防本部</u>																																																						
	<略>																																																								
	消防活動拠点	消防に係る活動及び傷病者の救急・救助活動を行う	<u>消防本部</u>																																																						
市民の安全に供する拠点	<u>避難場所</u>	市民が一時的に避難し、情報を得る場所	公園、学校グラウンド等																																																						
	<u>避難所</u>	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所	各小中学校、高等学校、公民館等																																																						
	<略>																																																								
	医療拠点	傷病者に対する医療活動を行う	病院、診療所																																																						

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁(現行)				
<p><b>2.2 防災拠点施設の整備【統括班、管財班、各班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(1) 災害対策本部設置場所            本部の設置場所は、原則として市庁舎内第二応接室とする。            ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、<u>八潮消防署(視聴覚会議室)</u>、市民文化会館(八潮メセナ)又は<u>やしお生涯学習館(多目的室)</u>に設置する。</p> <p><u>第1位 市庁舎内第二応接室</u>  <u>第2位 八潮消防署(視聴覚会議室)</u>  <u>第3位 市民文化会館(八潮メセナ)</u>  <u>第4位 やしお生涯学習館(多目的室)</u></p> <p>(2) 通信設備の整備</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>⑦ 災害時用公衆電話(特設公衆電話)</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□本部必要備品</p> <table border="1" data-bbox="189 919 1210 1171"> <tr> <td>           防災行政無線            災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス            衛星電話・携帯電話            庁内放送設備            ビデオプロジェクター、<u>スクリーン</u>            パソコン、<u>ICレコーダー</u>            テレビ、ラジオ  <u>埼玉県災害オペレーション支援システム機器</u> </td> <td>           災害処理表その他書類一式            被害状況図版            住宅地図その他地図類            ホワイトボード            紙・筆記用具等事務用品、<u>電卓</u> </td> </tr> </table>	防災行政無線 災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス 衛星電話・携帯電話 庁内放送設備 ビデオプロジェクター、 <u>スクリーン</u> パソコン、 <u>ICレコーダー</u> テレビ、ラジオ <u>埼玉県災害オペレーション支援システム機器</u>	災害処理表その他書類一式 被害状況図版 住宅地図その他地図類 ホワイトボード 紙・筆記用具等事務用品、 <u>電卓</u>	<p><b>2.2 防災拠点施設の整備【統括班、管財班、<del>避難所班、援護班、施設管理者</del>】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(1) 災害対策本部設置場所            本部の設置場所は、原則として市庁舎内第二応接室とする。            ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、市民文化会館(八潮メセナ)又は消  <u>防本部(視聴覚会議室)</u>に設置する。</p> <p>(2) 通信設備の整備</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□本部必要備品</p> <table border="1" data-bbox="1338 919 2359 1171"> <tr> <td>           防災行政無線            災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス            衛星電話・携帯電話            庁内放送設備            ビデオプロジェクター            パソコン            テレビ、ラジオ  <u>県防災情報システム機器</u> </td> <td>           災害処理表その他書類一式            被害状況図版            住宅地図その他地図類            ホワイトボード            紙・筆記用具等事務用品         </td> </tr> </table>	防災行政無線 災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス 衛星電話・携帯電話 庁内放送設備 ビデオプロジェクター パソコン テレビ、ラジオ <u>県防災情報システム機器</u>	災害処理表その他書類一式 被害状況図版 住宅地図その他地図類 ホワイトボード 紙・筆記用具等事務用品	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.31</p>
防災行政無線 災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス 衛星電話・携帯電話 庁内放送設備 ビデオプロジェクター、 <u>スクリーン</u> パソコン、 <u>ICレコーダー</u> テレビ、ラジオ <u>埼玉県災害オペレーション支援システム機器</u>	災害処理表その他書類一式 被害状況図版 住宅地図その他地図類 ホワイトボード 紙・筆記用具等事務用品、 <u>電卓</u>						
防災行政無線 災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス 衛星電話・携帯電話 庁内放送設備 ビデオプロジェクター パソコン テレビ、ラジオ <u>県防災情報システム機器</u>	災害処理表その他書類一式 被害状況図版 住宅地図その他地図類 ホワイトボード 紙・筆記用具等事務用品						
<p><b>2 市庁舎における整備</b></p> <p><u>(1) 行政データのバックアップ体制</u>  <u>各班は、災害時の被災者支援及び優先通常業務の実施に必要な行政データ(戸籍、住民基本台帳等)のバックアップ体制を整備する。</u>  <u>また、基礎地盤状況等の資料の被災を回避するため、複製を別途保存する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映            防災基本計画の反映</p>					
	<p><del>2 避難所等の整備</del>  <del>市は、主に近隣住民が避難する避難所等をあらかじめ指定し、必要な設備等を整備しておく。</del></p> <p><del>(1) 避難所等の指定</del>  <del>市は、現在市内の小中高等学校の17箇所及び公共施設の8箇所を避難所として、また、市内の小中高等学校の17箇所及び公園等の9箇所を避難場所として指定している。</del>  <del>指定された避難所等全ての収容能力の合計は、収容人数8,689人、避難可能人数91,000人となっている。</del></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.32</p>				

新	旧	備考	頁(現行)
	<p><del>避難所等の設置場所の選定に関しては、災害時の安全性を十分考慮する。</del></p> <p><del>なお、洪水等により避難所、避難場所が浸水の被害を受けることを想定し、指定した避難所及び避難場所のうち、浸水の被害が少ないと想定される避難所を指定避難所及び指定緊急避難場所として位置付ける。</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.14—避難所・避難場所一覧</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.15—避難所等位置図</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.17—広域避難場所・避難路の選定と確保</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.18—避難路と避難地の配置の考え方</del></p> <p><del>(2) 通信設備の整備</del></p> <p><del>避難所となる施設を所管する課は、避難所として指定された施設の電話回線を災害時優先電話として整備する。また、避難所班の班長は、災害時において災害用公衆電話を臨時に設置するとともに、ファックス、データ通信設備についても整備できるよう、東日本電信電話(株)埼玉支店その他の通信事業者に協力依頼を行う。</del></p> <p><del>さらに、有線通信の使用が不可能になった場合に備えて、各避難所に無線通信設備を整備する。</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 1.25—災害時における情報等の後方に関する協定書(株式会社 JCN)</del></p> <p><del>(3) 福祉避難所の指定</del></p> <p><del>援護班は、要配慮者のうち、健康状態等への特別の配慮若しくは介護を要する者のため、市内の高齢者・障がい者施設等を福祉避難所(二次避難所)に指定し、災害時に通常の避難所から移送できるよう、体制を構築する。</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 1.31—災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人名栗園)</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 1.32—災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人福祉楽団)</del></p> <p><del>(4) その他の設備の整備</del></p> <p><del>避難所となる施設を所管する課は、避難者が支障なく避難生活をおくれるよう、バリアフリーに配慮するとともに、厨房設備、冷暖房設備等についても整備する。</del></p> <p><del>また、被災者が災害情報を受け取れるよう、テレビ、携帯ラジオ等についても整備する。</del></p> <p><del>(5) 災害時必需品の備蓄</del></p> <p><del>防災担当課は、避難生活に最低限必要な物資を避難所に備蓄する。</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.50—非常食備蓄一覧</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.51—防災備蓄倉庫在庫一覧</del></p>		

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2.3 緊急輸送ネットワークの整備【統括班、水防・道路班、施設管理者】</b></p> <p>1 緊急輸送道路の指定          &lt;略&gt;          ⑤ <b>指定</b>避難所          &lt;略&gt;</p>	<p><b>2.3 緊急輸送ネットワークの整備【統括班、水防・道路班、施設管理者】</b></p> <p>1 緊急輸送道路の指定          &lt;略&gt;          ⑤ 避難所          &lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.33
<p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p><u>水防・道路班は、緊急輸送ルート</u>の確保を早期に確実に図るため、防災関係機関と連携して<u>緊急輸送道路や周辺施設の整備を推進する。</u></p> <p><u>(1) 緊急輸送道路に指定された施設の管理者の取組</u></p> <p>①<u>地域防災計画等の各々の計画で、県に指定された緊急輸送道路の補強や架け替えの検討を行い、耐震性の向上を図る。</u></p> <p><u>(2) 市の取組</u></p> <p>①<u>県に指定された緊急輸送道路内の応急対策上、重要な箇所や大きな被害が発生する可能性のある箇所について、調査検討を行う。</u></p> <p>②<u>市で指定した緊急輸送道路において、ブロック塀の生垣化促進や自動販売機の固定の指導等を行い、洪水や強風等による倒壊を防止して緊急輸送道路を塞がないように努める。</u></p> <p>③<u>市で指定した緊急輸送道路において、緊急通行車両等の通行を確保するため、関係機関と協議の上、必要な対策を講じる。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p><del>緊急輸送道路(橋梁)に指定された施設の管理者は、地域防災計画等の各々の計画で、補強や架け替えの検討を行い、災害に強い施設とする。また、水防・道路班は、ブロック塀の生垣化促進や自動販売機の固定の指導等を行い、洪水や強風等による倒壊を防止して緊急輸送道路を塞がないように努める。さらに、緊急輸送道路内の応急対策上、重要な箇所や大きな被害が発生する可能性のある箇所について、調査検討を行う。</del></p> <p>&lt;略&gt;</p>	県地域防災計画の反映	P.33
<p><b>第3 応援協力体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 他市区町村との相互応援協力【統括班】</b></p> <p>1 他市区町村との相互応援協定の締結状況</p> <p>災害時における他市区町村との相互応援について、<b>市</b>は、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区、埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町<b>及び群馬県みどり市</b>と相互応援協定を締結している。統括班は、新たに近隣他市区町村及び遠隔地の市区町村との相互応援協定を締結し、災害時の応援体制がより確実なものになるよう努める。</p> <p>資料 1.6 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(埼玉県)</p> <p>資料 1.7 足立区と八潮市との災害時における相互援助に関する協定</p> <p>資料 1.8 災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定</p> <p>資料 1.9 災害に対する相互応援及び協力に関する協定</p> <p><u>資料 1.10 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第3 応援協力体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 他市区町村との相互応援協力【統括班】</b></p> <p>1 他市区町村との相互応援協定の締結状況</p> <p>災害時における他市区町村との相互応援について、<b>本市</b>は、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区<b>及び</b>埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町と相互応援協定を締結している。統括班は、新たに近隣他市区町村及び遠隔地の市区町村との相互応援協定を締結し、災害時の応援体制がより確実なものになるよう努める。</p> <p>資料 1.6 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(埼玉県)</p> <p>資料 1.7 足立区と八潮市との災害時における相互援助に関する協定</p> <p>資料 1.8 災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定</p> <p>資料 1.9 災害に対する相互応援及び協力に関する協定</p> <p>&lt;略&gt;</p>	市の現況の反映	P.35

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）																																							
<p><b>3.3 公共的団体等との協力【統括班】</b></p> <p>1 公共的団体の種別 日本赤十字奉仕団、<u>（一社）草加八潮医師会、八潮市歯科医師会、草加八潮獣医師会、（一社）八潮市薬剤師会、（社）埼玉県接骨師会草加八潮支部、市社会福祉協議会、さいかつ農業協同組合、八潮市商工会、生活協同組合</u></p> <p>2 公共的団体等との協力体制の確立 統括班は、公共的団体に対し、大規模災害時において応急・復旧活動等に積極的な協力が得られるように、あらかじめ協定を結ぶ等、協力体制の整備に努める。また、関連のある班と協力して、協定等を締結した団体に対し、市の地域防災計画を推進するため、防災に関する組織の充実を図るよう指導する。 これらの団体の協力業務は、以下のとおりである。 ① 異常現象、危険な場所等を発見した場合、関係機関へ連絡すること ② 災害発生時における広報等に協力すること ③ 避難誘導及び<u>指定</u>避難所等での救援に協力すること &lt;略&gt;</p>	<p><b>3.3 公共的団体等との協力【統括班】</b></p> <p>1 公共的団体の種別 日本赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、生活協同組合</p> <p>2 公共的団体等との協力体制の確立 統括班は、公共的団体に対し、大規模災害時において応急・復旧活動等に積極的な協力が得られるように、あらかじめ協定を結ぶ等、協力体制の整備に努める。また、関連のある班と協力して、協定等を締結した団体に対し、市の地域防災計画を推進するため、防災に関する組織の充実を図るよう指導する。 これらの団体の協力業務は、以下のとおりである。 ① 異常現象、危険な場所等を発見した場合、関係機関へ連絡すること ② 災害発生時における広報等に協力すること ③ 避難誘導及び避難所等での救援に協力すること &lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.35																																							
<p><b>3.4 受援計画の策定【統括班、草加八潮消防組合】</b></p> <p><u>統括班は、受援体制を整備するとともに、受援における具体的な運用方法・役割分担を明確にするため、受援計画を策定する。</u> <u>また、草加八潮消防組合は、広域消防応援を受ける場合の受援体制について、他都市応援部隊との円滑な消防活動ができる体制を確保するため、受援計画を策定する。</u></p>		防災基本計画の反映																																								
<p><b>3.5 事業者との協力【各班】</b></p> <p>1 事業者との応援協力協定の締結 平成 <u>30</u>年 <u>2</u>月 1日現在、市は、次の事業者と協定を締結している。</p> <p>□事業者との協定締結状況</p> <table border="1" data-bbox="178 1501 1231 1911"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>協力内容</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草加郵便局</td> <td>・郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護策 ・施設及び用地の提供 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・<u>指定</u>避難所等への臨時郵便差出箱の設置</td> <td><u>1.11</u></td> </tr> <tr> <td><u>一般社団法人</u>埼玉県トラック協会草加支部</td> <td>・輸送業務</td> <td><u>1.12</u></td> </tr> <tr> <td>東武バスセントラル株式会社</td> <td>・避難者、帰宅困難者及び災害救助従事者の移送</td> <td><u>1.13</u></td> </tr> <tr> <td>さいかつ農業協同組合</td> <td>・車両等の使用、農作物及び生鮮食品並びにその他日常生活品等の供給</td> <td><u>1.14</u></td> </tr> <tr> <td><u>一般社団法人</u>草加八潮医師会</td> <td>・医療救護活動</td> <td><u>1.15</u></td> </tr> <tr> <td>八潮市歯科医師会</td> <td>・歯科医療救護活動</td> <td><u>1.16</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	協力内容	資料編	草加郵便局	・郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護策 ・施設及び用地の提供 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・ <u>指定</u> 避難所等への臨時郵便差出箱の設置	<u>1.11</u>	<u>一般社団法人</u> 埼玉県トラック協会草加支部	・輸送業務	<u>1.12</u>	東武バスセントラル株式会社	・避難者、帰宅困難者及び災害救助従事者の移送	<u>1.13</u>	さいかつ農業協同組合	・車両等の使用、農作物及び生鮮食品並びにその他日常生活品等の供給	<u>1.14</u>	<u>一般社団法人</u> 草加八潮医師会	・医療救護活動	<u>1.15</u>	八潮市歯科医師会	・歯科医療救護活動	<u>1.16</u>	<p><b>3.4 事業者との協力【全班】</b></p> <p>1 事業者との応援協力協定の締結 平成 <u>25</u>年 <u>9</u>月 1日現在、市は、次の事業者と協定を締結している。</p> <p>□事業者との協定締結状況</p> <table border="1" data-bbox="1320 1501 2329 1911"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>協力内容</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草加郵便局</td> <td>・郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護策 ・施設及び用地の提供 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・避難所等への臨時郵便差出箱の設置</td> <td><del>1.10</del></td> </tr> <tr> <td>埼玉県トラック協会草加支部</td> <td>輸送業務</td> <td><del>1.11</del></td> </tr> <tr> <td>東武バスセントラル株式会社</td> <td>避難者、帰宅困難者及び災害救助従事者の移送</td> <td><del>1.12</del></td> </tr> <tr> <td>さいかつ農業協同組合</td> <td>車両等の使用、農作物及び生鮮食品並びにその他日常生活品等の供給</td> <td><del>1.13</del></td> </tr> <tr> <td>社団法人草加八潮医師会</td> <td>医療救護活動</td> <td><del>1.14</del></td> </tr> </tbody> </table>	事業者名	協力内容	資料編	草加郵便局	・郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護策 ・施設及び用地の提供 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・避難所等への臨時郵便差出箱の設置	<del>1.10</del>	埼玉県トラック協会草加支部	輸送業務	<del>1.11</del>	東武バスセントラル株式会社	避難者、帰宅困難者及び災害救助従事者の移送	<del>1.12</del>	さいかつ農業協同組合	車両等の使用、農作物及び生鮮食品並びにその他日常生活品等の供給	<del>1.13</del>	社団法人草加八潮医師会	医療救護活動	<del>1.14</del>	市の現況の反映	P.37
事業者名	協力内容	資料編																																								
草加郵便局	・郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護策 ・施設及び用地の提供 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・ <u>指定</u> 避難所等への臨時郵便差出箱の設置	<u>1.11</u>																																								
<u>一般社団法人</u> 埼玉県トラック協会草加支部	・輸送業務	<u>1.12</u>																																								
東武バスセントラル株式会社	・避難者、帰宅困難者及び災害救助従事者の移送	<u>1.13</u>																																								
さいかつ農業協同組合	・車両等の使用、農作物及び生鮮食品並びにその他日常生活品等の供給	<u>1.14</u>																																								
<u>一般社団法人</u> 草加八潮医師会	・医療救護活動	<u>1.15</u>																																								
八潮市歯科医師会	・歯科医療救護活動	<u>1.16</u>																																								
事業者名	協力内容	資料編																																								
草加郵便局	・郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護策 ・施設及び用地の提供 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・避難所等への臨時郵便差出箱の設置	<del>1.10</del>																																								
埼玉県トラック協会草加支部	輸送業務	<del>1.11</del>																																								
東武バスセントラル株式会社	避難者、帰宅困難者及び災害救助従事者の移送	<del>1.12</del>																																								
さいかつ農業協同組合	車両等の使用、農作物及び生鮮食品並びにその他日常生活品等の供給	<del>1.13</del>																																								
社団法人草加八潮医師会	医療救護活動	<del>1.14</del>																																								

# 風水害対策編 風水害予防計画

新			旧			備考	頁（現行）
社団法人埼玉県接骨師会草加八潮支部	・応急救護活動	<a href="#">1.17</a>	八潮市歯科医師会	歯科医療救護活動	<del>1.15</del>		
<del>一般社団法人</del> 八潮市薬剤師会	・医薬品等の供給、調剤、服薬指導等の医療救護活動	<a href="#">1.18</a>	社団法人埼玉県接骨師会草加八潮支部	応急救護活動	<del>1.16</del>		
八潮薬業協同組合	・医薬品の提供	<a href="#">1.19</a>					
事業者名	協力内容	資料編	事業者名	協力内容	資料編		
草加八潮獣医師会	・動物救護活動	<a href="#">1.20</a>	八潮市薬剤師会	医薬品等の供給、調剤、服薬指導等の医療救護活動	<del>1.17</del>		
八潮市指定管工事業協同組合	・水道施設復旧資器材の緊急調達	<a href="#">1.21</a>	八潮薬業協同組合	医薬品の提供	<del>1.18</del>		
埼玉県電気工事工業組合	・電気設備等の復旧活動	<a href="#">1.22</a>	草加八潮獣医師会	動物救護活動	<del>1.19</del>		
八潮市造園協会	・応急復旧工事の応援	<a href="#">1.23</a>	八潮市指定管工事業協同組合	水道施設復旧資器材の緊急調達	<del>1.20</del>		
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部	・民間賃貸住宅の提供	<a href="#">1.24</a>	埼玉県電気工事工業組合	電気設備等の復旧活動	<del>1.21</del>		
三愛石油株式会社	・石油類の供給、輸送	<a href="#">1.25</a>	八潮市造園協会	応急復旧工事の応援	<del>1.22</del>		
株式会社ジェイコム北関東	・災害情報等のケーブルテレビで放送	<a href="#">1.26</a>	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部	民間賃貸住宅の提供	<del>1.23</del>		
イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店(イオン株式会社ジャスコ八潮南店)	・食糧、生活必需物資の供給	<a href="#">1.27</a>	三愛石油株式会社	石油類の供給、輸送	<del>1.24</del>		
フジパン株式会社東京工場	・食糧の供給	<a href="#">1.28</a>	株式会社J-CN関東	災害情報等のケーブルテレビで放送	<del>1.25</del>		
<del>ユカ・コーライーストジャパン(株) 草加八潮セールスセンター(三国コカ・コーラボトリング株式会社)</del>	・救援物資の提供	<a href="#">1.29</a>	イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店(イオン株式会社ジャスコ八潮南店)	食糧、生活必需物資の供給	<del>1.26</del>		
株式会社セレスポ	・指定避難所等テントキャンプ資材、椅子、テーブル等の供給	<a href="#">1.30</a>	フジパン株式会社東京工場	食糧の供給	<del>1.27</del>		
セッツカートン株式会社	・段ボール製簡易ベッドの供給	<a href="#">1.31</a>	三国コカ・コーラボトリング株式会社	救援物資の提供	<del>1.28</del>		
社会福祉法人 名栗園(八潮市高齢者福祉施設 やしお苑)	・福祉避難所の開設及び運営	<a href="#">1.32</a>	株式会社セレスポ	避難所等テントキャンプ資材、椅子、テーブル等の供給	<del>1.29</del>		
社会福祉法人 福祉楽団(特別養護老人ホーム 杜の家やしお)	・福祉避難所の開設及び運営	<a href="#">1.33</a>	セッツカートン株式会社	段ボール製簡易ベッドの供給	<del>1.30</del>		
災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部	・医薬品、衛生材料等の輸送	<a href="#">1.34</a>	社会福祉法人 名栗園(八潮市高齢者福祉施設 やしお苑)	福祉避難所の開設及び運営	<del>1.31</del>		
特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク	・被災者の捜索・搬送 ・支援物資の搬送 ・避難所の運営 ・情報収集	<a href="#">1.35</a>	社会福祉法人 福祉楽団(特別養護老人ホーム 杜の家やしお)	福祉避難所の開設及び運営	<del>1.32</del>		
埼玉県下の市町村、 <del>消防の一部</del> 事務組合および消防を含む一部事務組合	・防災ヘリコプターの応援	<a href="#">1.36</a>	災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部	医薬品、衛生材料等の輸送	<del>1.33</del>		
<del>八潮市防災連絡会</del>	・応急対策業務等の協力	<a href="#">1.37</a>	特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク	・被災者の捜索・搬送 ・支援物資の搬送 ・避難所の運営 ・情報収集	<del>1.34</del>		
<del>株式会社伊藤園</del>	・飲料水の供給	<a href="#">1.38</a>	埼玉県下の市町村、 <del>消防野市部</del> 事務組合および消防を含む一部事務組合	防災ヘリコプターの応援	<del>1.35</del>		
<del>埼玉司法書士会</del>	・被災者等相談における相談員の派遣	<a href="#">1.39</a>					
<del>東日本電信電話株式会社</del>	・災害時用公衆電話の設置、利用、管理等	<a href="#">1.40</a>					
<del>埼玉県行政書士会</del>	・被災者等相談における相談員の派遣	<a href="#">1.41</a>					
<del>株式会社ジェネッツ</del>	・水道施設の復旧作業	<a href="#">1.47</a>					
<del>富士機材株式会社第二支店</del>	・水道施設の資材提供	<a href="#">1.48</a>					
<del>大一企業株式会社</del>	水道施設の資材提供	<a href="#">1.49</a>					

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>4 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、危険物施設の管理者に対して事故予防規程の制定や防災組織の活動に関する必要な指導、助言を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特殊性があることから、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の団体に防災組織を設立し、市との相互協力を行う。</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、事業者に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関する指導、助言を与え、その育成強化に努める。</p>	<p>4 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成</p> <p><u>救助・消防班</u>は、危険物施設の管理者に対して事故予防規程の制定や防災組織の活動に関する必要な指導、助言を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特殊性があることから、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の団体に防災組織を設立し、市との相互協力を行う。</p> <p><u>救助・消防班</u>は、事業者に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関する指導、助言を与え、その育成強化に努める。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	P.38
<p><b>3.6 ボランティア等との協力【援護班】</b></p> <p>1 活動体制の整備</p> <p><u>市社会福祉協議会は、援護班及びNPO法人と連携してボランティアを円滑に受け入れるための体制を構築する</u></p> <p><u>とともに、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。</u></p> <p><u>また、市社会福祉協議会及び援護班は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力し、災害時における防災ボランティアとの連携方法を検討する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>資料 1.34 災害時における医薬品輸送等に関する協定書 （災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部） 資料 1.35 災害時における緊急・後方・復興支援活動に関する協定書 （特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク）</p>	<p><b>3.5 ボランティア等との協力【援護班】</b></p> <p>1 活動体制の整備</p> <p><del>市は、発災後直ちに八潮市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。</del></p> <p><del>災害ボランティアセンターは、八潮市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、ボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。</del></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>資料 4.33 災害時における医薬品輸送等に関する協定書 （災害ボランティアバイクネットワーク関東埼玉支部） 資料 4.34 災害時における緊急・後方・復興支援活動に関する協定書 （特定非営利活動法人災害支援団体ネットワーク）</p>	<p>記載内容の整理 県地域防災計画の反映 防災基本計画の反映</p>	P.38
<p>2 活動拠点の整備</p> <p>援護班は、発災後直ちにボランティアが活動を行えるようにするため、<u>ボランティアの自主性を尊重し、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図りながら</u>ボランティアの拠点となる施設の選定を行い、通信設備、生活必需物資等の確保に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>2 活動拠点の整備</p> <p>援護班は、発災後直ちにボランティアが活動を行えるようにするため、<u>あらかじめ</u>ボランティアの拠点となる施設の選定を行い、通信設備、生活必需物資等の確保に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>防災基本計画の反映</p>	P.39

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3.7 広域応援体制の整備【統括班】</b></p> <p><b>1 広域避難者の受入体制の整備</b>  <u>統括班は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設を検討する。</u>  <u>また、県と連携して、応急仮設住宅の用地調査や、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅の迅速な提供体制を検討・構築する。</u></p> <p><b>2 広域応援拠点の確保</b>  <u>統括班は、県と連携して、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる広域支援拠点を確保するため、拠点候補地の事前選定に努める。</u>  <u>なお、首都高速6号三郷線の八潮出入口又は八潮南出入口周辺において、事業予定地、グラウンド、駐車場等を所有する民間企業に対して、大規模災害時における用地の利用ができるようにあらかじめ協議する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>第4 風水害に関する調査・研究</b>          &lt;略&gt;</p> <p><b>4.1 基礎的調査研究【統括班、水防・道路班】</b>          &lt;略&gt;</p> <p><b>2 ハザードマップの作成・周知</b></p> <p>(1) 洪水ハザードマップの作成          河川整備の限界を超えた洪水に見舞われた場合、被害を最小限にとどめるためには、市民の洪水に対する知識や日頃の心構えが重要になる。          そのため、大雨により万一堤防が決壊し、洪水が発生した場合にも、迅速かつ的確に市民が避難できるよう、河川のはん濫により想定される浸水区域、<u>指定避難所</u>の位置、緊急連絡先、情報連絡経路等、災害時に避難する住民にとって必要な情報を分かりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成する。これを市民に公表することで、洪水の危険性を認識してもらい、水害時に自主的に避難する等、被害の軽減を図る。  <u>なお、洪水ハザードマップにおいて、洪水浸水想定区域の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地を記載する。</u></p> <p>(2) 内水ハザードマップの作成  <u>近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。</u>  <u>水防・道路班は、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを住民に情報提供することで被害の軽減を図る。</u>  <u>なお、内水ハザードマップにおいて、雨水出水浸水想定区域の特に防災上の配慮を要す</u></p>	<p><b>第4 風水害に関する調査・研究</b>          &lt;略&gt;</p> <p><b>4.1 基礎的調査研究【統括班】</b>          &lt;略&gt;</p> <p><b>2 洪水ハザードマップの作成・周知</b></p> <p>(1) 洪水ハザードマップの作成→活用          河川整備の限界を超えた洪水に見舞われた場合、被害を最小限にとどめるためには、市民の洪水に対する知識や日頃の心構えが重要になる。          そのため、大雨により万一堤防が決壊し、洪水が発生した場合にも、迅速かつ的確に市民が避難できるよう、河川のはん濫により想定される浸水区域、<u>避難所</u>の位置、緊急連絡先、情報連絡経路等、災害時に避難する住民にとって必要な情報を分かりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成する。これを市民に公表することで、洪水の危険性を認識してもらい、水害時に自主的に避難する等、被害の軽減を図る。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.40</p>

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>る者が利用する施設の名称及び所在地を記載する。</u></p> <p><u>(3) ハザードマップの公表</u> 統括班及び水防・道路班は、洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップについて広報、市のホームページ等により、当該地域が浸水想定区域であることを周知する。</p>	<p><del>(2) 洪水ハザードマップの公表</del> 統括班は、洪水ハザードマップについて広報、市のホームページ等により、当該地域が浸水想定区域であることを周知する。</p>		
<p><b>4.2 風水害対策に関する調査又は点検【統括班】</b></p> <p>各担当は、防災アセスメント、洪水ハザードマップへの習熟に努め、災害時に市民の生命の安全、生活の安定を図るため、効果的な災害対策活動が行えるよう、平時より地域の安全性調査又は点検に努める。</p>	<p><b>4.2 風水害対策に関する調査研究</b></p> <p>各担当は、防災アセスメント、洪水ハザードマップへの習熟に努め、災害時に市民の生命の安全、生活の安定を図るため、効果的な災害対策活動が行えるよう、平時より調査研究に努める。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.40</p>
<p><b>4.3 防災研究成果の活用【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>4.3 防災研究成果の活用</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.40</p>
<p><b>第2節 災害情報体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 情報体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 情報通信体制の整備【統括班、管財班】</b></p> <p>1 災害情報ネットワークの構築</p> <p>統括班は、市災害対策本部、市域の防災拠点及び各防災関係機関が、災害情報を迅速に収集・伝達できるよう、<u>埼玉県災害オペレーション支援</u>システム等を活用した災害情報のネットワーク構築に努め、災害情報等の収集・伝達システムを現場に即して整備・明確化しておく。</p> <p>災害情報ネットワークは、次頁に示す全体構成図のとおりである。</p>	<p><b>第2節 災害情報体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 情報体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 情報通信体制の整備【統括班、管財班】</b></p> <p>1 災害情報ネットワークの構築</p> <p>統括班は、市災害対策本部、市域の防災拠点及び各防災関係機関が、災害情報を迅速に収集・伝達できるよう、<u>県防災情報</u>システム等を活用した災害情報のネットワーク構築に努め、災害情報等の収集・伝達システムを現場に即して整備・明確化しておく。</p> <p>災害情報ネットワークは、次頁に示す全体構成図のとおりである。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.42</p>

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁 (現行)
<p>@災害情報連絡体制の全体構成</p>	<p>□災害情報連絡体制の全体構成</p>		
<p>2 情報通信施設の整備 &lt;略&gt;</p>	<p>2 情報通信施設の整備 &lt;略&gt;</p>	<p>記載内容の更新</p>	<p>P.44</p>
<p>(1) 災害時優先電話の調整 加入電話回線について、東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉南支店に要請し、重要回線を災害時の優先電話として指定する。 &lt;略&gt;</p>	<p>(1) 災害時優先電話の調整 加入電話回線について、東日本電信電話(株)埼玉支店に要請し、重要回線を災害時の優先電話として指定する。 &lt;略&gt;</p>		

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>1.2 情報収集伝達体制の整備【統括班、情報班、管財班、援護班】</b></p> <p>1 情報収集体制の整備                      &lt;略&gt;</p> <p>(2) 情報収集体制の整備                      統括班は、管財班と連携して、当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、次のような情報収集体制を整備する。</p> <p>① 埼玉県災害オペレーション支援システム                      ② 自主防災組織等からの通報システム                      ③ 既存の災害情報システム(市町村テレメータシステム等)とのオンラインリンク                      ④ 市防災行政無線システム                      ⑤ 携帯メールシステム及びデータ通信を使う <u>ソーシャル・ネットワーキング・サービス</u>等システム                      ⑥ アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム                      ⑦ かけつけ通報等                      &lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 情報収集伝達体制の整備【統括班、情報班、管財班、援護班、医療事務班、避難所班】</b></p> <p>1 情報収集体制の整備                      &lt;略&gt;</p> <p>(2) 情報収集体制の整備                      市は、統括班、管財班を中心として当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、次のような情報収集体制を整備する。</p> <p>① 県防災情報システム                      ② 自主防災組織及び自衛消防組織等からの通報システム                      ③ 既存の災害情報システム(市町村テレメータシステム等)とのオンラインリンク                      ④ 市防災行政無線システム                      ⑤ 携帯メールシステム及びデータ通信を使う <u>ソーシャルネットワーキングサービス</u>等システム                      ⑥ アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム                      ⑦ かけつけ通報等                      &lt;略&gt;</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.45</p>
<p><b>2 情報伝達体制の整備</b></p> <p>(1) 情報伝達体制                      統括班は、防災関係機関等と連携し、<u>指定避難所</u>を始めとする防災拠点、出先機関、市民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。また、防災行政無線、アマチュア無線、タクシー無線、携帯メール、CATV システム、データ通信システム、道路情報表示板、報道機関、<u>市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス</u>等を有効に活用し、災害発生時に支障が生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。</p> <p style="text-align: right;"><u>資料 2.22 埼玉県防災行政無線設置機関一覧表</u></p>	<p><b>2 情報伝達体制の整備</b></p> <p>(1) 情報伝達体制                      統括班は、防災関係機関等と連携し、<u>避難所</u>を始めとする防災拠点、出先機関、市民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。また、防災行政無線、アマチュア無線、タクシー無線、携帯メール、CATV システム、データ通信システム、道路情報表示板、報道機関等を有効に活用し、災害発生時に支障が生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.46</p>
<p>(2) 特に配慮が必要な施設に対する情報伝達体制  <u>援護班のうち、洪水浸水想定区域又は雨水出水</u>想定区域に指定された地域にある、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設を所管する課は、降雨や河川水位の状況等から洪水予報等の情報伝達が必要であると判断した場合、電話、ファックス等により速やかに当該情報を提供する。</p> <p style="text-align: right;"><u>資料 2.22 埼玉県防災行政無線設置機関一覧表</u>                      &lt;略&gt;</p>	<p>(2) 特に配慮が必要な施設に対する情報伝達体制  <u>水防法第15条第1項第3号に規定された</u>浸水想定区域に指定された地域にある、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設を所管する課は、降雨や河川水位の状況等から洪水予報等の情報伝達が必要であると判断した場合、電話、ファックス等により速やかに当該情報を提供する。</p> <p style="text-align: right;"><u>資料 2.22 埼玉県防災行政無線局系統図</u>                      &lt;略&gt;</p>	<p>水防法の改正に伴う修正</p>	<p>P.46</p>

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3 情報処理分析体制の整備</b></p> <p>(1) 災害情報の種類</p> <p>情報班は、平時から災害時の情報の区分、処理・分析方法を明確にし、災害時に迅速な処理・分析が行えるよう努める。<u>なお、処理・分析を的確に実施する人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3 情報処理分析体制の整備</b></p> <p>(1) 災害情報の種類</p> <p>情報班は、平時から災害時の情報の区分、処理・分析方法を明確にし、災害時に迅速な処理・分析が行えるよう努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.46</p>
<p>(2) 災害情報データベースの整備</p> <p>統括班は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースの整備について検討する。</p> <p>災害情報データベースシステムは、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、<u>指定避難所</u>等、防災施設等のデータを保有する。</p> <p>また、県や近隣市区町村と協力し、情報の共有化についても検討する。</p>	<p>(2) 災害情報データベースの整備</p> <p>統括班、管財班は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースの整備について検討する。</p> <p>災害情報データベースシステムは、<u>地理情報システム(GIS)として整備し</u>、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、<u>避難所</u>等、防災施設等のデータを保有する。</p> <p>また、県や近隣市区町村と協力し、情報の共有化についても検討する。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.46</p>
<p><b>第2 広報体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 広報体制の整備【統括班、広報班、施設管理者】</b></p> <p>1 広報手段の整備</p> <p>広報班は、災害時に市民に対して迅速かつ正確な情報が提供できるよう、広報車、ハンドマイク等の広報用資機材を整備する。併せて、インターネット、緊急速報メール、<u>広報紙</u>、<u>やしお840メール配信サービス</u>等、他の広報手段についても検討を行い、災害の状況に応じた広報が行える体制を整備する。</p> <p>統括班は、市内へ一斉に情報伝達ができる固定系防災行政無線の整備を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3 指定避難所における広報体制の整備</b></p> <p><u>指定避難所</u>における広報手段としては、掲示板への掲示、<u>広報紙</u>、<u>チラシ</u>等の配布等が考えられる。</p> <p>広報班及び<u>指定避難所</u>の施設管理者は、<u>指定避難所</u>における広報が迅速かつ適切に行えるよう、平時から広報手段等について検討し、広報に必要な設備を整備する。併せて、検討に際しては要配慮者に配慮した広報手段も検討する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第2 広報体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 広報体制の整備【統括班、広報班、施設管理者】</b></p> <p>1 広報手段の整備</p> <p>広報班は、災害時に市民に対して迅速かつ正確な情報が提供できるよう、広報車、ハンドマイク等の広報用資機材を整備する。併せて、インターネット、緊急速報メール、<u>広報紙</u>等、他の広報手段についても検討を行い、災害の状況に応じた広報が行える体制を整備する。</p> <p>統括班は、市内へ一斉に情報伝達ができる固定系防災行政無線の整備を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3 避難所における広報体制の整備</b></p> <p><u>避難所</u>における広報手段としては、掲示板への掲示、<u>広報紙</u>、<u>チラシ</u>等の配布等が考えられる。</p> <p>広報班及び<u>避難所</u>の施設管理者は、<u>避難所</u>における広報が迅速かつ適切に行えるよう、平時から広報手段等について検討し、広報に必要な設備を整備する。併せて、検討に際しては要配慮者に配慮した広報手段も検討する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>市の現況の反映 記載情報の更新</p>	<p>P.48</p>
<p><b>第3節 防災都市づくり計画</b></p> <p><b>第1 地盤災害の予防</b></p> <p><b>1.1 地盤沈下対策【水防・道路班、衛生班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第3節 防災都市づくり計画</b></p> <p><b>第1 地盤災害の予防</b></p> <p><b>1.1 地盤沈下対策【水防・道路班、衛生班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>文言の修正</p>	<p>P.49</p>

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>2 地盤沈下に関する調査 水防・道路班は、県の地盤沈下に関する調査を基に、地盤沈下の激しい区域における建築物及び土木建造物の耐震性能の劣化状況を把握できるよう努める。</p> <p><b>1.2 宅地造成地の安全対策【水防・道路班】</b> &lt;略&gt;</p>	<p>2 地盤沈下に関する調査 水防・道路班は、県の地盤沈下に関する調査を基に、地盤沈下の激しい区域の耐震性能の劣化状況を把握できるよう努める。</p> <p><b>1.2 宅地造成地の安全対策【水防・道路班】</b> &lt;略&gt;</p>		
<p><b>第2 水害予防計画</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 流域総合治水計画【国土交通省江戸川河川事務所】</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 今後の整備方針 資料 2.51 市内排水機場・排水施設一覧</p> <p><b>2.2 水防管理団体の体制整備【水防・道路班、統括班、草加八潮消防組合】</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 水防体制の整備 ① 水防・道路班は、草加八潮消防組合と連携し、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。 ② 水防・道路班は、草加八潮消防組合と連携し、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所轄施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。 ③ 水防・道路班は、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。</p> <p>3 消防団等の育成強化 草加八潮消防組合は、平時から消防団の研修及び訓練を実施するとともに広報活動を行い、水防組織の充実と習熟に努める。 また、草加八潮消防組合、統括班は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。</p>	<p><b>第2 水害予防計画</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 流域総合治水計画【国土交通省江戸川河川事務所】</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 今後の整備方針 資料 2.59 市内排水機場・排水施設一覧</p> <p><b>2.2 水防管理団体の体制整備【水防・道路班、救助・消防班、統括班】</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 水防体制の整備 ① 水防・道路班、救助・消防班は、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。 ② 水防・道路班、救助・消防班は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所轄施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。 ③ 水防・道路班は、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。</p> <p>3 消防団等の育成強化 救助・消防班は、平時から消防団の研修及び訓練を実施するとともに広報活動を行い、水防組織の充実と習熟に努める。 また、救助・消防班、統括班は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.51</p>
<p><b>2.3 水防用資機材の整備【水防・道路班、草加八潮消防組合】</b> 水防・道路班は、草加八潮消防組合と連携し、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持管理に努める。 また、堤防損壊、浸水、道路の復旧等、被害の拡大防止を図るための整備に努める。 &lt;略&gt;</p>	<p><b>2.3 水防用資機材の整備【水防・道路班】</b> 水防・道路班、救助・消防班は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持管理に努める。 また、堤防損壊、浸水、道路の復旧等、被害の拡大防止を図るための整備に努める。 &lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.52</p>

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2.4 雨水出水特別警戒水位の設定【水防・道路班】</b></p> <p><u>水防・道路班は、水防法第13条の2第2項に基づき、公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位の設定要領を参考として雨水出水特別警戒水位を設定する。</u></p>		水防法の改正に伴う修正	
<p><b>2.5 雨水出水浸水想定区域の指定【水防・道路班】</b></p> <p><u>水防・道路班は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにした上で雨水出水浸水想定区域を指定・公表する。</u></p>		水防法の改正に伴う修正	
<p><b>2.6 浸水被害軽減地区の指定等【水防・道路班】</b></p> <p><b>1 浸水被害軽減地区の指定</b></p> <p><u>水防・道路班は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存在する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。</u></p> <p><u>なお、指定に当たっては、あらかじめ指定しようとしている区域内の土地所有者の同意を得た上で指定内容を公示し、区域内の土地所有者に通知する。</u></p> <p><b>2 標識の設置</b></p> <p><u>水防・道路班は、浸水被害軽減地区を指定した場合、関連部局と連携して該当区域内に浸水被害軽減地区の標識を設置する。</u></p>		水防法の改正に伴う修正	
<p><b>2.7 予想される水災の危険の周知【統括班】</b></p> <p><u>統括班は、市域内に在する河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深等の状況を把握するよう努め、該当河川で予想されている水災の危険として市民に周知する。</u></p>		水防法の改正に伴う修正	
<p><b>第3 局所的な集中豪雨予防計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 情報伝達体制の強化【水防・道路班、草加八潮消防組合】</b></p> <p><b>1 初動体制の迅速化</b></p> <p>水防・道路班は、<u>草加八潮消防組合と連携し</u>、所要時間の短縮を図るため、平時より関係機関による訓練の実施を行う。</p> <p><b>2 防災情報の共有</b></p> <p>水防・道路班は、<u>草加八潮消防組合と連携し</u>、河川管理者からの情報提供だけでなく住民等からの情報提供により、平時から住民等と河川に関する様々な情報の共有を図る。</p>	<p><b>第3 局所的な集中豪雨予防計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 情報伝達体制の強化【水防・道路班、<del>救助・消防班</del>】</b></p> <p><b>1 初動体制の迅速化</b></p> <p>水防・道路班、<del>救助・消防班は</del>、所要時間の短縮を図るため、平時より関係機関による訓練の実施を行う。</p> <p><b>2 防災情報の共有</b></p> <p>水防・道路班、<del>救助・消防班は</del>、河川管理者からの情報提供だけでなく住民等からの情報提供により、平時から住民等と河川に関する様々な情報の共有を図る。</p>	消防広域化に伴う修正	P.53

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第4 風害予防計画</b>            &lt;略&gt;  <b>4.1 竜巻等の突風情報の伝達【統括班、広報班】</b>            &lt;略&gt;            2 気象情報の伝達            統括班、広報班は、気象庁から竜巻注意情報が伝達された場合、市民へ迅速に広報ができるよう、体制を整備する。  <u>また、埼玉県防災情報メールにおいても竜巻注意情報の情報が自動配信されるため、活用を周知し、埼玉県防災情報メールの登録を推進する。</u></p>	<p><b>第4 風害予防計画</b>            &lt;略&gt;  <b>4.1 竜巻等の突風情報の伝達【統括班、広報班】</b>            &lt;略&gt;            2 気象情報の伝達            統括班、広報班は、気象庁から竜巻注意情報が伝達された場合、市民へ迅速に広報ができるよう、体制を整備する。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.54</p>
<p><b>4.2 竜巻の発生、対処に関する知識の普及【統括班、学校長】</b>  <b>1 竜巻等の突風に関する普及啓発</b>            避難する時間が少ない竜巻等の突風災害から身を守ることができるよう、市民に対し、竜巻等の突風の特徴や身の守り方についての普及・啓発に努める。            &lt;略&gt;  <b>2 竜巻対応マニュアルの作成</b>  <u>学校長は、竜巻対応マニュアルの作成に努め、場所と時間を特定した予測が難しく、迅速な状況把握と対応が求められる竜巻や突風時の対応を教職員に周知する。</u></p>	<p><b>4.2 竜巻等の突風に関する普及啓発【統括班】</b>            避難する時間が少ない竜巻等の突風災害から身を守ることができるよう、市民に対し、竜巻等の突風の特徴や身の守り方についての普及・啓発に努める。            &lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.54</p>
<p><b>4.3 被害予防対策【各班、公共交通機関】</b>  <u>各班、公共交通機関等の施設管理者は、所管施設において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策に努める。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>第5 災害に強いまちづくり</b>            災害による市の被災を最小限にとどめるため、都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行う。<u>なお、当該項目の施策を都市計画マスタープラン、まちづくり計画、耐震改修促進計画等に位置づけることで、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。</u></p>	<p><b>第5 まちづくり計画</b>            災害による市の被災を最小限にとどめるため、都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行う。<del>そのためには、市民参加による取り組みが必要不可欠であり、現況調査や計画策定の早い段階から市民に参加を呼びかける。</del>            以下の計画において、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により、都市基盤の整備等に関して、災害の防止や被害の軽減及び円滑な応急活動の推進を図る観点から基本的な方針を定める。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.55</p>
<p><b>5.1 土地情報の整備【統括班】</b>  <b>1 防災活動のための公共用地の有効活用</b>  <u>統括班は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄、応急仮設住宅等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を検討する。</u>            &lt;略&gt;</p>	<p><b>5.1 八潮市都市基盤施設の現況と課題</b>  <del>市の都市基盤施設に対して、災害時の防災施設としての観点から評価し、安全かつ円滑な避難等、応急活動が行えるよう、整備を促進する。なお、整備の促進については、避難者、特に要配慮者の行動能力や市民の生活範囲等に考慮する。</del>  <del>都市防災施設の評価基準を以下に示す。</del>            &lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映 記載内容の整理</p>	<p>P.55</p>

新	旧	備考	頁(現行)																														
	<p><b>1 公共土木施設(道路・橋梁)の現況と課題</b></p> <p>本市は、つくばエクスプレスの開通による人口増加に伴い、駅周辺や関連する道路、新中川橋の整備が進み、人や車の流れが大きく変わり、新たな交通体系が求められている。防災面では、既存の交通体系を活用して安全に市民が避難できる避難路の指定を目指すとともに、避難路の指定基準に満たない道路については、早期整備を推進する必要がある。災害時には規制・誘導等の工夫が必要となる。</p> <p>資料 2.37 八潮市都市計画道路網(平成 21 年 4 月 1 日時点)</p> <p><b>2 公園、緑地・緑道等の現況と課題</b></p> <p>市の平成 25 年 4 月 1 日現在における都市公園の整備状況は、公園数 71 箇所、総面積 16.6ha であり、市民 1 人当たりの公園面積は約 2㎡で、八潮市都市公園設置及び管理条例に規定された市街地の市民 1 人当たり公園面積 5.0㎡を大きく下回っている状況にある。</p> <p>また、広域避難場所として活用できる 10ha 以上の公園はなく、災害時の広域避難に対応できる公園の整備と、近隣自治体と広域避難場所の使用に関する検討を進める必要がある。</p> <p>緑道等については、市内に 9 箇所整備してあるが、公園等を結ぶネットワーク化まで至っていないため、避難路としては十分とは言えない。</p> <p>一部の公園等を避難場所として指定しているが、1ha 未満の避難場所も多く、また、南後谷、本曽根、大曽根、浮塚といった地域においては、歩行により容易に到達できる距離(500m)以内に避難場所がないため、今後避難場所の整備を推進する必要がある。</p> <p>〇都市公園の整備状況(H25 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1317 1123 2335 1213"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地区公園</th> <th>近隣公園</th> <th>街区公園</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備数</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>65</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>面積(ha)</td> <td>0</td> <td>9.81</td> <td>6.81</td> <td>16.62</td> </tr> </tbody> </table> <p>〇都市公園以外の広場、公園の整備状況(H25 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1317 1299 2335 1390"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>児童遊園</th> <th>運動広場</th> <th>その他広場</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備数</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>面積(ha)</td> <td>1.41</td> <td>5.50</td> <td>0.66</td> <td>7.57</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 2.14 避難所・避難場所一覧 資料 2.15 避難所等位置図</p>	区分	地区公園	近隣公園	街区公園	計	整備数	0	6	65	71	面積(ha)	0	9.81	6.81	16.62	区分	児童遊園	運動広場	その他広場	計	整備数	15	3	3	21	面積(ha)	1.41	5.50	0.66	7.57		
区分	地区公園	近隣公園	街区公園	計																													
整備数	0	6	65	71																													
面積(ha)	0	9.81	6.81	16.62																													
区分	児童遊園	運動広場	その他広場	計																													
整備数	15	3	3	21																													
面積(ha)	1.41	5.50	0.66	7.57																													
<p><b>5.2 防災都市づくり【統括班、水防・道路班】</b> ＜略＞</p>	<p><b>5.2 防災都市づくり基本方針と今後の事業計画の概要</b> ＜略＞</p>	<p>文言の修正</p>	<p>P.56</p>																														
<p><b>2 防災都市づくり計画の策定</b></p> <p>統括班及び水防・道路班は、防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、防災都市づくり計画策定指針及び関連資料に基づいて、地域防災計画と都市の将来像を示す都市計画マスタープランの間を双方向につなぐものとして位置づける防災都市づくり計画の策定に努める。</p> <p>なお、防災都市づくり計画の策定に当たっては、防災、土木、医療・福祉、教育等の分野を所管する部署及び関係機関との連携を十分に図る。</p>	<p><b>2 今後の事業計画の概要</b></p> <p>—(1) 公共土木施設(道路・橋梁)の耐震性の強化</p> <p>避難所等へ容易にアクセスできるよう、その周辺において道路・橋梁の公共土木施設の都市防災施設としての指定基準を満たす避難路の整備を進める。</p>	<p>県地域防災計画の反映 記載情報の更新</p>	<p>P.56</p>																														

新	旧	備考	頁（現行）
	<p><del>（2）公園、緑地、緑道等の整備</del></p> <p><del>① 避難場所の確保・安全化</del></p> <p><del>広域避難場所としての公園整備の推進を図るため、「八潮市緑の基本計画」（平成13年3月、八潮市策定）に計画されている防災運動公園を、中川沿いに整備し、広域避難場所とする。また、都市公園等の避難場所が、周辺の公共施設及び農地等の自然空間と併せて災害応急支援活動の場として一体的に利用できるよう、避難場所を所管する課と協力して対応する。</del></p> <p><del>加えて、近隣に避難場所がない地域においては、避難場所の整備を推進する。</del></p> <p><del>② 自然空間の計画的保全</del></p> <p><del>緊急時における既存の自然空間の活用及び平時における空間の確保のため、「八潮市景観まちづくり基本計画」に基づく、河川周辺の自然空間の計画的保全や広域災害に対応できる行政界を超えるオープンスペースの保全・整備を近隣市区町との連携のもとに進める。また、防災上の緩衝区域や一時的な避難空間となる屋敷林、農地等の計画的保全を図る。また、生産緑地に関しては非常食の生産拠点としての活用も考慮する。</del></p> <p><del>（3）要配慮者対策</del></p> <p><del>県と協力して、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす利用者にも支障のない出入口のある避難地の整備の実施、明るく大きめの文字を用いかつ外国語を併記した防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。</del></p> <p><del>現在の整備状況としては、八潮駅周辺から順次整備を進めており、特に駅周辺に関してはユニバーサルデザインを施した整備を行っている。</del></p> <p><del>また、県、その他公共機関と協力して避難行動要支援者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行う。特に集客施設の管理者に対して、要配慮者に対する施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を行うよう促進していく。</del></p>		
<p><b>第4節 避難予防対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 避難活動体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 避難計画の策定【統括班、避難所班、施設管理者】</b></p> <p><b>1 避難計画の策定</b></p> <p><u>統括班は、避難所班と連携し、避難計画の作成上の留意事項を参考に避難計画を作成する。</u></p> <p><u>なお、避難計画で定める主な内容は、次のとおり。</u></p> <p><u>①避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の判断基準及び伝達方法</u></p> <p><u>②指定避難所・指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</u></p>	<p><b>第4節 避難予防対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 避難活動体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 避難計画の策定【統括班、避難所班、施設管理者】</b></p> <p><del>1 避難の勧告・指示を行う基準及び伝達方法</del></p> <p><del>避難準備情報、勧告・指示等は、以下の基準及び伝達方法によって行う。</del></p> <p><del>☐発令基準の考え方及び伝達の方法</del></p>	<p>県地域防災計画の反映 記載内容の整理</p>	<p>P.58</p>

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）																				
<p>③指定避難所・指定緊急避難場所への経路及び誘導方法</p> <p>④避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>⑤指定避難所の管理・運営に関する事項</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発令基準の考え方</th> <th>市民に求める行動</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○はん濫注意情報が発表され、河川水位の状況や気象状況等から判断して、一定時間後、避難を要する状況になる可能性がある場合</li> <li>○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>○上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・自主防災組織等の協力</li> <li>・インターネット</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気象台、関係機関から豪雨、台風等に関する警報、通報があり、避難を要すると判断されるとき</li> <li>○河川が避難判断水位を突破し、一定時間後、危険水位に到達又は洪水のおそれがあるとき</li> <li>○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・広報車</li> <li>・消防車両</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○河川がはん濫危険水位を突破し、一定時間後、越水・破堤のおそれがあるとき</li> <li>○河川の上流の地域が水害等を受け、市域に危険があるとき</li> <li>○堤防における大量の漏水や亀裂等が発生し、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>○人的被害の発生した状況</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了</li> <li>○未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動を取る</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・サイレン</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>退避等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○屋内での待機</li> <li>○屋内における避難のための安全確保に関する措置</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・サイレン</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)参考</p>	種別	発令基準の考え方	市民に求める行動	伝達方法	避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○はん濫注意情報が発表され、河川水位の状況や気象状況等から判断して、一定時間後、避難を要する状況になる可能性がある場合</li> <li>○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>○上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・自主防災組織等の協力</li> <li>・インターネット</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul>	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象台、関係機関から豪雨、台風等に関する警報、通報があり、避難を要すると判断されるとき</li> <li>○河川が避難判断水位を突破し、一定時間後、危険水位に到達又は洪水のおそれがあるとき</li> <li>○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・広報車</li> <li>・消防車両</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul>	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川がはん濫危険水位を突破し、一定時間後、越水・破堤のおそれがあるとき</li> <li>○河川の上流の地域が水害等を受け、市域に危険があるとき</li> <li>○堤防における大量の漏水や亀裂等が発生し、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>○人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了</li> <li>○未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動を取る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・サイレン</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul>	退避等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋内での待機</li> <li>○屋内における避難のための安全確保に関する措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・サイレン</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul>		
種別	発令基準の考え方	市民に求める行動	伝達方法																				
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○はん濫注意情報が発表され、河川水位の状況や気象状況等から判断して、一定時間後、避難を要する状況になる可能性がある場合</li> <li>○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>○上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・自主防災組織等の協力</li> <li>・インターネット</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul>																				
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象台、関係機関から豪雨、台風等に関する警報、通報があり、避難を要すると判断されるとき</li> <li>○河川が避難判断水位を突破し、一定時間後、危険水位に到達又は洪水のおそれがあるとき</li> <li>○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・広報車</li> <li>・消防車両</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul>																				
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川がはん濫危険水位を突破し、一定時間後、越水・破堤のおそれがあるとき</li> <li>○河川の上流の地域が水害等を受け、市域に危険があるとき</li> <li>○堤防における大量の漏水や亀裂等が発生し、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>○人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了</li> <li>○未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動を取る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・サイレン</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul>																				
退避等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋内での待機</li> <li>○屋内における避難のための安全確保に関する措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・サイレン</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・市メール配信サービス</li> </ul>																				
<p>2 洪水時の避難原則</p> <p><b>避難勧告</b>等が発令された場合は、自らの安全確保を第一に考え、次の原則に基づき避難する。</p> <p>□洪水時の避難原則</p> <table border="1"> <tr> <td>想定浸水深が0.5m未満の地域</td> <td>基本的に<b>指定避難所</b>へ避難する。避難が遅れた場合は自宅の2階以上の階へ避難する。 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難準備・<b>高齢者等避難開始</b>が出た段階で計画された<b>指定避難所</b>への避難行動を開始する。</td> </tr> <tr> <td>想定浸水深が0.5m以上3.0m未満の地域</td> <td>平屋住宅または集合住宅1階の住民は、1階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず<b>指定避難所</b>等の安全な場所に避難する。 2階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は、浸水0.5mでも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待機する。</td> </tr> <tr> <td>想定浸水深が3.0m以上の地域</td> <td>2階床面が浸水する2階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず<b>指定避難所</b>等の安全な場所に避難する。 高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に<b>指定避難所</b>等の安全な場所に避難する。</td> </tr> </table>	想定浸水深が0.5m未満の地域	基本的に <b>指定避難所</b> へ避難する。避難が遅れた場合は自宅の2階以上の階へ避難する。 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難準備・ <b>高齢者等避難開始</b> が出た段階で計画された <b>指定避難所</b> への避難行動を開始する。	想定浸水深が0.5m以上3.0m未満の地域	平屋住宅または集合住宅1階の住民は、1階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず <b>指定避難所</b> 等の安全な場所に避難する。 2階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は、浸水0.5mでも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待機する。	想定浸水深が3.0m以上の地域	2階床面が浸水する2階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず <b>指定避難所</b> 等の安全な場所に避難する。 高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に <b>指定避難所</b> 等の安全な場所に避難する。	<p>2 洪水時の避難原則</p> <p><b>避難準備情報、勧告・指示</b>等が発令された場合は、自らの安全確保を第一に考え、次の原則に基づき避難する。</p> <p>□洪水時の避難原則</p> <table border="1"> <tr> <td>想定浸水深が0.5m未満の地域</td> <td>基本的に<b>避難所</b>へ避難する。避難が遅れた場合は自宅の2階以上の階へ避難する。 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難準備<b>情報</b>が出た段階で計画された<b>避難所</b>への避難行動を開始する。</td> </tr> <tr> <td>想定浸水深が0.5m以上3.0m未満の地域</td> <td>平屋住宅または集合住宅1階の住民は、1階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず<b>避難所</b>等の安全な場所に避難する。 2階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は、浸水0.5mでも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待機する。</td> </tr> <tr> <td>想定浸水深が3.0m以上の地域</td> <td>2階床面が浸水する2階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず<b>避難所</b>等の安全な場所に避難する。 高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に<b>避難所</b>等の安全な場所に避難する。</td> </tr> </table>	想定浸水深が0.5m未満の地域	基本的に <b>避難所</b> へ避難する。避難が遅れた場合は自宅の2階以上の階へ避難する。 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難準備 <b>情報</b> が出た段階で計画された <b>避難所</b> への避難行動を開始する。	想定浸水深が0.5m以上3.0m未満の地域	平屋住宅または集合住宅1階の住民は、1階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず <b>避難所</b> 等の安全な場所に避難する。 2階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は、浸水0.5mでも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待機する。	想定浸水深が3.0m以上の地域	2階床面が浸水する2階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず <b>避難所</b> 等の安全な場所に避難する。 高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に <b>避難所</b> 等の安全な場所に避難する。	記載情報の更新 記載内容の整理	P.60								
想定浸水深が0.5m未満の地域	基本的に <b>指定避難所</b> へ避難する。避難が遅れた場合は自宅の2階以上の階へ避難する。 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難準備・ <b>高齢者等避難開始</b> が出た段階で計画された <b>指定避難所</b> への避難行動を開始する。																						
想定浸水深が0.5m以上3.0m未満の地域	平屋住宅または集合住宅1階の住民は、1階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず <b>指定避難所</b> 等の安全な場所に避難する。 2階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は、浸水0.5mでも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待機する。																						
想定浸水深が3.0m以上の地域	2階床面が浸水する2階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず <b>指定避難所</b> 等の安全な場所に避難する。 高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に <b>指定避難所</b> 等の安全な場所に避難する。																						
想定浸水深が0.5m未満の地域	基本的に <b>避難所</b> へ避難する。避難が遅れた場合は自宅の2階以上の階へ避難する。 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難準備 <b>情報</b> が出た段階で計画された <b>避難所</b> への避難行動を開始する。																						
想定浸水深が0.5m以上3.0m未満の地域	平屋住宅または集合住宅1階の住民は、1階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず <b>避難所</b> 等の安全な場所に避難する。 2階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は、浸水0.5mでも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待機する。																						
想定浸水深が3.0m以上の地域	2階床面が浸水する2階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず <b>避難所</b> 等の安全な場所に避難する。 高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に <b>避難所</b> 等の安全な場所に避難する。																						

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁(現行)																																																																																																																																																																																																																																										
	<p><del>3—避難人口の想定</del>  <del>浸水想定区域図(資料編)において、八潮市全域の浸水が想定される。よって、想定される避難者数は全市民、84,166人(平成25年1月1日現在)とする。</del></p> <p><del>4—避難所等の選定</del>  <del>本市の避難所等は、消防用設備、又はそれに代わる安全措置の設置状況等を考慮して学校や公共施設を利用した34か所を指定しているが、利根川、江戸川、中川、綾瀬川、新方川、荒川、元荒川及び大落古利根川のいずれの河川がはん濫しても、市域のほとんどの地域が浸水すると予想され、市内の避難所・避難場所も浸水を免れないと考えられる。</del>  <del>そのため、本市の場合、学校などの避難所は、体育館などが浸水した場合でも浸水深以上の高さを持つ一般教室を避難所として利用するものとする。</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.14—避難所・避難場所一覧</del></p>																																																																																																																																																																																																																																												
<p><b>1.2 指定避難所等の指定【統括班、避難所班、援護班、施設管理者】</b></p> <p><b>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</b></p> <p><u>統括班は、避難所班と連携し、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則の基準に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を災害種別に応じて指定する。</u></p> <p><u>指定避難所等の指定を受けた公共施設の管理責任者は、施設の安全性を確保する。また、統括班は、被災者のプライバシーの保護や生活環境に配慮するために必要となる資機材や設備を整備するとともに、援護班と連携して要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備や要配慮者が滞在するために必要な居室を確保する。</u></p>	<p><del>5—避難所等の指定</del></p> <p><del>災害対策基本法施行令、災害対策基本法施行規則の基準に基づき、あらかじめ避難所等を指定する。</del></p> <p><del>避難所等の指定を受けた公共施設の管理責任者は、施設の安全性を確保する。また、被災者のプライバシーの保護や生活環境に配慮するために必要となる資機材や設備を整備する。</del></p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>	<p>P.61</p>																																																																																																																																																																																																																																										
<p>□浸水時の指定避難所・指定緊急避難場所一覧</p> <table border="1" data-bbox="130 1199 1228 1890"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>避難施設名</th> <th>所在地</th> <th>利根川</th> <th>江戸川</th> <th>荒川</th> <th>中川・綾瀬川・新方川</th> <th>芝川・新芝川</th> <th>元荒川大落古利根川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>八條小学校</td><td>鶴ヶ曾根1</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>2</td><td>潮止小学校</td><td>南川崎822</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>3</td><td>八幡小学校</td><td>中央4-21-16</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>4</td><td>大曾根小学校</td><td>圀527</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td></tr> <tr><td>5</td><td>松之木小学校</td><td>緑町3-9-1</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>6</td><td>中川小学校</td><td>大瀬1516</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td></tr> <tr><td>7</td><td>八條北小学校</td><td>八條1150</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>8</td><td>大瀬小学校</td><td><u>大瀬3-9-1</u></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>9</td><td>大原小学校</td><td>八潮7-42-1</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>10</td><td>柳之宮小学校</td><td>柳之宮140</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>11</td><td>八潮中学校</td><td>中央1-1-2</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>12</td><td>大原中学校</td><td>八潮5-9-1</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	No.	避難施設名	所在地	利根川	江戸川	荒川	中川・綾瀬川・新方川	芝川・新芝川	元荒川大落古利根川	1	八條小学校	鶴ヶ曾根1	○	○	◎	◎	◎	◎	2	潮止小学校	南川崎822	○	○	○	◎	◎	◎	3	八幡小学校	中央4-21-16	○	◎	◎	◎	◎	◎	4	大曾根小学校	圀527	○	○	○	○	◎	○	5	松之木小学校	緑町3-9-1	○	◎	◎	◎	◎	◎	6	中川小学校	大瀬1516	○	○	○	○	◎	○	7	八條北小学校	八條1150	○	◎	◎	◎	◎	◎	8	大瀬小学校	<u>大瀬3-9-1</u>	○	○	○	◎	◎	◎	9	大原小学校	八潮7-42-1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	10	柳之宮小学校	柳之宮140	○	○	◎	◎	◎	◎	11	八潮中学校	中央1-1-2	○	○	○	◎	◎	◎	12	大原中学校	八潮5-9-1	○	○	○	○	◎	○	<p>□浸水時の避難所・避難場所一覧</p> <table border="1" data-bbox="1308 1199 2377 1890"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>避難施設名</th> <th>所在地</th> <th>利根川</th> <th>江戸川</th> <th>荒川</th> <th>中川・綾瀬川・新方川</th> <th>芝川・新芝川</th> <th>元荒川大落古利根川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>八條小学校</td><td>鶴ヶ曾根1</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>2</td><td>潮止小学校</td><td>南川崎822</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>3</td><td>八幡小学校</td><td>中央4-21-16</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>4</td><td>大曾根小学校</td><td>圀527</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td></tr> <tr><td>5</td><td>松之木小学校</td><td>緑町3-9-1</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>6</td><td>中川小学校</td><td>大瀬1516</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td></tr> <tr><td>7</td><td>八條北小学校</td><td>八條1150</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>8</td><td>大瀬小学校</td><td><del>大瀬530</del></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>9</td><td>大原小学校</td><td>八潮7-42-1</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>10</td><td>柳之宮小学校</td><td>柳之宮140</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>11</td><td>八潮中学校</td><td>中央1-1-2</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr><td>12</td><td>大原中学校</td><td>八潮5-9-1</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	No.	避難施設名	所在地	利根川	江戸川	荒川	中川・綾瀬川・新方川	芝川・新芝川	元荒川大落古利根川	1	八條小学校	鶴ヶ曾根1	○	○	◎	◎	◎	◎	2	潮止小学校	南川崎822	○	○	○	◎	◎	◎	3	八幡小学校	中央4-21-16	○	◎	◎	◎	◎	◎	4	大曾根小学校	圀527	○	○	○	○	◎	○	5	松之木小学校	緑町3-9-1	○	◎	◎	◎	◎	◎	6	中川小学校	大瀬1516	○	○	○	○	◎	○	7	八條北小学校	八條1150	○	◎	◎	◎	◎	◎	8	大瀬小学校	<del>大瀬530</del>	○	○	○	◎	◎	◎	9	大原小学校	八潮7-42-1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	10	柳之宮小学校	柳之宮140	○	○	◎	◎	◎	◎	11	八潮中学校	中央1-1-2	○	○	○	◎	◎	◎	12	大原中学校	八潮5-9-1	○	○	○	○	◎	○	<p>市の現況の反映</p>	<p>P.61</p>
No.	避難施設名	所在地	利根川	江戸川	荒川	中川・綾瀬川・新方川	芝川・新芝川	元荒川大落古利根川																																																																																																																																																																																																																																					
1	八條小学校	鶴ヶ曾根1	○	○	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
2	潮止小学校	南川崎822	○	○	○	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
3	八幡小学校	中央4-21-16	○	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
4	大曾根小学校	圀527	○	○	○	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																					
5	松之木小学校	緑町3-9-1	○	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
6	中川小学校	大瀬1516	○	○	○	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																					
7	八條北小学校	八條1150	○	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
8	大瀬小学校	<u>大瀬3-9-1</u>	○	○	○	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
9	大原小学校	八潮7-42-1	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
10	柳之宮小学校	柳之宮140	○	○	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
11	八潮中学校	中央1-1-2	○	○	○	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
12	大原中学校	八潮5-9-1	○	○	○	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																					
No.	避難施設名	所在地	利根川	江戸川	荒川	中川・綾瀬川・新方川	芝川・新芝川	元荒川大落古利根川																																																																																																																																																																																																																																					
1	八條小学校	鶴ヶ曾根1	○	○	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
2	潮止小学校	南川崎822	○	○	○	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
3	八幡小学校	中央4-21-16	○	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
4	大曾根小学校	圀527	○	○	○	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																					
5	松之木小学校	緑町3-9-1	○	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
6	中川小学校	大瀬1516	○	○	○	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																					
7	八條北小学校	八條1150	○	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
8	大瀬小学校	<del>大瀬530</del>	○	○	○	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
9	大原小学校	八潮7-42-1	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
10	柳之宮小学校	柳之宮140	○	○	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
11	八潮中学校	中央1-1-2	○	○	○	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																					
12	大原中学校	八潮5-9-1	○	○	○	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																					

風水害対策編 風水害予防計画

新										旧										備考	頁(現行)			
指定緊急避難場所	13	八條中学校	八條 555	○	◎	◎	◎	◎	◎	13	八條中学校	八條 555	○	◎	◎	◎	◎	◎						
	14	八幡中学校	緑町 4-19-1	○	◎	◎	◎	◎	◎	14	八幡中学校	緑町 4-19-1	○	◎	◎	◎	◎	◎						
	15	潮止中学校	古新田 530	○	○	○	◎	◎	◎	15	潮止中学校	古新田 530	○	○	○	◎	◎	◎						
	16	八潮高校	鶴ヶ曾根 650	○	◎	◎	◎	◎	◎	16	八潮高校	鶴ヶ曾根 650	○	◎	◎	◎	◎	◎						
	17	八潮南高校	南川崎 519-1	○	○	○	◎	◎	◎	17	八潮南高校	南川崎 519-1	○	○	○	◎	◎	◎						
	18	八潮中央公園	中央 1-9	＝	＝	＝	◎	◎	◎	18	<del>コミュニティセンター</del>	八條 665	＝	＝	＝	＝	◎	＝						
	19	大原公園	八潮 3-27	＝	◎	＝	◎	◎	◎	19	<del>文化スポーツセンター</del>	八潮 3-31	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
	20	八潮南公園	大瀬 1847-8	＝	＝	＝	＝	◎	＝	20	ゆまにて	南川崎 523	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
	21	大瀬運動公園	大瀬 1304	＝	＝	＝	＝	◎	＝	21	八幡公民館	中央 3-32-11	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
	22	下河原運動公園	鶴ヶ曾根 2213	＝	＝	＝	＝	◎	＝	22	老人福祉センター寿楽荘	木曾根 322	＝	◎	◎	◎	◎	◎						
	23	八條親水公園	八條 1620-3	＝	＝	＝	＝	◎	＝	23	資料館	南後谷 763-50	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
	24	西袋陣屋公園	西袋 625	＝	◎	＝	＝	＝	＝	24	やしお生涯学習館	鶴ヶ曾根 420-2	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
	25	中川フラワーパーク	木曾根 1009-1	＝	＝	＝	＝	◎	＝	25	八條公民館	八條 2753-46	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
	26	鶴ヶ曾根運動広場	鶴ヶ曾根 1535-1	＝	＝	＝	◎	◎	◎	26	八潮中央公園	中央 1-9	＝	＝	＝	◎	◎	◎						
	27	やしお駅前公園	大瀬 6-3-1	＝	＝	＝	＝	◎	＝	27	大原公園	八潮 3-27	＝	◎	＝	◎	◎	◎						
	28	コミュニティセンター	八條 665	＝	＝	＝	＝	◎	＝	28	八潮南公園	大瀬 1847-8	＝	＝	＝	＝	◎	＝						
	29	文化スポーツセンター	八潮 3-31	○	○	○	◎	◎	◎	29	大瀬運動公園	大瀬 1304	＝	＝	＝	＝	◎	＝						
	30	ゆまにて	南川崎 523	○	◎	◎	◎	◎	◎	30	下河原運動公園	鶴ヶ曾根 2213	＝	＝	＝	＝	◎	＝						
	31	八幡公民館	中央 3-32-11	○	○	○	◎	◎	◎	31	八條親水公園	八條 1620-3	＝	＝	＝	＝	◎	＝						
	32	老人福祉センター寿楽荘	木曾根 322	＝	◎	◎	◎	◎	◎	32	西袋陣屋公園	西袋 625	＝	◎	＝	＝	＝	＝						
	33	資料館	南後谷 763-50	○	○	○	○	◎	○	33	中川フラワーパーク	木曾根 1009-1	＝	＝	＝	＝	◎	＝						
	34	やしお生涯学習館	鶴ヶ曾根 420-2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	34	鶴ヶ曾根運動広場	鶴ヶ曾根 1535-1	＝	＝	＝	◎	◎	◎						
	35	八條公民館	八條 2753-46	○	○	○	○	◎	○	避難場所														
	36	やしお苑	南川崎 210-1	○	○	○	◎	◎	◎	<略>														
	37	杜の家やしお	鶴ヶ曾根 567-1	○	○	◎	◎	◎	◎	<略>														
	<p>2 福祉避難所の指定</p> <p>援護班は、要配慮者のうち、健康状態等への特別の配慮若しくは介護を要する者のため、市内の高齢者・障がい者施設等を福祉避難所(二次避難所)に指定し、災害時に通常の指定避難所から移送できるよう、体制を構築する。</p> <p>資料 1.32 災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人名栗園)</p> <p>資料 1.33 災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人福祉楽団)</p>										<p>6 福祉避難所</p> <p>要配慮者の避難生活の向上を図り、介護等の支援を受けやすくするために、一般の避難所とは区別した福祉避難所を指定する。</p> <p>7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>「市民の災害対応力の向上」(P.88)参照。</p>										県地域防災計画の反映	P.62		

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3 避難勧告等判断伝達マニュアルの作成</b></p> <p>統括班は、<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、また、指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>1.3 避難誘導體制の整備【統括班、避難所班、学校教育班、援護班、草加八潮消防組合】</b></p> <p><u>安全な避難活動を実施するため、指定避難所及び指定緊急避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び誘導體制の確立等、避難誘導體制の整備を図る。なお、避難行動要支援者の避難誘導には、特に留意する（「要配慮者安全確保計画」（P.101））。</u></p>	<p><b>1.2 避難誘導體制の整備【統括班、避難所班、学校教育班、援護班、救助・消防班】</b></p> <p>安全な避難活動を実施するため、<u>避難所及び避難場所</u>の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び誘導體制の確立等、避難誘導體制の整備を図る。なお、避難行動要支援者の避難誘導には、特に留意する（<u>「要配慮者安全確保計画」（P.97）</u>）。</p>	消防広域化に伴う修正 記載情報の更新	P.62
<p><b>1 避難路の指定</b></p> <p>統括班は、<u>次の基準を参考としながら担当と市街地状況に応じて、指定緊急避難場所までの避難路の指定を</u>検討する。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>避難路の指基準</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1 避難路の指定</b></p> <p>統括班は、<u>避難誘導を円滑に進めるため、災害時の危険地域、現況の都市基盤施設の整備状況、避難所及び避難場所の位置等を勘案するとともに、県の基準を参考としながら担当と避難路の指定について</u>検討する。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>参考：県の基準</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	県地域防災計画の反映	P.62
<p><b>2 指定避難所等標識の整備</b></p> <p>統括班は、<u>指定避難所</u>等を周知するとともに、安全に避難するために案内標識及び誘導標識を整備する。</p> <p>また、設置済みの標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて文字を大きく、見やすくする等の高齢者、障がい者への配慮、英語等を併記する等の外国人へ配慮した整備に努める。</p>	<p><b>2 避難所等標識の整備</b></p> <p>統括班は、<u>避難所</u>等を周知するとともに、安全に避難するために案内標識及び誘導標識を整備する。</p> <p>また、設置済みの標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて文字を大きく、見やすくする等の高齢者、障がい者への配慮、英語等を併記する等の外国人へ配慮した整備に努める。</p>	記載情報の更新	P.62
<p><b>3 避難勧告等、避難情報伝達体制の整備</b></p> <p>統括班、避難所班、学校<u>教育</u>班、援護班は、平時より避難勧告等の基準、伝達手段について、防災訓練等を通じて習熟に努める（避難勧告等の発令基準、手段については、「避難計画」（P.162）を参照。また、災害時に避難勧告等を市民に確実に周知し、迅速・的確な避難行動に結び付けられるよう、避難勧告等の伝達内容、伝達手段、伝達先について定め、伝達にもれないようチェックリスト等を作成する。</p> <p>資料 第9号様式 避難勧告等の伝達先、伝達手段チェックリスト</p> <p><b>4 誘導體制の確立</b></p> <p>避難所班<u>及び</u>援護班は、<u>草加八潮消防組合</u>、消防団、警察、自主防災組織と連携を図り、避難誘導體制及び相互の役割分担等を定めておく。</p> <p>なお、避難行動要支援者の避難誘導に関しては、「要配慮者安全確保計画」（P.105）のとおり</p>	<p><b>3 避難勧告・指示等、避難情報伝達体制の整備</b></p> <p>統括班、避難所班、学校班、援護班は、平時より避難勧告<u>→指示</u>等の基準、伝達手段について、防災訓練等を通じて習熟に努める（避難勧告<u>→指示</u>等の発令基準、手段については、「避難計画」（P.160）を参照。また、災害時に避難勧告<u>→指示</u>等を市民に確実に周知し、迅速・的確な避難行動に結び付けられるよう、避難勧告<u>→指示</u>等の伝達内容、伝達手段、伝達先について定め、伝達にもれないようチェックリスト等を作成する。</p> <p>資料 第9号様式 避難勧告等の伝達先、伝達手段チェックリスト</p> <p><b>4 誘導體制の確立</b></p> <p>避難所班、<u>援護班及び救助・消防班</u>は、消防団、警察、自主防災組織と連携を図り、避難誘導體制及び相互の役割分担等を定めておく。</p> <p>なお、避難行動要支援者の避難誘導に関しては、「要配慮者安全確保計画」（<u>P.97</u>）のとおり</p>	消防広域化に伴う修正 記載情報の更新	P.62

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>である。</p> <p><b>5 避難誘導方法への習熟</b></p> <p>避難所班及び援護班は、<u>草加八潮消防組合</u>、消防団、警察、自主防災組織と連携を図り、避難方法、各避難所等の特色を理解し、災害発生時に混乱をきたさないよう、避難誘導方法への習熟に努める。また、避難訓練等を通じ、市民に対してもこれを周知徹底する。</p>	<p>である。</p> <p><b>5 避難誘導方法への習熟</b></p> <p>避難所班、援護班及び救助消防班は、消防団、警察、自主防災組織と連携を図り、避難方法、各避難所等の特色を理解し、災害発生時に混乱をきたさないよう、避難誘導方法への習熟に努める。また、避難訓練等を通じ、市民に対してもこれを周知徹底する。</p>		
<p><b>6 指定避難所の整備</b></p> <p><u>統括班は、避難生活が良好に保たれるよう、指定した指定避難所において、換気、照明、避難者のプライバシーの確保が可能な間仕切り等を整備する。</u></p> <p><u>また、食料や仮設トイレ等の備蓄や通信設備・機器、テレビ、ラジオ等の必要な資機材、台帳等を整備する。</u></p> <p><u>さらに、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化を含む停電対策に努める。</u></p> <p><b>7 広域避難体制の整備</b></p> <p><u>統括班は、災害の規模によって広域避難が必要な場合を想定し、運送事業者等との協定の締結や発災時の具体的な避難方法等を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p>	
<p><b>1.4 避難所運営体制の整備【避難所班】</b></p> <p><b>1 避難所開設・運営体制の整備</b></p> <p>避難所班は、災害時における<u>指定避難所</u>の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、市民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な避難所管理・運営マニュアルの作成に努める。<u>また、市民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。</u></p>	<p><b>1.3 避難所運営体制の整備【避難所班】</b></p> <p><b>1 避難所開設・運営体制の整備</b></p> <p>避難所班は、災害時における<u>避難所</u>の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、市民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な避難所管理・運営マニュアルの作成に努める。</p> <p><b>□避難所管理・運営マニュアルの作成で配慮する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設職員の応援体制</li> <li>・施設職員との役割分担</li> <li>・通信連絡手段</li> </ul>	<p>防災基本計画の反映</p> <p>記載内容の整理</p>	P.63
<p><b>1.5 市民への周知【統括班】</b></p> <p><b>1 市民への周知事項</b></p> <p><u>統括班は、避難行動における留意事項を市民に周知する。</u></p> <p>①<u>命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来さない最小限度のものにすること。</u></p> <p>②<u>夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。</u></p> <p>③<u>特定の災害においては指定避難所等への避難が不相当である場合があること。</u></p> <p><b>2 指定避難所等・避難経路等の周知</b></p> <p>避難誘導を円滑に行うには、あらかじめ市民にどの避難路を通過してどの<u>指定避難所</u>等へ避難するかを周知する必要があるため、統括班は、以下の方法で市民に避難方法・<u>指定避難所</u>等について周知する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.4 市民への周知【統括班】</b></p> <p><b>1 避難所等避難経路等の周知</b></p> <p>避難誘導を円滑に行うには、あらかじめ市民にどの避難路を通過してどの<u>避難所</u>等へ避難するかを周知する必要があるため、統括班は、以下の方法で市民に避難方法・<u>避難所</u>等について周知する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>防災基本計画の反映</p> <p>記載情報の更新</p>	P.63

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>1.4 防災上重要な施設の避難計画【学校教育班、学校長、施設管理者】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1 公立学校の避難計画</b></p> <p>学校は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。</p> <p>なお、市地域防災計画に基づき、消防署、警察署、市及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、指定避難所等については、保護者に連絡周知徹底を図る。また、学校教育班、学校長は、災害時に児童・生徒、教職員等の安全を確保し児童・生徒の保護者への引渡し等を定めた防災マニュアルを作成する。</p>	<p><b>1.5 防災上重要な施設の避難計画【統括班、援護班、医療事務班、学校教育班、救助・消防班、学校長、施設管理者】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><del>1 学校</del></p> <p><del>学校教育班、学校長は、災害時に児童・生徒、教職員等の安全を確保するため、避難、児童・生徒の保護者への受渡し等を定めた防災マニュアルを作成する。</del></p>	<p>県地域防災計画の反映 対応組織の明確化</p>	<p>P.64</p>
<p><b>2 病院</b></p> <p>病院の施設管理者は、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等に留意する。</p> <p><b>3 高齢者、障がい者、児童施設等</b></p> <p>社会福祉施設の施設管理者は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等に留意する。</p> <p><b>4 不特定多数の者が利用する施設（金融機関、商業施設、事務所、ホテル、鉄道駅等）</b></p> <p>不特定多数の者が利用する施設の施設管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、指定避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等に留意する。</p> <p><b>5 工場、危険物保有施設</b></p> <p>工場、危険物保有施設の施設管理者は、従業員、住民の安全確保のための避難方法や市、警察署、消防署との連携等に留意する。</p>	<p><del>2 病院</del></p> <p><del>救助・消防班、医療事務班は、施設管理者と協力して患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合を想定し、避難所等及び応急仮設住宅の確保、移送の実施方法等に関して把握し、避難の万全を期する。</del></p> <p><del>3 高齢者、障がい者、児童施設等</del></p> <p><del>援護班は、それぞれの地域特性を考慮した上で、八潮市社会福祉協議会、施設管理者の協力のもと、避難経路、時期及び誘導並びに避難所及び応急仮設住宅の確保について把握し、避難の万全を期する。</del></p> <p><del>4 高層ビル、駅等の都市施設</del></p> <p><del>統括班は、施設管理者と協力して、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所等、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等に関して、周知徹底を図り、避難の万全を期する。</del></p> <p><del>5 工場、危険物保有施設</del></p> <p><del>救助・消防班は、危険物、その他火薬類、LPガス等の爆発引火するおそれのある物品を貯蔵する建築物、又は設置場所等の実態把握、並びに法令規制違反事項の是正に努める。また、危険物取扱者等に対する法令講習の実施及び消防訓練の指導等、防災教育の徹底を図り、避難の万全を期する。</del></p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.64</p>
<p><b>1.7 浸水想定区域内における要配慮者利用施設の避難計画【総括班、施設管理者】</b></p> <p><b>1 施設管理者による避難確保計画の作成</b></p> <p>洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域内における要配慮者利用施設の管理者は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表する。</p> <p>また、自衛水防組織の設置に努め、自衛水防組織を設置した際は、その旨を市長に報告する。</p> <p><b>2 計画未作成時の対応</b></p> <p>市長は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設管理者が避難確保計画を作成していない場合、必要な指示をすることができる。また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設管理者が指示に従わない場合、その旨を公表することができる。</p>	<p><b>1.6 他自治体からの避難者の受入れ【統括班、避難所班】</b></p> <p>市は、県に他自治体から避難者の受け入れについて要請があり、県が避難してきた者を収容し保護するため、本市にある県有施設を避難所として選定した場合は、県と協議のうえ、避難者を受け入れるものとする。</p>	<p>水防法の改正に伴う修正</p>	<p>P.64</p>

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第2 救出活動体制の整備</b>            &lt;略&gt;  <b>2.1 救出活動体制の整備【統括班、医療事務班、草加八潮消防組合】</b>            1 救出隊の編成  <u>草加八潮消防組合</u>は、救出隊の組織を円滑に行うため、平時から非番召集者を含む救出隊の編成方法等について検討しておく。            また、広域にわたる大災害を想定し、より一層の救出に関する知識及び技術の向上に努める。</p> <p>2 救出用資機材の整備  <u>統括班</u>は、災害時に多数発生することが予想される救出事象に対して、迅速かつ的確に対処するため、救出用資機材を市内の各地域に分散して保有・整備に努める。統括班では、地域別に資機材の保有状況を整理し、それぞれ整備を推進するとともに、適宜メンテナンスを行う。  <u>また、草加八潮消防組合は、人命救助に必要な資機材の保有・整備に努める。</u>  <small>資料 2.39 トリアージタグの形状</small></p> <p>3 関係機関との連携  <u>草加八潮消防組合</u>は、警察、救出用の建設資機材を有する建設業者、医療行為を行う医療機関さらには、消防団、自主防災組織と連携し、一貫性のある救出体制を整備する。</p>	<p><b>第2 救出活動体制の整備</b>            &lt;略&gt;  <b>2.1 救出活動体制の整備【救助・消防班、統括班、医療事務班】</b>            1 救出隊の編成  <u>救助・消防班</u>は、救出隊の組織を円滑に行うため、平時から非番召集者を含む救出隊の編成方法等について検討しておく。            また、広域にわたる大災害を想定し、<del>消防職員は</del>より一層の救出に関する知識及び技術の向上に努める。</p> <p>2 救出用資機材の整備  <u>市</u>は、災害時に多数発生することが予想される救出事象に対して、迅速かつ的確に対処するため、救出用資機材を市内の各地域に分散して保有・整備に努める。統括班では、地域別に資機材の保有状況を整理し、それぞれ整備を推進するとともに、適宜メンテナンスを行う。  <small>資料 2.45 機械器具保有状況</small></p> <p>3 関係機関との連携  <u>救助・消防班</u>は、警察、救出用の建設資機材を有する建設業者、医療行為を行う医療機関さらには、消防団、自主防災組織と連携し、一貫性のある救出体制を整備する。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.65</p>
<p><b>4 緊急医療情報体制の整備</b>  <u>草加八潮消防組合</u>は、医療事務班と協力し、医療機関との間に相互情報通信体制を確立し、医療情報に関する有機的な連絡協力体制の整備を図る。</p> <p>5 自主防災組織の育成            発災時における救出活動については、<u>草加八潮消防組合</u>及び消防団員の人員のみでは活動範囲が限定されるおそれがあることから、地域住民による応急手当が必要となる。そのため、<u>統括班</u>は、<u>草加八潮消防組合連携し、自主防災組織が応急救出活動を行うことが出来るよう支援</u>を図る。</p> <p>6 市民指導の徹底  <u>統括班</u>は、<u>草加八潮消防組合と連携し</u>、市民における自主的な応急救護能力を向上させるため、応急救護に関する知識・技術の普及活動の推進に努める。</p>	<p><b>4 緊急医療情報体制の整備</b>  <u>救助・消防班</u>は、<del>救出された重傷者等を迅速に医療機関に搬送するため、平時から重症度判定(トリアージ)に基づく多数傷病者搬送計画を検討しておくとともに、</del>医療事務班と協力し、医療機関との間に相互情報通信体制を確立し、医療情報に関する有機的な連絡協力体制の整備を図る。  <small>資料 2.46 トリアージタグの形状</small></p> <p>5 自主防災組織の育成            発災時における救出活動については、<u>消防職員</u>及び消防団員の人員のみでは活動範囲が限定されるおそれがあることから、地域住民による応急手当が必要となる。そのため、<del>救助・消防班</del>は、<u>災害時に備え自主防災組織に対して救出に関する知識・技術の育成指導</u>を図る。</p> <p>6 市民指導の徹底  <u>救助・消防班</u>は、<del>市民</del>における自主的な応急救護能力を向上させるため、応急救護に関する知識・技術の普及活動の推進に努める。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.65</p>

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）																		
<p><b>第5節 物資及び資機材等の備蓄</b></p> <p><b>第1 応急給水体制の整備</b>                      &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 基本方針</b></p> <p>1 応急給水の対象者</p> <p><u>上水道施設が被害を受け、給水が停止した場合、断水世帯及び緊急を要する医療機関を応急給水の対象とする。</u></p>	<p><b>第5節 物資及び資機材等の備蓄</b></p> <p><b>第1 応急給水体制の整備</b>                      &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 基本方針</b></p> <p>1 応急給水の対象者</p> <p><del>応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の給水が停止した避難所、断水世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。</del></p>	記載情報の更新	P.67																		
<p>2 1日当たりの目標水量</p> <p>被災後の時間経過に伴って1人1日当たりに供給する目標水量を以下のとおりとする。</p> <p>□目標水量</p> <table border="1" data-bbox="181 810 1190 1041"> <thead> <tr> <th>災害発生からの期間</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>災害発生から28日</td> <td>約 <u>325</u> リットル/人・日</td> <td>被災前水量</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>給水班</u>は、全人口に対して3日分の水量を確保することを目標として、給水計画を策定する(飲料水のみとした場合)。</p>	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	<略>			災害発生から28日	約 <u>325</u> リットル/人・日	被災前水量	<p>2 1日当たりの目標水量</p> <p>被災後の時間経過に伴って1人1日当たりに供給する目標水量を以下のとおりとする。</p> <p>□目標水量</p> <table border="1" data-bbox="1323 810 2332 1041"> <thead> <tr> <th>災害発生からの期間</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>災害発生から28日</td> <td>約 <del>370</del> リットル/人・日</td> <td>被災前給水量</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※埼玉県地域防災計画(H23)より</small></p> <p><u>市</u>は、全人口に対して3日分の水量を確保することを目標として、給水計画を策定する(飲料水のみとした場合)。</p>	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	<略>			災害発生から28日	約 <del>370</del> リットル/人・日	被災前給水量	市の現況の反映	P.67
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠																			
<略>																					
災害発生から28日	約 <u>325</u> リットル/人・日	被災前水量																			
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠																			
<略>																					
災害発生から28日	約 <del>370</del> リットル/人・日	被災前給水量																			
<p><b>1.2 応急給水計画【給水班、水道施設班】</b></p> <p>1 飲料水の確保</p> <p>給水班、水道施設班は、上記目標水量と想定避難者数に基づき、必要飲料水量を算定する。</p> <p><u>飲料水の確保については、浄配水場内の配水池とする。</u></p> <p><u>常時、確保可能な飲料水量は以下のとおりである。</u></p> <p>□市内貯水施設の現況</p> <table border="1" data-bbox="181 1623 1190 1717"> <tbody> <tr> <td>中央浄水場</td> <td>中央 1-3-1</td> <td><u>10,592</u> m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	中央浄水場	中央 1-3-1	<u>10,592</u> m <sup>3</sup>	<略>			<p><b>1.2 応急給水計画【給水班、水道施設班】</b></p> <p>1 飲料水の確保</p> <p>給水班、水道施設班は、上記目標水量と想定避難者数に基づき、必要飲料水量を算定する。</p> <p><del>また、それを確保するため、配水池等や災害用貯水タンク等の整備を推進する。</del></p> <p>□市内貯水施設の現況</p> <table border="1" data-bbox="1323 1623 2332 1717"> <tbody> <tr> <td>中央浄水場</td> <td>中央 1-3-1</td> <td><del>9,000</del> m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	中央浄水場	中央 1-3-1	<del>9,000</del> m <sup>3</sup>	<略>			市の現況の反映	P.67						
中央浄水場	中央 1-3-1	<u>10,592</u> m <sup>3</sup>																			
<略>																					
中央浄水場	中央 1-3-1	<del>9,000</del> m <sup>3</sup>																			
<略>																					

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁(現行)																															
<p>4 応急給水資機材の調達 &lt;略&gt;</p> <p>5 <u>耐震性貯水槽等の整備</u> 市は、近くに浄水場や給水所等がない地域において、耐震性貯水槽等を整備する。</p> <p>6 <u>検水体制の整備</u> 給水班は、応急給水時の飲料水の飲用の適否を調べるため、水質検査(残留塩素)が行える検水体制を整備しておく。&lt;略&gt;</p>	<p>4 応急給水資機材の調達 &lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.68</p>																															
<p>8 相互応援体制の確立 日本水道協会との「災害時相互応援要綱」に基づき、災害時には応急給水及び応急復旧に関する応援を要請する。</p>	<p>6 相互応援体制の確立 日本水道協会埼玉県支部における「災害時相互応援要綱」に基づき、災害時には応急給水及び応急復旧に関する応援を要請する。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.68</p>																															
<p><b>第2 食糧の備蓄並びに調達体制の整備</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 基本方針</b> 1 食糧給与の対象者 災害時の食糧給与の対象者は、以下の者とする。 ① <u>指定避難所</u>に収容された者 &lt;略&gt;</p>	<p><b>第2 食糧の備蓄並びに調達体制の整備</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 基本方針</b> 1 食糧給与の対象者 災害時の食糧給与の対象者は、以下の者とする。 ① <u>避難所</u>に収容された者 &lt;略&gt;</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.69</p>																															
<p>3 目標数量 県では、想定避難者数の3日分に相当する量を、県、市、市民で備蓄することを目標としている。市は、震災による想定避難者数4,545人に対して<u>1.5日分</u>を当面の目標とし、備蓄を進める。</p> <p>□県の備蓄計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給対象者</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>市民</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民</td> <td>1.5日分</td> <td>1.5日分</td> <td>3日分</td> </tr> <tr> <td>災害救助従事者</td> <td>—</td> <td>3日分</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者</td> <td>1日分</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	供給対象者	県	市町村	市民	避難住民	1.5日分	1.5日分	3日分	災害救助従事者	—	3日分	—	帰宅困難者	1日分			<p>3 目標数量 県では、想定避難者数の3日分に相当する量を、県、市、市民で備蓄することを目標としている。市は、震災による想定避難者数4,545人に対して<u>1日分</u>を当面の目標とし、備蓄を進める。</p> <p>□県の備蓄計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給対象者</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>市民</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民</td> <td>1日分</td> <td>1日分</td> <td>1日分</td> <td>3日分</td> </tr> <tr> <td>災害救助従事者</td> <td>1.5日分</td> <td>1.5日分</td> <td>—</td> <td>3日分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p>	供給対象者	県	市町村	市民	合計	避難住民	1日分	1日分	1日分	3日分	災害救助従事者	1.5日分	1.5日分	—	3日分	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.69</p>
供給対象者	県	市町村	市民																															
避難住民	1.5日分	1.5日分	3日分																															
災害救助従事者	—	3日分	—																															
帰宅困難者	1日分																																	
供給対象者	県	市町村	市民	合計																														
避難住民	1日分	1日分	1日分	3日分																														
災害救助従事者	1.5日分	1.5日分	—	3日分																														
<p><b>2.2 食糧の備蓄並びに調達計画【統括班、物資調達班】</b> 1 備蓄計画の策定 統括班及び物資調達班は、<u>食料の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画を策定する。</u> &lt;略&gt;</p>	<p><b>2.2 食糧の備蓄並びに調達計画【統括班、物資調達班】</b> 1 備蓄計画 統括班及び物資調達班は、<u>食糧を備蓄し、備蓄目標数の達成を図る。</u> &lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.70</p>																															

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）									
<p><b>2 調達計画の策定</b></p> <p><b>統括班及び</b>物資調達班は、食糧の調達に関して必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外についても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項について調達計画を策定する。</p> <p>また、備蓄するには不適當なもの(主に保存できないもの)については、今後市内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他スーパー等の販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、あらかじめ業者と物資調達に関する契約及び協定を締結する等物資の確保<b>やその担当窓口の把握</b>に努める。</p> <p>計画策定に当たっては、食物アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食糧の調達に配慮する。</p> <p>資料 <b>1.14</b> 緊急時における物資等の協力に関する協定書(さいかつ農業協同組合)資料 <b>1.27</b> 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店)資料 <b>1.28</b> 緊急時における食糧品の供給に関する協定書(フジパン株式会社東京工場)資料 <b>1.29</b> 緊急時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社)</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2 調達計画</b></p> <p>物資調達班は、食糧の調達に関して必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外についても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項について調達計画を策定する。</p> <p>また、備蓄するには不適當なもの(主に保存できないもの)については、今後市内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他スーパー等の販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、あらかじめ業者と物資調達に関する契約及び協定を締結する等物資の確保に努める。</p> <p>計画策定に当たっては、食物アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食糧の調達に配慮する。</p> <p>資料 <del>1.13</del> 緊急時における物資等の協力に関する協定書(さいかつ農業協同組合)資料 <del>1.26</del> 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店)資料 <del>1.27</del> 緊急時における食糧品の供給に関する協定書(フジパン株式会社東京工場)資料 <del>1.28</del> 緊急時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社)</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.70</p>									
<p><b>3 備蓄品の管理</b></p> <p>統括班及び物資調達班は、<b>備蓄計画に基づき</b>備蓄品の点検を定期的実施し、また計画的な入れ替えを行い、品質管理に努める。</p>	<p><b>3 備蓄品の管理</b></p> <p>統括班及び物資調達班は、備蓄品の点検を定期的実施し、また計画的な入れ替えを行い、品質管理に努める。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.70</p>									
<p><b>4 家庭備蓄</b></p> <p>統括班は、広報紙、ホームページ等を通じて、平時から市民に対して、1人当たり<b>最低</b>3日分<b>推奨1週間分</b>の食糧を居宅で備蓄することを周知していく。</p>	<p><b>4 家庭備蓄</b></p> <p>統括班は、広報紙、ホームページ等を通じて、平時から市民に対して、1人当たり3日分<b>以上</b>の食糧を居宅で備蓄することを周知していく。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.70</p>									
<p>「物資の管理・輸送体制の整備」に移動</p>	<p><b><u>2.3 食糧の輸送計画【物資調達班】</u></b></p> <p><b>1 輸送体制の整備</b></p> <p><del>物資調達班は、食糧の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、備蓄及び調達する食糧の輸送に関して、業者と協定を締結する。</del></p> <p><b>2 食糧集積地の指定</b></p> <p><del>物資調達班は、食糧の集積地について、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物)を食糧集積地として選定し、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。</del></p> <p>□食糧集積地</p> <table border="1" data-bbox="1317 1669 2338 1759"> <thead> <tr> <th>集積地</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夫原中学校 体育館</td> <td>八潮 5-9-1</td> <td>048-996-1378</td> </tr> <tr> <td>文化スポーツセンター プロテイル</td> <td>八潮 3-31</td> <td>048-996-5126</td> </tr> </tbody> </table>	集積地	所在地	連絡先	夫原中学校 体育館	八潮 5-9-1	048-996-1378	文化スポーツセンター プロテイル	八潮 3-31	048-996-5126	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.70</p>
集積地	所在地	連絡先										
夫原中学校 体育館	八潮 5-9-1	048-996-1378										
文化スポーツセンター プロテイル	八潮 3-31	048-996-5126										

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁(現行)																																																				
<p><b>第3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 基本方針</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 目標数量</p> <p>県では、想定避難者数の3日分に相当する量を、県、市、市民で備蓄することを目標としている。市は、震災による想定避難者数4,545人に対して1.5日分を当面の目標とし、備蓄を進める。</p>	<p><b>第3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 基本方針</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 目標数量</p> <p>県では、想定避難者数の3日分に相当する量を、県、市、市民で備蓄することを目標としている。市は、震災による想定避難者数4,545人に対して1日分を当面の目標とし、備蓄を進める。</p>	<p>県防災計画に基づいた修正</p>	<p>P.71</p>																																																				
<p><b>4 支出できる費用</b></p> <p><u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(内閣府告示第二百二十八号)に基づき1世帯あたり次の金額内とする。</u></p> <p><u>□住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">季別</th> <th colspan="5">上限金額</th> <th rowspan="2">※加算額</th> </tr> <tr> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季(4月から9月)</td> <td>¥18,400</td> <td>¥23,700</td> <td>¥34,900</td> <td>¥41,800</td> <td>¥52,900</td> <td>¥7,800</td> </tr> <tr> <td>冬季(10月から3月)</td> <td>¥30,400</td> <td>¥39,500</td> <td>¥54,900</td> <td>¥64,200</td> <td>¥80,800</td> <td>¥11,100</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>□住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">季別</th> <th colspan="5">上限金額</th> <th rowspan="2">※加算額</th> </tr> <tr> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季(4月から9月)</td> <td>¥6,000</td> <td>¥8,100</td> <td>¥12,100</td> <td>¥14,700</td> <td>¥18,600</td> <td>¥2,600</td> </tr> <tr> <td>冬季(10月から3月)</td> <td>¥9,800</td> <td>¥12,700</td> <td>¥18,000</td> <td>¥21,400</td> <td>¥27,000</td> <td>¥3,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯人数が6人以上で1人増えるごとに加算する額</p>	季別	上限金額					※加算額	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	夏季(4月から9月)	¥18,400	¥23,700	¥34,900	¥41,800	¥52,900	¥7,800	冬季(10月から3月)	¥30,400	¥39,500	¥54,900	¥64,200	¥80,800	¥11,100	季別	上限金額					※加算額	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	夏季(4月から9月)	¥6,000	¥8,100	¥12,100	¥14,700	¥18,600	¥2,600	冬季(10月から3月)	¥9,800	¥12,700	¥18,000	¥21,400	¥27,000	¥3,500		<p>災害救助法の改正に伴う修正</p>	
季別		上限金額						※加算額																																															
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯																																																		
夏季(4月から9月)	¥18,400	¥23,700	¥34,900	¥41,800	¥52,900	¥7,800																																																	
冬季(10月から3月)	¥30,400	¥39,500	¥54,900	¥64,200	¥80,800	¥11,100																																																	
季別	上限金額					※加算額																																																	
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯																																																		
夏季(4月から9月)	¥6,000	¥8,100	¥12,100	¥14,700	¥18,600	¥2,600																																																	
冬季(10月から3月)	¥9,800	¥12,700	¥18,000	¥21,400	¥27,000	¥3,500																																																	
<p><b>3.2 生活必需品の備蓄並びに調達計画【統括班、物資調達班】</b></p> <p>1 備蓄計画の策定</p> <p>統括班は、<u>生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画を策定し、基本的に緊急度又は重要度の高いもの、並びに即時調達が困難なものについて備蓄を行う。</u></p> <p><u>なお、備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市でそれぞれ1.5日分(合計3日分)以上備蓄する。</u></p> <p>資料 2.44 防災備蓄倉庫在庫一覧</p>	<p><b>3.2 生活必需品の備蓄並びに調達計画【統括班、物資調達班】</b></p> <p>1 備蓄計画</p> <p>統括班は、基本的に緊急度又は重要度の高いもの、並びに即時調達が困難なものについて備蓄を行う。</p> <p>資料 2-54 防災備蓄倉庫在庫一覧</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.72</p>																																																				

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）																		
<p><b>2 調達計画の策定</b></p> <p><u>統括班及び物資調達班は、備蓄で不足すると想定される生活必需品について調達で補うものとし、災害の程度に応じた調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等について生活必需品の調達計画を策定しておく。</u></p> <p>調達品に関しては、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、あらかじめ業者と物資調達に関する契約又は協定を締結する等、物資確保<u>やその担当窓口の把握</u>に努める。</p> <p>資料 <u>1.27</u> 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店)資料</p> <p><u>1.30</u> 震災時における緊急設備支援に関する協定書(株式会社セレスポ)資料</p> <p><u>1.31</u> 災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定書(セツカートン株式会社)</p>	<p><b>2 調達計画</b></p> <p>物資調達班は、備蓄で不足すると想定される生活必需品について調達で補うものとし、災害の程度に応じた調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等について生活必需品の調達計画を策定しておく。</p> <p>調達品に関しては、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、あらかじめ業者と物資調達に関する契約又は協定を締結する等、物資確保に努める。</p> <p>資料 <u>1.26</u> 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店)資料</p> <p><u>1.29</u> 震災時における緊急設備支援に関する協定書(株式会社セレスポ)資料</p> <p><u>1.30</u> 災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定書(セツカートン株式会社)</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.72</p>																		
<p><b>第4 物資の管理・輸送体制の整備</b></p> <p><b>4.1 物資の受入・管理計画【統括班、物資調達班】</b></p> <p><u>統括班及び物資調達班は、効率的にニーズの把握や物資の輸送を実施するため、調達した物資や義援物資の受け入れ、管理、分配等に関するマニュアルを策定する。</u></p> <p><b>4.2 物資の輸送計画【統括班、物資調達班】</b></p> <p><b>1 輸送体制の整備</b></p> <p><u>物資調達班は、輸送業者と十分に協議し、連携体制の構築に努める。</u></p> <p><b>2 物資集積拠点の指定</b></p> <p><u>統括班及び物資調達班は、物資の集積地について、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物)を物資集積拠点として複数選定し、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。</u></p> <p><b>□物資集積拠点</b></p> <table border="1" data-bbox="181 1276 1190 1419"> <thead> <tr> <th>集積地</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大原中学校 体育館</td> <td>八潮 5-9-1</td> <td>048-996-1378</td> </tr> <tr> <td>文化スポーツセンター ピロティ</td> <td>八潮 3-31</td> <td>048-996-5126</td> </tr> </tbody> </table>	集積地	所在地	連絡先	大原中学校 体育館	八潮 5-9-1	048-996-1378	文化スポーツセンター ピロティ	八潮 3-31	048-996-5126	<p><b>3.3 生活必需品の輸送計画【物資調達班】</b></p> <p><del>1 輸送体制の整備</del></p> <p><del>物資調達班は、生活必需品の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、備蓄及び調達する生活必需品の輸送に関して、業者と協定を締結する。</del></p> <p><del>物資調達班は、生活必需品の集積地について、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物)を生活必需品集積地として選定し、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。</del></p> <p><b>□生活必需品集積地</b></p> <table border="1" data-bbox="1326 1276 2335 1419"> <thead> <tr> <th>集積地</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大原中学校 体育館</td> <td>八潮 5-9-1</td> <td>048-996-1378</td> </tr> <tr> <td>文化スポーツセンター ピロティ</td> <td>八潮 3-31</td> <td>048-996-5126</td> </tr> </tbody> </table>	集積地	所在地	連絡先	大原中学校 体育館	八潮 5-9-1	048-996-1378	文化スポーツセンター ピロティ	八潮 3-31	048-996-5126	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.73</p>
集積地	所在地	連絡先																			
大原中学校 体育館	八潮 5-9-1	048-996-1378																			
文化スポーツセンター ピロティ	八潮 3-31	048-996-5126																			
集積地	所在地	連絡先																			
大原中学校 体育館	八潮 5-9-1	048-996-1378																			
文化スポーツセンター ピロティ	八潮 3-31	048-996-5126																			
<p><b>第5 防災用資機材の備蓄体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>5.1 基本方針【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2 品目</b></p> <p>以下の資機材を備蓄する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>○テント・ブルーシート</p> <p>○避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）</p> <p>○携帯電話用充電器等</p>	<p><b>第4 防災用資機材の備蓄体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4.1 基本方針</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2 品目</b></p> <p>以下の資機材を備蓄する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>○テント等</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.73</p>																		

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3 備蓄場所</b></p> <p>防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は即確保できるよう分散配置に努める。このため<b>統括班</b>は、既存の備蓄場所に加えて自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備していく。</p>	<p><b>3 備蓄場所</b></p> <p>防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は即確保できるよう分散配置に努める。このため<b>防災担当課</b>は、既存の備蓄場所に加えて自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備していく。</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.73</p>
<p><b>5.2 防災用資機材の備蓄計画【統括班】</b></p> <p><b>1 防災用資機材の備蓄計画の策定</b></p> <p>統括班は、各避難所及び<b>指定緊急</b>避難場所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災用資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法、その他必要事項等について備蓄計画を策定するとともに、防災用資機材の更新、メンテナンスを行う。</p> <p style="text-align: right;">資料 <b>2-44</b> 防災備蓄倉庫在庫一覧</p> <p><b>2 防災用資機材の調達計画策定及び体制整備</b></p> <p><u>統括班は、災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定するとともに、防災用資機材の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。</u></p> <p><u>また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。</u></p>	<p><b>4.2 防災用資機材の備蓄計画【統括班】</b></p> <p><b>1 防災用資機材の備蓄計画の策定</b></p> <p>統括班は、各避難所及び避難場所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災用資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法、その他必要事項等について備蓄計画を策定するとともに、防災用資機材の更新、メンテナンスを行う。</p> <p style="text-align: right;">資料 <b>2-51</b> 防災備蓄倉庫在庫一覧</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.73</p>
<p><b>第6 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>6.2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制【医療事務班】</b></p> <p><b>1 備蓄計画</b></p> <p>医療事務班は、被害想定(P.16)に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品、<b>保健衛生用器材</b>を備蓄するとともに、災害時の医薬品備蓄施設における医薬品等の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。なお、備蓄品の内容については、医師会との調整を図り整備する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2 調達体制</b></p> <p>医療事務班は、備蓄で不足又は備蓄以外で必要と想定される医療救護資機材、医薬品に対しては調達で補うものとして、災害の程度に応じた調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等について<b>調達体制を整備</b>しておく。</p>	<p><b>第5 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>5.2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画【医療事務班】</b></p> <p><b>1 備蓄計画</b></p> <p>医療事務班は、被害想定(P.16)に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の<b>備蓄計画を策定</b>するとともに、災害時の医薬品備蓄施設における医薬品等の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。なお、備蓄品の内容については、医師会との調整を図り整備する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2 調達計画</b></p> <p>医療事務班は、備蓄で不足又は備蓄以外で必要と想定される医療救護資機材、医薬品に対しては調達で補うものとして、災害の程度に応じた調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等について<b>調達計画を策定</b>しておく。</p> <p><del>調達品に関しては、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、厚生労働省、近隣都県及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。</del></p> <p><del>(ランニング備蓄(流通備蓄)：先に仕入れた物がある程度保存し、消費期限内に消費する。消費の直前(又は消費した直後)に次の物を仕入れる、という保存方法。)</del></p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.74</p>

新	旧	備考	頁（現行）																		
<p><b>第6節 医療体制等の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 医療支援(助産)体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.2 初期医療体制の整備【医療事務班】</b></p> <p><b>1 初期医療体制の整備</b></p> <p>医療事務班は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他医療機関等及び自主防災組織と協議し、初期医療体制に係る計画を策定する。なお、当該計画で定める内容は次のとおり。</p> <p>①救護所の設置</p> <p>②救護班の編成</p> <p>③救護班の出動</p> <p>④自主防災組織等による自主救護体制の整備備蓄医薬品の種類及び数量の確保</p> <p><b>2 救急医療機関の災害時の対応力の強化</b></p> <p>医療事務班は、災害時において救護班の応急処理に引き続く初期治療を実施するため、ライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。</p>	<p><b>第6節 医療体制等の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 医療支援(助産)体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.2 初期医療体制の整備【医療事務班】</b></p> <p><del>1 救護チームの編成</del></p> <p><del>災害時において医療事務班は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他医療機関と協議し、救護チームを編成する。</del></p> <p><del>また、自主防災組織は、地域において軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う。</del></p> <p><del>2 救護所の整備</del></p> <p><del>医療救護活動は、医療機関が残存している場合には医療機関において診療することを原則とするが、傷病者が多数の場合、若しくは医療機関が被災して機能していない場合、医療事務班は、避難所や交通に便利な場所等に救護所を設けて応急処置を実施する。</del></p> <p><del>また、救護所の候補地には無線系通信機器等の必要資機材の備蓄を図る。</del></p> <p><del>3 救急医療機関の指定</del></p> <p><del>医療事務班は、災害時の救急医療機関を、医師会及び日本赤十字社と協議し、指定する。</del></p> <p><del>なお、市関係の県指定救急告示医療機関は、次表のとおりである。</del></p> <p><del>□救急告示医療機関(埼玉県指定)</del></p> <table border="1" data-bbox="1311 1079 2341 1373"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>病床総数</th> <th>救急病床数</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療法人社団 州山会 広瀬病院</td> <td>八 条 2840-1</td> <td>048-995-6371</td> <td>60</td> <td>12(6)</td> <td>内・胃・外・整・小外・泌・肛・循</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 協友会 八潮中央総合病院</td> <td>緑 町 1-41-3</td> <td>048-996-1131</td> <td>302</td> <td>10(2)</td> <td>内・呼・循・小・外・整・脳・産婦・消・眼・耳・皮・泌・リハ・麻・呼外・心外・放・形</td> </tr> </tbody> </table> <p>※救急病床数の○内の数字は、救急専門の病床を表す</p>	施設名	所在地	電話番号	病床総数	救急病床数	診療科目	医療法人社団 州山会 広瀬病院	八 条 2840-1	048-995-6371	60	12(6)	内・胃・外・整・小外・泌・肛・循	医療法人社団 協友会 八潮中央総合病院	緑 町 1-41-3	048-996-1131	302	10(2)	内・呼・循・小・外・整・脳・産婦・消・眼・耳・皮・泌・リハ・麻・呼外・心外・放・形	<p>県地域防災計画の反映 記載内容の整理</p>	<p>P.77</p>
施設名	所在地	電話番号	病床総数	救急病床数	診療科目																
医療法人社団 州山会 広瀬病院	八 条 2840-1	048-995-6371	60	12(6)	内・胃・外・整・小外・泌・肛・循																
医療法人社団 協友会 八潮中央総合病院	緑 町 1-41-3	048-996-1131	302	10(2)	内・呼・循・小・外・整・脳・産婦・消・眼・耳・皮・泌・リハ・麻・呼外・心外・放・形																

新	旧	備考	頁 (現行)																																																																																												
<p><b>1.3 搬送体制の整備【医療事務班、草加八潮消防組合】</b></p> <p><b>1 情報連絡体制</b> 医療事務班は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報を把握できるよう、埼玉県広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用訓練等を通じて、医療機関との情報連絡体制を確立する。</p> <p><b>2 搬送順位</b> 草加八潮消防組合は、あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基におおよその搬送順位を決定しておく。</p> <p><b>3 搬送経路</b> 草加八潮消防組合は、水害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。</p>	<p><b>1.3 後方医療体制の整備【医療事務班】</b></p> <p><b>1 後方医療支援体制の確立</b> 医療事務班は、救護所や救急医療機関では対応できない重症患者や高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する後方医療機関の支援体制について県と協議の上確立を図る。 なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、県立病院、(独)国立病院機構、公立病院等の地域の中心的な病院とする。</p> <p>□災害拠点病院・救命救急センター(埼玉県)</p> <table border="1" data-bbox="1320 766 2329 1900"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害拠点区分</th> <th rowspan="2">第二次救急医療圏名</th> <th rowspan="2">救命救急</th> <th rowspan="2">医療機関名</th> <th rowspan="2">病床数</th> <th rowspan="2">所在地(電話番号)</th> <th colspan="3">△レポート</th> </tr> <tr> <th>位置</th> <th>区分</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害医療センター</td> <td>＝</td> <td>⊖</td> <td>川口市立医療センター</td> <td>537</td> <td>川口市西新井宿180(048-287-2525)</td> <td>内</td> <td>臨時</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">地域災害医療センター</td> <td>東部南</td> <td>⊖</td> <td>独協医科大学越谷病院</td> <td>723</td> <td>越谷市南越谷2-1-50(048-965-1111)</td> <td>外</td> <td>臨時</td> <td>3.0km</td> </tr> <tr> <td>川口</td> <td></td> <td>埼玉県済生会川口総合病院</td> <td>400</td> <td>川口市西川口5-11-5(048-253-1551)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">さいたま市</td> <td></td> <td>自治医科大学附属さいたま医療センター</td> <td>408</td> <td>さいたま市天沼町1-847(048-647-2111)</td> <td>外</td> <td>臨時</td> <td>0.1km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>さいたま市立病院</td> <td>567</td> <td>さいたま市緑区三幸2460(048-873-4111)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>さいたま赤十字病院</td> <td>643</td> <td>さいたま市上落合8-3-33(048-852-1111)</td> <td>外</td> <td>臨時</td> <td>4.0km</td> </tr> <tr> <td>中央</td> <td></td> <td>北里研究所メディカルセンター病院</td> <td>440</td> <td>北本市荒井6-100(048-593-1212)</td> <td>内</td> <td>臨時</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>川越</td> <td>⊕</td> <td>埼玉医科大学総合医療センター</td> <td>913</td> <td>川越市鴨田1981(049-228-3411)</td> <td>外</td> <td>臨時</td> <td>4.5km</td> </tr> <tr> <td>坂戸・飯能</td> <td>⊖</td> <td>埼玉医科大学国際医療センター</td> <td>600</td> <td>日高市山根1397-1(042-984-4111)</td> <td>内</td> <td>臨時</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>熊谷・深谷</td> <td>⊖</td> <td>深谷赤十字病</td> <td>414</td> <td>深谷市上柴町西5-8-1(048-571-1</td> <td>外</td> <td>臨時</td> <td>2.5km</td> </tr> </tbody> </table>	災害拠点区分	第二次救急医療圏名	救命救急	医療機関名	病床数	所在地(電話番号)	△レポート			位置	区分	距離	基幹災害医療センター	＝	⊖	川口市立医療センター	537	川口市西新井宿180(048-287-2525)	内	臨時	＝	地域災害医療センター	東部南	⊖	独協医科大学越谷病院	723	越谷市南越谷2-1-50(048-965-1111)	外	臨時	3.0km	川口		埼玉県済生会川口総合病院	400	川口市西川口5-11-5(048-253-1551)				さいたま市		自治医科大学附属さいたま医療センター	408	さいたま市天沼町1-847(048-647-2111)	外	臨時	0.1km		さいたま市立病院	567	さいたま市緑区三幸2460(048-873-4111)					さいたま赤十字病院	643	さいたま市上落合8-3-33(048-852-1111)	外	臨時	4.0km	中央		北里研究所メディカルセンター病院	440	北本市荒井6-100(048-593-1212)	内	臨時	＝	川越	⊕	埼玉医科大学総合医療センター	913	川越市鴨田1981(049-228-3411)	外	臨時	4.5km	坂戸・飯能	⊖	埼玉医科大学国際医療センター	600	日高市山根1397-1(042-984-4111)	内	臨時	＝	熊谷・深谷	⊖	深谷赤十字病	414	深谷市上柴町西5-8-1(048-571-1	外	臨時	2.5km	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.78</p>
災害拠点区分	第二次救急医療圏名							救命救急	医療機関名	病床数	所在地(電話番号)	△レポート																																																																																			
		位置	区分	距離																																																																																											
基幹災害医療センター	＝	⊖	川口市立医療センター	537	川口市西新井宿180(048-287-2525)	内	臨時	＝																																																																																							
地域災害医療センター	東部南	⊖	独協医科大学越谷病院	723	越谷市南越谷2-1-50(048-965-1111)	外	臨時	3.0km																																																																																							
	川口		埼玉県済生会川口総合病院	400	川口市西川口5-11-5(048-253-1551)																																																																																										
	さいたま市		自治医科大学附属さいたま医療センター	408	さいたま市天沼町1-847(048-647-2111)	外	臨時	0.1km																																																																																							
			さいたま市立病院	567	さいたま市緑区三幸2460(048-873-4111)																																																																																										
			さいたま赤十字病院	643	さいたま市上落合8-3-33(048-852-1111)	外	臨時	4.0km																																																																																							
	中央		北里研究所メディカルセンター病院	440	北本市荒井6-100(048-593-1212)	内	臨時	＝																																																																																							
	川越	⊕	埼玉医科大学総合医療センター	913	川越市鴨田1981(049-228-3411)	外	臨時	4.5km																																																																																							
	坂戸・飯能	⊖	埼玉医科大学国際医療センター	600	日高市山根1397-1(042-984-4111)	内	臨時	＝																																																																																							
熊谷・深谷	⊖	深谷赤十字病	414	深谷市上柴町西5-8-1(048-571-1	外	臨時	2.5km																																																																																								

風水害対策編 風水害予防計画

新		旧							備考	頁(現行)
=	谷				511)					
			社会医療法人社幸会 行田総合病院	504	<del>行田市持田 376(048-552-1111)</del>					
	東部 北		埼玉県厚生農業協同 組合連合会久喜総合 病院	300	久喜市上早見 418-1(0480-26-0 033)					
			埼玉県済生会栗橋 病院	329	久喜市小右衛門 714-6(0480-52-361 1)	外	臨 時	3- 5k #		
	⊖		防衛医科大学校病 院	800	<del>所沢市並本 3-2(04-2995-1511)</del>					
注「救命救急」欄の⊖は高度救命救急センターを指す										
——「位置」は、ヘリポートが医療機関の内か外かを示す										
——「距離」は、医療機関とヘリポートとの距離を示す										
□第1種感染症指定医療機関設置状況										
二次保健 医療圏	医療機関名	病床数	所在地	連絡先						
坂戸・飯能	埼玉医科大学病院	2	入間郡毛呂山町毛 呂本郷38	049-276-1111						
□第2種感染症指定医療機関設置状況										
二次保健 医療圏	医療機関名	感 染 症 指 定 病 床 数	結核病 床	一般病床 又は精 神病床	所在地	連絡先				
東部北	埼玉県済生 会栗橋病院	4			久喜市小右衛 門714-6	0480-52-3611				
	独立行政法人 国立病院機 構東埼玉病 院		100		蓮田市黒浜 4147	048-768-1161				
川口	埼玉県済生 会川口総合 病院		20		川口市西川口 5-11-5	048-253-1551				
熊谷・深谷	深谷赤十字病 院	6			深谷市上柴町 西5-8-1	048-571-1511				
	循環器呼吸器 病センター		51		埼玉県熊谷市 板井1696	048-536-9900				
児玉	(医)本庄総合 病院	2			本庄市北堀 1780	0495-22-6111				
比企	東松山市立市 民病院	4			東松山市松山 2392	0493-24-6111				
坂戸・飯能	埼玉医科大	4		6	入間郡毛呂山	049-276-1111				

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧						備考	頁（現行）
		学病院				町毛呂本郷 38		
	中央	埼玉県立精神 医療センター		4		北足立郡伊奈 町小室 818-2 048-723-1111		
	さいたま 市	さいたま市 立病院	10	20		さいたま市緑 区三室 2460 048-873-4111		
<p><b>4 搬送体制の整備</b></p> <p>医療事務班は、<u>草加八潮消防組合と連携し</u>、市内の救護所等から後方医療機関に搬送し治療及び入院等が行われるよう、救急車、防災ヘリコプター等による重症患者の搬送手段を検討する。</p> <p>資料 1.36 埼玉県防災ヘリコプター応援協定</p>	<p><b>1.4 搬送体制の整備【救助・消防班、医療事務班】</b></p> <p>1 搬送体制の整備</p> <p>市内の救護所等から負傷者を後方医療機関に搬送し治療及び入院等を行うため、災害拠点病院等と連携し、救急車、防災ヘリコプター等の搬送手段を検討する。</p> <p>資料 1.35 埼玉県防災ヘリコプター応援協定</p>						<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.79</p>
	<p><b>1.5 関係機関との協力体制の整備【医療事務班】</b></p> <p>1 情報連絡体制</p> <p>医療事務班は、負傷者を後方医療機関へ搬送するために必要な情報を把握するため、災害時医療情報体制を県と協議し、確認する。</p>						<p>記載内容の整理</p>	<p>P.79</p>
<p><b>1.4 臨時の医療施設の開設【医療事務班、草加八潮消防組合】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.6 臨時の医療施設の開設【医療事務班、救助・消防班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>						<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.79</p>
<p><b>第2 遺体の埋・火葬体制の整備</b></p> <p><b>2.1 遺体の収容処理体制の整備【医療事務班、統括班】</b></p> <p>医療事務班は、統括班と協力して、災害時に、次の場所を遺体の収容所(安置所)として使えるよう、また、必要に応じて検視(見分)・検案を行うための検視所を併設できるよう、必要備品の準備、災害時の配置等に関する事前対策を行う。</p> <p>検視・検案に際しては警察、医師会、<u>歯科医師会</u>、保健所等の関係機関の協力を得て行うため、平時より災害時の活動に関する協議・検討を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第2 遺体の埋・火葬体制の整備</b></p> <p><b>2.1 遺体の収容処理体制の整備【医療事務班、統括班】</b></p> <p>医療事務班は、統括班と協力して、災害時に、次の場所を遺体の収容所(安置所)として使えるよう、また、必要に応じて検視(見分)・検案を行うための検視所を併設できるよう、必要備品の準備、災害時の配置等に関する事前対策を行う。</p> <p>検視・検案に際しては警察、医師会、保健所等の関係機関の協力を得て行うため、平時より災害時の活動に関する協議・検討を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>						<p>市の現況の反映</p>	<p>P.80</p>
<p><b>第3 防疫・環境衛生体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 防疫体制の整備【衛生班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 防疫用薬剤及び資機材の整備</p> <p>衛生班は、災害時の防疫活動に必要で、かつ災害時に緊急の調達困難と予想されるものに</p>	<p><b>第3 防疫・環境衛生体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 防疫体制の整備【衛生班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 防疫用薬剤及び資機材の整備</p> <p>衛生班は、災害時の防疫活動に必要で、かつ災害時に緊急の調達困難と予想されるもの</p>						<p>市の現況の反映</p>	<p>P.81</p>

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>については、平時から確保(備蓄)に努める。また、平時より八潮市薬剤師会及び八潮薬業協同組合に協力を要請し、災害時に不足する場合に、円滑に確保できる体制を確立する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>については、平時から確保(備蓄)に努める。また、平時より八潮薬業協同組合に協力を要請し、災害時に不足する場合に、円滑に確保できる体制を確立する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>		
<p><b>3.2 廃棄物処理体制の整備【統括班、衛生班】</b></p> <p><b>1 災害廃棄物処理計画の策定</b></p> <p>衛生班は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等について具体的にとりまとめ、災害廃棄物処理計画を策定する。</p> <p><b>2 し尿処理体制の整備</b></p> <p>衛生班は、次によりし尿処理体制を整備する。</p> <p>(1) 仮設トイレ等の整備</p> <p>統括班は、災害時に指定避難所、住宅地内において下水道設備の使用ができない地域に配備できるよう仮設トイレ等を確保する。必要量は、各指定避難所の想定避難所収容者数及び想定避難者数から換算する。</p> <p>また、衛生班は、想定必要量以上の需要が発生した場合のために、仮設トイレ等の借り上げについて関係業者と協定を締結する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3.2 廃棄物処理体制の整備【統括班、衛生班】</b></p> <p><del>1</del> し尿処理体制の整備</p> <p><del>市</del>は、次によりし尿処理体制を整備する。</p> <p>(1) 仮設トイレ等の整備</p> <p>統括班は、災害時に避難所、住宅地内において下水道設備の使用ができない地域に配備できるよう仮設トイレ等を確保する。必要量は、各避難所の想定避難所収容者数及び想定避難者数から換算する。</p> <p>また、衛生班は、想定必要量以上の需要が発生した場合のために、仮設トイレ等の借り上げについて関係業者と協定を締結する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.81</p>
<p><b>第7節 その他市民の生活安定に係る体制整備</b></p> <p><b>第1 住宅確保体制の整備</b></p> <p><b>1.1 被災住宅の応急措置体制の整備【管財班、水防・道路班】</b></p> <p><b>1 被災住宅の応急措置体制の整備</b></p> <p>水防・道路班は、建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、各判定の趣旨を市民へ周知する。</p> <p>また、庁内で応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の資格取得を奨励するとともに、災害に備え事前に関係機関・団体と連携・協力し、判定士の確保に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第7節 その他市民の生活安定に係る体制整備</b></p> <p><b>第1 住宅確保体制の整備</b></p> <p><b>1.1 被災住宅の応急措置体制の整備【水防・道路班】</b></p> <p><b>1 被災住宅の応急措置体制の整備</b></p> <p>水防・道路班は、建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、倒壊のおそれのある建築物等による二次災害の事故防止のため、住民への広報活動等を行う。</p> <p>また、庁内で応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の資格取得を奨励するとともに、災害に備え事前に関係機関・団体と連携・協力し、判定士の確保に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載内容の整理 対応組織の明確化</p>	<p>P.85</p>

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3 応急復旧資機材の確保及び調達体制の確立</b></p> <p><u>管財班</u>、水防・道路班は、災害時に迅速な応急復旧活動が行えるよう、平時より応急復旧資機材の確保に努めるとともに、不足する場合に備え市内建設業者と資機材の調達に関して協力が得られるよう、体制整備に努める。</p>	<p><b>3 応急復旧資機材の確保及び調達体制の確立</b></p> <p>水防・道路班は、災害時に迅速な応急復旧活動が行えるよう、平時より応急復旧資機材の確保に努めるとともに、不足する場合に備え市内建設業者と資機材の調達に関して協力が得られるよう、体制整備に努める。</p>	対応組織の明確化	P.85
<p><b>4 関係機関との協力体制の確立</b></p> <p><u>管財班</u>、水防・道路班は、八潮市造園協会 <u>及び八潮市防災連絡会</u>との協定に基づき、協力して応急復旧が行えるよう、協議・検討する。</p> <p>資料 <u>1.23</u> 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p> <p>資料 <u>1.37</u> 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)</p>	<p><b>4 関係機関との協力体制の確立</b></p> <p>水防・道路班は、八潮市造園協会との協定に基づき、協力して応急復旧が行えるよう、協議・検討する。</p> <p>資料 <u>1-22</u> 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p>	対応組織の明確化 記載情報の更新	P.85
<p><b>1.2 応急仮設住宅建設体制の整備【水防・道路班】</b></p> <p><b>1 用地の確保</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>水防・道路班は、災害時の応急仮設住宅の用地確保が迅速に行えるよう、県の協力の下あらかじめ市内の適当な県有地、市有地、若しくは建設可能な民有地から仮設住宅建設予定地を選定する。民有地については、所有者との間に協定を結ぶ等の方策を講じる。</p> <p><u>なお、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について、年1回、県に対して報告する。</u></p> <p>資料 <u>2.72</u> 応急仮設住宅建設予定地一覧</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 応急仮設住宅建設体制の整備【水防・道路班】</b></p> <p><b>1 用地の確保</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>水防・道路班は、災害時の応急仮設住宅の用地確保が迅速に行えるよう、県の協力の下あらかじめ市内の適当な県有地、市有地、若しくは建設可能な民有地から仮設住宅建設予定地を選定する。民有地については、所有者との間に協定を結ぶ等の方策を講じる。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	県地域防災計画の反映	P.85
<p>(3) 選定基準</p> <p>予定地は、<u>災害に対する安全性に配慮の上</u>、次の基準に従い選定する。</p> <p>① <u>飲料水が得やすい場所</u></p> <p>② 保健衛生上適当な場所</p> <p>③ <u>交通の便を考慮した場所</u></p> <p>④ 住居地域と隔離していない場所</p> <p>⑤ <u>工事車両のアクセスしやすい場所</u></p> <p>⑥ <u>既存生活利便施設が近い場所</u></p> <p>⑦ <u>造成工事の必要性が低い場所</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>(3) 選定基準</p> <p>予定地は、次の基準に従い選定する。</p> <p>① <del>ガス、水道、電気等供給施設の敷設可能な場所</del></p> <p>② <del>交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所</del></p> <p>③ 保健衛生上適当な場所</p> <p>④ 住居地域と隔離していない場所</p> <p>&lt;略&gt;</p>	県地域防災計画の反映	P.86
<p><b>3 関係機関との協力体制の確立</b></p> <p>水防・道路班は、市内建設業者等と協定を結び、災害時の円滑な協力体制の確立に努める。</p> <p>資料 <u>1.23</u> 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p> <p>資料 <u>1.37</u> 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)</p>	<p><b>3 関係機関との協力体制の確立</b></p> <p>水防・道路班は、市内建設業者等と協定を結び、災害時の円滑な協力体制の確立に努める。</p> <p>資料 <u>1-22</u> 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p>	市の現況の反映	P.86

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第2 学校の災害対策</b> &lt;略&gt;</p>	<p><b>第2 学校の災害対策</b> &lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.87</p>
<p><b>2.2 学校長の行う災害対策【小中学校長】</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>2 災害対策に関する計画の策定</b> 市内小中学校の校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。</p> <p>① 市の防災計画における学校の位置付け及び学校の役割分担を<u>確認し</u>、災害時の対応を検討する。</p> <p>② 災害時における保護者との連絡方法等を検討する。</p> <p>③ 市教育委員会、警察、消防署(団)との連絡体制・協力体制を確立する。</p> <p>④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常召集の方法を定める。</p> <p>⑤ 不時の災害発生に対処する訓練を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.2 学校長の行う災害対策【<u>学校教育班、小中学校長</u>】</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>2 災害対策に関する計画の策定</b> 市内小中学校の校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。</p> <p>① 市の防災計画における学校の位置付けを<u>確認し</u>、学校の役割分担を<u>明確にするとともに</u>、災害時の対応を検討する。</p> <p>② 災害時における保護者との連絡方法等を検討する。</p> <p>③ 市教育委員会、警察、消防署(団)との連絡体制・協力体制を確立する。</p> <p>④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常召集の方法を定める。</p> <p>⑤ 不時の災害発生に対処する訓練を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載情報の更新</p>	
<p><b>第3 動物愛護</b> <u>保護された動物の飼い主の特定や指定避難所において他の被災者とトラブルを回避するため、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。</u></p> <p><b>3.1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発【衛生班】</b></p> <p><b>1 所有者明示に関する普及啓発</b> <u>衛生班は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨する。</u></p> <p><b>2 災害に備えたしつけに関する普及啓発</b> <u>衛生班は、動物の飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を実施する。</u></p> <p><b>3 連携体制の確立</b> <u>衛生班は、草加八潮獣医師会との協定に基づき、災害時における動物救護活動を連携して行えるよう、協議・検討する。</u> <u>資料 1.20 災害時における動物救護活動に関する協定書（草加八潮獣医師会）</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第4 リ災証明書の発行体制の整備</b></p> <p><b>4.1 被害認定調査の実施体制の整備【情報班】</b>  <u>情報班は、災害時にリ災証明書を遅滞なく交付するため、住家の被害認定調査の調査担当を定める。</u>  <u>また、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受入体制を構築する。</u></p> <p><b>4.2 リ災証明書発行の実施体制の整備【情報班】</b>  <u>情報班は、災害時にリ災証明書を遅滞なく交付するため、リ災証明書の交付担当を定める。</u>  <u>また、リ災証明書の発行業務に対する応援の受入体制を構築する。</u></p> <p><b>4.3 リ災証明書の発行に係るシステム導入検討【統括班】</b>  <u>統括班は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u></p> <p><b>4.4 被災者台帳の作成検討【統括班】</b>  <u>統括班は、円滑かつ効率的な被災者支援の実施のため、被災者台帳を作成し、台帳上で被災者に対する支援状況を一元管理するなどの活用について検討する。</u></p>		<p>防災基本計画の反映            災害対策基本法の改正に伴う修正</p>	
<p><b>第5 安否情報の提供体制【統括班】</b>  <u>統括班は、災害対策基本法第 86 条の 15 において、市民や企業等から避難者の安否情報の照会を受けた場合、安否情報を提供できるようになったことを受け、その体制を整備する。</u>  <u>また、円滑に照会・回答方法に関する手続等を検討する。</u></p>		<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>	
<p><b>第8節 市民の災害対応力の向上</b></p> <p><b>第1 防災意識の高揚</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 防災教育計画【統括班、援護班、物資調達班、学校教育班、<del>草加八潮消防組合、市社会福祉協議会</del>】</b></p>	<p><b>第8節 市民の災害対応力の向上</b></p> <p><b>第1 防災意識の高揚</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 防災教育計画【統括班、援護班、物資調達班、学校教育班、<del>救助・消防班、八潮市社会福祉協議会</del>】</b></p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.88</p>

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>1 学校における防災教育</b></p> <p>学校教育班及び統括班は、学校において、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて防災教育を実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、「防災上重要な施設の避難計画」(P.79)に基づき、児童・生徒の発達に応じた指導をする。</p> <p>(1) 学校行事としての防災教育</p> <p>(2) 教科等による防災教育</p> <p>(3) 教職員に対する防災研修</p>	<p><b>1 学校における防災教育</b></p> <p>学校教育班、<del>救助・消防班</del>は学校において、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて防災教育を実施する。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、「防災上重要な施設の避難計画」(P.64)に基づき、児童・生徒の発達に応じた指導をする。</p> <p>(1) 学校行事としての防災教育</p> <p><del>防災意識の全体的な高揚を図るため、災害を想定した避難訓練等を実施する。また、防災関係機関、防災施設並びに防災関係の催し等の見学を行う。</del></p> <p>(2) 教科等による防災教育</p> <p><del>学校の副読本等を通じ地震や火災、台風等の災害の被害について学習する。また、現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。</del></p> <p>(3) 教職員に対する防災研修</p> <p><del>災害発生時の教職員のとるべき行動とその意識として、児童・生徒に対する指導、負傷者の応急手当、火災発生時の初期消火、被災した児童・生徒の心のケア、その他特に留意する事項について研修を行う。また、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。</del></p>	<p>消防広域化に伴う修正 記載情報の更新</p>	P.89
<p><b>2 社会教育における防災教育</b></p> <p>統括班は、<u>草加八潮消防組合</u>、関係機関、団体等と連携し、若しくは市単独で、職場、一般社会人を対象とし、随時適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により防災知識の向上を図る。</p> <p>(1) 講座</p> <p>災害に対する基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得、<u>男女共同参画の視点からの防災対策</u>についてのカリキュラムを編成した講座を開講する(出前講座等)。 &lt;略&gt;</p>	<p><b>2 社会教育における防災教育</b></p> <p>統括班、<del>救助・消防班</del>は、関係機関、団体等と連携し、若しくは市単独で、職場、一般社会人を対象とし、随時適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により防災知識の向上を図る。</p> <p>(1) 講座</p> <p>災害に対する基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についてのカリキュラムを編成した講座を開講する(出前講座等)。 &lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正 市の現況の反映</p>	P.89
<p><b>3 事業所等の防災教育</b></p> <p>事業所の防災担当者は、企業の社会的な役割を十分に認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。そのため、統括班、<u>草加八潮消防組合</u>は、事業所における防災教育の充実に向けて積極的な指導を行う。</p>	<p><b>3 事業所等の防災教育</b></p> <p>事業所の防災担当者は、企業の社会的な役割を十分に認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。そのため、統括班、<del>物資調達班、救助・消防班</del>は、事業所における防災教育の充実に向けて積極的な指導を行う。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	P.90
<p><b>4 防災上重要な施設における防災教育</b></p> <p>統括班、援護班、物資調達班は、<u>草加八潮消防組合と連携し</u>、「防災上重要な施設の避難計画」(P.67)に基づき以下の施設における防災教育に関しての支援、協力を行う。</p> <p>(1) 病院及び社会福祉施設における防災教育</p> <p>病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性が</p>	<p><b>4 防災上重要な施設における防災教育</b></p> <p>統括班、援護班、物資調達班、<del>救助・消防班</del>は、「防災上重要な施設の避難計画」(P.64)に基づき以下の施設における防災教育に関しての支援、協力を行う。</p> <p>(1) 病院及び社会福祉施設における防災教育</p> <p>病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性が</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	P.90

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>ある。援護班、<u>草加八潮消防組合</u>、<u>市社会福祉協議会</u>は、施設管理者と協力して、平時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。</p> <p>また、夜間、休日の発災に備え、近隣市民との共同訓練等により、平時から連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、災害時の行動を十分に周知するとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。</p> <p>(2) その他不特定多数が集まる施設</p> <p>統括班、物資調達班、<u>草加八潮消防組合</u>は、大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者と協力して、災害時に避難誘導、情報伝達並びに各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に行えるよう、防災教育及び訓練の実施に努める。</p> <p><b>5 自主防災組織リーダーに対する防災教育、研修</b></p> <p>統括班、<u>草加八潮消防組合</u>は、自主防災組織に関するマニュアルを作成・配布し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、防災関係機関の協力のもとに自主防災組織リーダー養成講座、講習会及び施設見学等を実施することにより、防災に対する様々な知識の普及に努める。</p>	<p>ある。援護班、<del>救助・消防班</del>、<del>八潮市社会福祉協議会</del>は、施設管理者と協力して、平時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。</p> <p>また、夜間、休日の発災に備え、近隣市民との共同訓練等により、平時から連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、災害時の行動を十分に周知するとともに、日頃から防災意識の高揚に努める。</p> <p>(2) その他不特定多数が集まる施設</p> <p>統括班、物資調達班、<del>救助・消防班</del>は、大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者と協力して、災害時に避難誘導、情報伝達並びに各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に行えるよう、防災教育及び訓練の実施に努める。</p> <p><b>5 自主防災組織リーダーに対する防災教育、研修</b></p> <p>統括班、<del>救助・消防班</del>は、自主防災組織に関するマニュアルを作成・配布し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、防災関係機関の協力のもとに自主防災組織リーダー養成講座、講習会及び施設見学等を実施することにより、防災に対する様々な知識の普及に努める。</p>		
<p><b>1.3 災害に関する各種資料の収集・提供【統括班、避難所班】</b></p> <p><u>統括班は、市内における過去の災害教訓や災害文化を後世に伝えていくため、災害調査の分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>1.4 防災訓練計画【各班、防災関係機関等】</b></p> <p><b>1 総合防災訓練</b></p> <p><u>各班は</u>、毎年、防災関係機関及び市民の協力を得て、実動訓練又は図上訓練等それに準じた総合防災訓練を実施する。場所は、市内の適切な場所で行うものとする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3 市及び防災関係機関が実施する訓練</b></p> <p>統括班、<u>草加八潮消防組合</u>は、以下の訓練に関して、訓練の準備、関係機関との連絡調整等を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 消防訓練</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、市民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害形態を</p>	<p><b>1.3 防災訓練計画【全課、防災関係機関等】</b></p> <p><b>1 総合防災訓練</b></p> <p><del>市は</del>、毎年、防災関係機関及び市民の協力を得て、実動訓練又は図上訓練等それに準じた総合防災訓練を実施する。場所は、市内の適切な場所で行うものとする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3 市及び防災関係機関が実施する訓練</b></p> <p>統括班、<del>救助・消防班</del>は、以下の訓練に関して、訓練の準備、関係機関との連絡調整等を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 消防訓練</p> <p><del>消防機関</del>は、市民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した</p>	<p>消防広域化に伴う修正 市の現況の反映</p>	<p>P.91</p>

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>想定した実効性の高い訓練を実施する。実施方法は、<u>草加八潮消防組合及び消防団員、その他の</u>関係機関の協力を得て実施する。</p> <p>(3) 避難・救助訓練 災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て実施する。</p> <p>(4) 職員参集訓練 市は、非常配備体制を確保し、各防災関係機関、市民等との連携を図るため、職員の参集訓練(非常<u>招</u>集訓練、指令伝達訓練、本部運営訓練)を<u>毎年</u>実施する。 参集に当たっては、交通機関、車両の使用を制限又は禁止し、勤務時間外の条件を加えた訓練を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>実効性の高い訓練を実施する。実施方法は、<del>消防職員、消防団員を中心として、必要に応じて</del>関係機関の協力を得て実施する。</p> <p>(3) 避難・救助訓練 災害時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、<u>市が中心となり</u>警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て実施する。</p> <p>(4) 職員参集訓練 市は、非常配備体制を確保し、各防災関係機関、市民等との連携を図るため、職員の参集訓練(非常<u>召</u>集訓練、指令伝達訓練、本部運営訓練)を実施する。 参集に当たっては、交通機関、車両の使用を制限又は禁止し、勤務時間外の条件を加えた訓練を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>		
<p><b>5 事業所、自主防災組織及び市民の訓練</b> 災害時に自らの生命及び身体の安全を確保するためには、日頃から市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要である。事業所、自主防災組織及び市民は、平時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。また、<u>草加八潮消防組合</u>、統括班は、市民等の行う訓練に支援・協力する。</p> <p>(1) 事業所の訓練 <u>草加八潮消防組合</u>は、病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者に対して、その定める消防計画に基づき通報及び避難訓練を実施するよう働きかける。 また、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加するよう働きかける。</p> <p>(2) 自主防災組織等の訓練 各自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防機関の指導のもと、地域の事業所とも協力して組織的な訓練を実施する。 訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。<u>また、災害図上訓練や避難所開設・運営訓練を取り入れる。</u> なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた<u>草加八潮消防組合</u>、統括班、防災関係機関は、関連する諸機関と連携し、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。</p> <p>(3) 市民の訓練 市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、<u>草加八潮消防組合</u>、統括班、消防署及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。また、市民は防災意識の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防</p>	<p><b>5 事業所、自主防災組織及び市民の訓練</b> 災害時に自らの生命及び身体の安全を確保するためには、日頃から市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要である。事業所、自主防災組織及び市民は、平時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。また、<del>救助・消防班</del>、統括班は、市民等の行う訓練に支援・協力する。</p> <p>(1) 事業所の訓練 <del>救助・消防班</del>は、病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者に対して、その定める消防計画に基づき通報及び避難訓練を実施するよう働きかける。 また、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加するよう働きかける。</p> <p>(2) 自主防災組織等の訓練 各自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防機関の指導のもと、地域の事業所とも協力して組織的な訓練を実施する。 訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。 なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた<del>救助・消防班</del>、統括班、防災関係機関は、関連する諸機関と連携し、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。</p> <p>(3) 市民の訓練 市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、<del>救助・消防班</del>、統括班、消防署及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。また、市民は防災意識の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防</p>	<p>消防広域化に伴う修正 市の現況の反映</p>	<p>P.93</p>

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>災行動を継続的に実施する。</p> <p>(4) <b>要配慮者</b>の訓練</p> <p>市民、団体、企業等が行う避難行動要支援者<b>の</b>避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し、援護班、<b>草加八潮消防組合は市社会福祉協議会</b>と協力して資料や情報の提供等、必要な支援を行う。</p> <p>また、社会福祉施設職員は、各種状況を想定した避難誘導、情報伝達訓練を行い、災害時の行動に習熟するよう定期的に訓練に参加する。</p>	<p>行動を継続的に実施する。</p> <p>(4) <b>避難行動要支援者</b>の訓練</p> <p>市民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し、援護班、<b>救助・消防班は八潮市社会福祉協議会</b>と協力して資料や情報の提供等、必要な支援を行う。</p> <p>また、社会福祉施設職員は、各種状況を想定した避難誘導、情報伝達訓練を行い、災害時の行動に習熟するよう定期的に訓練に参加する。</p>		
<p><b>(5) 浸水想定区域の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の訓練</b></p> <p><b>浸水想定区域の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき避難誘導等の訓練を実施しなければならない。</b></p>		水防法の改正に伴う修正	
<p><b>1.5 訓練後の検証【各班、防災関係機関等】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第2 自主防災組織の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 自主防災組織の活動【危機管理防災課、自主防災組織】</b></p> <p>1 自主防災組織の活動内容</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(1) 平時の活動</p> <p>① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</p> <p>② 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)</p> <p><b>③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.4 訓練後の検証【全課、防災関係機関等】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第2 自主防災組織の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 自主防災組織の活動</b></p> <p>1 自主防災組織の活動内容</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(1) 平時の活動</p> <p>① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</p> <p>② 日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)</p> <p><del>③ 災害時に備えた自活、応急活動の準備</del></p> <p>&lt;略&gt;</p>	対応組織の明確化	P.94
<p>(2) 発災時の活動</p> <p>① 初期消火の実施</p> <p>② 情報の収集・伝達の実施</p> <p>③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施</p> <p>④ 集団避難の実施(特に、<b>要配慮者</b>の安全確保に留意する。)</p> <p>⑤ <b>指定</b>避難所の運営活動の実施 (例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)</p>	<p>(2) 発災時の活動</p> <p>① 初期消火の実施</p> <p>② 情報の収集・伝達の実施</p> <p>③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施</p> <p>④ 集団避難の実施(特に、<b>避難行動要支援者</b>の安全確保に留意する。)</p> <p>⑤ 避難所の運営活動の実施 (例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)</p>	記載情報の更新	P.95
<p><b>2.2 地域の自主防災組織の育成【統括班】</b></p> <p>1 組織の現況</p> <p>平成 <b>29</b>年<b>7</b>月現在、市内町会・自治会のうち、<b>100</b>%にあたる <b>44</b>団体の自主防災組織が設立されている。</p>	<p><b>2.2 地域の自主防災組織の育成【統括班】</b></p> <p>1 組織の現況</p> <p>平成 <del>25</del>年<del>4</del>月現在、市内町会・自治会のうち、<del>98</del>%にあたる <del>43</del>団体の自主防災組織が設立されている。</p>	市の現況の反映	P.95

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>2 組織化の推進 統括班は、<u>町会・自治会に属していない中規模以上のマンションを把握し、管理組合等に対して町会・自治会の参加又は自主防災組織の設立について、積極的に働きかける。</u></p> <p>3 活動の充実・強化 統括班は、以下の方策に基づき自主防災組織の指導・育成を図る<u>とともに、1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 活動のための環境整備 自主防災活動に必要な防災倉庫及び防災用資機材の整備を推進するため、必要な助成を行う。 また、<u>八潮市自主防災組織連絡協議会</u>は、自主防災組織による地域防災活動を推進する。</p>	<p>2 組織化の推進 統括班は、<del>自主防災組織が結成されていない地域の組織の設立について、積極的に働きかける。</del></p> <p>3 活動の充実・強化 統括班は、以下の方策に基づき自主防災組織の指導・育成を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 活動のための環境整備 自主防災活動に必要な防災倉庫及び防災用資機材の整備を推進するため、必要な助成を行う。 また、<u>自主防災組織連絡協議会</u>、自主防災組織による地域防災活動を推進する。</p>		
<p><b>2.3 事業所等の自主防災体制の強化【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 一般事業所 統括班は、事業所における自主的な防災組織の整備の促進を目的として、「企業防災マニュアル」を作成し、配布する等、防災意識の啓発活動や組織整備に関する支援・指導及び助成等を行う。 また、災害後迅速に通常営業活動を再開できるよう、平時より情報のバックアップ化等の準備を行う。</p>	<p><b>2.3 事業所等の自主防災体制の強化【救助・消防班、統括班、草加保健所】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 一般事業所 <del>救助・消防班</del>統括班は、事業所における自主的な防災組織の整備の促進を目的として、「企業防災マニュアル」を作成し、配布する等、防災意識の啓発活動や組織整備に関する支援・指導及び助成等を行う。 また、災害後迅速に通常営業活動を再開できるよう、平時より情報のバックアップ化等の準備を行う。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.96</p>
<p>(応急対策計画に移動)</p>	<p><del>2 危険物施設</del> <del>救助・消防班は、危険物施設の管理者に対し事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。</del> <del>また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性があることから、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため救助・消防班は、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、適切な指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。</del></p> <p><del>3 公共的な施設</del> <del>救助・消防班は、学校、病院及び市民会館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、避難計画の策定等に関する適切な指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。</del></p> <p><del>4 集客施設</del> <del>救助・消防班は、大規模店舗等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、適切な指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。</del></p> <p><del>5 高層建築物</del> <del>救助・消防班は、高層建築物(消防法第8条の2—高さ31mを超える建物)の管理者に対し、防災組織の活動について適切な指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。</del></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.96</p>

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第3 要配慮者安全確保計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第3 避難行動要支援者安全確保計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県防災計画の反映</p>	<p>P.97</p>
<p><b>3.1 基本方針【<u>援護班、統括班</u>】</b></p>	<p><b>3.1 基本方針【<u>援護班、統括班</u>】</b></p> <p><del>1</del> 対象となる要支援者の範囲</p> <p><del>(1) 高齢者</del></p> <p>① 健康に不安を抱える65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯</p> <p>② 要介護認定3以上を受けている者で災害発生時に同居家族から支援を得られない者(在宅者のみ)</p> <p><del>(2) 障がい者</del></p> <p>次の①～③に該当する者のうち、自分一人で避難することが困難な者</p> <p>① 身体障害者手帳を有する者のうち、障がいの等級が1～2級の認定を受けている者</p> <p>② 知的障がいや精神障がいのある者</p> <p>③ 難病患者等</p> <p><del>(3) 状況によって支援が必要な者</del></p> <p>① 上記の対象となる災害時要支援者の他、自分一人で避難することが困難な妊産婦や乳幼児、環境に不慣れな外国人その他の者</p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.97</p>
<p><b>1 地域との協力体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2 関係機関・団体との協力体制の整備</b></p> <p>援護班は、統括班と協力して、地域の支援者となる町会・自治会、自主防災組織、並びに福祉関係者として市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等との協力体制に関する協議を定期的開催する。</p> <p><b>3 避難支援計画の策定</b></p> <p>援護班は、統括班や地域の支援者となる町会・自治会等との協力のもとに、八潮市災害時要支援者避難支援計画を策定し、避難行動要支援者個々の避難支援計画を定めた個別計画を策定し、避難行動要支援者の状況に応じ、支援に関する内容の修正や更新を定期的実施していくものとする。</p>	<p><del>2</del> 地域との協力体制の整備</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><del>3</del> 関係機関・団体との協力体制の整備</p> <p>援護班は、統括班と協力して、地域の支援者となる町会・自治会、自主防災組織、並びに福祉関係者として八潮市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、<del>ケアマネージャー</del>等との協力体制に関する協議を定期的開催する。</p> <p><b>4 避難支援計画の策定</b></p> <p>援護班は、統括班や地域の支援者となる町会・自治会等との協力のもとに、八潮市災害時要支援者避難支援計画全体計画に基づき、避難行動要支援者個々の避難支援計画を定めた個別計画を策定し、避難行動要支援者の状況に応じ、支援に関する内容の修正や更新を定期的実施していくものとする。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.98</p>
<p><b>3.2 社会福祉施設等入所者の対策【<u>援護班、統括班、施設管理者</u>】</b></p> <p><b>1 防災計画の策定</b></p> <p>施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や非常時の連絡先及び指揮命令系統等を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への徹底周知を図る。</p>	<p><b>3.2 社会福祉施設等入所者の対策【<u>援護班、統括班、施設管理者</u>】</b></p> <p><b>1 防災計画の策定</b></p> <p>施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や非常時の連絡先及び指揮命令系統等を定めたマニュアルを策定し、職員及び要支援者の入所者への徹底周知を図る。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.98</p>

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3 避難支援体制の整備</b></p> <p>施設管理者は、援護班と協力し、災害時における避難誘導のための非常口等避難路を確保するとともに、入所者を所定の<b>指定</b>避難所等へ誘導及び移送するための体制を整備する。</p> <p>特に、避難行動要支援者の範囲に含まれる入所者の誘導及び移送については留意する。</p>	<p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3 避難支援体制の整備</b></p> <p>施設管理者は、援護班と協力し、災害時における避難誘導のための非常口等避難路を確保するとともに、入所者を所定の避難所等へ誘導及び移送するための体制を整備する。</p> <p>特に、避難行動要支援者の範囲に含まれる入所者の誘導及び移送については留意する。</p>		
<p><b>4 施設間の相互支援システムの確立</b></p> <p><b>施設管理者</b>は、県と協力して、市及び県の施設を地区防災拠点で区分した3ブロックに分け、災害時に施設の建築物が使用できない場合に、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。具体的には、入所者をブロック内の他の施設に一時的に避難させる、職員が応援する等である。施設管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。</p>	<p><b>4 施設間の相互支援システムの確立</b></p> <p><b>援護班</b>は、県と協力して、市及び県の施設を地区防災拠点で区分した3ブロックに分け、災害時に施設の建築物が使用できない場合に、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。具体的には、入所者をブロック内の他の施設に一時的に避難させる、職員が応援する等である。施設管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。</p>	対応組織の明確化	P.99
	<p><del><b>5 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備</b></del></p> <p><del>社会福祉施設の施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要援護者を受け入れるための体制を整備する。</del></p>	記載内容の整理	P.99
<p><b>5 食糧、防災資機材等の備蓄</b></p> <p>社会福祉施設の施設管理者は、以下に示す物資等を備蓄する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>6 食糧、防災資機材等の備蓄</b></p> <p>社会福祉施設の施設管理者は、以下に示す物資等を備蓄し、<b>援護班はこれを指導</b>する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	市の現況の反映	P.99
<p><b>6 防災教育及び訓練の実施</b></p> <p>施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施する。また、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や市民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施する。援護班、統括班は、これらの支援等を行う。</p> <p><u>福祉避難所として指定を受けている施設では、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>7 防災教育及び訓練の実施</b></p> <p>施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施する。また、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や市民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施する。援護班、統括班は、これらの支援等を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	県地域防災計画の反映	P.99
<p><b>8 情報伝達体制の整備</b></p> <p><u>援護班は、社会福祉施設等を支援するために、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>9 社会福祉施設との連携</b></p> <p><u>援護班は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図る。</u></p> <p><u>災害時には、被災者に対する介護相談など社会福祉施設の有する機能の活用を検討する。</u></p>		県地域防災計画の反映	

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3.3 避難行動要支援者の対策【援護班、統括班】</b></p> <p>1 対象者の範囲</p> <p><u>要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲は次のとおり。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 状況によって支援が必要な者</p> <p>① 上記の<u>対象者</u>の他、<u>指定</u>避難所で生活することが困難な妊産婦や乳幼児、外国人その他の者</p>	<p><b>3.3 <u>在宅の</u>避難行動要支援者の対策【援護班、統括班】</b></p> <p>1 対象者の範囲</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 状況によって支援が必要な者</p> <p>① 上記の<u>対象となる災害時要援護者</u>の他、避難所で生活することが困難な妊産婦や乳幼児、外国人その他の者</p>	記載情報の更新	P.100
<p><b>2 要配慮者の情報収集</b></p> <p><u>援護班は、を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を収集する。</u></p> <p><u>また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、の作成のために必要がある場合は、県等に対して情報提供を要請する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>3 避難行動要支援者の把握</b></p> <p>援護班は、避難行動要支援者の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握するとともに、<u>異動</u>等により記載事項に変更が合った場合は、定期的に修正を行う。</p> <p>名簿、避難行動要支援者マップ等については、個人情報であるため、その管理に当たっては十分配慮する。</p> <p>《名簿への記載事項》</p> <p>① 氏名</p> <p>② 住所(<u>避難行動要支援者</u>の生活の本拠であり、住民基本台帳記載の住所とは限らない)</p> <p>③ 生年月日</p> <p>④ 性別</p> <p>⑤ 電話番号その他の連絡先</p> <p>⑥ 避難支援等を必要とする事由(障害の種類、要援護状態区分、同居親族の有無等)</p> <p>⑦ その他追加的事項</p>	<p><del>2</del> <u>在宅の避難行動要支援者の把握</u></p> <p>援護班は、<u>在宅の</u>避難行動要支援者の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」<del>「避難支援プラン(個別計画)」</del>等を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握するとともに、<u>移動</u>等により記載事項に変更が合った場合は、定期的に修正を行う。</p> <p><del>また、避難行動要支援者名簿の作成は、市が把握する情報を集約し作成するが、市で把握していない情報の取得が必要な場合は知事その他のものに対して、情報提供を求める。</del></p> <p>名簿、避難行動要支援者マップ、<del>避難支援プラン(個別計画)</del>については、個人情報であるため、その管理に当たっては十分配慮する。</p> <p>《名簿への記載事項》</p> <p>① 氏名</p> <p>② 住所(<u>要援護者</u>の生活の本拠であり、住民基本台帳記載の住所とは限らない)</p> <p>③ 生年月日</p> <p>④ 性別</p> <p>⑤ 電話番号その他の連絡先</p> <p>⑥ 避難支援等を必要とする事由(障害の種類、要援護状態区分、同居親族の有無等)</p> <p>⑦ その他追加的事項</p>	市の現況の反映	P.100
<p><b>4 避難支援等関係者の安全確保の措置</b></p> <p>援護班は、避難支援等関係者が、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。</p> <p><u>また、避難行動要支援者を全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることも含め、制度の理解を目的とした周知に努める。</u></p>	<p><b>4 避難支援等関係者の安全確保の措置</b></p> <p>援護班は、避難支援等関係者が、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する<u>ため</u>、<del>避難行動要支援者を全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることも含め、制度の理解を目的とした周知に努める。</del></p>	記載内容の整理	P.101

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>5 避難支援体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（２）避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>発災時における避難支援を円滑かつ迅速に実施するため、草加警察署、町会・自治会、自主防災組織、<u>市</u>社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、あらかじめ名簿等を提供する。</p> <p>提供するに当たっては、法令等に定めのある場合や名簿に記載された本人の同意がある場合とする。また、提供を受けたものは、個人情報の管理に十分配慮する。</p>	<p><del>3</del> <b>避難支援体制の整備</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（２）避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>発災時における避難支援を円滑かつ迅速に実施するため、草加警察署、町会・自治会、自主防災組織、<del>八潮市</del>社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、<del>ケアマネージャー</del>等に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、あらかじめ名簿等を提供する。</p> <p>提供するに当たっては、法令等に定めのある場合や名簿に記載された本人の同意がある場合とする。また、提供を受けたものは、個人情報の管理に十分配慮する。</p>	市の現況の反映	P.101
<p><b>7 防災基盤の整備</b></p> <p><u>統括班は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>8 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備</b></p> <p>援護班は、要配慮者等に対して<b>指定</b>避難所での良好な生活環境が提供できるよう、<b>指定</b>避難所の運営計画を策定する。具体的には、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効率的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファックスの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者に配慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等である。</p> <p><u>特に福祉避難所については、通常の指定避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。</u></p>	<p><del>5</del> <b>要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備</b></p> <p>援護班は、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。具体的には、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効率的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファックスの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者に配慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等である。</p> <p><del>また、災害時に介護等を必要とする被災者が速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図る。</del></p>	記載情報の更新 県地域防災計画の反映	P.101
<p><b>11 地域との連携</b></p> <p>（１）役割分担の明確化</p> <p>援護班は、<u>救護班と連携して</u>福祉避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、<u>市、福祉避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等</u>の役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>12 相談体制の確立</b></p> <p>統括班は、援護班と協力して、災害時、被災者からの相談(金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等)に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。</p> <p>また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。</p> <p><b>13 避難支援等関係者の安全確保</b></p> <p>援護班は、<u>避難支援等関係者</u>が地域の実情や災害の状況に応じて避難支援等を行えるよう、<u>避難支援等関係者</u>の安全確保に十分配慮する。</p>	<p><del>8</del> <b>地域との連携</b></p> <p>（１）役割分担の明確化</p> <p>援護班は、<del>市内の各ブロックにおいて、避難所や</del>福祉避難所、病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、<del>その</del>役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><del>9</del> <b>相談体制の確立</b></p> <p>統括班は、援護班と協力して、災害時、被災者からの相談(金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等)に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。</p> <p>また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。</p> <p><del>10</del> <b>支援者の安全確保</b></p> <p>援護班は、<del>避難支援者</del>が地域の実情や災害の状況に応じて避難支援等を行えるよう、<del>避難支援者</del>の安全確保に十分配慮する。</p>	市の現況の反映	P.102
<b>3.4 外国人の対策【援護班、統括班】</b>	<b>3.4 外国人の対策【援護班、統括班】</b>	県地域防災計画	P.102

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3 防災基盤の整備</b></p> <p><u>統括班は、指定避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。</u></p> <p><u>また、案内板のデザインの統一化について検討を進める。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<略>	の反映	
<p><b>第4 自主防犯組織の育成及び強化</b></p> <p><u>統括班は、自主防犯組織の育成・強化を図り、各地域における防犯活動を促進するとともに、警察や関係機関との連携を強化して犯罪の抑止に努める。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>第5 地区防災計画の策定</b></p> <p><u>市は、市民、自主防災組織、事業所等による地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。</u></p>		災害対策基本法の改正に伴う修正	
<p><b>5.1 市民等による地区防災計画の策定【市民、自主防災組織、事業所等】</b></p> <p><u>市民、自主防災組織、事業所等は、協働して地区防災計画を策定し、地区における防災力の向上に努める。なお、地区防災計画の内容については、想定される災害について検討した上で、地区の特性に応じた項目を盛り込むものとする。</u></p>		災害対策基本法の改正に伴う修正	
<p><b>5.2 地区防災計画の提案手続【統括班】</b></p> <p><u>統括班は、市民、自主防災組織、事業所等から提案された地区防災計画を受け付け、市民、自主防災組織、事業所等による取組を市民等に周知する。</u></p> <p><u>また、市防災会議が必要と認めた場合、市地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p>		災害対策基本法の改正に伴う修正	
<p><b>第9節 大規模水害対策計画</b></p> <p><b>第1 適時・的確な避難の実現</b></p> <p><b>1.1 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析【総括班】</b></p> <p><u>総括班は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や社会福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。</u></p> <p><u>また、浸水しない地区にある指定避難所、高台等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。</u></p>		県地域防災計画の反映	

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>1.2 大規模水害リスクに関する情報の普及【総括班】</b>  <u>総括班は、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、大規模水害時における具体的な被災イメージを市民に周知する。</u></p> <p><b>1.3 適時・的確な避難に結びつく情報発信【総括班】</b>  <u>総括班は、市民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を様々な方法を活用して発信する。</u></p> <p><b>1.4 適時・的確な避難勧告等の実施【総括班】</b>  <u>総括班は、浸水が予想される場所の浸水が発生するまでの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難勧告等の発令基準の改善を図る。</u>  <u>また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難勧告等の発令のタイミングや対象地域等をあらかじめ検討する。</u></p> <p><b>1.5 域外避難場所・指定避難所の確保【総括班】</b>  <u>総括班は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図る。</u></p> <p><b>1.6 避難支援【統括班、避難所班】</b>  <u>総括班は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達に当たっては、草加八潮消防組合、草加警察署、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。</u></p> <p><b>1.7 広域避難に向けた検討【総括班】</b>  <u>総括班は、広域避難を円滑に実施するため、県や市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。また、市町村間の避難者受入についての協定締結に努める。</u></p> <p><b>1.8 孤立者の救助体制の整備【総括班】</b>  <u>総括班は、県及び防災関係機関と連携して、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。</u></p> <p><b>1.9 入院患者等の広域受入体制の確保【医療事務班、病院】</b>  <u>洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域内の病院及び社会福祉施設等は、広域搬送まで</u></p>			

## 風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>含めた患者又は施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。</u></p> <p><u>医療事務班は、医師会等と連携し、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。</u></p>			
<p><b>第2 応急対応力の強化と重要機能の確保</b></p> <p><b>2.1 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有【総括班】</b></p> <p><u>総括班は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。</u></p> <p><b>2.2 防災活動拠点の浸水危険性の把握【関係機関】</b></p> <p><u>防災関係機関及び病院等は、市庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。</u></p> <p><u>また、電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。</u></p> <p><b>2.3 業務継続計画の策定及び推進【総括班】</b></p> <p><u>総括班は、大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>第3 地域の大規模水害対応力の強化</b></p> <p><b>3.1 避難行動力の向上【総括班】</b></p> <p><u>総括班は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。</u></p> <p><b>3.2 水防活動の的確な実施【水防・道路班】</b></p> <p><u>水防・道路班は、水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。</u></p> <p><b>3.3 事業継続に有効な建築構造・設備配置【管財班】</b></p> <p><u>管財班は、事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>第4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減</b></p> <p><b>4.1 治水対策の着実な実施【水防・道路班】</b></p> <p><u>水防・道路班は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	

風水害対策編 風水害予防計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。</u></p> <p><b>4.2 排水対策の強化【水防・道路班】</b></p> <p><u>水防・道路班は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、排水時間を検討する。</u> <u>また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。</u></p> <p><b>4.3 土地利用誘導による被害軽減【水防・道路班】</b></p> <p><u>水防・道路班は、住民が住宅等を建設する際に参考となるよう洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方についても理解を促進する。</u> <u>また、浸水危険性の高い地域では、公共施設の建築方法の工夫や指定緊急避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。</u></p>			
<p><b>第5 防疫及び水害廃棄物処理対策</b></p> <p><b>5.1 水害廃棄物の仮置き場所の候補地の選定【衛生班】</b></p> <p><u>衛生班は、水害廃棄物の仮置き場所として利用可能な空き地やその面積等をあらかじめ把握する。また、廃棄物発生量を予測した上で、仮置き場所の必要量などの把握に努める。</u></p> <p><b>5.2 広域連携による廃棄物処理【衛生班】</b></p> <p><u>衛生班は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。</u> <u>また、水害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する水害廃棄物処理について、計画の策定等に努める。</u></p> <p><b>5.3 衛生環境の確保【衛生班】</b></p> <p><u>衛生班は、指定避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。</u></p> <p><b>5.4 広域連携による衛生環境の確保【衛生班、統括班】</b></p> <p><u>統括班は、衛生班と連携して大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	

新	旧	備考	頁（現行）												
<p><b>第3部 風水害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 活動体制</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 活動体制</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 市の活動体制及び動員計画【各班】</b></p> <p>1 活動体制</p> <p>各班は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市区町村、県及び指定地方行政機関並びに地域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策を実施しなければならない。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第3部 風水害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 活動体制</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 活動体制</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 市の活動体制及び動員計画【全課】</b></p> <p>1 活動体制</p> <p>市は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市区町村、県及び指定地方行政機関並びに地域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.105</p>												
<p><b>第2 災害対策本部の設置・運営</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 災害対策本部の設置【統括班、管財班、本部補佐班】</b></p> <p>1 災害対策本部組織</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□災害対策本部組織</p> <table border="1" data-bbox="201 1312 1202 1407"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>部長級職員、当該市の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害対策本部長は市長とし、不在の場合は次の順序で代理する。</p> <p>第1順位 副市長 第2順位 教育長 第3順位 生活安全部長</p>	職名	構成員	<略>		本部員	部長級職員、当該市の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員	<p><b>第2 災害対策本部の設置・運営</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 災害対策本部の設置【統括班、管財班、本部補佐班】</b></p> <p>1 災害対策本部組織</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□災害対策本部組織</p> <table border="1" data-bbox="1350 1312 2350 1407"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>部長級職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害対策本部長は市長とし、不在の場合は次の順序で代理する。</p> <p>第1順位 副市長 第2順位 教育長 第3順位 暮らし安全部長</p>	職名	構成員	<略>		本部員	部長級職員	<p>市の現況の反映 消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.108</p>
職名	構成員														
<略>															
本部員	部長級職員、当該市の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員														
職名	構成員														
<略>															
本部員	部長級職員														

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)																												
<p>&lt;略&gt;</p> <p>4 災害対策本部設置及び閉鎖等の通知 災害対策本部を設置又は閉鎖した場合、<u>生活</u>安全部長は、直ちに次に挙げる機関、組織のうち必要と認めるところに対して通知する。</p> <p>□本部設置及び閉鎖の通知先</p> <table border="1"> <tr> <td>○市各部課、各機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>○草加八潮消防組合</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○埼玉県知事(危機管理防災部消防防災課・東部地域振興センター)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○埼玉県警察本部</td> <td>○八潮市消防団長</td> </tr> <tr> <td>○隣接市区長</td> <td>○陸上自衛隊第32普通科連隊</td> </tr> <tr> <td>○その他の防災関係機関の長又は代表者</td> <td></td> </tr> </table>	○市各部課、各機関		<u>○草加八潮消防組合</u>		○埼玉県知事(危機管理防災部消防防災課・東部地域振興センター)		○埼玉県警察本部	○八潮市消防団長	○隣接市区長	○陸上自衛隊第32普通科連隊	○その他の防災関係機関の長又は代表者		<p>&lt;略&gt;</p> <p>4 災害対策本部設置及び閉鎖等の通知 災害対策本部を設置又は閉鎖した場合、<u>くらし</u>安全部長は、直ちに次に挙げる機関、組織のうち必要と認めるところに対して通知する。</p> <p>□本部設置及び閉鎖の通知先</p> <table border="1"> <tr> <td>○市各部課、各機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○埼玉県知事(危機管理防災部消防防災課・東部地域振興センター)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○埼玉県警察本部</td> <td>○八潮市消防団長</td> </tr> <tr> <td>○隣接市区長</td> <td>○陸上自衛隊第32普通科連隊</td> </tr> <tr> <td>○その他の防災関係機関の長又は代表者</td> <td></td> </tr> </table>	○市各部課、各機関		○埼玉県知事(危機管理防災部消防防災課・東部地域振興センター)		○埼玉県警察本部	○八潮市消防団長	○隣接市区長	○陸上自衛隊第32普通科連隊	○その他の防災関係機関の長又は代表者									
○市各部課、各機関																															
<u>○草加八潮消防組合</u>																															
○埼玉県知事(危機管理防災部消防防災課・東部地域振興センター)																															
○埼玉県警察本部	○八潮市消防団長																														
○隣接市区長	○陸上自衛隊第32普通科連隊																														
○その他の防災関係機関の長又は代表者																															
○市各部課、各機関																															
○埼玉県知事(危機管理防災部消防防災課・東部地域振興センター)																															
○埼玉県警察本部	○八潮市消防団長																														
○隣接市区長	○陸上自衛隊第32普通科連隊																														
○その他の防災関係機関の長又は代表者																															
<p>5 災害対策本部の設置場所 災害対策本部は、原則として市庁舎内第二応接室とする。ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、<u>八潮消防署(視聴覚会議室)</u>、<u>市民文化会館(八潮メセナ)(集会室)</u>又は<u>やしお生涯学習館(多目的室)</u>に設置する。</p> <p><u>第1位 市庁舎内第二応接室</u> <u>第2位 八潮消防署(視聴覚会議室)</u> <u>第3位 市民文化会館(八潮メセナ)(集会室)</u> <u>第4位 やしお生涯学習館(多目的室)</u></p>	<p>5 災害対策本部の設置場所 災害対策本部は、原則として市庁舎内第二応接室とする。ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、市民文化会館(<u>八潮メセナ集会室</u>)または消防本部(<u>視聴覚会議室</u>)に設置する。</p>	市の現況の反映	P.109																												
<p>6 本部必要備品の準備、設置 &lt;略&gt;</p> <p>□本部必要備品</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>統括班</th> <th>管財班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災行政無線、携帯無線、衛星電話</td> <td>災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関一覧表</td> <td>ビデオプロジェクター、パソコン、<u>スクリーン</u></td> </tr> <tr> <td>災害処理表その他書類一式</td> <td>テレビ、ラジオ</td> </tr> <tr> <td>被害状況図版、住宅地図その他地図類</td> <td>複写機、プリンタ</td> </tr> <tr> <td><u>埼玉県災害オペレーション支援</u>システム機器</td> <td>ホワイトボード、庁内放送設備、<u>ICレコーダ</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>紙</u>、筆記用具等事務用品、<u>電卓</u></td> </tr> </tbody> </table>	統括班	管財班	防災行政無線、携帯無線、衛星電話	災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス	防災関係機関一覧表	ビデオプロジェクター、パソコン、 <u>スクリーン</u>	災害処理表その他書類一式	テレビ、ラジオ	被害状況図版、住宅地図その他地図類	複写機、プリンタ	<u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システム機器	ホワイトボード、庁内放送設備、 <u>ICレコーダ</u>		<u>紙</u> 、筆記用具等事務用品、 <u>電卓</u>	<p>6 本部必要備品の準備、設置 &lt;略&gt;</p> <p>□本部必要備品</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>統括班</th> <th>管財班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災行政無線、携帯無線、衛星電話</td> <td>災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関一覧表</td> <td>ビデオプロジェクター、パソコン</td> </tr> <tr> <td>災害処理表その他書類一式</td> <td>テレビ、ラジオ</td> </tr> <tr> <td>被害状況図版、住宅地図その他地図類</td> <td>複写機、プリンタ</td> </tr> <tr> <td><u>県防災情報</u>システム機器</td> <td>ホワイトボード、庁内放送設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>紙、筆記用具等事務用品</td> </tr> </tbody> </table>	統括班	管財班	防災行政無線、携帯無線、衛星電話	災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス	防災関係機関一覧表	ビデオプロジェクター、パソコン	災害処理表その他書類一式	テレビ、ラジオ	被害状況図版、住宅地図その他地図類	複写機、プリンタ	<u>県防災情報</u> システム機器	ホワイトボード、庁内放送設備		紙、筆記用具等事務用品	市の現況の反映	P.109
統括班	管財班																														
防災行政無線、携帯無線、衛星電話	災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス																														
防災関係機関一覧表	ビデオプロジェクター、パソコン、 <u>スクリーン</u>																														
災害処理表その他書類一式	テレビ、ラジオ																														
被害状況図版、住宅地図その他地図類	複写機、プリンタ																														
<u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システム機器	ホワイトボード、庁内放送設備、 <u>ICレコーダ</u>																														
	<u>紙</u> 、筆記用具等事務用品、 <u>電卓</u>																														
統括班	管財班																														
防災行政無線、携帯無線、衛星電話	災害対応用臨時電話、有線電話、ファックス																														
防災関係機関一覧表	ビデオプロジェクター、パソコン																														
災害処理表その他書類一式	テレビ、ラジオ																														
被害状況図版、住宅地図その他地図類	複写機、プリンタ																														
<u>県防災情報</u> システム機器	ホワイトボード、庁内放送設備																														
	紙、筆記用具等事務用品																														
<p><b>2.2 災害対策本部の運営【各班】</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 災害対策本部の運営 &lt;略&gt;</p>	<p><b>2.2 災害対策本部の運営【全班】</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 災害対策本部の運営 &lt;略&gt;</p>	市の現況の反映	P.109																												

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）																																													
<p>○本部員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部員は、<u>部長級職員及び当該市の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員</u>が務めるものとする。</li> <li>本部員は、各部を統括する。</li> <li>本部員は、災害に関する情報等を本部へ報告するとともに、本部の指示事項を各班長へ伝達する。</li> <li>本部員に事故のある場合は、当該班の班長が出席する。</li> </ul> <p>○班長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>班長は、各部の<u>副部長</u>級職員が務めるものとする。ただし、各部の<u>副部長</u>級職員が不在の場合は、各部の主管課の課長が務める。</li> <li>班長は、災害現場における各班を統括する。</li> <li>班長は、本部員への報告、本部の指示事項を各班職員へ伝達する。</li> </ul> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>○本部員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部員は、<u>部長級職員</u>が務めるものとする。</li> <li>本部員は、各部を統括する。</li> <li>本部員は、災害に関する情報等を本部へ報告するとともに、本部の指示事項を各班長へ伝達する。</li> <li>本部員に事故のある場合は、当該班の班長が出席する。</li> </ul> <p>○班長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>班長は、各部の<u>次長</u>級職員が務めるものとする。ただし、各部の<u>次長</u>級職員が不在の場合は、各部の主管課の課長が務める。</li> <li>班長は、災害現場における各班を統括する。</li> <li>班長は、本部員への報告、本部の指示事項を各班職員へ伝達する。</li> </ul> <p>&lt;略&gt;</p>																																															
<p><b>第2節 広域応援要請計画</b></p> <p><b>第1 他市区町村等への要請</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 相互応援協定の締結状況</b></p> <p>災害時における他市区町村との相互応援については、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区、埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である、草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町<u>及び群馬県みどり市</u>と相互応援協定を締結している。</p> <p style="text-align: right;">&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>資料 1.10 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定</u></p>	<p><b>第2節 広域応援要請計画</b></p> <p><b>第1 他市区町村等への要請</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 相互応援協定の締結状況</b></p> <p>災害時における他市区町村との相互応援については、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区<u>及び</u>埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である、草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町と相互応援協定を締結している。</p> <p style="text-align: right;">&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.115																																													
<p><b>1.2 要請手続【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□協定防災関係各課連絡先</p> <table border="1" data-bbox="172 1528 1202 1808"> <thead> <tr> <th>協定防災関係各課</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>草加市 市長室 <u>危機管理課</u></td> <td>048-922-0614</td> <td>048-922-6591</td> </tr> <tr> <td>越谷市 <u>市民協働部</u> 危機管理課</td> <td>048-963-9285</td> <td>048-965-7809</td> </tr> <tr> <td>三郷市 <u>環境安全部</u> <u>危機管理防災課</u></td> <td>048-952-1294</td> <td>048-952-6780</td> </tr> <tr> <td>吉川市 市民生活部 <u>危機管理課</u></td> <td>048-982-9471</td> <td>048-981-5392</td> </tr> <tr> <td>松伏町 総務課</td> <td>048-991-1895</td> <td>048-991-7681</td> </tr> <tr> <td><u>群馬県みどり市</u> <u>危機管理課</u></td> <td><u>0277-76-0960</u></td> <td><u>0277-76-2452</u></td> </tr> </tbody> </table>	協定防災関係各課	電話	F A X	<略>			草加市 市長室 <u>危機管理課</u>	048-922-0614	048-922-6591	越谷市 <u>市民協働部</u> 危機管理課	048-963-9285	048-965-7809	三郷市 <u>環境安全部</u> <u>危機管理防災課</u>	048-952-1294	048-952-6780	吉川市 市民生活部 <u>危機管理課</u>	048-982-9471	048-981-5392	松伏町 総務課	048-991-1895	048-991-7681	<u>群馬県みどり市</u> <u>危機管理課</u>	<u>0277-76-0960</u>	<u>0277-76-2452</u>	<p><b>1.2 要請手続き【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□協定防災関係各課連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1314 1528 2344 1751"> <thead> <tr> <th>協定防災関係各課</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>草加市 市長室 <u>危機管理担当</u></td> <td>048-922-0614</td> <td>048-922-6591</td> </tr> <tr> <td>越谷市 <u>協働安全部</u> 危機管理課</td> <td>048-963-9285</td> <td>048-965-7809</td> </tr> <tr> <td>三郷市 <u>企画総務部</u> <u>安全推進課</u></td> <td>048-952-1294</td> <td>048-952-6780</td> </tr> <tr> <td>吉川市 市民生活部 <u>市民安全課</u></td> <td>048-982-9471</td> <td>048-981-5392</td> </tr> <tr> <td>松伏町 総務課</td> <td>048-991-1895</td> <td>048-991-7681</td> </tr> </tbody> </table>	協定防災関係各課	電話	F A X	<略>			草加市 市長室 <u>危機管理担当</u>	048-922-0614	048-922-6591	越谷市 <u>協働安全部</u> 危機管理課	048-963-9285	048-965-7809	三郷市 <u>企画総務部</u> <u>安全推進課</u>	048-952-1294	048-952-6780	吉川市 市民生活部 <u>市民安全課</u>	048-982-9471	048-981-5392	松伏町 総務課	048-991-1895	048-991-7681	記載情報の更新	P.115
協定防災関係各課	電話	F A X																																														
<略>																																																
草加市 市長室 <u>危機管理課</u>	048-922-0614	048-922-6591																																														
越谷市 <u>市民協働部</u> 危機管理課	048-963-9285	048-965-7809																																														
三郷市 <u>環境安全部</u> <u>危機管理防災課</u>	048-952-1294	048-952-6780																																														
吉川市 市民生活部 <u>危機管理課</u>	048-982-9471	048-981-5392																																														
松伏町 総務課	048-991-1895	048-991-7681																																														
<u>群馬県みどり市</u> <u>危機管理課</u>	<u>0277-76-0960</u>	<u>0277-76-2452</u>																																														
協定防災関係各課	電話	F A X																																														
<略>																																																
草加市 市長室 <u>危機管理担当</u>	048-922-0614	048-922-6591																																														
越谷市 <u>協働安全部</u> 危機管理課	048-963-9285	048-965-7809																																														
三郷市 <u>企画総務部</u> <u>安全推進課</u>	048-952-1294	048-952-6780																																														
吉川市 市民生活部 <u>市民安全課</u>	048-982-9471	048-981-5392																																														
松伏町 総務課	048-991-1895	048-991-7681																																														

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）																								
<p><b>第2 埼玉県への応援要請</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 県への応援要請及び応援幹旋の要請手続【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□要請時に明らかにする事項</p> <table border="1" data-bbox="166 495 1190 758"> <thead> <tr> <th>要請の内容</th> <th>事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請求める場合</td> <td>1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項</td> <td>災害対策基本法第 57 条</td> </tr> <tr> <td>消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合</td> <td>1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員</td> <td>消防組織法第 44 条</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	要請の内容	事項	備考	<略>			日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第 57 条	消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合	1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第 44 条	<p><b>第2 埼玉県への応援要請</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 県への応援要請及び応援幹旋の要請手続【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□要請時に明らかにする事項</p> <table border="1" data-bbox="1308 495 2332 856"> <thead> <tr> <th>要請の内容</th> <th>事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の幹旋を求める場合</td> <td>1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項</td> <td>災害対策基本法第 57 条</td> </tr> <tr> <td>消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合</td> <td>1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 派遣を必要とする期間(予定) 3 応援要請を行う消防隊の種別と人員 4 市への進入経路及び集結場所(待機場所) 5 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み</td> <td>消防組織法第 44 条</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p> <p>&lt;略&gt;</p>	要請の内容	事項	備考	<略>			日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の幹旋を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第 57 条	消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合	1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 派遣を必要とする期間(予定) 3 応援要請を行う消防隊の種別と人員 4 市への進入経路及び集結場所(待機場所) 5 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み	消防組織法第 44 条	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.116</p>
要請の内容	事項	備考																									
<略>																											
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第 57 条																									
消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合	1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第 44 条																									
要請の内容	事項	備考																									
<略>																											
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の幹旋を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第 57 条																									
消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合	1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 派遣を必要とする期間(予定) 3 応援要請を行う消防隊の種別と人員 4 市への進入経路及び集結場所(待機場所) 5 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み	消防組織法第 44 条																									
<p><b>第3 緊急消防援助隊への災害派遣要請</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 要請方法【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□要請連絡先</p> <table border="1" data-bbox="166 1136 1018 1205"> <tr> <td>埼玉県危機管理防災部消防防災課</td> <td>048-830-8151</td> </tr> <tr> <td>総務省消防庁</td> <td>03-5253-7527（夜間）03-5253-7777</td> </tr> </table> <p><b>第4 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	埼玉県危機管理防災部消防防災課	048-830-8151	総務省消防庁	03-5253-7527（夜間）03-5253-7777	<p><b>第3 緊急消防援助隊への災害派遣要請</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 要請方法【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□要請連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1308 1136 2160 1171"> <tr> <td>埼玉県危機管理防災部消防防災課</td> <td>048-830-8151</td> </tr> </table> <p><b>第4 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	埼玉県危機管理防災部消防防災課	048-830-8151	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.117</p>																		
埼玉県危機管理防災部消防防災課	048-830-8151																										
総務省消防庁	03-5253-7527（夜間）03-5253-7777																										
埼玉県危機管理防災部消防防災課	048-830-8151																										

# 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）																
<p><b>4.1 要請方法【統括班】</b></p> <p>災害派遣要請に関する事務手続は、県に次の事項を記載した文書をもって行う。</p> <p>ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。</p> <p>また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、<u>その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。なお、防衛大臣又はその指定する者に通知した場合は、速やかにその旨を知事に通知する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□要請連絡先</p> <table border="1" data-bbox="172 764 1199 884"> <thead> <tr> <th>連絡先機関</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県危機管理防災部危機管理課（勤務時間内）</td> <td>048-830-8131</td> </tr> <tr> <td>埼玉県危機管理防災部 当直</td> <td>048-830-8111</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第32普通科連隊（緊急時）</td> <td>048-663-4241</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先機関	電話	埼玉県危機管理防災部危機管理課（勤務時間内）	048-830-8131	埼玉県危機管理防災部 当直	048-830-8111	陸上自衛隊第32普通科連隊（緊急時）	048-663-4241	<p><b>4.1 要請方法【統括班】</b></p> <p>災害派遣要請に関する事務手続は、県（<del>危機管理防災部危機管理課</del>）に次の事項を記載した文書をもって行う。</p> <p>ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。</p> <p>また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、<del>直接最寄りの部隊に通報するとともに、事後速やかに所定の手続きをとる。</del></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□要請連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1317 764 2341 884"> <tbody> <tr> <td colspan="2">〈追加〉</td> </tr> <tr> <td>埼玉県危機管理防災部危機管理課</td> <td>048-830-8121</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〈追加〉</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第32普通科連隊（緊急時）</td> <td>048-663-4241</td> </tr> </tbody> </table>	〈追加〉		埼玉県危機管理防災部危機管理課	048-830-8121	〈追加〉		陸上自衛隊第32普通科連隊（緊急時）	048-663-4241	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.118</p>
連絡先機関	電話																		
埼玉県危機管理防災部危機管理課（勤務時間内）	048-830-8131																		
埼玉県危機管理防災部 当直	048-830-8111																		
陸上自衛隊第32普通科連隊（緊急時）	048-663-4241																		
〈追加〉																			
埼玉県危機管理防災部危機管理課	048-830-8121																		
〈追加〉																			
陸上自衛隊第32普通科連隊（緊急時）	048-663-4241																		
<p><b>4.2 災害派遣要請の範囲</b></p> <p><b>1 自衛隊派遣の3要件</b></p> <p>自衛隊への災害派遣要請は、人命の救助を優先して行うもので、<u>緊急性の原則、公共性の原則及び非代替性の原則を勘案して実施する。</u></p> <p><u>（1）緊急性の原則</u> 差し迫った必要性があること。</p> <p><u>（2）公共性の原則</u> 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。</p> <p><u>（3）非代替性の原則</u> 自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。</p> <p><b>2 自衛隊派遣の3要件</b></p> <p>自衛隊派遣の要請の範囲は、概ね次のとおりとする。</p> <p>①被害状況の把握 <u>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。</u></p> <p>②避難の援助 <u>避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</u></p> <p>③避難者等の捜索救助</p>	<p><b>4.2 災害派遣要請の範囲</b></p> <p>自衛隊への災害派遣要請は、人命の救助を優先して行うもので、<del>その範囲は、生命及び財産の保護のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。</del></p> <p>①被害状況の把握 <del>車両、艦船、航空機等状況に適した手段による偵察</del></p> <p>②避難の援助 <del>避難者の誘導・輸送等</del></p> <p>③避難者の<del>捜索、</del>救助</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.118</p>																

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。</u></p> <p>④水防活動 <u>堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。</u></p> <p>⑤消防活動 <u>火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。</u></p> <p>⑥道路又は水路の啓開 <u>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。</u></p> <p>⑥応急医療、救護及び防疫 <u>被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。</u></p> <p>⑧人員及び物資の緊急輸送 <u>救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</u></p> <p>⑨炊飯及び給水 <u>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</u></p> <p>⑩物資の無償貸付又は譲与 <u>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。</u></p>	<p><del>死者・行方不明者・負傷者等の捜索救助(ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施)</del></p> <p>④水防活動 <del>堤防護岸等の決壊に対する土のうづくり、積み込み及び運搬</del></p> <p>⑤消防活動 <del>利用可能な消防車・消防資機材による消防機関等への協力</del></p> <p>⑥道路又は水路等交通上の障害物の除去 <del>施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路・鉄道線路上の転覆車両、崩土等の排除、除雪等(ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合)</del></p> <p>⑦診察、防疫、病虫害防除等の支援 <del>大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等(薬剤等は県又は市において準備)</del></p> <p>⑧通信支援 <del>自衛隊の通信連絡に支障を与えない限度における通信網の整備</del></p> <p>⑨人員及び物資の緊急輸送 <del>緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る)</del></p> <p>⑩炊事及び給水の支援 <del>緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合</del></p> <p>⑪救援物資の無償貸付又は譲与 <del>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)による</del></p>		
<p>⑪危険物の保安及び除去 <u>能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</u></p> <p>⑫その他 <u>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</u></p>	<p>⑫交通規制の支援 <del>自衛隊車両の交通が混雑する地点における自衛隊車両を対象とする</del></p> <p>⑬危険物の保安及び除去 <del>能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安処置及び除去</del></p> <p>⑭予防派遣 <del>災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合</del></p> <p>⑮その他 <del>知事が必要と認め、自衛隊の能力で対応可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する</del></p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.119</p>

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第5 応援部隊の受入れ</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>5.1 国、県、相互応援協定市区町村等の職員受入れ体制【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 受入れ体制</p> <p>統括班は、以下の項目に対し、国、県、相互応援協定市区町村等の職員の受け入れに際して、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。</p> <p><u>また、あらかじめ受入窓口を設置することで、国、県、相互応援協定市区町村等の職員を円滑に受け入れる</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第5 応援部隊の受入れ</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>5.1 国、県、相互応援協定市区町村等の職員受入れ体制【統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 受入れ体制</p> <p>統括班は、以下の項目に対し、国、県、相互応援協定市区町村等の職員の受け入れに際して、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.120</p>
<p><b>5.2 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制【統括班】</b></p> <p>1 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 他の災害救助復旧機関との重複の排除</p> <p><u>統括班</u>は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と重複することがないように最も効率的に作業を分担するように配慮する。</p> <p>(3) 作業計画及び資材等の準備</p> <p><u>統括班</u>は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により作成するとともに、作業実施に必要な資料の準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解を得られるよう配慮する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(5) 派遣部隊の受入れ</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□派遣部隊受入れ準備項目</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">&lt;略&gt;</p>	<p><b>5.2 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制【統括班】</b></p> <p>1 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 他の災害救助復旧機関との重複の排除</p> <p><u>市長</u>は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と重複することがないように最も効率的に作業を分担するように配慮する。</p> <p>(3) 作業計画及び資材等の準備</p> <p><u>市長</u>は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により作成するとともに、作業実施に必要な資料の準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解を得られるよう配慮する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(5) 派遣部隊の受入れ</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□派遣部隊受入れ準備項目</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.121</p>
<p><b>第6 広域応援の実施</b></p> <p><u>市内で被害が発生していない場合又は被害が軽微な場合、県と連携して被災地を支援する。</u></p> <p><b>6.1 後方応援本部の活動支援【統括班】</b></p> <p><u>統括班は、県が被災地を支援するために設置した県後方応援本部の応援活動に協力する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>6.2 広域避難の支援【避難所班、統括班、衛生班】</b></p> <p><b>1 避難所開設の公示及び避難者の収容</b>  <u>統括班及び避難所班は、県から指示を受けた場合、県外から広域避難者を受け入れるため、指定避難所を開設し、開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示する。</u>  <u>また、広域避難者を指定避難所に誘導して保護する。</u></p> <p><b>2 自主避難者への支援</b>  <u>統括班は、市内に住居を確保した自主避難者に対しても支援に努める。</u></p> <p><b>3 がれき処理支援</b>  <u>衛生班は、被災都県で発生したがれきの処理を支援する。</u></p> <p><b>4 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援</b>  <u>衛生班は、被災都県で発生するし尿及びごみの処理を支援する。</u></p> <p><b>6.3 広域復旧復興支援の実施【統括班】</b>  <u>統括班は、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。</u></p> <p><b>6.4 遺体の火葬支援【市民相談班】</b>  <u>市民課は、対応余力がある場合、県による埋・火葬の調整及び斡旋によって、他都県の火葬支援を実施する。</u></p> <p><b>6.5 仮設工場・作業場の斡旋【物資調達班】</b>  <u>物資調達班は、事業の継続を希望する他都県の被災者に対して市内の空き工場・作業場の情報を提供・斡旋に努める。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	

新	旧	備考	頁(現行)
<p><b>第3節 災害情報通信計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 災害情報収集連絡体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 総括的連絡網及び通信手段【総括班、広報班、救護班】</b></p> <p>1 総括的連絡網</p> <p>災害時における総括的な情報連絡網は、以下のとおりとする。</p> <p>実線 — 正 点線 ..... 副</p>	<p><b>第3節 災害情報通信計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 災害情報収集連絡体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 総括的連絡網及び通信手段</b></p> <p>1 総括的連絡網</p> <p>災害時における総括的な情報連絡網は、以下のとおりとする。</p> <p>実線 — 正 点線 ..... 副</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.123</p>

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>(3) <u>指定避難所</u>等との通信手段</p> <p>災害対策本部と<u>指定避難所</u>等との連絡は、電話や移動系防災行政無線等を使用する。また、回線が輻輳し、あるいは途絶した場合、情報班は、各部の協力を得て、移動系防災行政無線を携帯した職員を<u>指定避難所</u>等に派遣する。</p>	<p>(3) <u>避難所</u>等との通信手段</p> <p>災害対策本部と<u>避難所</u>等との連絡は、電話や移動系防災行政無線等を使用する。また、回線が輻輳し、あるいは途絶した場合、情報班は、各部の協力を得て、移動系防災行政無線を携帯した職員を<u>避難所</u>等に派遣する。</p>	記載情報の更新	P.125
<p>(4) 県等との通信手段</p> <p>災害対策本部と県との通信手段は、<u>埼玉県災害オペレーション支援</u>システム、電話及び県防災行政無線を使用して連絡する。</p>	<p>(4) 県等との通信手段</p> <p>災害対策本部と県との通信手段は、<u>防災情報</u>システム、電話及び県防災行政無線を使用して連絡する。</p>	記載情報の更新	P.125
<p>(5) 防災関係機関との通信手段</p> <p>災害対策本部と鉄道、電話、電気、ガス事業者等の防災関係機関との通信手段は、電話、県防災行政無線、消防無線等を使用して連絡する。</p> <p>資料 2.22 <u>埼玉県防災行政無線設置機関一覧表</u></p>	<p>(5) 防災関係機関との通信手段</p> <p>災害対策本部と鉄道、電話、電気、ガス事業者等の防災関係機関との通信手段は、電話、県防災行政無線、消防無線等を使用して連絡する。</p> <p>資料 2.22 <u>埼玉県防災行政無線局系統図</u></p>	記載情報の更新	P.125
<p><u>(6) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設との通信手段</u></p> <p><u>洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設を所管する課は、降雨や河川水位の状況等から洪水予報等の情報伝達が必要であると判断した場合、電話、ファックス等により速やかに当該情報を提供する。</u></p> <p>資料 2.24 <u>浸水想定区域の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設</u></p>		水防法の改正に伴う修正	
<p><u>(8) 非常電報等</u>の利用</p> <p>通信途絶時の対処として、防災関係機関は、災害対策基本法第 57 条、電気通信事業法第 8 条並びに電気通信事業法施行規則第 55 条、56 条の規定に基づき、東日本電信電話(株)<u>埼玉事業部</u>埼玉南支店その他の通信事業者の協力のもと、非常(緊急)電報を活用する。</p>	<p><del>(7) 非常通話及び緊急通話等</del>の利用</p> <p>通信途絶時の対処として、防災関係機関は、災害対策基本法第 57 条、電気通信事業法第 8 条並びに電気通信事業法施行規則第 55 条、56 条の規定に基づき、東日本電信電話(株)埼玉支店その他の通信事業者の協力のもと、非常(緊急)<del>通話、及び非常(緊急)</del>電報を活用する。</p> <p><u>☐非常通話及び緊急通話等</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○非常通話及び非常電報</p> <p><del>非常通話及び非常電報は、災害予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とするものであり、消防機関又は災害救助機関相互が実施する。</del></p> <p>○緊急通話及び緊急電報</p> <p><del>緊急通話及び緊急電報は、火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故等の緊急事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する内容とするものであり、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係のある機関が相互に実施する。</del></p> </div>	記載情報の更新	P.125

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>(9) 災害情報通信のための通信施設の優先使用</u></p> <p><u>統括班は、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、災害対策基本法第 57 条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する。</u></p> <p><u>災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>② 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項</u></p> <p><u>緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定める。災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><u>(10) 非常通信の利用</u></p> <p><u>統括班は、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができない又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて非常通信を活用する。</u></p> <p><u>□非常通信の運用方法</u></p> <p><u>○非常通信文の内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・人命の救助に関すること</u></li> <li><u>・天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること</u></li> <li><u>・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること</u></li> <li><u>・電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること</u></li> <li><u>・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること</u></li> <li><u>・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること</u></li> <li><u>・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること</u></li> <li><u>・遭難者救援に関すること</u></li> <li><u>・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること</u></li> <li><u>・鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること</u></li> <li><u>・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること</u></li> <li><u>・災害救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること</u></li> <li><u>・人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース</u></li> </ul> <p><u>○非常無線通信文の要領</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。</u></li> <li><u>・かたかな又は通常の文書体で記入する。</u></li> <li><u>・簡単で要領を得たものとし、1 通の字数を 200 字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく 200 字以内)とする。ただし、通数に制限はない。</u></li> </ul>		<p>県地域防災計画の反映</p>	

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>・宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。          ・発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。          ・余白に「非常」と記入する。</p> <p>○非常通信の依頼先          ・最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。</p> <p>○非常通信の取扱料          ・原則として無料</p> <p>○非常通信に関する照会先          関東総合通信局無線通信部陸上第二課          電話 03-6238-1771（直通）          FAX 03-6238-1769</p>			
<p><b>1.2 情報収集体制【統括班、情報班、広報班、避難所班、水防・道路班、援護班】</b></p> <p>1 情報収集体制及び収集すべき情報</p> <p>(1) 発災前  <u>統括班、水防・道路班、情報班及び避難所班</u>は、各防災関係機関からの通報の他、情報班、水防・道路班、消防団員等による警戒活動を行うとともに、市民等との協力により、地域の危険箇所に関する情報を収集し、<u>市長</u>等に報告する。          &lt;略&gt;</p> <p>(2) 発災後          市は、<u>草加八潮消防組合</u>、草加警察署との緊密な連携のもと、市内の被害及び応急復旧状況等の状況を正確に把握するための情報収集体制を速やかに確立し、情報収集活動を実施する。</p> <p>① 災害情報を得た班(者)は、班長へ報告し、報告を受けた班長は、収集した情報を速やかに取りまとめ、情報班及び担当本部員へ報告する。</p> <p>② 担当本部員は、関係機関、情報連絡協力員(町会・自治会長、自主防災組織等)、各班から収集した災害情報を整理し、本部会議へ報告する。</p> <p>③ 本部会議は、入手した情報の分析を行い、被災状況等を判断し、活動すべき内容を決定する。担当本部員は、本部決定事項を各班の班長を通じて指示する。</p> <p>④ 統括班、広報班は、<u>草加八潮消防組合と連携し、避難勧告等必要</u>な情報を、それぞれ防災行政無線、広報車等の手段によって市民に広報する。          &lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 情報収集体制【統括班、情報班、広報班、避難所班、水防・道路班、援護班】</b></p> <p>1 情報収集体制及び収集すべき情報</p> <p>(1) 発災前  <u>車</u>は、各防災関係機関からの通報の他、情報班、水防・道路班、消防団員等による警戒活動を行うとともに、市民等との協力により、地域の危険箇所に関する情報を収集し、<u>本部長</u>等に報告する。          &lt;略&gt;</p> <p>(2) 発災後          市は、草加警察署との緊密な連携のもと、市内の被害及び応急復旧状況等の状況を正確に把握するための情報収集体制を速やかに確立し、情報収集活動を実施する。</p> <p>① 災害情報を得た班(者)は、班長へ報告し、報告を受けた班長は、収集した情報を速やかに取りまとめ、情報班及び担当本部員へ報告する。</p> <p>② 担当本部員は、関係機関、情報連絡協力員(町会・自治会長、自主防災組織等)、各班から収集した災害情報を整理し、本部会議へ報告する。</p> <p>③ 本部会議は、入手した情報の分析を行い、被災状況等を判断し、活動すべき内容を決定する。担当本部員は、本部決定事項を各班の班長を通じて指示する。</p> <p>④ 統括班、広報班は、<u>避難勧告・指示等必要</u>な情報を、それぞれ防災行政無線、広報車等の手段によって市民に広報する。          &lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.126</p>

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)																																																						
<p><b>1.3 被害調査の報告【統括班、情報班】</b></p> <p>1 報告すべき災害                      &lt;略&gt;</p> <p>(1) 報告の要領                      各部各班は、それぞれが担当する業務において収集した被災情報を情報班に報告する。報告を受けた情報班は、情報を集計・整理し、担当本部員及び統括班に報告する。                      統括班は、速やかに<u>埼玉県災害オペレーション支援システム</u>(使用できない場合はファックス等)で県に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。                      被害状況は、災害の発生及び経過に応じて、被害速報及び確定報告に区分して報告する。</p> <p>(2) 被害速報                      &lt;略&gt;</p> <p>□被害速報の種類</p> <table border="1" data-bbox="222 877 1190 1052"> <tr> <td>発生速報</td> <td>被害の発生直後に<u>埼玉県災害オペレーション支援システム</u>で報告する。<u>埼玉県災害オペレーション支援システム</u>が使用できない場合はファックス等で報告する。</td> </tr> <tr> <td>経過速報</td> <td>被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について、特に指示する場合の他、2時間ごとに<u>埼玉県災害オペレーション支援システム</u>で報告する。<u>埼玉県災害オペレーション支援システム</u>が使用できない場合は、ファックス等で報告する。</td> </tr> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	発生速報	被害の発生直後に <u>埼玉県災害オペレーション支援システム</u> で報告する。 <u>埼玉県災害オペレーション支援システム</u> が使用できない場合はファックス等で報告する。	経過速報	被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について、特に指示する場合の他、2時間ごとに <u>埼玉県災害オペレーション支援システム</u> で報告する。 <u>埼玉県災害オペレーション支援システム</u> が使用できない場合は、ファックス等で報告する。	<p><b>1.3 被害調査の報告【統括班、情報班】</b></p> <p>1 報告すべき災害                      &lt;略&gt;</p> <p>(1) 報告の要領                      各部各班は、それぞれが担当する業務において収集した被災情報を情報班に報告する。報告を受けた情報班は、情報を集計・整理し、担当本部員及び統括班に報告する。                      統括班は、速やかに<u>防災情報システム</u>(使用できない場合はファックス等)で県に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。                      被害状況は、災害の発生及び経過に応じて、被害速報及び確定報告に区分して報告する。</p> <p>(2) 被害速報                      &lt;略&gt;</p> <p>□被害速報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1368 877 2335 1024"> <tr> <td>発生速報</td> <td>被害の発生直後に<u>県防災情報システム</u>で報告する。<u>県防災情報システム</u>が使用できない場合はファックス等で報告する。</td> </tr> <tr> <td>経過速報</td> <td>被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について、特に指示する場合の他、2時間ごとに<u>県防災情報システム</u>で報告する。<u>県防災情報システム</u>が使用できない場合は、ファックス等で報告する。</td> </tr> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	発生速報	被害の発生直後に <u>県防災情報システム</u> で報告する。 <u>県防災情報システム</u> が使用できない場合はファックス等で報告する。	経過速報	被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について、特に指示する場合の他、2時間ごとに <u>県防災情報システム</u> で報告する。 <u>県防災情報システム</u> が使用できない場合は、ファックス等で報告する。	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.128</p>																																														
発生速報	被害の発生直後に <u>埼玉県災害オペレーション支援システム</u> で報告する。 <u>埼玉県災害オペレーション支援システム</u> が使用できない場合はファックス等で報告する。																																																								
経過速報	被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について、特に指示する場合の他、2時間ごとに <u>埼玉県災害オペレーション支援システム</u> で報告する。 <u>埼玉県災害オペレーション支援システム</u> が使用できない場合は、ファックス等で報告する。																																																								
発生速報	被害の発生直後に <u>県防災情報システム</u> で報告する。 <u>県防災情報システム</u> が使用できない場合はファックス等で報告する。																																																								
経過速報	被害状況の進展に伴い、収集した被害情報について、特に指示する場合の他、2時間ごとに <u>県防災情報システム</u> で報告する。 <u>県防災情報システム</u> が使用できない場合は、ファックス等で報告する。																																																								
<p>2 報告先</p> <p>(1) 被害速報及び確定報告の報告先</p> <table border="1" data-bbox="160 1199 1222 1572"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告先</th> <th>手段</th> <th colspan="2">番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">勤務時間内</td> <td rowspan="4">県消防防災課</td> <td>一般加入電話</td> <td>電話</td> <td>048-830-8151(直通)</td> </tr> <tr> <td><u>地上系防災行政無線(防災専用)</u></td> <td>電話</td> <td><u>6-8181</u></td> </tr> <tr> <td><u>地上系防災行政無線(庁内電話)</u></td> <td>電話</td> <td><u>57-6-8181</u></td> </tr> <tr> <td><u>衛星系防災行政無線</u></td> <td>電話</td> <td><u>58-200-6-8181</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">勤務時間外</td> <td rowspan="4">危機管理防災センターシステム管理室</td> <td>一般加入電話</td> <td>電話</td> <td>048-830-8111(直通)</td> </tr> <tr> <td><u>地上系防災行政無線(防災専用)</u></td> <td>電話</td> <td><u>6-8111</u></td> </tr> <tr> <td><u>地上系防災行政無線(庁内電話)</u></td> <td>電話</td> <td><u>57-6-8111</u></td> </tr> <tr> <td><u>衛星系防災行政無線</u></td> <td>電話</td> <td><u>58-200-6-8111</u></td> </tr> </tbody> </table>	報告先		手段	番号		勤務時間内	県消防防災課	一般加入電話	電話	048-830-8151(直通)	<u>地上系防災行政無線(防災専用)</u>	電話	<u>6-8181</u>	<u>地上系防災行政無線(庁内電話)</u>	電話	<u>57-6-8181</u>	<u>衛星系防災行政無線</u>	電話	<u>58-200-6-8181</u>	勤務時間外	危機管理防災センターシステム管理室	一般加入電話	電話	048-830-8111(直通)	<u>地上系防災行政無線(防災専用)</u>	電話	<u>6-8111</u>	<u>地上系防災行政無線(庁内電話)</u>	電話	<u>57-6-8111</u>	<u>衛星系防災行政無線</u>	電話	<u>58-200-6-8111</u>	<p>2 報告先</p> <p>(1) 被害速報及び確定報告の報告先</p> <table border="1" data-bbox="1305 1199 2368 1354"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告先</th> <th>手段</th> <th colspan="2">番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">勤務時間内</td> <td rowspan="2">県消防防災課</td> <td>一般加入電話</td> <td>電話</td> <td>048-830-8151(直通)</td> </tr> <tr> <td><u>防災行政無線</u></td> <td>電話</td> <td><u>6-8181</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤務時間外</td> <td rowspan="2">危機管理防災センターシステム管理室</td> <td>一般加入電話</td> <td>電話</td> <td>048-830-8111(直通)</td> </tr> <tr> <td><u>防災行政無線</u></td> <td>電話</td> <td><u>6-8111</u></td> </tr> </tbody> </table>	報告先		手段	番号		勤務時間内	県消防防災課	一般加入電話	電話	048-830-8151(直通)	<u>防災行政無線</u>	電話	<u>6-8181</u>	勤務時間外	危機管理防災センターシステム管理室	一般加入電話	電話	048-830-8111(直通)	<u>防災行政無線</u>	電話	<u>6-8111</u>	<p>県地域防災計画の反映                      記載情報の更新</p>	<p>P.136</p>
報告先		手段	番号																																																						
勤務時間内	県消防防災課	一般加入電話	電話	048-830-8151(直通)																																																					
		<u>地上系防災行政無線(防災専用)</u>	電話	<u>6-8181</u>																																																					
		<u>地上系防災行政無線(庁内電話)</u>	電話	<u>57-6-8181</u>																																																					
		<u>衛星系防災行政無線</u>	電話	<u>58-200-6-8181</u>																																																					
勤務時間外	危機管理防災センターシステム管理室	一般加入電話	電話	048-830-8111(直通)																																																					
		<u>地上系防災行政無線(防災専用)</u>	電話	<u>6-8111</u>																																																					
		<u>地上系防災行政無線(庁内電話)</u>	電話	<u>57-6-8111</u>																																																					
		<u>衛星系防災行政無線</u>	電話	<u>58-200-6-8111</u>																																																					
報告先		手段	番号																																																						
勤務時間内	県消防防災課	一般加入電話	電話	048-830-8151(直通)																																																					
		<u>防災行政無線</u>	電話	<u>6-8181</u>																																																					
勤務時間外	危機管理防災センターシステム管理室	一般加入電話	電話	048-830-8111(直通)																																																					
		<u>防災行政無線</u>	電話	<u>6-8111</u>																																																					

# 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)																																																																						
<p>(2) 消防庁への報告先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告先</th> <th>平日(9:30~18:30) ※応急対策室</th> <th>左記以外 ※宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>TN-90-49013</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>TN-90-49033</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信 ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>TN-048-500-90-49013</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>TN-048-500-90-49033</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線発信特番(市庁舎は58、消防本部は88)を示す。</p>	報告先	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	<略>			消防防災無線	電話	TN-90-49013	FAX	TN-90-49033	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	FAX	TN-048-500-90-49033	<p>(2) 消防庁への報告先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告先</th> <th>平日(9:30~18:30) ※応急対策室</th> <th>左記以外 ※宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>7627</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>7637</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信 ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>TN-048-500-7627</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>TN-048-500-7637</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線発信特番(市庁舎は58、消防本部は88)を示す。</p>	報告先	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	<略>			消防防災無線	電話	7627	FAX	7637	地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-7627	FAX	TN-048-500-7637																																								
報告先	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室																																																																							
<略>																																																																									
消防防災無線	電話	TN-90-49013																																																																							
	FAX	TN-90-49033																																																																							
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013																																																																							
	FAX	TN-048-500-90-49033																																																																							
報告先	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室																																																																							
<略>																																																																									
消防防災無線	電話	7627																																																																							
	FAX	7637																																																																							
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-7627																																																																							
	FAX	TN-048-500-7637																																																																							
<p>3 報告の留意事項</p> <p>(1) 報告の留意事項</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□報告の留意事項</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>○外国人の被害情報について、<u>埼玉県災害オペレーション支援</u>システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	<略>	○外国人の被害情報について、 <u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する	<p>3 報告の留意事項</p> <p>(1) 報告の留意事項</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□報告の留意事項</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>○外国人の被害情報について、<u>県防災情報</u>システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	<略>	○外国人の被害情報について、 <u>県防災情報</u> システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する	記載情報の更新	P.130																																																																		
<略>																																																																									
○外国人の被害情報について、 <u>埼玉県災害オペレーション支援</u> システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する																																																																									
<略>																																																																									
○外国人の被害情報について、 <u>県防災情報</u> システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する																																																																									
<p>1.4 <b>情報総括責任者の選任【情報班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□情報総括責任者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報告責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括責任者</td> <td>正：情報・<u>管財班</u> 本部長 副：情報班 班長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報告責任者	総括責任者	正：情報・ <u>管財班</u> 本部長 副：情報班 班長	<p>1.4 <b>情報総括責任者の選任</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□情報総括責任者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報告責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括責任者</td> <td>正：情報・<u>管財部</u> 本部長 副：情報班 班長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報告責任者	総括責任者	正：情報・ <u>管財部</u> 本部長 副：情報班 班長	対応組織の明確化	P.130																																																														
区分	報告責任者																																																																								
総括責任者	正：情報・ <u>管財班</u> 本部長 副：情報班 班長																																																																								
区分	報告責任者																																																																								
総括責任者	正：情報・ <u>管財部</u> 本部長 副：情報班 班長																																																																								
<p>1.5 <b>注意報・警報等の発表基準</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 河川における水位到達情報</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□水位到達情報通知の対象となる基準観測所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>水防団待機水位 (通報水位)</th> <th>はん濫注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難判断水位 (特別警戒水位)</th> <th>はん濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中川</td> <td>牛島</td> <td>春日部市 藤塚</td> <td>A. P. 5. 20m</td> <td>A. P. 5. 85m</td> <td>二</td> <td>A. P. 6. <u>25m</u></td> </tr> <tr> <td>元荒川</td> <td>三野宮</td> <td>越谷市 三野宮</td> <td>A. P. 6. 15m</td> <td>A. P. 6. 55m</td> <td>二</td> <td>A. P. <u>6. 80m</u></td> </tr> <tr> <td>大落 古利根 川</td> <td>杉戸</td> <td>杉戸町 杉戸</td> <td>A. P. 7. 25m</td> <td>A. P. 7. 70m</td> <td>二</td> <td>A. P. <u>7. 91m</u></td> </tr> <tr> <td>新方川</td> <td>増林</td> <td>越谷市 花田</td> <td>A. P. 3. 25m</td> <td>A. P. 3. 90m</td> <td>二</td> <td>A. P. 4. <u>02m</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位	中川	牛島	春日部市 藤塚	A. P. 5. 20m	A. P. 5. 85m	二	A. P. 6. <u>25m</u>	元荒川	三野宮	越谷市 三野宮	A. P. 6. 15m	A. P. 6. 55m	二	A. P. <u>6. 80m</u>	大落 古利根 川	杉戸	杉戸町 杉戸	A. P. 7. 25m	A. P. 7. 70m	二	A. P. <u>7. 91m</u>	新方川	増林	越谷市 花田	A. P. 3. 25m	A. P. 3. 90m	二	A. P. 4. <u>02m</u>	<p>1.5 <b>注意報・警報等の発表基準</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 河川における水位到達情報</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□水位到達情報通知の対象となる基準観測所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>水防団待機水位 (通報水位)</th> <th>はん濫注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難判断水位 (特別警戒水位)</th> <th>はん濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中川</td> <td>牛島</td> <td>春日部市 藤塚</td> <td>A. P. 5. 20m</td> <td>A. P. 5. 85m</td> <td><u>A. P. 6. 05m</u></td> <td>A. P. 6. <u>30m</u></td> </tr> <tr> <td>元荒川</td> <td>三野宮</td> <td>越谷市 三野宮</td> <td>A. P. 6. 15m</td> <td>A. P. 6. 55m</td> <td><u>A. P. 7. 00m</u></td> <td>A. P. <u>7. 00m</u></td> </tr> <tr> <td>大落 古利根 川</td> <td>杉戸</td> <td>杉戸町 杉戸</td> <td>A. P. 7. 25m</td> <td>A. P. 7. 70m</td> <td><u>A. P. 7. 95m</u></td> <td>A. P. <u>8. 20m</u></td> </tr> <tr> <td>新方川</td> <td>増林</td> <td>越谷市 花田</td> <td>A. P. 3. 25m</td> <td>A. P. 3. 90m</td> <td><u>A. P. 4. 20m</u></td> <td>A. P. 4. <u>55m</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位	中川	牛島	春日部市 藤塚	A. P. 5. 20m	A. P. 5. 85m	<u>A. P. 6. 05m</u>	A. P. 6. <u>30m</u>	元荒川	三野宮	越谷市 三野宮	A. P. 6. 15m	A. P. 6. 55m	<u>A. P. 7. 00m</u>	A. P. <u>7. 00m</u>	大落 古利根 川	杉戸	杉戸町 杉戸	A. P. 7. 25m	A. P. 7. 70m	<u>A. P. 7. 95m</u>	A. P. <u>8. 20m</u>	新方川	増林	越谷市 花田	A. P. 3. 25m	A. P. 3. 90m	<u>A. P. 4. 20m</u>	A. P. 4. <u>55m</u>	記載情報の更新	P.131
河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位																																																																			
中川	牛島	春日部市 藤塚	A. P. 5. 20m	A. P. 5. 85m	二	A. P. 6. <u>25m</u>																																																																			
元荒川	三野宮	越谷市 三野宮	A. P. 6. 15m	A. P. 6. 55m	二	A. P. <u>6. 80m</u>																																																																			
大落 古利根 川	杉戸	杉戸町 杉戸	A. P. 7. 25m	A. P. 7. 70m	二	A. P. <u>7. 91m</u>																																																																			
新方川	増林	越谷市 花田	A. P. 3. 25m	A. P. 3. 90m	二	A. P. 4. <u>02m</u>																																																																			
河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位																																																																			
中川	牛島	春日部市 藤塚	A. P. 5. 20m	A. P. 5. 85m	<u>A. P. 6. 05m</u>	A. P. 6. <u>30m</u>																																																																			
元荒川	三野宮	越谷市 三野宮	A. P. 6. 15m	A. P. 6. 55m	<u>A. P. 7. 00m</u>	A. P. <u>7. 00m</u>																																																																			
大落 古利根 川	杉戸	杉戸町 杉戸	A. P. 7. 25m	A. P. 7. 70m	<u>A. P. 7. 95m</u>	A. P. <u>8. 20m</u>																																																																			
新方川	増林	越谷市 花田	A. P. 3. 25m	A. P. 3. 90m	<u>A. P. 4. 20m</u>	A. P. 4. <u>55m</u>																																																																			

# 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）																						
<p><b>第4節 市民への広報・広聴</b></p> <p><b>第1 広報活動</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 広報を行う情報の区分【統括班、広報班、<u>草加八潮消防組合</u>、防災関係機関】</b></p> <p>1 実施機関と広報内容</p> <p>広報を実施する機関ごとに広報内容が異ならないよう、統括班及び広報班は、県、<u>草加八潮消防組合</u>、報道機関等と連絡・協調を図る。なお、広報を実施する機関及び広報内容を以下に示す。</p> <p>□広報の実施機関と内容</p> <table border="1" data-bbox="172 810 1199 1759"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>広報・報道内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">【統括班】 【広報班】</td> <td> <b>人命の安全に係る広報（発災前）</b>                      ・気象情報（気象予警報等）                      ・河川情報（洪水予報、水防警報等）                      ・避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域、避難の心得、<u>指定避難所</u>等の位置、経路等）                      ・要配慮者に向けた広報                      ・その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項                      &lt;略&gt;                 </td> </tr> <tr> <td> <b>安心に係る広報</b>                      ・災害対策本部の設置又は閉鎖                      ・被害情報（死傷者、建物被害等）                      ・個人安否情報（東日本電信電話（株）の「災害用伝言ダイヤル（171）」、携帯電話会社等（NTT ドコモ、ソフトバンク、au、Facebook）の災害用伝言板                      ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項                 </td> </tr> <tr> <td> <b>生活に係る広報</b>                      ・電気、水道、ガス等ライフラインの状況（被害状況、注意事項）                      ・給食、給水実施状況（給水日時、場所、量、対象者）                      ・医療、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者）                      ・交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）                      ・防疫状況と注意事項                      ・<u>指定避難所</u>の収容者名                      ・救援物資の種類、配布場所                      ・住宅診断の実施                      ・仮設トイレ、風呂の設置状況                      ・し尿、ごみ処理情報                      ・り災証明書交付情報、各種相談窓口の設置状況、融資に関する情報                      ・その他市民の生活安定及び社会秩序保持のために必要な事項                      &lt;略&gt;                 </td> </tr> <tr> <td>                     ・避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域、<u>指定避難所</u>等の位置、経路等）                      ・その他消防活動に必要な事項                 </td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	広報・報道内容	【統括班】 【広報班】	<b>人命の安全に係る広報（発災前）</b> ・気象情報（気象予警報等） ・河川情報（洪水予報、水防警報等） ・避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域、避難の心得、 <u>指定避難所</u> 等の位置、経路等） ・要配慮者に向けた広報 ・その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項 <略>	<b>安心に係る広報</b> ・災害対策本部の設置又は閉鎖 ・被害情報（死傷者、建物被害等） ・個人安否情報（東日本電信電話（株）の「災害用伝言ダイヤル（171）」、携帯電話会社等（NTT ドコモ、ソフトバンク、au、Facebook）の災害用伝言板 ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項	<b>生活に係る広報</b> ・電気、水道、ガス等ライフラインの状況（被害状況、注意事項） ・給食、給水実施状況（給水日時、場所、量、対象者） ・医療、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者） ・交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等） ・防疫状況と注意事項 ・ <u>指定避難所</u> の収容者名 ・救援物資の種類、配布場所 ・住宅診断の実施 ・仮設トイレ、風呂の設置状況 ・し尿、ごみ処理情報 ・り災証明書交付情報、各種相談窓口の設置状況、融資に関する情報 ・その他市民の生活安定及び社会秩序保持のために必要な事項 <略>	・避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域、 <u>指定避難所</u> 等の位置、経路等） ・その他消防活動に必要な事項	<略>				<p><b>第4節 市民への広報・広聴</b></p> <p><b>第1 広報活動</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 広報を行う情報の区分【統括班、広報班、<del>救助・消防班</del>、防災関係機関】</b></p> <p>1 実施機関と広報内容</p> <p>広報を実施する機関ごとに広報内容が異ならないよう、統括班及び広報班は、県、<del>消防本部</del>、報道機関等と連絡・協調を図る。なお、広報を実施する機関及び広報内容を以下に示す。</p> <p>□広報の実施機関と内容</p> <table border="1" data-bbox="1317 810 2344 1780"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>広報・報道内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">【統括班】 【広報班】</td> <td> <b>人命の安全に係る広報（発災前）</b>                      ・気象情報（気象予警報等）                      ・河川情報（洪水予報、水防警報等）                      ・避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域、避難の心得、<u>避難所</u>等の位置、経路等）                      ・要配慮者に向けた広報                      ・その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項                      &lt;略&gt;                 </td> </tr> <tr> <td> <b>安心に係る広報</b>                      ・災害対策本部の設置又は閉鎖                      ・被害情報（死傷者、建物被害等）                      ・個人安否情報（東日本電信電話（株）の「災害用伝言ダイヤル（171）」、携帯電話会社等（NTT ドコモ、ソフトバンク、au、<del>WILLCOM</del> Facebook）の災害用伝言板                      ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項                 </td> </tr> <tr> <td> <b>生活に係る広報</b>                      ・電気、水道、ガス等ライフラインの状況（被害状況、注意事項）                      ・給食、給水実施状況（給水日時、場所、量、対象者）                      ・医療、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者）                      ・交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）                      ・防疫状況と注意事項                      ・<u>避難所</u>の収容者名                      ・救援物資の種類、配布場所                      ・住宅診断の実施                      ・仮設トイレ、風呂の設置状況                      ・し尿、ごみ処理情報                      ・り災証明書交付情報、各種相談窓口の設置状況、融資に関する情報                      ・その他市民の生活安定及び社会秩序保持のために必要な事項                      &lt;略&gt;                 </td> </tr> <tr> <td>                     ・避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域、<u>避難所</u>等の位置、経路等）                      ・その他消防活動に必要な事項                 </td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	広報・報道内容	【統括班】 【広報班】	<b>人命の安全に係る広報（発災前）</b> ・気象情報（気象予警報等） ・河川情報（洪水予報、水防警報等） ・避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域、避難の心得、 <u>避難所</u> 等の位置、経路等） ・要配慮者に向けた広報 ・その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項 <略>	<b>安心に係る広報</b> ・災害対策本部の設置又は閉鎖 ・被害情報（死傷者、建物被害等） ・個人安否情報（東日本電信電話（株）の「災害用伝言ダイヤル（171）」、携帯電話会社等（NTT ドコモ、ソフトバンク、au、 <del>WILLCOM</del> Facebook）の災害用伝言板 ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項	<b>生活に係る広報</b> ・電気、水道、ガス等ライフラインの状況（被害状況、注意事項） ・給食、給水実施状況（給水日時、場所、量、対象者） ・医療、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者） ・交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等） ・防疫状況と注意事項 ・ <u>避難所</u> の収容者名 ・救援物資の種類、配布場所 ・住宅診断の実施 ・仮設トイレ、風呂の設置状況 ・し尿、ごみ処理情報 ・り災証明書交付情報、各種相談窓口の設置状況、融資に関する情報 ・その他市民の生活安定及び社会秩序保持のために必要な事項 <略>	・避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域、 <u>避難所</u> 等の位置、経路等） ・その他消防活動に必要な事項	<略>				<p>消防広域化に伴う修正 記載情報の更新</p>	<p>P.134</p>
機関名	広報・報道内容																								
【統括班】 【広報班】	<b>人命の安全に係る広報（発災前）</b> ・気象情報（気象予警報等） ・河川情報（洪水予報、水防警報等） ・避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域、避難の心得、 <u>指定避難所</u> 等の位置、経路等） ・要配慮者に向けた広報 ・その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項 <略>																								
	<b>安心に係る広報</b> ・災害対策本部の設置又は閉鎖 ・被害情報（死傷者、建物被害等） ・個人安否情報（東日本電信電話（株）の「災害用伝言ダイヤル（171）」、携帯電話会社等（NTT ドコモ、ソフトバンク、au、Facebook）の災害用伝言板 ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項																								
	<b>生活に係る広報</b> ・電気、水道、ガス等ライフラインの状況（被害状況、注意事項） ・給食、給水実施状況（給水日時、場所、量、対象者） ・医療、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者） ・交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等） ・防疫状況と注意事項 ・ <u>指定避難所</u> の収容者名 ・救援物資の種類、配布場所 ・住宅診断の実施 ・仮設トイレ、風呂の設置状況 ・し尿、ごみ処理情報 ・り災証明書交付情報、各種相談窓口の設置状況、融資に関する情報 ・その他市民の生活安定及び社会秩序保持のために必要な事項 <略>																								
	・避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域、 <u>指定避難所</u> 等の位置、経路等） ・その他消防活動に必要な事項																								
<略>																									
機関名	広報・報道内容																								
【統括班】 【広報班】	<b>人命の安全に係る広報（発災前）</b> ・気象情報（気象予警報等） ・河川情報（洪水予報、水防警報等） ・避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域、避難の心得、 <u>避難所</u> 等の位置、経路等） ・要配慮者に向けた広報 ・その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項 <略>																								
	<b>安心に係る広報</b> ・災害対策本部の設置又は閉鎖 ・被害情報（死傷者、建物被害等） ・個人安否情報（東日本電信電話（株）の「災害用伝言ダイヤル（171）」、携帯電話会社等（NTT ドコモ、ソフトバンク、au、 <del>WILLCOM</del> Facebook）の災害用伝言板 ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項																								
	<b>生活に係る広報</b> ・電気、水道、ガス等ライフラインの状況（被害状況、注意事項） ・給食、給水実施状況（給水日時、場所、量、対象者） ・医療、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者） ・交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等） ・防疫状況と注意事項 ・ <u>避難所</u> の収容者名 ・救援物資の種類、配布場所 ・住宅診断の実施 ・仮設トイレ、風呂の設置状況 ・し尿、ごみ処理情報 ・り災証明書交付情報、各種相談窓口の設置状況、融資に関する情報 ・その他市民の生活安定及び社会秩序保持のために必要な事項 <略>																								
	・避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域、 <u>避難所</u> 等の位置、経路等） ・その他消防活動に必要な事項																								
<略>																									

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁 (現行)
<p><b>1.2 広報活動の実施【統括班、広報班、<u>援護班、物資調達班、草加八潮消防組合</u>】</b></p> <p>1 広報の実施</p> <p>統括班及び広報班は、<u>草加八潮消防組合と連携し</u>、住民に対して固定系防災行政無線や広報車等により広報を行う。</p> <p>また、必要に応じて職員による現場での指示やチラシ、広告等の現地配布・掲示を行うとともに、自主防災組織や避難所運営組織の協力を得ながら行う。</p> <p>広報手段(媒体)の選定は、災害対策本部から特に指示された場合を除き、状況を判断して適切なものを選定する。</p>	<p><b>1.2 広報活動の実施【統括班、広報班、<u>救助・消防班、援護班</u>】</b></p> <p>1 広報の実施</p> <p>統括班、<del>広報班及び救助・消防班は</del>、住民に対して固定系防災行政無線や広報車等により広報を行う。</p> <p>また、必要に応じて職員による現場での指示やチラシ、広告等の現地配布・掲示を行うとともに、自主防災組織や避難所運営組織の協力を得ながら行う。</p> <p>広報手段(媒体)の選定は、災害対策本部から特に指示された場合を除き、状況を判断して適切なものを選定する。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.136</p>
<p>2 広報の伝達系統</p> <p>統括班及び広報班は、<u>草加八潮消防組合と連携し</u>、以下の伝達系統で広報を行う。</p> <p>□広報の伝達系統</p>	<p>2 広報の伝達系統</p> <p>統括班、<del>広報班及び救助・消防班は</del>、以下の伝達系統で広報を行う。</p> <p>□広報の伝達系統</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.136</p>
<p>4 報道機関の活用</p> <p><u>広報班は、必要に応じて株式会社ジェイコム北関東等の地域の報道機関を活用する。</u></p>	<p>4 報道機関の活用</p> <p><del>原則として報道機関への放送の要請は、広報班が県を経由して行う(知事への要請依頼)。ただし、県との通信途絶等特別の事情がある場合は、直接報道機関に対し要請する。なお、避難勧告・指示に関しては、「避難の勧告・指示」(P.151)の定めるところにより、報道機関への広報要請を行う。</del></p> <p><del>広報内容の伝達については、広報班が行う。</del></p> <p>資料 2-63 放送事業者への情報提供・連絡先 資料 第6号様式 市町村放送応援依頼用紙</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.137</p>

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第2 広聴活動</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 災害相談窓口の設置【市民相談班、避難所班】</b></p> <p>1 災害相談窓口の設置</p> <p>大規模な災害が発生したとき、又は<b>市長</b>の指示があったとき、市民相談班は、市庁舎や<b>指定避難所</b>など、災害の規模に応じた災害相談窓口を開設する。</p> <p>また、<b>指定避難所</b>が多数の場合は、避難所班と協力し、自動車等による巡回相談の形式をとる。</p>	<p><b>第2 広聴活動</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 災害相談窓口の設置【市民相談班、避難所班】</b></p> <p>1 災害相談窓口の設置</p> <p>大規模な災害が発生したとき、又は<b>本部長</b>の指示があったとき、市民相談班は、市庁舎や<b>避難所</b>など、災害の規模に応じた災害相談窓口を開設する。</p> <p>また、<b>避難所</b>が多数の場合は、避難所班と協力し、自動車等による巡回相談の形式をとる。</p>	記載情報の更新	P.138
<p>2 災害相談窓口の業務            &lt;略&gt;</p> <p><u>（4）各種手続の総合窓口</u></p> <p><u>市民相談班は、見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する書類配布・受付等の手続及び相談を一元的に処理するため、関係課等と連携する。</u></p>	<p>2 災害相談窓口の業務            &lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;">（復旧、復興計画から移動）</p>	記載内容の整理 記載情報の更新	P.138
<p>3 県・関係機関・専門家等との協力体制の確立            &lt;略&gt;</p> <p><u>資料 1.39 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書（埼玉司法書士会）</u></p> <p><u>資料 1.41 災害時における被災者支援に関する協定書（埼玉県行政書士会）</u></p>	<p>3 県・関係機関・専門家等との協力体制の確立            &lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.138
<p><b>2.2 被災者に対する広聴の実施【市民相談班、避難所班】</b></p> <p><u>1 被災者に対する個別聴取又はアンケート調査の実施</u></p> <p><u>市民相談班は、市内の被害状況に応じて、個別聴取又はアンケート調査を実施するために要員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等を定期的に収集する。また、個別聴取に際して、指定避難所の収容者に関しては、避難所班と協力して、全般の応急対策の効果を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図る。</u></p> <p><u>必要に応じて県へ広聴活動の協力を要請する。</u></p>	<p><b>2.2 被災者に対する広聴の実施【市民相談班、避難所班】</b></p> <p><del>1 被災者に対する広聴の実施</del></p> <p><del>被災状況により必要であると認められる場合、市民相談班は個別聴取を行う。また、避難所の収容者に関しては、避難所班と協力して、全般の応急対策の効果を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。さらに、必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。</del></p>	県地域防災計画の反映	P.138
<p><b>第5節 水防活動</b></p> <p><b>第1 水防活動</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 水防体制の確立【水防・道路班】</b></p> <p><u>水防・道路班</u>は、水防法に基づき、区域内において浸水被害等のおそれがある場合、水防に関する活動体制を編成する。</p> <p>また、市長は、堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想され、緊急の必要があるときは、消防団の出動を要請するとともに、県を通じ、警察官の出動要請、自衛隊の派遣要請を行う。</p>	<p><b>第5節 水防活動</b></p> <p><b>第1 水防活動</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 水防体制の確立【水防・道路班、救助・消防班】</b></p> <p><u>水</u>は、水防法に基づき、区域内において浸水被害等のおそれがある場合、水防に関する活動体制を編成する。</p> <p>また、市長は、堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想され、緊急の必要があるときは、消防団の出動を要請するとともに、県を通じ、警察官の出動要請、自衛隊の派遣要請を行う。</p>	消防広域化に伴う修正	P.140

# 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）															
<p><b>1.3 雨水出水に係る水位情報の通知及び周知【水防・道路班、統括班、広報班】</b></p> <p><u>水防・道路班は、排水施設等の水位の状況を把握する。</u></p> <p><u>なお、排水施設等の水位が設定した雨水出水特別警戒水位に達した場合、市長に通知するとともに、統括班や広報班が市民に周知する。なお、市民に周知する際は、報道機関への要請も検討する。</u></p>		水防法の改正に伴う修正	P.140															
<p><b>1.4 水防活動の内容【水防・道路班、統括班】</b></p> <p>水防に関する活動は、県水防計画に定めるものの他、以下のとおりである。</p> <p><b>1 監視、警戒活動</b></p> <p>水防・道路班は、台風又は集中豪雨等により災害が発生するおそれのある場合は、水位等の監視、警戒活動を行う。</p> <p><b>2 関係機関への通知</b></p> <p>水防・道路班は、監視、警戒活動により、災害発生のおそれがあると認められる箇所があるときは、その管理者に通報し、必要な措置を求める。</p> <p>□通報連絡先</p> <table border="1" data-bbox="172 972 1175 1062"> <tr> <td>江戸川河川事務所</td> <td>中川下流出張所(中川)</td> <td>03-3694-2757</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中川出張所(綾瀬川)</td> <td>048-962-2634</td> </tr> <tr> <td><u>越谷県土整備事務所</u></td> <td></td> <td><u>048-964-5221</u></td> </tr> </table> <p><b>3 避難の指示・誘導</b></p> <p>水位等の監視、警戒活動により、災害発生のおそれがあると認めるときは、「避難勧告等」(P. 163)の定めるところにより、市民に避難の指示をする。</p> <p><b>4 水防作業の実施</b></p> <p>(1) 排水施設による水防作業</p> <p>水防・道路班は、台風又は集中豪雨等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し又は発生するおそれのある場合は、被害の拡大を防止するため、排水施設による排水作業を行う。なお、災害の規模に応じて関係業者に協力を要請し、人員、資機材の確保に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 積み土のう等による水防作業</p> <p>水防・道路班は、台風又は集中豪雨等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、施設の管理者と協力して、有効な工法による水防作業を実施する(積み土のう、シート張り、マンホール噴出防止、ビル浸水防止等)。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	江戸川河川事務所	中川下流出張所(中川)	03-3694-2757		中川出張所(綾瀬川)	048-962-2634	<u>越谷県土整備事務所</u>		<u>048-964-5221</u>	<p><b>1.3 水防活動の内容【水防・道路班、救助・消防班】</b></p> <p>水防に関する活動は、県水防計画に定めるものの他、以下のとおりである。</p> <p><b>1 監視、警戒活動</b></p> <p>水防・道路班、<del>救助・消防班</del>は、台風又は集中豪雨等により災害が発生するおそれのある場合は、水位等の監視、警戒活動を行う。</p> <p><b>2 関係機関への通知</b></p> <p>水防・道路班、<del>救助・消防班</del>は、監視、警戒活動により、災害発生のおそれがあると認められる箇所があるときは、その管理者に通報し、必要な措置を求める。</p> <p>□通報連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1314 972 2288 1031"> <tr> <td>江戸川河川事務所</td> <td>中川下流出張所(中川)</td> <td>03-3694-2757</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中川出張所(綾瀬川)</td> <td>048-962-2634</td> </tr> </table> <p><b>3 避難の指示・誘導</b></p> <p>水位等の監視、警戒活動により、災害発生のおそれがあると認めるときは、「避難<del>の勧告</del>→<b>指示</b>」(P. 173)の定めるところにより、市民に避難の指示をする。</p> <p><b>4 水防作業の実施</b></p> <p>(1) 排水施設による水防作業</p> <p>水防・道路班、<del>救助・消防班</del>は、台風又は集中豪雨等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し又は発生するおそれのある場合は、被害の拡大を防止するため、排水施設による排水作業を行う。なお、災害の規模に応じて関係業者に協力を要請し、人員、資機材の確保に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 積み土のう等による水防作業</p> <p>水防・道路班、<del>救助・消防班</del>は、台風又は集中豪雨等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、施設の管理者と協力して、有効な工法による水防作業を実施する(積み土のう、シート張り、マンホール噴出防止、ビル浸水防止等)。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	江戸川河川事務所	中川下流出張所(中川)	03-3694-2757		中川出張所(綾瀬川)	048-962-2634	消防広域化に伴う修正 記載情報の更新	P.140
江戸川河川事務所	中川下流出張所(中川)	03-3694-2757																
	中川出張所(綾瀬川)	048-962-2634																
<u>越谷県土整備事務所</u>		<u>048-964-5221</u>																
江戸川河川事務所	中川下流出張所(中川)	03-3694-2757																
	中川出張所(綾瀬川)	048-962-2634																

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>(3) 水門及び排水機の応急復旧 水防・道路班は、水門及び排水機の破損、故障、停電等により、運転が不能になることが想定されるため、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。</p> <p><b>5 水防用資機材の調達</b> 水防・道路班は、保持する資機材が不足した場合、又は特殊な資機材を要する場合、関係業者に要請し、確保調達に努める。 &lt;略&gt;</p> <p><b>7 通報</b> 水防管理者又は消防機関の長は、堤防の決壊など異常を発見した場合、<u>総務班を通じて</u>、直ちにその旨を越谷県土整備事務所長、江戸川河川事務所長及びはん濫を予想される方向の隣接水防管理者に<u>対して</u>通報する。 また、通報の連絡は、「総括的連絡網及び通信手段」(P.133)によることを基本とする。堤防の状況については、水防管理者が関係する水防管理者や河川管理者に連絡する。 &lt;略&gt;</p>	<p>(3) 水門及び排水機の応急復旧 水防・道路班<del>・救助・消防班</del>は、水門及び排水機の破損、故障、停電等により、運転が不能になることが想定されるため、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。</p> <p><b>5 水防用資機材の調達</b> 水防・道路班<del>・救助・消防班</del>は、保持する資機材が不足した場合、又は特殊な資機材を要する場合、関係業者に要請し、確保調達に努める。 &lt;略&gt;</p> <p><b>7 通報</b> 水防管理者又は消防機関の長は、堤防の決壊など異常を発見した場合、直ちにその旨を越谷県土整備事務所長、江戸川河川事務所長及びはん濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報する。 また、通報の連絡は、「総括的連絡網及び通信手段」(<del>P.124</del>)によることを基本とする。堤防の状況については、水防管理者が関係する水防管理者や河川管理者に連絡する。 &lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.141</p>
<p><b>第6節 警備・交通・輸送計画</b></p> <p><b>第1 災害警備計画</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 警備体制の確立【統括班】</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>2 災害警備の実施</b> 災害警備実施は、国、県、警察、消防機関、その他の関係機関が緊密に連携して、次の各号に掲げる活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>情報の収集、伝達及び広報</u></li> <li>② <u>警告及び避難誘導</u></li> <li>③ <u>人命の救助及び負傷者の救護</u></li> <li>④ <u>交通秩序の維持</u></li> <li>⑤ <u>犯罪の予防検挙</u></li> <li>⑥ <u>行方不明者の捜索、検視及び死体の調査</u></li> <li>⑦ <u>漂流物等の処理</u></li> <li>⑧ <u>その他治安維持に必要な措置</u></li> </ul>	<p><b>第6節 警備・交通・輸送計画</b></p> <p><b>第1 災害警備計画</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 警備体制の確立【統括班】</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>2 災害警備の実施</b> 災害警備実施は、国、県、警察、消防機関、その他の関係機関が緊密に連携して、次の各号に掲げる活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <del>情報の収集</del></li> <li>② <del>被害の実態の把握</del></li> <li>③ <del>被災地域居住者等の避難所等への避難誘導</del></li> <li>④ <del>危険にさらされている者及び負傷者の救出、救助</del></li> <li>⑤ <del>交通の混乱防止のための交通規制措置並びに避難誘導路、緊急交通路の確保</del></li> <li>⑥ <del>行方不明者の捜索及び遺体の検視(見分)</del></li> <li>⑦ <del>被災地及び避難所の警戒</del></li> <li>⑧ <del>各種犯罪の予防・検挙</del></li> <li>⑨ <del>食糧倉庫、救助物資集積所等の警戒</del></li> <li>⑩ <del>防災関係機関との連絡協調</del></li> <li>⑪ <del>その他必要な警察活動</del></li> </ul>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.143</p>

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）																			
<p><b>第2 交通規制計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 交通規制計画【統括班、水防・道路班、広報班、道路管理者】</b></p> <p><b>1 交通規制の役割</b></p> <p>災害により被害を受けた状況から安全な交通確保や渋滞緩和を目的とした交通規制の実施に係るそれぞれの役割は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="181 541 1193 1623"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>対象法令</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県公安委員会</td> <td>道路交通法第4条</td> <td>県内の道路について、災害により道路の決壊等危険な状態が発生し又はその他の状況により必要であると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。</td> </tr> <tr> <td>災害対策基本法第76条</td> <td>区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。</td> </tr> <tr> <td>警察署長</td> <td>道路交通法第5条</td> <td>管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。ただし警察署長が行うこれらの措置は、通行の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が1ヶ月を超えない場合に限り行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官</td> <td>道路交通法第6条第2項同条第3項</td> <td>車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限する。警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転者に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずる。警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をする。</td> </tr> <tr> <td>道路交通法第6条第4項</td> <td>災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努める。</td> </tr> <tr> <td>道路管理者</td> <td>道路法第46条第1項</td> <td>道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	対象法令	実施内容	県公安委員会	道路交通法第4条	県内の道路について、災害により道路の決壊等危険な状態が発生し又はその他の状況により必要であると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。	災害対策基本法第76条	区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。	警察署長	道路交通法第5条	管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。ただし警察署長が行うこれらの措置は、通行の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が1ヶ月を超えない場合に限り行う。	警察官	道路交通法第6条第2項同条第3項	車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限する。警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転者に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずる。警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をする。	道路交通法第6条第4項	災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努める。	道路管理者	道路法第46条第1項	道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。	<p><b>第2 交通規制計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 交通規制計画【統括班、水防・道路班】</b></p> <p><del>1 危険な状態にある道路の通行禁止及び制限</del></p> <p><del>水防・道路班は、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、若しくは道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する(道路法第46条)。</del></p> <p><del>また、通行を制限した場合は、草加警察署及び県警察本部に連絡を行う。通行制限対象が県道の場合は、併せて越谷県土整備事務所へ連絡する。</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.55 車両通行止め標示</del></p> <p><del>3 緊急輸送のための通行禁止及び制限</del></p> <p><del>被災者の搬送、被災地への救急物資の緊急輸送路を確保するため、必要であると認めるとき、水防・道路班は、通行禁止及び制限の措置を講じる。</del></p> <p><del>4 県公安委員会及び警察に対する交通規制要請</del></p> <p><del>統括班は、前各項の交通規制を行う際、必要に応じ、県を通じて県公安委員会及び県警察本部への交通規制の実施を要請する。</del></p> <p><del>（1）県公安委員会が行う交通規制</del></p> <p><del>県公安委員会は、道路交通法第4条又は災害対策基本法第76条の規定に基づき、一時的に車両の通行を禁止し、又は制限することとなっている。</del></p> <p><del>（2）警察官等が行う交通規制</del></p> <p><del>警察官等は、災害発生時において緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することとなっている。</del></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.144</p>
実施機関	対象法令	実施内容																				
県公安委員会	道路交通法第4条	県内の道路について、災害により道路の決壊等危険な状態が発生し又はその他の状況により必要であると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。																				
	災害対策基本法第76条	区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。																				
警察署長	道路交通法第5条	管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。ただし警察署長が行うこれらの措置は、通行の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が1ヶ月を超えない場合に限り行う。																				
警察官	道路交通法第6条第2項同条第3項	車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限する。警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転者に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずる。警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をする。																				
	道路交通法第6条第4項	災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努める。																				
道路管理者	道路法第46条第1項	道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。																				
<p>2 警戒区域内の道路における<b>交通規制</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>2 警戒区域内の道路における<b>通行禁止及び制限</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.144</p>																			

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3 交通規制の実施</b></p> <p>水防・道路班は、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行禁止又は制限を実施する。</p> <p style="text-align: right;">資料 2.47 車両通行止め標示</p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>4 広域交通規制に関する連絡</b></p> <p>水防・道路班は、交通規制を実施する場合、草加警察署等に規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を相互に連絡を取り合い確認する。また、連絡するいとまがなかった場合は、速やかに草加警察署等に通知する。</p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>5 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策</b></p> <p>水防・道路班は、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づき、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に車両の移動等を命令する。また、運転者不在等の場合、車両の移動させることができる。</p> <p>また、やむを得ない必要がある時、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。</p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>6 交通規制の報告</b></p> <p>統括班は、交通規制の実施状況を収集し、県に報告する。</p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>7 交通規制の広報</b></p> <p>広報班は、交通規制を実施した場合、交通規制の実施内容を、関係道路の主要交差点へ標示し、関係機関へ連絡する。</p> <p>また、速やかに市民に広報を実施するとともに、緊急車両等の通行や交通緩和に協力を要請する。</p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>8 大地震や直下型地震発生時の交通規制</b></p> <p>第 1 次交通規制・第 2 次交通規制として、警察署長及び高速隊長があらかじめ指定している道路（緊急交通路）を確保し、交通規制の上、料金所等に交通検問所を設置し、緊急通行車両等の確認並びに確認証明書及び確認標章の交付を実施することとなっている。</p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>9 交通規制の解除</b></p> <p>水防・道路班は、交通規制を解除する場合、草加警察署等に規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を相互に連絡を取り合い確認する。また、連絡するいとまがなかった場合は、速やかに草加警察署等に通知する。</p>		県地域防災計画の反映	

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）																				
	<p><b>2.2 被災地内における一般交通の確保【水防・道路班】</b></p> <p>水防・道路班及び県公安委員会は、被災地における通行制限及び緊急通行車両以外の通行制限を行ったときは、次の要領により広報に努め、円滑な一般交通の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <del>関係道路の主要交差点への表示</del></li> <li>② <del>関係機関への連絡</del></li> <li>③ <del>一般市民に対する広報</del></li> </ul>	記載内容の整理	P.144																				
<p><b>第3 交通応急対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 応急対策【水防・道路班、広報班】</b></p> <p>1 作業実施者</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>資料 <a href="#">1.23</a> 災害時における応急対策業務に関する協定書（八潮市造園協会）</p> <p>2 道路被害情報の把握</p> <p>水防・道路班は、県及び関係機関と協力して道路の被害状況を把握する。特に災害発生直後においては、緊急輸送道路、<u>緊急交通路及び避難路に指定している道路</u>の被害状況から優先して確認する。<u>調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県に報告する。</u></p> <p>□道路被害状況の把握方法等</p> <table border="1" data-bbox="172 1163 1196 1488"> <thead> <tr> <th>道路被害状況の把握方法等</th> <th>実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管する緊急輸送道路の被害状況、道路の障害物の状況を速やかに調査する</td> <td>県（<u>応急復旧部、農林対策部</u>）</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路<u>指定予定路線等</u>の被害状況を迅速に把握し、県に報告する</td> <td>県（警察本部）</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	道路被害状況の把握方法等	実施機関	所管する緊急輸送道路の被害状況、道路の障害物の状況を速やかに調査する	県（ <u>応急復旧部、農林対策部</u> ）	<略>		現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路 <u>指定予定路線等</u> の被害状況を迅速に把握し、県に報告する	県（警察本部）	<略>		<p><b>第3 交通応急対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 応急対策【水防・道路班】</b></p> <p>1 作業実施者</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>資料 <a href="#">1.22</a> 災害時における応急対策業務に関する協定書（八潮市造園協会）</p> <p>2 道路被害情報の把握</p> <p>水防・道路班は、県及び関係機関と協力して道路の被害状況を把握する。特に災害発生直後においては、<u>重要とされる防災拠点間を結ぶ緊急輸送道路の被害状況を優先して確認する。</u><del>その際、代替経路がないときは、速やかに障害物除去に取り掛かる。</del></p> <p>□道路被害状況の把握方法等</p> <table border="1" data-bbox="1314 1163 2338 1488"> <thead> <tr> <th>道路被害状況の把握方法等</th> <th>実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管する緊急輸送道路の被害状況、道路の障害物の状況を速やかに調査する</td> <td>県（<u>県土整備部</u>）</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路（<u>緊急輸送路</u>）の被害状況を迅速に把握し、県（<u>県土整備部</u>）に報告する</td> <td>県（警察本部）</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><del>なお、災害時に優先される防災拠点は、次のとおりとする。</del></p>	道路被害状況の把握方法等	実施機関	所管する緊急輸送道路の被害状況、道路の障害物の状況を速やかに調査する	県（ <u>県土整備部</u> ）	<略>		現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路（ <u>緊急輸送路</u> ）の被害状況を迅速に把握し、県（ <u>県土整備部</u> ）に報告する	県（警察本部）	<略>		県地域防災計画の反映	P.145
道路被害状況の把握方法等	実施機関																						
所管する緊急輸送道路の被害状況、道路の障害物の状況を速やかに調査する	県（ <u>応急復旧部、農林対策部</u> ）																						
<略>																							
現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路 <u>指定予定路線等</u> の被害状況を迅速に把握し、県に報告する	県（警察本部）																						
<略>																							
道路被害状況の把握方法等	実施機関																						
所管する緊急輸送道路の被害状況、道路の障害物の状況を速やかに調査する	県（ <u>県土整備部</u> ）																						
<略>																							
現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路（ <u>緊急輸送路</u> ）の被害状況を迅速に把握し、県（ <u>県土整備部</u> ）に報告する	県（警察本部）																						
<略>																							
	<p>□防災拠点の区分</p> <table border="1" data-bbox="1314 1625 2338 1902"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">防災活動の中心となる拠点</td> <td>防災中枢拠点</td> <td>災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う</td> <td>市庁舎又は市民文化会館（八潮メッセ）、消防本部</td> </tr> <tr> <td>地区防災拠点</td> <td>災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所であるとともに、各地区の応急・復旧活動の拠点となり、防災中枢拠点をバックアップする</td> <td>八條公民館、ゆまにて、文化スポーツセンター</td> </tr> <tr> <td>消防活動拠点</td> <td>消防に係る活動、及び傷病者の救急救助活動を行う</td> <td>消防本部</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種類	内容	場所	防災活動の中心となる拠点	防災中枢拠点	災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う	市庁舎又は市民文化会館（八潮メッセ）、消防本部	地区防災拠点	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所であるとともに、各地区の応急・復旧活動の拠点となり、防災中枢拠点をバックアップする	八條公民館、ゆまにて、文化スポーツセンター	消防活動拠点	消防に係る活動、及び傷病者の救急救助活動を行う	消防本部	記載内容の整理	P.146						
区分	種類	内容	場所																				
防災活動の中心となる拠点	防災中枢拠点	災害対策本部拠点として、市の統括的防災活動を行う	市庁舎又は市民文化会館（八潮メッセ）、消防本部																				
	地区防災拠点	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所であるとともに、各地区の応急・復旧活動の拠点となり、防災中枢拠点をバックアップする	八條公民館、ゆまにて、文化スポーツセンター																				
	消防活動拠点	消防に係る活動、及び傷病者の救急救助活動を行う	消防本部																				

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧				備考	頁（現行）																		
<p>&lt;略&gt;</p>		<p>警察活動拠点</p>	<p>被災者の救出救助活動、及び避難誘導等災害時の社会的混乱を防止する</p>	<p>草加警察署</p>																				
<p>4 道路施設の応急対策方法</p> <p><u>(1) 応急対策の実施</u></p> <p>水防・道路班は、道路の損壊、流失、埋没並びに橋梁の損傷、埋没等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に通行が確保できる場合は、道路の補強、盛土、橋梁の応急補強、<u>障害物</u>の除去等、必要な措置を講じ<u>交通</u>を確保する。</p> <p><u>危険な路線、区間については、警察署長に通報の上、交通規制の措置を実施する。</u></p> <p><u>(2) 応急対策の比較的長期化</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>(3) 交通途絶状態の地域に対する措置</u></p> <p><u>道路施設の被害が広範囲で代替道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合、該当地域の道路交通の最も効果的で、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、集中的応急対策を実施する。</u></p>	<p>&lt;略&gt;</p>	<p>4 道路施設の応急対策方法</p>	<p>被災者の救出救助活動、及び避難誘導等災害時の社会的混乱を防止する</p>	<p>市民の安全に供する拠点</p> <table border="1"> <tr> <td>避難場所</td> <td>市民が一時的に避難し、情報を得る場所</td> <td>公園、学校グラウンド等</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所</td> <td>各小中学校、高等学校、公民館等</td> </tr> <tr> <td>防災備蓄倉庫</td> <td>非常用物資の備蓄、供給を行う</td> <td>各小中学校、伊勢野防災倉庫、排水機場等、</td> </tr> <tr> <td>医療拠点</td> <td>傷病者に対する医療活動を行う</td> <td>病院、診療所</td> </tr> </table> <p>県関係防災拠点</p> <table border="1"> <tr> <td>食糧保管場所</td> <td>食糧の備蓄・供給を行う</td> <td>越谷防災基地</td> </tr> <tr> <td>医療品等備蓄場所</td> <td>医療品の備蓄・供給を行う</td> <td>越谷防災基地</td> </tr> </table>	避難場所	市民が一時的に避難し、情報を得る場所	公園、学校グラウンド等	避難所	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所	各小中学校、高等学校、公民館等	防災備蓄倉庫	非常用物資の備蓄、供給を行う	各小中学校、伊勢野防災倉庫、排水機場等、	医療拠点	傷病者に対する医療活動を行う	病院、診療所	食糧保管場所	食糧の備蓄・供給を行う	越谷防災基地	医療品等備蓄場所	医療品の備蓄・供給を行う	越谷防災基地	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.146</p>
避難場所	市民が一時的に避難し、情報を得る場所	公園、学校グラウンド等																						
避難所	災害により、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場所	各小中学校、高等学校、公民館等																						
防災備蓄倉庫	非常用物資の備蓄、供給を行う	各小中学校、伊勢野防災倉庫、排水機場等、																						
医療拠点	傷病者に対する医療活動を行う	病院、診療所																						
食糧保管場所	食糧の備蓄・供給を行う	越谷防災基地																						
医療品等備蓄場所	医療品の備蓄・供給を行う	越谷防災基地																						
		<p>7—災害時の積雪</p> <p>水防・道路班は、災害時において積雪がある主要道路を早急に除雪し、通行の確保を図る。</p> <p>8—放置車両対策</p> <p>—市が管理する道路上において、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、または、埼玉県その他の関係機関から指示があった場合、区間を指定して以下を実施する。</p> <p>①—緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。</p> <p>②—運転者の不在時等は、やむを得ない限度での破損を容認し、道路管理者自ら車両を移動する。</p> <p>③—①②の目的を達するため、やむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。</p> <p>道路区間の指定をしようとするときは、あらかじめ、埼玉県公安委員会に指定しようとする道路の区間およびその理由を書面又は口頭により、通知する。緊急を要する場合で事前に通知するいとまがないときは、事後において、速やかに書面で通知する。</p>	<p>水防・道路班は、道路の損壊、流失、埋没並びに橋梁の損傷、埋没等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に通行が確保できる場合は、道路の補強、盛土、橋梁の応急補強、<u>埋土</u>の除去等、必要な措置を講じ<u>通行</u>を確保する。</p> <p><u>なお、応急対策は、緊急輸送道路を優先して行う。</u></p> <p>5—応急対策の比較的長期化</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>6—<u>路線の道路の短期復旧が難しい場合</u></p> <p><u>水防・道路班による一路線の道路の短期復旧が難しい場合、道路管理者は、付近の道路の状況により適当な代替道路を選定し、交通表示その他交通機関に対する必要な指示を行うこととで円滑な交通を確保する。</u></p>	<p>7—災害時の積雪</p> <p>水防・道路班は、災害時において積雪がある主要道路を早急に除雪し、通行の確保を図る。</p> <p>8—放置車両対策</p> <p>—市が管理する道路上において、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、または、埼玉県その他の関係機関から指示があった場合、区間を指定して以下を実施する。</p> <p>①—緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。</p> <p>②—運転者の不在時等は、やむを得ない限度での破損を容認し、道路管理者自ら車両を移動する。</p> <p>③—①②の目的を達するため、やむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。</p> <p>道路区間の指定をしようとするときは、あらかじめ、埼玉県公安委員会に指定しようとする道路の区間およびその理由を書面又は口頭により、通知する。緊急を要する場合で事前に通知するいとまがないときは、事後において、速やかに書面で通知する。</p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.146</p>																		

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁 (現行)												
<p><b>5 応急復旧の広報</b></p> <p>広報班は、応急復旧等に関する情報伝達窓口を設置し、問合せ等に対する的確な情報伝達を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて広報する。</p>		県地域防災計画の反映													
<p><b>第4 緊急輸送計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4.1 輸送力の確保【管財班、統括班】</b></p> <p>1 輸送に関する計画</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第4 緊急輸送計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4.1 輸送力の確保【管財班、統括班】</b></p> <p>1 輸送に関する計画</p> <p>&lt;略&gt;</p>	文言の修正	P.147												
<p><b>4.2 被災者及び物資の輸送方法【物資調達班、水防・道路班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 輸送対象</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□災害の状況と輸送対象の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1段階 (被災直後)</th> <th>第2段階 (概ね被災から1週間後まで)</th> <th>第3段階 (概ね被災から1週間後以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>①食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ②傷病者及び被災者の被災地外への搬送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</td> <td>①災害復旧に必要な人員及び物資 ②生活必需品</td> </tr> </tbody> </table>	第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)	<略>	①食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ②傷病者及び被災者の被災地外への搬送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	①災害復旧に必要な人員及び物資 ②生活必需品	<p><b>4.2 被災者及び物資の輸送方法【水防・道路班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 輸送対象</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□災害の状況と輸送対象の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1段階 (被災直後)</th> <th>第2段階 (概ね被災から1週間後まで)</th> <th>第3段階 (概ね被災から1週間後以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>①食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ②疾病者及び被災者の被災地外への搬送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</td> <td>①災害復旧に必要な人員及び物資 ②生活必需品</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p>	第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)	<略>	①食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ②疾病者及び被災者の被災地外への搬送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	①災害復旧に必要な人員及び物資 ②生活必需品	県地域防災計画の反映	P.148
第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)													
<略>	①食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ②傷病者及び被災者の被災地外への搬送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	①災害復旧に必要な人員及び物資 ②生活必需品													
第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)													
<略>	①食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ②疾病者及び被災者の被災地外への搬送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	①災害復旧に必要な人員及び物資 ②生活必需品													
<p>2 通行禁止及び制限</p> <p>「<a href="#">交通規制計画</a>」(P.155)を参照。</p> <p>3 緊急輸送車両標章及び証明書の交付</p> <p>物資調達班その他緊急輸送車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を求めるとともに、標章及び証明書の交付を受け、標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。</p> <p style="text-align: right;">資料 2-48 緊急通行車両標章 資料 第8号様式 緊急通行車両</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>5 物資の集積拠点</p> <p>食糧及び生活必需品の集積拠点は、次表のとおりである。</p> <p>□物資集積拠点</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>2 通行禁止及び制限</p> <p>「<a href="#">緊急輸送のための通行禁止及び制限</a>」(P.144)を参照。</p> <p>3 緊急輸送車両標章及び証明書の交付</p> <p>水防・道路班その他緊急輸送車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を求めるとともに、標章及び証明書の交付を受け、標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。</p> <p style="text-align: right;">資料 2-56 緊急通行車両標章 資料 第8号様式 緊急通行車両</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>5 物資の集積場</p> <p>食糧及び生活必需品の集積地は、次表のとおりである。</p> <p>□物資集積地</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.148												

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）																																													
<p><b>第7節 避難計画</b></p> <p><b>第1 避難勧告等</b>                      &lt;略&gt;</p>	<p><b>第7節 避難計画</b></p> <p><b>第1 避難の勧告・指示</b>                      &lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.151																																													
<p><b>1.1 避難勧告等【統括班、広報班、草加八潮消防組合】</b></p> <p>1 <b>避難勧告等</b>の発令                      市長は、危険が切迫した場合に、避難勧告等<del>を</del>発令し、又は屋内での退避等の安全確保措置を指示した場合、直ちに県知事に報告する。</p> <p>□市長が行う避難勧告等の要件</p> <table border="1" data-bbox="163 808 1190 892"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th>避難勧告等を行う要件</th> <th>根拠法規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□市長以外の者が行う避難勧告等の実施責任者とその要件</p> <table border="1" data-bbox="163 987 1190 1438"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th>避難勧告等を行う要件</th> <th>根拠法規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県知事</td> <td>災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、避難のための立ち退きの避難勧告等又は屋内での退避等の安全確保措置に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>消防吏員</td> <td>消防長、八潮消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員は、ガス、火薬等の事故が発生した場合において、人命又は財産に著しい被害を与えると認める場合、その区域内における火気の使用禁止し、又は退去、立入の禁止又は制限をすることができる</td> <td>消防法第23条の2</td> </tr> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	発令者	避難勧告等を行う要件	根拠法規	<略>			発令者	避難勧告等を行う要件	根拠法規	埼玉県知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、避難のための立ち退きの避難勧告等又は屋内での退避等の安全確保措置に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する	災害対策基本法第60条	<略>			消防吏員	消防長、八潮消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員は、ガス、火薬等の事故が発生した場合において、人命又は財産に著しい被害を与えると認める場合、その区域内における火気の使用禁止し、又は退去、立入の禁止又は制限をすることができる	消防法第23条の2	<略>			<p><b>1.1 避難の勧告・指示【統括班、広報班、救助・消防班】</b></p> <p>1 <b>避難の勧告・指示等</b>の発令                      市長は、危険が切迫した場合に、避難を勧告・指示し、又は屋内での退避等の安全確保措置を指示した場合、直ちに県知事に報告する。<del>また、必要に応じて避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</del></p> <p>□市長が行う避難の勧告・指示等の要件</p> <table border="1" data-bbox="1308 808 2335 892"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th>勧告・指示を行う要件</th> <th>法令法規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□市長以外の者が行う避難の勧告・指示等の実施責任者とその要件</p> <table border="1" data-bbox="1308 987 2335 1438"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th>勧告・指示を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県知事</td> <td>災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、避難のための立ち退きの勧告・指示又は屋内での退避等の安全確保措置に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td>埼玉県知事、その命を受けた職員</td> <td>都道府県知事又はその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる</td> <td>地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>消防吏員</td> <td>消防長、消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員は、ガス、火薬等の事故が発生した場合において、人命又は財産に著しい被害を与えると認める場合、その区域内における火気の使用禁止し、又は退去、立入の禁止又は制限をすることができる</td> <td>消防法第23条の2</td> </tr> <tr> <td colspan="3">&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p>	発令者	勧告・指示を行う要件	法令法規	<略>			発令者	勧告・指示を行う要件	根拠法令	埼玉県知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、避難のための立ち退きの勧告・指示又は屋内での退避等の安全確保措置に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する	災害対策基本法第60条	埼玉県知事、その命を受けた職員	都道府県知事又はその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる	地すべり等防止法第25条	<略>			消防吏員	消防長、消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員は、ガス、火薬等の事故が発生した場合において、人命又は財産に著しい被害を与えると認める場合、その区域内における火気の使用禁止し、又は退去、立入の禁止又は制限をすることができる	消防法第23条の2	<略>			記載情報の更新	P.151
発令者	避難勧告等を行う要件	根拠法規																																														
<略>																																																
発令者	避難勧告等を行う要件	根拠法規																																														
埼玉県知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、避難のための立ち退きの避難勧告等又は屋内での退避等の安全確保措置に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する	災害対策基本法第60条																																														
<略>																																																
消防吏員	消防長、八潮消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員は、ガス、火薬等の事故が発生した場合において、人命又は財産に著しい被害を与えると認める場合、その区域内における火気の使用禁止し、又は退去、立入の禁止又は制限をすることができる	消防法第23条の2																																														
<略>																																																
発令者	勧告・指示を行う要件	法令法規																																														
<略>																																																
発令者	勧告・指示を行う要件	根拠法令																																														
埼玉県知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、避難のための立ち退きの勧告・指示又は屋内での退避等の安全確保措置に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する	災害対策基本法第60条																																														
埼玉県知事、その命を受けた職員	都道府県知事又はその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる	地すべり等防止法第25条																																														
<略>																																																
消防吏員	消防長、消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員は、ガス、火薬等の事故が発生した場合において、人命又は財産に著しい被害を与えると認める場合、その区域内における火気の使用禁止し、又は退去、立入の禁止又は制限をすることができる	消防法第23条の2																																														
<略>																																																

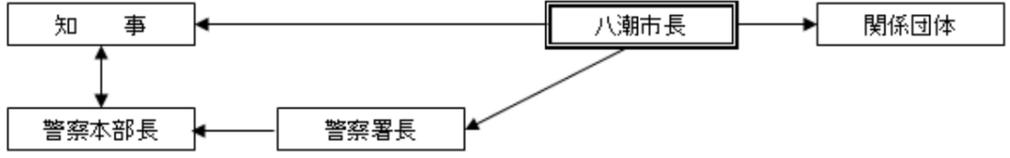
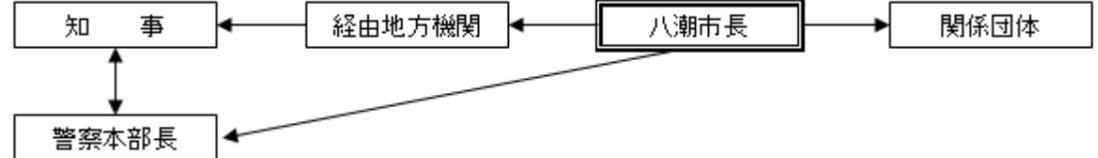
# 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁 (現行)																																								
<p><b>2 避難勧告等の内容</b></p> <p>避難勧告等又は屋内での退避等の安全確保措置の指示は、次の内容を明示して行う。</p> <p>□避難勧告等の内容</p> <table border="1" data-bbox="172 359 1196 548"> <tr> <td>○発令日時</td> <td>○避難先及び避難経路</td> </tr> <tr> <td>○発令者</td> <td>○避難理由</td> </tr> <tr> <td>○対象地域及び対象者</td> <td>○避難時の留意事項</td> </tr> <tr> <td>○危険の度合い</td> <td>○担当者、連絡先</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難勧告、避難指示(緊急)の別</td> </tr> </table> <p>※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)より</p>	○発令日時	○避難先及び避難経路	○発令者	○避難理由	○対象地域及び対象者	○避難時の留意事項	○危険の度合い	○担当者、連絡先	○ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 、避難勧告、避難指示(緊急)の別		<p><b>2 避難の勧告・指示等の内容</b></p> <p>避難の勧告・指示又は屋内での退避等の安全確保措置の指示は、次の内容を明示して行う。</p> <p>□避難の勧告・指示の内容</p> <table border="1" data-bbox="1314 359 2338 548"> <tr> <td>○発令日時</td> <td>○避難先及び避難経路</td> </tr> <tr> <td>○発令者</td> <td>○避難理由</td> </tr> <tr> <td>○対象地域及び対象者</td> <td>○避難時の留意事項</td> </tr> <tr> <td>○危険の度合い</td> <td>○担当者、連絡先</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○<u>避難準備(要援護者避難)情報</u>、避難勧告、避難指示の別</td> </tr> </table> <p>※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)より</p>	○発令日時	○避難先及び避難経路	○発令者	○避難理由	○対象地域及び対象者	○避難時の留意事項	○危険の度合い	○担当者、連絡先	○ <u>避難準備(要援護者避難)情報</u> 、避難勧告、避難指示の別		記載情報の更新	P.151																				
○発令日時	○避難先及び避難経路																																										
○発令者	○避難理由																																										
○対象地域及び対象者	○避難時の留意事項																																										
○危険の度合い	○担当者、連絡先																																										
○ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 、避難勧告、避難指示(緊急)の別																																											
○発令日時	○避難先及び避難経路																																										
○発令者	○避難理由																																										
○対象地域及び対象者	○避難時の留意事項																																										
○危険の度合い	○担当者、連絡先																																										
○ <u>避難準備(要援護者避難)情報</u> 、避難勧告、避難指示の別																																											
<p><b>3 避難勧告等の発令基準と伝達の方法</b></p> <p>(1) <u>避難勧告等</u>の考え方</p> <p><u>避難勧告等</u>は、概ね次表の考え方を<u>参考</u>に発令し、伝達する。また、避難の必要がなくなった場合は、速やかに同様の方法で伝達する。</p> <p>これにより、統括班及び広報班は、<u>草加八潮消防組合と連携し</u>、市長が<u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)</u>を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、「広報活動」(P. 147)に基づき、迅速に市民に周知する。</p> <p>伝達に際しては、チェックリストを使い伝達手段、伝達先に漏れがないか確認する。</p> <p>資料 2.38 広報案文</p> <p>資料 第9号様式 避難勧告等の伝達先・伝達手段チェックリスト</p> <p>□発令基準の考え方及び伝達の方法</p> <table border="1" data-bbox="210 1144 1196 1858"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発令基準の考え方</th> <th>市民に求める行動</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>○水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、上流の水位の急激な上昇や大量又は強い降雨等によって、急激な水位上昇のおそれがある場合 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</td> <td>○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難 ○その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、自動的に避難を開始 ○急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは避難準備が整い次第、災害に対応した指定避難所へ立退き避難</td> <td>・防災行政無線 ・自主防災組織等の協力 ・インターネット ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、上流の水位の急激な上昇や大量又は強い降雨等によって、急激な水位上昇のおそれがある場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</td> <td>○災害に対応した指定避難所へ速やかに立退き避難</td> <td>・防災行政無線 ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>○決壊や越水・溢水が発生した場合 ○越水・溢水のおそれのある場合 ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</td> <td>○既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所へ緊急に避難</td> <td>・防災行政無線 ・サイレン ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="4">&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難勧告等に関するガイドライン(内閣府)参考</p>	種別	発令基準の考え方	市民に求める行動	伝達方法	避難準備・高齢者等避難開始	○水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、上流の水位の急激な上昇や大量又は強い降雨等によって、急激な水位上昇のおそれがある場合 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難 ○その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、自動的に避難を開始 ○急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは避難準備が整い次第、災害に対応した指定避難所へ立退き避難	・防災行政無線 ・自主防災組織等の協力 ・インターネット ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス	避難勧告	○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、上流の水位の急激な上昇や大量又は強い降雨等によって、急激な水位上昇のおそれがある場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	○災害に対応した指定避難所へ速やかに立退き避難	・防災行政無線 ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス	避難指示(緊急)	○決壊や越水・溢水が発生した場合 ○越水・溢水のおそれのある場合 ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合	○既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所へ緊急に避難	・防災行政無線 ・サイレン ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス	<略>				<p><b>3 避難の勧告・指示等の発令基準と伝達の方法</b></p> <p>(1) <u>避難の勧告・指示等</u>の考え方</p> <p><u>避難勧告及び指示等</u>は、概ね次表の考え方により発令し、伝達する。また、避難の必要がなくなった場合は、速やかに同様の方法で伝達する。</p> <p>これにより、統括班、広報班、<del>救助・消防班は</del>、市長が<u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)</u>を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、「広報活動」(P. 135)に基づき、迅速に市民に周知する。</p> <p>伝達に際しては、チェックリストを使い伝達手段、伝達先に漏れがないか確認する。</p> <p>資料 2.38 広報案文</p> <p>資料 第9号様式 避難勧告等の伝達先・伝達手段チェックリスト</p> <p>□発令基準の考え方及び伝達の方法</p> <table border="1" data-bbox="1353 1144 2410 1816"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発令基準の考え方</th> <th>市民に求める行動</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>○はん濫注意情報が発表され、河川水位の状況や気象状況等から判断して、一定時間後、避難を要する状況になる可能性がある場合 ○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階</td> <td>○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所等への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</td> <td>・防災行政無線 ・自主防災組織等の協力 ・インターネット ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>○気象台、関係機関から豪雨、台風等に関する警報、通報があり、避難を要すると判断されるとき ○河川が避難判断水位を突破し、一定時間後、危険水位に到達又は洪水のおそれがあるとき ○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階</td> <td>○通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始</td> <td>・防災行政無線 ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>○河川がはん濫危険水位を突破し、一定時間後、越水・破堤のおそれがあるとき ○河川の上流の地域が水害等を受け、市域に危険があるとき ○堤防における大量の漏水や亀裂等が発生し、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況</td> <td>○避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動を取る</td> <td>・防災行政無線 ・サイレン ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="4">&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)参考</p>	種別	発令基準の考え方	市民に求める行動	伝達方法	避難準備情報	○はん濫注意情報が発表され、河川水位の状況や気象状況等から判断して、一定時間後、避難を要する状況になる可能性がある場合 ○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所等への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	・防災行政無線 ・自主防災組織等の協力 ・インターネット ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス	避難勧告	○気象台、関係機関から豪雨、台風等に関する警報、通報があり、避難を要すると判断されるとき ○河川が避難判断水位を突破し、一定時間後、危険水位に到達又は洪水のおそれがあるとき ○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始	・防災行政無線 ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス	避難指示	○河川がはん濫危険水位を突破し、一定時間後、越水・破堤のおそれがあるとき ○河川の上流の地域が水害等を受け、市域に危険があるとき ○堤防における大量の漏水や亀裂等が発生し、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動を取る	・防災行政無線 ・サイレン ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス	<略>				記載情報の更新	P.152
種別	発令基準の考え方	市民に求める行動	伝達方法																																								
避難準備・高齢者等避難開始	○水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、上流の水位の急激な上昇や大量又は強い降雨等によって、急激な水位上昇のおそれがある場合 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難 ○その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、自動的に避難を開始 ○急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは避難準備が整い次第、災害に対応した指定避難所へ立退き避難	・防災行政無線 ・自主防災組織等の協力 ・インターネット ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス																																								
避難勧告	○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、上流の水位の急激な上昇や大量又は強い降雨等によって、急激な水位上昇のおそれがある場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	○災害に対応した指定避難所へ速やかに立退き避難	・防災行政無線 ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス																																								
避難指示(緊急)	○決壊や越水・溢水が発生した場合 ○越水・溢水のおそれのある場合 ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合	○既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所へ緊急に避難	・防災行政無線 ・サイレン ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス																																								
<略>																																											
種別	発令基準の考え方	市民に求める行動	伝達方法																																								
避難準備情報	○はん濫注意情報が発表され、河川水位の状況や気象状況等から判断して、一定時間後、避難を要する状況になる可能性がある場合 ○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所等への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	・防災行政無線 ・自主防災組織等の協力 ・インターネット ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス																																								
避難勧告	○気象台、関係機関から豪雨、台風等に関する警報、通報があり、避難を要すると判断されるとき ○河川が避難判断水位を突破し、一定時間後、危険水位に到達又は洪水のおそれがあるとき ○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始	・防災行政無線 ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス																																								
避難指示	○河川がはん濫危険水位を突破し、一定時間後、越水・破堤のおそれがあるとき ○河川の上流の地域が水害等を受け、市域に危険があるとき ○堤防における大量の漏水や亀裂等が発生し、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動を取る	・防災行政無線 ・サイレン ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス																																								
<略>																																											

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)																																																																																																		
<p>(2) 避難すべき区域 全市域が洪水浸水想定区域に指定されているため、全市域を避難すべき区域として設定する。</p> <p>(3) 避難勧告等の発令基準 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令は、概ね次の基準を参考に、気象予警報、今後の気象予測、巡視等からの報告を含めて総合的に判断し、発令する。</p> <p>□避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)の発令基準</p> <table border="1" data-bbox="201 588 1193 1129"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発令基準</th> <th>利根川</th> <th>江戸川</th> <th>中川</th> <th>綾瀬川</th> <th>荒川</th> <th>芝川・新芝川</th> <th>元荒川</th> <th>大落古利根川</th> <th>新方川</th> </tr> <tr> <th>栗橋基準地点</th> <th>野田基準地点</th> <th>吉川基準地点</th> <th>谷古宇基準地点</th> <th>熊谷基準地点</th> <th>青木水門基準地点</th> <th>三野宮基準地点</th> <th>杉戸基準地点</th> <th>増林基準地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意水位</td> <td>5.00m</td> <td>6.30m</td> <td>3.60m</td> <td>3.00m</td> <td>3.50m</td> <td>A.P. 3.75m</td> <td>A.P. 6.55m</td> <td>A.P. 7.70m</td> <td>A.P. 3.90m</td> </tr> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>8.10m</td> <td>8.20m</td> <td>3.60m</td> <td>3.10m</td> <td>5.00m</td> <td>A.P. 3.88m</td> <td>=</td> <td>=</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>避難勧告、避難指示(緊急)</td> <td>8.90m</td> <td>8.50m</td> <td>4.00m</td> <td>3.50m</td> <td>5.50m</td> <td>A.P. 4.63m</td> <td>A.P. 6.80m</td> <td>A.P. 7.91m</td> <td>A.P. 4.02m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県水防計画(H29)より</p>	発令基準	利根川	江戸川	中川	綾瀬川	荒川	芝川・新芝川	元荒川	大落古利根川	新方川	栗橋基準地点	野田基準地点	吉川基準地点	谷古宇基準地点	熊谷基準地点	青木水門基準地点	三野宮基準地点	杉戸基準地点	増林基準地点	氾濫注意水位	5.00m	6.30m	3.60m	3.00m	3.50m	A.P. 3.75m	A.P. 6.55m	A.P. 7.70m	A.P. 3.90m	避難準備・高齢者等避難開始	8.10m	8.20m	3.60m	3.10m	5.00m	A.P. 3.88m	=	=	=	避難勧告、避難指示(緊急)	8.90m	8.50m	4.00m	3.50m	5.50m	A.P. 4.63m	A.P. 6.80m	A.P. 7.91m	A.P. 4.02m	<p>(2) 避難すべき区域 全市域が浸水想定区域に指定されているため、全市域を避難すべき区域として設定する。</p> <p>(3) 避難の勧告・指示等の発令基準 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令は、次の基準を参考に、気象予警報、今後の気象予測、巡視等からの報告を含めて総合的に判断し、発令する。</p> <p>□避難準備情報、勧告・指示の発令基準</p> <table border="1" data-bbox="1365 588 2410 1150"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発令基準</th> <th>利根川</th> <th>江戸川</th> <th>中川</th> <th>綾瀬川</th> <th>荒川</th> <th>芝川・新芝川</th> <th>元荒川</th> <th>大落古利根川</th> <th>新方川</th> </tr> <tr> <th>栗橋基準地点</th> <th>野田基準地点</th> <th>吉川基準地点</th> <th>谷古宇基準地点</th> <th>熊谷基準地点</th> <th>青木基準地点</th> <th>三野宮基準地点</th> <th>杉戸基準地点</th> <th>増林基準地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>5.00m</td> <td>6.30m</td> <td>3.60m</td> <td>3.00m</td> <td>3.50m</td> <td>A.P. 3.75m</td> <td>A.P. 6.55m</td> <td>A.P. 7.70m</td> <td>A.P. 3.90m</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>8.00m</td> <td>8.20m</td> <td>3.80m</td> <td>3.10m</td> <td>4.80m</td> <td>A.P. 4.60m</td> <td>A.P. 7.00m</td> <td>A.P. 7.95m</td> <td>A.P. 4.20m</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>8.50m</td> <td>8.50m</td> <td>4.20m</td> <td>3.50m</td> <td>5.60m</td> <td>A.P. 6.10m</td> <td>A.P. 7.00m</td> <td>A.P. 8.20m</td> <td>A.P. 4.55m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県水防計画(H25)より</p>	発令基準	利根川	江戸川	中川	綾瀬川	荒川	芝川・新芝川	元荒川	大落古利根川	新方川	栗橋基準地点	野田基準地点	吉川基準地点	谷古宇基準地点	熊谷基準地点	青木基準地点	三野宮基準地点	杉戸基準地点	増林基準地点	避難準備情報	5.00m	6.30m	3.60m	3.00m	3.50m	A.P. 3.75m	A.P. 6.55m	A.P. 7.70m	A.P. 3.90m	避難勧告	8.00m	8.20m	3.80m	3.10m	4.80m	A.P. 4.60m	A.P. 7.00m	A.P. 7.95m	A.P. 4.20m	避難指示	8.50m	8.50m	4.20m	3.50m	5.60m	A.P. 6.10m	A.P. 7.00m	A.P. 8.20m	A.P. 4.55m	<p>県水防計画の反映</p>	<p>P.153</p>
発令基準		利根川	江戸川	中川	綾瀬川	荒川	芝川・新芝川	元荒川	大落古利根川	新方川																																																																																											
	栗橋基準地点	野田基準地点	吉川基準地点	谷古宇基準地点	熊谷基準地点	青木水門基準地点	三野宮基準地点	杉戸基準地点	増林基準地点																																																																																												
氾濫注意水位	5.00m	6.30m	3.60m	3.00m	3.50m	A.P. 3.75m	A.P. 6.55m	A.P. 7.70m	A.P. 3.90m																																																																																												
避難準備・高齢者等避難開始	8.10m	8.20m	3.60m	3.10m	5.00m	A.P. 3.88m	=	=	=																																																																																												
避難勧告、避難指示(緊急)	8.90m	8.50m	4.00m	3.50m	5.50m	A.P. 4.63m	A.P. 6.80m	A.P. 7.91m	A.P. 4.02m																																																																																												
発令基準	利根川	江戸川	中川	綾瀬川	荒川	芝川・新芝川	元荒川	大落古利根川	新方川																																																																																												
	栗橋基準地点	野田基準地点	吉川基準地点	谷古宇基準地点	熊谷基準地点	青木基準地点	三野宮基準地点	杉戸基準地点	増林基準地点																																																																																												
避難準備情報	5.00m	6.30m	3.60m	3.00m	3.50m	A.P. 3.75m	A.P. 6.55m	A.P. 7.70m	A.P. 3.90m																																																																																												
避難勧告	8.00m	8.20m	3.80m	3.10m	4.80m	A.P. 4.60m	A.P. 7.00m	A.P. 7.95m	A.P. 4.20m																																																																																												
避難指示	8.50m	8.50m	4.20m	3.50m	5.60m	A.P. 6.10m	A.P. 7.00m	A.P. 8.20m	A.P. 4.55m																																																																																												
<p>&lt;略&gt;</p> <p>□情報の入手先</p> <table border="1" data-bbox="222 1312 1202 1575"> <thead> <tr> <th>情報の種別</th> <th>情報の入手先</th> <th>電話番号</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">江戸川洪水予警報</td> <td>熊谷地方気象台</td> <td>048-521-5858 048-521-0058 (当直)</td> <td>048-521-7933</td> </tr> <tr> <td>埼玉県越谷県土整備事務所</td> <td>048-964-5221</td> <td>048-964-6584</td> </tr> <tr> <td>国土交通省江戸川河川事務所</td> <td>04-7125-7332</td> <td>04-7123-6741</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県水防計画(H29)より</p> <p>(4) 報道機関への避難勧告等の連絡 市長が避難勧告等を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、市民への迅速な伝達を図るため、広報班は、テレビ、ラジオ等の報道機関に情報を提供する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">資料 2.55 放送事業者への情報提供・連絡先</p>	情報の種別	情報の入手先	電話番号	FAX	<略>				江戸川洪水予警報	熊谷地方気象台	048-521-5858 048-521-0058 (当直)	048-521-7933	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-964-6584	国土交通省江戸川河川事務所	04-7125-7332	04-7123-6741	<略>				<p>&lt;略&gt;</p> <p>□情報の入手先</p> <table border="1" data-bbox="1371 1312 2350 1575"> <thead> <tr> <th>情報の種別</th> <th>情報の入手先</th> <th>電話番号</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">江戸川洪水予警報</td> <td>熊谷地方気象台</td> <td>048-521-5858 048-521-0058 (当直)</td> <td>048-521-7933</td> </tr> <tr> <td>埼玉県越谷県土整備事務所</td> <td>048-964-5221</td> <td>048-964-6584</td> </tr> <tr> <td>国土交通省江戸川河川事務所</td> <td>04-7125-7332</td> <td>04-7123-6741</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県水防計画(H25)より</p> <p>(4) 報道機関への避難勧告等の連絡 市長が避難準備情報、避難勧告、避難指示又は屋内での退避等の安全確保措置を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、市民への迅速な伝達を図るため、広報班は、テレビ、ラジオ等の報道機関に情報を提供する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">資料 2.63 放送事業者への情報提供・連絡先</p>	情報の種別	情報の入手先	電話番号	FAX	<略>				江戸川洪水予警報	熊谷地方気象台	048-521-5858 048-521-0058 (当直)	048-521-7933	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-964-6584	国土交通省江戸川河川事務所	04-7125-7332	04-7123-6741	<略>				<p>記載情報の更新</p>	<p>P.153</p>																																																						
情報の種別	情報の入手先	電話番号	FAX																																																																																																		
<略>																																																																																																					
江戸川洪水予警報	熊谷地方気象台	048-521-5858 048-521-0058 (当直)	048-521-7933																																																																																																		
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-964-6584																																																																																																		
	国土交通省江戸川河川事務所	04-7125-7332	04-7123-6741																																																																																																		
<略>																																																																																																					
情報の種別	情報の入手先	電話番号	FAX																																																																																																		
<略>																																																																																																					
江戸川洪水予警報	熊谷地方気象台	048-521-5858 048-521-0058 (当直)	048-521-7933																																																																																																		
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-964-6584																																																																																																		
	国土交通省江戸川河川事務所	04-7125-7332	04-7123-6741																																																																																																		
<略>																																																																																																					

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)										
<p>4 警戒区域の設定</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□市長以外の者が行う警戒区域の設定の要件</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>5 関係機関相互の通知・連絡</p> <p>&lt;略&gt;</p>  <p>□連絡先</p> <table border="1" data-bbox="133 766 1246 840"> <tr> <td>埼玉県危機管理防災部 消防防災課</td> <td>048-830-8151</td> </tr> <tr> <td>埼玉県警察本部</td> <td>048-832-0110(代表)</td> </tr> </table>	埼玉県危機管理防災部 消防防災課	048-830-8151	埼玉県警察本部	048-832-0110(代表)	<p>4 警戒区域の設定</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□市長以外の者が行う警戒区域の設定の要件</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p> <p>5 関係機関相互の通知・連絡</p> <p>&lt;略&gt;</p>  <p>□連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1276 766 2389 861"> <tr> <td>埼玉県危機管理防災部 消防防災課</td> <td>048-830-8151</td> </tr> <tr> <td><del>東部地域振興センター</del></td> <td><del>048-737-1110</del></td> </tr> <tr> <td>埼玉県警察本部</td> <td>048-832-0110(代表)</td> </tr> </table>	埼玉県危機管理防災部 消防防災課	048-830-8151	<del>東部地域振興センター</del>	<del>048-737-1110</del>	埼玉県警察本部	048-832-0110(代表)	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.155</p>
埼玉県危機管理防災部 消防防災課	048-830-8151												
埼玉県警察本部	048-832-0110(代表)												
埼玉県危機管理防災部 消防防災課	048-830-8151												
<del>東部地域振興センター</del>	<del>048-737-1110</del>												
埼玉県警察本部	048-832-0110(代表)												
<p>6 避難勧告等、屋内への退避等の安全確保措置又は警戒区域設定の助言</p> <p>市長は、<b>避難勧告等を発令</b>し、又は屋内への退避等の安全確保措置を指示し、あるいは、警戒区域を設定しようとする場合、必要があると認める場合は、知事又は指定行政機関に対し、助言を求めることができる。</p>	<p>6 避難勧告・<del>指示</del>等、屋内への退避等の安全確保措置又は警戒区域設定の助言</p> <p>市長は、<b>避難のための立ち退きを勧告・指示</b>し、又は屋内への退避等の安全確保措置を指示し、あるいは、警戒区域を設定しようとする場合、必要があると認める場合は、知事又は指定行政機関に対し、助言を求めることができる。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.155</p>										
<p>7 避難勧告等の解除</p> <p>市長は、当該市民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められるとき、<b>十分に安全性の確認に努めた上で</b>避難勧告等を解除する。市民及び関係機関への伝達・報告は、発令時と同様に行う。</p>	<p>7 避難勧告・<del>指示</del>等の解除</p> <p>市長は、当該市民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められるとき、<b>避難勧告・指示</b>等を解除する。市民及び関係機関への伝達・報告は、発令時と同様に行う。</p>	<p>防災基本計画に基づく追加</p>	<p>P.155</p>										
<p><b>第2 避難誘導</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 避難誘導の方法【避難所班、学校教育班、援護班、施設管理者】</b></p> <p>1 避難誘導の方法</p> <p>避難所班は被災者を<b>指定避難所</b>へ誘導し、学校教育班は<b>学校へ避難した被災者への誘導</b>の補助を行う。また、援護班は、身体障がい者、高齢者等の行動弱者、外国人等、避難行動要支援者を優先して誘導する(避難行動要支援者の避難誘導に関しては、「要配慮者の安全確保」(P.180)を参照。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">資料 2.14 <b>指定避難所・指定緊急避難場所一覧</b></p>	<p><b>第2 避難誘導</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 避難誘導の方法【避難所班、学校教育班、援護班、施設管理者】</b></p> <p>1 避難誘導の方法</p> <p>避難所班は被災者を<b>避難所</b>へ誘導し、学校教育班は<b>その</b>補助を行う。また、援護班は、身体障がい者、高齢者等の行動弱者、<del>市来訪者</del>外国人等、避難行動要支援者を優先して誘導する(避難行動要支援者の避難誘導に関しては、「要配慮者の安全確保」(P.169)を参照。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">資料 2.14 <b>避難所、避難場所一覧</b></p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.157</p>										

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>2 避難順位</p> <p>避難誘導の優先順位は、概ね次の順序で行うこと。</p> <p>① <u>避難行動要支援者</u></p> <p>② <u>一般市民</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>2 避難順位</p> <p>避難誘導の優先順位は、概ね次の順序で行うこと。</p> <p>① <del>病弱者、障がい者</del></p> <p>② <del>高齢者、妊産婦、乳幼児、児童</del></p> <p>③ <del>一般市民</del></p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.157
<p><b>第3 指定避難所の開設・運営</b></p> <p>災害の被害を受けて避難しなければならない者の保護を図るため、速やかに<u>指定避難所</u>を開設し、避難者を収容する。</p> <p>また、大規模災害時には、他都道府県から多数の避難者の受け入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援する。</p>	<p><b>第3 避難所の開設・運営</b></p> <p>災害の被害を受けて避難しなければならない者の保護を図るため、速やかに<u>避難所</u>を開設し、避難者を収容する。</p> <p>また、大規模災害時には、他都道府県から多数の避難者の受け入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援する。</p>	記載情報の更新	P.158
<p><b>3.1 指定避難所の開設【避難所班、援護班、施設管理者】</b></p> <p>1 避難所開設の基準</p> <p><u>市長</u>は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、<u>指定避難所</u>の全部又は一部の開設を決定する。</p> <p><u>必要に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の発令にあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。</u></p> <p>また、避難所班及び<u>指定避難所</u>となる施設管理者は、災害発生への不安により、当該地域の市民からの要請があった場合は、<u>市長</u>からの指示がなくとも<u>指定避難所</u>を開設し、その旨を統括班に報告する。</p> <p><u>市長</u>は、大規模災害時に他都道府県から多数の避難者を受け入れる場合、<u>指定避難所</u>の全部又は一部を開設する。</p>	<p><b>3.1 避難所の開設【避難所班、<del>統括班</del>、援護班、施設管理者】</b></p> <p>1 避難所開設の基準</p> <p><u>本部長</u>は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、<u>避難所</u>の全部又は一部の開設を決定する。</p> <p>また、避難所班及び<u>避難所</u>となる施設管理者は、災害発生への不安により、当該地域の市民からの要請があった場合は、<u>本部長</u>からの指示がなくとも<u>避難所</u>を開設し、その旨を統括班に報告する。</p> <p><u>本部長</u>は、大規模災害時に他都道府県から多数の避難者を受け入れる場合、<u>避難所</u>の全部又は一部を開設する。</p>	防災基本計画に基づく追加	P.158
<p>2 避難施設</p> <p><u>指定避難所</u>として使用する場所については、あらかじめ指定している施設を使用することを原則とする。</p>	<p>2 避難施設</p> <p><u>避難所</u>として使用する場所については、あらかじめ指定している施設を使用することを原則とする。</p>	記載情報の更新	P.158

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3 指定避難所の開設実施者</b></p> <p>避難所班は、避難所の開設に当たって、小中学校及び高等学校と協力して行う。また、次の<b>指定避難所</b>については、施設管理者が<b>指定避難所</b>を開設し、避難所班と協力して運営を行う。</p> <p>避難所班や施設管理者がすぐに避難所に到着できない場合を想定し、あらかじめ地域の代表者等と施設の解錠について検討する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">資料 2.14 <b>指定避難所・指定緊急避難場所一覧</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3 避難所の開設実施者</b></p> <p>避難所班は、避難所の開設に当たって、小中学校及び高等学校と協力して行う。また、次の<b>避難所</b>については、施設管理者が<b>避難所</b>を開設し、避難所班と協力して運営を行う。</p> <p>避難所班や施設管理者がすぐに避難所に到着できない場合を想定し、あらかじめ地域の代表者等と施設の解錠について検討する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">資料 2.14 <b>避難所・避難場所一覧</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.158
<p><b>4 開設手順</b></p> <p><b>指定避難所</b>の開設手順を以下に示す。</p> <p>□避難所開設手順</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①<b>指定避難所</b>の被災状況を応急危険度判定士が確認し、<b>指定避難所</b>の外観、内部について、安全が確認できた後、開設準備に移る（ただし、応急危険度判定士による確認ができない場合は、施設管理者の判断で施設の安全性の可否を決定する）</p> <p>②施設の門を開け、避難者を受け入れる</p> <p>③電話、無線等により<b>指定避難所</b>の開設を本部に報告する （開設の日時、場所、施設名、収容人員等）</p> <p>④避難所内に避難所の管理・運営事務を行うための事務所を設置する （事務所には避難者からよく判るように「運営事務所」の表示を行い、事務所には職員を常時配備しておく）</p> </div>	<p><b>4 開設手順</b></p> <p><b>避難所</b>の開設手順を以下に示す。</p> <p>□避難所開設手順</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①避難所の被災状況を応急危険度判定士が確認し、<b>避難所</b>の外観、内部について、安全が確認できた後、開設準備に移る（ただし、応急危険度判定士による確認ができない場合は、施設管理者の判断で施設の安全性の可否を決定する）</p> <p>②施設の門を開け、避難者を受け入れる</p> <p>③電話、無線等により<b>避難所</b>の開設を本部に報告する （開設の日時、場所、施設名、収容人員等）</p> <p>④避難所内に避難所の管理・運営事務を行うための事務所を設置する （事務所には避難者からよく判るように「運営事務所」の表示を行い、事務所には職員を常時配備しておく）</p> </div>	記載情報の更新	P.159
<p><b>5 福祉避難所開設の基準</b></p> <p><b>市長</b>は、要配慮者のうち、健康状態等へ特別の配慮を要する者、介護を要する者等を収容するため、福祉避難所の開設を決定する。</p> <p>開設の時期については、要配慮者及び<b>指定避難所</b>の状況を勘案し、必要に応じて開設する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>5 福祉避難所開設の基準</b></p> <p><b>本部長</b>は、要配慮者のうち、健康状態等へ特別の配慮を要する者、介護を要する者等を収容するため、福祉避難所の開設を決定する。</p> <p>開設の時期については、要配慮者及び<b>避難所</b>の状況を勘案し、必要に応じて開設する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.159
<p><b>8 避難所開設の報告</b></p> <p><b>指定避難所又は福祉避難所</b>を開設した場合には、市長は、次に示す事項を知事に報告する<b>とともに、その旨を公示する。</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>8 避難所開設の報告</b></p> <p><b>避難所</b>を開設した場合には、市長は、次に示す事項を知事に報告する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.159
<p><b>3.2 指定避難所の運営【避難所班、援護班、物資調達班、医療事務班、統括班、施設管理者】</b></p> <p>避難所班は、避難所管理・運営マニュアルに基づき、<b>指定避難所</b>の開設及び初期段階の運営を行うものとするが、避難所運営の長期化が見込まれる場合、徐々に自主防災組織等住民自治組織による運営に移行できるよう、組織体制の確立に努める。</p>	<p><b>3.2 避難所の運営【避難所班、援護班、情報班、物資調達班、医療事務班、統括班、施設管理者】</b></p> <p>避難所班は、避難所管理・運営マニュアルに基づき、<b>避難所</b>の開設及び初期段階の運営を行うものとするが、避難所運営の長期化が見込まれる場合、徐々に自主防災組織等住民自治組織による運営に移行できるよう、組織体制の確立に努める。</p>	記載情報の更新	P.160

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>1 居住チームの編成</b></p> <p>避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、<b>指定避難所</b>内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うために居住チームの編成に努める。編成する際は、以下の点に留意する。</p> <p>また、居住チームごとに代表者を選任し、以後の情報連絡等の窓口となるようにする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1 居住チームの編成</b></p> <p>避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、<b>避難所</b>内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うために居住チームの編成に努める。編成する際は、以下の点に留意する。</p> <p>また、居住チームごとに代表者を選任し、以後の情報連絡等の窓口となるようにする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.160
<p><b>2 部屋割り</b></p> <p>避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、各居住チームが施設内のどの部分を<b>指定避難所</b>として利用するかを決定する。なお、避難所班は、援護班と連携し、<b>福祉避難所</b>と入居状況について調整を図りながら、支援が必要な要配慮者を優先して、部屋割りをを行う。</p> <p><b>3 避難者名簿の作成</b></p> <p>名簿の作成は、<b>指定避難所</b>の開設者が、避難者に氏名・人数等の聞き取り調査を行い記入する。名簿は、居住チーム別に整理する。各地区防災拠点の<b>指定避難所</b>の担当者は、地区内の名簿を収集し、情報班へ報告する。</p> <p style="text-align: right;">資料 第10号様式 避難者名簿用紙</p>	<p><b>2 部屋割り</b></p> <p>避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、各居住チームが施設内のどの部分を<b>避難所</b>として利用するかを決定する。なお、避難所班は、援護班と連携し、<b>福祉避難施設</b>と入居状況について調整を図りながら、支援が必要な要配慮者を優先して、部屋割りをを行う。</p> <p><b>3 避難者名簿の作成</b></p> <p>名簿の作成は、<b>避難所</b>の開設者が、避難者に氏名・人数等の聞き取り調査を行い記入する。名簿は、居住チーム別に整理する。各地区防災拠点の<b>避難所</b>の担当者は、地区内の名簿を収集し、情報班へ報告する。</p> <p style="text-align: right;">資料 第10号様式 避難者名簿用紙</p>	記載情報の更新	P.160
<p><b>4 通信手段の確保</b></p> <p>避難所班は、<b>指定避難所</b>の開設や運営状況などを本部に報告するための通信連絡手段の確保に努める。</p>	<p><b>4 通信手段の確保</b></p> <p>避難所班は、<b>避難所</b>の開設や運営状況などを本部に報告するための通信連絡手段の確保に努める。</p>	記載情報の更新	P.160
<p><b>5 運営組織の設置</b></p> <p><b>指定避難所</b>の運営は、避難者自身による住民自治組織を中心として行うため、居住チームの代表者を中心とした運営組織を設置する。また、<b>指定避難所</b>の運営は、女性への配慮が必要なため、運営組織に、複数の女性を参加させるように努める。</p> <p><u>なお、自主的な指定避難所運営が円滑に行われるよう、避難者自身が周知・啓発や働きかけを行う。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>5 運営組織の設置</b></p> <p><b>避難所</b>の運営は、避難者自身による住民自治組織を中心として行うため、居住チームの代表者を中心とした運営組織を設置する。また、<b>避難所</b>の運営は、女性への配慮が必要なため、運営組織に、複数の女性を参加させるように努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	県地域防災計画の反映	P.160
<p><b>6 食糧、生活必需品の請求、受け取り、配給</b></p> <p>食糧、生活必需品等の請求、配給等は、運営組織が中心となり行う。また、食糧や生活必需品等の受け入れに当たっては、運営組織を経由し、各居住チームへ配布する。</p> <p>各避難所において必要とされる食糧、生活必需品等のうち調達不可能なものは、地区防災拠点の<b>指定避難所</b>において必要な食糧、生活必需品等の情報を収集し、地区防災拠点の<b>指定避難所</b>担当職員が物資調達班に要請する。</p> <p>なお、物資調達班は、避難者名簿より、食糧、生活必需品の需要を把握し、市内で不足が見込まれる場合には、県及び近隣市区町に応援を要請する。</p>	<p><b>6 食糧、生活必需品の請求、受け取り、配給</b></p> <p>食糧、生活必需品等の請求、配給等は、運営組織が中心となり行う。また、食糧や生活必需品等の受け入れに当たっては、運営組織を経由し、各居住チームへ配布する。</p> <p>各避難所において必要とされる食糧、生活必需品等のうち調達不可能なものは、地区防災拠点の<b>避難所</b>において必要な食糧、生活必需品等の情報を収集し、地区防災拠点の<b>避難所</b>担当職員が物資調達班に要請する。</p> <p>なお、物資調達班は、避難者名簿より、食糧、生活必需品の需要を把握し、市内で不足が見込まれる場合には、県及び近隣市区町に応援を要請する。</p>	記載情報の更新	P.161

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>7 要配慮者、女性、子ども等への配慮</b></p> <p>要配慮者、女性、子ども等へ配慮した避難所運営を実施するため、次の点について配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設当初から、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を設置する。</li> <li>・高齢者や障がい者等の健康状態には特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉避難所及び社会福祉施設への移送、ホームヘルパーの派遣等必要な措置をとる。</li> <li>・高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食糧の支給を行う。</li> <li>・食糧の支給に当たっては、食物アレルギーを持つ者に配慮する。</li> <li>・高齢者や障がい者が安全に生活できるよう <b>指定避難所</b> のバリアフリー化に努める。</li> <li>・女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室及び授乳室、トイレの設置場所に配慮し、<b>注意喚起及び巡回警備</b> に努める。</li> <li>・女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。</li> <li>・子どもの交流スペース等の居場所の確保に努める。</li> <li>・外国人に対しては、使用する言語や生活習慣等に配慮し、外国語による放送や案内表示、相談窓口への通訳の配置等を行う。</li> </ul>	<p><b>7 要配慮者、女性、子ども等への配慮</b></p> <p>要配慮者、女性、子ども等へ配慮した避難所運営を実施するため、次の点について配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設当初から、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を設置する。</li> <li>・高齢者や障がい者等の健康状態には特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉避難所及び社会福祉施設への移送、ホームヘルパーの派遣等必要な措置をとる。</li> <li>・高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食糧の支給を行う。</li> <li>・食糧の支給に当たっては、食物アレルギーを持つ者に配慮する。</li> <li>・高齢者や障がい者が安全に生活できるよう <b>避難所</b> のバリアフリー化に努める。</li> <li>・女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室及び授乳室、トイレの設置場所に配慮し、<b>注意喚起</b> に努める。</li> <li>・女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。</li> <li>・子どもの交流スペース等の居場所の確保に努める。</li> <li>・外国人に対しては、使用する言語や生活習慣等に配慮し、外国語による放送や案内表示、相談窓口への通訳の配置等を行う。</li> </ul>	<p>県地域防災計画の反映</p>	P.161
<p><b>8 要配慮者等に必要な物資等の整備</b></p> <p>物資調達班は、要配慮者等のために必要と思われる物資等が速やかに調達できる体制を整備するよう努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>8 要配慮者等に必要な物資等の整備</b></p> <p>物資調達班、<del>援護班、統括班、医療事務班</del>は、要配慮者等のために必要と思われる物資等が速やかに調達できる体制を整備するよう努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	P.162
<p><b>9 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）</b></p> <p><b>指定避難所</b> における良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの保護にも配慮する。</p>	<p><b>9 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）</b></p> <p><b>避難所</b> における良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの保護にも配慮する。</p>	<p>記載情報の更新</p>	P.162
<p><b>10 避難者の健康管理</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>10</del> <b>避難者の健康管理</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載情報の更新</p>	P.162
<p><b>11 避難者とともに避難した動物の取扱い</b></p> <p><b>指定避難所</b> におけるペットの飼育に関しては、ペット飼育者名簿を作成し、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、飼い主又は動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。</p> <p>また、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外にペットハウス(テント等)を設け飼育するが、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。なお、居室以外の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を<b>原状</b>復旧させる全責任を負うものとする。</p>	<p><del>11</del> <b>避難者とともに避難した動物の取扱い</b></p> <p><b>避難所</b> におけるペットの飼育に関しては、ペット飼育者名簿を作成し、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、飼い主又は動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。</p> <p>また、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外にペットハウス(テント等)を設け飼育するが、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。なお、居室以外の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を<b>現状</b>復旧させる全責任を負うものとする。</p>	<p>記載情報の更新</p>	P.162
<p><b>12 避難所運営の留意点</b></p> <p><b>指定避難所</b> における情報の伝達、食糧等の配布、清掃等について、必要があれば県に応援要</p>	<p><del>12</del> <b>避難所運営の留意点</b></p> <p><b>避難所</b> における情報の伝達、食糧等の配布、清掃等について、必要があれば県に応援要請を</p>	<p>記載情報の更新</p>	P.163

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>請を行う。</p> <p><b>13 避難所状況報告と運営記録</b></p> <p>施設管理者、避難所班、運営組織は、<u>指定避難所</u>の運営に際し、傷病人の発生等の事態が発生した場合、必要に応じて<u>指定避難所</u>の状況を医療事務班に報告する。また、<u>指定避難所</u>内での運営状況について避難所日誌に記録し、地区防災拠点の避難所担当職員を通じて情報班に報告する。</p>	<p>行う。</p> <p><del>1-3</del> <b>避難所状況報告と運営記録</b></p> <p>施設管理者、避難所班、運営組織は、<del>避難所</del>の運営に際し、傷病人の発生等の事態が発生した場合、必要に応じて<del>避難所</del>の状況を医療事務班に報告する。また、<del>避難所</del>内での運営状況について避難所日誌に記録し、地区防災拠点の避難所担当職員を通じて情報班に報告する。</p>		
	<p><del>1-4</del> <b>避難所管理・運営マニュアルの作成</b></p> <p><del>避難所班は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な避難所管理・運営マニュアルの作成に努める。</del></p>	記載内容の整理	P.163
<p><b>14 指定避難所の閉鎖時期</b></p> <p><u>指定避難所</u>は、災害がおさまリ、避難の必要性がなくなり、被災者のための応急仮設住宅の建設等、生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。<u>指定避難所</u>を閉鎖した場合、統括班は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>1-5</del> <b>避難所の閉鎖時期</b></p> <p><del>避難所</del>は、災害がおさまリ、避難の必要性がなくなり、被災者のための応急仮設住宅の建設等、生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。<del>避難所</del>を閉鎖した場合、統括班は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.163
<p><b>15 災害救助法が適用された場合の費用等</b></p> <p>避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。</p> <p style="text-align: right;"><u>資料 2.46 災害救助法早見表</u></p>	<p><del>1-6</del> <b>災害救助法が適用された場合の費用等</b></p> <p>避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」による。</p>	記載内容の整理	P.163
<p><b>第4 広域一時滞在</b></p> <p><b>4.1 広域一時滞在のための避難支援【総括班】</b></p> <p><u>総括班は、災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災住民を避難させる。県外への避難が必要な場合は、県と協議する。</u></p> <p><b>4.2 広域一時滞在のための指定避難所の提供【総括班】</b></p> <p><u>総括班は、他市町村から協力を求められた場合、県の支援を受け、広域一時滞在のための指定避難所を提供する。</u></p> <p><u>また、開設した指定避難所の周辺地域における自主防災組織に連絡し、地域での受け入れや情報提供等の支援を要請する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>第8節 救助・医療救護計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第8節 救助・医療救護計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	消防広域化に伴う修正	P.164

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第1 救急救助・医療救護活動</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 救急救助活動【医療事務班、草加八潮消防組合】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 救急救助体制の確立</p> <p>災害のため救出を要する場合、市長の指示により、草加八潮消防組合は、消防署に救助隊を増員し、これをもって救急救助活動を行う。</p> <p>また、救急救助が必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第1 救急救助・医療救護活動</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 救急救助活動【救助・消防班、医療事務班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 救急救助体制の確立</p> <p>災害のため救出を要する場合、本部長の指示により、救助・消防班は、消防本部・署に救助隊を設置し、これをもって救急救助活動を行う。</p> <p>また、救急救助が必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>		
<p><b>3 関係機関との連携</b></p> <p>(1) 警察との連携</p> <p>草加八潮消防組合は、草加警察署と十分な連絡を取り、円滑な被災者救出活動の実施体制を確立する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 重機保有業者との連携</p> <p>救出現場において建設重機等が必要になった場合は、必要に応じて八潮市造園協会及び八潮市防災連絡会や建設業者に協力を要請する。</p> <p>資料 1.23 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p> <p>資料 1.37 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)</p> <p>(4) 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)及び緊急消防援助隊との連携</p> <p>災害規模が大きく、緊急に救出を要する市民が多数発生し、救助隊のみでの救助が困難であると認められる場合は、県知事に対して埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)または、緊急消防援助隊の派遣を要請する。</p>	<p><b>3 関係機関との連携</b></p> <p>(1) 警察との連携</p> <p>救助・消防班は、草加警察署と十分な連絡を取り、円滑な被災者救出活動の実施体制を確立する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 重機保有業者との連携</p> <p>救出現場において建設重機等が必要になった場合は、必要に応じて八潮市造園協会や建設業者に協力を要請する。</p> <p>資料 4-22 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p> <p>(4) 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)との連携</p> <p>災害規模が大きく、緊急に救出を要する市民が多数発生し、救助隊のみでの救助が困難であると認められる場合は、県知事に対して埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の派遣を要請する。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p> <p>記載情報の更新</p>	<p>P.165</p>

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>1.2 医療救護【医療事務班、<del>統括班</del>、草加保健所】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 救護所の設置</p> <p>医療救護活動は、医療機関が残存している場合には医療機関において実施することを原則とする。ただし、傷病者が多数の場合、若しくは医療機関が被災して機能していない場合は、応急処置の実施のため、医療事務班は、草加保健所と協力して<b>指定避難所</b>や交通に便利な場所等に救護所を設ける。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 医療救護【医療事務班、<del>情報班</del>、草加保健所】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 救護所の設置</p> <p>医療救護活動は、医療機関が残存している場合には医療機関において実施することを原則とする。ただし、傷病者が多数の場合、若しくは医療機関が被災して機能していない場合は、応急処置の実施のため、医療事務班は、草加保健所と協力して<b>避難所</b>や交通に便利な場所等に救護所を設ける。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>文言の修正</p>	<p>P.166</p>
<p><b>6 医薬品等の確保</b></p> <p>医療及び助産を実施する際に必要な医薬品及び衛生材料は、各病院における備蓄を使用する。不足する場合、医療事務班は、草加保健所の協力のもと、県指定の市内医薬品取扱業者から調達する。</p> <p>それでもなお不足する場合には、医療事務班は、県災害対策本部に日本赤十字社、医師会、薬剤師会、歯科医師会等からの調達を<b>要請</b>する。</p> <p><u>また、血液不足のおそれがある場合は、県に調達を要請する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>6 血液、<del>医薬品</del>の確保</b></p> <p>医療及び助産を実施する際に必要な医薬品及び衛生材料は、各病院における備蓄を使用する。不足する場合、医療事務班は、草加保健所の協力のもと、県指定の市内医薬品取扱業者から調達する。</p> <p>それでもなお不足する場合には、医療事務班は、県災害対策本部に日本赤十字社、医師会、薬剤師会、歯科医師会等からの調達を<b>依頼</b>する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.167</p>
<p><b>1.3 傷病者の搬送【医療事務班、水防道路班、<del>草加八潮消防組合</del>】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 搬送体制の整備</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.3 傷病者の搬送【医療事務班、水防<del>・</del>道路班、<del>救助・消防班</del>】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 搬送体制の整備</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><del>（2）搬送順位</del></p> <p>原則として「救急救助活動」（P.165）に基づいて搬送順位を決定するが、<del>後方医療機関の規模、所在地、診療科目や被災状況、搬送経路の状況等、被災時の状況に応じて柔軟に対応する。</del></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.167</p>

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)
	<p><del>(3) 搬送経路</del>  <del>救助・消防班は、「緊急輸送計画」(P.147)に基づいて、後方医療機関への搬送を行う。</del></p> <p><del>(4) ヘリコプター搬送</del>  <del>医療事務班、救助・消防班は、陸上輸送が困難な場合、県にヘリコプター搬送の要請を行う。</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料1.35 埼玉県防災ヘリコプター応援協定</del></p>	記載内容の整理	P.168
<p>2 傷病者搬送の手順</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;"><b>資料1.36 埼玉県防災ヘリコプター応援協定</b></p>	<p>2 傷病者搬送の手順</p> <p>&lt;略&gt;</p>	市の現況の反映	P.168
<p>(3) 傷病者の後方医療機関への搬送</p> <p><b>草加八潮消防組合</b>及び傷病者搬送の実施者は、前項で定めた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認のうえ搬送する。</p> <p>また医療事務班、水防・道路班は、所有する自動車を使用可能な場合、必要に応じて該当する傷病者を搬送する。</p>	<p>(3) 傷病者の後方医療機関への搬送</p> <p><del>救助・消防班</del>及び傷病者搬送の実施者は、前項で定めた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認のうえ搬送する。</p> <p>また医療事務班、水防・道路班は、所有する自動車を使用可能な場合、必要に応じて該当する傷病者を搬送する。</p>	消防広域化に伴う修正	P.168
<p><b>第2 要配慮者の安全確保</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 社会福祉施設入所者の安全確保【統括班、援護班、施設管理者】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2 施設の安全確認</b></p> <p><u>施設管理者は、施設利用者又は入所者の状態及び施設内とその周辺の被害状況を確認し、援護班に報告する。</u></p> <p><b>3 情報の収集・伝達</b></p> <p>援護班は、市内の社会福祉施設より施設及び<u>施設利用者又は</u>入所者の被害情報を収集する。</p>	<p><b>第2 要配慮者の安全確保</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 社会福祉施設入所者の安全確保【統括班、援護班、施設管理者】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><del>2</del> 情報の収集・伝達</p> <p>援護班は、市内の社会福祉施設より施設及び入所者の被害情報を収集する。</p>	市の現況の反映	P.169
<p><b>4 避難誘導の実施</b></p> <p><u>施設管理者は、連絡を受けた社会福祉施設の継続利用が危険な場合、社会福祉施設利用者又は</u>入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。その際、<u>施設管理者は、他の社会福祉施設、市社会福祉協議会、ボランティア団体等に協力を要請する。</u></p> <p>また、緊急避難に対応できるように輸送車両並びに搬送用担架、その他必要資機材を確保し、医師、看護師、保護員、指導員等の職員を適切に配置する。</p>	<p><del>3</del> 避難誘導の実施</p> <p><u>援護班は、社会福祉施設入所者等の救助及び避難誘導を施設管理者と協力して迅速に実施する。その際、他の社会福祉施設、八潮市社会福祉協議会、ボランティア団体等と協力して実施する。</u></p> <p>また、緊急避難に対応できるように輸送車両並びに搬送用担架、その他必要資機材を確保し、医師、看護師、保護員、指導員等の職員を適切に配置する。</p>	県地域防災計画の反映	P.169
<p><b>5 受入れ先の確保及び移送</b></p> <p><u>統括班及び</u>援護班は、県災害対策本部に対し、県下の社会福祉施設の受入れ調整を要請するとともに、社会福祉施設、<u>市社会福祉協議会等</u>の関係機関と協力し、移送を行う。</p>	<p><del>4</del> 受入れ先の確保及び移送</p> <p><u>施設管理者、</u>援護班は、県災害対策本部に対し、県下の社会福祉施設の受入れ調整を要請するとともに、社会福祉施設、<u>八潮市社会福祉協議会等</u>の関係機関と協力し、移送を行う。</p>	対応組織の明確化	P.169
<p><b>6 生活救援物資の供給</b></p>	<p><del>5</del> 生活救援物資の供給</p>	県地域防災計画	P.169

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者等に配布する。<u>物資に不足が生じる場合は、援護班と協力して物資調達班に協力を要請する。</u></p>	<p>施設管理者は、<u>援護班と協力して</u>食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者等に配布する。</p>	<p>の反映</p>	
<p><b>2.2 要配慮者の安全確保【避難所班、援護、水防・道路班、市民相談班】</b></p> <p>1 安否確認の実施</p> <p>援護班は、被災地の各居室に取り残された<u>避難行動要支援者</u>の安否確認を行う。その際、あらかじめ用意した要配慮者の情報(名簿あるいは「要援護者マップ」等)を活用し、<u>市</u>社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員等の協力を得ながら実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.2 在宅要配慮者の安全確保【避難所班、援護班、水防・道路班、市民相談班】</b></p> <p>1 安否確認の実施</p> <p>援護班は、被災地の各居室に取り残された<u>要配慮者</u>の安否確認を行う。その際、あらかじめ用意した要配慮者の情報(名簿あるいは「要援護者マップ」等)を活用し、<u>八潮市</u>社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員等の協力を得ながら実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.170</p>
<p>3 <u>指定避難所</u>における要配慮者への配慮</p> <p>避難所班は、要配慮者を収容する<u>指定避難所</u>を設ける際には、プライバシーの確保等、<u>指定避難所</u>における生活環境への配慮から要配慮者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。</p>	<p>3 <u>避難所</u>における要配慮者への配慮</p> <p>避難所班は、要配慮者を収容する<u>避難所</u>を設ける際には、プライバシーの確保等、<u>避難所</u>における生活環境への配慮から要配慮者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.170</p>
<p>4 受入れ先の確保及び移送</p> <p>在宅、<u>指定避難所</u>、仮設住宅で生活する要配慮者のうち、介護を必要とする者を発見した場合、援護班は、<u>市</u>社会福祉協議会等関係機関と協力し、在宅、<u>指定避難所</u>、仮設住宅から福祉避難所等への移送を行う。その際、社会福祉施設の定員に関しては弾力的に取り扱う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>4 受入れ先の確保及び移送</p> <p>在宅、<u>避難所</u>、仮設住宅で生活する要配慮者のうち、介護を必要とする者を発見した場合、援護班は、<u>八潮市</u>社会福祉協議会等関係機関と協力し、在宅、<u>避難所</u>、仮設住宅から福祉避難所等への移送を行う。その際、社会福祉施設の定員に関しては弾力的に取り扱う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.170</p>
<p>6 生活救援物資の供給</p> <p>援護班は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者の状況に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の提供を行う。</p> <p>なお、配布を行う際には、一般被災者と配布時間・場所を別に設ける等、確実に救援物資の供給が行われるよう配慮する。</p> <p><u>また、確実に供給できるよう配布手段を検討し、在宅の要配慮者に救援物資を配布する。</u></p>	<p>6 生活救援物資の供給</p> <p>援護班は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者の状況に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の提供を行う。</p> <p>なお、配布を行う際には、一般被災者と配布時間・場所を別に設ける等、確実に救援物資の供給が行われるよう配慮する。</p>	<p>県地域防災計画 の反映</p>	<p>P.170</p>
<p>7 情報提供</p> <p>援護班は、在宅又は<u>指定避難所</u>にいる要配慮者に対し、手話通訳者を<u>派遣する</u>。<u>避難所班は</u>、文字放送テレビ、ファックスの設置等、情報の提供を適宜行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>7 情報提供</p> <p>援護班は、在宅又は<u>避難所</u>にいる要配慮者に対し、手話通訳者の<u>派遣や</u>文字放送テレビ、ファックスの設置等、情報の提供を適宜行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.170</p>
<p>9 巡回サービスの実施</p> <p>援護班の<u>巡回チーム</u>は、在宅、<u>指定避難所</u>、仮設住宅等で生活する要配慮者の要望把握、相談対応、介助・介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。</p>	<p>9 巡回サービスの実施</p> <p>援護班は、<u>民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ボランティア等によりチームを編成し</u>、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者の要望把握、相談対応、介助・介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。</p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.171</p>
<p><b>2.3 外国人の安全確保【統括班、市民相談班、広報班、援護班】</b></p>	<p><b>2.3 外国人の安全確保【統括班、市民相談班、広報班、援護班】</b></p>	<p>県地域防災計画 の反映 市の現況の反映</p>	<p>P.171</p>

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>1 安否確認の実施</b>            援護班は、職員や語学ボランティア等により調査チームを編成し、八潮市災害時要援護者避難支援個別計画等の災害時要援護者リスト及び市民相談班からの情報に基づき、外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。</p> <p><b>2 避難誘導広報の実施</b>            統括班及び広報班は、市ホームページ、やしお840メール配信サービス等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導広報を行う。            &lt;略&gt;</p>	<p><b>1 安否確認の実施</b>            援護班は、職員や語学ボランティア等の協力を得て、八潮市災害時要援護者避難支援個別計画等の災害時要援護者リスト及び市民相談班からの情報に基づき、外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。</p> <p><b>2 避難誘導広報の実施</b>            統括班、広報班は、それぞれ防災行政無線や広報車等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導広報を行う。            &lt;略&gt;</p>		
<p><b>2.4 要配慮者に対する医療活動【医療事務班、援護班】</b>            災害後、高齢者等の要配慮者は、体力の低下により肺炎等を引き起こすことも多く、場合によっては死に至るケースもある。            医療事務班は、援護班、草加保健所、草加八潮医師会、八潮市歯科医師会、八潮市薬剤師会、市社会福祉協議会等と協力して、指定避難所や仮設住宅等を巡回し、要配慮者の健康把握に努め、必要に応じて治療若しくは病院への移送を実施する。            併せて、精神疾患、内部障がい者、難病等を有する者に対する医療についても十分配慮する。特に重症及び人工透析等継続治療を要する要配慮者に対しては、治療先の医療機関の状況に応じて後方医療機関へ搬送する。</p>	<p><b>2.4 要配慮者に対する医療活動【医療事務班、援護班】</b>            災害後、高齢者等の要配慮者は、体力の低下により肺炎等を引き起こすことも多く、場合によっては死に至るケースもある。            医療事務班は、援護班、草加保健所、草加八潮医師会、八潮市歯科医師会、八潮市薬剤師会、八潮市社会福祉協議会等と協力して、避難所や仮設住宅等を巡回し、要配慮者の健康把握に努め、必要に応じて治療若しくは病院への移送を実施する。            併せて、精神疾患、内部障がい者、難病等を有する者に対する医療についても十分配慮する。特に重症及び人工透析等継続治療を要する要配慮者に対しては、治療先の医療機関の状況に応じて後方医療機関へ搬送する。</p>	記載情報の更新	P.171

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第3 行方不明者・遺体の捜索、処理等</b>            &lt;略&gt;  <b>3.1 行方不明者・遺体の捜索【市民相談班、草加八潮消防組合】</b>            遺体の捜索は、<u>草加八潮消防組合</u>が県警察本部、自衛隊、日本赤十字奉仕団、消防団、ボランティア、その他関係機関等の協力を得て実施する。  <b>1 捜索依頼、行方不明者に関する相談窓口の設置</b>            市民相談班は、相談窓口を設置し、県警察本部と連携を図りながら行方不明者に関する問合せ等に対し、次のとおり対応する。            &lt;略&gt;</p>	<p><b>第3 行方不明者・遺体の捜索、処理等</b>            &lt;略&gt;  <b>3.1 行方不明者・遺体の捜索【救助・消防班、市民相談班】</b>            遺体の捜索は、<u>救助・消防班</u>が県警察本部、自衛隊、日本赤十字奉仕団、消防団、ボランティア、その他関係機関等の協力を得て実施する。  <b>1 捜索依頼、行方不明者に関する相談窓口の設置</b>            市民相談班は、相談窓口を設置し、県警察本部と連携を図りながら行方不明者に関する問<u>い</u>合せ等に対し、次のとおり対応する。            &lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.173</p>
<p><b>2 行方不明者の把握</b>  <u>市民相談班は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力を得て、正確な情報の収集に努める。</u>  <u>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録がされていることが判明した場合、当該登録地の市町村に連絡する。</u></p>		<p>防災基本計画の反映</p>	<p>P.173</p>
<p><b>3 捜索活動</b>            遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により死亡していると推定される者の捜索は、<u>草加八潮消防組合</u>が県警察本部、自衛隊、日本赤十字奉仕団、消防団、ボランティア等の協力のもとに実施する。            また、必要に応じ捜索場所の重複や捜索漏れのないよう各機関の代表又は指揮者等が災害対策本部に集結し、捜索に係わる情報の分析、捜索活動の分担等連携を図り、捜索を円滑に実施する。県は、市の実施する遺体捜索活動を支援する。</p>	<p><del>2</del> <b>捜索活動</b>            遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により死亡していると推定される者の捜索は、<u>救助・消防班</u>が県警察本部、自衛隊、日本赤十字奉仕団、消防団、ボランティア等の協力のもとに実施する。            また、必要に応じ捜索場所の重複や捜索漏れのないよう各機関の代表又は指揮者等が災害対策本部に集結し、捜索に係わる情報の分析、捜索活動の分担等連携を図り、捜索を円滑に実施する。県は、市の実施する遺体捜索活動を支援する。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.173</p>
<p><b>3.2 遺体の収容処理【医療事務班】</b>            &lt;略&gt;</p>	<p><b>3.2 遺体の収容処理【医療事務班】</b>            &lt;略&gt;  <del>1</del> <b>方法</b>  <del>（1）検視（見分）</del>  <del>医療事務班は、警察官に対して検視（見分）を要請する。</del>  <del>（2）検案</del>  <del>救護チーム（医師）は、検案を行う。また、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。</del>  <del>（3）輸送</del>  <del>検視（見分）、検案を終えた遺体は、医療事務班が県に報告の上、県警察本部、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。</del></p>	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.173</p>
<p><b>1 遺体収容所（安置所）の開設</b>  <u>医療事務班は、二次災害のおそれのない適当な建物を選定し、遺体収容所として指定する。</u></p>	<p><del>（4）遺体収容所（安置所）の開設</del>  <del>医療事務班は、次の場所に遺体の収容所を開設し、医師による死亡が確認された遺体を収容する。なお、収容所（安置所）には</del></p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.174</p>

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)
<p><u>また、必要器具(納棺用具等)の調達、検視所の併設等の対応準備をして、遺体収容所を開設する。なお、適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設置する。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>必要に応じて検視(見分)、検案を行うための検視所を併設する。</del></p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載内容の整理	P.174
<p><b>2 遺体収容所(安置所)の周知</b></p> <p><u>医療事務班は、遺体収容所の開設場所を関係機関及び市民に周知するとともに、草加警察署に遺体収容所における検視活動の実施を要請する。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><del>(5) 遺体の収容</del></p> <p><del>医療事務班は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。</del></p>	記載内容の整理	P.174
<p><b>3 遺体の輸送</b></p> <p><u>医療事務班は、被災現場から発見された遺体や救護所又は医療機関で死亡が確認された遺体について、県に報告する。また、遺体収容所に連絡の上、遺体収容所に輸送する。</u></p>	<p><del>(6) 一時保管</del></p> <p><del>医療事務班は、検視(見分)、検案前の遺体及び火葬前の遺体の一時保管場所を確保し、管理する。</del></p>	記載内容の整理	P.174
<p>(復旧・復興計画に移動)</p>	<p><b>1.1 遺体の埋・火葬【医療事務班、援護班】</b></p> <p><del>身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により医療事務班が援護班と協力して実施する。</del></p> <p><b>1 埋・火葬の実施</b></p> <p><del>(1) 埋・火葬の実施</del></p> <p><del>身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合は、医療事務班が県災害対策本部と調整を行い、葬祭業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。</del></p> <p><del>また、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がない場合は、医療事務班が援護班と協力して、応急的に埋・火葬を実施する。</del></p> <p style="text-align: right;"><del>資料 2.48 火葬場の応援要領</del></p> <p><del>(2) 他の市区町村に漂着した遺体</del></p> <p><del>遺体が他の市区町村(災害救助法適用地域外)に漂着した場合、遺体の身元が判明しているときは、原則としてその遺族・親戚縁者又は法適用地の市区町村に連絡して引き取らせる。ただし、法適用地が混乱期のため引き取ることが不可能なときは、漂着先市区町村が県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施(費用は県負担)する。</del></p> <p><del>(3) 被災地から漂流してきたと推定できる遺体</del></p> <p><del>遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて埋・火葬を実施する。</del></p>	記載内容の整理	P.174

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>4 遺体の受け入れ</b></p> <p><u>医療事務班は、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等を確認し、輸送された遺体を受け入れ、遺留品等を整理する。</u></p>	<p><del>（4）葬祭関係資材の支給</del>  <del>次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。</del></p> <p>①棺(付属品を含む)          ②埋葬又は火葬          ③骨壺又は骨箱</p>	記載内容の整理	P.175
	<p><del>（5）埋・火葬に伴う留意点</del>  <del>焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。</del></p>	記載内容の整理	P.175
<p><b>5 一時保管</b></p> <p><u>医療事務班は、検視及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。</u></p>		記載内容の整理	
<p><b>6 検視の実施</b></p> <p><u>警察官は、遺体収容所（安置所）で遺体の検視を実施する。</u></p>		記載内容の整理	
<p><b>7 検案の実施</b></p> <p><u>救護班（医師）は、検案を実施する。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。</u></p>		記載内容の整理	
<p><b>8 遺体の身元確認</b></p> <p><u>警察官は、検視・検案を終えた遺体のうち、身元が不明な遺体について、身元確認作業を実施する。</u></p>		記載内容の整理	
<p><b>9 遺体の引渡し</b></p> <p><u>医療事務班は、検視・検案を終えた遺体のうち、身元が判明している遺体について、家族等に連絡し、警察署と連携して引き渡す。</u></p>		記載内容の整理	
	<p><b>3.4 災害救助法が適用された場合の費用等</b></p> <p><del>遺体の埋・火葬に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において、市が県に請求できる。</del></p> <p><del>また、期間は災害発生の日から10日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。</del></p>	記載内容の整理	P.175

新	旧	備考	頁(現行)																																								
<p><b>第9節 生活支援計画</b></p> <p><b>第1 給水体制の確率</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 給水体制の確立【給水班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 応急給水資機材の調達</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□応急給水資機材保有状況</p> <table border="1" data-bbox="172 674 1199 856"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格・容量</th> <th>保有数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物自動車</td> <td>3 t</td> <td>1台</td> <td>移動式クレーン(2.9 t吊) 架装</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用飲料水袋</td> <td>6リットル</td> <td>14,056袋</td> <td>中央 4,446、南部 4,710 八條 490</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水資機材に不足が生じた場合、<u>統括班を通じて</u>以下の機関に要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県災害対策本部、隣接市…給水タンク、ポリ袋等</li> <li>② 自衛隊…浄水セット等</li> <li>③ 民間企業…ペットボトルによる水の配付</li> </ol>	名称	規格・容量	保有数量	備考	<略>				貨物自動車	3 t	1台	移動式クレーン(2.9 t吊) 架装	<略>				非常用飲料水袋	6リットル	14,056袋	中央 4,446、南部 4,710 八條 490	<p><b>第9節 生活支援計画</b></p> <p><b>第1 給水体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 給水体制の確立【給水班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 応急給水資機材の調達</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□応急給水資機材保有状況</p> <table border="1" data-bbox="1317 674 2344 877"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格・容量</th> <th>保有数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;追加&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用飲料水袋</td> <td>6リットル</td> <td>3,504袋</td> <td>中央 1,220、南部 1,284、八條 1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水資機材に不足が生じた場合、以下の機関に要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県災害対策本部、隣接市…給水タンク、<u>ドラム缶</u>、ポリ袋等</li> <li>② 自衛隊…浄水セット、<u>ヘリコプター出動要請等</u></li> <li>③ 民間企業…ペットボトルによる水の配付</li> </ol>	名称	規格・容量	保有数量	備考	<略>				<追加>				<略>				非常用飲料水袋	6リットル	3,504袋	中央 1,220、南部 1,284、八條 1,000	市の現況の反映	P.177
名称	規格・容量	保有数量	備考																																								
<略>																																											
貨物自動車	3 t	1台	移動式クレーン(2.9 t吊) 架装																																								
<略>																																											
非常用飲料水袋	6リットル	14,056袋	中央 4,446、南部 4,710 八條 490																																								
名称	規格・容量	保有数量	備考																																								
<略>																																											
<追加>																																											
<略>																																											
非常用飲料水袋	6リットル	3,504袋	中央 1,220、南部 1,284、八條 1,000																																								
<p><b>1.2 給水方針【給水班、広報班】</b></p> <p>1 供給基準</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 供給量</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□目標水量</p> <table border="1" data-bbox="225 1333 1199 1591"> <thead> <tr> <th>災害発生からの期間</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生から3日</td> <td>3リットル/人・日</td> <td>生命維持に最小限必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から日</td> <td>20リットル/人・日</td> <td>炊事、洗面、トイレ等最低限の生活水準を維持するために必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から日</td> <td>100リットル/人・日</td> <td>通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から日</td> <td>250リットル/人・日</td> <td>ほぼ通常の生活に必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から28日</td> <td>約 325リットル/人・日</td> <td>被災前水量</td> </tr> </tbody> </table>	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量	災害発生から日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低限の生活水準を維持するために必要な水量	災害発生から日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	災害発生から日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	災害発生から28日	約 325リットル/人・日	被災前水量	<p><b>1.2 給水方針【給水班、広報班】</b></p> <p>1 供給基準</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 供給量</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>□目標水量</p> <table border="1" data-bbox="1371 1333 2344 1591"> <thead> <tr> <th>災害発生からの期間</th> <th>目標水量</th> <th>水量の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生から3日</td> <td>3リットル/人・日</td> <td>生命維持に最小限必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から7日</td> <td>20リットル/人・日</td> <td>炊事、洗面、トイレ等最低限の生活水準を維持するために必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から14日</td> <td>100リットル/人・日</td> <td>通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から21日</td> <td>250リットル/人・日</td> <td>ほぼ通常の生活に必要な水量</td> </tr> <tr> <td>災害発生から28日</td> <td>約 370リットル/人・日</td> <td>被災前給水量</td> </tr> </tbody> </table>	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量	災害発生から7日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低限の生活水準を維持するために必要な水量	災害発生から14日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	災害発生から21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	災害発生から28日	約 370リットル/人・日	被災前給水量	市の現況の反映	P.177				
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠																																									
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量																																									
災害発生から日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低限の生活水準を維持するために必要な水量																																									
災害発生から日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量																																									
災害発生から日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量																																									
災害発生から28日	約 325リットル/人・日	被災前水量																																									
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠																																									
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量																																									
災害発生から7日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低限の生活水準を維持するために必要な水量																																									
災害発生から14日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量																																									
災害発生から21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量																																									
災害発生から28日	約 370リットル/人・日	被災前給水量																																									

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)								
<p><b>2 給水方法</b></p> <p>給水班は、以下の<b>指定避難所</b>等、<b>指定緊急</b>避難場所を第一次給水拠点として拠点給水を行い、その他の<b>指定避難所</b>については、順次給水設備を整える。また、状況に応じて中央浄水場、南部配水場に設置している災害時応急給水栓による給水活動を行う。</p> <p>□第一次給水拠点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定避難所・指定緊急避難場所</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	指定避難所・指定緊急避難場所	所在地	<略>		<p><b>2 給水方法</b></p> <p>給水班は、以下の<b>避難所</b>等、避難場所を第一次給水拠点として拠点給水を行い、その他の<b>避難所</b>については、順次給水設備を整える。また、状況に応じて中央浄水場、南部配水場に設置している災害時応急給水栓による給水活動を行う。</p> <p><del>なお、浄水が得られない場合には、ろ水器機等の活用を検討する。</del></p> <p>□第一次給水拠点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難所・避難場所</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	避難所・避難場所	所在地	<略>		記載情報の更新	P.178
指定避難所・指定緊急避難場所	所在地										
<略>											
避難所・避難場所	所在地										
<略>											
<p><b>1.3 給水の実施【給水班】</b></p> <p>給水班は、前述の給水方針に基づき給水を行う。この場合、必要に応じて関係機関の協力を求める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.3 給水の実施【給水班】</b></p> <p>給水班は、前述の給水方針に基づき給水を行う。この場合、必要に応じて関係機関の協力を求める。</p> <p><del>なお、最低必要水量（1人あたり約3リットル/日）の水を確保できない場合、近隣市町村又は県に応援を要請する。</del></p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.178								
<p><b>第2 食糧供給体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 食糧の確保【物資調達班、統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2 米穀の調達</b></p> <p>① 物資調達班は、災害の状況により防災備蓄倉庫に備蓄している食糧を利用する。</p> <p>② 備蓄している食糧のみで不足する場合は、米穀販売業者の手持ち精米を利用する。</p> <p>③ なお、不足が生じる場合は、知事に米穀の調達を要請する。</p> <p>④ 市長は、交通、通信の途絶等によって被災地が孤立する等、災害救助法が発動され応急食糧が必要とされる場合は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、<b>農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」(平成21年5月29日付総合食料局長通知)</b>に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給する。</p>	<p><b>第2 食糧供給体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 食糧の確保【物資調達班、水防・道路班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2 米穀の調達</b></p> <p>① 物資調達班は、災害の状況により防災備蓄倉庫に備蓄している食糧を利用する。</p> <p>② 備蓄している食糧のみで不足する場合は、米穀販売業者の手持ち精米を利用する。</p> <p>③ なお、不足が生じる場合は、知事に米穀の調達を要請する。</p> <p>④ 市長は、交通、通信の途絶等によって被災地が孤立する等、災害救助法が発動され応急食糧が必要とされる場合は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、<b>関東農政局地域課長又は政府食糧を保管する倉庫の責任者に対し、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領(平成18年6月15日付け総合食料局長通知)」</b>に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給する。</p>	県地域防災計画の反映	P.179								
<p><b>3 その他の食品の調達</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>資料 <a href="#">1.14</a> 緊急時における物資等の協力に関する協定書(さいかつ農業協同組合) 資料 <a href="#">1.27</a> 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店) 資料 <a href="#">1.28</a> 緊急時における食糧品の供給に関する協定書(フジパン株式会社東京工場) 資料 <a href="#">1.29</a> 緊急時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社) 資料 <a href="#">1.38</a> <b>災害時における救援物資の供給に関する協定書(株式会社伊藤園)</b></p>	<p><b>3 その他の食品の調達</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>資料 <del>1.13</del> 緊急時における物資等の協力に関する協定書(さいかつ農業協同組合) 資料 <del>1.26</del> 緊急時における食料品及び生活必需品等の供給に関する協定書(イオンリテール株式会社ザ・ビッグ八潮南店) 資料 <del>1.27</del> 緊急時における食糧品の供給に関する協定書(フジパン株式会社東京工場) 資料 <del>2.28</del> 緊急時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社)</p>	市の現況の反映	P.179								

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>4 物資集積拠点の選定</b></p> <p><u>物資調達班及び統括班</u>は、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物等)の中から集積地を定め、その所在地、経路について県に報告する。</p> <p>また、<u>集積拠点</u>ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全に努める。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>物資集積拠点</u>候補地</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>4 食品集積地の選定</b></p> <p><u>食品集積地の計画</u>において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設(建築物等)の中から集積地を定め、その所在地、経路について<u>あらかじめ</u>県に報告する。</p> <p>また、<u>食品の集積を行う場合は、集積地</u>ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全に努める。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>食品集積地</u>候補地</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載内容の整理	P.179
<p><b>5 食品の輸送</b></p> <p>県が調達した食品を市の集積地まで輸送することは、原則として県が行うが、輸送区間、輸送距離等の事情から、知事が必要と認めた場合は、県の集積地から市の集積地までの輸送を行う。</p> <p>また、市が調達した食品を市の<u>物資集積拠点</u>まで輸送するとともに、市内における食品の輸送を行う。市での輸送が不可能な場合は、配送業者に委託することも検討する。</p> <p>輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送とし、荷姿は次のとおりとして積載量を計算する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>5 食品の輸送</b></p> <p>県が調達した食品を市の集積地まで輸送することは、原則として県が行うが、輸送区間、輸送距離等の事情から、知事が必要と認めた場合は、<u>水防・道路班</u>が県の集積地から市の集積地までの輸送を行う。</p> <p>また、<u>水防・道路班は、</u>市が調達した食品を市の<u>集積地</u>まで輸送するとともに、市内における食品の輸送を行う。市での輸送が不可能な場合は、配送業者に委託することも検討する。</p> <p>輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送とし、荷姿は次のとおりとして積載量を計算する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載内容の整理	P.180
<p><b>2.2 食糧の供給【避難所班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.2 食糧の供給</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><del>2 供給品目</del></p> <p><del>配給品目は米穀を原則とするが、被災直後や消費の実情により乾パン及び麦製品も用いる。</del></p> <p><del>また、要配慮者に関しては、それぞれの状態に応じた食糧を供給する(やわらかい食事、栄養への配慮等)。</del></p> <p><del>3 供給数量</del></p> <p><del>供給数量は、次の1人当たりの供給数量に必要と認められる受配者の数及び期間の日数を乗じて得た数量とする。1人当たりの供給数量は、次のとおりである。</del></p>	記載内容の整理 対応組織の明確化	P.181

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）																									
	<p>口供給品目及び基準</p> <table border="1" data-bbox="1317 268 2341 533"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">米飯</td> <td>被災者</td> <td>1食当たり精米200g以内</td> </tr> <tr> <td>応急供給受配者</td> <td>1日当たり精米400g以内</td> </tr> <tr> <td>災害救助従事者</td> <td>1食当たり精米300g以内</td> </tr> <tr> <td>乾パン</td> <td>1食当たり</td> <td>1包(115g)以内</td> </tr> <tr> <td>食パン</td> <td>1食当たり</td> <td>185g以内</td> </tr> <tr> <td>調製粉乳</td> <td>乳児1日当たり</td> <td>200g以内</td> </tr> <tr> <td>アルファ米</td> <td>1食当たり</td> <td>100g以内</td> </tr> <tr> <td>乾燥がゆ</td> <td>1食当たり</td> <td>20g以内</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p>	品目	基準		米飯	被災者	1食当たり精米200g以内	応急供給受配者	1日当たり精米400g以内	災害救助従事者	1食当たり精米300g以内	乾パン	1食当たり	1包(115g)以内	食パン	1食当たり	185g以内	調製粉乳	乳児1日当たり	200g以内	アルファ米	1食当たり	100g以内	乾燥がゆ	1食当たり	20g以内		
品目	基準																											
米飯	被災者	1食当たり精米200g以内																										
	応急供給受配者	1日当たり精米400g以内																										
	災害救助従事者	1食当たり精米300g以内																										
乾パン	1食当たり	1包(115g)以内																										
食パン	1食当たり	185g以内																										
調製粉乳	乳児1日当たり	200g以内																										
アルファ米	1食当たり	100g以内																										
乾燥がゆ	1食当たり	20g以内																										
<p><b>2 在宅避難者への配慮</b></p> <p>事態がある程度、落ち着いた段階では、住家に被害が少なかった市民は、住家等での生活を再開することが考えられるが、食糧や飲料水等の調達等に問題が生じることが想定される。そのため、在宅避難者に対しても、<b>指定避難所</b>で食糧や飲料水等を供給できる体制を整える。</p>	<p><b>4 在宅避難者への配慮</b></p> <p>事態がある程度、落ち着いた段階では、住家に被害が少なかった市民は、住家等での生活を再開することが考えられるが、食糧や飲料水等の調達等に問題が生じることが想定される。そのため、在宅避難者に対しても、<b>避難所</b>で食糧や飲料水等を供給できる体制を整える。</p>	記載情報の更新	P.181																									
<p><b>2.3 食品の配給及び炊き出しの実施【避難所班】</b></p> <p>1 炊き出し等の場所</p> <p>避難所班は、食品の配分及び炊き出しに関する計画において、炊き出しの場所を事前に検討し、定める。実施の場所は、<b>指定避難所</b>の他適当な場所を定める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 炊き出しの実施</p> <p>避難所班は、<b>指定避難所</b>の弁当や配給食だけでは不足しがちな栄養を補うため、また、精神的な充足という観点からも、計画的に炊き出しを実施する。</p> <p>実施に当たり、作業の担い手として、自主防災組織、ボランティア及び避難者を組織して行う。</p> <p>また、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等の実施が困難なとき<b>や炊き出しが不足するときは、県</b>に協力を要請する。</p>	<p><b>2.3 食品の配給及び炊き出しの実施【避難所班】</b></p> <p>1 炊き出し等の場所</p> <p>避難所班は、食品の配分及び炊き出しに関する計画において、炊き出しの場所を事前に検討し、定める。実施の場所は、<b>避難所</b>の他適当な場所を定める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 炊き出しの実施</p> <p>避難所班は、<b>避難所</b>の弁当や配給食だけでは不足しがちな栄養を補うため、また、精神的な充足という観点からも、計画的に炊き出しを実施する。</p> <p>実施に当たり、作業の担い手として、自主防災組織、ボランティア及び避難者を組織して行う。</p> <p>また、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等の実施が困難なときは、<b>知事</b>に協力を要請する。</p>	記載情報の更新	P.181																									
<p><b>第3 生活必需品供給体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 生活必需品の確保【物資調達班、統括班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第3 生活必需品供給体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 生活必需品の確保【物資調達班、統括班、水防・道路班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	対応組織の明確化	P.183																									
<p><b>3 物資集積拠点の選定</b>の選定</p> <p><u>「第2 食糧供給体制の確立」の内容を準用する。</u></p>	<p>3 <b>生活必需品集積地の選定</b></p> <p><del>生活必需品集積地の計画において、輸送及び管理が容易な施設(建築物等)の中から集積地を定め、その所在地、経路についてあらかじめ県に報告する。</del></p> <p><del>また、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、生活必需品管理の万全に努める。</del></p> <p>口生活必需品集積地候補地</p> <table border="1" data-bbox="1317 1730 2341 1818"> <thead> <tr> <th>候補地</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大原中学校 体育館</td> <td>八潮5-9-1</td> <td>048-996-1378</td> </tr> <tr> <td>文化スポーツセンター プロテック</td> <td>八潮3-31</td> <td>048-996-5126</td> </tr> </tbody> </table>	候補地	所在地	連絡先	大原中学校 体育館	八潮5-9-1	048-996-1378	文化スポーツセンター プロテック	八潮3-31	048-996-5126	記載内容の整理	P.183																
候補地	所在地	連絡先																										
大原中学校 体育館	八潮5-9-1	048-996-1378																										
文化スポーツセンター プロテック	八潮3-31	048-996-5126																										

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁(現行)
<p><b>4 生活必需品の輸送</b></p> <p>県が調達した生活必需品は、原則として県が市の<b>物資集積拠点</b>まで輸送するが、輸送区間、輸送距離等の事情から、知事が必要と認めた場合は、県の集積地から市の<b>物資集積拠点</b>までの輸送を行う。</p> <p>また、市が調達した生活必需品を市の集積地まで輸送するとともに、市内における生活必需品の搬送を行う。市での輸送が不可能な場合は、配送業者に委託することも検討する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>4 生活必需品の輸送</b></p> <p>県が調達した生活必需品は、原則として県が市の<b>集積地</b>まで輸送するが、輸送区間、輸送距離等の事情から、知事が必要と認めた場合は、<del>水防・道路班が、</del>県の集積地から市の<b>集積地</b>までの輸送を行う。</p> <p>また、<del>水防・道路班は、</del>市が調達した生活必需品を市の集積地まで輸送するとともに、市内における生活必需品の搬送を行う。市での輸送が不可能な場合は、配送業者に委託することも検討する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	対応組織の明確化	P.184
<p><b>3.2 生活必需品の供給【避難所班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3.2 生活必需品の供給</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	対応組織の明確化	P.184
<p><b>第4 応急住宅対策</b></p> <p>災害のため住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者について、応急仮設住宅を設置し、又は公的住宅等の空室を応急住宅として供与して収容を行い、あるいは被害家屋の応急修理を実施して、その援護の万全を期する。</p>	<p><b>第4 応急住宅対策</b></p> <p>災害のため住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者<b>又は応急修理をすることが出来ない者</b>について、応急仮設住宅を設置し、又は公的住宅等の空室を応急住宅として供与して収容を行い、あるいは被害家屋の応急修理を実施して、その援護の万全を期する。</p>	記載情報の更新	P.185
<p><b>4.1 応急仮設住宅の設営【水防・道路班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1 設営主体</b></p> <p>応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、<b>水防・道路班</b>は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。</p> <p>ただし、災害救助法が適用されない場合やそれ以外でも、<b>市長</b>が特に必要と認めた場合においては、水防・道路班が設置を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>4.1 応急仮設住宅の設営【水防・道路班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1 設営主体</b></p> <p>応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、<b>市</b>は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。</p> <p>ただし、災害救助法が適用されない場合やそれ以外でも、<b>本部長</b>が特に必要と認めた場合においては、水防・道路班が設置を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	対応組織の明確化	P.185
<p><b>4.3 一般被災住宅の応急修理【水防・道路班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4 修理住宅の選定</b></p> <p>水防・道路班は、<u>は、被害認定調査の結果に基づいて修理住宅を選定する。</u></p> <p><b>5 関係機関との協力</b></p> <p>住宅の応急修理は、<b>八潮市防災連絡会</b>及び八潮市造園協会の協力を得て行う。</p> <p>資料 1.23 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p> <p>資料 1.37 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)</p>	<p><b>4.3 一般被災住宅の応急修理【水防・道路班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>4 修理住宅の選定</b></p> <p>水防・道路班は、<del>応急危険度判定士等の協力を得ながら被害程度を調査し、修理住宅の選定を行う。</del></p> <p><b>5 関係機関との協力</b></p> <p>住宅の応急修理は、<b>建設業者</b>及び八潮市造園協会の協力を得て行う。</p> <p>資料 1-22 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p>	記載情報の更新	P.186
<p><b>4.5 住宅関係障害物の除去【水防・道路班、統括班】</b></p> <p><b>1 住宅関係障害物の除去</b></p> <p>水防・道路班は、県、<b>八潮市防災連絡会</b>及び八潮市造園協会等と協力して以下の方針に基づき住宅関係障害物の除去を行う。</p>	<p><b>4.5 住宅関係障害物の除去【水防・道路班、統括班】</b></p> <p><b>1 住宅関係障害物の除去</b></p> <p>水防・道路班は、県、<b>建設業者</b>及び八潮市造園協会等と協力して以下の方針に基づき住宅関係障害物の除去を行う。</p>	記載情報の更新	P.187

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>&lt;略&gt;</p> <p>資料 1.23 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p> <p>資料 1.37 災害時における応急対策業務等に関する協定書(八潮市防災連絡会)</p>	<p>&lt;略&gt;</p> <p>資料 1.22 災害時における応急対策業務に関する協定書(八潮市造園協会)</p>		
<p><b>第5 教育対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>5.1 応急教育【学校教育班、水防・道路班、施設管理者、学校長】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 発災時の対応</p> <p>各小中学校長は、教職員と協力して災害の状況に応じて以下の対応を行い、児童・生徒の安否確認を実施する等、児童・生徒の安全確保に努める。また、学校教育班は、小中学校長の対応に関して、適切な指導・支援を行う。</p> <p><u>(小中学校長の対応)</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>④ 避難所班及び学校教育班と協力して、<u>指定避難所</u>の開設等災害対策を行い、学校管理に必要な教職員を確保し万全の体制を確立する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第5 文教対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>5.1 応急教育【学校教育班、<del>避難所班</del>、物資調達班、水防・道路班、施設管理者、学校長】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 発災時の対応</p> <p>各小中学校長は、教職員と協力して災害の状況に応じて以下の対応を行い、児童・生徒の安否確認を実施する等、児童・生徒の安全確保に努める。また、学校教育班は、小中学校長の対応に関して、適切な指導・支援を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>④ 避難所班及び学校教育班と協力して、<u>避難所</u>の開設等災害対策を行い、学校管理に必要な教職員を確保し万全の体制を確立する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.188
<p>2 <b>教育施設の応急復旧</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 応急教育施設の確保</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、各小中学校長は、<u>指定避難所</u>として学校を提供したため、長期間学校が使用できない場合、学校教育班に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業を再開する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>2 <b>文教施設の応急復旧</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 応急教育施設の確保</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、各小中学校長は、<u>避難所</u>として学校を提供したため、長期間学校が使用できない場合、学校教育班に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業を再開する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.188
<p><b>5.2 被災児童・生徒への支援【学校教育班、避難所班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 学用品の調達及び給与</p> <p>(1) 給与の対象</p> <p>災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又は破損し、就学上支障がある児童・生徒に対し、学校教育班<u>及び避難所班</u>は、被害の状況に応じ教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。学用品の調達、配分等は市が行う。ただし、市において調達が困難と認められるときは県が調達し、市に供給する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>5.2 被災児童・生徒への支援【学校教育班、避難所班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 学用品の調達及び給与</p> <p>(1) 給与の対象</p> <p>災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又は破損し、就学上支障がある児童・生徒に対し、学校教育班は、被害の状況に応じ教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。学用品の調達、配分等は市が行う。ただし、市において調達が困難と認められるときは県が調達し、市に供給する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	対応組織の明確化	P.190

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>5.3 応急保育【<u>援護班、物資調達班、保育所長</u>】</b>            &lt;略&gt;            4 孤児の保護体制            援護班は、避難所班と連絡を取り、孤児の実情を把握する。また、孤児を<u>指定避難所</u>及び保育所で保護するとともに県に報告し、児童相談所への移送等を行う。</p>	<p><b>5.3 応急保育【<u>援護班、物資調達班、<del>避難所班</del>、保育所長</u>】</b>            &lt;略&gt;            4 孤児の保護体制            援護班は、避難所班と連絡を取り、孤児の実情を把握する。また、孤児を<u>避難所</u>及び保育所で保護するとともに県に報告し、児童相談所への移送等を行う。</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.190</p>
<p><b>5.4 文化財の保護【<u>避難所班</u>】</b>            文化財が被災し、又はそのおそれがある場合、所有者、避難所班は、直ちに教育委員会に通報するとともに、被災の防止又は被害の軽減に努めなければならない。            関係機関は、文化財の被害の拡大を防ぐため、協力して保存措置を講ずる。            文化財に被害が発生した場合、所有者、市教育委員会及び県教育委員会へ届け出る。</p>	<p><b>5.4 文化財の保護【<u>避難所班</u>】</b>            文化財が被災し、又はそのおそれがある場合、所有者、避難所班は、直ちに<u>消防署及び</u>教育委員会に通報するとともに、被災の防止又は被害の軽減に努めなければならない。  <u>消防署及び</u>関係機関は、文化財の被害の拡大を防ぐため、協力して保存措置を講ずる。            文化財に被害が発生した場合、所有者、市教育委員会及び県教育委員会へ届け出る。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.190</p>
<p><b>第10節 環境衛生計画</b>   <b>第1 廃棄物処理計画</b>            &lt;略&gt;  <b>1.1 <u>ごみ処理【衛生班】</u></b>            &lt;略&gt;</p>	<p><b>第10節 環境衛生計画</b>   <b>第1 廃棄物処理計画</b>            &lt;略&gt;  <b>1.1 <u>ごみ処理【衛生班、<del>統括班</del>】</u></b>            &lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.193</p>
<p><b>1.2 <u>し尿処理【衛生班】</u></b>            &lt;略&gt;            2 し尿処理体制の確保            衛生班は、被災地の公衆衛生・環境保全のため、緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する。このため、被害を受けたし尿処理施設の早期復旧を図るとともに、県災害対策本部又は被害の軽微な近隣市区町村に人員及び仮設トイレ等の応援を要請する。             なお、し尿処理は、原則として許可業者の作業員をもって編成し、一斉収集する。            &lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 <u>し尿処理【衛生班】</u></b>            &lt;略&gt;            2 し尿処理体制の確保            衛生班は、被災地の公衆衛生・環境保全のため、緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する。このため、被害を受けたし尿処理施設の早期復旧を図るとともに、県災害対策本部又は被害の軽微な近隣市区町村に人員及び仮設トイレ等の応援を要請する。  <u>さらに、環境衛生上の見地から必要と判断した場合、統括班を窓口として、県に自衛隊の災害廃棄物処理活動を依頼する。</u>            なお、し尿処理は、原則として許可業者の作業員をもって編成し、一斉収集する。            &lt;略&gt;</p>	<p>文言の修正 記載情報の更新</p>	<p>P.194</p>

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>3 し尿処理対策</b></p> <p>(1) 仮設トイレ等の設置 衛生班は、災害対策本部の指示により、防災倉庫等に備蓄してある仮設トイレ等を設置場所に搬送・設置するとともに、不足する場合は、県災害対策本部、仮設トイレの製造・レンタル会社等に応援要請を行う。また、必要に応じて県を通して自衛隊に設置依頼を行う。</p> <p>なお、設置場所は、<b>指定避難所</b>となる場所とし、設置に当たっては要配慮者に十分配慮して設置する。</p> <p>(2) 仮設トイレ等の撤去 衛生班は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所を十分に確保できた場合は、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、<b>指定避難所</b>の衛生向上を図る。</p>	<p><b>3 し尿処理対策</b></p> <p>(1) 仮設トイレ等の設置 衛生班は、災害対策本部の指示により、防災倉庫等に備蓄してある仮設トイレ等を設置場所に搬送・設置するとともに、不足する場合は、県災害対策本部、仮設トイレの製造・レンタル会社等に応援要請を行う。また、必要に応じて県を通して自衛隊に設置依頼を行う。</p> <p>なお、設置場所は、<b>避難所</b>となる場所とし、設置に当たっては要配慮者に十分配慮して設置する。</p> <p>(2) 仮設トイレ等の撤去 衛生班は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所を十分に確保できた場合は、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、<b>避難所</b>の衛生向上を図る。</p>		
<p><b>1.3 がれき処理【衛生班】</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>3 がれき処理対策</b> &lt;略&gt;</p> <p>(3) <b>がれきの収集・運搬</b> 衛生班は、がれきを処分する際、危険なもの又は道路通行上の支障があるもの等を優先して収集し、<b>仮置場に運搬</b>する。</p> <p><b>(4) 適正処理・リサイクル体制の確立</b> 応急活動後は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。</p> <p>また、倒壊建築物の解体に伴う粉塵・アスベストや冷蔵庫からのフロン回収等に関しては特に注意を払う。</p> <p><b>(5) 広域処分対策</b> 大量のがれきを処分するためには、県外の最終処分場に依存せざるを得ないことを想定し、衛生班は、<b>県が設置する協議会</b>と連携するとともに、近隣都県と広域処分対策を検討する。</p>	<p><b>1.3 がれき処理【衛生班】</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>3 がれき処理対策</b> &lt;略&gt;</p> <p>(3) <b>適正処理・リサイクル体制の確立</b> 衛生班は、がれきを処分する際、危険なもの又は道路通行上の支障があるもの等を優先する。</p> <p>応急活動後は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。</p> <p>また、倒壊建築物の解体に伴う粉塵・アスベストや冷蔵庫からのフロン回収等に関しては特に注意を払う。</p> <p><b>(4) 広域処分対策</b> 大量のがれきを処分するためには、県外の最終処分場に依存せざるを得ないことを想定し、衛生班は、<b>災害廃棄物処理推進協議会</b>と連携するとともに、近隣都県と広域処分対策を検討する。</p>	<p>県防災計画の反映</p>	<p>P.195</p> <p>P.195</p>

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）																		
<p><b>第2 防疫・保健・食品衛生活動</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 防疫・保健衛生活動【衛生班、医療事務班、統括班、草加保健所】</b></p> <p>1 防疫チームの編成</p> <p>衛生班は、防疫・保健衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、草加保健所、草加八潮医師会、ボランティア等の協力を得て、防疫チームを編成する。</p> <p>2 防疫活動内容</p> <p>防疫チームは、県の指示を受け、次の要領により消毒活動を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 浸水家屋、下水、排水溝、その他不潔場所の消毒を原則として実施する。</li> <li>② <b>指定避難所</b>の便所、その他不潔場所の消毒を実施する。</li> <li>③ 井戸の消毒を実施する。</li> <li>④ 状況によって、ねずみ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。</li> <li>⑤ 薬品を散布する際は、地域の環境に十分配慮して行う。</li> </ol> <p>3 防疫業務の実施方法</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第2 防疫・保健・食品衛生活動</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 防疫・保健衛生活動【衛生班、医療事務班、統括班、草加保健所】</b></p> <p>1 防疫チームの編成</p> <p>衛生班は、防疫・保健衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、草加保健所、草加八潮医師会、ボランティア等の協力を得て、防疫チームを編成する。<del>なお、チームの構成は県の防疫班の構成に準ずる。</del></p> <p><del>人員に不足が生じる場合は、県災害対策本部及び自衛隊に応援要請を行う。</del></p> <p>埼玉県防疫班に準ずる本市防疫チームの構成</p> <table border="1" data-bbox="1317 674 2338 877"> <thead> <tr> <th>班の種類</th> <th>構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務係</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>情報収係</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>検病調査係</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>消毒指導係</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>検査係</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>患者収容指導係</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※埼玉県地域防災計画(H23)より</p> <p>2 防疫活動内容</p> <p>防疫チームは、県の指示を受け、次の要領により消毒活動を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 浸水家屋、下水、排水溝、その他不潔場所の消毒を原則として実施する。</li> <li>② <b>避難所</b>の便所、その他不潔場所の消毒を実施する。</li> <li>③ 井戸の消毒を実施する。</li> <li>④ 状況によって、ねずみ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。</li> <li>⑤ 薬品を散布する際は、地域の環境に十分配慮して行う。</li> </ol> <p>3 防疫業務の実施方法</p> <table border="1" data-bbox="1317 1371 2338 1493"> <tbody> <tr> <td colspan="2">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>予防接種</td> <td>定期、臨時接種とも市長が実施するが、緊急の場合、県と連携して実施する</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p>	班の種類	構成	総務係	2人	情報収係	3人	検病調査係	3人	消毒指導係	2人	検査係	3人	患者収容指導係	2人	<略>		予防接種	定期、臨時接種とも市長が実施するが、緊急の場合、県と連携して実施する	<p>県防災計画の反映</p> <p>記載情報の更新</p>	<p>P.197</p> <p>P.197</p>
班の種類	構成																				
総務係	2人																				
情報収係	3人																				
検病調査係	3人																				
消毒指導係	2人																				
検査係	3人																				
患者収容指導係	2人																				
<略>																					
予防接種	定期、臨時接種とも市長が実施するが、緊急の場合、県と連携して実施する																				

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>5 薬品及び資機材の備蓄、調達</p> <p>① 防疫・保健衛生活動に必要な薬品及び資機材は、草加保健所の現有する薬品、資機材等を優先的に使用する。</p> <p>② <u>衛生班は</u>、市の保有する薬品、資機材等が不足したときは、草加保健所の協力のもと<u>医療事務班を通じて</u>調達し、又は収容して補給する。</p> <p>③ 衛生班は、統括班を窓口として県災害対策本部に依頼し、被災地域外市区町村、他都県、自衛隊等からの薬品、資機材等の調達及び搬送を要請する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>5 薬品及び資機材の備蓄、調達</p> <p>① 防疫・保健衛生活動に必要な薬品及び資機材は、草加保健所の現有する薬品、資機材等を優先的に使用する。</p> <p>② 市の保有する薬品、資機材等が不足したときは、草加保健所の協力のもと<del>衛生班に</del><u>おいて</u>調達し、又は収容して補給する。</p> <p>③ <u>さらに</u>衛生班は、統括班を窓口として県災害対策本部に依頼し、被災地域外市区町村、他都県、自衛隊等からの薬品、資機材等の調達及び搬送を要請する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.198</p>
<p><b>2.2 食品衛生活動【衛生班、草加保健所】</b></p> <p><u>市長</u>は、被災地域における食中毒を防止するため必要があると認めるときは、食品の衛生監視を草加保健所に依頼する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第3 動物愛護</b></p> <p>災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに<u>指定</u>避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県及び保健所等関係機関との協力体制を確立する。</p> <p><b>3.1 活動内容【衛生班、草加保健所】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.2 食品衛生活動【衛生班、草加保健所】</b></p> <p><u>本部長</u>は、被災地域における食中毒を防止するため必要があると認めるときは、食品の衛生監視を草加保健所に依頼する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第3 動物愛護</b></p> <p>災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県及び保健所等関係機関との協力体制を確立する。</p> <p><b>3.1 活動内容【衛生班、草加保健所】</b></p> <p>1 <u>埼玉県動物救援本部</u></p> <p><del>県は、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置する。また、実施業務は以下のとおりである。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>① 動物保護施設の設置</del></li> <li><del>② 所有者不明の動物の保護収容及び飼育管理</del></li> <li><del>③ 負傷動物の保護収容、治療及び飼育管理</del></li> <li><del>④ 飼育困難動物の一時保管</del></li> <li><del>⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供</del></li> <li><del>⑥ 動物に関する相談の実施等</del></li> </ul> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>記載情報の更新</p> <p>県防災計画の反映</p>	<p>P.198</p> <p>P.199</p>

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2 指定避難所</b>における動物の適正な飼育</p> <p>衛生班は、草加保健所と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼育の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>また、避難者とともに避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱いについて、<b>指定避難所</b>では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し飼育させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。</p> <p>動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を<b>原状</b>復旧させる全責任を負うものとする。</p> <p><b>3 情報の交換</b></p> <p><b>衛生班</b>は、県及び動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各地域の被害及び<b>指定避難所</b>での動物飼育状況</li> <li>② 必要資機材、獣医師の派遣要請</li> <li>③ <b>指定避難所</b>から動物保護施設への動物の預け入れ希望</li> <li>④ 他都県市への連絡調整及び応援要請</li> </ol> <p><b>4 その他</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>3</del><b>避難所</b>における動物の適正な飼育</p> <p>衛生班は、草加保健所と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼育の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>また、避難者とともに避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱いについて、<b>避難所</b>では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し飼育させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。</p> <p>動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を<b>現状</b>復旧させる全責任を負うものとする。</p> <p><b>4 情報の交換</b></p> <p><b>市</b>は、県及び動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各地域の被害及び<b>避難所</b>での動物飼育状況</li> <li>② 必要資機材、獣医師の派遣要請</li> <li>③ <b>避難所</b>から動物保護施設への動物の預け入れ希望</li> <li>④ 他都県市への連絡調整及び応援要請</li> </ol> <p><del>5</del><b>その他</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.199
<p><b>第11節 要員確保計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第2 自主防災組織との協力</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 自主防災組織との協力【統括班】</b></p> <p>1 自主防災組織の協力業務</p> <p>&lt;略&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑤ <b>指定避難所</b>における炊き出し、救助物資の配分に協力すること</li> <li>⑥ <b>指定避難所</b>の運営・管理に協力すること</li> </ol> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第11節 要員確保計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第2 自主防災組織との協力</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 自主防災組織との協力【統括班】</b></p> <p>1 自主防災組織の協力業務</p> <p>&lt;略&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑤ <b>避難所</b>における炊き出し、救助物資の配分に協力すること</li> <li>⑥ <b>避難所</b>の運営・管理に協力すること</li> </ol> <p>&lt;略&gt;</p>	文言の修正	P.201

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第3 ボランティア受入れ体制の確保</b>            &lt;略&gt;</p>	<p><b>第3 ボランティア受入れ体制の確保</b>            &lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 ボランティア活動の支援【援護班、八潮市社会福祉協議会】</b></p> <p><b>1 ボランティア活動の支援</b>            援護班は、八潮市社会福祉協議会と連携してボランティア支援体制を確立し、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行なっている者の生活環境に配慮する。</p> <p><b>2 情報提供</b>            援護班は、八潮市社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動が円滑に行われるよう、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報提供を行う。その際、県、近隣の市区町村、報道機関に協力を要請する。</p>	<p>県防災計画の反映</p>	<p>P.204</p>
<p><b>3.1 ボランティアの受入れ【援護班、市社会福祉協議会】</b></p> <p><b>1 市災害ボランティアセンターの設置</b>  <u>市社会福祉協議会は、災害発生後直ちに援護班と連携し、市災害ボランティアセンターを設置する。</u>            また、<u>ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティア支援センター</u>を通じて報道機関に協力を要請し、必要なボランティアを募集する。</p>	<p><b>3.2 ボランティアの受入れ【援護班、八潮市社会福祉協議会】</b></p> <p><b>1 受入れ窓口の設置</b>  <u>八潮市社会福祉協議会は、援護班と連携して発災後直ちにボランティアの受入れ窓口を設置する。</u>            また、<u>県災害ボランティアセンター</u>を通じて報道機関に協力を要請し、必要なボランティアを募集する。            なお、<u>災害ボランティアの活動は、概ね以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>一般作業(炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等)</u></li> <li>② <u>特殊作業(アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等)</u></li> <li>③ <u>ボランティアコーディネート業務</u></li> <li>④ <u>災害救援専門ボランティア業務</u></li> <li>⑤ <u>応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</u></li> </ul> <p><b>2 ボランティア活動拠点の提供</b>            援護班は、八潮市社会福祉協議会の協力を得て、ボランティアの活動拠点として災害ボランティアセンターを設立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>設置場所原則庁舎外の施設</u></li> <li>② <u>運営主体八潮市社会福祉協議会</u></li> </ul>	<p>県防災計画の反映</p>	<p>P.204</p>
<p><b>3 ボランティアの受入窓口の設置</b>  <u>市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターにおいて、ボランティアの受け入れを行うとともに、派遣ボランティア等の種別、人数等を把握する。</u>  <u>なお、市社会福祉協議会は、ボランティア等の受付を行う場合に「受入日」、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「活動予定期間」を記した「災害ボランティア受入名簿」を作成するとともに、災害ボランティアに対して「災害ボランティア災害保険の概要」を配布するなどして、ボランティア災害保険について周知を図る。</u></p> <p><b>4 ボランティアニーズの把握</b>  <u>市社会福祉協議会は、被災者から聞き取りや調査から、被災者のニーズや支援の必要性を確</u></p>		<p>県防災計画の反映</p>	<p>P.205</p>

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>認する。</u></p> <p><u>また、各課は、ボランティアの協力が必要な作業が発生した場合、内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、援護班に要請する。</u></p> <p><b>5 ボランティア活動内容の広報</b></p> <p><u>広報班は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報を広報する。その際、県、近隣の市区町村、報道機関に協力を要請する。</u></p> <p><b>6 その他</b></p> <p><u>市災害ボランティアセンターは、次の事項に留意してボランティアを支援する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 多数のボランティアを受け入れるために、民間のボランティアと連携を図りながら進めていく</li> <li>② 可能な範囲で宿泊場所の斡旋を行う</li> <li>③ 行政情報の提供(避難所情報、物資情報、交通情報)</li> <li>④ 特殊技能を有する<u>専門</u>ボランティアについては、<u>各課での</u>受入れ体制の整備を依頼する</li> </ul>	<p><b>4 その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 多数のボランティアを受け入れるために、民間のボランティアと連携を図りながら進めていく</li> <li>② 可能な範囲で宿泊場所の斡旋を行う</li> <li>③ 行政情報の提供(避難所情報、物資情報、交通情報)</li> <li>④ 特殊技能を有するボランティアについては、<u>それぞれの担当機関・団体</u>で受入れ体制の整備を依頼する</li> </ul>		
<p><b>3.2 ボランティア活動期間</b></p> <p>ボランティアを受け入れ、活動を要請する期間は、災害応急対策時、復旧時の被災状況の推移と被災者の状況等を<u>市長</u>が判断し、決定する。</p>	<p><b>3.3 ボランティア活動期間</b></p> <p>ボランティアを受け入れ、活動を要請する期間は、災害応急対策時、復旧時の被災状況の推移と被災者の状況等を<u>災害対策本部長</u>が判断し、決定する。</p>	記載情報の更新	P.205
<p><b>3.3 ボランティア活動の支援【援護班、市社会福祉協議会】</b></p> <p><b>1 ボランティア活動の支援</b></p> <p><u>市災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境に配慮する。</u></p>		県防災計画の反映	
<p><b>第12節 ライフライン施設の応急対策</b></p> <p><b>第1 上水道応急対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 災害時の活動体制【給水班、水道施設班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第12節 ライフライン施設の応急対策</b></p> <p><b>第1 上水道応急対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 災害時の活動体制【給水班、水道施設班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.206

## 風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2 応援要請</b></p> <p>復旧の資機材及び人員の不足が発生した場合、水道施設班は、八潮市指定管工事業協同組合、県災害対策本部、<u>日本水道協会等</u>に応援を要請する。</p> <p>資料 1.21 災害時等における水道の応急活動に関する協定書（八潮市指定管工事業協同組合） 資料 1.47 <u>災害時等における水道の応急対策活動に関する協定書（株式会社ジェネッツ）</u></p>	<p><b>2 応援要請</b></p> <p>復旧の資機材及び人員の不足が発生した場合、水道施設班は、八潮市指定管工事業協同組合、県災害対策本部<u>及び</u>日本水道協会に応援を要請する。</p> <p>資料 <del>1.20</del> 災害時等における水道の応急活動に関する協定書（八潮市指定管工事業協同組合）</p>		
<p><b>1.2 応急復旧対策【水道施設班、給水班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2 復旧順位</b></p> <p>復旧に当たっては、原則として水道施設及び防災拠点となっている施設（病院、社会福祉施設、<u>指定避難所</u>、災害対策本部等）を優先する。配水管の復旧作業は、幹線、支管の順に行う。</p> <p><b>3 配水調整</b></p> <p>災害時における配水調整は、被害を受けていない配水管を最大限に利用し、断水区域をできるだけ縮小することを基本とする。水道施設班は、応急復旧の進行に従って適切な配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。特に病院、社会福祉施設、<u>指定避難所</u>、災害対策本部、等、防災拠点に給水することを最優先とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>6 資機材等</b></p> <p>給水班及び水道施設班は、<u>応急復旧に必要な資機材等を備蓄する。また、応急復旧に必要な資機材等については、自己保有のものでは不足することも考えられるため、日本水道協会との「災害時相互応援要綱」等に基づき、必要に応じて応援を求める。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 応急復旧対策【水道施設班、給水班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2 復旧順位</b></p> <p>復旧に当たっては、原則として水道施設及び防災拠点となっている施設（病院、社会福祉施設、<del>避難所</del>、災害対策本部等）を優先する。配水管の復旧作業は、幹線、支管の順に行う。</p> <p><b>3 配水調整</b></p> <p>災害時における配水調整は、被害を受けていない配水管を最大限に利用し、断水区域をできるだけ縮小することを基本とする。水道施設班は、応急復旧の進行に従って適切な配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。特に病院、社会福祉施設、<del>避難所</del>、災害対策本部、<del>消防本部</del>等、防災拠点に給水することを最優先とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>6 資機材等</b></p> <p>給水班及び水道施設班は、<del>応急復旧に必要な資機材等を備蓄する。また、応急復旧に必要な資機材等については、自己保有のものでは不足することも考えられるため、日本水道協会との応援体制を緊密に整え、必要に応じて他事業体の応援を求める。</del></p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.207
<p><b>第2 下水道応急対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.2 応急復旧対策【水防・道路班】</b></p> <p>水防・道路班は、<u>速やかに下水道等の巡視を実施し、損傷や異状を把握する。</u></p> <p><u>また</u>、下水管渠の被害に対して、汚水、雨水の疎通に支障のないよう、迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針をたてる。幹線の被害は、箇所ごとの被害程度に応じて応急復旧又は本復旧を行い、幹線の復旧が終わり次第順次支線の復旧に着手する。</p> <p><u>なお、被災状況に応じて「災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」に基づき支援要請を行う。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第2 下水道応急対策</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.2 応急復旧対策【水防・道路班】</b></p> <p>水防・道路班は、下水管渠の被害に対して、汚水、雨水の疎通に支障のないよう、迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針をたてる。幹線の被害は、箇所ごとの被害程度に応じて応急復旧又は本復旧を行い、幹線の復旧が終わり次第順次支線の復旧に着手する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.209
<p><b>第3 ライフライン事業者との協力体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 市の役割【情報班、統括班、広報班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第3 ライフライン事業者との協力体制の確立</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 市の役割【情報班、統括班、広報班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>&lt;略&gt;</p>	消防広域化に伴う修正	P.210

風水害対策編 風水害応急対策計画

新			旧			備考	頁（現行）
事業者	住所	連絡先	事業者	住所	連絡先		
東京電力パワーグリッド(株)川口支社	川口市中青木 5-3-10	048-638-5016	東京電力(株)川口支社	川口市中青木 5-3-10	048-638-5016		
<略>			<略>				
東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉南支店	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623	東日本電信電話(株)埼玉支店	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623		
<略>			<略>				
<p>2 ライフラインの復旧要請</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>① 病院</p> <p>② 社会福祉施設</p> <p>③ 指定避難所(小中学校等)</p> <p>④ 災害対策本部</p> <p>⑤ 草加八潮消防組合</p> <p>⑥ その他防災上重要と思われる施設</p> <p>&lt;略&gt;</p>			<p>2 ライフラインの復旧要請</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>① 病院</p> <p>② 社会福祉施設</p> <p>③ 避難所(小中学校等)</p> <p>④ 災害対策本部</p> <p>⑤ 消防本部</p> <p>⑥ その他防災上重要と思われる施設</p> <p>&lt;略&gt;</p>				
<p><b>3.2 東京電力パワーグリッド(株)川口支社の防災計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.3 東京ガス(株)東部支店の防災計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 災害復旧に関する事項</p> <p>(1) 復旧計画の策定</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>② 重要施設の優先復旧計画</p> <p>病院、ゴミ焼却場、指定避難所等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備の利用も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>			<p><b>3.2 東京電力(株)川口支社の防災計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.3 東京ガス(株)の防災計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 災害復旧に関する事項</p> <p>(1) 復旧計画の策定</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>② 重要施設の優先復旧計画</p> <p>病院、ゴミ焼却場、避難所等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備の利用も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>			記載情報の更新	P.211
<p><b>3.4 東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉南支店の防災計画</b></p> <p>災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部埼玉南支店が実施する応急対策は次のとおりである。</p> <p>&lt;略&gt;</p>			<p><b>3.4 東日本電信電話(株)埼玉支店の防災計画</b></p> <p>災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉支店が実施する応急対策は次のとおりである。</p> <p>&lt;略&gt;</p>			記載情報の更新	P.216

風水害対策編 風水害応急対策計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>(2) 応急措置</p> <p>電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を実施する。</p> <p>① 重要回線の確保</p> <p>行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。</p> <p>② 特設公衆電話の設置</p> <p>災害救助法が適用された場合等には、<b>指定避難所</b>等により災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>③ 通信の利用制限</p> <p>通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。</p> <p>④ 災害伝言ダイヤル等の提供</p> <p>地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(4) 災害時の広報</p> <p>① 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。</p> <p>③ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、<b>指定避難所</b>等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>(2) 応急措置</p> <p>電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を実施する。</p> <p>① 重要回線の確保</p> <p>行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。</p> <p>② 特設公衆電話の設置</p> <p>災害救助法が適用された場合等には、<b>避難所</b>等により災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>③ 通信の利用制限</p> <p>通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。</p> <p>④ 災害伝言ダイヤル等の提供</p> <p>地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(4) 災害時の広報</p> <p>① 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。</p> <p>③ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、<b>避難所</b>等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>		

風水害対策編 風水害復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第4部 風水害復旧・復興計画</b></p> <p>風水害復旧・復興計画の構成</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第1 迅速な災害復旧 &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 災害復旧事業計画の作成【市有施設所管課】</b> &lt;略&gt;</p>	<p><b>第4部 風水害復旧・復興計画</b></p> <p>風水害復旧・復興計画の構成</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第1 迅速な災害復旧 &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 災害復旧事業計画の作成【施設管理者】</b> &lt;略&gt;</p>	対応組織の明確化	P.220
<p><b>1.2 災害復旧事業に伴う財政援助【市有施設所管課】</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>1.3 災害復旧事業の実施【市有施設所管課】</b> &lt;略&gt;</p>	<p><b>1.2 災害復旧事業に伴う財政援助【施設管理者】</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>1.3 災害復旧事業の実施【施設管理者】</b> &lt;略&gt;</p>	対応組織の明確化	P.221
<p>第2 計画的な災害復興 &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 復興プラン等の策定【統括班】</b> 統括班は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。</p>	<p>第2 計画的な災害復興 &lt;略&gt;</p>	県地域防災計画の反映	P.222
<p><b>2.2 災害復興対策本部の設置【統括班、水防・道路班】</b> 統括班及び水防・道路班は、被災市街地の状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。</p>	<p><del>2.1</del> <b>災害復興対策本部の設置【統括班、水防・道路班】</b> 市は、被災市街地の状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、<del>災害後に</del>おける防災まちづくりの基本計画となる災害復興計画を策定するため、<del>統括班、水防・道路班を中心とし、</del>市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。</p>	記載情報の更新	P.222
<p><b>2.3 災害復興計画の策定【水防・道路班】</b> 2 災害復興計画の策定 水防・道路班は、災害復興方針に基づき、水防・道路班を中心として、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。</p>	<p><del>2.2</del> <b>災害復興計画の策定【水防・道路班】</b> 2 災害復興計画の策定 市は、災害復興方針に基づき、水防・道路班を中心として、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。</p>	対応組織の明確化	P.222

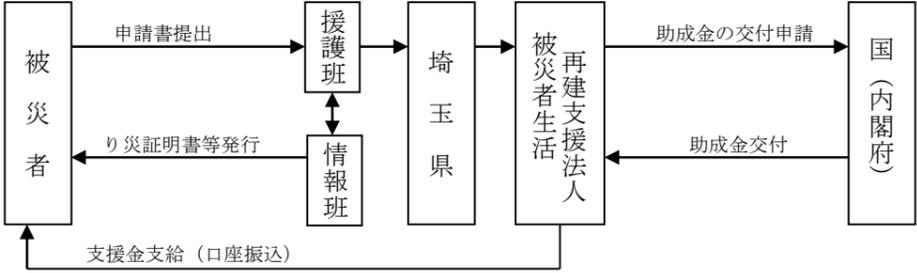
## 風水害対策編 風水害復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2.4 災害復興事業の実施【水防・道路班】</b></p> <p>1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施</p> <p>(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定</p> <p><u>水防・道路班は、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合、県に建築制限区域の指定を要請する。</u></p> <p>(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き</p> <p><u>水防・道路班</u>は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。</p> <p>被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。</p> <p>2 災害復興事業の実施</p> <p><u>水防・道路班</u>は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。</p> <p>また、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ県と復興手続きについて検討を行う。</p>	<p><b>2.3 災害復興事業の実施【水防・道路班】</b></p> <p>1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施</p> <p>(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定</p> <p><u>建築主事を置く市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。</u></p> <p>(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き</p> <p><u>市</u>は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。</p> <p>被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。</p> <p>2 災害復興事業の実施</p> <p><u>市</u>は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。</p> <p>また、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ県と復興手続きについて検討を行う。</p>	<p>県地域防災計画の反映 対応組織の明確化</p>	<p>P.222</p>

風水害対策編 風水害復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第2節 市民生活安定のための措置</b></p> <p>（風水害応急対策計画に統合）</p>	<p><b>第2節 市民生活安定のための措置</b></p> <p><b>第1—災害市民相談</b> 被災者からよせられる多様な生活上の不安に対応できるよう、災害相談窓口を早期に開設し、被災前の状態への早期回復を図る。</p> <p><b>1.1—災害相談窓口の設置【市民相談班】</b></p> <p><b>1—災害相談窓口の設置</b> 大規模な災害が発生したとき、又は本部長の指示があったとき、市民相談班は、市庁舎や各避難所など、災害の規模に応じた災害相談窓口を設置する。</p> <p><b>2—災害相談窓口の業務</b> 災害相談窓口では、おおむね次のような業務を行う。</p> <p>（1）行方不明者等に関する相談 市民相談班は、警察、消防、医療関係機関等と連携して、被災者の安否に関する情報を収集し、行方不明者等の相談に対応する。</p> <p>（2）医療、保健、福祉、住宅、法律等、専門分野での相談 市民相談班は、仮設住宅を巡回し、被災者の孤独感を解消するとともに、悩み事を積極的に聞くように努める。また、長期化する避難生活への不安を解消するため、医療、保健（精神保健含む）、福祉、住宅、法律等に関する相談を関係課等と協力して対応する。</p> <p>（3）交通、ライフライン情報に関する相談 市民相談班は、鉄道、バス等の公共交通機関や電気、水道、ガス等のライフライン事業者と連携して対応する。</p> <p>（4）各種手続きの総合窓口 市民相談班は、見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する書類配布・受付等の手続き及び相談を一元的に処理するため、関係課等と連携する。</p>	記載内容の整理	P.225
<p><b>第1 被災者へのメンタルケア</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>1.1 メンタルケア対策【医療事務班】</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 各種対策 &lt;略&gt;</p> <p>（2）行政の対応</p> <p>① 相談窓口には医師、臨床心理士、保健師等専門家を配置し各種相談に対応する</p> <p>② 各種情報を提供するための市民向け講演会等を実施する</p>	<p><b>第2 被災者へのメンタルケア</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 メンタルケア対策【医療事務班】</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 各種対策 &lt;略&gt;</p> <p>（2）行政の対応</p> <p>① 相談窓口には医師、臨床心理士、保健師等専門家を配置し各種相談に対応する</p> <p>② 各種情報を提供するための市民向け講演会等を実施する</p>	記載情報の更新	P.226

風水害対策編 風水害復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>③ 専門家による<u>指定避難所</u>、家庭訪問による巡回相談を実施する</p> <p>④ 専門家による相談電話(フリーダイヤル)を設置する</p>	<p>③ 専門家による<u>避難所</u>、家庭訪問による巡回相談を実施する</p> <p>④ 専門家による相談電話(フリーダイヤル)を設置する</p>		
<p><b>1.2 職員のメンタルケア【医療事務班、統括班】</b></p> <p>1 職員のストレス要因</p> <p>職員は、災害時において、当然のことながら自らも被災者の一人であるが、被災者である市民の対応など、慣れない応急対策業務及び復旧・復興対策業務に従事することとなり、自分自身の健康の問題を自覚しにくく、また自覚したとしても使命感のために休息、治療が後手にまわりやすい。統括班は、<u>医療事務班とともに</u>産業医などの協力を得ながら衛生管理に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>2.2 職員のメンタルケア【統括班】</b></p> <p>1 職員のストレス要因</p> <p>職員は、災害時において、当然のことながら自らも被災者の一人であるが、被災者である市民の対応など、慣れない応急対策業務及び復旧・復興対策業務に従事することとなり、自分自身の健康の問題を自覚しにくく、また自覚したとしても使命感のために休息、治療が後手にまわりやすい。統括班は、産業医などの協力を得ながら衛生管理に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.227</p>
<p><b>第2 被災者の生活確保</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2.1 生活福祉資金の貸付【援護班】</b></p> <p>県社会福祉協議会は、災害によって被害を受けた低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、速やかに自立更正を図るため、民生委員・児童委員及び<u>市</u>社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉金貸付制度により資金の貸付を予算の範囲内で行う。援護班は、これを市民に周知する。</p> <p>なお、生活福祉資金貸付制度の詳細については、資料編参照のこと。</p> <p>資料 <u>2.57</u> 生活福祉資金貸付制度に基づく福祉費</p>	<p><b>第3 被災者の生活確保</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3.1 生活福祉資金の貸付【援護班】</b></p> <p>県社会福祉協議会は、災害によって被害を受けた低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、速やかに自立更正を図るため、民生委員・児童委員及び<u>八潮市</u>社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉金貸付制度により<u>災害援護資金及び生活資金</u>の貸付を予算の範囲内で行う。援護班は、これを市民に周知する。</p> <p>なお、生活福祉資金貸付制度の詳細については、資料編参照のこと。</p> <p>資料 <u>2.65</u> 生活福祉資金貸付制度に基づく<u>災害援護資金貸金</u>・福祉費</p>	<p>記載情報の更新</p>	<p>P.228</p>
<p><b>2.4 被災者生活再建支援制度【援護班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>2 支援金の支給</b></p> <p><u>援護班は、被害世帯の支給申請の受付を行い、り災台帳、り災証明書等をもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付する。</u></p> <p><b>□支援金の支給手続</b></p> 	<p><b>3.4 被災者生活再建支援制度【援護班】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.229</p>

風水害対策編 風水害復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>2.4.1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【援護班】</b></p> <p>1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要                      &lt;略&gt;</p> <p>(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金  <u>被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。</u></p> <p>(2) 埼玉県・市町村家賃給付金  <u>自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。</u></p> <p>(3) 埼玉県・市町村人的相互応援  <u>災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。</u></p> <p><b>2 支援金の支給</b>  <u>援護班は、被害世帯の支給申請の受付を行い、り災台帳、り災証明書等をもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付する。</u></p> <p><b>□支援金の支給手続</b></p> <pre>                     graph TD                         A[被災者] -- 申請書提出 --&gt; B[援護班]                         B -- 申請書送付 --&gt; C[埼玉県]                         C -- 支援決定通知 --&gt; B                         B -- 写しの送付 --&gt; C                         C -- 負担金の請求 --&gt; D[県内全市町村]                         D -- 負担金の納付 --&gt; C                         C -- 支給決定通知、支援金支給（口座振込） --&gt; A                         B -- り災証明書等発行 --&gt; A                     </pre>	<p><b>3.4.1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度【援護班】</b></p> <p>1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要                      &lt;略&gt;</p> <p>(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金</p> <p>(2) 埼玉県・市町村家賃給付金</p> <p>(3) 埼玉県・市町村人的相互応援</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	

## 風水害対策編 風水害復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b><u>2.5 税等の徴収猶予及び減免【情報班、医療事務班、援護班】</u></b></p> <p>1 市税の納税緩和措置</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>② 固定資産税 災害又は天候の不順により、著しく価額を減じた固定資産(土地、家屋、償却資産)について、被災の程度に応じ、市長が必要と認めるものについては減免を行う。手続きについては、情報班が行う。</p> <p>③ 国民健康保険税 被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の状況の程度に応じて減免を行う。手続きについては、医療事務班が行う。</p>	<p><b><u>3.5 税等の徴収猶予及び減免【情報班、医療事務班、援護班】</u></b></p> <p>1 市税の納税緩和措置</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>② 固定資産税 災害又は天候の不順により、著しく価額を減じた固定資産(土地、家屋、償却資産)の被災の程度に応じ、納期がきていないものについて、市長の判断で減免を行う。手続きについては、情報班が行う。</p> <p>③ 国民健康保険税 被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の状況の程度に応じて減免を行う。手続きについては、医療事務班が行う。</p>	記載情報の更新	P.229
<p>2 国民年金保険料の免除</p> <p>被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情があるときは、申請に基づき、医療事務班が内容を審査の上、<u>日本年金機構理事長</u>に免除申請者を通達する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>4 介護保険法による措置</p> <p>要介護認定更新の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたとき、当該被保険者は、その理由の止んだ日から1か月以内に限り、要介護更新認定の申請をすることができる。手続きについては、援護班が行う。</p>	<p>2 国民年金保険料の免除</p> <p>被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情があるときは、申請に基づき、医療事務班が内容を審査の上、<u>社会保険事務所長</u>に免除申請者を通達する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>4 介護保険法による措置</p> <p>要介護認定更新の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたとき、当該被保険者は、その理由の止んだ日から1か月以内に限り、要介護更新認定の申請をすることができる。手続きについては、援護班が行う。</p>	記載情報の更新	P.230
<p><b><u>2.6 生活保護【援護班】</u></b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b><u>2.7 郵便事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策【日本郵便(株)草加支店】</u></b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 郵便はがき等の無償交付 災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、通常郵便はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は、<u>日本郵便株式会社</u>が指定した支店及び郵便局とする。</p> <p>2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。なお、取扱場所は、<u>日本郵便株式会社</u>が指定した郵便局とする。</p> <p>3 被災地あて救助用郵便の料金免除 <u>日本郵便株式会社</u>が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする、ゆうパック及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b><u>3.6 生活保護【援護班】</u></b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b><u>3.7 郵便事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策【郵便事業(株)草加支店】</u></b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 郵便はがき等の無償交付 災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、通常郵便はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は、<u>郵便事業株式会社</u>が指定した支店及び郵便局とする。</p> <p>2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。なお、取扱場所は、<u>郵便事業株式会社</u>が指定した郵便局とする。</p> <p>3 被災地あて救助用郵便の料金免除 <u>郵便事業株式会社</u>が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする、ゆうパック及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	P.230

風水害対策編 風水害復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）						
<p><b>2.8 義援金、義援物資の受入・配分【物資調達班、広報班、統括班、会計管理者】</b></p> <p>一般から抛出された義援金、義援物資で、市に寄託されたもの及び県知事又は日本赤十字社支部から送付された災害対策本部名義の義援金品を、确实・迅速に被災者に配分する。</p> <p><b>1 義援金の受付</b></p> <p>(1) 受付窓口の開設</p> <p>物資調達班は、義援金の受付窓口を開設し、<u>会計管理者は</u>銀行等に災害対策本部名義の<u>義援金の受付口座</u>を開設し、窓口及び振込による義援金を受け付ける。</p> <p><b>2 受付・募集</b></p> <p>(1) 義援金の受付</p> <p>① 受付</p> <p>義援金の受付は、原則として市が開設した窓口及び銀行口座振込とする。</p> <p>② 受領書の発行</p> <p>物資調達班は、受領した義援金についての受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。</p> <p style="text-align: right;">資料 第11号様式 義援金品</p> <p>③ 災害対策本部への報告</p> <p>物資調達班の班長は、義援金の受付状況について、本部員を通じて災害対策本部に報告する。</p> <p><u>(2) 義援物資の受付</u></p> <p>① 受付</p> <p><u>義援物資のは、開設した物資集積拠点で受け付ける。</u></p> <p>② 物資の管理</p> <p><u>物資集積拠点内にある調達した物資とともに総合的に管理する。</u></p> <p><u>(3) 義援金、義援物資の募集</u></p> <p>被災者に対する義援金、義援物資の募集を必要とする場合、広報班は、物資調達班からの情報をもとに、被災者が必要とする物資について広く広報し、募集する。</p>	<p><b>3-8 義援(見舞)金品の受入・配分【物資調達班、広報班、統括班】</b></p> <p>一般から抛出された義援金品で、市に寄託されたもの及び県知事又は日本赤十字社支部から送付された災害対策本部名義の義援金品を、确实・迅速に被災者に配分する。</p> <p><b>1 義援金品の受付</b></p> <p>(1) 受付窓口の開設</p> <p>物資調達班は、義援金品の受付窓口を開設し、<del>直接義援金品を受付する他</del>銀行等に災害対策本部名義の<u>普通預金口座</u>を開設し、窓口及び振込による義援金を受け付ける。</p> <p><b>2 受付・募集</b></p> <p>(1) 義援金品の受付</p> <p>① 受付</p> <p>義援金品の受付は、原則として市が開設した窓口及び銀行口座振込とする。</p> <p>② 受領書の発行</p> <p>物資調達班は、受領した義援金品についての受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。</p> <p style="text-align: right;">資料 第11号様式 義援金品</p> <p>③ 災害対策本部への報告</p> <p>物資調達班の班長は、義援金品の受付状況について、本部員を通じて災害対策本部に報告する。</p> <p><del>(2) 義援金品の募集</del></p> <p>被災者に対する義援金品の募集を必要とする場合、広報班は、物資調達班からの情報をもとに、被災者が必要とする物資について広く広報し、募集する。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.231</p>						
<p><b>3 義援金の保管及び配分</b></p> <p>(1) 義援金の保管</p> <p>① 物資調達班は、市に直接寄託された義援金及び県又は日本赤十字社支部から送付された義援金を被災者に配分するまでの間、<u>義援金の受付口座</u>に預金保管する。</p>	<p><b>3 義援金品の保管及び配分</b></p> <p>(1) 義援金品の保管</p> <p>① 物資調達班は、市に直接寄託された義援金及び県又は日本赤十字社支部から送付された義援金を被災者に配分するまでの間、<u>義援金受付口座</u>に預金保管する。</p> <p><del>② 物資調達班は、市に直接寄託された義援品及び県又は日本赤十字社支部から送付された義援品を、救援物資保管場所に保管する。</del></p> <p style="text-align: center;"><u>救援物資保管場所</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">保管場所</th> <th style="width: 33%;">所在地</th> <th style="width: 33%;">連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大原中学校 体育館</td> <td>八潮 5-9-1</td> <td>048-936-1378</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	所在地	連絡先	大原中学校 体育館	八潮 5-9-1	048-936-1378	<p>記載内容の整理</p>	<p>P.232</p>
保管場所	所在地	連絡先							
大原中学校 体育館	八潮 5-9-1	048-936-1378							

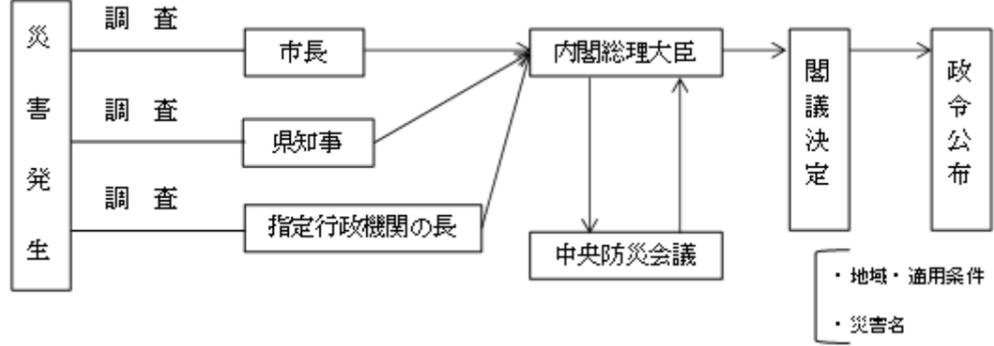
風水害対策編 風水害復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>(2) 義援金の配分</p> <p>① 統括班は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。物資調達班は、配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。</p> <p>② 広報班は、被災者に対し、市の広報紙及びホームページに掲載し、並びに自主防災組織等の協力により、義援金の配分について広報する。</p> <p>③ 物資調達班の班長は、被災者への配分状況について、統括班に報告する。</p>	<p>(2) 義援金品の配分</p> <p>① 統括班は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。物資調達班は、配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。</p> <p><del>② 市に直接寄託された義援品や、県又は日本赤十字社支部より送付された義援品は、一般救援物資と同等に配分する。</del></p> <p><del>③ 寄託者が配分先や用途を指定した義援金品を受け付けた場合は、各配分先の責任において処理する。</del></p> <p>④ 広報班は、被災者に対し、市の広報紙及びホームページに掲載し、並びに自主防災組織等の協力により、義援金品の配分について広報する。</p> <p>⑤ 物資調達班の班長は、被災者への配分状況について、統括班に報告する。</p>		
<p><b>2.10 遺体の埋・火葬【医療事務班】</b></p> <p><u>身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により医療事務班が援護班と協力して実施する。</u></p> <p><b>1 埋・火葬の実施</b></p> <p><u>(1) 埋・火葬の実施</u></p> <p><u>身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合は、医療事務班が県災害対策本部と調整を行い、葬祭業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。</u></p> <p><u>また、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がない場合は、医療事務班が援護班と協力して、応急的に埋・火葬を実施する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>資料 2.41 火葬場の応援要領</u></p> <p><u>(2) 他の市区町村に漂着した遺体</u></p> <p><u>遺体が他の市区町村(災害救助法適用地域外)に漂着した場合、遺体の身元が判明しているときは、原則としてその遺族・親戚縁者又は法適用地の市区町村に連絡して引き取らせる。ただし、法適用地が混乱期のため引き取ることが不可能なときは、漂着先市区町村が県知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施(費用は県負担)する。</u></p> <p><u>(3) 被災地から漂流してきたと推定できる遺体</u></p> <p><u>遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて埋・火葬を実施する。</u></p> <p><u>(4) 葬祭関係資材の支給</u></p> <p><u>次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。</u></p> <p>①棺(付属品を含む)</p>	<p>(応急対策計画から移動)</p>	<p>記載内容の整理</p>	

## 風水害対策編 風水害復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p><a href="#">②埋葬又は火葬</a> <a href="#">③骨壺又は骨箱</a></p> <p><a href="#">(5) 埋・火葬に伴う留意点</a> <a href="#">焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。</a></p>			
<p><b>2.11 災害救助法が適用された場合の費用等</b> <a href="#">遺体の埋・火葬に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において、市が県に請求できる。</a> <a href="#">また、期間は災害発生の日から10日以内とする(ただし災害救助法による救助が実施された場合、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。</a></p>	(震災応急対策計画から移動)	記載内容の整理	
<p><b>第3 農業、中小企業関係者等への支援</b> 災害により被害を受けた<b>農業者</b>又は団体、中小企業等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進、経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。</p>	<p><b>第4 農林漁業、中小企業関係者等への支援</b> 災害により被害を受けた<b>農林漁業者</b>又は団体、中小企業等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進、経営の安定を図るため、各種支援法により融資する。</p>	記載内容の整理	P.235
<p><b>3.1 被災農業関係者への融資等【物資調達班】</b> 県は、災害により被害を受けた<b>農業者</b>又は団体に対して復旧を促進し、<b>農業</b>の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法<b>等</b>によって融資する。  また、農業災害補償法に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は仮払いによって早期に共済金の支払いができるよう措置する。 物資調達班は、これを被災<b>農業</b>関係者へ周知する。 なお、被災<b>農業</b>関係者への融資等の詳細については、資料編参照のこと。 資料 <a href="#">2.64</a> 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資 資料 <a href="#">2.65</a> <a href="#">日本政策金融公庫の貸付条件</a> 資料 <a href="#">2.66</a> 株式会社日本政策金融公庫・農林漁業セーフティネット資金 資料 <a href="#">2.67</a> 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資 資料 <a href="#">2.69</a> 農業災害補償</p>	<p><b>4.1 被災農林漁業関係者への融資等【物資調達班】</b> 県は、災害により被害を受けた<b>農林漁業者</b>又は団体に対して復旧を促進し、<b>農林漁業</b>の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、<a href="#">株式会社日本政策金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例</a>によって融資する。  また、農業災害補償法に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は仮払いによって早期に共済金の支払いができるよう措置する。 物資調達班は、これを被災<b>農林漁業</b>関係者へ周知する。 なお、被災<b>農林漁業</b>関係者への融資等の詳細については、資料編参照のこと。 資料 <a href="#">2.72</a> 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資 資料 <a href="#">2.73</a> <a href="#">農林漁業金融公庫災害復旧施設資金</a> 資料 <a href="#">2.74</a> 株式会社日本政策金融公庫・農林漁業セーフティネット資金 資料 <a href="#">2.75</a> 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資 資料 <a href="#">2.76</a> 農業災害補償</p>	記載内容の整理	P.235
<p><b>第3節 激甚災害の指定</b> &lt;略&gt; <b>1.1 激甚災害指定の流れ【統括班】</b> <a href="#">統括班</a>は、災害が発生した場合は速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、県を通じて内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第53条)  内閣総理大臣は、その災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえ、激甚災害として指定し、その災害に対してとる</p>	<p><b>第3節 激甚災害の指定</b> &lt;略&gt; <b>1.1 激甚災害指定の流れ【統括班】</b> <a href="#">市</a>は、災害が発生した場合は速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、県を通じて内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第53条)  内閣総理大臣は、その災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえ、激甚災害として指定し、その災害に対してとる</p>	文言修正	P.237

風水害対策編 風水害復旧・復興計画

新	旧	備考	頁（現行）
<p>べき措置を指定する政令を制定することになり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。</p>	<p>べき措置を指定する政令を制定することになり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。</p>		
<p><b>第2 激甚災害に係る財政援助措置</b>  <u>市は、激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。</u></p>  <pre> graph LR     A[災害発生] -- 調査 --&gt; B[市長]     A -- 調査 --&gt; C[県知事]     A -- 調査 --&gt; D[指定行政機関の長]     B --&gt; E[内閣総理大臣]     C --&gt; E     D --&gt; E     E --&gt; F[閣議決定]     E --&gt; G[中央防災会議]     G --&gt; E     F --&gt; H[政令公布]     </pre> <p>・地域・適用条件 ・災害名</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第2 特別財政援助額の交付手続等</b>  <u>市長は、激甚対策の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係る調書を作成し、県の関係部局に提出する。</u>          &lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.239</p>
<p><b>2.2 特別財政援助額の交付手続等【統括班】</b>          激甚災害の指定を受けたとき、統括班は、特別財政援助額の交付に係る調書を作成し、<u>国</u>に提出する。</p>	<p><b>2.2 特別財政援助額の交付手続等【統括班】</b>          激甚災害の指定を受けたとき、統括班は、特別財政援助額の交付に係る調書を作成し、<u>県の関係部局</u>に提出する。</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.240</p>

# 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第2節 大規模火災対策計画</b></p> <p><b>第1 大規模火災予防</b></p> <p>1 基本方針</p> <p>密集した市街地で火災が発生した場合は、大規模な火災に発展することが予想され、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながるおそれがある。市は、被害を最小限にとどめるため、都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行うとともに、<b>県、警察、草加八潮消防組合</b>、消防団等と連携を強化し、大規模な火災が発生した場合は、迅速かつ的確に対応するための体制整備を図る。</p>	<p><b>第2節 大規模火災対策計画</b></p> <p><b>第1 大規模火災予防</b></p> <p>1 基本方針</p> <p>密集した市街地で火災が発生した場合は、大規模な火災に発展することが予想され、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながるおそれがある。市は、被害を最小限にとどめるため、都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行うとともに、<b>県、警察、消防団等</b>と連携を強化し、大規模な火災が発生した場合は、迅速かつ的確に対応するための体制整備を図る。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.243</p>
<p>2 災害に強いまちづくりの形成【<b>草加八潮消防組合</b>、水防・道路班】</p> <p><b>水防・道路班</b>は、火災による延焼拡大の防止を図り、被害を軽減するため、建築物や公共施設の耐震・耐火化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、防火地域及び準防火地域の計画的な指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図る。</p> <p>また、<b>草加八潮消防組合</b>は、耐震性貯水槽や河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。</p> <p><b>草加八潮消防組合</b>は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。</p> <p>(1) 火災に対する建築物の安全化</p> <p>① 消防用設備等の整備、維持管理</p>	<p>2 災害に強いまちづくりの形成【<b>救助・消防班</b>、水防・道路班】</p> <p><b>市</b>は、火災による延焼拡大の防止を図り、被害を軽減するため、建築物や公共施設の耐震・耐火化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、防火地域及び準防火地域の計画的な指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図る。</p> <p>また、<b>救助・消防班</b>は、耐震性貯水槽や河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。</p> <p><b>救助・消防班</b>は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。</p> <p>(1) 火災に対する建築物の安全化</p> <p>① 消防用設備等の整備、維持管理</p>	<p>消防広域化に伴う修正 対応組織の明確化</p>	<p>P.244</p>

## 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>草加八潮消防組合</u>は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。</p> <p>② 建築物の不燃化 水防・道路班、<u>草加八潮消防組合</u>は、建築物の不燃化を促進するため、次の対策を推進する。 &lt;略&gt;</p> <p>(2) 火災発生原因の抑制</p> <p>① 建築物の防火・<u>防災</u>管理体制 <u>草加八潮消防組合</u>は、学校、工場等収容人員 50 人(病院、劇場、百貨店等 30 人)以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させ、<u>施設規模に応じて、防災管理者を選任させる</u>。 また、防火・<u>防災</u>管理者を育成するため、防火・<u>防災</u>管理に関する講習会を開催し、防火・<u>防災</u>管理能力の向上を図る。</p> <p>② 予防査察指導の強化 <u>草加八潮消防組合</u>は、消防法の規定に基づき、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に市域の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努める。また、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の関係者に対して指導する。</p> <p>③ 高層建築物等の火災予防対策 <u>草加八潮消防組合</u>は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。</p> <p>④ 火災予防運動の実施 <u>草加八潮消防組合</u>は、市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年 2 回、春季と秋季に火災予防運動を実施する。</p>	<p><del>救助・消防班</del>は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。</p> <p>② 建築物の不燃化 水防・道路班、<del>救助・消防班</del>は、建築物の不燃化を促進するため、次の対策を推進する。 &lt;略&gt;</p> <p>(2) 火災発生原因の抑制</p> <p>① 建築物の防火管理体制 <del>救助・消防班</del>は、学校、工場等収容人員 50 人(病院、劇場、百貨店等 30 人)以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させる。</p> <p>また、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。</p> <p>② 予防査察指導の強化 <del>救助・消防班</del>は、消防法の規定に基づき、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に市域の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努める。また、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の関係者に対して指導する。</p> <p>③ 高層建築物等の火災予防対策 <del>救助・消防班</del>は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。</p> <p>④ 火災予防運動の実施 <del>救助・消防班</del>は、市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年 2 回、春季と秋季に火災予防運動を実施する。</p>		
<p>3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え【<u>草加八潮消防組合</u>、水防・道路班、統括班、避難所班、援護班、広報班、市民相談班、施設管理者】</p> <p>(1) 情報の収集・連絡</p> <p>① 情報の収集・連絡体制の整備 <u>草加八潮消防組合</u>は、国、県、近隣市区町、草加警察、消防団等との情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。</p> <p>② 情報の分析整理 <u>草加八潮消防組合</u>は、平時から防災に関する情報の収集及び蓄積に努め、火災発生又は延焼拡大の危険性がある区域を把握し、被害を想定するとともに火災発生の抑制に努める。</p> <p>③ 通信手段の確保 <u>草加八潮消防組合</u>は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、消</p>	<p>3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え【<del>救助・消防班</del>、水防・道路班、統括班、避難所班、援護班、広報班、市民相談班、施設管理者】</p> <p>(1) 情報の収集・連絡</p> <p>① 情報の収集・連絡体制の整備 <del>救助・消防班</del>は、国、県、近隣市区町、草加警察、消防団等との情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。</p> <p>② 情報の分析整理 <del>救助・消防班</del>は、平時から防災に関する情報の収集及び蓄積に努め、火災発生又は延焼拡大の危険性がある区域を把握し、被害を想定するとともに火災発生の抑制に努める。</p> <p>③ 通信手段の確保 <del>救助・消防班</del>は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、消防救</p>	消防広域化に伴う修正	P.245

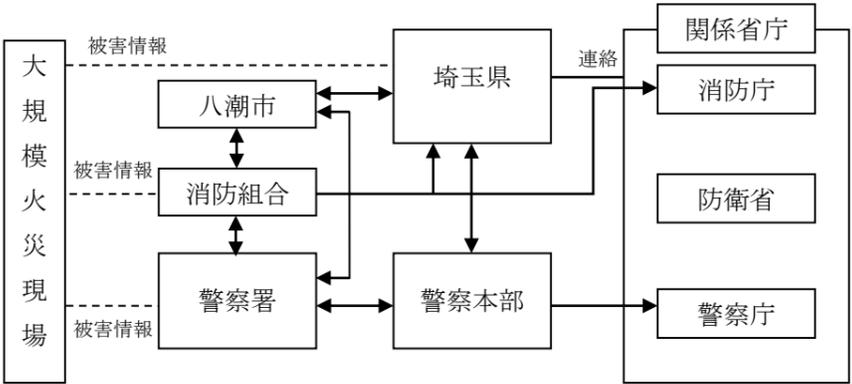
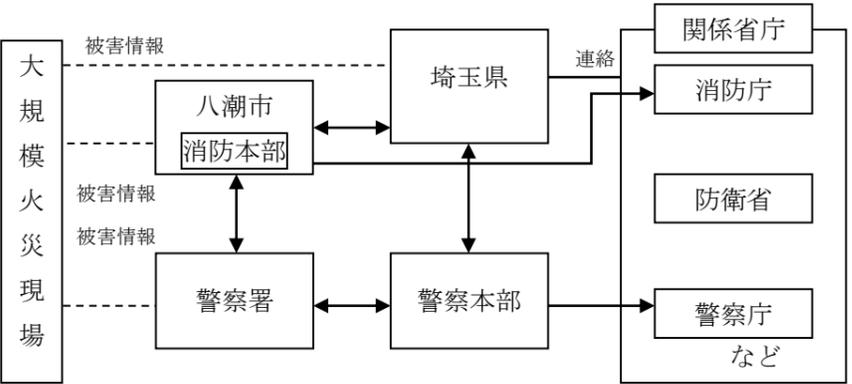
## 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p>防救急無線システム等の<u>高機能指令</u>システムの整備・拡充、及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。</p> <p>(2) 災害応急体制の整備</p> <p>① 職員の体制</p> <p>統括班は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ防災対応マニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法、他の職員や関係機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への習熟を図る。</p> <p><u>草加八潮消防組合は、草加八潮消防組合警防規程に従い、体制を整えるものとする。</u></p> <p>② 防災関係機関相互の連携体制</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、応急復旧活動を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関と相互応援協定の締結を促進する等、連携の強化に努める。</p> <p>(3) 消火活動体制の整備</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、平時から消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、消防体制の整備に努める。また、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、消防水利の確保とその適正な配置に努める。</p> <p><u>また、大規模火災発生時等に給水活動等の協力が得られるよう、コンクリートミキサー車等を所有する事業者が加盟する団体等と協定等を締結すること。</u></p> <p><u>火災を覚知した場合には、早めの避難行動をとるべき避難行動要支援者、高齢者、幼児などの要配慮者以外の周辺住民及び自主防災組織等は、消火器等による初期消火に取り組む必要がある。また、大規模な地震で火災が発生した場合には、消防機関等が必ずしも迅速に対応できないこともありうることから、周辺住民及び自主防災組織等がスタンドパイプや可搬式小型動力ポンプにより消火活動に当たることが必要となる。</u></p>	<p>急無線システム等の<u>通信</u>システムの整備・拡充、及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。</p> <p>(2) 災害応急体制の整備</p> <p>① 職員の体制</p> <p>統括班は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ防災対応マニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法、他の職員や関係機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への習熟を図る。</p> <p>② 防災関係機関相互の連携体制</p> <p><u>救助・消防班</u>は、応急復旧活動を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関と相互応援協定の締結を促進する等、連携の強化に努める。</p> <p>(3) 消火活動体制の整備</p> <p><u>救助・消防班</u>は、平時から消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、消防体制の整備に努める。また、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、消防水利の確保とその適正な配置に努める。</p>		
<p>(5) 避難収容活動への備え</p> <p>① <u>指定</u>避難所・避難場所</p> <p>統括班は、<u>指定</u>避難所、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から市民に周知徹底する。また、<u>指定</u>避難所として指定された建物の施設管理者は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>また、避難所班は、あらかじめ、避難所運営に関して必要な知識等の普及に努める。</p> <p>② 避難誘導</p> <p>避難所班及び<u>指定</u>避難所に指定された施設の管理者は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、援護班は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練の実施に努める。</p> <p>(6) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え</p>	<p>(5) 避難収容活動への備え</p> <p>① 避難所・避難場所</p> <p>統括班は、避難所、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から市民に周知徹底する。また、避難所として指定された建物の施設管理者は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>また、避難所班は、あらかじめ、避難所運営に関して必要な知識等の普及に努める。</p> <p>② 避難誘導</p> <p>避難所班及び避難所に指定された施設の管理者は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、援護班は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練の実施に努める。</p> <p>(6) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え</p>	記載情報の更新	P.246

## 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p>広報班は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平時から広報体制の整備に努める。</p> <p>市民相談班は、住民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。</p>	<p>広報班は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平時から広報体制の整備に努める。</p> <p>市民相談班は、住民等からの問<del>い</del>合<del>わ</del>せに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。</p>		
<p>(7) 防災関係機関等の防災訓練の実施</p> <p>① 訓練の実施</p> <p><b>草加八潮消防組合</b>及び防火管理者は、大規模火災を想定し、市民参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。また、訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>② 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p><b>草加八潮消防組合</b>及び防火対象物の施設管理者は、訓練後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>	<p>(7) 防災関係機関等の防災訓練の実施</p> <p>① 訓練の実施</p> <p><b>救助・消防班</b>及び防火管理者は、大規模火災を想定し、市民参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。また、訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>② 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p><b>救助・消防班</b>及び防火対象物の施設管理者は、訓練後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>	記載情報の更新	P.246
<p><b>4 防災知識の普及、訓練【<b>草加八潮消防組合</b>、学校教育班、援護班】</b></p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p><b>草加八潮消防組合</b>は、関係機関の協力を得て、年2回、春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知する。また、災害時の行動マニュアル等を作成し、配布するとともに、研修等を通じて、火災予防思想と具体的な予防知識の普及・啓発を図る。</p> <p>また、学校教育班は、学校等において、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(2) 防災関係設備等の普及</p> <p><b>草加八潮消防組合</b>は、市民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。</p> <p>(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮</p> <p>援護班は、<b>草加八潮消防組合</b>と連携して、要配慮者に対する防災知識の普及や防災訓練の実施に努めるとともに、地域における要配慮者の支援体制の整備に努める。</p>	<p><b>4 防災知識の普及、訓練【<b>救助・消防班</b>、学校教育班、援護班】</b></p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p><b>救助・消防班</b>は、関係機関の協力を得て、年2回、春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知する。また、災害時の行動マニュアル等を作成し、配布するとともに、研修等を通じて、火災予防思想と具体的な予防知識の普及・啓発を図る。</p> <p>また、学校教育班は、学校等において、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(2) 防災関係設備等の普及</p> <p><b>救助・消防班</b>は、市民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。</p> <p>(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮</p> <p>援護班は、<b>救助・消防班</b>と連携して、要配慮者に対する防災知識の普及や防災訓練の実施に努めるとともに、地域における要配慮者の支援体制の整備に努める。</p>	消防広域化に伴う修正	P.246
<p><b>第2 大規模火災対策</b></p> <p><b>1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保【<b>草加八潮消防組合</b>】</b></p> <p>(1) 災害情報の収集・連絡</p> <p>① 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡</p> <p><b>草加八潮消防組合</b>は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第2 大規模火災対策</b></p> <p><b>1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保【<b>救助・消防班</b>】</b></p> <p>(1) 災害情報の収集・連絡</p> <p>① 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡</p> <p><b>救助・消防班</b>は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	消防広域化に伴う修正	P.248

# 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p>□大規模火災情報の収集・連絡系統</p>  <p>③ 応急対策活動情報の連絡  <u>草加八潮消防組合</u>は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。</p> <p>(2) 通信手段の確保  <u>草加八潮消防組合</u>は、災害発生後、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。</p>	<p>□大規模火災情報の収集・連絡系統</p>  <p>③ 応急対策活動情報の連絡  <u>救助・消防班</u>は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。</p> <p>(2) 通信手段の確保  <u>救助・消防班</u>は、災害発生後、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。</p>		
<p><b>2 活動体制の確立【統括班、<u>草加八潮消防組合</u>】</b></p> <p>(1) 活動体制          統括班は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。          また、大規模な災害が発生した場合、統括班は災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等と連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。          &lt;略&gt;</p>	<p><b>2 活動体制の確立【統括班、<del>救助・消防班</del>】</b></p> <p>(1) 活動体制          統括班は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。          また、大規模な災害が発生した場合、統括班は災害対策本部を設置し、<u>救助・消防班</u>は速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等と連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。          &lt;略&gt;</p>	消防広域化に伴う修正	P.248
<p><b>3 消火活動【<u>草加八潮消防組合</u>】</b></p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、大規模火災が発生した場合は速やかに火災の状況を把握するとともに、<u>警防計画に従い</u>、迅速に消火活動を行うものとする。  <u>また</u>、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。  <u>総括班は、草加八潮消防組合と連携し、木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域を確認し、強風下における火災や飛び火の特性も含めて、住民へ火災発生及び延焼リスクを周知する。</u></p>	<p><b>3 消火活動【<u>救助・消防班</u>】</b></p> <p><u>救助・消防班</u>は、大規模火災が発生した場合は速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。  <del>また、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。</del></p>	消防広域化に伴う修正	P.249

## 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p>4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動【<u>管財班、水防・道路班、草加八潮消防組合</u>】</p> <p>(1) 緊急輸送活動</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、車両やヘリコプター等、状況に応じた輸送手段を確保するとともに、被害の状況、緊急度、重要度を考慮した的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動【<u>救助・消防班</u>】</p> <p>(1) 緊急輸送活動</p> <p><u>救助・消防班</u>は、車両やヘリコプター等、状況に応じた輸送手段を確保するとともに、被害の状況、緊急度、重要度を考慮した的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>		
<p>5 避難誘導【<u>草加八潮消防組合、避難所班、学校教育班、援護班</u>】</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、発災後随時、火災の規模、延焼拡大の可能性等を検討し、市民の避難が必要と判断した場合、速やかに、延焼危険のない<u>指定</u>避難所又は避難場所を選定し、<u>消防団、避難所班、学校教育班、援護班</u>並びに自主防災組織等と協力して、延焼危険地域の市民を避難誘導する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>5 避難誘導【<u>救助・消防班、避難所班、学校教育班、援護班</u>】</p> <p><u>救助・消防班</u>は、発災後随時、火災の規模、延焼拡大の可能性等を検討し、市民の避難が必要と判断した場合、速やかに、延焼危険のない避難所又は避難場所を選定し、避難所班、学校教育班、援護班並びに自主防災組織等と協力して、延焼危険地域の市民を避難誘導する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	消防広域化に伴う修正	P.249
<p>7 被災者等への的確な情報伝達活動【<u>広報班、市民相談班</u>】</p> <p>(1) 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>⑦ 飛び火への警戒</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>(3) 市民への避難誘導等</u></p> <p><u>火勢が消防力を上回り、延焼拡大のおそれがあると判断した場合には、市長は、避難勧告等を発令することができるよう、草加八潮消防組合との情報伝達・共有体制を確保し、火災の状況を的確に把握する。</u></p> <p><u>(4) 関係者等からの問合せに対する対応</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>7 被災者等への的確な情報伝達活動【<u>広報班、<del>援護班</del>、市民相談班</u>】</p> <p>(1) 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><del>(3)</del> 関係者等からの問<u>い</u>合<u>わ</u>せに対する対応</p> <p>&lt;略&gt;</p>	消防広域化に伴う修正	P.249

# 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第3節 危険物等災害対策計画</b></p> <p><b>第1 危険物等災害対策計画</b></p> <p>1 予防対策【<u>草加八潮消防組合</u>】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(1) 危険物製造所等の整備</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、次のとおり危険物製造所等の整備改善を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 危険物取扱者制度の運用</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、次のとおり危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 危険物施設の安全管理の徹底</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、次のとおり施設及び取扱いの安全管理体制の整備を図る。</p> <p>2 応急対策【<u>草加八潮消防組合</u>】</p> <p>危険物等による災害が発生した場合、施設管理者は、<u>草加八潮消防組合</u>、草加警察、関係機関と連絡を密にし、次の措置を講じる。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第3節 危険物等災害対策計画</b></p> <p><b>第1 危険物等災害対策計画</b></p> <p>1 予防対策【<u>救助・消防班</u>】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(1) 危険物製造所等の整備</p> <p><u>救助・消防班</u>は、次のとおり危険物製造所等の整備改善を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 危険物取扱者制度の運用</p> <p><u>救助・消防班</u>は、次のとおり危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 危険物施設の安全管理の徹底</p> <p><u>救助・消防班</u>は、次のとおり施設及び取扱いの安全管理体制の整備を図る。</p> <p>2 応急対策【<u>救助・消防班</u>】</p> <p>危険物等による災害が発生した場合、施設管理者は、<u>救助・消防班</u>、草加警察、関係機関と連絡を密にし、次の措置を講じる。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.251</p>
<p><b>第2 高圧ガス災害対策計画</b></p> <p>1 予防対策【<u>草加八潮消防組合</u>】</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、次により高圧ガス施設の安全性の向上を図るため、指導を強化する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 応急対策【施設管理者】</p> <p>高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから、<u>草加八潮消防組合</u>、草加警察等と連絡を密にして速やかに、次の措置を講ずる。</p> <p>なお、高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領(平成17年3月17日決裁)」に基づき応急措置を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第2 高圧ガス災害<u>応急</u>対策計画</b></p> <p>1 予防対策【<u>救助・消防班</u>】</p> <p><u>救助・消防班</u>は、次により高圧ガス施設の安全性の向上を図るため、指導を強化する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 応急対策【施設管理者】</p> <p>高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから、<u>救助・消防班</u>、草加警察等と連絡を密にして速やかに、次の措置を講ずる。</p> <p>なお、高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領(平成17年3月17日決裁)」に基づき応急措置を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.253</p>

## 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第3 火薬類災害対策計画</b></p> <p><b>1 予防対策【草加八潮消防組合】</b></p> <p><u>草加八潮消防組合は、次により猟銃・火薬類の安全性の向上を図るため、指導を強化する。</u></p> <p><u>（1）猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、公共の安全の確保を図る。</u></p> <p><u>（2）経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。</u></p> <p><u>（3）埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導にあたる。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>2 応急対策【施設管理者】</b></p> <p><u>施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。</u></p> <p><u>（1）保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。</u></p> <p><u>（2）道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。</u></p> <p><u>（3）搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>第4 毒物・劇物災害対策計画</b></p> <p><b>1 予防対策</b></p> <p><u>毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を県が実施することで災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。</u></p> <p><b>2 応急対策【施設管理者】</b></p> <p><u>施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。</u></p> <p><u>（1）毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。</u></p> <p><u>（2）災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。</u></p> <p><u>（3）毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	

# 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第5 サリン等による人身被害対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 応急体制【<b>総括班草加八潮消防組合</b>】</p> <p>(1) 活動体制</p> <p><b>総括班</b>は、市域に人身被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令、県地域防災計画、市地域防災計画等に基づき、県、近隣市区町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。</p> <p>(2) 応急措置</p> <p>① 原因解明</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>② 情報収集</p> <p><b>総括班</b>は、人身被害が発生した場合は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策に関して市で既に実施した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。</p> <p>③ 救出、救助</p> <p><b>草加八潮消防組合</b>は、県及び関係機関と連携し、救出、救助活動にあたる。</p> <p>2 避難誘導【<b>草加八潮消防組合、避難所班、援護班</b>】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 消防機関の対応</p> <p><b>草加八潮消防組合</b>は、事業者、警察機関と協力し、人身被害に関わる建築物、車両、船舶その他の場所にいる住民等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第3 サリン等による人身被害対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1 応急体制【<b>救助・消防班</b>】</p> <p>(1) 活動体制</p> <p><b>市</b>は、市域に人身被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令、県地域防災計画、市地域防災計画等に基づき、県、近隣市区町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。</p> <p>(2) 応急措置</p> <p>① 原因解明</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>② 情報収集</p> <p><b>救助・消防班</b>は、人身被害が発生した場合は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策に関して市で既に実施した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。</p> <p>③ 救出、救助</p> <p><b>救助・消防班</b>は、県及び関係機関と連携し、救出、救助活動にあたる。</p> <p>2 避難誘導【<del>総括班、救助・消防班</del>、避難所班、援護班】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 消防機関の対応</p> <p><b>救助・消防班</b>は、事業者、警察機関と協力し、人身被害に関わる建築物、車両、船舶その他の場所にいる住民等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p> <p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.254</p> <p>P.255</p>
<p><b>第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画</b></p> <p><b>第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防</b></p> <p><b>1.1 基本方針</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画</b></p> <p><b>第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防</b></p> <p><b>1.1 基本方針</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>		<p>P.255</p>

# 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第2 実施計画</b></p> <p><b>2.1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策【<u>草加八潮消防組合</u>】</b></p> <p><u>1 放射性物質取扱施設の把握</u>  <u>草加八潮消防組合</u>は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。</p> <p><u>2 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策</u>            施設管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、<u>円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制を整備する。</u></p>	<p><b>第2 実施計画</b></p> <p><b>2.1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策【<u>救助・消防班</u>】</b></p> <p><u>救助・消防班</u>は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。</p>	消防広域化に伴う修正 県地域防災計画の反映	P.256
<p><b>2.2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</b></p> <p>1 情報の収集・連絡体制【<u>草加八潮消防組合</u>、統括班】</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備  <u>統括班及び草加八潮消防組合</u>は、国、県、関係市区町村、草加警察、消防団、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。</p> <p>(2) 通信手段の確保  <u>統括班及び草加八潮消防組合</u>は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。            なお、市の整備する情報連絡システムについては、「風水害対策編 第2部 第2節 災害情報体制の整備」による。</p>	<p><b>2.2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</b></p> <p>1 情報の収集・連絡体制【<u>救助・消防班</u>、統括班】</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備  <u>救助・消防班</u>は、国、県、関係市区町村、草加警察、消防団、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。</p> <p>(2) 通信手段の確保  <u>統括班、救助・消防班</u>は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。            なお、市の整備する情報連絡システムについては、「風水害対策編 第2部 第2節 災害情報体制の整備」による。</p>	消防広域化に伴う修正	P.256
<p><b>2 災害応急体制の整備【<u>各班</u>】</b></p> <p>(1) 職員の体制            &lt;略&gt;</p> <p>(2) 防災関係機関の連携体制            各班は、応急復旧活動を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関との連携を強化する。また、災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、<u>草加八潮消防組合</u>は、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県その他の関係機関との連携を図る。</p> <p><b>3 緊急被ばく医療体制の整備【<u>草加八潮消防組合</u>、医療事務班】</b></p> <p>(1) 緊急被ばく医療可能施設の事前把握</p>	<p><b>2 災害応急体制の整備【<u>全班</u>】</b></p> <p>(1) 職員の体制            &lt;略&gt;</p> <p>(2) 防災関係機関の連携体制            各班は、応急復旧活動を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関との連携を強化する。また、災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、<u>救助・消防班</u>は、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県その他の関係機関との連携を図る。</p> <p><b>3 緊急被ばく医療体制の整備【<u>救助・消防班</u>、医療事務班】</b></p> <p>(1) 緊急被ばく医療可能施設の事前把握</p>	消防広域化に伴う修正	P.256

## 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>草加八潮消防組合</u>、医療事務班は、あらかじめ市内の医療機関の放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握する。また、必要に応じ、県と協力して市外・県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図るよう努める。</p> <p>(2) 被ばく検査体制の整備</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>、医療事務班は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び市外からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ草加保健所や医療機関等における検査体制を把握するよう努める。</p> <p>(3) 傷病者搬送体制の整備</p> <p>放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合に備えて、<u>草加八潮消防組合</u>は、県と連携し、車両やヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努める。</p> <p>なお、出勤に当たっては、放射線防護服を着用するなど、<u>消防</u>隊員等の二次汚染防止に留意する。</p> <p><b>4 防護資機材の整備【<u>草加八潮消防組合</u>】</b></p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。</p>	<p><u>救助・消防班</u>、医療事務班は、あらかじめ市内の医療機関の放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握する。また、必要に応じ、県と協力して市外・県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図るよう努める。</p> <p>(2) 被ばく検査体制の整備</p> <p><u>救助・消防班</u>、医療事務班は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び市外からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ草加保健所や医療機関等における検査体制を把握するよう努める。</p> <p>(3) 傷病者搬送体制の整備</p> <p>放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合に備えて、<u>救助・消防班</u>は、県と連携し、車両やヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努める。</p> <p>なお、出勤に当たっては、放射線防護服を着用するなど、<u>救急</u>隊員等の二次汚染防止に留意する。</p> <p><b>4 防護資機材の整備【<u>救助・消防班</u>】</b></p> <p><u>救助・消防班</u>は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。</p>		
	<p><del>5—放射線量等の測定体制の整備【<u>衛生班</u>】—</del></p> <p><del><u>衛生班</u>は、放射線関係事故が発生した場合に市内各地点における放射線量等を測定する体制を整備する。</del></p>	記載内容の整理	
<p><b>5 指定避難所の指定及び避難収容活動への備え【統括班、避難所班、援護班】</b></p> <p>(1) 大規模な避難住民の受入</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) <u>指定</u>避難所の指定</p> <p>統括班は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ<u>指定</u>避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図る。（「風水害対策編 第2部 第4節避難予防対策」により実施する。）</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>6—避難所の指定及び避難収容活動への備え【統括班、避難所班、援護班】</del></p> <p>(1) 大規模な避難住民の受入</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 避難所の指定</p> <p>統括班は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図る。（「風水害対策編 第2部 第4節避難予防対策」により実施する。）</p> <p>&lt;略&gt;</p>	記載情報の更新	
<p><b>9 防災教育・防災訓練の実施【医療事務班、衛生班、統括班】</b></p> <p>(1) 防災関係者の教育</p> <p><u>統括班</u>は、<u>医療事務班の協力のもと</u>、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて職員に対し、次の事項についての教育を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><del>10 防災教育・防災訓練の実施【医療事務班、衛生班、統括班】</del></p> <p>(1) 防災関係者の教育</p> <p>医療事務班は、<u>は</u>、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて職員に対し、次の事項についての教育を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	対応組織の明確化	P.258
<p><b>第3 放射線関係事故災害応急対策計画</b></p> <p><b>3.1 核燃料物質等輸送事故災害対策計画</b></p>	<p><b>第3 放射線関係事故災害応急対策計画</b></p> <p><b>3.1 核燃料物質等輸送事故災害対策計画</b></p>	消防広域化に伴う修正	P.259

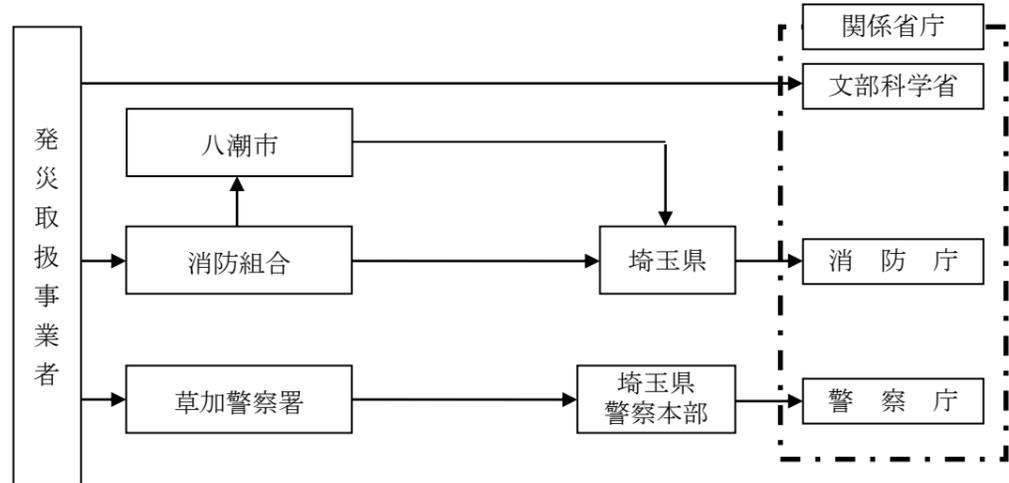
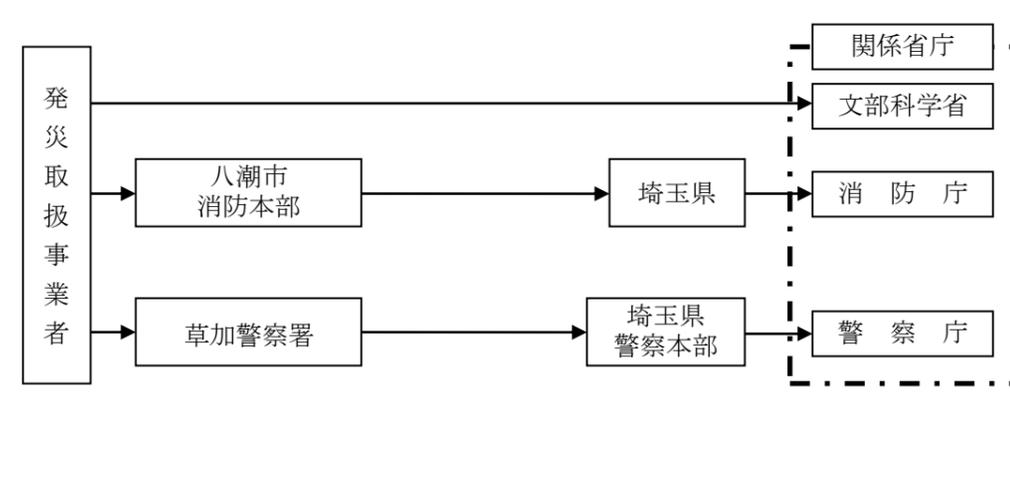
## 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p>1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡【<u>総括班、草加八潮消防組合</u>】</p> <p>(1) 事故情報の収集・連絡</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、原子力事業者の原子力防災管理者から核燃料物質等の輸送中に、核燃料物質等の漏洩等の事故が発生した旨の通報及び応急対策の活動状況の連絡を受けた場合、県に事故発生の通報及び応急対策の活動状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p><u>総括班</u>は、核燃料物質等の漏洩等の事故が発生後、直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。</p>	<p>1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡【<u>救助・消防班</u>】</p> <p>(1) 事故情報の収集・連絡</p> <p><u>救助・消防班</u>は、原子力事業者の原子力防災管理者から核燃料物質等の輸送中に、核燃料物質等の漏洩等の事故が発生した旨の通報及び応急対策の活動状況の連絡を受けた場合、県に事故発生の通報及び応急対策の活動状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p><u>班</u>は、核燃料物質等の漏洩等の事故が発生後、直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。</p>		
<p>2 活動体制の確立【<u>統括班、草加八潮消防組合</u>】</p> <p><u>(1) 活動体制</u></p> <p>① <u>事業者の活動体制</u></p> <p><u>事業者等は、核燃料物質等の輸送中に事故が発生した場合、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じる。</u></p> <p><u>また、草加八潮消防組合、警察官等の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。</u></p> <p>② <u>市の活動体制</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 消防機関の対応</p> <p>核燃料物質等輸送事故の通報を受けた<u>草加八潮消防組合</u>は、直ちにその旨を消防庁及び県へ報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>2 活動体制の確立【<u>統括班、救助・消防班</u>】</p> <p><del>(1) 活動体制</del></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 消防機関の対応</p> <p>核燃料物質等輸送事故の通報を受けた<u>救助・消防班</u>は、直ちにその旨を消防庁及び県へ報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	<p>P.259</p>
<p>3 消防活動【<u>草加八潮消防組合</u>】</p> <p>核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合、<u>草加八潮消防組合</u>は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>3 消防活動【<u>救助・消防班</u>】</p> <p>核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合、<u>救助・消防班</u>は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.259</p>
<p>5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【<u>草加八潮消防組合</u>】</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。</p> <p>傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する措置を施し、安全性が確保された後搬送する。</p>	<p>5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【<u>救助・消防班</u>】</p> <p><u>救助・消防班</u>は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。</p> <p>傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する措置を施し、安全性が確保された後搬送する。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.259</p>

# 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p>6 退避・避難収容活動など【<u>統括班、援護班、避難所班、広報班、市民相談班</u>】</p> <p>(1) 退避・避難等の基本方針</p> <p><u>統括班</u>は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、あるいは核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、屋内退避又は避難勧告又は<u>避難指示（緊急）</u>の措置を講ずる。</p> <p>この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 屋内退避・避難等の実施</p> <p>市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。</p> <p>また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は<u>指定</u>避難所を開設する。</p> <p>この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。</p> <p>(4) <u>指定</u>避難所の運営管理</p> <p>避難所班は、<u>指定</u>避難所の開設に当たり情報の伝達、食糧、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。（「風水害対策編 第3部 第7節避難計画」により実施する。）</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>援護班は、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に充分配慮する。特に、高齢者、障がい者<u>における指定</u>避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。</p> <p>(6) 周辺市民への情報伝達活動</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(7) 市民等からの問合せに対する対応</p> <p>市民相談班は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。</p>	<p>6 退避・避難収容活動など</p> <p>(1) 退避・避難等の基本方針</p> <p><u>市</u>は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、あるいは核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、屋内退避又は避難<u>の</u>勧告又は指示の措置を講ずる。</p> <p>この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 屋内退避・避難等の実施</p> <p>市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。</p> <p>また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。</p> <p>この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。</p> <p>(4) 避難所の運営管理</p> <p>避難所班は、避難所の開設に当たり情報の伝達、食糧、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。（「風水害対策編 第3部 第7節避難計画」により実施する。）</p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p>援護班は、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に充分配慮する。特に、高齢者、障がい者<u>の</u>避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。</p> <p>(6) 周辺市民への情報伝達活動</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(7) 市民等からの問<u>い</u>合<u>わ</u>せに対する対応</p> <p>市民相談班は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問<u>い</u>合<u>わ</u>せに対応する窓口を設置する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。</p>	記載情報の更新	P.260
<p>7 各種規制措置と解除【<u>衛生班、給水班、物資調達班</u>】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>8 被害状況の調査等【<u>市民相談班、情報班</u>】</p>	<p>7 各種規制措置と解除</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>8 被害状況の調査等</p>	対応組織の明確化	P.262

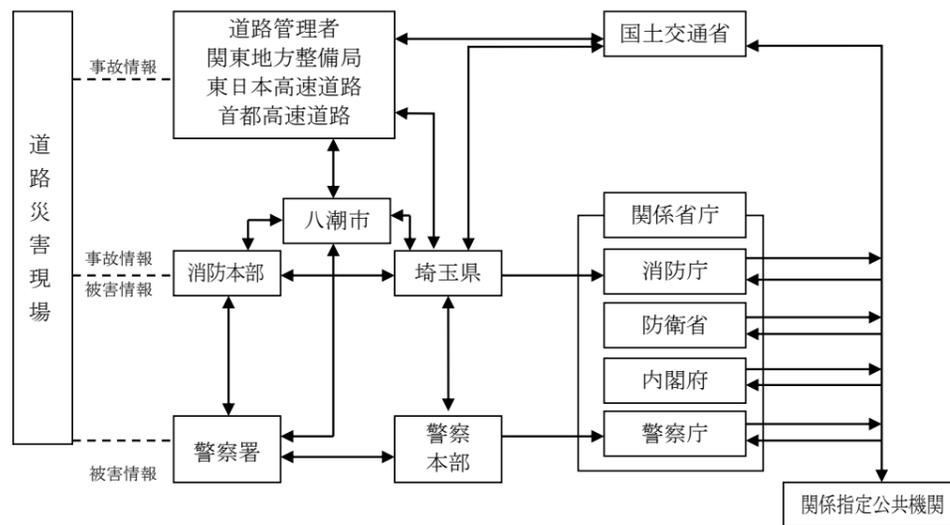
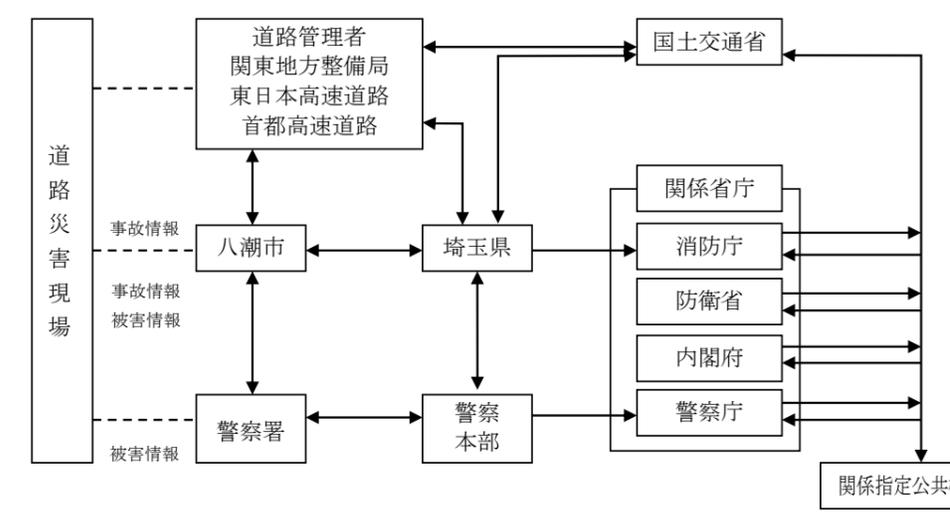
# 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p>(1) 被災市民の登録 市民相談班は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、県からの指示を受けた場合、原則として<u>指定</u>避難所・避難場所に収容した市民の登録を行う。 &lt;略&gt;</p> <p>9 住民の健康調査等【<u>医療事務班</u>】 医療事務班は、退避・避難した地域市民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図る。 また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、「緊急被ばく医療体制の整備」(P. 267)において、把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。</p>	<p>(1) 被災市民の登録 市民相談班は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、県からの指示を受けた場合、原則として避難所・避難場所に収容した市民の登録を行う。 &lt;略&gt;</p> <p>9 住民の健康調査等 医療事務班は、退避・避難した地域市民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図る。 また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、「緊急被ばく医療体制の整備」(P. 257)において、把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。</p>		
<p><b>3.2 放射性物質取扱施設事故対策計画</b> &lt;略&gt;</p> <p>1 事故発生直後の情報の収集・連絡【<u>統括班、草加八潮消防組合、放射性物質取扱事業者</u>】</p> <p>(1) 事故情報の収集・連絡 &lt;略&gt;</p> <p>□放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡</p>  <p>③ 応急対策活動情報の連絡 放射性物質取扱事業者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。<u>草加八潮消防組合</u>は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>(2) 通信手段の確保 統括班、<u>草加八潮消防組合</u>は、「情報の収集・連絡体制」(P. 280)により通信の確保を行う。</p>	<p><b>3.2 放射性物質取扱施設事故対策計画</b> &lt;略&gt;</p> <p>1 事故発生直後の情報の収集・連絡</p> <p>(1) 事故情報の収集・連絡 &lt;略&gt;</p> <p>□放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡</p>  <p>③ 応急対策活動情報の連絡 放射性物質取扱事業者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。<u>救助・消防班</u>は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>(2) 通信手段の確保 統括班、<u>救助・消防班</u>は、「情報の収集・連絡体制」(P. 256)により通信の確保を行う。</p>	<p>消防広域化に伴う修正</p>	<p>P.263</p>

# 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第5節 道路災害対策計画</b></p> <p><b>第1 道路災害予防</b></p> <p>1 基本方針 ＜略＞</p> <p>2 道路の安全確保【水防・道路班】 ＜略＞</p> <p>(2) 道路施設等の整備</p> <p>① 危険箇所の把握 ＜略＞</p> <p>② 予防対策の実施 水防・道路班は、以下の各予防対策に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。</li> <li>・道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。</li> <li>・道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。</li> <li>・バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。</li> </ul> <p>＜略＞</p>	<p><b>第5節 道路災害対策計画</b></p> <p><b>第1 道路災害予防</b></p> <p>1 基本方針 ＜略＞</p> <p>2 道路の安全確保【水防・道路班】 ＜略＞</p> <p>(2) 道路施設等の整備</p> <p>① 危険箇所の把握 ＜略＞</p> <p>② 予防対策の実施 水防・道路班は、以下の各予防対策に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。</li> <li>・道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。</li> <li>・道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。</li> <li>・バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。</li> </ul> <p><del>→災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行う。</del></p> <p>＜略＞</p>	記載内容の整理	P.265
<p><b>第2 道路災害応急対策</b></p> <p>1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保【<b>草加八潮消防組合</b>、水防・道路班、統括班】</p> <p>(1) 災害情報の収集・連絡</p> <p>① 事故情報等の連絡 <b>草加八潮消防組合</b>は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には速やかに県及び関係機関と相互に連絡を取り合う。</p> <p>② 災害発生直後の被害情報の収集・連絡 <b>草加八潮消防組合</b>は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。</p> <p>③ 道路災害情報の収集・連絡系統 道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。</p> <p>□道路災害情報の収集・連絡系統</p>	<p><b>第2 道路災害応急対策</b></p> <p>1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保【<del>救助</del>消防班、水防・道路班、統括班】</p> <p>(1) 災害情報の収集・連絡</p> <p>① 事故情報等の連絡 <del>救助</del>消防班は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には速やかに県及び関係機関と相互に連絡を取り合う。</p> <p>② 災害発生直後の被害情報の収集・連絡 <del>救助</del>消防班は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。</p> <p>③ 道路災害情報の収集・連絡系統 道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。</p> <p>□道路災害情報の収集・連絡系統</p>	消防広域化に伴う修正	P.267

# 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
 <p>④ 応急対策活動情報の連絡  <u>草加八潮消防組合</u>、水防・道路班は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。</p> <p>(2) 通信手段の確保          &lt;略&gt;</p>	 <p>④ 応急対策活動情報の連絡  <u>救助・消防班</u>、水防・道路班は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。</p> <p>(2) 通信手段の確保          &lt;略&gt;</p>		
<p><b>2 活動体制の確立【統括班、<u>草加八潮消防組合</u>】</b></p> <p>統括班は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。</p> <p>また、大規模な災害が発生した場合には、統括班は災害対策本部を設置し、<u>草加八潮消防組合</u>は速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。</p> <p><b>3 消火活動【<u>草加八潮消防組合</u>】</b></p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、速やかに火災の状況を把握し、消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。</p>	<p><b>2 活動体制の確立【統括班、<u>救助・消防班</u>】</b></p> <p>統括班は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。</p> <p>また、大規模な災害が発生した場合には、統括班は災害対策本部を設置し、<u>救助・消防班</u>は速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。</p> <p><b>3 消火活動【<u>救助・消防班</u>】</b></p> <p><u>救助・消防班</u>は、速やかに火災の状況を把握し、消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。</p>	消防広域化に伴う修正	P.268
<p><b>4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【<u>水防・道路班草加八潮消防組合</u>】</b></p> <p><u>水防道路班</u>は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</p> <p><u>草加八潮消防組合</u>は、車両やヘリコプター等、状況に応じた輸送手段を確保するとともに、被害の状況、緊急度、重要度を考慮した的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。</p>	<p><b>4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【<u>救助・消防班</u>】</b></p> <p><u>救助・消防班</u>は、車両やヘリコプター等、状況に応じた輸送手段を確保するとともに、被害の状況、緊急度、重要度を考慮した的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。</p>	県地域防災計画の反映 消防広域化に伴う修正	P.268

## 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p>5 危険物の流出に対する応急対策【水防・道路班、<b>草加八潮消防組合</b>】</p> <p><b>水防・道路班</b>は、<b>草加八潮消防組合とともに</b>危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。</p> <p>6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動【水防・道路班】</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>5 危険物の流出に対する応急対策【水防・道路班、<del>救助・消防班</del>】</p> <p><del>救助・消防班</del>は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。</p> <p>6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動【水防・道路班】</p> <p>&lt;略&gt;</p>		
<p>7 被災者等への的確な情報伝達活動【広報班、<b>草加八潮消防組合</b>、市民相談班】</p> <p>(1) 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>広報班は、<b>草加八潮消防組合と連携し</b>、次の情報について、掲示板、広報車、広報紙等によるほか、報道機関の協力を得て、適切かつ迅速に広報を行う。また、援護班と協力して、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した広報を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 市民への的確な情報の伝達</p> <p>広報班は、<b>草加八潮消防組合と連携し</b>、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を伝達する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>7 被災者等への的確な情報伝達活動【広報班、<del>援護班</del>、<del>救助・消防班</del>、市民相談班】</p> <p>(1) 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>広報班は、次の情報について、掲示板、広報車、広報紙等によるほか、報道機関の協力を得て、適切かつ迅速に広報を行う。また、援護班と協力して、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した広報を行う。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 市民への的確な情報の伝達</p> <p>広報班は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を伝達する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	消防広域化に伴う修正	P.269
<p><b>第6節 鉄道事故対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第3 応急措置</b></p> <p>1 情報収集【<b>総括班</b>】</p> <p><b>総括班</b>は、市域において鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県、草加警察、<b>草加八潮消防組合</b>に報告するとともに、応急対策に関して市が既に実施した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。</p> <p>2 避難誘導【<b>総括班</b>、<b>草加八潮消防組合</b>】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 消防機関の対応</p> <p><b>草加八潮消防組合</b>は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。</p> <p>(3) 災害現場周辺の住民の避難</p>	<p><b>第6節 鉄道事故対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第3 応急措置</b></p> <p>1 情報収集【<del>救助・消防班</del>】</p> <p><del>救助・消防班</del>は、市域において鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県、草加警察、<b>消防関係機関</b>に報告するとともに、応急対策に関して市が既に実施した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。</p> <p>2 避難誘導【<del>救助・消防班</del>】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 消防機関の対応</p> <p><del>救助・消防班</del>は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。</p> <p>(3) 災害現場周辺の住民の避難</p>	消防広域化に伴う修正	P.271

## 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3 救出、救助【<u>草加八潮消防組合</u>】</b>  <u>草加八潮消防組合</u>は、救出・救助活動にあたるとともに、協力者の動員を行う。  <u>また、鉄道災害は、特殊な救助資機材を必要とするため、事前に資機材を整備する。</u></p> <p><b>4 消火活動【<u>草加八潮消防組合</u>】</b>            鉄道事故は集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があることから、<u>草加八潮消防組合</u>は人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施する。</p>	<p>&lt;略&gt;</p> <p><b>3 救出、救助【<del>救助・消防班</del>】</b>  <del>救助・消防班</del>は、救出・救助活動にあたるとともに、協力者の動員を行う。</p> <p><b>4 消火活動【<del>救助・消防班</del>】</b>            鉄道事故は集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があることから、<del>救助・消防班</del>は人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施する。</p>		
<p><b>第7節 航空機事故対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第3 応急措置</b></p> <p><b>1 情報収集【<u>草加八潮消防組合</u>】</b>  <u>草加八潮消防組合</u>は、市域において航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策に関して市が既に実施した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。</p> <p><b>2 避難誘導【<u>草加八潮消防組合</u>、避難所班、援護班】</b></p> <p>(1) 消防関係機関の対応  <u>草加八潮消防組合</u>は、事業者、警察と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 乗客等の避難  <u>草加八潮消防組合</u>は、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者を優先して行う。</p> <p><b>3 救出、救助【<u>草加八潮消防組合</u>】</b>  <u>草加八潮消防組合は、協力者の動員を行い</u>、救出、救助活動にあたる。</p> <p><b>4 消火活動【<u>草加八潮消防組合</u>】</b>            航空機が市街地に墜落した場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多数の死傷者の発生が予想されることから、<u>草加八潮消防組合</u>は、人命救助、救出活動を最優先として消火活動を実施する。</p>	<p><b>第7節 航空機事故対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第3 応急措置</b></p> <p><b>1 情報収集【<del>救助・消防班</del>】</b>  <del>救助・消防班</del>は、市域において航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策に関して市が既に実施した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。</p> <p><b>2 避難誘導【<del>救助・消防班</del>、避難所班、援護班】</b></p> <p>(1) 消防関係機関の対応  <del>救助・消防班</del>は、事業者、警察と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 乗客等の避難  <del>救助・消防班</del>は、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者を優先して行う。</p> <p><b>3 救出、救助【<del>救助・消防班</del>】</b>  <del>救助・消防班は</del>、救出、救助活動にあたる<u>とともに、協力者の動員を行う。</u></p> <p><b>4 消火活動【<del>救助・消防班</del>】</b>            航空機が市街地に墜落した場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多数の死傷者の発生が予想されることから、<del>救助・消防班</del>は、人命救助、救出活動を最優先として消火活動を実施する。</p>	消防広域化に伴う修正	P.274

# 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<b>第8節 雪害対策計画</b>  <b>第1 雪害予防計画</b> <b>1.1 趣旨</b> <略>	<b>第8節 雪害予防計画</b>  <del>1</del> 趣旨 <略>	記載情報の更新	P.277
<b>1.2 雪害対策の普及・啓発【統括班】</b> <u>統括班は、市民が実施する雪害対策の必要性や留意点等を周知して普及・啓発を図る。</u> <u>なお、周知する内容は次のとおりである。</u> <u>(1) 家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化</u> <u>(2) 食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備</u> <u>(3) 歩道等の除雪協力等</u> <u>(4) 点検など自ら雪害に備えるための対策の実施</u> <u>(5) 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等の実施</u> <u>(6) 転倒及び屋根雪の落下注意</u> <u>(7) 大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛</u>		県地域防災計画の反映	
<b>1.3 大雪対応事前行動計画の作成【水防・道路班】</b> <u>水防・道路班は、大雪災害に対応するため、事前行動計画（タイムライン）の作成に努め、関係機関と共有する。</u>		県地域防災計画の反映	
<b>1.4 防災用資機材等の確保【水防・道路班】</b> <u>水防・道路班は、大雪災害に対応するため、必要に応じて雪害に対応する防災資機材等の整備を図る。</u>		県地域防災計画の反映	
<b>1.5 道路交通の確保【水防・道路班】</b> 水防・道路班は、道路交通を確保するため、 <u>優先除雪道路の選定及び除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。また、凍結防止剤など必要な資機材を確保に努める。</u>	<del>2</del> 道路交通の確保【水防・道路班】 水防・道路班は、道路交通を確保するため、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。	県地域防災計画の反映	P.277
<b>1.6 鉄道輸送の確保【首都圏新都市鉄道(株)】</b> <略>	<del>3</del> 鉄道輸送の確保【首都圏新都市鉄道(株)】 <略>	文言修正	P.277
<b>1.7 通信及び電力供給の確保【東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉南支店・東京電力パワーグリッド(株)】</b> <略>	<del>4</del> 通信及び電力供給の確保【東日本電信電話(株)・東京電力(株)】  <略>	文言修正	P.277

# 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第2 雪害応急対策計画</b></p> <p><b>2.1 応急活動体制の確立【統括班】</b>  <u>統括班は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、活動体制を配備する。</u></p> <p><b>2.2 積雪に関する被害情報の伝達【統括班】</b>  <u>統括班は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含めて県に報告する。</u></p> <p><b>2.3 市民への情報発信【広報班】</b>  <u>広報班は、降雪状況及び積雪の予報等について市民へ周知する。</u></p> <p><b>2.4 積雪時における行動の周知【広報班】</b>  <u>広報班は、大量の積雪が見込まれる場合、多様な伝達手段の中から有効的な伝達方法を選択の上、積雪に伴いとるべき行動を周知する。</u>  <u>なお、市民が積雪に伴いとるべき行動は次のとおりである。</u>  <u>（1）不要不急の外出は極力避ける。</u>  <u>（2）外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。</u>  <u>（3）道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。</u>  <u>（4）交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。</u>  <u>（5）自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。</u>  <u>（6）安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。</u>  <u>（7）除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。</u></p> <p><b>2.5 効率的な除雪活動【統括班、水防・道路班】</b></p> <p><b>1 除雪活動の実施</b>  <u>水防・道路班は、市内で異常な積雪が発生した場合、優先除雪道路の交通確保を最優先として除雪活動を実施する。除雪活動の実施における留意点は次のとおり。</u>  <u>（1）降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。</u>  <u>（2）緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察本部と連携して、交通を実施する。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。</u></p> <p><b>2 応援要請</b></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	

## 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>統括班は、除雪実施が困難な場合、他の市町村又は県に対して除雪の実施又は除雪機械及びオペレータの確保を要請する。</u></p> <p><u>応援要請後、除雪応援の受入れに当たり、情報共有や連絡体制等の受援体制を整備する。</u></p> <p><u>また、除雪機械の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保に努める。</u></p> <p><b>2.6 ライフライン事業者に対する支援【統括班】</b></p> <p><u>統括班は、被災情報、除雪状況、通行可能な道路等の情報提供、活動スペース等の貸し出しにより、ライフライン事業者の復旧作業を支援する。</u></p>			
<p><b>第9節 文化財災害対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 火災予防体制【<b>避難所班</b>】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 防火施設の整備強化【<b>避難所班</b>】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>4 その他【<b>避難所班</b>】</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>第9節 文化財災害対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 火災予防体制【<b>文化財担当課</b>】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 防火施設の整備強化【<b>文化財担当課</b>】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>4 その他【<b>文化財担当課</b>】</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>対応組織の明確化</p>	<p>P.277</p>
<p><b>第10節 火山噴火降灰対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>第1 予防対策</b></p> <p><b>1.1 降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知【統括班】</b></p> <p><u>統括班は、火山噴火から生じる現象について、気象庁等から報道されたときに理解できるように、降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知に努める。</u></p> <p><b>1.2 事前対策の検討【統括班】</b></p> <p><u>統括班は、降灰によって生じることが想定される状況について、予防・事前対策を検討する。</u></p> <p><u>なお、予防・事前対策を検討する必要がある事項は、市民の健康管理、空調機器等への影響、視界不良時の交通安全確保、農産物への被害軽減対策、上下水道施設への被害軽減対策等が該当する。</u></p>	<p><b>第10節 火山噴火降灰対策計画</b></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県地域防災計画の反映</p>	

## 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第2 応急対策</b></p> <p><b>2.1 応急活動体制の確立【統括班】</b>  <u>統括班は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、活動体制を配備する。</u></p> <p><b>2.2 降灰に伴う取るべき行動の周知【広報班】</b>  <u>広報班は、市内に降灰が予測されている場合、降灰時にとるべき行動を市民に周知する。</u>  <u>(1) 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。</u>  <u>(2) 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。</u>  <u>(3) 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。</u></p> <p><b>2.3 降灰に関する情報の発信【統括班、広報班】</b>  <u>統括班は、県内に降灰予報を発表した場合又は市内で降灰を確認した場合、降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得する。また、広報班は、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>2.4 降灰に関する被害情報の報告【統括班】</b></p> <p><u>統括班は、降灰及び被害の状況を調査し、防災情報システム等により県に伝達する。</u>  <u>なお、調査する項目は次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 降灰の有無・堆積の状況</u>  <u>(2) 時刻・降灰の強さ</u>  <u>(3) 構成粒子の大きさ</u>  <u>(4) 構成粒子の種類・特徴等</u>  <u>(5) 堆積物の採取</u>  <u>(6) 写真撮影</u>  <u>(7) 降灰量・降灰の厚さ</u>  <u>(8) 構成粒子の大きさ</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>2.5 指定避難所の開設・運営【避難所班、医療事務班】</b>  <u>避難所班は、市内の被害状況を把握の結果、降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊を確認した場合、指定避難所を開設し、被災者を受け入れる。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	

## 大規模火災・事故災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><u>また、医療事務班は、指定避難所を巡回して健康相談を実施する。降灰被害による呼吸器系や目や皮膚への影響等について、被災者の健康把握に努める。</u></p>			
<p><b>2.6 道路の応急復旧対策【水防・道路班】</b></p> <p><u>水防・道路班は、道路交通を確保するため、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合は、道路管理者間で調整を行い、道路上や側溝に堆積した降灰の除去対応を実施する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>2.7 一時的仮置き場の設置【衛生班】</b></p> <p><u>衛生班は、大型車両等の往来が可能な市有地又は市有施設を火山灰の一時的仮置き場として選定し、設置する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>2.8 降灰の処理方法【衛生班】</b></p> <p>火山灰の除去は、原則として土地所有者または管理者が行う。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。</p> <p>宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市で実施する。また、各事業者から排出された灰については、<u>各事業者又は施設管理者が、一時的仮置き場まで運搬する。</u></p> <p><u>衛生班</u>は、県との協議のうえ、火山灰の処分場所を事前に選定する。</p>	<p>1. 降灰の処理方法【<del>水防・道路班、衛生班</del>】</p> <p>火山灰の除去は、原則として土地所有者または管理者が行う。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。</p> <p><del>水防・道路班は、道路における降灰処理を行う。緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合は、道路管理者間で調整を行い、速やかな徐灰を行う。</del></p> <p>宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市で実施する。また、各事業者から排出された灰については、<del>一時期仮置き場までの運搬は各事業者（核施設管理者）の責任において実施する。</del></p> <p><u>衛生班</u>は、県との協議のうえ、火山灰の処分場所を事前に選定する。</p>	記載内容の整理	
<p><b>2.9 農業者への支援【物資調達班】</b></p> <p><u>物資調達班は、県と連携し、農作物に付着した火山灰を、速やかに除去するように支援する。また、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を実施する。</u></p>		県地域防災計画の反映	

## 複合災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第1節 計画の位置づけ</b></p> <p><b>第1 策定の趣旨</b>  <u>東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生し、熊本地震では、震度7の揺れが2回発生している。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化及び長期化や大きな混乱が懸念されるため、市では地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、複合災害による被害軽減に努める。</u>  <u>複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を検討する。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>第2 基本方針</b></p> <p><b>2.1 人命救助の優先</b>  <u>人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防等の防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。</u></p> <p><b>2.2 二次被害の防止</b>  <u>市及び防災関係機関は、各自の役割を果たすとともに、被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。</u></p> <p><b>2.3 ライフラインの復旧</b>  <u>被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	
<p><b>第3 被害想定</b>  <u>市内における複合災害の種別とその被害想定を次のとおりとする。なお、複合災害時における詳細な被害予測は困難であるため、被害想定を概要として取り扱う。</u></p>		<p>県地域防災計画の反映</p>	

# 複合災害対策編

新		旧	備考	頁（現行）																												
<p><b>3.1 巨大地震後、1週間以内に巨大台風が直撃した場合</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">先発災害</td> <td> <p>想定地震</p> <p>東京湾北部地震 （最大震度6強の揺れにより建物被害4189棟、人的被害584名、避難者4545名）</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>地震発生後の状況</p> <p>・地震による被害が軽微な家屋の市民は、在宅避難を実施している。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後発災害</td> <td> <p>想定台風</p> <p>昭和56年台風24号の規模 （綾瀬川が氾濫（西袋、柳之宮、南後谷で浸水害））</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>台風直撃時の状況</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷における浸水害の発生で、当該区域は避難指示（緊急）となり、在宅避難者は指定避難所に避難する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>複合災害の影響</p> <p>・浸水地域の最寄りの指定避難所は満員になったので、新たに公共施設を指定避難所として開設及び運営を開始することになった。</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷の地域において、家屋の被害状況調査、被害認定調査を再度実施することになった。</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷の地域において、家屋を消毒する応急業務が新たに発生することになった。</p> <p>・あらためて他市町村に職員の派遣要請をする必要になった。</p> </td> <td></td> <td>県地域防災計画の反映</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p><b>3.2 巨大地震後、復興活動中に巨大台風が直撃した場合</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">先発災害</td> <td> <p>想定地震</p> <p>東京湾北部地震 （最大震度6強の揺れにより建物被害4189棟、人的被害584名、避難者4545名）</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>地震発生後の状況</p> <p>・応急仮設住宅の建設が完了して指定避難所を閉鎖した。</p> <p>・市内全域で土地区画整備事業等の復興事業が進んでいる。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後発災害</td> <td> <p>想定台風</p> <p>昭和56年台風24号の規模 （綾瀬川が氾濫（西袋、柳之宮、南後谷で浸水害））</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>台風直撃時の状況</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷における浸水害の発生で、当該区域は避難指示（緊急）となり、在宅避難者は指定避難所に避難する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>複合災害の影響</p> <p>・道路被害が発生したので一部の地域で復興事業を中止して、再び復旧作業を開始することになった。</p> <p>・閉鎖した指定避難所のうち、一部を指定避難所として再び開設・運営することになった。</p> <p>・西袋陣屋公園に建設した応急仮設住宅が浸水被害を受けた。</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	先発災害	<p>想定地震</p> <p>東京湾北部地震 （最大震度6強の揺れにより建物被害4189棟、人的被害584名、避難者4545名）</p>	<p>地震発生後の状況</p> <p>・地震による被害が軽微な家屋の市民は、在宅避難を実施している。</p>	後発災害	<p>想定台風</p> <p>昭和56年台風24号の規模 （綾瀬川が氾濫（西袋、柳之宮、南後谷で浸水害））</p>	<p>台風直撃時の状況</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷における浸水害の発生で、当該区域は避難指示（緊急）となり、在宅避難者は指定避難所に避難する。</p>	<p>複合災害の影響</p> <p>・浸水地域の最寄りの指定避難所は満員になったので、新たに公共施設を指定避難所として開設及び運営を開始することになった。</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷の地域において、家屋の被害状況調査、被害認定調査を再度実施することになった。</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷の地域において、家屋を消毒する応急業務が新たに発生することになった。</p> <p>・あらためて他市町村に職員の派遣要請をする必要になった。</p>			県地域防災計画の反映		<p><b>3.2 巨大地震後、復興活動中に巨大台風が直撃した場合</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">先発災害</td> <td> <p>想定地震</p> <p>東京湾北部地震 （最大震度6強の揺れにより建物被害4189棟、人的被害584名、避難者4545名）</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>地震発生後の状況</p> <p>・応急仮設住宅の建設が完了して指定避難所を閉鎖した。</p> <p>・市内全域で土地区画整備事業等の復興事業が進んでいる。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後発災害</td> <td> <p>想定台風</p> <p>昭和56年台風24号の規模 （綾瀬川が氾濫（西袋、柳之宮、南後谷で浸水害））</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>台風直撃時の状況</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷における浸水害の発生で、当該区域は避難指示（緊急）となり、在宅避難者は指定避難所に避難する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>複合災害の影響</p> <p>・道路被害が発生したので一部の地域で復興事業を中止して、再び復旧作業を開始することになった。</p> <p>・閉鎖した指定避難所のうち、一部を指定避難所として再び開設・運営することになった。</p> <p>・西袋陣屋公園に建設した応急仮設住宅が浸水被害を受けた。</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	先発災害	<p>想定地震</p> <p>東京湾北部地震 （最大震度6強の揺れにより建物被害4189棟、人的被害584名、避難者4545名）</p>	<p>地震発生後の状況</p> <p>・応急仮設住宅の建設が完了して指定避難所を閉鎖した。</p> <p>・市内全域で土地区画整備事業等の復興事業が進んでいる。</p>	後発災害	<p>想定台風</p> <p>昭和56年台風24号の規模 （綾瀬川が氾濫（西袋、柳之宮、南後谷で浸水害））</p>	<p>台風直撃時の状況</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷における浸水害の発生で、当該区域は避難指示（緊急）となり、在宅避難者は指定避難所に避難する。</p>	<p>複合災害の影響</p> <p>・道路被害が発生したので一部の地域で復興事業を中止して、再び復旧作業を開始することになった。</p> <p>・閉鎖した指定避難所のうち、一部を指定避難所として再び開設・運営することになった。</p> <p>・西袋陣屋公園に建設した応急仮設住宅が浸水被害を受けた。</p>							
項目	内容																															
先発災害	<p>想定地震</p> <p>東京湾北部地震 （最大震度6強の揺れにより建物被害4189棟、人的被害584名、避難者4545名）</p>																															
	<p>地震発生後の状況</p> <p>・地震による被害が軽微な家屋の市民は、在宅避難を実施している。</p>																															
後発災害	<p>想定台風</p> <p>昭和56年台風24号の規模 （綾瀬川が氾濫（西袋、柳之宮、南後谷で浸水害））</p>																															
	<p>台風直撃時の状況</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷における浸水害の発生で、当該区域は避難指示（緊急）となり、在宅避難者は指定避難所に避難する。</p>																															
<p>複合災害の影響</p> <p>・浸水地域の最寄りの指定避難所は満員になったので、新たに公共施設を指定避難所として開設及び運営を開始することになった。</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷の地域において、家屋の被害状況調査、被害認定調査を再度実施することになった。</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷の地域において、家屋を消毒する応急業務が新たに発生することになった。</p> <p>・あらためて他市町村に職員の派遣要請をする必要になった。</p>			県地域防災計画の反映																													
<p><b>3.2 巨大地震後、復興活動中に巨大台風が直撃した場合</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">先発災害</td> <td> <p>想定地震</p> <p>東京湾北部地震 （最大震度6強の揺れにより建物被害4189棟、人的被害584名、避難者4545名）</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>地震発生後の状況</p> <p>・応急仮設住宅の建設が完了して指定避難所を閉鎖した。</p> <p>・市内全域で土地区画整備事業等の復興事業が進んでいる。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後発災害</td> <td> <p>想定台風</p> <p>昭和56年台風24号の規模 （綾瀬川が氾濫（西袋、柳之宮、南後谷で浸水害））</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>台風直撃時の状況</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷における浸水害の発生で、当該区域は避難指示（緊急）となり、在宅避難者は指定避難所に避難する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>複合災害の影響</p> <p>・道路被害が発生したので一部の地域で復興事業を中止して、再び復旧作業を開始することになった。</p> <p>・閉鎖した指定避難所のうち、一部を指定避難所として再び開設・運営することになった。</p> <p>・西袋陣屋公園に建設した応急仮設住宅が浸水被害を受けた。</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	先発災害	<p>想定地震</p> <p>東京湾北部地震 （最大震度6強の揺れにより建物被害4189棟、人的被害584名、避難者4545名）</p>	<p>地震発生後の状況</p> <p>・応急仮設住宅の建設が完了して指定避難所を閉鎖した。</p> <p>・市内全域で土地区画整備事業等の復興事業が進んでいる。</p>	後発災害	<p>想定台風</p> <p>昭和56年台風24号の規模 （綾瀬川が氾濫（西袋、柳之宮、南後谷で浸水害））</p>	<p>台風直撃時の状況</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷における浸水害の発生で、当該区域は避難指示（緊急）となり、在宅避難者は指定避難所に避難する。</p>	<p>複合災害の影響</p> <p>・道路被害が発生したので一部の地域で復興事業を中止して、再び復旧作業を開始することになった。</p> <p>・閉鎖した指定避難所のうち、一部を指定避難所として再び開設・運営することになった。</p> <p>・西袋陣屋公園に建設した応急仮設住宅が浸水被害を受けた。</p>																						
項目	内容																															
先発災害	<p>想定地震</p> <p>東京湾北部地震 （最大震度6強の揺れにより建物被害4189棟、人的被害584名、避難者4545名）</p>																															
	<p>地震発生後の状況</p> <p>・応急仮設住宅の建設が完了して指定避難所を閉鎖した。</p> <p>・市内全域で土地区画整備事業等の復興事業が進んでいる。</p>																															
後発災害	<p>想定台風</p> <p>昭和56年台風24号の規模 （綾瀬川が氾濫（西袋、柳之宮、南後谷で浸水害））</p>																															
	<p>台風直撃時の状況</p> <p>・西袋、柳之宮、南後谷における浸水害の発生で、当該区域は避難指示（緊急）となり、在宅避難者は指定避難所に避難する。</p>																															
<p>複合災害の影響</p> <p>・道路被害が発生したので一部の地域で復興事業を中止して、再び復旧作業を開始することになった。</p> <p>・閉鎖した指定避難所のうち、一部を指定避難所として再び開設・運営することになった。</p> <p>・西袋陣屋公園に建設した応急仮設住宅が浸水被害を受けた。</p>																																

# 複合災害対策編

新		旧	備考	頁（現行）										
<p><b>3.3 巨大地震後、さらに別の巨大地震が発生した場合</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">先発災害</td> <td> <u>想定地震</u>  <u>東京湾北部地震</u>  <u>（最大震度6強の揺れにより建物被害4189棟、人的被害584名、避難者4545名）</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>地震発生後の状況</u>  <u>・地震による被害が軽微な家屋の市民は、在宅避難を実施している。</u> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後発災害</td> <td> <u>想定台風</u>  <u>茨城県南部地震</u>  <u>（最大震度6弱の揺れにより建物被害1064棟、人的被害72名、避難者2663名）</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>地震発生後の状況</u>  <u>東京湾北部地震で被害が軽微だった家屋の多数が半壊又は全壊した。</u> </td> </tr> <tr> <td>複合災害の影響</td> <td> <u>・市内全域で震度5強以上の揺れが2回発生したことで想定以上の建物被害が発生することになった。</u>  <u>・東京都、埼玉県全域で被害が大きいため、応援を要請しても満足な物資や人的資源を受けることができない。</u>  <u>・災害ボランティアも関東広域で分散しているため、対応人数がわずか。</u> </td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	先発災害	<u>想定地震</u> <u>東京湾北部地震</u> <u>（最大震度6強の揺れにより建物被害4189棟、人的被害584名、避難者4545名）</u>	<u>地震発生後の状況</u> <u>・地震による被害が軽微な家屋の市民は、在宅避難を実施している。</u>	後発災害	<u>想定台風</u> <u>茨城県南部地震</u> <u>（最大震度6弱の揺れにより建物被害1064棟、人的被害72名、避難者2663名）</u>	<u>地震発生後の状況</u> <u>東京湾北部地震で被害が軽微だった家屋の多数が半壊又は全壊した。</u>	複合災害の影響	<u>・市内全域で震度5強以上の揺れが2回発生したことで想定以上の建物被害が発生することになった。</u> <u>・東京都、埼玉県全域で被害が大きいため、応援を要請しても満足な物資や人的資源を受けることができない。</u> <u>・災害ボランティアも関東広域で分散しているため、対応人数がわずか。</u>		県地域防災計画の反映	
項目	内容													
先発災害	<u>想定地震</u> <u>東京湾北部地震</u> <u>（最大震度6強の揺れにより建物被害4189棟、人的被害584名、避難者4545名）</u>													
	<u>地震発生後の状況</u> <u>・地震による被害が軽微な家屋の市民は、在宅避難を実施している。</u>													
後発災害	<u>想定台風</u> <u>茨城県南部地震</u> <u>（最大震度6弱の揺れにより建物被害1064棟、人的被害72名、避難者2663名）</u>													
	<u>地震発生後の状況</u> <u>東京湾北部地震で被害が軽微だった家屋の多数が半壊又は全壊した。</u>													
複合災害の影響	<u>・市内全域で震度5強以上の揺れが2回発生したことで想定以上の建物被害が発生することになった。</u> <u>・東京都、埼玉県全域で被害が大きいため、応援を要請しても満足な物資や人的資源を受けることができない。</u> <u>・災害ボランティアも関東広域で分散しているため、対応人数がわずか。</u>													

## 複合災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第2節 予防対策</b></p> <p><b>第1 複合災害に関する防災知識の普及【統括班】</b>  <u>統括班は、自然災害が単独で発生するばかりではなく、複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関と共有するとともに、市民に対して周知する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>第2 防災施設の整備等【統括班】</b>  <u>統括班は、複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>第3 避難対策【統括班】</b>  <u>統括班は、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の指定避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の指定避難所や避難経路を想定する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>第4 災害医療体制の整備【統括班】</b>  <u>統括班は、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等に努める。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>第5 災害時の要配慮者対策【統括班】</b>  <u>統括班は、浸水想定区域外に所在しており、かつ、耐震性を有する社会福祉施設を優先に福祉避難所として選定する。</u></p>		県地域防災計画の反映	

## 複合災害対策編

新	旧	備考	頁（現行）
<p><b>第3節 応急対策</b></p> <p><b>第1 情報の収集・伝達【情報班】</b>  <u>複合災害が発生した場合、後発災害による被害状況の情報を収集するため、先発災害の応急対策業務等に対応している職員から必要な人数の再配置を行い、被害状況の的確な把握に努める。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>第2 交通規制【水防・道路班】</b>  <u>豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、水防・道路班は、草加警察署と連携しては速やかに交通規制を実施する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>第3 道路の修復【水防・道路班】</b>  <u>豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、液状化現象等により、河川堤防や道路が寸断されることが予想されるため、水防・道路班は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。</u></p>		県地域防災計画の反映	
<p><b>第4 指定避難所の再配置【統括班、避難所班】</b>  <u>各指定避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な指定避難所へ移動させる処置を講じつつ、指定避難所の再配置を検討する。</u></p>		県地域防災計画の反映	